



Title	酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働-生活過程 : 北海道標茶町虹別地区I及びS部落と大樹町尾田地区T部落における比較研究 第1編
Author(s)	布施, 鉄治; 岩城, 完之; 小林, 甫 他
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 12, 1-270
Issue Date	1977-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88003
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol_12.pdf



酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程

— 北海道標茶町虹別地区 I 及び S 部落と大樹町尾田
地区 T 部落における比較研究 —

第 1 編

1977. 3

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設



酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程

—北海道標茶町虹別地区 I 及び S 部落と大樹町尾田
地区 T 部落における比較研究—

布 施 鉄 治
岩 城 完 之
小 林 甫
白 檜 久
酒 井 恵 真
安 倍 喜美子
安 倍 恒 雄
鎌 田 明 子
藤 井 史 朗

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

序

この報告書は本産業教育計画研究施設、布施委員指導のもとに、本学部教育社会学研究グループによっておこなわれた北海道大規模酪農専業地帯二地域の実態調査、研究結果をまとめたもので、その方法論的概括とともに本研究施設の基礎研究の一部をなすものである。(本報告は4部構成で、本篇は第1部と第2部 — 標茶町の分析 — を集録した。)

本産業教育計画研究施設にとって、農業教育計画研究はむろん逸することのできぬ一分野であるが、周知のように、いま、日本農業は大型機械化大規模経営という、かつて経験したことのない新しい農業生産力の水準に推移しつつあり、そこで苦渋にみちた階層=階級分解の動態過程を読みつつある。オイルショック下の農業生産手段の価格暴騰による農民の借金自殺の続発、稚苗、機械田植えによる今次冷害被害の激化等、われわれはそこに農業=農民教育課題の切実さと緊急性をあらためて認識せざるをえない。

農業生産力の新しい水準への推移とはいえ現代資本主義の社会的生産諸関係に規定されて、それは総じて家族労働の小農生産様式の枠組のなかでおこなわれているが、この生産様式においては生産諸力 Productive forces を、いわば小農的生产力 Productive power に統合化していく主体的契機にその独自の性格があり、そこに農業教育学習計画研究の重要な領域と課題がある、といってよい。

本報告は、現代の小農的生产力が基本的には資本主義的生产関係に規定されつつも、その形成のメカニズムを、逆に「歴史における究極の規定要因は、現実の生命の生産と再生産である」とのパースペクティブな視野から全面的にとらえかえす努力がはらわれている。すなわち、一方では、小農のいとなみを家族協業形態から社会的協業形態への協働の人類史的展開の場ととらえつつ、他方では小農が労働し、生産し、生活する場合の現実の存在形態と条件、「家」および「家」相互の社会的諸関連を中心視座に位置づけてヴィヴィッドな実態把握と克明な分析を試み、いくつかの重要な指摘をおこなっている。

本報告を一読すれば、戦争に前後する入植以来の苦闘の生活史をもった小農家族の役割構造、ライフ・ステージと後継者の諸関係、地縁的血縁的關係の形成と生業が現代の小農の生産力にふかかかかって捨象を許されぬことが理解できよう。また、小農の生産様式における小農の生産関係の理論的指摘は示唆的で、今後の農民=農業教育学習計画研究の上でも積極的展開が期待される。

限界地、北海道は開拓百年、府県農村に比べ地域社会の形成の熟度は浅いが、それだけ農民=農業教育学習計画研究の学際的基礎作業としての、小農の全生活の再生産過程と、その諸関連をとらえるうえで — 方法論的鋭さに応じて — 一定の有利性を提供しうることも本報告はしめている。

願わくは、本報告が — 大方の批判をえつつ、— 関係学会に寄与するとともに、多くの困難な課題に逢着している地域農業農民教育計画に生かされんことを。

1977年3月

北海道大学教育学部附設
産業教育計画研究施設

施設長 美土路 達 雄

目 次

序 説	5
第1部 酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程にかかわる現実的・理論的諸問題	11
第1章 現段階における酪農経営の「大規模化」のもつ意味と本稿のねらい	13
第1節 「新全国総合開発計画総点検作業中間報告（素案）—農林水産業問題とその対策」が指摘する問題点とその内在論理の検討	13
第1項 「中間報告」が指摘する問題点	13
第2項 「中間報告」が有する内在論理とその問題点	19
第2節 北海道における酪農「大規模化」とそこにおける問題点	24
第1項 「新全総」における北海道の位置づけと北海道地域社会開発	24
第2項 北海道における酪農「大規模化」のもつ諸問題	26
第2章 理論的課題と分析方法について	39
第1節 理論的解決課題	39
第1項 日本農村社会学の発展のために	39
第2項 本稿でのねらい	42
第2節 「農民的農業生産力」論の検討	44
第3節 本稿における分析手順及びその方法的特徴点	48
第2部 標茶町虹別地区 I・S 両部落における酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程分析	53
第1章 標茶町における農民層分解の進展と産業・社会構造の変化	55
第1節 地域の概況と地域社会の史的発展過程	55
第2節 総合農政の展開と地域農民層分解の諸特徴	59
第3節 虹別地区における集落形成と現時の変容過程	65
第2章 酪農民の階級・階層分化と家族協業体としての「家」の分析	71
第1節 酪農家諸階層の生産・経営構造の特徴と酪農経営の大規模化	71
第1項 調査対象農家の階層区分	71
第2項 諸階層の生産・経営の諸特徴	71
第3項 諸階層の経営内容の吟味	77
第4項 要約	79
第2節 生産・生活組織体としての「家」の構造	80
第1項 分析の方法	80
第2項 家族構成上の特徴	82
第3項 夫婦家族形態家族の生産・生活組織の構造	83
第4項 直系家族形態家族の生産・生活組織の構造	88
第3節 諸階層の労働—生活過程の特質	94
第1項 機械化の進展と生産・生活手段	94
第2項 機械化と成員の労働—生活過程	95
第3項 生産労働時間と家事時間と健康	100
第4節 結び	107

第3章 酪農経営の「大規模化」とその成立諸条件の分析	110
第1節 「家」の生業の展開と酪農生産の定着	110
第1項 階層的相違にもとづく生業の展開過程	110
第2項 日本資本主義の発展と酪農生産の定着過程	111
第2節 土地集積と自家保有労働力の変遷	115
第1項 生業の展開と土地集積過程	115
第2項 自家保有労働力と土地集積及び酪農の定着過程	119
第3節 農業構造改善事業と酪農経営の「大規模化」	124
第1項 農業構造改善事業の進展	124
(1) 標茶町の農業構造改善事業	125
(2) 虹別地区における「構改」事業と酪農専業化への移行	125
第2項 酪農機械・設備の増強と乳牛頭数の増加	129
第3項 負債の増加と「農業所得」の推移	132
第4節 農業構造改善事業の進展と農民層の対応形態	136
第5節 総括	138
第4章 「家」の生活史・ライフステージと日本資本主義発展への「家族協業体」	
の対応の史的分析	140
第1節 虹別入植者の二つの層及び本章での分析視角	140
第1項 戦前入植者層の「家」の歴史と虹別入植	140
第2項 戦後入植者層の虹別入植と「家」の形成	144
第3項 入植時期区分と階層との関係	147
第4項 「家」の世代的発展とライフステージ	148
第2節 「家」の生活史・ライフステージと酪農導入期における生業・生活の創造	149
小序	149
第1項 入植直後の大凶作期と「家」の対応	151
第2項 太平洋戦争期における「家」の生業と生活	156
第3項 戦後段階における戦前入植者層の「家」の再建と「大規模酪農」専業化への準備過程	161
(1) 戦後直後における「家」の再建	161
(2) 戦後段階の生業の再形成と酪農専業化への準備	163
第4項 戦後入植者層の虹別来住と生業—生活の形成	167
第3節 酪農専業化段階における「家族協業形態」	170
第1項 「大規模酪農」専業体制への移行期における「家」の対応	170
第2項 「大規模酪農」専業体制形成—確立期における「家族協業形態」	177
第4節 虹別地域における「家族協業形態」展開の特質	183
第1項 「家族協業形態」におけるライフステージのもつ意味	183
第2項 「家」の世代的発展と階層区分	185
第3項 血縁のネットの形成とその特質	186

第5節 生活史からみた「社会的協業形態」への展望	188
第5章 酪農経営の「大規模化」と後継者問題	190
第1節 酪農経営の「大規模化」と後継者問題	190
第1項 「上昇－発展型」の「家」の「大規模酪農」専門化過程	191
第2項 「下降－停滞型」の「家」の出現とそのプロセス	193
第3項 分解基軸をなす「上昇－停滞型」と「家」の世代的発展	195
第2節 「家」の世代的発展と後継者問題	201
第6章 酪農「大規模化」に伴う技術習得過程とコミュニケーション・ネットワーク 及び経営志向に関する分析	206
第1節 酪農「大規模化」と「家」の技術水準	206
第1項 多頭化過程の再吟味	206
第2項 多頭化に伴う設備・技術水準の変容	207
第2節 「大規模化」に伴う段階的問題点と諸情報のネットワーク	210
第1項 酪農民が体験した乳牛飼養頭数別の資金、設備、技術的諸問題	210
(1) 10頭未満段階	210
(2) 10～19頭段階	210
(3) 20～29頭段階	211
(4) 30頭以上段階	211
第2項 酪農民の多頭化への主体的対応とそこにおける諸矛盾	212
(1) 労働－生活過程での問題点	212
(2) 資金に関する問題点	212
(3) 自然・社会的環境における問題点	217
第3項 諸矛盾の主体的解決のための諸情報のネットワーク	218
第3節 経営の「大規模化」と諸情報のネットワークに関する事例分析	219
第1項 上層農における事例分析	219
(1) 事例にそつた問題解析	219
(2) 上層農における特徴点	224
第2項 中層農における事例分析	224
(1) 事例にそつた問題解析	224
(2) 中層農における特徴点	227
第3項 下層農における事例分析	227
(1) 事例にそつた問題解析	227
(2) 下層農における特徴点	228
第4節 階層分化と各層の経営志向	229
第5節 総括	233
第7章 村落社会構造とその変革・変動過程の分析	236
小序	236
第1節 村落社会の役職構造の変遷	237
第1項 戦前段階における虹別地区役職構造とI・S部落	237

第2項 戦後段階における諸変容	237
(1) 戦後初期段階	237
(2) 35年代段階までの変遷	238
(3) 酪農専業段階以降	238
第2節 村落社会構造を支える血縁のネットワークと農民層の生産・労働—生活諸関連	240
小 序	240
第1項 I・S両部落の血縁のネットワーク	241
第2項 酪農民の生産・労働—生活諸過程における社会関係	242
(1) 生産過程における「家」結合	242
(2) トラクター利用組合とサイレージ作業集団	242
(3) 酪農生産におけるインフォーマルリーダー	244
(4) 生活を通しての「家」の社会関係	246
第3項 要 約	252
第3節 酪農民の生産—生活過程と諸機関との関連	253
第1項 酪農専業体制と諸機関との関連	253
(1) 生産計画・経営計画と諸機関	253
(2) 乳牛飼育・飼料生産と諸機関	253
(3) 機械導入・畜舎整備と諸機関	254
第2項 諸機関利用の階層的特徴	255
第4節 酪農民の生活と部落外社会との諸関連	255
第5節 現段階における村落社会構造の変動・変革にかかわる諸問題	259
小 序	259
第1項 専業酪農体制への移行と村落社会の変容	260
第2項 地域リーダー層の変容過程	261
第3項 地域農民組合組織の形成と農民の政治的態度	261
第6節 結 び	265

序 説

(1) 私たちは、すでに昭和36～7年の段階において『農業の近代化と農民の生産意欲—農業未共同化グループと共同化グループの比較研究—』というかなり大部の実証的研究を公にしている。¹⁾ それは、当時、問題とせられていた農業共同化の問題を、単なる農業経営のレベルだけではなく、農民層の生産・労働—生活過程レベルまで立ちもどって、すぐれて、その生産意欲の問題に焦点をすえて、ほぼ同様の立地条件にあるにもかかわらず、農業共同化にふみ切ったグループと、然らざるグループとの比較研究をとおして、この問題の解明にせまつたものであつた。そのさい、私たちは、生産意欲の問題を、心理学レベルにおける問題として位置づけることはさけて、経済、社会的諸条件との関連の中にこれを位置づけた。つまり、そこでの発想は、それら諸条件の変革をとおして、それとの連鎖の中で農民層の生産意欲そのものは高まるし、また高まらざるを得ないということ、その意味において、社会的人間としての農民層は、自らの社会を形成する過程をとおして、その生産意欲を増進するものであり、かかる社会学的視点を抜きにしては、この問題をとくことはできぬ、というところにあつた。

人びとが、自らの生活の諸条件の向上を願うことは当然であるが、その願いは、少なくとも、その労働を介した農業生産への意欲を土台として、その諸結果がそこに立ちかえるということをとおして、いわば螺旋状に現実化しなければならないし、またするものであると私たちは考えている。そのさい、私たちがその分析の土台としたのは、つねに自らにとつての社会を形成せざるを得ない農民層の現実の全生活の社会的再生産過程であつた。私たちは、そこに農業、農民教育の問題を位置づけた。

その意味において、「生産と生活」また「労働と生活」は、生産とわけた形で生活を、また労働とわけた形で生活をという形で、いわば二分法的に捉えてはならない、と私たちは考えている。^{*} それは地域産業、地域社会の変動の問題と不可欠に結びついている。

^{*} 農民層の現実の生活を土台として問題を把握するさい「生産—生活」カテゴリとその「労働—生活」カテゴリはあきらかに異なる。「生産—生活」カテゴリの場合、それはすぐれて、戦後日本資本主義経済の再生産構造の中に位置づけられて「社会的生産—消費」の経済的循環に規定された意味での農民層の農業生産、そうしてその生活という側面でのひとつの学的昇華を示めすのに対して、後者は、むしろ、そうした規定性の中で、その現実の「生産・労働—生活過程」をとおしてその階級的矛盾構造を如何に現実的に止揚しているか、という側面に比重がある。もとより、分析カテゴリとして両者はわけられるとはいへ、現実的には農民層の全生活の社会的再生産過程をとおして結合していることはいうまでもない。²⁾

当時、北海道における行政担当者からは、その「近代化」の諸施策の実施にとつても、農民の意欲が全くない、その意欲を増進しなければどうにもならないという問題が提起されていた。しかし意欲は、農民の「心の問題」としてのみ捉えることはできない。その「気をおこさせない」諸条件を戦後日本資本主義経済の発展構造そのものが用意していたし、また農民層がこれまで培った生産・労働—生活慣行からいって、「農基法」農政によって提起された問題は、ただちに主体的対応を行うにはあまりにも大きな内容をもっていた。そのさい農民的立場に立っての対応のひとつが、

「農業共同化」の動きであつた。しかし、その動きは除々に定着しつつあるが、未だかならずしもわが国農村社会における一般的な形態としては定着していない。

自からの生産・労働—生活の営為そのものが自らの生活にとって、何の果実ももたらさない場合、人びとが、生産・労働への意欲を失うことは目にみえている。

ところで、当時、私たちが、『農業の近代化と農民の生産意欲』で着目した点は農業共同化グループと、未共同化グループの比較をその対象としたことであきらかなように、それにもかかわらず農民層は自らの生の証として、いわば下から、そうした諸条件を形成する生活の営為をつねに有しているという事実であつた。現実の農民層の全生活の社会的再生産過程をみればこのことはあきらかである。

そのさい、私たちが、とりわけ着目したのは次の諸点であつた。(1)現実の農民層の全生活が何よりも、自作小農制下の「家」を単位として営まれているということ、すなわち「家族協業形態」として営まれているということ。(2)その中で「農業共同化」のうごきが現に展開しているということは、その「家族協業形態」の社会化、すなわち、農業における社会的協業のあらたなる動きとしてこれを位置づけることができるということ。(3)そのさい、その「共同化」は、集落社会としての「半共同体」³⁾——北海道の場合、形成されつつあるそれであるが——、つまりその村落社会の構造の中であらたに形成されつつあるものである故、当然のことながら、その現に存在する村落社会の構造分析を不可欠に必要とするということ。(4)そして、前述のように、北海道農村社会では、その社会それ自体が、いわば形成されつつあるものであつた故、所謂、本州都府県における村落社会分析の場合しばしば採用せられていた「制度分析」の方法は現実の問題として有効性を発揮しなかつたということ。⁴⁾したがって、私たちは、何よりも農民層の現実の生産・労働—生活過程を土台における社会心理学、また社会人類学が培った諸分析方法によつての社会諸関係、またその構造の変動しつつあるプロセスを解明したということ。けれどもその場合後述するように私たちは、戦後日本農村社会学の発展が累重的に培った成果としての所謂「構造分析」方法、また「農民層分解論」の方向性をその射量におさめていたということは、⁵⁾そのさい私たちが何よりも、農民層の「家」としての経済レベルにおける経営及び家計レベルにまで立ちかえつての諸分析をほどこしてあることであきらかであろう。その上に立つて、私たちはすでに「開かれた社会」の中にある個々の農民層のコミュニケーションのネットワークをはじめ、「家」の構造、また「村落」の構造、そして「共同化」の動きそのものの形成定着過程を分析した。当然に、その分析は「閉された社会」としての「家」「村落」の分析レベルをこえている。私たちは、個々の農民層の「主体性」のレベル、所謂「意識」レベルにそれを特化することなく、客観的にもつともたしかなる彼らの全生活の社会的な再生産過程レベルにおろしての分析をほどこしたことはいうまでもない。

ところで昭和36年段階からすでに16年は経過している。「高度経済成長政策」下の「農基法」農政によるわが国農業生産の誘導がもたらした諸結果については、本稿第1部第1章で検討するが、現在、国家—行政機構レベルですすめられている「第三次全国総合開発計画」の策定作業の中での「新全国総合開発計画総点検作業」においても、「高度経済成長」期以降のわが国の食糧問題、また農業生産、農民生活にかかわる諸矛盾の累重的蓄積が、もはや看過できないものとなっていることが指摘されている。矛盾はきわめて尖角的に顕在化しつつあることを「総点検作業」それ自身が語っている。その中で本稿での主題にひきつけていうならば、酪農の大規模化の「ゴールなき拡大」のもつ矛盾が指摘されざるを得ないものとして位置づけられている。しかしながら、それ

にもかかわらずその論理としては、依然北海道は、大規模酪農基地として位置づけられている。いうまでもなく現時の農民層の階級・階層分化はきわめて激しい。とりわけ北海道においてこのことは顕著である。酪農地帯においても農村社会の構成単位である「家」が櫛の歯が抜けたように脱農家していく一方、その対極に、大規模酪農家群が施策的挺子入れによつて形成されてきている。⁶⁾

「むら」の解体が問題にされる所以がここにある。ところで形成されつつある大規模酪農経営は巨額の負債をかかえ、酪農民の健康が問題とされる一方、草地酪農における地力の減退すら問題とせられるに至っている。⁷⁾そこには、あきらかに無理が存する。資本投下をすれば、すぐさま大規模酪農経営が形成されるというものではない。そこには、あきらかに、現実を生き抜いている農民層の生活の問題、また彼らが現に形成している社会の問題、また形成しようとしている社会の問題がある。農民の生産意欲ということが問題とせられる場合、それはかかる文脈の中に位置づけられなければならない。たしかに、農業・農民団体の諸要求は経済的要求、しかもすぐれて価格要求に収斂している。国独資段階下において農業経営を守り、また何よりも農民層が生きなければならぬ以上、このことは当然である。しかしいうまでもなく農民層を含めて、人びとは単なる「経済的動物」として自らの生を全うしているわけではない。人びとは、その日々の生活の営為をとおして、少なくとも資本にとつての「道具」としてではなしに、「自然の人間」としてその生を実証している。そこに人類のまさにその生存の基礎であるところの、自然との共棲関係を土台においた、自然をそれ自身「資本の価値増殖」の論理によつて律するのではなしに、すすんで「人間的自然」として改変しなければならぬという、言葉の正しい意味での自然との共棲関係への志向性がある。別の角度からみるならば、このことはさらに「資本の価値増殖の論理」によつて律せられた、相互に孤立させられた諸個人また「家」ではなしに、そうした規定性をうけながらも、全体社会における生産力の発展に相応したその諸力の発現を自ら社会そのものとして、具現化する営みがあるということである。

個々の農家はそれぞれの生活史をもつており「家」の展開過程の中で培われた諸生産－生活関連が、そこでは彼らにとつての社会の土台としてある。そのあり様を彼らは現実一步一步変えていくのである。

かようにみえてくるならば、私たちは、すでに12年前、私たちが志向した方向での分析は、現段階においてますます必要になっていくと考える。第一に、その段階と比べて農民層が有する階級的諸矛盾がいよいよ進展しているということ、そのことの意味は、所謂「家」を単位として小商品生産者としての農民層が有する矛盾の意味が、「半封建的」といわれるそれではなく、すぐれて資本主義的な矛盾として顕在化しているということ。第二にそのことに相応して「家」のあり様、その中で家族成員の地位と役割において、それは大きく変容されているばかりではなく、それは村落社会のあり方においても大きく変容されているということ。私たちは、本稿では、とりわけ「共同化」を志向するグループには、その分析の焦点をあわせてはいない。聞きなれた言葉では、現段階における「常民」レベルに、そして彼らが現に激しい資本主義的分解過程の中で形成しつつある「家」「村落」のあらたなる段階での、その協業形態のあり方、そこでの個々の農民層の諸矛盾の止揚過程の分析にその焦点をあわせている。そうしてその中で「共同化」への、実情に見合った志向性が、ふたたび立ちあらわれてくることは、不可避的なことであると私たちは把握している。

かかる点の解明は、私たちが今後の日本国民社会の維持・発展を考えるさい、きわめて重要なひとつのポイントをなすと考えている。ところで、このことに関連して、ここで次の二点を指摘する必要がある。第一は12年前私たちが北海道農村社会における現実を直視して提起した問題点は

現段階においては、本州都府県においても、とりわけその分析方法それ自体において採用せざるを得ない段階に到達しているということである。すなわち、私たちのいう「制度論」的分析方法では制度それ自体がゆれ動くものとして変容・変革されつつある現在、その実相がとけぬということである。第二に、このことは、別の言葉でいえば、所謂、経済的・社会的構成体の前進的移行の内実にそうて、いわば下から村落社会変動をとりおさえるということになるが、そのさい私たちは、戦前の「アチックミュージアム」⁸⁾が行った常民生活・社会の採取の伝統をふまえて、そのレベルにまでおりて、変革期における「あたりまえの農民」の生活誌として問題をふかめたいと考えている。そして、そこに私たちの提起する「農民層の生産・労働—生活過程分析」の方法⁹⁾、そしてさらに社会構造それ自体の変動プロセスの把握としての「機構—構造」分析の方法¹⁰⁾が生きてくるものと私たちは考えている。かかる分析の志向性は、すでに『農民意欲』研究において有していたものであるが、その後12年たつたいま、具体的な分析メソッド、またその前提となるところの分析視角がよりふかまっていることはいうまでもない。

(2) 本稿において、私たちが分析対象とするのは、次の二地点である。ひとつは、昭和40年段階以降、施策的に積極的に推進せられてきている北海道酪農基地建設のいわば目玉としての道東、道北における「新酪農地帯」のひとつに入る根釧・標茶町虹別地区。もうひとつは、かかる意味での目玉には入らないが、国策にそうて穀菽農業から酪農への転換が前者と同様、その激しい農民層の分解の中で近時急速に進展しつつある十勝・大樹町尾田地区である。搾乳牛の飼養規模からいうと前者は後者より優位にあるが、しかしそれを支える個々の農民の力能、またその社会のあり方というレベルに立ちかえって問題を把握すると、前者が後者より勝っているとはかならずしもいえない。私たちは、本稿においては以上の二地点におけるインテンシブなモノグラフ研究をとおしてすでに指摘した観点からの問題発掘を行ないたいと考えている。

本稿の構成は次のようになっている。第1部は、次の二つの部分に分かれる。(1) 現段階のわが国農業生産の中での北海道酪農の位置づけを、とくに「新全国総合開発計画総点検作業」「第3次酪農近代化(案)」とのかかわりであきらかにし、次いで北海道地域社会で現に提起されている酪農経営のかかえる諸問題にふれ、本稿のもつ現実的役割をあきらかにする。(2) 本稿の分析方法及びそこにおける理論的諸課題にふれ、本稿のもつ理論的役割をあきらかにする。第2部は標茶町虹別地区の事例分析、第3部は大樹町尾田地区の事例分析である。そして第4部は、前記問題提起(1)(2)をうけた総括にあてられる。第一篇では第1～2部、第二篇が3～4部という構成になる。

なお、本稿の素材となつた調査について述べると標茶町虹別地区の調査は、昭和47年、布施鉄治、岩城完之、小林甫、白樫久、酒井恵真のほか北海道大学教育学部大学院生2名、学部学生安部恒雄ほか9名で行われ、以降、継続調査は白樫久を中心として行われている。また、大樹町尾田地区の調査は昭和50年、布施鉄治、岩城完之、小林甫、白樫久、酒井恵真のほか、北大教育学部大学院生、安部喜美子、安部恒雄、研究生、鎌田明子、学部学生藤井史朗ほか7名で行われ、その後の継続調査は主として酒井によって行われている。標茶調査の結果の一部については、すでに布施、白樫、安部(恒)「資本主義の〈高度成長〉と〈家〉及び〈村落社会〉の構造変動の論理」(『村落社会研究』第11集、1975、お茶の水書房)で発表している。また大樹調査は「過疎地域問題調査会」の過疎地域にむける老人調査の一環として行われたもので『過疎地域問題調査報告書—過疎地域における老人問題とその対策—』(1976、過疎地域問題調査会)において、本稿とは全く分析対象を異にする老人生活に焦点をあわせての報告がある。

本稿（第一稿）は全員のグループでの討議にもとづいているが、直接的な執筆分担は下記の如くである。なお全体の統一は布施の責任において行っている。

第一篇における執筆分担

序 説	布施 鉄治	第 4 章	
第 1 部		第 1 節	小林 甫
第 1 章		第 2 節	小林 甫
第 1 節	布施 鉄治	第 3 節	小林 甫
第 2 節	布施 鉄治	第 4 節	小林 甫
第 2 章		第 5 節	小林 甫
第 1 節	布施 鉄治	第 5 章	
第 2 節	布施 鉄治	第 1 節	小林 甫
第 2 部		第 2 節	小林 甫
第 1 章		第 6 章	
第 1 節	布施 鉄治	第 1 節	安部 恒雄
第 2 節	布施 鉄治	第 2 節	岩城 完之
第 3 節	布施 鉄治	第 3 節	安部 恒雄
	白樺 久	第 4 節	安部 恒雄
第 2 章		第 5 節	布施 鉄治
第 1 節	白樺 久	第 7 章	
第 2 節	鎌田 明子	小 序	布施 鉄治
第 3 節	鎌田 明子		白樺 久
第 4 節	布施 鉄治	第 1 節	白樺 久
第 3 章		第 2 節	布施 鉄治
第 1 節	白樺 久		白樺 久
	布施 鉄治	第 3 節	白樺 久
第 2 節	白樺 久	第 4 節	白樺 久
	布施 鉄治	第 5 節	白樺 久
第 3 節	白樺 久		布施 鉄治
第 4 節	安部 恒雄	第 6 節	布施 鉄治
第 5 節	白樺 久		
	布施 鉄治		

<註>

- 1) 留岡清男・布施鉄治・鈴木秀一『農業の近代化と農民の生活意欲——農業未共同化グループと共同化グループの比較研究——』、第一篇、第二篇（第一篇・昭和37年6月、第二篇・38年3月、北海道大学教育学部、産業教育計画研究施設研究報告書、第1号、第2号）。
- 2) かかる点に関する理論的考察は、布施鉄治・岩城完之・小林甫「生活過程と社会構造変動に関する一考察」（日本社会学会機関誌『社会学評論』99号、有斐閣、1974年）及び布施鉄治「社会機構と諸個人の社会的労働—生活過程」（北海道大学教育学部紀要 第26号、1976年）を参照されたい。
- 3) 現在私たちは明治以降の村落を所謂「共同体」としては位置づけてはいない。布施鉄治・白樺久・安部恒雄「資本主義の〈高度成長〉と〈家〉及び〈村落社会〉の構造変動の論理」（村落社会研究会編『村落社会研究』第11集、御茶の水書房、1975年）を参照されたい。
- 4) かかる点に関しては、布施鉄治「戦後日本農村社会学の展開と農民層の〈生産・労働—生活過程〉分析の視角」（石川・布施ほか『社会・生活構造と地域社会』、時潮社、1975年）を参照されたい。
- 5) いうまでもなく「構造分析」方法は、福武直グループによって戦後確立せられたものであるし、「農

民層分解論」的視角に立つ代表者として島崎稔がいる。

- 6) かかる点に関しては、第1部で詳述してある。
- 7) 第1部を参照のこと。
- 8) 「アチックミュージアム」の貴重な研究成果にかんしては現時、その復刻がなされている。
- 9) 前掲、布施・岩城・小林「生活過程と社会構造変動に関する一考察」、布施・白樫・安部(恒)「資本主義の〈高度成長〉と〈家〉及び〈村落社会〉の構造変動の論理」、布施「戦後日本農村社会学の展開と農民層の〈生産・労働—生活過程〉分析の視角」ならびに布施「社会機構と諸個人の社会的労働—生活過程」を参照されたい。
- 10) とりわけ前掲布施「社会機構と諸個人の社会的労働—生活過程」を参照されたい。

第 1 部

酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・
労働—生活過程にかかわる現実的・理論
的諸問題

第1章 現段階における酪農経営「大規模化」のもつ意味と本稿のねらい

第1節 「新全国総合開発計画総点検作業中間報告（素案）－農林水産業問題とその対策」が指摘する問題点とその内在論理の検討

第1項 「中間報告」が指摘する問題点

昭和37年の「全国総合開発計画」のあとをうけて、昭和44年に策定をみた「新全国総合開発計画」の総点検作業が国レベルで進められており、52年秋には確定されるといわれる「第三次全国総合開発計画」の概案は50年12月にまとめられたが、それに先立つ11月に発表せられた「新全国総合開発計画総点検作業中間報告（素案）－農林水産業問題とその対策」（昭和50年11月、国土庁計画・調整局）では、かなり大胆に「新全総」の農林水産業計画の失敗を認め、その中で大規模畜産基地建設の失敗も卒直にみとめている。もとよりこれは、「これまでに得られた検討作業の成果を中間的にとりまとめたもの」¹⁾であるが、同中間報告がもつ現状認識には聞くべき点も少なくない。以下酪農生産に関する指摘を問題とする前に、ここでは、そこにおける問題提起の論理を検討しよう。それはおおよそ次のように整理される。

第一に「食糧確保の問題」に関して「穀物自給率は、他の諸国が横ばいしないし増加させているなかで、我が国はわずか10年間に83%から43%へ大きく後退をしている」²⁾こと、それ故「米、野菜、果実などの農産物のみならず、大幅に輸入に依存している麦、大豆、飼料についても、自給度の向上に努めるべきである」³⁾ことが指摘される。*

* どうしてそうなつたかについては、次のようにふれている。「新全国総合開発計画の策定当時は……国内産米の過剰が顕在化してきた時期であり、国際的な食料需給の過剰傾向を背景に農産物についても貿易自由化の促進と国際分業論の機運が強く、食料自給度を高めることは明確な政策目標としては意識されていなかつた。また米以外の穀物は、豊富で安価な国際市場を前提に、外国産に依存することとしていたため、輸入の確保の努力や備蓄の必要性については全く予想し得ないことであつた。」⁴⁾

ところで、第二の問題は、自給率を高めるためには、農業生産にとって不可欠の前提である農用地がまず確保されなければならない。「昭和60年度において75%の総合自給率を確保するために585万ha程度が必要であると見通されている。また昭和75年において仮に1972年の品目別自給率水準を維持するものとして試算すると、約650万ha程度の農用地面積が必要になると見込まれる」⁵⁾

しかしわが国の農用地は昭和36年の609万haをピークに、その後減少の一途をたどり、49年には557万haに減少した。欧米先進国と比較しても、35年以降のわが国「農用地の年平均減少率は、0.55%、他国の0.46～0.10%に比して高い水準にある」⁶⁾「この農地面積の減少の主因である人為的廃面積は…35～40年平均の4万4,000haから40年代前半の年平均7万9,000ha、46～49年平均9万9,000haと増加している」⁷⁾大都市周辺では住宅、工場用地等への転用、他では耕境の後退、すなわち植林地帯への転化である。また「農地利用率」も大幅に減少している。35年の813万haが49年には575万haとなつた。さらに、高度経済成長のもとでの「機械利用の進展、作目の単一化と経営の大型化による能率性の追求、農薬、化学肥料の多用」の結果、「化学物質の多用と施設型農業や大規模畜産飼育の発展による環境汚染、堆きゅう肥施用の減少、作付体系の変化等に伴う地力の低下など農業生産力を長期にわたり維持増大し、農業の健全な発展を図る観点からみて重大な問題が生じ

表1-1-1 経済成長と農業の変動の国際比較

(単位：%)

	経 済 成 長 率 (1960 ~1971)	農 用 地 減 少 年 率 (1960 ~1972)	農業就業人口比率の推移			実質飲食 料費の年 平均伸び率 (1960 ~1972)	動物性食 料供給カ リの年平 均伸び率 (1960 ~1972)	穀物自給率の推移		
			1961(A)	1971(B)	(B)-(A)			1960(A)	1972(B)	(B)-(A)
日 本	10.7	△ 0.55	29.0	15.9 (11.9)	△ 13.1 (△ 17.1)	6.2	6.6	83	43	△ 40
イギリス	2.8	△ 0.46	4.0	2.7	△ 1.3	1.4	3.0	52	65	13
西 独	4.7	△ 0.45	13.1	8.4	△ 4.7	2.9	2.5	84	83	△ 1
フランス	5.7	△ 0.39	21.6	13.4	△ 8.2	3.6	2.8	119	163	44
アメリカ	4.3	△ 0.10	7.9	4.3	△ 3.6	2.0	1.8	134	140	6

資料：経済企画庁「国民所得統計」、農林省「食料需給表」、「作物統計」
 FAO, " PRODUCTION YEARBOOK "
 OECD, " NATIONAL ACCOUNTS OF OECD COUNTRIES "
 EC, " ANNUAIRE DE STATISTIQUE AGRICOLE "
 OECD, " FOOD CONSUMPTION STATISTICS "

注：日本の農業就業人口比率の71年の()内は73年の数値である。

ている」⁹⁾ことを指摘する。

第三に、農業生産就業者のこの間における大幅な減少がある。「農業就業人口は総理府『労働力調査』によれば35年度の約1,200万人から49年度の604万人と半減」⁹⁾した。全就業人口に占める割合も29.0%(35年)から48年には11.9%にまで低下した。「基幹的農業従事者は、仮に最近のう勢のまま推移するものと想定すれば、現状の約600万人から75年においては約90万人程度にまで激減し、しかも60才以上の者がその6割を占めるものと見通される。」¹⁰⁾*

*当然に農業就業者確保対策が図られなければならないということになる。この中間報告ではとくに60年を目標とした確保すべき労働力数についてはふれていない。三つの試算方式を出し、ケースIでは75年段階で888、ケースIIでは1,728、ケースIIIでは1,978(単位いづれも千人)という予測だけを行っている。そして今後の政策課題に関して次の提言がある。「従って、今後の農業生産の中核的担い手となる基幹的農業従事者を確保するためには相当数の若い労働力が今後継続的に農業に新規参入しうよう、これら農業の新規参入者が中核的農家として定着するまでの間についての所得確保、特別融資など積極的援助措置を講ずることが特に重要である。更に将来の中核的農家となる者の資質の向上を図るため、学校教育を含め農業教育の改善強化が必要である。」¹¹⁾

以上みてきたような、35~49年にかけてのわが国の食料自給率の急激な低下、農用地の急激な減少、そして農業就業者の減少と老令化は、いうまでもなく、「高度経済成長」期以降のわが国資本主義経済の発展がもたらしたものとして把握できるが、その基底に農民層が農業生産のみでは家計費が充足できないという問題が横たわっていることはいうまでもない。農業所得での農家の家計費充足率は年々低下している。このことに関して「中間報告」は次のように把握している。「一次産業である農業については、製造業のような急速な生産性の向上を図ることは本来困難であり、このような生産性の格差から生ずる所得の不均衡を是正し、労働力を農業内部に確保しておくためには、その

ギャップを農産物価格の上昇により賄われる必要が生じてくるが、現実には製造業の年率10数%の賃金上昇に見合った所得の維持を農産物価格の上昇のみで賄うことは困難であり、農家所得の確保のためには兼業による農外収入に依存せざるを得ないことになっている。」¹²⁾ 論理としては、農産物価格による保障が不可欠に必要なことを認めながらも、それが不可能な故に、農業生産の兼業農家依存形態の是認である。そして「中間報告」は、昭和48年現在の「勤労者世帯員1人当り実収入に対する農家世帯員1人当り農業所得の割合」についての次の資料を提示している。

表1-1-2 勤労者世帯世帯員1人当り実収入に対する農家世帯員1人当り農業所得の割合（昭和48年）

農家世帯員1人当り農業所得		専 業 別 (沖縄県を除く)				専従状態別(沖縄県を除く都府県)			
		全国農家	専業農家	第1種	第2種	基幹男子専従者あり	女子・高齢者のみの専従者あり	専従者なし	
				兼業農家	兼業農家				
勤労者世帯世帯員1人当り実収入 ②		千円 (160.3)	千円 (359.2)	千円 (307.4)	千円 (78.0)	千円 (323.8)	千円 (166.4)	千円 (71.5)	
全国勤労者世帯	千円 (532.1)	①/②%	%	%	%	%	%	%	
年 間 収 入	千円 ～1206	(343.9)	46.6	104.4	89.4	22.7	94.2	48.4	20.8
	1206～ 1523	(420.9)	38.1	85.3	73.0	18.5	76.9	39.5	17.0
	1523～ 1874	(482.5)	33.2	74.4	63.7	16.2	67.1	34.5	14.8
	1874～ 2427	(572.7)	28.0	62.7	53.7	13.6	56.5	29.1	12.5
	2427～	(731.9)	21.9	49.1	42.0	10.7	44.2	22.7	9.8

資料：農林省「農家経済調査」

注：勤労者世帯の年間収入区分（6分位階級区分）ごとの1人当り実収入は暦年である。

全国勤労者世帯及び農家については年度である。

ところで、ここにもうひとつのファクター、農地価格の上昇の問題が入ってくる。「都市的土地利用の増大によって農地の転用価格は一層上昇し、これに影響されて農地価格の水準が高まるとともに、急速に全国各地帯の農地へ波及している」¹³⁾ という問題である。「全国農業会議所の調査による耕作目的の自作地売買価格を基礎に地帯別の農地価格の推移をみると、巨大都市地帯の上昇が最も激しく47年には35年の13倍に達し、これに次いで巨大都市以外の中央地帯のそれが大きく、国土の南北に位置する北東地帯、西南地帯においては3～4倍の上昇率となっている。」¹⁴⁾ このことは具体的には、農業の収益性をこえた農地価格の形成を意味するもので、現実の問題として、農地の資産的価格を高め、農地の農業生産目的のための流動性を一層困難にする。「中間報告」は次のように述べている。「このような農地の流動性を41～48年の間の自作地所有権の有償譲渡面積と40年の農地面積との対比によって地域別にみると、農地価格が高く農地転用化が進んでいる巨大都市地帯では僅か5.4%であるが、これに対し北東地帯では13.6%、西南地区では8.2%となっている。このことは北海道、東北、南九州等の一部の地域においては農地の所有権移転によって個別経営の規模拡大による土地利用型農業の展開が行われる余地が残されていることを示している。」¹⁵⁾

こうして「中間報告」は、人口集積地帯と日本列島の南北にあたる南九州、また東北・北海道地帯を区分する。前者は、作業請負や請負耕作、さらに農地借り入れ、また集団栽培など多様な形で生産組織を通じての実質的な経営規模の拡大がすすんでいる地帯、後者は所謂過疎地帯である。そして前者においては、改正農法を契機として、「兼業農家の土地利用権をできるかぎり中核農家へ集積することにより、兼業農家を含めて地域農業全体を再編成し、組織化していく」¹⁶⁾ 方向が、後者においては「山林振興対策や改正農法による農地利用権の設定などにより、植林、耕作放棄による農地のかい廃を抑制し、その農地の利用増進を図る」¹⁷⁾ 方向がしめされている。

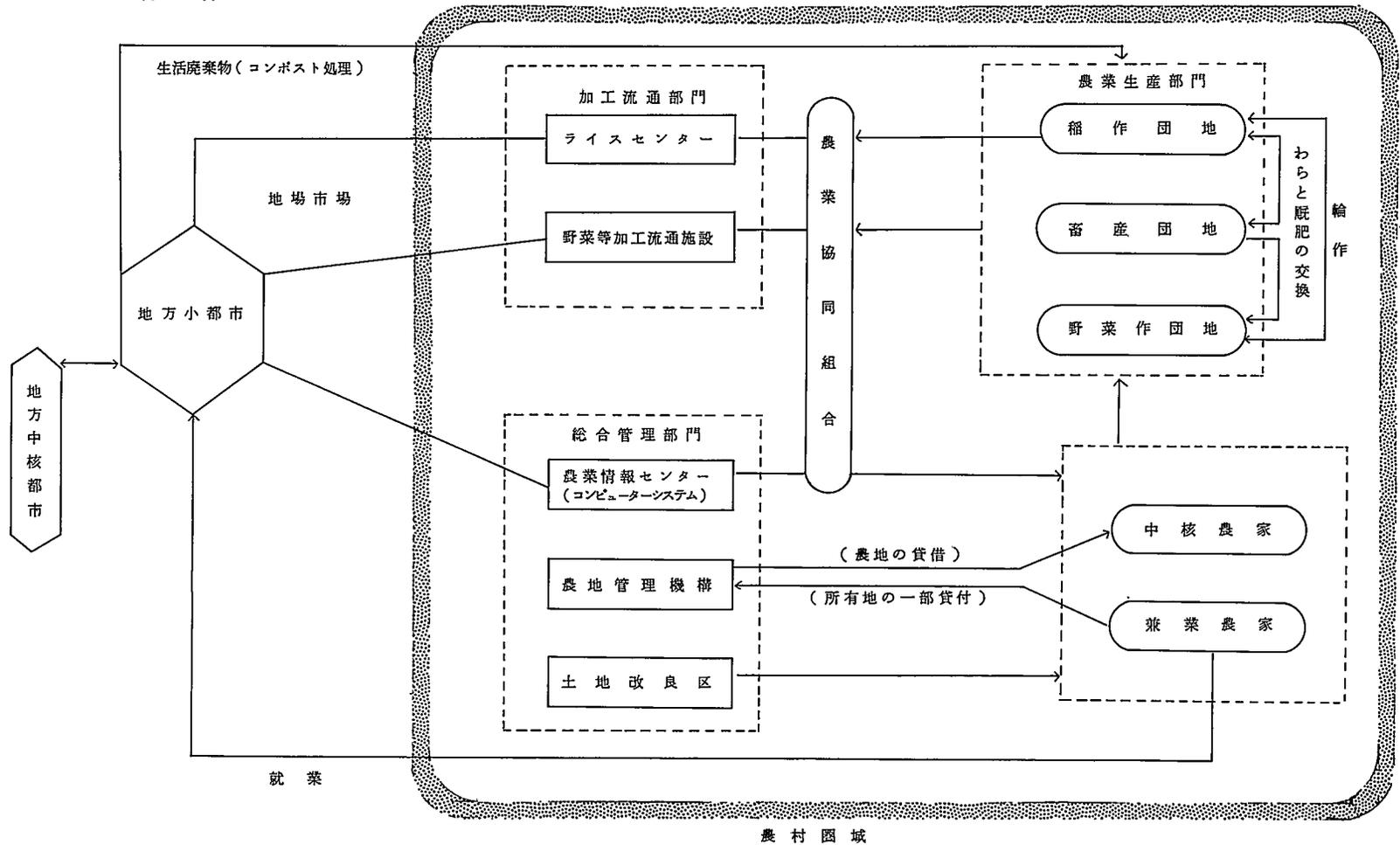
これは、中核農家を中心としての地域農業組織化の問題である。地域農業生産のシステム化の問題がこうして提起される。同中間報告は、平場農村と山村にわけて次の図1-1-1をかかげる。これはあきらかに地域政策である。地域社会それ自体の再編成をとおしての、現在瀕死の状態にある農業生産構造の再生を意図している。ところで、かかる観点は、農業生産と農民生活とをわけて、地帯ごとにその対策を立案しているところにもみられる。前者では、集落内に兼業農家、非農勤労者も混住しているのが常であるから、かかる集落を混住化集落、後者を過疎化集落と呼んで、次の対策を打ち出すのである。

「生活面についていえば、農業集落がもっていた地域社会の生活環境施設の維持、運営の機能が過疎地域では人口の減少、老令化によって困難となっており、他方都市周辺を中心とする混住化集落においても、住民の集落への帰属意識の希薄化や利害の相違によって、地縁的な組織活動の停滞を招いている例が多い。都市においては既に早くから地域社会のこのような機能が失われ、地方公共団体等が施設の公的な整備・管理の機能を代替してきているが、農村においても、地域社会の自主的活動を助長することは勿論であるが、基本的には都市におけると同様の公的サービスの確保を図っていくことが必要である。」¹⁸⁾ 生活施設の整備は、地方公共団体の役割として位置づけられる。すなわち、それはかつてのように集落（部落）の役割としては位置づけられてはいない。

そして、かかる生活面における農村生活環境施設の整備は、農業生産基盤の整備と一体的に、しかも地域住民のコミュニティづくりによる連帯感の育成の必要性の中に位置づけられる。ところで、この地域計画は、地方自治体の範域をこえた、しかも農村一地方中小都市の範域をこえた、県庁所在都市一地方中小都市一農村というきわめて広域な地域圏構築の中に位置づけられ、農村と都市の共棲関係が構想せられている。

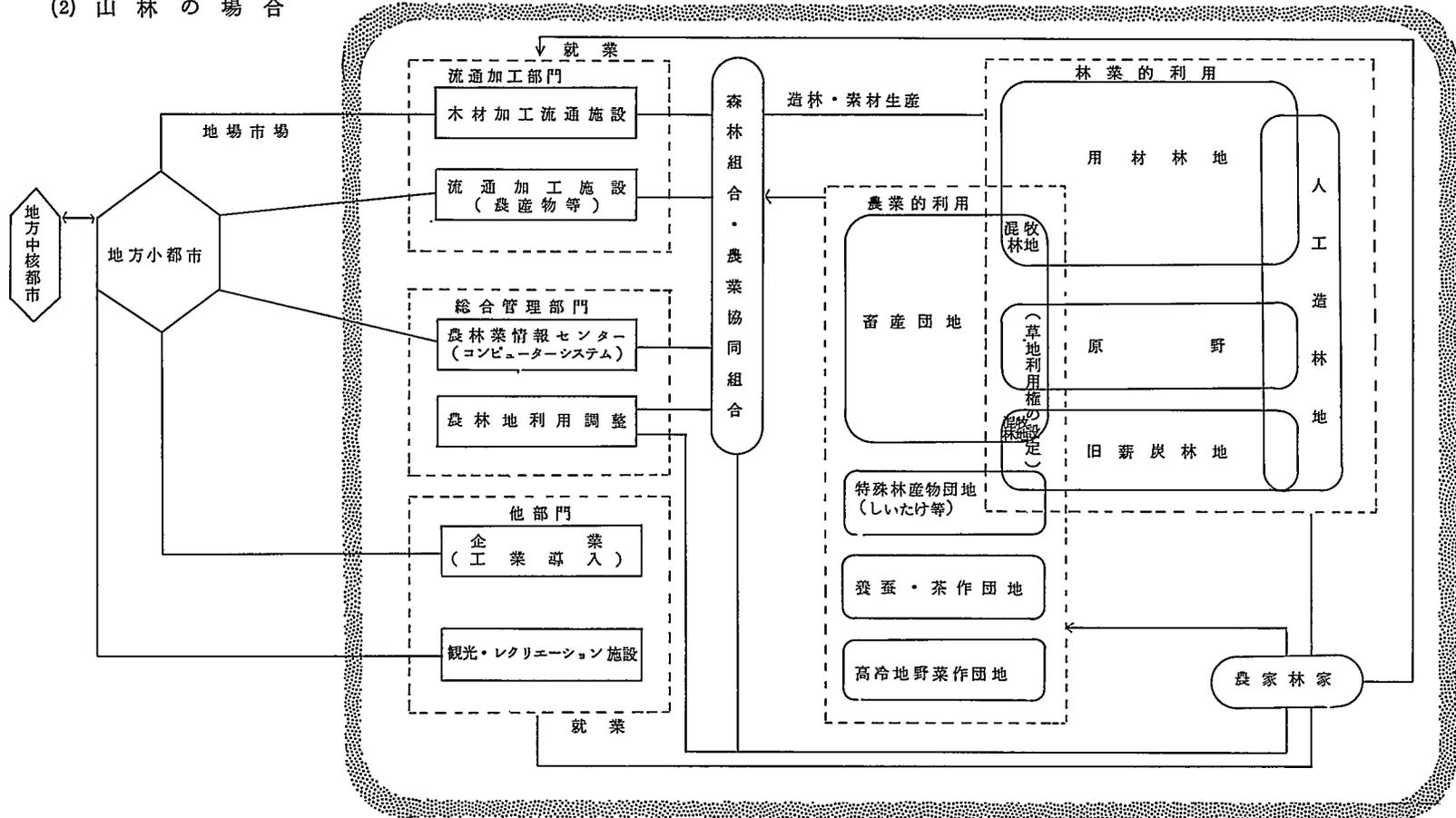
図1-1-1 農林業の圏域のイメージ

(1) 平場農村の場合



(出典) 「新全国総合開発計画総点検作業中間報告(案) - 農林水産業問題とその対策」, 73頁

(2) 山林の場合



農山村圏域

(出典) 同上, 74頁

さて、本稿で問題とする「大規模畜産基地の建設の失敗」はかような文脈の中に位置づけられて問題とせられている。すなわち「中間報告」は、まず「新全国総合開発計画は、大家畜畜産の展開を計画の主要課題として取り上げた」¹⁹⁾ ことを次の数字的裏付けをもって強調する。「新全国総合開発計画の畜産物供給は、1人当り栄養水準が60年で1日当り熱量2,796cal、蛋白質88g、年間1人当り牛乳消費量130Kg、牛肉6Kgの需要見通しを前提として、大家畜1,000万頭、草地造成140万haを目標とする意欲的な目標であった。」¹⁹⁾ そしてその裏づけとして、国有林野の円滑な活用のための法律の制定、さらに農地法改正によって草地利用権を制度化したこと、また、大規模農業開発を推進するために農畜産物供給基地建設を目指す農用地開発公園を設立したこと等々をあげる。ところで同中間報告は「しかしながら、大家畜飼養、草地造成は容易には進まず、計画の目標は達成不可能な情勢にある」²⁰⁾ と述べる。そして同報告が述べるその主要因は次の如くである。①零細飼養農家を中心に大家畜飼養農家が激減したこと、具体的には肉用牛飼養農家は35年の203万戸から49年には53万戸へ、また乳用牛飼養農家は41万戸から18万戸へ減少している。②農地価格、未墾地価格の高騰、入会権者の利害調整の困難性等により、飼料作物の作付拡大が進まず、また草地造成の不十分さから、1頭当りの飼料基盤が依然脆弱であったこと、さらに林野の畜産の利用の拡大も十分に進展しなかったこと。③畜産物需要増大の不安定性、素牛生産の不安定性、仔牛価格の暴騰、暴落、牛肉価格の不安定、国際需給の変動による飼料価格の高騰等による畜産経営の不安定性、かような点を中間報告は指摘する。そして今後の見通しについて、①中小家畜には、飼料資源の国際的不安定性と公害等施設型畜産の立地難等の問題があること、②水産蛋白については経済水域200カイリ等、漁業の国際規制が強化される可能性が強いこと。③さらに牛肉、乳製品は国際的にも不足基調で推移すると予測されるので、海外へ大幅に依存することは困難であること、を述べたあと、④「国民食料を確保しその自給度を高めるためには、国内にある土地資源の開発と有効利用に通ずる大家畜畜産の展開は今後とも我が国農業が積極的に取り組むべき課題であると考えられる」²¹⁾ という形で、大規模酪農経営の確立が大きな政策的課題であることが強調される。そして、かような文脈の中に北海道酪農は位置づけられるわけである。「中間報告」は次のように述べている。「新全国総合開発計画においては、大規模畜産基地の建設、高生産性稲作の展開など高能率農業の形成を図ることにし、経営組織についても専門化、単一経営の方向を目指しており、中核農家を中心として地域農業を組織化することや地域農業を全体として複合化することについては明確にされていなかった。」²²⁾ 「高能率経営の育成は、今後の農業の発展にとって重要であり、既に施設型農業については高能率経営が実現し、主産地形成も進展しており、土地利用型農業についても、北海道など北東地帯ではその方向に沿って規模拡大が進展している。」²³⁾

第2項 「中間報告」が有する内在論理とその問題点

さて、以上私たちが「新全国総合開発計画総点検作業中間報告(素案)―農林水産業問題とその対策」を検討してきた所以は実は次の点にある。第一は、この「総点検素案」が「農基法」、そしてその施策を全国計画レベルの中にセットした37年の「全国総合開発計画」以降のわが国農村社会の現実の動きを、資料そのものに基づいてかなり正確にフォローしているということ。第二は、そうした現実認識にもとづいての「軌道修正」の動きがそこにみられるということ。このことは、現実の政権担当者が、なによりもはっきりと、つねに現実の動きを直視していることを物語る。ところで第三に、私たちが指摘しなければならぬのは、その「軌道修正」が果して、言葉の正しい意

味での軌道修正として立ちあらわれているか、という問題である。「政策」そのものが何よりも現実と遊離してはならないことはいわば鉄則である。それ故、現実を直視しての「軌道修正」が必要なことは、いわば当然のことである。

問題はそれを貫ぬく主導論理において、一定の修正が看取できるかどうかという問題である。もしそれが存せぬ場合、以上かなり引用文をいれて述べてきた「中間報告」が述べる現実のわが国の食料問題、そうして農業生産のあり方、またその基底にある農民層の生産・労働-生活過程において、国民的な立場においてより一層の矛盾の深化が、当然に予測されるからである。

「中間報告」はたしかに、現実の矛盾を指摘し、その上に立つての「軌道修正」を試みている。けれども、その軌道修正が言葉の正しい意味での、それにはなっていないと、私たちは考えざるを得ない。

たとえば第一に、このことは、前記「中間報告」にひきつづき出された農林省の「第3次酪農近代化試案」にもはつきりとあらわれている。これは52年度を目標として46年3月に策定された「第2次酪農近代化方針」のあとをうけたもので、51~60年度を目標としたものである。50年11月18日、試案が発表され、51年3月に策定されたが、この基本方針は次のような論理で貫かれている。この試案が発表された当時、報道機関は「今回の農林省試案は、低成長経済への移行、飼料穀物の国際需給の窮迫、乳牛飼養頭数の伸び悩み、牛乳生産の停滞といった、最近の情勢変化を重くみて、現行基本方針（43~52年度）に比べ、諸指標を全体的に控え目なものにしたのが特徴である。例えば飲用、乳製品向けを合わせた牛乳生産の伸びを年率4.2%（現行方針では8.2%目標）に引き下げ、1戸当たりの乳牛飼養頭数目標も現行基本方針を踏襲して、10~40頭にとどめ「ゴールなき拡大」と批判された経営拡大主義を改めようとしている」²⁴と述べた。たしかにかかるとの傾向がみられないことはない。基本的に所謂「低経済成長」に相応した目標数値の設定がみられる。しかしもう一步ふみこんで「第3次近代化方針」を検討すると、方針を貫ぬく論理そのものは従前計画と少しもかわっていないことをに気付く。

すなわち、この「第3次方針」は、牛乳・乳製品の伸びとも60年にむけて「低水準ながら安定的に増加する」²⁵という見通しのもとに、その自給率を49年度の83%から94%にすることを目標に、地帯別にその分業化方針をうちだした点にその特徴の一つがあるが、北海道の場合その急速な酪農経営の規模拡大が政策目標として展望されるのである。「ゴールなき拡大」は少しもかわっていない。「第3次方針」における北海道酪農の急速な規模拡大は、ひきつづき追及されている。しかも計画によると、それはきわめて早いテンポで実現せられなければならないことになっている。生乳生産量は1,399千tから3,040千tで、2.2倍、年平均伸び率7.3%、成牛頭数は369,500頭から746,600頭で2.0倍、年平均伸び率6.6%、これに対して酪農家の減少率は18.8%である。この規模拡大は表1-1-3にみるように、昭和49年の1戸当たり平均頭数12.7頭を31.6頭へ、そして30頭以上飼養農家を1,626戸から11,800戸へ、全酪農家に対する構成比において、5.6%から50.0%へひきあげる構想である。昭和49年現在、30頭以上層は全国で4,348戸、北海道のしめるシェアは37.4%であるが、これを60年度には全国で20,700戸、北海道のシェア57.0%にたかめる構想である。

この計画では、次にみるように酪農経営を次の4類型にわけている。

飼育頭数規模

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ア 土地条件の制約が比較的小さい地域の専業酪農経営 | 40頭 |
| イ 土地条件の制約が比較的小さい地域の他作物との複合酪農経営 | 15頭 |

表-1-1-3 北海道・道外別にみた乳牛頭数拡大計画

全国(100%)：北海道

	(北海道)		(道外)			(全国)												
	S 49		S 60			S 49		S 60			S 49		S 60					
	戸数	成畜頭数	戸数	1戸当たり頭数	成畜頭数	戸数	成畜頭数	戸数	1戸当たり頭数	成畜頭数	戸数	成畜頭数	戸数	成畜頭数	戸数	成畜頭数	戸数	成畜頭数
総数	29,050	369,500	23,600	31.6	746,600	149,350	845,880	71,400	14.7	1,047,400	178,400	1,215,380	95,000	1,794,000	16.3	30.4	24.8	41.6
4頭以下	7,120	14,780	800	2	1,600	86,958	141,608	12,450	2	24,900	94,078	156,388	13,250	26,500	7.6	9.5	6.0	6.0
5～9	6,020	43,601	800	7	5,600	32,770	200,154	13,050	7	91,350	38,790	243,755	13,850	96,950	15.5	17.9	5.8	5.8
10～14	5,276	63,924	1,400	12	16,800	14,293	158,100	11,550	12	138,600	19,569	222,024	12,950	155,400	27.0	28.8	10.8	10.8
15～19	4,470	75,378	2,800	17	47,600	7,566	118,945	12,450	17	211,650	12,036	194,323	15,250	259,250	37.1	38.8	18.4	18.4
20～29	4,539	105,677	6,000	24	144,000	5,041	112,211	13,000	24	312,000	9,580	217,888	19,000	456,000	47.4	48.5	31.6	31.6
30頭以上	1,626	66,140	11,800	45	531,000	2,722	114,864	8,900	38	338,200	4,348	181,004	20,700	869,200	37.4	36.5	57.0	61.1

(1,116,700)

(1,863,300)

総数を100%にした場合

4頭以下	24.5	4.0	3.4	1.9	0.2	58.2	16.7	17.4	2.0	2.2	52.7	12.9	13.9	1.4
5～9	20.7	11.8	3.4	6.5	0.8	21.9	23.7	18.3	7.0	8.2	21.7	20.1	14.6	5.2
10～14	18.2	17.3	5.9	11.2	2.3	9.6	18.7	16.2	12.0	12.4	11.0	18.3	13.6	8.3
15～19	15.4	20.4	11.9	15.9	6.4	5.1	14.1	17.4	17.0	19.0	6.7	16.0	16.1	13.9
20～29	15.6	28.6	25.4	22.4	19.3	3.4	13.3	18.2	24.0	27.9	5.4	17.9	20.0	24.5
30頭以上	5.6	17.9	50.0	42.1	71.1	1.8	13.6	12.5	38.0	30.3	2.4	14.9	21.8	46.6

注) 農林省畜産局「酪農近代化基本方針(試案)説明資料」PP 18～25より作成

道外分は東北、関東、北陸、東海、近畿、中国・四国、九州を合計して作成、全国分も同様。道外、全国とも、成畜頭数計があわないので、%は「4頭～30頭以上」の計を100として算出している。

- ウ 土地条件の制約が比較的大きい地域の専業酪農経営 30頭
- エ 土地条件の制約が比較的大きい地域の他作物との複合酪農経営 10頭

この計画によると、北海道の場合、40頭、30頭規模層が相当する。その経営の基本的な指標は表1-1-4のように設定されている。これを支えるのは2~3人の家族労働力である。計画ではこれを「生乳生産の中核となるべき自立経営」²⁶⁾と措定する。もとよりこうした高能率経営は、「集送乳の合理化……生産者団体による生乳の共同販売体制の整備、充実……広域の生乳需給調整体制の整備」²⁷⁾等々を同伴せるものとして位置づけられる。

さて、かようにみてくるならば、新全国総合開発計画総点検作業において、政策そのものに大きな軌道転換がなされているという指摘がかならずしも当を得ていないことがあきらかとなる。私たちは酪農経営の大規模化、その高能率経営化そのものに反対をしているわけではない。しかしながらその高能率経営化の道そのものが酪農民の生活にとって、本当にプラスになるものでなければならぬと考えている。新全国総合開発計画総点検作業において、わが国の食糧自給率をたかめようという方向が志向せられている点、それは、むしろ遅きにしましたくらいで、当然の方向がやと定まったという形でそれは評価できるが、それを実現する手だてをみると、それは旧来の「新全総」とかわらぬ論理に貫かれているところに私たちは問題点を見出すのである。新全総が志向した論理そのものが実は、その総点検作業が指摘した諸問題を現に惹起せしめたということかといえるからである。

表1-1-4 比較的土地条件の制約の小さい地域の酪農経営の水準(北海道)

区 分		第 2 次		第 3 次		現 況 30頭以上 (34.7頭)
		40頭以上	30頭以上	40頭	30頭	
基 本 的 指 標	投下労働1時間当たり生乳生産量(kg)	30以上	25以上	38.2	35.1	35.7
	経産牛1頭当り飼養管理労働時間(時間)	110以下	130以下	101	104	109
	飼料作10アール当り労働時間(時間)	5以下	40以下	4	5	9
	飼料作10アール当り養分生産量(TDN換算)(kg)	590以上	800以上	597	597	339
	飼料自給率(TDN換算)(%)	80以上	60以上	80	80	75
そ の 他	総産乳量(kg)			191,200	143,400	155,760
	経産牛1頭当り年間平均産乳量(kg)			4,780	4,780	3,894
	飼料作面積 畑(a)			2,920	2,200	3,360
	水田裏(a)			—	—	—
	計(a)			2,920	2,200	3,360
	換算面積(水田 $\frac{1}{2}$)(a)			2,920	2,200	3,360
	総労働時間(時間)			5,011	4,086	8,094
	日数換算(日)			626	511	1,012
	人数換算(人)			2.1	1.7	3.4
	固定資本総額(土地・乳牛を含まず)(円)			29,389	22,662	16,520
経産牛1頭当り固定資本額(円)			735	755	413	
酪農所得(円)			6,772	4,832	3,056	
経産牛1頭当り酪農所得(円)			169	161	76	
労働1日(8時間)当り酪農所得(円)			10,811	9,459	3,020	
所得率(%)			45.5	43.3	31.7	
乳飼比(%)			17.9	17.8	26.8	

(出典)農林省畜産局「酪農近代化基本方針(試案)説明資料」31頁、など。

したがって、そのふかまってしまった矛盾を解決するためには、発想そのものにおいて、ここでの主題にひきつけていうならば、酪農民の生活の立場からの論理展開が必要であると私たちは考えている。私たちの言葉でいう農民層の「生活の論理」にもとづいた発想である。ここでかように述べるのは、経済の側、すなわち経済発展（これは当然に国独資段階でのより一層の価値増殖を求めての資本の運動ということになるが）の立場からの発想によって、その論理が展開せられており、依然として、住民の生活は従属変数として位置づけられているのではないか、という点を危惧するからである。このことは、前述の「総点検・中間報告」が出される1カ月前に出された「新全国総合開発計画総点検作業中間報告（素案）－計画のフレーム」（昭和50年10月、国土庁計画調整局）の中の次の文章によっても、うかがい知ることができる。

「日本経済は、昭和30年代に平均して29.2%のきわめて高い成長を遂げたが、その過程で、過密・過疎問題は深刻化し、また公害、環境問題などから大都市地域への集中には限界がみえはじめていた。新全国総合開発計画は、土地、水、環境などの国土資源の限界を意識して、このような経済活動の基盤としての国土の条件の変化が長期的には経済の成長を抑制する力として働くと考え、昭和60年に至る年平均の経済成長率を7.2ないし8%と想定した。しかしながら、日本経済は計画の想定を大幅に上回る高い成長を続け、40年～47年度の平均で年率10.8%の成長を記録した。40年代後半に至つて、日本経済をめぐる環境条件は厳しさを増し、特に48年来から49年初にかけての石油ショックを契機として日本経済も低迷を余儀なくされることになったが、戦後初めてのマイナス成長を記録した49年度を含めても40年代の平均成長率は9%となっており、なお計画の想定を1ないし1.8ポイント上回る水準にある、このように新全国総合開発計画は、結果的に日本経済のバイタリティを過小評価していたため、現実の高成長と計画との間に大きなギャップが生まれ、そのギャップに国土開発行政が対応しきれなかつた結果となつた。現実の高成長は計画が予定する開発プロジェクトが着実に実施に移行する前に需要の急増をもたらし、それをまかなうために大平洋ベルト地帯を中心とする既成工業地帯は計画の想定よりはるかに急速に大きく拡大し、その結果、計画の意図するところとくい違つて、大都市地域への人口、産業の集中は続き、公害等の環境問題も深刻化した。石油ショックを契機として日本経済の成長は停滞し、昭和60年という目標年次までの長期的な成長からみれば、新全国総合開発計画の想定する範囲に収まる可能性はあるものの、その間、前半の現実と計画とのギャップは国民のための豊かな環境を創造するという計画の究極の目標の達成を困難にさせている。今後国土資源の有限性が経済の成長の制約条件になるということに対応して、長期的観点からの基本的方向に沿つて、短期的な経済活動を誘導することを検討しておく必要がある」²⁸⁾（傍点及び丸点筆者）。

さて、上掲の文章を注意ぶかく読むならば、丸点部分における「国民のための豊かな環境を創造する」という言葉にもかかわらず、傍点部分でみられる論理、すなわち、日本経済の力（その資本主義的發展の力）を過小評価したことによつて、その発展に行政そのものが対応できなかつた点に問題が存したという論理、しかも「土地、水、環境などの国土資源の限界」、その「有限性」が「長期的には経済の成長を抑制する力として働く」という論理、（私たちがごく自然に考えても、土地、水、等々はまさに私たちにとつては生存の前提であるが、それ故、その自然との言葉の正しい意味での共棲関係の樹立が、今日、所謂公害問題の発生として私たちに、人間的自然の正しい確立を問うていると私たちは考えるが）、かような論理は、私たちの立場からみると、矢張り転倒しているといわざるを得ないものを含んでいる。なぜなら、その論理は第一に、行政の諸施策が国民生活にとつて資するものというより、資本のより一層の価値増殖に資するものとして位置づけられており、第二に私たちの生存の前提である大地（自然）そのものが、「経済の成長を抑制する力」として把握されている点に、このことは何よりも端的に示めされているといわなければならない。

このことは、同「計画のフレーム」の次の指摘にもみることができる。「計画の目標との関連

において実績とのかい離をみると、新全国総合開発計画のフレームについては、なお、次の諸点について問題があるものと考えられる。その第一は、新全国総合開発計画は、計画策定時当初の日本経済のもつバイタリティを過小評価していたことである。第二は、上のことも関連して、民間設備投資の急速な拡大に政府固定資本形成、特に生活環境施設整備のための社会資本形成が対応しきれなかったことである。第三は、ブロック別のフレームにおいて均衡ある発展を想定しながら、首都圏への集中を抑えきれず、他方で東北圏と九州圏特に北東北と南九州が想定とかい離して依然として国土の均衡ある発展の基盤が確保されていないことである。」²⁹⁾

ところで、次に指摘しなければならないことは、上述の指摘でもあきらかなように、政策自体が生活環境問題、また、国土の均衡ある発展を図ることを問題とせざるを得ないということである。しかしながらすでに見てきたように、それを実現する手だてを貫く論理は、少なくとも変更されていないといえるものを含んでいる。そこでは、やはり資本の価値増殖の論理が貫ぬいている。このことは、いわば新全国総合開発計画の総合点検作業自体が、その中に大きな自己矛盾をもっているということを物語るものであるが、おそらく客観的な結果としては、そこに貫く論理で「新計画」が策定されるならば、総点検作業中間報告が述べている問題点、その矛盾はさらに拡大せざるを得ないと思われる。そこにはマルクス主義社会理論のいう「生産力と生産諸関係の矛盾」の問題があきらかに存する。すなわち、前述の経済成長率そのものは、たしかにわが国社会の生産力の発展をしめす一つの指標であるが、その生産力の発展そのものが資本主義経済として、すなわち、資本主義的生産諸関係のより一層の進展として立ちあらわれているという点、それ故、前記中間報告が指摘したさまざまな矛盾を現に惹起しているという点を私たちは看過してはならない。ところで、その生産力そのものを、より具体的に実体的に把握するためには、進んで、国民の現実の労働—生活過程レベルにまでおりの協働形態として把握しなければならないというのが私たちの立場であるが、³⁰⁾ そのあり方は、たしかに前記中間報告が指摘する矛盾そのものの中で存立している。しかし、その中で、資本主義的生産諸関係のより一層の進展がもたらす諸矛盾を止揚せざるを得ない諸力（その基底は彼らの全生活の社会的再生産過程そのものにある）が、協働形態のあらたなる姿として立ちあらわれざるを得ないと私たちは考えている。そのさい、国家—行政機構の果たす役割、そのあり方が大きな意味をもつことはいうまでもない。

第2節 北海道における酪農「大規模化」とそこにおける問題点

第1項 「新全総」における北海道の位置づけと北海道地域社会開発

1) 新全国総合開発計画によると、北海道圏は、人口及び生産所得において、昭和40年次実績を基準にして、昭和60年度には、次の二つの予測値で変動するものと指定された。予測(1)は「中枢管理機能及び生産機能がともに大都市圏に激しく集中した昭和30年代のうす勢が今後も持続するとしたうす勢延長型の予測」……予測(2)は「積極的に新ネットワークが整備され、これに対応した産業資金供給の地域配分を通じて中枢管理機能は大都市に集中するが、生産機能は大幅に地方に分散するとした分散型の予測」³¹⁾である。予測(1)によると、北海道圏は昭和40年次の人口517万人が60年には470万人に減少、しかし、その生産所得は12,200億円から44,000億円に、また予測(2)では人口630万人、生産所得58,000億円となる。ともに、人口一人当りの生産所得は大幅に伸びるが予測(1)では人口47万人の減が見込まれている。ところで、新全国総合開発計画の現実の推移をみると、それは次のような言葉で表現される実績として結果されている。「北海道における生産所得は

40年度1.22兆円、全国シェア4.6%を占めており、43年度までは予測(1)と前後するレベルで推移してきたが、43年度から44年度にかけて急速なシェアの低下がおこり、予測(1)を下回った。その後次第にシェアが回復し、再び予測(1)への接近傾向を示めている。一方人口はほぼ一貫して予測(1)に近いレベルで推移している。」³²⁾

現実には予測(1)の形で推移している。地域社会が抱える人口減は事態がこのまま推移すると当然に予測されるということになる。ところで、北海道地域社会内部でのその社会有機的構成変化をみると、全国レベルで、北海道地域社会が所謂「過疎化」地域として位置づけられると同様の事態が、北海道における中枢管理機能が集積している道都札幌、及び「新産都市」立法下における「道央地域」への著しい人口集中、そして他地域における人口減となって現象している。「高度経済成長」期以降の北海道地域社会変動の大きな特徴のひとつは、中枢管理機能が集積している札幌にオーバーラップする形で、苫小牧開発に端的にみられるように地域工業化の拠点が「道央地域」に設定されたということ、そして、この地域の工業化の「波及効果」によって、北海道地域全体の「近代化」を目指したということにもとめることができる。いわば、地域工業化による一点集中開発による地域開発施策ということができるが、生産—生活基盤の浅い北海道の場合、この政策的誘導は、現実的にきわめて大きな力を発揮しているといわなければならない。ところが、その後の推移がしめすように、「波及効果」は施策が掲げたようには実現していない。所謂「過密」と「過疎」の両極分解が好むと好まざるとにかかわらず進行している。同伴者としての「新酪農基地」の建設が国策として決定せられた。過疎地域における「目玉」の建設である。

こうした現状の中で、いずれも「道央工業地帯」に属する苫東及び石狩の工業開発が現時点ですどく志向せられている。と同時に、すでに前述のように、わが国における大型酪農基地としての北海道は、その施策の重点として位置づけられる。そして、51年6月8日に発表せられた道の「新計画基本構想案」においては、道民の「生活福祉」の重視が掲げられた。道民の「生活福祉」の重視、しかも、北海道地域社会内部におけるブロックごとの均衡ある発展が今後、言葉の正しい意味で志向されなければならぬことについては、おそらく異議をさしはさむ者はあるまい。³³⁾ここで私たちが問題としたいのは、第1に、工業開発と農業開発が有機的に統一されてはいないということ。*

*地域の農業開発を土台として、その上に工業開発が位置づけられていないということである。

第2は、産業開発と生活福祉とがいわば二分法的に対置せられているということである。地域開発を考えるさい、地域住民の「生活福祉」が所謂シビルミニマムとして何よりも要請されることはいうまでもないが、それはあくまでも地場産業の確立として、それとの有機的な統一をもつものでなければならない。第3に私たちが留意すべきは、工業開発と農業開発とでは直接的生産者にとってもつ意味が、現段階では少なくとも大きく異なっているということである。工業開発の場合、国の巨額な財政投融资のもと、独占企業の主導がなければ実現せられないものとして与えられている。しかもそれは国独资段階における最高の利潤率を確保しようという予測のもとに、不可欠に中小零細企業を傘下におさめた、ひとつの生産基地として移殖せられる。独占企業と、その下請、またその再下請の関係において、直接的生産者である賃労働者層の労働—生活条件に大きな格差があり、しかも上記の系列下でその底辺を支えるものが地つきのいわば下請企業であることはいうまでもない。そしてこのさい、「産業基盤」の開発が国・地方自治体レベルで用意せられ、「生活基盤」も主として地方自治体が担うものとして位置づけられる。企業負担がきわめて軽減されていることが

特徴となる。

ところで、この場合、とにかく地域社会にひとつの資本一賃労働関係が定植されるのに対して農業開発の場合、事情は全く異なっている。農業経営の大規模化といっても、それは、農業経営における資本一賃労働関係としては進展してはいない。その基底は「家族経営」である。北海道の場合を例にとっても事態は同様である。³⁴⁾「産業基盤」の整備が国レベルで行われるとしても、そこには当然、自己負担分があるわけであるし、「生活基盤」も自己負担となる等々、その諸事情は同一視することはできない。このことは、客観的な事実として、大規模化経営そのものが、「自立経営」として位置づけられるとしても、所謂「富農」としては位置づけられないということ、その意味で、かつて栗原百寿が述べた「勤労農民論」、すなわち戦後の自作小農制下においては、農民層それ自体が独占資本と対決せざるを得ない立場におかれていることを基本的に物語るものと私たちは考えている。しかしこのことは、農民層の中において、たゆまぬ階級・階層分化が進展していることを否定はするものではない。

第2項 北海道における酪農「大規模化」のもつ諸問題

昭和50年次の北海道における酪農生産は、たしかに第2次酪農近代化の基準年次昭和43年度と比較して、乳牛頭数において1.6倍、すなわち37万4,380頭から61万4,760頭に増加した。そして生乳量も90万7,000tから140万tへ、つまり1.5倍に増加した。さらに、1戸当たり頭数も10頭から22.5頭へと増加した。

しかしながら、この増加は表1-1-5にみられるように、激しい酪農家の戸数減を伴っている。表1-1-6にみるように、とりわけ酪農家の階層分化は激しい。すなわちこの間、差し引き13,536戸減少、さらに51年の農林省北海道統計情報事務所の動向調査では、酪農家戸数は対前年度比2,180戸の減少となっている。依然酪農家数の減少はつづいている。そして表1-1-5にあきらかなように、階層別には零細飼育農家の減少が激しく、15頭以上層は着実に伸長していることがわかる。しかしもう少し仔細にみると、10~14頭飼育層は46年段階までは増加をつづけ、それ以降減に転じ、また15~19頭層においても、48年までは増加を続けているのに、49年段階から減に転じている。分解の基軸はあきらかに上昇している。すなわち、下層の分解のみならず、中堅層(10~29頭飼育層)の分解がみられはじめている。そして、昭和50年現在、20頭以上飼育層は、全酪農家の27.8%である。30頭以上飼育層をとりだしてみると、それは9.2%である。表1-1-5にみるように、43年次と比較すると、乳牛30頭以上(成畜)飼育層は277戸から2,527戸へと着実に増加はしているが、他方において北海道酪農生産の大宗を担う中堅層の分解が顕著である。

ところで、かような形で進展している大規模酪農経営の展開は、一方において大幅な負債増を伴っている。たとえば、酪農家1戸当りの負債額は、47年571万円であったものが50年には1,200万円に達している。また「農業経営動向調査」(51年2月)によると、赤字階層は、10~14頭層で平均85万円台、15~19頭層で43万円台、20~29頭層で20万円台となり、黒字階層は30頭以上層、及び9頭以下層となっている。年次別に本道酪農家の負債比率をみるとそれは図1-1-2の如くである。³⁵⁾かかる事態を直視すると、今後とも現状のままに放置するならば、所謂中堅層の分解が大幅に進行することが当然に予想される。そうして、後に私たちが本論で分析するように、30頭以上層は、それ自体、巨額の負債を抱える中で形成されつつある。

表1-1-5 乳牛頭数規模別戸数の変化

単位：戸

年次	合計	子畜のみ	成畜頭数規模								
			計	1-2頭	3~4	5~6	7~9	10~14	15~19	20~29	30頭以上
全国 昭50	(1) 160,100	(2) 20,540	(3) 139,300	(4) 31,440	(5) 25,390	(6) 17,410	(7) 16,970	(8) 18,474	(9) 12,243	(10) 11,537	(11) 5,893
北海道 昭40	46,530	3,150	43,403	12,660	11,590	8,480	6,480	3,379	643	153	18
41	43,591	3,015	40,576	10,769	9,314	8,168	7,118	4,085	850	256	16
42	41,384	3,320	38,064	8,580	7,796	7,284	7,190	4,891	1,743	409	171
43	40,916	4,179	36,737	6,750	6,648	6,723	6,735	5,409	2,786	1,409	277
45	39,290	2,290	37,000	6,430	5,230	5,320	6,240	7,454	3,356	2,539	426
46	36,480	3,070	33,400	3,990	4,470	4,020	5,790	7,320	4,442	2,849	507
47	33,930	2,040	31,900	3,510	3,710	4,110	4,680	6,703	4,449	3,844	787
48	32,070	2,120	29,950	2,460	3,580	3,450	4,870	5,541	4,746	4,130	1,168
49	29,050	1,790	27,260	2,840	2,490	2,250	3,770	5,276	4,470	4,539	1,629
50	27,380	1,840	25,540	2,290	1,910	1,800	2,840	4,718	4,383	5,073	2,527

資料：「農業センサス・農業基本調査」

表1-1-6 経営耕地面積別農家戸数の変化（北海道）

単位：10戸

区分	総農家数	1ha未満	1~2	2~3	3~5	5~10	10~15	15~20	20ha以上
昭 40 (七)	19,896	4,697	1,901	2,378	4,818	4,550	1,192	287	73
45 (七)	16,598	3,637	1,391	1,470	3,486	4,141	1,355	640	479
46	15,992	3,297	1,304	1,357	3,375	4,091	1,299	626	643
47	15,272	2,729	1,282	1,407	3,242	3,847	1,354	657	753
48	14,691	2,635	1,231	1,314	3,065	3,694	1,257	634	861
49	14,173	2,546	1,214	1,259	2,898	3,566	1,160	604	926
50 (七)	13,426	2,738	1,112	1,123	2,554	3,255	1,011	625	1,008

資料：「農業センサス・農業調査」

こうした事態の進展久米小十郎は「生産技術的な効率化は、必ずしも、高い収益性を約束するものではない。経営経済においては機械・建物・施設等の不変資本による可変資本部分（労賃部分）の代替には一定の限界があり、いわゆる、資本の有機的構成が高まれば、利潤率は低下する傾向がみられるのが一般的なものである」³⁶⁾と指摘すると共に、「第3次酪農近代化方針」における北海道が現実には担わなければならない役割、すなわち「生産の合理化、効率化、＜規模経済＞の追求のための地域分化＝特化と同時に、大規模経営の集積・集中という＜構造改善＞の拡大再生産」³⁷⁾がもつ事態について次のように指摘している。

「だが、しかしそう単純にうけとめるわけにもいきまい。実は一方における飲用乳用生乳生産の地域間・経営間の自由競争、他方において加工原料乳用生産の特定地域・経営への集中と、それは価格政策、財政投資、金融政策等を媒介として〈行政介入〉による保護・育成、掌握が企図されているやにうかがわれる。さらにまた、生産過程の再編は、当然に流通過程の再編に連結することは言うまでもあるまい。生産拡大のための機械、設備資材、肥料、配合肥料などの生産手段の市場、酪農生産物

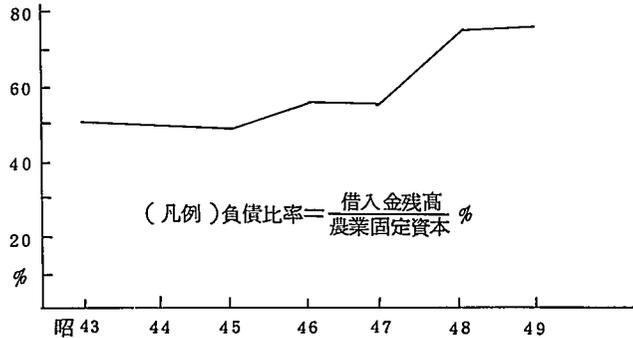
としての牛乳、生乳などの販売加工などの市場の提供を通じつつ、市場関係としての酪農民の社会的分業としての位置づけをも決め、それを再生産していくのである。つまり、よく言われる〈買うものは高く、売るものは安い〉という事態、結局は利潤が得られそうで得られない、それどころか労働所得すら十分でない、したがって自己蓄積が乏しいか、殆んどないか、マイナスにもかかわらず、なお生産を拡大しなければ生きていけないという、かつての寄生地主制のもとにみられた〈経済外的強制〉から、農地改革によって自分で土地を持ち、家族労働を軸として、自由に経営する条件を獲得ないし与えられ、そこに一定の成果をあげながらも、なお基本的には一種の〈経済的強制〉の枠組から脱け出し得ないという側面、これは一般的には、歴史的な小農の小商品生産の性格と市場関係との相互の関係に由来するものであるが、酪農の大型化はこのことの拡大再生産につながりかねない。」³⁸⁾

さらに久米は、第2次酪農近代化方針に対して次のようにも述べている。「〈計画〉も認めているように他部門との密接な関係なくして、酪農は発展しえないのである。飼料生産と結びつかない酪農の不安定性は既に経験済みである。外国の飼料穀類に多く依存する基本的姿勢は、一向に改められていないどころか、それに拍車をかける結果になりはしないか。……その受皿としての北海道の酪農の現局面はどうなっているか。……仮に達成されるとしたら(第3次近代化方針が一布施)、現行の加工原料乳不足払いのように、その補給金の給源を、乳製品の輸入に依存しないという保証があるのかどうか(濃縮乳流通についての問題もあるが)、確かめておく必要がある。でないと、道産牛乳増大→補給金増大→乳製品輸入増大では、折角の完全自給率達成の国民的要請をふまえているとしても、台無しになって、失望、不信をかうことになろう。」³⁹⁾

さらに、また久米は、北海道酪農生産の現状を、その根底に立ちかえってみるならば、「酪農の根幹である、土・草・牛・そして人間の健康状況」そのものが、「結論的に言えば、牛舎、サイロのデラックスさと大農機の威容さとは逆に、かなり、疲れがでているということ、それは、高度成長の過程での産物」であることを指摘するのである。⁴⁰⁾

かかる指摘は、田畑保によってもなされている。⁴¹⁾ 田畑は、当面する北海道酪農経営の問題として、(1) 負債の累積 (2) 過重労働負担 (3) 地力維持の問題についてふれ、とくに地力維持の問題に関して、「酪農は伝統的にはそれがもつ地力再生産の役割が重視され、乳牛導入が奨励されたにもかかわらず、現実には、酪農経営においても地力の問題が提起されざるを得なくなっている現状について次のように指摘するのである。

図1-1-2 酪農家の負債比率



(凡例) 負債比率 = $\frac{\text{借入金残高}}{\text{農業固定資本}} \%$

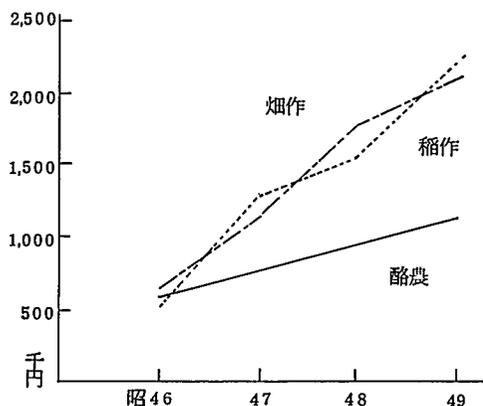
(資料 農家経済統計)

出蔵彰「北海道酪農の提起と新規事業」より引用

「牧草が作物として栽培されるようになって以来、その反収は漸次上昇してきている。例えば根室地方の場合をとってみると、40年頃までは反収1トン台、40年以降2トン台に上昇し、40年代後半には3トン台にまで達している。しかしこの反収増大を支えてきた要因についてみると、原野、永年草地の草地化、草地改良が基礎になるわけであるが、直接的には化学肥料の多投とトラクター化による刈取回数増加であつた。堆肥の補給にもとづく地力再生産体系を十分に確立した上での反収増大ではなかつたわけで、そこには、水田、畑などの場合と同様に地力問題をひきおこす要因をはらんでいたのである。とくに草地の増加を上まわつて増加する乳牛頭数のために、草地の更新も制約され、窒素・加里多投でもつて反収増を追求せざるを得ない状況に多くの酪農家が追いこまれ、その傾向は一層促進されることになつた。」⁴²⁾

さらに酪農経営における家族従事者の労働過重が年々高まつてきている現状については、出蔵彰の論考「北海道酪農の課題と新規事業」⁴³⁾における次表1-1-7になによりも端的にしめされているといわなければならない。そして、就業者1人当り年間所得においてそれが如何に不利であるかについても出蔵は次の図1-1-3を掲げている。

図1-1-3 経営形態別就業者1人当り年間所得 表1-1-7 酪農家1戸当り農業従事者と1人当り労働時間



(資料 農家経済統計)
前掲 出蔵論文より引用

区分		年度			
		46	47	48	49
農業従事者	実数(人)	2.80	2.82	2.67	2.63
	指数(%)	100.0	100.7	96.4	95.7
1人当り労働時間	実数(時間)	2,316	2,386	2,391	2,598
	指数(%)	100.0	103.0	103.2	112.2

(資料 農家経済統計)
前掲 出蔵論文より引用

かようにみえてくるならば、北海道における酪農生産の現状、そして、その所謂「大規模化」の道がきわめてきびしいものであること、つまり私たちの言葉でいう、高度に発展した日本資本主義経済の中で、その生産諸関係レベルで指定された望ましき「経営拡大」のあり方の矛盾が酪農民にとっては、その自然との共棲関係の破壊として、また何よりも、人間の健康そのものの破壊として立ちあらわれているということを指摘せざるを得ない。

こうした現状認識の上に立つて、北海道においては、このまま放置するならば、おそらく分解するであろう中堅酪農民の現実の経営を土台においての地域酪農の形成が、いわば上からの酪農生産再編成ではなしに、下からの酪農生産再編成として、現時強力に主張されてきている。前記の田畑保は、「これまで急激な規模拡大をすすめ、多額な負債をかかえた大規模経営の場合、負債が負債を増大させ、それが多頭化を経営内から促進していく悪循環、あるいは多頭化→土地不足→化学肥料多投・草地の非更新→草質低下・地力低下、といった問題を経営内にかかえこむことによつて、こうした方向転換がそう容易でない」⁴⁴⁾ことを認めた上で、「酪農展開のあり方・発展方向は、それぞれの地域の酪農の展開条件とのかかわりで考えられなければならない」⁴⁴⁾ず、「これ以上の果てし

ない外延的規模の拡大をストップさせること、これらの経営がこれ以上の規模拡大をしなくても、内包的発展、集約化の方向によって経営を安定させられるような条件をつくるのが、現在きわめて重要になってきている」⁴⁴⁾ことを指摘する。そうして、山田定市はその論考「農民的生産力の基本的性格」⁴⁵⁾において、北海道白糠町の事例を土台において、かかる点をより強く主張している。また、出蔵は行政担当者であるが、彼は今後の北海道酪農生産の課題として、その施策の対応として、「その基本的なねらいは、①酪農家戸数、とくに中小酪農家の減少に対応するものであり、②酪農生産要素の拡大制約への解決策ともなり、さらに③酪農経営の内面的充実がはかれるものでなければならない」⁴⁶⁾ということを確認したあと、国の酪農経営に関するシステム化に関しては、北海道における現状を考えるならば、それは直線的には導入できないことを次のように述べている。

「近時、農業のシステム化がとり上げられ、酪農の発展方向としても搾乳、哺育育成、飼料等の部門に分化させ、それらを組織化した一大協業的な仕組みを唱えているものもあるが、本道酪農家の実態からみて今直ちに取組み得る方向とは考えられない。しかし個別経営としての酪農に発展への制約があれば、当然それを打破する新たな方向が打ち出される必要がある。ところで個別酪農の発展制約は、個別経営の自己完結的な面で強く作用している場合が多い。とすればその自己完結性にメスを入れて新たな方向をみいだすことが近道となる。自己完結性を改めるとすれば必然的に地域的な完結性を強化した、いわゆる地域施設の機能による個別酪農補完の方策が重視されなければならない。そして、地域施設の円滑な運営のためには域内農家の均衡ある発展が根底に仕込まれている必要がある。もともと酪農施策のうちで地域的な機能をねらいとしたものは、現在かなりのものがある。公共草地、農業機械センター、共同肥育センターなどがそれである。これらの地域施設が総合的に計画的に運営されることによつて、個別経営のメリットは高まり、しかも酪農家相互の受委託による補完機能を、有機的、一体的に組み合わせることにより、域内農家の均衡ある発展がはかれそうに考えられる。」⁴⁷⁾

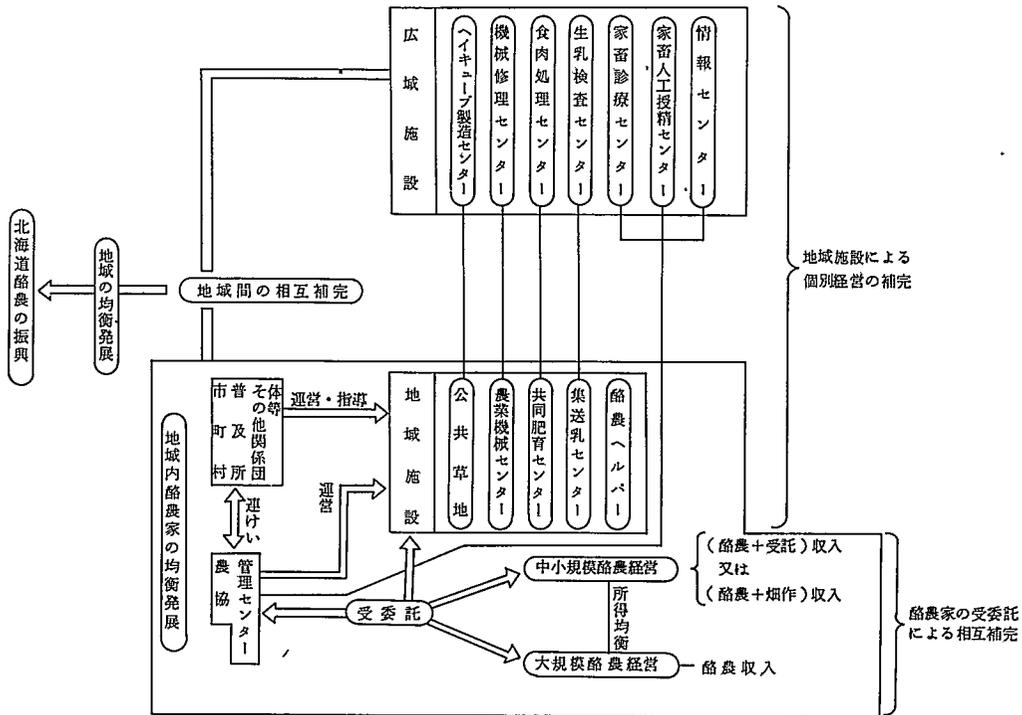
そうして、その構想図として彼は図1-1-4を掲げ、北海道独自の酪農の新規事業を、かかる文脈の中に位置づける。具体的には、「酪農地域総合対策モデル事業」、「中核酪農振興対策事業」、「酪農ヘルパー育成促進事業」がそれであるが、このうち第二者「中核酪農振興対策事業」は中小酪農対策として組まれたものであり、第三者「酪農ヘルパー育成促進事業」は、酪農労働の過重、さらに、周年的にそれが規定される現実に対応して組まれたものである。

さて、おそらく国レベルで立案された諸計画が、都道府県、そして市町村レベルでの「行政」＝「地方自治体」におろされるにつれて、それは、つねに、より現実に見合ったものとならなければならないこと、ここで指摘するまでもあるまい。そして他方「わが国酪農とくに北海道酪農の展開は、その担い手である酪農生産者の動向にかかわっているのである。そして雄大な第三次酪農近代化のビジョンもその具体的裏付けが北海道農業全体のなかで正当に位置づけられねばならない。そしてかねての課題である北海道酪農のあり方も生産農民の立場から、主体性をもって、その方向を再検討し明らかにすることが、北海道酪農の明暗交さくする中で、とくに急がれる」⁴⁸⁾ことが、北海道農業会議、会頭荒田善之によつても主張されている。

ところで、酪農民自身がとりわけ農業・農民団体自身がこうした事態を如何に受けとめているか、ということに次にふれなければならない。

北海道酪農協会*が昭和51年3月10日、開催した「酪農政策確立・保証価格要求等―北海道酪農民代表者会議議案書」によると、その第2号議案は「第3次酪農近代化計画について」、第3号議案は「北海道酪農の方向について」となっているが、こゝでは次のような意見が表明せられている。すなわち、第2号議案によると、第3次酪農近代化基本方針が「国内自給率の向上を目的とし

図 1 - 1 - 4 酪農家の均衡発展方向の考え方



て一層の酪農振興を図らん」としたことを評価しながらも、「然し乍ら、北海道酪農の実態は負債の累増、労働過重をはじめ生産諸条件の悪化などにより、生乳生産の低迷、酪農離脱の傾向がみられることになっている」⁴⁹⁾という認識の上に立つて、とくに酪農家戸数の大幅減少傾向は全く承服し難いこと、また第3次酪農近代化目標については、思いきった予算投入を前提とした総合的な酪農振興対策の確立なくしては達成不可能であること、とくに酪農の明確な評価、また「専業はもとより地力維持増進のための複合経営の発展」⁴⁹⁾をも考慮すること。具体的には(1)農用地対策の確立(未利用農用地の開発促進をはかること、国家的農用予備地を確保すること)、(2)酪農振興資金制度の確立(長期低利の大型資金の創設をすること、酪農家負債の借り替え措置をすること)、(3)酪農労働対策(酪農ヘルパー制度を充実強化すること、酪農新規加入者への特別対策を樹立すること—これは具体的には後継者対策である。資金及び育成制度の開発が中心となる提案である—)。さらに、この「案」は、酪農近代化基本方針の推進について、生産対策、価格流通対策、そして生活的側面に関しては、公共的投資のうすみを前提とした地域社会再編に関する要望を述べている。⁵⁰⁾

ところで、かかる点は具体的に、北海道レベルにおろした場合、第3号議案「北海道酪農の方向について」(案)の中に、より具体的に立ちあらわれている。北海道酪農協会は、その会内に、酪農問題特別諮問委員会<座長：千葉燎郎、農林省総研道支所長>を設置し、「50年代の北海道酪農—そのビジョンと対策の方向—」をまとめた。討議の土台となったその「第1次検討用資料—50年代の北海道酪農」を含めて、以下そこでの問題点を整理すると、おおよそ次のように整理される。

1) 「過去10年間の反省」として「第1次検討資料」は次のように述べている。「不足払い法の実施によって、初期においては、乳価の引上げにより、北海道酪農は大きく発展した。しかし、中期の国際分業政策による低乳価と市乳化促進を基本とする政策の推進により、酪農は停滞をはじめ、後期においては、物価、飼料、土地の狂騰、牛肉の暴騰落などで、大きな混乱を生じた。その結果、多くの酪農家は、①負債の重圧、②年中無休の重労働、③低収入の三重苦におちいつているのに加えて、酪農家間の経済格差も拡大した。また、近年、バルク化、乳質保全対策が進むにつれて、小規模酪農の脱落傾向が目立ち、政治問題となつている。」⁵¹⁾ところで、その原因について「第1次検討資料」は次のように述べている。「以上の原因は、根本的には農政の貧困にある。特に食糧の国際分業と工業の優先による農業軽視の政策が、この低迷をもたらしたことは明確である。この間、不足払い法を基調として、市乳化促進事業を柱に、各種の政策を実施したが、結局、酪農の国民的位置づけがされないまま、低乳価をおしつけ、生産・構造対策にしてもその場しのぎに終始し、後手後手となつて情勢の急変に應ずることができなかつたことに、根本的原因がある。」⁵²⁾ところで、この第3次酪農近代化政策が、このまま実施せられた場合の予測であるが、「このままゆけば、酪農家は減少しつづけ」、さらに「乳牛頭数も規模拡大階層に吸収される度合が少なくなるため、大きな増加」⁵³⁾を期待できず、第三期計画は「いずれも計画倒れ」⁵⁴⁾になるということ、いまの政策のままでは(酪農振興・消費拡大の基本を忘れた市乳化促進中心主義政策)、「大勢としては生乳生産は減少し、消費も低迷して、縮少均衡の道」⁵⁵⁾をたどらざるを得ず10年先に、飲用向けの需要は400万tを越えるにもかかわらず、伸びがおいつかず、「この場合、乳製品はすべて輸入となり、北海道の生乳も100%市乳化されることになって、北海道の乳製品工場は、調整工場を除き、閉鎖される事態も予想され……飲用向乳量も季節的に地域的に不足となり、外国のバター、脱粉による還元牛乳が再び製造、販売される」⁵⁶⁾事態が予測されるという判断を下している。

ところで、この「北海道酪農の方向」においては、上述の判断にもとづいて、国の第3次酪農近代化案での北海道分担分を実現するというを目標に、幾つかの政策提言を行つている。その場合、「10年後の目標(経営)」においては、表1-1-8であきらかなように、酪農家戸数を国の計画とは異つて逆に増加させるということ、すなわち、それは、前述からの文脈に沿うていうならば、現在急速な分解が予測される中堅酪農家群を主体とした、そのレベルにまでおいての、酪農基地の建設の方向である。具体的な政策目標として、(イ)搾乳牛20~30頭飼育の「中核的酪農経営群」の育成、(ロ)搾乳牛10~15頭飼育の「複合酪農経営群(地力維持経営群)」の育成、(ハ)乳牛100頭以上飼育の「先発大型経営群」の育成を構想する。(イ)、(ロ)共に年間所得400万円前後(50年時点)を想定している。つまり、この構想は、現実の北海道酪農家の有様に相応した、より現実に見合った提言といふことができる。そして、それに相応しての地域社会のあり方に関しては、次の二階梯が提示されている。第一は「自己完結型自立専業経営を主体とし、補完・補合部門の地域ぐるみ完結型のシステムを開発・完成する」⁵⁵⁾という型。第二は「①哺育・育成群、②飼料生産群、③搾乳経営群等の専門分化並びに飼料生産基地の建設、雄子牛育成基地の検討を加える」⁵⁶⁾という型にわかれる。前者は「中核的酪農群」に対応し、そして後者が「先発大型経営群」に対応していることはいうまでもあるまい。ただ「複合経営群」に対応する地域の生産機構の構想はここにはない。

さらに、この第三号議案では、流通に関する10年後の目標、また「対策の方向」として、「食糧安定基本法」、*「寒農法」*、*「酪農産業振興整備法」*、農場担保融資制度による大型の*「酪農経営安全確立資金制度」*、*「民営による酪農経営安全確立資金制度」*、民営による*「酪農総合研究所」*の設置、*「経営・生活共進会」*等

等、数多くの構想を提出している。生産対策の重点は「①草地（含農用地確保）、②価格、③金融、④技術経営指導」⁵⁷⁾にある。

*北海道酪農協会について

「酪農を営む者の組織する団体」で、農協、各地域の酪農振興会、申し合せの酪農組合などに加盟している生産者を組織している。このほかに道・農協中央会・道農業

会議なども加盟しているが、雪印乳業kkが出資し、そこに牛乳を出している酪農家の集まりである酪農振興会が中核団体となつているところに、その特質をみる事ができる。各地区に支部があり、町村ごとに存する酪農振興会が末端の単位となつている。ちなみに農協単位で加盟しているのは西天北農協のみ、農協支部単位でも16と少ない。かかる性格から、森永乳業kk、明治乳業kkが北海道に入ってきたとき、酪農生産者を雪印につなぎとめる役割を果たしている。森永は第一酪連をつくり、明治も同種の性格の団体を作つて雪印に対抗したが、雪印の道内市場をゆるがすことはできなかつた。

酪農協会は道農務部、とりわけ酪農草地課との関係が密接で、人的交流も行われているもようである。国の施策を道がうけとめ、具体的対策をたてる場合には、おおむね酪農協会に事前の諮問、または委託調査があり、酪農協会の答申・意見はほぼ道の施策にとり入れられているとのことである。

なお、「ゴールなき拡大」政策に対して、酪農協会自体、おとしの暮あたりから変わりはじめ、現在は中核酪農家の育成を説いている。農林省の酪農近代化第三次試案をうけ、道の委嘱により去年秋から今年春にかけ、猿払・土幌・八雲の酪農家調査をやつて出した結論で、先進型農家のほかに、複合農家を含め、20～30頭規模農家の質の向上（内包的充実）を旨としている。これに対し道のいう中小酪農振興対策は、20頭以下、おおむね10～15頭層を中核酪農家にまで引き上げる政策目標を合意している。かかる酪農協会の態度変容の背後には、直接生産者層、また雪印の現地工場技術者の声が反映していると考えられる。すなわち、ゴールなき拡大では人間がつぶされてしまう、拡大にもかかわらず産乳量が伸びなやみ、乳質が低下しているという反省がある。しかし、先進型農家の拡大をストップするという考えはない。

ところで、次に、酪農民にとって、もつとも大きな関心である「乳価要求」についてふれるならば、そこには、すでに次のような構造が構築されていることがあきらかとなる。すなわち、北海道酪農協会は、全国農業協同組合連合会・中央酪農会議の共同調査に依拠して、51年度加工原料保証価格算定値を表1-1-9のように算定している。農村同盟または全日農においても、全国的な共闘の立場に立つて、この要求を最低限の統一要求として位置づけその闘争を展開している。⁵⁸⁾ところで、この要求価格と、現実に国によって決定せられた価格との間には、表1-1-10のような格差が存する。

ところで、ここで私たちが注目しなければならぬのは、当然のことながら、第一に、この乳価要求の論理そのものが、少なくとも働く酪農民の立場に立つて設定されているということである。たとえば、道農連（北海道農村同盟）は、51年農民春闘において、酪農経営に関しては、夫婦二人の労働で、搾乳牛16頭、4,176時間、498万2,384円の年間所得目標実現のために、乳価124円47

表1-1-8 10年後の酪農経営指標

項目	現況	10年後の目標	指数(現況100)
生乳生産	140万トン	300万トン	214
酪農家戸数	27,000戸	30,000戸	111
乳牛頭数	61万頭	120万頭	197
肉牛頭数	12万頭	30万頭	250
一戸当頭数(平均)	23頭	40頭	174
//年間生産乳量(平均)	50トン	100トン	200

資料出所：北海道酪農協会資料

銭/kgの独自要求を出している。⁵⁹⁾—最終的には統一要求で行動—。第二は、51年には農業・農民各団体の統一集会が実現されたということである。50年の場合、統一集会は実現せず、道酪農協会が中心となった農協系統の集会和、農村同盟(道農連)、全日農、道開拓者連盟の三農民組織共闘の集会に分かれていたが、51年には北農中央会、道農業会議、道農連、全日農道連など農業・農民15団体の主催で「昭和51年保証乳価等畜産物価格要求全道生産代表者会議」が開かれ、そこで保証乳価 105 円86銭/kgの要求が出されている。これに対する決定は、前述のように86円41銭/kgであった。

かようにみえてくると、それぞれの農業・農民団体において、当然のことながら、その主張の相違はあるわけであるが、とりわけ、国レベルでの「第3次酪農近代化方針」を最終的に如何に評価するか、という点においての問題点は存すると考えられるが、それにもかかわらず、北海道における農業・農民団体が統一して、その要求を国レベルに対して、要求せざるを得ないという構造、そして、その中で、現在、するどく分解しつつある中堅層を土台においての、地域酪農生産構造の再編を志向せざるを得ないという構造がそこにはあきらかに存する。しかも、それは前述の記述であきらかなように、生産者の立場を土台において、さらに雪印というメーカーの立場を土台においても、⁶⁰⁾「ゴールなき拡大」の矛盾が現に惹起し、そうして、行政それ自身が、北海道地域社会レベルでの一定の修正を図らざるを得ないほど、これまでの施策の矛盾が激化しているということ、この諸矛盾をどうしても解決しなければならぬという共通の土台が現に形成されつつあるものと私たちは解釈している(それが現実問題として如何に具現化するか、ということは別問題として)。

表1-1-9 加工原料乳保証価格算定値

(単位：円)

項 目		昭和51年度 推定生産費	飼 育 家 族 労 働 時 間
一 〇〇 kg 当 り (乳 脂 率 三 ・ 二 % 換 算)	飼育家族労働費	3,437	3.64時間
	雇用労働費	18	自給飼料生産家族労働時間
	飼料費	4,851	1.25時間
	うち購入飼料費	(2,144)	企画管理家族労働時間
	自給飼料費	(2,707)	0.25時間
	諸材料費	279	1頭当り3.2%換算乳量
	賃料料金	327	4,950.6kg(乳脂率3.47%)
	農具費	317	1頭当り実乳量
	建物・構築物費	141	
	搾乳牛償却費	967	
小 計		10,337	4,950.6kg
租税公課諸負担		160	1戸当り搾乳牛飼養頭数 20.2頭
資本利子		750	
地 代		63	
合 計		11,310	
一 kg 当 り	副産物 価 額	産 糞	938
		きゆう肥	502
		小 計	1,440
副産物差引生産費		9,870	
一 kg 当 り	保 証 価 格	農 取	98.70
		集送乳経費	5.40
		取扱手数料	1.76
		(計)保証価格	105.86

資料出所：酪農政策確立・保証価格要求等一北海道酪農民代表者会議
議案書

表1-1-10 要求乳価と告示価格の比較

(単位：円)

	前年度保証乳価との比較(100kg当)				要求乳価と告示乳価の比較(100kg当)			
	50年度	51年度	比較	引上げ率	要求価格	告示価格	要求に対する価格	要求達成率
飼育労働費(雇人)	57	72	15	126.3%	18	72	54	400.0%
家族	2,269	2,425	156	106.8	3,437	2,425	△1,012	70.6
流通飼料費	1,844	1,795	△49	97.3	2,144	1,795	△349	83.7
飼料作物費	1,836	2,037	201	110.9	2,707	2,037	△670	75.2
諸材料費	368	412	44	111.9	279	412	133	147.7
賃料料金	176	191	15	108.5	327	191	△136	58.4
乳牛償却費	387	665	278	171.8	967	665	△302	68.8
建物費	166	162	4	97.5	141	162	21	114.9
器具費	154	189	35	122.7	317	189	△128	59.6
畜力費	4	4	0	100.0		4	4	
費用合計	7,261	7,952	691	109.5	10,337	7,952	△2,385	76.9
副産物価額	921	1,026	105	111.4	1,440	1,026	△414	71.3
第1次生産費	6,340	6,926	586	109.2	8,897	6,926	△1,971	77.8
地代	378	471	93	124.5	63	471	408	747.6
資本利子	842	790	52	93.8	750	790	40	105.3
第2次生産費	7,560	8,187	627	108.2	9,710	8,187	△1,523	84.3
租税公課諸負担	91	105	14	115.3	160	105	△55	65.6
集送乳経費	284	249	35	87.6	540	249	△291	46.1
販売手数料	94	100	6	106.3	176	100	△76	56.8
保証価格	8,029	8,641	612	107.6	10,586	8,641	△1,945	81.6

(注) 昭和51年度実質乳価(乳質改善奨励金1kg1円)87円41銭(108.86%)

要求乳価達成率82.5%(50年度達成率78%)

資料出所：北海道酪農協会資料

ところで、そのさい、私たちが本稿で問題とするのは、そうした、共通の認識土台が形成されつつあるにもかかわらず、それはすぐれて「経済レベル」、そして「乳質レベル」、また「地力問題」、そして農民層の「健康」の問題として、それが現に提起されているにもかかわらず、そのもっとも中心となる酪農民の全生産・労働-生活過程のもつ意味が、未だ十全に解明されていないということ、それ故、かかる共通認識の土台となるもつとも基底的なレベルにまでおりの問題解析である。すでにみたように、「第3次全国総合開発計画」、そしてまた「第3次酪農近代化方針」においては、すすんで、地域社会の再編過程にまでその射星をのぼしている。そして、また北海道農業会議の荒田氏は、酪農生産者の立場に立つての、その主体性の確立を強調している。ところで「酪農民の主体性」と一口でいわれるもの、また「地域社会の再編」と一口にいわれるものは、さらに多くの吟味が必要であると私たちは考えている。農民層は何よりも、そのそれぞれの「家」としての生活史をもっているし、また「家」それ自体の発展過程の中での血縁のネットワークをとおし

ての、もつともたしかなるものとしての生活防衛のネットワークを、その自らの形成した地域社会そのものとして構築している。「農民層の主体性」を問題とする場合、あきらかにかかるレベルにまでおこななければならないし、また、農民層にとつての「地域社会」の問題を考えるさい、このレベルに立ちかえつての問題提起が不可欠に必要であると、私たちは考えている。国レベル、そして道レベル、また酪農協会レベルにおいては、たしかに、全体社会におけるあらたなる生産力の発展段階に相応した地域社会の再編への展望が一応なされている。しかしながら、農村同盟、全日農における問題提起そのものには、未だ、かかるレベルの展望が十全になされているとはいえない。農民層は単なる「経済的動物」ではけっしてない。社会的人間としての自らの生の証を、自らの形成する社会そのものとして顕在化していることは疑うことはできぬ事実である。酪農民は、資本のより一層の「価値増殖の論理」のたんなる「道具」ではけっしてない。また、その自らが形成しつつある「社会」が、その生活防衛の大きな拠点であることを十全に知っている。

私たちは現在、いわゆる上から形成されつつある（多額の負債をかかえて）酪農経営それ自体が、けっして安定的な経営であるとは少しも考えていない。その上層農においても数多くの矛盾をかかえており、そのことは、中堅層、また下層農においてはよりふかく現出しているとみてよいと考える。むしろ、中・下層農において、財政的挺入れがないだけにその矛盾はより顕在化していると考えている。かような、現状を直視すると、農民層の現実の生産・労働—生活過程レベルにまで立ちかえつて、彼らが多くの矛盾を抱えながら、その中で形成しつつある社会の問題をふまえて、酪農生産及び酪農民の生活を把握することは、現段階において、ますます重要性をましているものと私たちは考えている。

<註>

- 1) 国土庁計画調整局『新全国総合開発計画総点検作業中間報告（素案）—農林水産業問題とその対策』昭和50年11月 122頁
- 2) 同上報告書 3頁
- 3) 同 103頁
- 4) 同 101～102頁
- 5) 同 104頁
- 6) 同 3頁
- 7) 同 30頁
- 8) 同 8～9頁
- 9) 同 3頁
- 10) 同 107頁
- 11) 同 107頁
- 12) 同 8頁
- 13) 同 38頁
- 14) 同 38頁
- 15) 同 40頁
- 16) 同 41頁
- 17) 同 41～42頁
- 18) 同 22頁
- 19) 同 111頁
- 20) 同 111頁
- 21) 同 112頁

- 22) 同 112頁
- 23) 同 112～113頁
- 24) 朝日新聞, 50年11月19日, 8面
- 25) 農林省畜産局『酪農近代化基本方針(試案)説明資料』昭和50年11月, 2頁
- 26) 同 29頁
- 27) 農林省畜産局『酪農近代化基本方針説明資料(抜粋)』昭和51年3月, 9頁
- 28) 国土庁計画調整局『新全国総合開発計画総点検作業中間報告(素案)一計画のフレーム』昭和50年10月 111頁
- 29) 同 110頁
- 30) その分析枠については, 布施鉄治「社会機構と諸個人の社会的労働—生活過程」(北海道大学教育学部紀要26号, 昭和51年3月)参照のこと。
- 31) 前掲「計画のフレーム」 48頁
- 32) 同上 49頁
- 33) このことに関して, 朝日新聞(51年6月9日)は, 「生活福祉の向上を前面に」しながらも, 「実態は依然開発優先」とのコメントを加えている。
- 34) かかる点については, 布施鉄治・白樫久・安倍恒雄「資本主義の〈高度成長〉と〈家〉及び〈村落社会〉の構造変動の論理」(『村落社会研究』第11集, 御茶の水書房, 昭和50年10月, 所収)を参考されたい。
- 35) 荒田善之「北海道酪農の明暗—酪農生産者の立場から点検と方向づけを—」(『北方農業』1976年5月号, 北海道農業会議)より引用
- 36) 久米小十郎「酪農近代化計画と本道酪農」(『北方農業』1976年5月号) 5頁
- 37) 久米 前掲論文 4頁
- 38) 久米 前掲論文 4頁
- 39) 久米 前掲論文 5頁
- 40) 久米 前掲論文 6頁
- 41) 田畑保「当面する酪農経営の問題を考える」(『北方農業』1976年5月号) 17～20頁
- 42) 田畑 前掲論文 19頁
- 43) 出蔵彰「北海道酪農の課題と新規事業」(『北方農業』1976年5月号) 7～12頁
- 44) 田畑 前掲論文 20頁
- 45) 山田定市「農民的生産力の基本的性格」北大教育学部紀要26号, 昭和51年3月
- 46) 出蔵 前掲論文 11頁
- 47) 出蔵 前掲論文 11～12頁
- 48) 荒田 前掲論文 1頁
- 49) 北海道酪農協会「酪農政策確立・保証価格要求等・北海道酪農民代表者会議」議案書, 昭和51年3月10日 15頁
- 50) 同上 16～17頁
- 51) 北海道酪農協会「50年代の北海道酪農—そのビジョンと対策の方向—」(第1次検討用資料) 1頁
- 52) 同 2～3頁
- 53) 同 3頁
- 54) 同 4頁
- 55) 同 6頁
- 56) 前掲 議案書 22頁
- 57) 同 24～25頁
- 58) 全日農機関紙『農民新聞』(北海道版), 昭和51年3月29日号 8頁参照
- 59) 北海道農村同盟『北海道農村新聞』, 昭和51年3月25日号, 付録「51年農民春闘」資料
- 60) 前掲「北海道酪農協会」の性格を参照のこと。

資料 1-1-1

酪農・畜産対策（北海道農村同盟 51年春闘資料パンフ）

いま北海道の酪農・畜産農民は最悪の経営危機の状態にあります。一昨年は戦後最悪の酪農戸数減（48.2～49.2の1年間に9.3%3千戸減）を示し、1日8戸が牛飼をやめました。昨年も1日4戸ずつ（1年間に5.4%1,460戸）減り、35年の63,690戸から25,563戸へと6割も脱落し、残った酪農家もゴールなき拡大を強いられています。同じことが養豚・養鶏農家にいえます。飼料穀物の輸入は90%まで大手商社に握られ、飼料資本は独占価格で国際穀物価格上昇を製品に転嫁してボロ儲けを続け、配合飼料は2倍にはね上りました。かつて牛飼い亡び乳業栄えると言われましたが、生乳総生産量の伸びが鈍化し乳業会社の間や道庁当局からも、中小酪農家の脱落防止が真剣に主張され対策を求めると高まっています。

酪農・畜産対策の基本的要求

1. 乳・肉・卵など畜産物価格支持の強化と所得補償要求。
2. 飼料用穀物ならびに飼料作物の生産拡大。
3. 輸入飼料穀物の50%国家管理と配合飼料価格の引下げ要求。
4. 全額国費による草地造成と草地改良要求。
5. 輸入乳製品の規制と放出の民主化。

所得目標と品目別要求価格算出方法

1. 算出データは農林省北海道統計情報事務所の北海道農畜産物生産費を採用した。
2. 評価替係数は農林省の物価指数（右表参照）による。但し51年は政府経済見通しによる9.9%上昇を用いた。
3. 労賃の算出は労働省調べの毎月勤労統計調査報告による49年12月～50年11月までの5人規模以上製造業常用労働者の男女こみ現金給与総額を総実労働時間で算出の1時間当たり882円14銭に51年を20%上昇見込みで1,059円を採用した。
4. 資本利子は生産費調査で採用の4%を実態金利8%に修正した。
5. 10a以下労働時間は、前3カ年平均時間に付帯労働、管理労働分を10%付加要求する。
6. 地代は土地資本利子におきかえた。

原生産費評価替係数

	農村物価指数 (生産資材総合)	同上年上昇率	評価替係数
昭和47	108.1		1.833
48	136.3	126.1%	1.453
49	171.3	125.7	1.156
50	180.2	105.2	1.099
51	198.0	109.9	

酪農経営の所得目標と要求価格

区 分	頭数・乳量	説 明
飼 養 頭 数	20頭(成牛換算)	うち搾乳牛16頭
就 労 人 員	2人	
総 勞 働 時 間	4,176時間	261時/頭
産 乳 量	72,99t	脂肪3.2%換算
租 取 入	9,085,314円	4,562×16頭×124.47円
所得(混合)	4,982,384円	労賃+土地資本利子
労 賃	4,422,384円	5人規模以上製造業労賃1,059円/時間
地 代	560,000円	土地資本利子50,000円/10a・年7分利率

1. 酪農経営所得の目標4,982,384万円以上(労賃・地代の他に育成収入を含む)
2. 要求価格 1kg 124.47円以上

牛乳 1kg当たり 124.47円

年 度	47		48		49		51	
	原 生 産 費	評 価 替 係 数	原 生 産 費	評 価 替 係 数	原 生 産 費	評 価 替 係 数		
項 目	円	評価替係数	円	評価替係数	円	評価替係数	推定生産費	
勞 働 費	40,892	1,833	42,884	1,453	62,885	1,156	(1,059×261) 276,399円	
物 財 費 合 計	159,051	291,540	173,512	252,113	206,459	238,667	260,773円	
副 産 物 価 額	△32,349		△66,229		△58,328		△58,328円	
資 本 利 子	16,635	30,491	17,425	25,319	21,801	25,202	(27,004×2) 54,008円	
地 代	14,268		16,135		20,739		(50,000×0.07) 35,000円	
計	198,497		183,727		253,556		567,852円	
勞 働 時 間	253時間		231時間		228時間		(237.3×1.1) 261.0時間	
1 頭 当 たり	調査農家乳量		5,246kg		5,188kg		(5,251kg)	
過 去 7 年 (最 高・最 低 除 け) 全 道 平 均 乳 量	44	45	46	47	48	49	50	
	4,453	4,444	4,531	4,559	4,664	4,702	4,602	4,562kg

第2章 理論的課題と分析方法について

第1節 理論的解決課題

第1項 日本農村社会学の発展のために

前章第2節で垣間見たように、現段階における北海道酪農は、きわめて激しい階級分解のその過程にある。その中で一方の極に搾乳牛30頭以上層という一握りの大規模経営群が形成されつつある。町村レベルでみるならば、他方で、集落それ自体の解体・消滅がある中で、大規模酪農経営が輩出しつつある集落においても、酪農民の階級・階層分化は激しく、離農せざるを得なくなった農民層の土地を集積する中で、大規模経営群が、体制的な挺入れによって形成されつつあるとよい。その形成されつつある大規模農家群もそれ自体巨額の負債の上に成立しているものであることはいうまでもない。その支え手は、家族労働力である。本州都府県と異なって、地元で十分なる在宅兼業源のない北海道の場合、離農はそのまま挙家離村に繋がっている。したがって、形成されつつあった集落社会のあり様そのものにかかる事態は変質せざるを得ないし、また、こうした大規模酪農の形成が地方自治体、農協等々地域営農指導体制の総ぐるみで行なわれている場合がほとんどなので、集落の範域をこえた地方自治体レベルでの地域再編過程としてかかる事態はうけとることができる。事実、少なからぬ町村においては、その人口数の激しい減少にもかかわらず、都市的諸機関が集積する中心市街地は、いわば部落をはなれて挙家離農した人びと— その多くは雑業層を形成するが—の集積地となり、その人口は増加している。この意味においても、現在、北海道においては、現実の問題として、きわめてドラスティックな農村地域社会の再編そのものが進展しているということができる。かかる地域社会の再編そのものは、前章でふれたように、すでに国独資段階に到達した日本資本主義経済の再生産構造そのものが用意したものであることはいうまでもない。そして、その意味において、日本資本主義経済発展の中での資本にとって好ましき形態として、酪農部門がうけもつべき「実験場」として北海道が位置づけられ、好むと好まざるとにかかわらず、多くの酪農民はその掌中にあるということもできる。

さて、戦後の日本農村社会学においては、少なくとも、農民生活、また農村社会の構造を把握するさい、日本資本主義経済の発展との関連の中で、それは把握さるべきであるという視点は確立せられている。それは、福武直らの所謂「構造分析」の方法をへて、島崎稔らの「農民層分解論」の立場に立つ分析方法として確立せられている。この場合「農民層分解とは、農民を取り巻く経済的矛盾の総体の反映である」というレーニンの規定がその前提にあるが「経済的矛盾の総体」としてそれが把握される場合、そこには、当然、農民層の現実の生産・労働—生活過程にまで立ちかえった、つまり資本主義的に農民層が分解されるすぐれて経済的な諸相を問題として、そこでの階級・階層分化をあきらかにし、その諸矛盾を指摘するだけではなしに、さらに農民層がそうした経済的諸矛盾をすすんで止揚してゆくその過程、しかも下から自らの社会を形成しつつ既存のあり様を再編しながら、かかる過程を歩んでいるレベルにまでおいて、その「総体」があきらかにされる必要があるにもかかわらず、現在は、少なくともそこまでは到達していない。そこに河村望の「『共同体』＝前近代から『共同体』の解体＝近代という近代主義的理論にたいする批判的検討が不十分な」故に、また「『共同体』は、土地所有の規定性という経済的基礎のうえに成立するものとされながら

結局は『前近代的集団』一般のなかに解消』してしまった」故に、それは「基本的には『近代化』理論の枠組を一歩もでていない」とする島崎稔批判もでてくることになる。¹⁾ 私たちの立場からする現段階における農民生活及び農村社会分析の方法については、すでに「戦後日本農村社会学の展開と農民層の〈生産・労働—生活過程〉分析の視角」、および「戦後日本農村社会学の展開と課題」²⁾、さらに賃労働者を含めた日本社会分析の視角としては「生活過程と社会構造変動に関する一考察」、「社会機構と諸個人の社会的労働—生活過程」においてあきらかにしてあるので、ここではあえてくりかえさないが、私たちが志している分析の方法は、何よりも現実に生きる農民層の、その生産・労働—生活過程にその分析の基底において、彼らが現に織りなしているインフォーマルな生産及び生活の両側面にわたるリーダーシップの構造、そしてそれが、face-to-faceの関係におけるフオーマルな意味での、部落及び農業実行組合組織と如何に連鎖しているかという問題、さらに現段階においては、その社会の構造はそれだけで完結しているものではないので、少なくとも地方自治体レベルでの諸経済・社会・政治組織＝機構と如何に連鎖しているかという問題、またそれら機構が、全国レベルの機構それ自身と如何に連鎖しているかという領域をその射呈の中においている。そこには、幾つかの分析の段階があることは事実である。本稿での私たちの分析対象は、私たちのいう「機関と機関」の関係にまで立ちいつていない。³⁾ 地方自治体レベルでの諸組織と農民層の現実の生産・労働—生活過程との関連レベルにそれを留めてあることをあらかじめことわっておきたい。

もちろんこういう場合、第一に私たちが指摘しなければならぬことは、上述のいわば下からの追いあげの文脈、そこでの論理の別出の“場”がそれ自体、階級的矛盾のいわばその“るつば”の中に存するものであることである。すなわち本部第1章ですでに検討したように、国レベルでの諸政策そのものが、地方自治体、農協等のそれ自身、全国的な機構の一環として存する組織を中核としての地域再編をすどく志向している。これに対して、農民層が自らの生産・生活志向を貝殻のように閉ざしてじっと耐えてその生活を防衛する、という形で問題を把握するということは現段階においては全く事実に対応していない。農民層はかつて部落の範囲にとどまっていたその社会を、本当に自らの社会であるかどうかを選択するし、選択した場合、その社会をすすんで地方自治体レベルに拡張しているし、またせざるを得ない。それは別の言葉でいえば、地方自治体への、また農協組織、さらに農業委員会組織への、それ自身機構として存する諸組織への、政治参加（具体的には投票行動等々）に何よりも端的にあらわれているといえる。そこに私たちのいう社会分析における「社会機構—構造」の分析の方法の有効性がある。

第二に、それにもかかわらず私たちが、現実の農民層の生産・労働—生活過程のレベルにまで立ちかえって問題を掘りおこそうとするのは、実はそこに次のような意味が横たわっているからである。すなわち第1章において垣間みたような「高度成長」期以降における農村社会の、とりわけ北海道農村におけるその激しい農民層分解をみればただちにあきらかなように、資本のより一層の価値増殖の運動は、かつての部落社会の紐帯をすどく切りくずしつつある。個々の農家は相互に孤立し、孤立した「家」としての価値判断をせまられている。そうして、こうした「家」の孤立化は「家」内諸成員の関係にまで及んでいるとたしかにいえる。そのこと的一端は、たとえば、後継者確保の問題にまで立ちいつているが、（そうしてそれはある意味では有無もいわせぬ「家」それ自体のもつ経済的基盤の相違を土台においているのだが）、しかしながら、私たちはかように、資本の価値増殖の論理によって、いわば経済的に一元的に農民層の生活そのものが丁度将棋の駒の

ように規定されるものとは考えていない。かかる経済的過程がその土台にあることは事実であるが、それにもかかわらず、その土台の上に立って、自らの生活を社会的人間として全うしているものとして把握する。もとより、その社会的人間としてのあり様は、かつての段階とは大きく異なっている。しかしそこには、孤立した「家」、孤立した個人ではなしに、「家」内個人間における、そうして「家」相互間における下からのあらたなる協働様式の形態が、そこにはもつともたしかなるものとして創造されつつあるものと私たちは把握する。その実相を私たちは正確にとりおさえる必要があると考えている。すなわち個々の農家はその「家」としての生活史をもっているし、また、「家」内諸成員は個人としてのそれ自体矛盾にみちた自らの生活史を有している。さらに「家」それ自体は、「家」の世代的発展の過程をとおしての血縁のネットワークを特定地域の中にはりめぐらしている。そこには、地縁での絆も、たしかにこれまでの生活史をとおして形成されている。当然にそのことは、個々の「家」における各成員のあり様、すなわち生産組織および生活組織としての「家」それ自体が機能する場合の協働様式としての地位と役割の構造も、全体社会におけるあらたな生産力の発展段階に見合ったものとして変容されている。また自から創出した子弟に対する期待のあり方も変わりつつある。そしてさらに、そのことを土台において「家」相互の関係も変わってきている。もちろんその過程の中には、階級的矛盾が貫ぬいている。

そこに、これまで経済学者が十分に分析しえなかった、ここでいう私たちの社会学・教育社会学の学的領域があると私たちは考えている。ところで、戦後の日本農村社会学においては、ある意味において、農民層分解論の視点、すなわち、農村社会の「階級的分析」の視点が優位に立ちすぎてしまって、上述のようなレベルにまでおりた実証的研究がきわめて少ないといえることができる。振り返ってみると、たとえば、変動しつつある現段階の農村家族に関する実証分析もきわめて数少ない。また現段階のわが国村落社会は、すでに閉ざされた社会ではありえなくなっているため、局部的に形成された制度としての慣行としては、現実の農民層の社会的行為、またその社会のあり方をとりおさえることができなにもかかわらず、その変動しつつある農民の生活、村落社会のあり方を、変動論的に分析する方法論それ自体が確立されていないという実情がたしかに存している。本実証研究のベースとなる前記の私たちの方法論的な諸論考は、こうした現状を直視する中から、すすんで変動論の見地、農民層の主体的立場に立つならば、社会変革論的な見地から、一定の問題提起を行なっているものである。私たちのこうした見地、すなわち農民層の現状の生産・労働—生活過程からおいあげて問題を把握するという見地のもつ意味は現段階において、ますますその重要性をましていると私たちは把握している。何故なら、それは、これまでの、所謂「農民層分解論」的分析視角が欠落させていたもつとも大切な部分を内在的に克服するものであり、また「農民層分解論」的分析視角がかかる点を欠落させていたが故に、近時、日本農村社会学の中で、「むら」は解体せずにあきらかに存在するという実証を、すぐれて現段階においては、形骸化している、すなわち農民層のその生産・労働—生活過程においては経済・社会的に機能していないひとつの形骸的構造にそれを求める見地、また、いわば民俗学的に、始源的にそれを追いもとめる見地とは一線を画しているからである。ある意味において、私たちの研究グループが志向しているものは、農民層の生活のあり様を過去にもとめて民俗として採取するのではなしに、現代に生きる「ありふれた庶民」としての農民層のその生産・労働—生活過程の記述であるということもできる。現代に生きる農民の生の証としての民俗である。もとより私たちは、たんに現代の民俗を採取するというベースにのみとどまっているものではない。社会学、教育社会学者としてその中を内在的に貫ぬいている、ひとつの

社会学的な法則性を私たちは剔出しようと志ざしている。

ところでかかる作業は、何も現時点において、私たちが独創的にはじめたものではけっしてない。日本農村社会学の発展過程をつぶさに点検するならば、すでに戦前段階において、鈴木栄太郎、有賀喜左衛門等々その諸先達は、かかるベースとなる作業をその学的業績としてあきらかに提示している。しかし、いうまでもないことだが、現段階において私たちは、鈴木、有賀の分析方法がそのまま有効性をもちうるとは考えていない。けれども、彼らの諸業績が農民の生活研究としてたしかなる土壌を有しているということに着目している。⁴⁾ 其上での、有賀の同族結合としての日本社会の構造の剔出、また鈴木の本日本農村家族の周期的発展に關する問題提起、また戦時農村経済更生運動下のわが国村落社会のリーダーシップ構造の剔出等々、私たちが継承しなければならぬ視点は多い。

すでにみたように、現段階で私たちが農民生活または村落社会の変動をとりおさえるさい、それは、戦後の日本資本主義経済の再生産構造の中に位置づけなければならぬことはもちろんであるが、さらにすすんで、「経済的社会構成体」の前進的移行の論理の中に、これらは具体的に位置づけられなければならないと考えている。そのさい、当然のことながら、わが国社会科学の今後のより一層の発展を展望したさい、経済学等と異った社会学が独自に解明すべきその射呈と、貢献の領域をたしかなるものとして確立しておく必要がある。そのために、本稿において私たちがとくに理論的解決課題として設定するのは、次の如き諸点である。

第2項 本稿でのねらい

それはまず大きくいつて経済構造と社会構造の関連の解明ということになる。すなわち福武直らの「構造分析」の方法では、この両者の関連は「竹に木をついだよう」で「かならずしも明確ではない。また島崎稔らの所謂「農民層分解論」の視角では経済学的諸知見からの切り込みがある意味において鮮明すぎて、社会構造への射呈が開けてこない。かかる点の解明、すなわち両者を統一的な論理で把握することは、現段階において、不可欠に要請されているといえる。このさい、私たちは当然のことながら、社会学的研究領域の射呈を土台において、かかる点の解明を試みる。具体的には、農民層の階級・階層分化、その資本主義的な分解過程の中での、「経営」のあり方の分析が、まず問題とせられることはいうまでもない。

(1)ところで、ここで指摘するまでもなく、今日のわが国では、古典的にレーニンが指摘したところの、農民層分解の道筋としての「富農」の形成と対極における貧困層の「プロレタリア化」という道筋としては、農村社会の変動は立ちあらわれてはいない。「富農」ではなしに「上層農」が一方の極に立ちあらわれている。つまり、このことのもつ意味は、客観的にみるならば、もはや国独資段階に到達している戦後の日本資本主義経済の再生産構造の中では、資本主義的な農業経営が形成・発展するという形では事態は進展していないということである。別の言葉でいうならば、近時の「アジア的生産様式論争」が示すように、人類社会の発展史にはまさに多様な道筋が現実には確証しうる事実そのものとしてあるのであって、現段階のわが国社会の「経済的社会構成体」それ自体の前進的な移行のプロセスは、まさに、これまでのお手本にない道を歩んでいるということの査証であると私たちは把握している。それでは、それを支える原動力は一体どこにあるのか、その最小の社会の単位がどこに存するのか、ということが当然のことながら問題とならざるを得ない。私たちは現に個々の農民層にとっては、好むと好まざるとにかかわらず、自らの客観的存在そのも

のとして形成されつつある「上層農」，「中層農」そして「下層農」のそれぞれについて，かかる点を検証する必要があると考えている。言葉を替えるならば，その支え手は「家」であり，したがってまず第一に現段階における「家族協業体」のあり方の分析が，どうしても必要とせられることになる。つまり本稿において私たちは，経営分析をすすんで「家族協業体」のレベルにまでおろして分析する。具体的には，生産組織体としての「家」，生活組織体としての「家」のレベルにまでおろしてその内部構造を分析する。そして，そこで具体的に展開している協働形態を分析する。このレベルにまで具体的におけると，たしかに，経済学的に分析せられる所謂「経営」をこえた射量がちあらわれる。現実には生をうけた人びとの「生産・労働－生活過程」，彼らがおこなす「生産・生活」組織－集団の射量がこうして現われる。この実相を貫くところの法則性を経験科学的に私たちは把握しなければならないと考えている。

もとよりそれは客観的に階層的に区分せられたところの「家」ごとに，その現象形態は異なっており，当然に，その矛盾の現象形態には，濃淡の相違はある。しかしながら，上層農・中層農・下層農をつらぬくところの，階級的諸矛盾及びそれを止揚せざるを得ない法則性がそこに存していると私たちは考えている。

(四)ところでかかるレベルにまで分析をふかめるということは，具体的には，たんに現況における「経営」を支える「生産・労働－生活組織」のあり方が如何なる構造のもとにあり，そこでの諸矛盾が如何に立ちあらわれているかということの分析だけではなしに，どうしてもかかる「経営」構造それ自体が如何なる諸要因によってもたらされていたのかという，いわば「家」それ自体の有するヒストリカルなレベルにまでふかめての論証を私たちに要請する。当然にこのレベルの「家」＝家族協業形態の分析は，土地集積過程を基盤においた形での「経営」のあり様，その基盤形成の問題の吟味をまず必要とすることを意味するが，同時に，私たちににとってそのことは「家」の世代的発展そのものが農民層にとってもつ意味，また当然にそれは，現段階において，その「受皿」のないまま，急速にその生存の基盤であるところの「経営」を大型化せざるを得ない酪農民の技術習得過程の問題，そして，その後継者確保問題等々，さらにそれらを含めての「経営」の，したがってまた当然自らの「家」の将来志向への，まさに社会的人間としての価値志向の問題の解析を私たちにせまることになる。かかる意味において，私たちは今日の段階における「家」すなわち「家族協業形態」のもつ意味を，すすんで「経済的社会構成体」の前進的な移行の論理の中に位置づけて解明しなければならないと考えている。かかる観点からする「現状分析」は全くといってよいほど現段階においては立遅れている。

(五)ところで，次に本稿において私たちが理論的解明課題として設定するのは，村落社会構造の具体的な変容過程の分析である。村落の社会構造という場合，それは，その経済構造からまったく切り離されて存するものでないことはいうまでもない。しかし，村落が社会として存することの意味は，農民層の階層区分，その資本主義的な分解過程をあきらかにすれば事がすべて解決するというものでないことは指摘するまでもない。そこには農民層の社会がある。その社会の骨格を私たちは個々の「家」の生産及び労働関連をとおした社会的協業・協働形態の変容過程そのものの中に求める。しかし，それは「家」相互間の生産及び労働関連をとおした協業・協働形態をあきらかにすれば，すべてが解明できるという性格のものではけっしてない。これまでわが国の社会科学の領域の中では，かかる意味での血肉を考えるさい，しばしば個々の農民層の「社会意識」，また「政治行動」，具体的

には「運動論」のレベル、すなわち農民層の場合「労農提携」論にそれが収斂されていたことは事実である。しかし私たちは、それではあまりにも短絡すぎると考えている。⁵⁾ 農民層は何よりも、その自らの生活をもっており、その生活がもつ累重的な重みは、そう簡単に変わるものでないことを私たちは、これまでの調査研究をとおしてよく知っているからである。私たちは前述のように、村落社会の構造を、その協働形態のあり様を中心にして、ここではとりおさえるが、そのさい、それは生産・労働連関のみではなしに、生活諸関連における広義の意味における協働形態をもその分析の中につみかさねる。その上に立って、農民層が現に構成しつつある村落社会の変動構造、そのリーダーシップの構造を事実在即してとりおさえる。かかる意味での村落における協業・協働形態を中心にその変動構造をとりおさえるということは、私たちの方法論からすると、当然のことながら、村落社会の構造変動を、それだけで完結したものとして把握するのではなく、すすんで、全体社会レベルにおける社会の構造変動と結びつけて捉える「機構—構造」分析の立場をとるということを意味する。そこで農協・自治体、また農民組合組織等々が問題とせられることは前述の如くだが、かかる意味において、私たちの現段階における酪農民の「家族協業形態」分析、「社会協業形態」分析を骨組とした、農民生活及び社会変動分析は、「経済的社会構成体」の前進的移行の問題の射呈の中にくみこまれることになる。私たちが最終的にねらっている理論構築はすでに「社会機構と諸個人の社会的労働—生活過程」⁶⁾において示したように、上述の各過程をいわば貫通する論理であるが、もとより私たちは本稿において、そのすべてが達成でき得たものとは考えていない。本稿はその一里塚であるにすぎない。また本稿における具体的な分析の手順については、第3節でふれるが以下、第2部、第3部で展開する具体的な実証分析の各章において、そこでのファインディングスにもとづいて「中範囲」の法則性を指摘することはいうまでもない。

ところで次に、私たちが本稿でねらっている分析領域が、実は現段階における農業経済学者にとっても、その「農業生産力」の発展を考えるさい、どうしても解明しなければならぬ領域を構成していることについてふれよう。次節で検討するように、そこでは社会学研究者の分析が不可欠に必要とせられるということが出来る。

第2節 「農民的農業生産力」論の検討

私たちはひとつの事例として、山田定市の近稿「農民的生産力の基本的性格」⁷⁾をとりあげ、そこにおける論理展開の分析をとおして、若干の問題を提起することにしよう。山田の論考は、現段階におけるわが国の農業生産、そうして農民生活における「貧困化」の進展の中で「資本の生産力」として立ちあらわれるものではなしに、すすんで「農民的生産力」として立ちあらわれる諸力を明確に位置づけ、わが国の農業生産の危機を、所謂「下から」の立場に立って止揚するその論理を「序説」として展開したものである。以下みるようにこの論考においても、その要は、農民層のもつ主体性、またそれを土台においた地域社会再編への期待に収斂せられている。山田は「資本の生産力」と区別する意味での農民的生産力⁸⁾の根柢を、マルクス・エンゲルス、そしてレーニンの諸論考に立ちかえって検討した上で、次のように述べる。

「それは資本主義的再生産構造を基礎に資本蓄積構造の一翼として包摂されているため、完全に自立した自由な生産力形成としてではなく、二重の性格をもつものとみななければならない。すなわち農民経営においては、生産手段が直接生産者である農民自身によつて所有されているため、労働の生産力が資本のもとは包摂されることは形式的にも実質的にもない。したがって農民経営のもとでは労働の生産力が資本の生産力

としてあらわれることはなく、その意味での神秘的性格はない。このことから農民が直接的生産者であるばかりではなく、その生産主体としてみずからの労働の生産力を農民的生産力として形成し発展させる条件をもっているとみなすことができる。このことが、農民的生産力の一つの側面である。いま一つの性格は農民的生産力の資本主義的性格ともいえる側面であつて、その生産力形成・展開は大局において資本主義下の生産力の社会的水準とその技術内容・発展方向、さらに農業における『資本』蓄積の条件によつて制限され条件づけられており、それと離れて自由な展開はほとんどありえないということである。」⁹⁾

山田はこうした基底に立ちかえつて、主として「農民労働の社会化」において、その農民的生産力に立脚したわが国農業の発展方向を展望する。

山田は「農業における生産の社会化が二重の意味において進行し、また促されている」ものとして把握するが、その二重の意味とは第一に「主として流通過程に延長された生産過程（保管・運搬など）で個別的農業労働が共同労働として組織される側面」、もうひとつは「このような流通過程における労働の社会化を基盤にして農民経営がより深く資本主義的生産関係に包摂される過程で農民は他の産業部門の労働者との社会的連帯をますます強めるという点に示される」¹⁰⁾と把握する。

ところで山田は、いうまでもなく、かかる過程の進展そのものが、資本の側からのわが国農業の資本主義的包摂過程として、とりわけそのさい政策主導の形でそれが農業生産の装置化・システム化として進展し、それが農民的生産力の形成にとつての矛盾の集中点であることを指摘する。

「独占資本主義の農業政策が主として、市場政策として、価格制度、政策金融などを基軸に進められていた時期には、農業生産力構造が直接的に方向づけられることは少なかつたのであるが、主に第2次世界大戦後、先進資本主義国で共通にみられるように、これまでの市場政策に加えて構造政策が農業生産力構造の再編成を目的として制度化されるようになる。つまりここでは、農業政策が国家独占資本主義の政策体系の一環として、資本の強蓄積の遂行と体制的危機への対応としての政策意図を鮮明にうち出すことになる。われわれはその特徴を農業装置化・システム化にみることができる。」¹¹⁾

この農業の装置化・システム化はその基礎に高い工業生産力水準の所産としてのさまざまな改良された農業生産手段（とりわけ大型機械、施設）をもつものであるが、この「根幹に位置するのは厳密に言えば流通過程に延長された生産過程に導入された生産手段（施設）である。」酪農生産でいえば、パルクローラーとこれに直結する牛乳加工工場がこれにあたる。これらの施設は「使用価値生産にかかわる直接的生産過程の生産手段でないため、生産条件、とりわけ土地所有をはじめとする農民経営の制約をうけることがきわめて少なく、そのため、農民経営の生産共同化の到達点と制約条件を超えた農業の地域的再編成を行なううえでその物質的基礎となる。」¹²⁾そしてその運用主体として農協が位置づけられる。

山田は、こうした農業の装置化・システム化を中心とした地域再編過程に対して、いわば個別の農民経営の立場からの、彼の言葉でいうところの「農民的生産力」の立場に立つ地域再編を位置づける。もとよりそれは互いに切り結ぶ関係として位置づけられるものであつて、二分法的に対置される関係におかれているものではない。*

* 彼は現段階において「農民的生産力」の形成をめぐつて出されている二つの見解、第一は、農民経営が機械化などを基礎により高い生産力水準を実現する上で生産形態としてそくはないとみる見解、第二は農民経営を基礎とする生産力展開では大型機械は不適であるとする見解、のいずれとも農民経営を基礎とする生産力展開の一つの側面のみを強調しているという点で不十分であると批判したあと、次のように述べている。「現段階の農業技術・生産手段が大規模化を志向し資本主義的農業技術開発に偏向していることはたしかであるが、このことは農民経営に適合した農業機械化の可能性をまつたくとぎすものではない。生産力の担い手としての農民経営を否定することもまた機械化を敵視することも誤りであるといえよ。」¹³⁾

ところで、彼は「農民的生産力」を中心としたいわば下からの地域再編を考えるさい、レーニンに依拠してその基底を「家」を単位とした、家族的協業から、その枠をこえた、労働の社会化が如何に展開するか、という点に求める。具体的にそれは、幾つかの発展の階梯をもつ、農民経営の立場からする「農業共同化」である。山田は、現段階におけるかかる意味での農業共同化、すなわち彼のいう「労働の社会化」を考えるさい、「流通共同化の著しい進展と生産共同化のたちおくれ、したがって両者間にみられる跋行的な共同化の展開」¹⁴⁾という現実を分析したあと、それ自体大衆組織としての側面と経営体としての側面を併有する「農協運営の民主化」が緊急な実践的課題となることを強調し、さらに現段階においては、「それだけでは地域的・集団的生産力の形成には十分なかかわりあいをもちえない。というのは、地域的・集団的生産力の形成は、農民がげんに農民経営を基礎にしながら住民諸階層（とくに労働者階級）の援助によってみずからの小ブルジョア性を克服する、そのような労働の社会化を推進することにほかならないからである」¹⁵⁾と述べる。これは山田の別の言葉でいうと「農民経営を基礎にしつつ、しかもその枠を乗り越える課題として提起」¹⁶⁾されるものであり、「地域に根ざした民主主義運動の課題」¹⁷⁾として提起されるものである。

そのために、必要な課題として山田は、とりわけ農民層の学習運動を重視し、農民の学習運動は、農民のみではなしに、ひろく地域住民層を組織して労農提携にその端緒をしめしていると把握しているが、そのさいとりわけ山田が緊急な現実的解決課題としてとりあげる農民層に対する期待は次のように述べられる。**

** 「(1)地域的・集団的生産力形成の主体は個々の農民であり、その経営と生活の発展向上をめざすなかで個々の農民経営の社会的・地域的な連関（位置づけ）を明かにする（このことは地域農業計画の策定を求めることになる）。(2)農業労働の社会化を促し、そのために必要な農業生産技術その他の力能を個々の農民が体得する。(3)個別労働（過程）と共同化された労働（過程）との矛盾を克服する（農民のブチプル性の漸進的克服）。(4)流通共同化を基礎に市場対応力を強める（農協の民主化）。(5)農民だけでなく地域住民に共通した生活要求とそれにもつづく生活課題を住民諸階層の地域的連帯によつて改善・克服するよう努力する（農民の労働強化、健康破壊が示すように農民の生活問題と経営（生産）の問題は密着している）。そして、共同行動のなかで地域福祉の充実をはかる。(6)以上のことを実現するため、地域の担い手としての地域統治能力の体得にむけて、とくに学習運動を重視する。またこのことを基礎に独占資本本位の『地域開発』に対し民主的規制をつよめる。」¹⁸⁾

さて、以上私たちは、山田の論考「農民的生産力の基本的性格」の内在論理を追ってきたが、ここで私たちが問題としたいのは次の諸点である。

第一に、この山田の論考では「農民的生産力」の最後のきめ手が、農民層の協業様式のあらたなる段階でのあり方としておさえられていること。かかる点はきわめて高く評価しなければならないと考える。しかし、第二に、農協の民主化、また地域での労農提携という形にそれは収斂されてしまつて、結局のところ「力関係」の論理しかうちだされていないということ。第三に、それ故、上記**印でふれたようないわば課題として農民層が現段階においてなさねばならぬ諸点が、ひとつの論理的飛躍をもって語られるということ。たしかに農民層が有さなければならない主体的力能の増強の必要性、またすすんでそれが地域統治能力の体得にむけて発展しなければならぬこと、すなわちたんなる経済的諸要求のみではなしに、地域社会をその掌中に収めるレベルにまでふかめて、「農民的生産力」を基本的に把握する点は特筆すべきである。しかしそれにもかかわらず、私たちの立場からいうと、山田が最後に収斂してきた諸領域——それこそ、私たちがここで解明しようとしている領域であるが——に対する社会科学的分析がほどこされていないという点はやはりひとつの問

題として指摘せざるを得ない。というのは、私たちはかかる領域においても、そこには経験科学的に、ひとつの運動法則が存在するものと考えからである。そうして、それ故に、いわば科学的なひとつの必然性をもって、「農民的生産力」がまさに構造的に発展せざるを得ないということの論証こそが、今日、何よりも必要とせられていると考えるからである。

かかる点に関する山田の理解はきわめて不十分である。たとえば前掲論文においても、個々の「家」にもとづく家族協業の形態を「家父長制的支配のもとでの協業としての性格」¹⁹⁾と捉え、「家族内で家族労働は家長に無償贈与され、ひいてはそれが農民経営の社会に対する価値の無償贈与をゆるす基盤となる」²⁰⁾と把握し、「むしろ、前期的生産関係を残す農村社会では、家族共同体を基盤とする家族的協業は部落共同体に基礎をおく共同体的協業と相互に補完し合い、総体として前近代的協業は残存させている場合が多い」²¹⁾と述べる。それ故、現段階において農民層が克服すべき課題として、「(1)家族的協業が家父長制に依拠するという状態をふまえ、家族構成員の対等平等な家族関係を確立し、それに照応した最小単位の労働組織をつくりあげること、(2)家族的協業から農民経営相互間の農民的協業に発展する過程で、労働の社会化が端緒的に進むわけであるが、この過程で従前の家族的結合とは異なったより進歩した団結の能力と才能を発達させるための自覚をたかめること、(3)生産手段、生産技術の発達に見合った力量を身につけること」等々の²²⁾、すべき課題がうち出されるのである。

しかし、私たちが現段階での数多くの農村調査をとおして確認しているひとつの事実は、すでに、農民家族を「家父長制的」と規定することは時代遅れであり、また当然に農村社会を前期的生産関係を残す「部落共同体」として把握することも当を得ていないということである。このことは兼業農民がその大宗をしめている本州都府県においてはもとよりのこと、とりわけ、第1章で垣間見たように、北海道酪農村落においては顕著である。事態はより進んでいる。別の言葉でいえば、一階梯事態はすすんでいるといわざるを得ない。私たちはそうした現実を直視しての、それを土台においての立論が現段階においては何よりも必要であると考えている。すなわち、それは何よりも以下本論でみるように、「家」にもとづく家族協業形態をとる酪農経営は、ある意味において、家族構成員の全労働のフル回転であり、「家父長制的」といわれる段階にとどまっているほど余裕があるものではない。その「協働形態」はあきらかに変質している。そしてそもそも私たち社会学研究者は、「家父長制的家族」の形態というのは幕藩体制下の支配階級としての武士階級が独特にもったひとつの「型」であり、それは庶民階級とは無縁のものであったと考えている。そのこと的一端はかねてより家永三郎、また川島武宜、そして鈴木栄太郎らが指摘しているところであって²³⁾、第一、家父長制的家族形態といわれるものを、現段階において、如何に経験科学的に確認しうるのか。ということについては、以下、私たちは本論において、かねてよりの分析方法にもとづいて実証するが、かかる点にかんしての事実にもとづいての検証すらもなされていないのが、残念ながら、わが国社会科学の現状である。本論でみるように、たしかに、現段階での大規模化しつつある酪農経営においては、とりわけ、その「妻」に大きな労働負担が、もはや人間的な負担の限界をこえて、ふりかかってきていることは事実である。しかし、そうした諸形態を「家父長制」として規定することを、私たちはさげたいと考えている。

また現段階において、農民層の形成する村落社会のあり方は、第1章ですでに述べたように、その激しい農民層分解の諸相の中にある。それは少なくとも、現実を知った研究者なら、とても「前期的生産諸関係を残す部落共同体」としては把握できぬことは事実である。とりわけ、大規模

化」を体制的に目指されなければならぬ「酪農村」においては、激しい農民層の分解過程の中においてすでに、個々の農家は現実の問題として個々の農家にばらされている。それを前提としたうえで、数次にわたる「構改」事業が協業事業として導入せられている。しかし、それは言葉の正しい意味での協業とはけっしてなっていない。しかし、それは、実質的な内容をもった協業とならなければならずでどう仕様もないほど、その矛盾は激化しているといわざるを得ない、と私たちは現状を把握している。それ故、現段階での村落社会の現実的な変動過程を考えるさい、私たちはかねてより採用していた変動論的分析視角の見地に立っての「分析枠」がいよいよ必要になっていると考えている。山田の立場の根拠はかように、私たちの立場からみると、現実認識そのものとして、現段階におけるわが国農民層、とりわけ北海道酪農民の現実の「生産・労働―生活過程」、そうしてその村落構造の激しい分解過程にその立論の根拠をおいていないということ、かかる点に大きな問題点を見出さざるを得ない。事実、山田の立論は、レーニンの「住民の精神的風格の変革」²⁴⁾にその基底をおいている。しかし、何故か山田の前稿においては、その理由は現実に即して明確に検討されてはいない。私たちはレーニン自身の『ロシアにおける資本主義の発達』を仔細に検討するならば、山田の「住民の精神的風格の変革」というテーマそれ自体、わが国の現状に照らしてより深く検討すべきものをもっていると考えている。

さて以上、私たちは、山田の論考をひとつの事例としてとりあげ、そこにおける問題点を指摘してきた。しかし、そのことの意味は、何も山田の責任ではなしに、実は私たち社会学・教育社会学研究者の大きな責任であると私たちが把握していることを次に述べなければならない。

戦後の日本農村社会学の展開過程は、すでにみたように「農民層分解論」の視点にするどく収斂されてきたことは事実であるが、そのことは別の言葉でいうならば、社会学及び教育社会学者にとって、それはある意味において「経済一元論」的解釈にそれが収斂せられてきたということの意味している。ところで現段階においては、少なくとも、社会諸科学における各専門科学の共棲関係の中で、そのトータルな諸研究の諸成果として、社会科学の発展そのものが結実せられなければならぬ段階に入っている。かかる視点に立つと、私たち社会学者・教育社会学者の業績は未だ遅々たるものであるということ認めざるを得ない。しかし、それにもかかわらず、それ故にこそ私たちの立場からする問題領域の解明は、現段階において不可欠に必要とせられるものと考えている。

第3節 本稿における分析手順及びその方法的特徴点

本稿における、私たちの主要なる分析主題はすでに第1節、第2節でふれた諸領域に横たわる。次に私たちは本論における事例の分析手順について簡単に述べよう。すでに序説において垣間みたように、私たちは、本稿において、北海道・道東の標茶町虹別地区、及び、十勝大樹町尾田地区における大規模酪農経営形成へのそのプロセスにある村落社会をここでは事例にとる。前者と後者とはその村落社会の形成の契機において、またその過程において、あきらかに同一には論ぜられないものをもっている。したがって、私たちは当然のことながら、両者の分析を第二部、第三部とわけてしかる後に両者の比較分析を行う。ところで本稿の位置づけであるが、すでに第1章でみたように昭和50年現在、搾乳牛30頭以上飼育農家が全国できわめて少数事例しか存しないという現状をふまえてみると、しかもわが国における酪農主産地の形成基地として、好むと好まざるとにかかわらず北海道が位置づけられているという現状を考えると、本事例分析は少なくとも典型的に、今後わ

が国において普遍化せざるを得ないであろう「大規模」経営の、現段階におけるその形成の苦しみを農民層の生産・労働—生活過程の立場に立て、それを事実にもとずいて記録し、また分析する作業として特徴づけられる。

私たちは、以下まず第2部において、標茶町虹別地区の分析を行ない、第3部において大樹町尾田地区の分析を行なう。そして、第4部において、その比較分析から得られた一定の総括を述べるが、私たちが第2部において展開する分析手順は次の如きものである。第1に、私たちは当然のことながら、事例とした地域における「農民層分解の進展とそれともなり産業・社会構造」の変容についての分析を行う(第1章)。そして第2に分析の対象となった事例部落における農民層の階層区分を行ない、上層・中層・下層ごとの経営の諸特徴をとりおさえる。もとよりそれは経済的な階層区分である(第2章第1節)。その上に立って、私たちは、それを支える「家」、すなわち家族協業形態の分析を行なう。そのさい、私たちは「家」が現に果している機能に相応して「家」を「生産組織」、そうして「生活組織」として位置づけ、その家族協業体の協働形態を分析する。当然に、私たち個々の家族成員の現実の労働—生活過程レベルにまで立ちかえって、その作業内容及び労働時間のレベルにまで分析の射呈をふかめる。そして上層・中層・下層ごとの特質を剔出し、そこでの諸矛盾を指摘する。第2章第2・第3節がこれにあてられるが、かかる分析領域はいうまでもなく、数少ない現段階における農村家族分析の領域に入る。第3に、上述の上・中・下の階層差が生じた所以を、土地所有、労働力構成、技術水準を主要なる指標としてヒストリカルに追及し、その要因分析を行う。当然に、構造改善事業等々の政策的挺入れの問題、すなわち諸施策との関連が分析射呈の中にくみこまれる。しかし私たちは酪農経営の急速なる大規模化は、たんに施策的な挺入れのみによってはけっして達成されないものと把握している。それを下から支えるところの諸要因、なかんずく、土地所有、労働力構成、そうして全体的社会における技術水準を自らのものとするその主体的力能の問題等々がそこに介在するものと考えている。別の言葉でいうならば、農民層が自らの経営の生産・労働—生活史の中で培ったところの自作小農制下におけるたんなる「モルモット」ではない農民層の人間的実在の根拠が、そこにはつねに存していると考えられる。そのことは上層・中層・下層においても、そのそれぞれの階層においていえることであって、ここで私たちは、その構造を剔出したいと考えている。第3章はこのために用意された。第4に、私たちはかかる点を、より仔細に、酪農経営の大規模化と農民層の技術習得過程に焦点をあわせて分析した。その経営志向の問題を含めて、すぐれて「産業教育—学習」レベルにひきつけての分析領域である。農民教育の問題をもっとも基底的なレベルに立ちかえって考察し、一定の問題を見出すのが、ここでのねらいである(第6章)。

ところで第5に、私たちは現下の急速に大規模化されつつある北海道酪農の現状を直視すると、その基底はすでに第1章でみたように政策的にも、2~3人の家族労働力によって支えられている。また事実、酪農民は、個々の「家」によって、それを最小の「社会」の単位として自らの生産・労働—生活過程を全うしている。しかも、その「家」はそれ自体ある意味で階級的矛盾にみちみちたその世代的累重的発展の文脈の中に位置づけられる家族協業体として存する。私たちは、次にかかるレベルにまで分析射呈をおろして、「家」の世代的発展の文脈の中に、現在の家族協業経営を位置づける作業を行なった。ここで、私たちが「家」の世代的発展の文脈の中に、現況の家族協業経営として位置づけられる「家」を把握するという場合、それは当然に、その「後継者」問題を射呈に収めている。すでに第1章で述べたように、政策的にも、農業後継者「確保」は重要な問題とな

っている。しかし、「農民的生産力」の形成の立場からみても後継者の育成はとりわけ全国的に今後のわが国社会の発展の中で、主要なる農業生産基地として位置づけられる北海道の場合、きわめて重要な位置をしめているといわなければならない。“ひねじじ”“ひねばば”だけで後継者の存せぬ農業生産構造のあり方それ自体は、あきらかに末世的である。しかし、「後継者確保」の問題は、それ自体「産業教育」の立場をこえた「社会教育」、そうして何よりも「公教育」等々、そこには多くのファクターが交錯していることは事実である。私たちはかかる点にアプローチする領域を設定した。第4章、第5章がそれであるが、この分析のもつ意味は、かつて鈴木栄太郎が『日本農村社会学原理』の中で、そしてまた「日本人家族の世代的発展における周期的律動性について」（鈴木、戸田編『家族と村落』第二編、日光書院、のち未来社著作集Ⅲ所収、1971）でとりあげて以来、農村家族研究においてもほとんど未開拓の領域にアプローチした点にある。「家」の世代的発展のもつ意味、またそのライフステージのもつ意味を、私たちは諸個人の生活史の文脈にまでおりて分析した。

最後に私たちが設定した領域は、村落社会構造の分析領域である。いうまでもなく現段階における村落社会の変容は、まず何よりもその経営の大規模化に相応した技術変革に基礎づけられた、「家」相互間の生産諸関連の変容に立ちあらわれる。そうして、それは「家」相互間の生活諸関連にも及ばざるを得ない。私たちは、現段階の変容しつつある酪農村落社会の構造をみるさい、そこに「家」相互間の関連が本一分家関係として存するからといって、またそこに姻戚、親戚関係が存するからといって、そのことからただちに、かかる事実にもとずいて、その村落構造の特質を位置づけるという性急な形での結論づけをすることは避けている。それらの諸関連において、また生活諸関連において、その関連自身が如何なる機能を果しているかという点にまでおりての吟味が当然必要とせられる。言葉を替えるならば、村落社会レベルでの協働形態の吟味が必要とされるということである。かかるレベルにまでおりて、問題を把握すると、農民層の協働形態のあり方が、けっして局地的な村落社会レベルで完結しているものではなく、農協、その他の営農指導機関、また当然行政機関を含めての地域諸機関との関連の中で展開せられているという事実には私たちが逢着する。ここに私たちのいう「社会機構—構造」分析の視角が生きてくることになる。もちろん、かかる交錯の中には、政治的諸関係もそうした彼らの形成しつつある社会構造の中で現に生きているということ、また、階級・階層としての激しく資本主義的に分解せられている諸層において、その社会のもつ意味が大きく異っているということ等々、私たちが村落社会構造の変動・変革に関して、また、その政治的あり様に関して指摘すべき点は多い。第7章において、私たちがかかる分析領域を設定した。

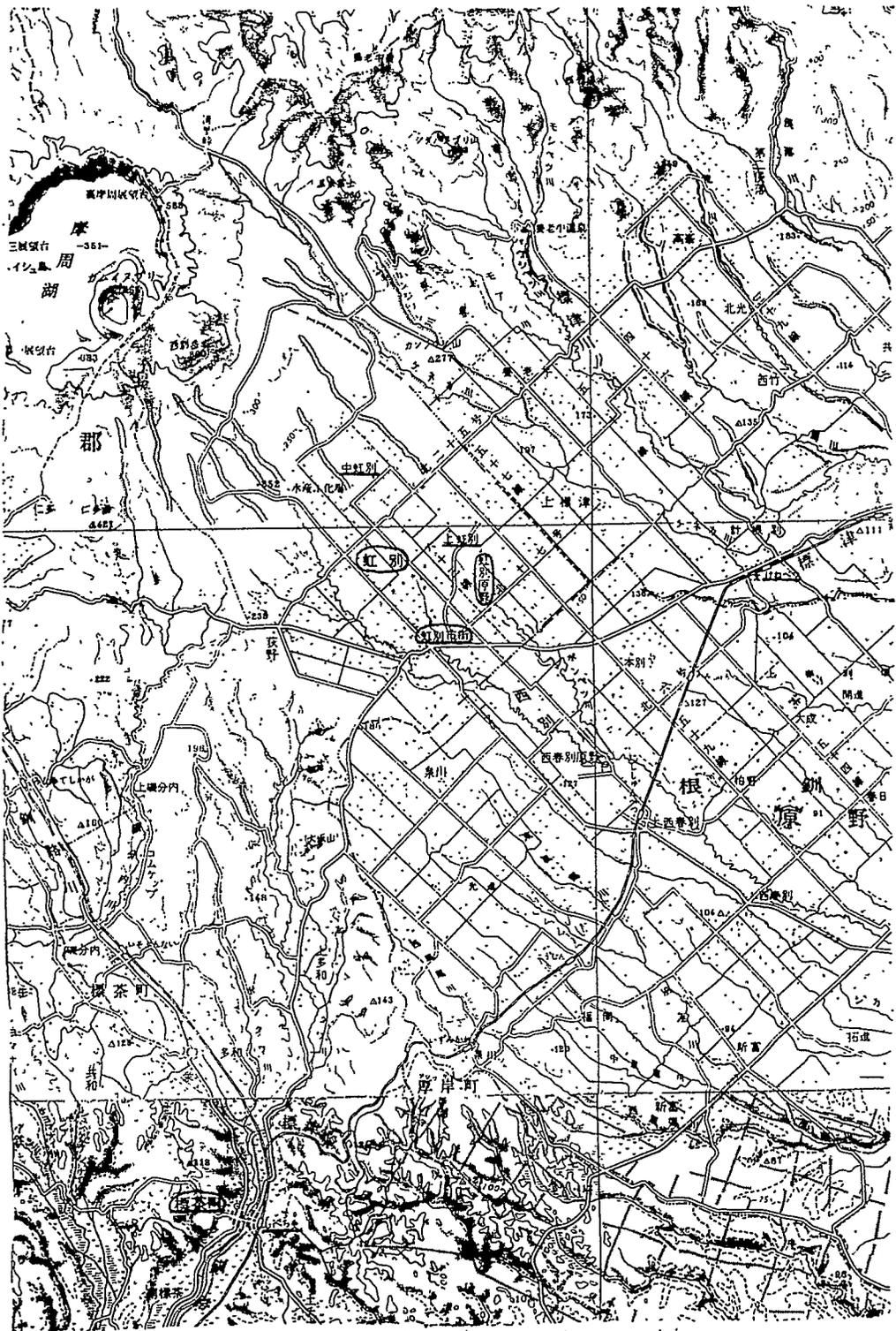
<註>

- 1) 河村望「日本農村の支配機構」（東京都立大学人文学部『人文学報』64号、1968）、31頁・33頁
- 2) 前掲、序章の註参照のこと。なお、「戦後日本農村社会学の展開と課題」は近く公表の予定。
- 3) 布施鉄治、前掲「社会機構と諸個人の社会的労働—生活過程」参照のこと。
- 4) かかる点に関しては、有賀喜左衛門、鈴木栄太郎の諸業績を検討した高橋明善「農村社会学における生活研究と社会構造研究」、及び前掲布施鉄治「戦後日本農村社会学の展開と農民層の〈生産・労働—生活過程〉分析の視角」（いずれも『社会・生活構造と地域社会』、時潮社、1975所収）参照。
- 5) かかる点に関するマルクス=エンゲルスの、人間及び社会分析に関する内在論理については布施鉄治『行為と社会変革の理論』（青木書店、1972）がある。
- 6) 前掲註参照のこと。

- 7) 山田定市「農民的生産力の基本的性格 — 地域農業の展開とのかかわりにおいて —」(『北海道大学教育学部紀要』第26号, 1976)
- 8) 山田前掲論文 82 頁
- 9) 山田前掲論文 82 頁
- 10) 山田前掲論文 83 頁
- 11) 山田前掲論文 84 頁
- 12) 山田前掲論文 89 頁
- 13) 山田前掲論文 90~91 頁
- 14) 山田前掲論文 100 頁
- 15) 山田前掲論文 100 ~ 101 頁
- 16) 山田前掲論文 101 頁
- 17) 山田前掲論文 90 頁
- 18) 山田前掲論文 95 頁
- 19) 山田前掲論文 97 頁
- 20) 山田前掲論文 97 頁
- 21) 山田前掲論文 97 頁
- 22) 山田前掲論文 98~99 頁
- 23) その一端は、たとえば家永三郎『日本道徳思想史』(岩波書店, 1954), 川島武宜『日本社会の家族的構成』(日本評論社, 1950), 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』(未来社版, 著作集 I ~ II) を垣間みてもあきらかである。
- 24) 山田前掲論文 88 頁

第 2 部

標茶町虹別地区 I・S 両部落における
酪農経営の「大規模化」と農民層の労働
—生活過程分析



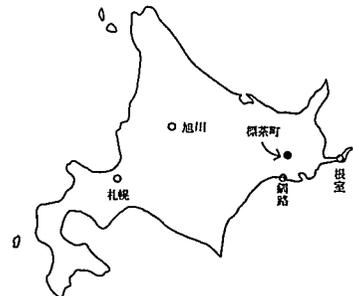
第1章 標茶町における農民層分解の進展と産業・社会構造の変化

第1節 地域の概況と地域社会の史的発展過程

標茶町は釧路市より北東50Kmに位置する農村である。釧路から弟子屈をへて網走へ抜ける釧網線、また東に向って中標津に通ずる標津線の分岐点にある。その面積は1,114.97Km²ときわめて広域である。したがって、住民の生活圏である社会的統一圏は、幾つかの地区にわかれている。役場は標茶市街にあるが、その支所は塘路、中チャンベツ、磯分内、そして虹別にある。標茶市街の上級都市として果す機能はさほど強くはない。上級都市は釧路市である。

ところで、その地形は、千島火山帯の影響を受けた丘陵地帯と釧路川及び別寒辺牛川、西別川流域の平坦部に大別できる。釧路川下流域では湿原が形成されている。地質は、第四期古層に属し、丘陵地帯は摩周系火山灰土、平坦地は一部垂成沖積土壌が散在、釧路川流域には地下水のきわめて高い低位泥炭が分布している。気象は夏期の作物成長期の平均温度が13.7度ときわめて低く、さらに冬期間は根雪がおそく、積雪量が少ないため土壌凍結が著しい。こうした自然条件は、農業生産のあり方そのものをふかく規定せざるを得ない。

この標茶町の歴史は、明治18年に戸長役場が設置され、釧路集治鑑が開庁 — 囚人 2,000 名規模を収容 — した時点からはじまる。集治鑑の囚人による強制労働よっての河川修復、道路開削、また囚人労働力を利用しての硫黄採掘事業等は、この地域社会のいわば基礎条件を構築した（明治34年9月まで505名が死亡している）。こうして都市的諸機関の集積地である標茶市街地が形成される。しかし明治34年に集治鑑が網走に移転されるに及び、明治41年その跡地に陸軍軍馬補充部上川支部が設置されるまで市街は衰退する。軍馬補充部は終戦まで存続するが、この存在は戦前におけるこの地帯の軍馬主産地形成に大きな役割を果たした。本州府県からの移民による農業開拓は、明治25年、南部の釧路湿原に接する塘路への香川県人によってはじめられ、明治30年には磯分内に山形県人が、さらに明治37年下久著呂に、そして明治43年に十文平に、という形ですすめられるが、この段階における釧路川をさかのぼっての原始林に「送りこまれた移民者」の生活が如何ようなものであったかは、下久著呂部落の事例にもとずいて別に報告の機会をもちたい。



標茶町の明治末期の戸数は251戸、人口884人である。それでも開拓は漸次内陸部へすすめられ、大正10年の国調では戸数618戸、人口3,140人となっている。表2-1-1は標茶町の昭和45年にいたるまでの人口及び戸数の推移をみたものであるが、農業政策との関連でみると、この地域社会の展開過程はおおよそ次のような節をもつものとして位置づけられよう。

- 第1期 大正12年許可移民制度がとられるまでの時期
- 第2期 それ以降、終戦に至るまでの時期
- 第3期 戦後、農基法農政が展開するまでの時期

第4期 それ以降の段階、しかし所謂「新酪農建設」がはじまる40年代後半以降をもうひとつの節として区分することができる（標茶町では昭和46年に5カ年計画としての「酪農近代化計画」を立案している。第2節参照）。

表2-1-1 戸数及び人口の推移*

明治18年	320戸	1,900人	昭和5年	1,250戸	7,000人
明治21年	420	3,950	昭和8年	1,200	6,100
明治27年	370	5,600	昭和10年	1,682	8,627
明治36年	150	600	昭和15年	1,470	7,722
明治38年	150	400	昭和20年	1,803	9,697
明治41年	250	780	昭和25年	2,421	12,597
大正5年	350	950	昭和30年	3,269	16,831
大正6年	450	1,250	昭和35年	3,616	17,424
大正12年	650	3,150	昭和40年	3,661	15,738
大正14年	618	3,140	昭和45年	3,631	14,407
昭和2年	830	4,100			

- * (1) 明治38年の人口のおちこみは、集治鑑の網走移転にともなうもの。
 (2) 大正3年に「移民入地計畫」をたて、大正4年に久著呂に159戸、阿歴口に11戸入地、また大正7年には磯分内に20数戸、そして同9年には、平場農場へ集団入地等がつぶく。
 (3) 昭和2年、釧網線が標茶まで開通する。
 (4) 昭和10年、日甜磯分内製糖所操業、昭和13年、帝国製麻標茶亜麻工場操業。

第1期、道の明治43年の第一期拓殖計画は、「自作農扶植時代」への転換と受けとられるものであったが、根釧一帯では明治41年の国有未開地処分の法改正を一つの挺子として、特定地貸付制度が10町以内を限度として混同農業を目的とするものに対して設けられ、成功条件は4割を放牧地、6割開墾であった。

第2期は、関東震災被災移民の集団収容を直接の動機とする指定地入植によってはじまる。¹⁾標茶では、この制度にもとづきとりわけ虹別地区では昭和4年に177戸、昭和5年に106戸等々計377戸の集団移民をみた。*

* この第2期は「はっきり自作小農本位の移民政策、また保護政策であるといえる。その意味はそれまでとられてきた間接保護の政策に一步を進めて、入植基礎条件の整備に一般の計畫性と力とを加えると共に、入植方式そのものも指定地集団入植の方式を基調とし、さらに個別農業経営に対する直接助成（移住補助もこれの一環と解する。開墾補助、公課免除、牛馬補助、それと技術指導サービス……世話所等）も、遂次制度化せられて、前期とは一線を畫するに至ったことである。」²⁾

ところで、この政策それ自体は、標茶町の一部を含めて、根釧全体で大正12年の211戸以降、昭和3年の968戸を最高として、昭和7年まで累計4,306戸を入植せしめている。（この期間の北海道への移民の5.18%、この間のこの地区への投資は、約500万円一道『根室釧路殖民地支支出金額調』一である）。ところでいうまでもなく、基本として穀菽農業での1戸10町歩という地割によるこの政策は、現実の問題として「大正15年、全道的凶作、昭和4年霜害秋作全滅、5年は農業恐慌（農作飢饉）、6年冷害凶作、コガネ虫と連続打を被った上決定的には昭和7年6月下旬晩霜による飢饉」³⁾によってその転換を余儀なくせられる。具体的には、有畜化の方向の再確認であり、その確立であった。すでに行政営農指導機関としては、明治43年に根室試作場が別海村春別に、そ

うして釧路試作場が太田村(旧)に設定せられており、そこでの諸研究結果は、すでに前述の、「明治41年国有未開地処分の法改正」の中に示されていたわけであるが、さらに地積を拡大しての混同農業の方向が、すなわち、「穀菽経営」から「有畜経営」への方向が、この段階であらためて認識せられることになる。根釧全体の資料でみても、実績としては昭和7年までの入地戸数4,306戸に対し、定住は3,067戸、虹別地区でいうと入地戸数337戸に対し、8年段階での定住は半数以下の160戸である。

ところで、この政策転換は、現実の問題として、入植農家のまびき政策となって展開せられた。「まびき」した跡地を含めて、混同経営に必要な15～20町歩確保政策である。本稿での調査対象地虹別においては、まびきせられた層は、主として道内の十勝、上川へさらに移動しているが、私たちの中春別地区での調査によると、樺太への移動もけっして少なくはない。こうして残留せる農民層に対しては、その経営の有畜化が選択的に育成せられることになる。このため昭和8年以降、約100万円の追加投資がなされている(道『根釧原野農業開発五カ年計画』)。けれども残留した農民層もたとえば八割補助の牛を導入するにしても、二割の自己資金が負担できず、虹別地区の場合、地区導入割当が消化できなかったという事実が示すように、彼らにとっては、町内の陸軍軍馬補充部との関連で、馬産またビート、亜麻等の換金作物があったとはいえ、自給的畑作と炭焼きがその生活を支える重要な生業であったとすることができる。かゝる意味においては、第1期に入植した農民層、また第2期に入植した農民層も、その生産・労働生活過程レベルに立ちかえてみると、大きな相違はなかったといえる。

こうして、この地域は第3期を迎えることになるわけだが、この標茶町では、軍馬補充部が廃止せられ、その跡地を開放したためとりわけ多くの戦後入植者を迎えることになる。昭和22年12月末で、440戸(開墾面積483町5反、旧軍用地323戸、その他117戸)の新規入植者を迎えている。そうしてこの時点での予測によると、今後さらに892戸(開放面積23,119町)が示されていた。ところで29年の資料が示すところによると、戦後の入植者は890戸、そのうち離農者177戸、定着率77.8%である。(戦後開拓者が入植した土地は、民有地5,020町、国有未開地11,156町、国有林5,511町、旧軍用地14,253町である。)

そうして、この戦後入植者の中に外地引揚者がけっして少なくなったことは、次の表(2-1-2)が示している。

表2-1-2 引揚者状況 (昭和23年6月) (人)

	樺太	千島	朝鮮	中国	満州	シベリヤ	その他	計
一般引揚者	272	74	12	33	266	—	118	775
海外復員	4	1	2	59	3	25	42	136

ところで、この戦後緊急開拓者のほとんどは地元根づくことはなかった。その理由は幾つかある。私たちはごく一般的に戦後の緊急開拓者が入植した土地そのものが、最後にとり残された劣悪な土地であったということ、またその主体的な農業生産技術の劣悪性をあげることは容易である。しかし、ここで私たちが第2章以下で分析するように、とくにふれなければならぬことは「家」それ自体の地域社会への根づき方のあり方である。この点において、第1期、第2期入植者層と、第3期入植者層はあきらかに異なっていた。「家」のあり方においても、前二者は、すでに直系家族形

態を現に構成していたのに対して、第3期者はかならずしもそうではない。また、地域社会の中に張りめぐらした、それ自体彼らにとってのひとつの生活防衛の機能を果す「血縁のネットワーク」のあり様も戦前入植者層と戦後入植者層とは大きく異っていた。この社会・経済的条件のもつ意味はきわめて大きかったといわなければならない。

この地域においては、戦前段階においては、あきらかにそうであったし、戦後段階においても、土地所有の意味が農業生産としての意味をもつのは、地域農業生産構造が主畜経営へむけて、大きく転換をはじめた以降のことであると私達は把握している。そして現実の問題としてそれ以前の段階で戦後入植者の多くの部分は淘汰せられている。そうして、昭和28年段階までは農業生産に関しては、馬産を中心とした作付と、また自給用の作付にそれが収斂せられていた。

こうした中で第4期を迎える。この第4期における諸問題に関しては節をあらためてふれることにするが、ここでは次の諸点にだけふれておこう。

第1は、乳牛を中心とした混同経営の形態が確立せられぬまゝ、主畜経営への経営転換が図られたということ。第2は、このことは同時に経営における資本の自己蓄積がほとんどの農家において存せぬまゝ、しかも当然のことながら、それには

だちに対応しうる主体的力能のないまま、かかる過程が、いわば上からもたらされたということ。そうして第3は、集団的に農民層がまとまって集団として集落を形成するという方向ではなしに、個々の「農家」がいわば、その現在の「経営実績」に応じて評価されるという形で体制的に選択される中で、かかる方向が多額の負債の上での生産技術の高度化を伴って進行しているということであろう。しかし、このことは農民層の下からの地域農業生産体制確立への努力がまったくなかったということをも語るものではない。たとえば電業所は戦前標茶市街、変電所(280K)は磯分内市街にあるのみであり、有電灯戸数1,223戸、無電灯戸数1,727戸である。しかし、いわば下からの力として、それ自体、地域の農業生産の発展と結びついて電化、すなわち農業生産の動力化の動きははじまっているが、本事例でみる虹別地区はそれを、まさに先駆的に行なっているのである。

表2-1-3 標茶町年次別作付主要作物

	大正15年	昭和11年	昭和22年	昭和28年
燕 麦	5,927 反	928.3 反	3,000 反	3,331 反
牧 草	1,520	371.7	12,000	
馬 鈴 薯	1,250	213.7	5,200	2,927
大 豆	1,204		950	1,479
大 麦	40		11,000	2,795
そ ば	638	506.9	4,500	4,457
黍	495	191.5	400	
緑肥用作物				21,735
飼料用作物				17,611
馬	1,414 頭	3,160 頭	3,153 頭	3,722 頭
牛	67	419	1,029	1,288
豚	27	158	20	54
緬 羊			360	937
山 羊				76

資料出所：『標茶町勢要覧』農業センサスなど。(但し空欄は不明)

表2-1-4 農業電化(自家発電)昭和29年の記録

虹別発電所	点 灯	108戸	昭和27年11月30日竣工
三共発電所	(虹別三共農業協同組合)	24戸	昭和25年12月30日竣工

資料出所：『虹別原野の三十年』

第2節 総合農政の展開と地域農民層分解の諸特徴

地域農民層の立場に立って考えると、いわゆる「総合農政」の展開以前に、すでに「農基法」農政段階において、たしかに、日本資本主義のあらたなる発展段階に相応した「資本の価値増殖」の論理にもとづく、ひとつの展開がなされていたことを、事実として私たちは認識しなければならない。

客観的な事実として、標茶町における農民層分解の諸相を示せば次のようになる。すでに私たちは第1部において、全道的なレベルにおける酪農民の現段階における階級、階層分化のもつ問題点は指摘してきたが、それとの対比の中で標茶町における農民層の資本主義的分解過程を垣間みるならば、それは次のごとくなる。

表2-1-5 北海道及び標茶町における年次別・経営規模別農家数推移

	年	総数	(指数)	例外規定	0.1~1.0	1.0~3.0	3.0~5.0	5.0~7.5	7.5~10	10~15	15~20	20ha~
					ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
全道	35	233,634	100.0	788	60,353	57,106	56,857	32,824	14,320	9,361	1,715	310
	40	198,969	85.2	771	46,204	42,794	48,180	30,567	14,934	11,919	2,871	734
	45	165,978	71.0	1,081	35,284	28,597	34,867	27,773	13,637	13,547	6,369	4,795
	48	144,518	61.9	975	28,148	24,919	29,363	23,698	11,490	11,029	6,628	8,268
標茶町	35	1,548	100.0	—	97	260	304	390	374	112	8	3
	40	1,278	82.6	1	76	147	211	271	237	260	68	9
	45	1,061	68.5	4	53	39	62	102	98	224	212	267
	48	915	59.1	6	36	17	47	53	44	101	173	438

資料出所：世界農林業センサス，北海道農業基本調査

表2-1-6 (1) 経営形態別，専業農家の経営耕地別階層区分（全道 昭48）

	総農家数 (戸)	専業農家					混同
		総数	田作	畑作	田畑作	酪農	
総数	144,518	63,191	21,718	15,576	5,178	14,554	6,165
例外規定	975	410	—	17	—	17	376
0.1~0.49 ha	19,098	1,045	203	615	46	21	160
0.5~0.99 ha	9,050	1,074	393	429	116	27	109
1~2.99 ha	24,919	6,966	3,239	1,862	1,037	221	607
3~4.99 ha	29,363	12,347	7,566	1,919	1,361	615	886
5~7.49 ha	23,698	12,681	6,887	2,059	1,317	1,374	1,044
7.5~9.99 ha	11,490	7,588	2,504	2,041	743	1,592	708
10~14.99 ha	11,029	8,370	827	3,053	460	3,010	1,020
15~19.99 ha	6,628	5,516	78	2,112	70	2,593	663
20 ha以上	8,268	7,194	21	1,469	28	5,084	592

資料出所：北海道農業基本調査（昭48）

表 2-1-6 (2) 経営形態別，専業農家の経営耕地別階層区分（比率）

	総農家数 (%)	専業農家					
		総数	田作	畑作	田畑作	酪農	混合
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
例外規定	0.7	0.6	—	0.1	—	0.1	6.1
0.1～0.49 ha	13.2	1.7	0.9	3.9	0.9	0.1	2.6
0.5～0.99 ha	6.3	1.7	1.8	2.8	2.2	0.2	1.8
1～2.99 ha	17.2	11.0	14.9	12.0	20.0	1.5	9.8
3～4.99 ha	20.3	19.5	34.8	12.3	26.3	4.2	14.4
5～7.49 ha	16.4	20.1	31.7	13.2	25.4	9.4	16.9
7.5～9.99 ha	8.0	12.0	11.5	13.1	14.3	10.9	11.5
10～14.99 ha	7.6	13.2	3.8	19.6	8.9	20.7	16.5
15～19.99 ha	4.6	8.7	0.4	13.6	1.4	17.8	10.8
20 ha 以上	5.7	11.4	0.1	9.4	0.5	34.9	9.6

資料出所 北海道農業基本調査（昭48）

表 2-1-7 北海道及び標茶町における年次別・乳用牛（成牛）飼育規模別農家数

	年	成牛飼養 農家数	1-4 (頭)	5-9	10-14	15-19	20-29	30-39	40以上	乳牛飼養 農家数	
全 道	25									(10.2) 25,114	
	35	52,945	47,403	4,968	574					(24.7) 57,774	
	40	40,710	25,887	12,347	2,104	358		14		(23.2) 46,220	
	45	34,665	10,212	10,518	7,453	6,482					(22.7) 37,739
	48	25,946	4,934	6,380	5,418	3,910	3,885	1,039	380	(20.1) 28,983	
標 茶 町	25	635									
	35	1,198	1,016	173	9					(80.0) 1,244	
	40	1,013	423	486	92	12					(84.5) 1,076
	45	926	92	183	274	378					(89.3) 948
	48	777	43	78	173	180	225	68	16	(89.4) 818	

資料出所 センサス 北海道農業基本調査

表 2-1-8 北海道及び標茶町における年次別，農産物販売金額別農家数

	年	総農家数	5万未満	5、～ 10	10 ～ 20	20 ～ 30	30 ～ 50	50 ～ 70	70 ～ 100
全 道	35	233, 634	24, 931	15, 561	30, 582	30, 226	46, 552	25, 669	15, 662
	40	198, 969	8, 632	13, 609	14, 557	18, 971	34, 006	31, 908	24, 918
	45	165, 930	5, 990	10, 451		11, 888		9, 604	15, 336
	48	144, 518	25, 604	18, 471				14, 243	
標 茶 町	35	1, 548	214	202	408	283	230	42	12
	40	1, 274	38	101	99	168	280	746	158
	45	1, 061	13	44		58		58	84
	48	915	44	52				58	

	年	100～150	150～200	200～300	300～500	500以上	販売金額0
全 道	35	5, 927					38, 524
	40	71, 884					30, 484
	45	25, 267	25, 915	26, 717	11, 636	2, 110	21, 014
	48	14, 543	16, 699	74, 905	22, 416	7, 537	0
標 茶 町	35	3					154
	40	115					69
	45	151	190	236	149	22	59
	48	51	93	220	247	150	

資料出所 センサス 北海道農業基本調査

表 2-1-9 年次別，専業，第1，第2兼農家数（構成比）

	年	総 数	専 業	第1種兼業	第2種兼業	専 業	第1種兼業	第2種兼業
全 道	35	233, 634	117, 785	51, 882	63, 967	50. 4	22. 2	27. 4
	40	198, 969	99, 896	46, 932	52, 141	50. 2	23. 6	26. 2
	45	165, 978	81, 147	43, 049	41, 782	48. 9	25. 9	25. 2
	48	144, 518	63, 191	41, 928	39, 399	43. 7	29. 0	27. 3
標 茶 町	35	1, 548	421	946	181	27. 2	61. 1	11. 7
	40	1, 274	590	424	260	46. 3	33. 3	20. 4
	45	1, 061	624	262	175	58. 8	24. 7	16. 5
	48	915	660	162	92	72. 1	17. 7	10. 2

資料出所 センサス 北海道農業基本調査

表 2-1-10 主要事業内訳

(1) 第1次構造改善事業

(イ) 茶安別地区(昭和41年)(受益農家数65戸)

事業名	事業内容	事業規模	事業費	内 訳				
				国庫補助	道 費	町 費	公庫資金	その他
土地基盤整備 経営近代化施設	一般農道	10,472 m ha	41,461	22,802	8,291	10,368		
	草地造成改良	163.8	24,414	12,206	4,882		4,000	3,326
	トラクター	56PS (5) 47PS (8) 43PS (5) 作業機(118)	80,909	38,616			33,826	8,467
	格納庫	4棟	9,362	4,437			3,938	987
小 計			156,146	78,061	13,173	10,368	41,764	12,780
融資単独事業	乳牛舎	54棟	51,710				41,290	10,420
	サイロ	35基	7,100				5,598	1,502
	乳牛導入	69頭	13,050				10,180	2,870
	家畜用水施設	4ヶ所	900				720	180
	乾草貯蔵所	3棟	1,500				1,200	300
	堆肥舎	2棟	580				460	120
小 計			74,840				59,448	15,392
総事業費			230,987				101,211	28,172
関連事業	・農地集団化事業 (520ha) ・公共草地改良整備事業(202.6ha) ・農地取得(5.9ha) ・開拓パイロット事業(73.4ha) ・てん菜酪農推進事業 (115ha) ・未墾地取得(82.5ha)							

(ロ) 中虹別地区(昭和43年)(受益農家数33戸)

土地基盤整備 経営近代化施設	一般農道	5,767 m ha	32,797	18,038	6,559	8,200		
	草地造成	110.4	14,628	7,313	2,925		2,740	1,650
	トラクター	56PS (7) 47PS (11) 作業機(90)	67,168	32,154			26,956	8,058
	格納庫	2棟 (402) m ²	5,955	2,850			2,483	622
小 計			120,548	60,355	9,484	8,200	32,179	10,330
融資単独事業	乳牛導入	46頭	10,749				8,280	2,469
	乳牛舎	29棟	71,967				52,390	19,577
	堆肥舎	3棟	961				720	241
	サイロ	20基	5,281				3,920	1,361
	飼料貯蔵所	1棟	1,590				1,270	320
小 計			90,548				66,580	23,968
総事業費			211,096	60,355	9,484	8,200	98,759	34,298
関連事業	農免農道	7,424m						

標茶町資料(農業構造改善事業管理台帳)による。ただし、実績。

(2) 第2次構造改善事業

事業名	事業内容	事業規模	受益戸数	事業費	内 訳				
					国庫補助	道 費	町 費	公庫資金	そ の 他
土地基盤整備	交換分合	870ha	41 戸	7,482 千円	3,741 千円	1,496 千円	2,245 千円		
	農道	3,523 m	18	32,560	17,908	6,512	1,840		
	農道	3,898 m	18	38,400	21,120	7,680	9,600		
	(予備費)			11,766	6,415		5,351		
農業近代化 施設整備	トラクター 作業機 集乳車	88 台 473 台 .	168 (26利用 組合) 農協4台 開協1台	488,196	238,685			199,505	50,006
農業経営整備	農業取得 円滑化事業	476.1 ha	各 戸	8,671	5,757		2,914		
小 計				587,075	293,626	15,688	28,250	199,505	50,006
融資単独事業	乳 牛	35 頭		7,050				5,640	1,410
	牛 舎	94 棟		14,091				11,248	2,843
		11 棟		35,500				28,020	7,480
	サイロ	57 基		56,070				44,068	12,002
		17 基		24,400				19,520	4,880
	尿 溜	24 基		6,342				5,045	1,297
		4 基		1,400				1,120	1,280
	堆肥舎	15 基		7,758				6,206	1,552
		6 基		2,987				2,390	597
	ミルクカー	27 台		10,855				8,680	2,175
		3 台		1,150				920	230
	バイブライン	12 台		18,030				13,940	4,090
		10 台		13,700				10,960	2,740
	マニュモッダ	12 基		5,770				4,484	1,286
		6 基		3,100				2,480	620
	バンクリーナー	1 台		1,500				1,200	300
		5 台		7,600				6,080	1,520
	乾草車	4 台		2,520				2,020	500
	ヘーエレベーター	1		150				120	30
ウォーターカップ	2		220				176	44	
発電機	1 台		500				400	100	
格納庫	14 棟		21,530				17,182	4,348	
バルククーラー	136		231,120				184,891	46,229	
集乳車	1 台		4,720				3,776	944	
小 計				478,063				380,566	97,497
総事業費				1,065,138				580,071	147,503

標茶町資料（「標茶東部地区農業構造改善事業年度別実施計画書」）より。

(3) 国営パイロット事業

事業内容	事業規模	事業費
道路	20,549 ^m	205,590 ^{千円}
用水施設	27,432 ^m	76,201
耕地造成	665 ^{ha}	84,354
土壌改良	645 ^{ha}	44,378
防災林	29 ^{ha}	54,804
その他		114,673

- ・総事業費 580,000千円
- ・補助率 60%
- 残額40%の内、道10%、町10%、個人10%（3年据え置き、12年均等払い）
- ・ヘクタール当り事業費 30万円
- ・個人負担
ヘクタール当り30,000円＋土地代金30,000円
＝約60,000円
- ・5ヘクタール単位で分譲
- ・受益戸数 約120戸

(4) 道営草地整備改良事業

事業名	事業内容	事業規模	事業費	内 訳			
				国庫補助	道 費	町 費	受 益 者
草地整備改良事業	草地造成改良 明 渠	142 ^{ha} 239 ^m	390,021 ^{千円}	214,511 ^{千円}	87,755 ^{千円}	42,656 ^{千円}	45,099 ^{千円}
草地造成改良事業			51,340	27,992	11,451	11,451	
附帯施設整備			53,717	245	100	101	
土地利用円滑化事業			53,717	29,544	12,087	12,086	
その他経費	/		103,922	57,158	23,382	8,953	14,429
小 計			599,000	329,450	134,775	51,609	83,166
関 連 事 業	草地管理用機械		181,540	90,770			90,770
	建物施設		244,260				244,260
	家畜導入		160,200				160,200
総 事 業 費			1,185,000	420,220	134,775	51,609	578,396

以上かかげた諸表の詳細な分析はここでは避けるが、標茶町における「酪農の大規模化」が如何に急速な形で、現時展開せられているかということは、まず認識されうると考える。

いま昭和35年以降に限ってみても、35年段階で、1,548戸あった農家は48年には915戸に減少、また、階層分解の基軸を経営耕地規模で見ると、35～40年に10町層、45年にかけては15町層、そして48年にかけては20町層に上昇している。酪農専業農家の形成という側面から見ると、40年には全農家1,274戸中、乳牛(成)15頭以上飼育農家12戸であったものが、48年には915戸中489戸に増大、さらに45～48年にかけて2才以上乳牛飼育頭数でみた階層分解基軸は20～30頭層に上昇している。そうして、その上昇化は近年一層進展している。

もとよりそれは、体制的な挺入れによって進展したものであり、いま標茶町における第1～2次構造改善事業だけをとりだしてみても、その総事業費は約15億円（うち国庫補助、道費、町費

受益土地利用計画
(受益農家 90戸)

	現 況	計 畫
普通畑	81.5 ^{ha}	28.9 ^{ha}
牧草地	2,267.7	2,480.9
その他	17.7	—
野草地	18.9	—
原野	61.0	33.5
山林	196.2	102.7
その他	35.8	32.8
合 計	2,678.8	2,678.8

負担は約5億2,000万円、公庫資金約7億8,000万円、その他2億1,000万円)となる。融資は、当然、利息がかかることは指摘するまでもない。なお、酪農大規模化の前提条件としての基盤整備(草地造成)には、45年からの国営パイロット事業(総事業費は5億8千万円)49年からの道営草地改良事業(11億9千万円)があわせてすすめられている。かかる過程の中で、標茶町の総耕地面積は48年には対35年比で2倍に増加した。(この中には、それ自体農業生産の社会化の指標となる公共の草地造成も含まれる。)さらに酪農経営の急速な機械化が進展した。48年現在標茶町には30馬力以上のトラクター420台(44戸)、ミルカーはバケット型1,247台(667戸)、パイプライン型81台(22戸)が導入されている。また乳牛頭数も対35年比で48年には4.3倍(4,964頭→21,186頭)に増加した。そして前述の如く、大巾な酪農業の減少の中で、専業農家率は一応着実に増加している。

第3節 虹別地区における集落形成と現時の変容過程

1) すでにみたように本事例分析の対象となった虹別地区は、許可移民制度によって昭和4年177戸、昭和5年106戸、同6年4戸、同7年45戸、8年3戸の入植者によって形成された地域社会である。⁴⁾ わかりやすくいえば、そこは摩周山頂で摩周湖を望むさいその先にひろがる広大な地帯である。摩周おろしの風は夏でも肌寒い。記録によると⁵⁾、それ以前から虹別付近には10戸余りのアイヌ系日本人が居住し、また大和系日本人の往来もあり、明治23年に、この地に孵化場(現虹別孵化場)が設置されているが、それは現在のような集落形成には至っていない。*

* この孵化場がこの地域開発の先駆的な「点」であったことは事実である。明治41年の記録によると3月、川上郡虹別村には17戸(うち6戸は孵化場職員)が確認されるが、人員にして47名である。大正9年の記録においても、この地帯は虹別に近接せる計根別に駅通一軒あったのみである。⁶⁾

許可移民制度下の地域社会の建設は、それ以前とくらべると、あきらかに計画的組織的になされたといえることができる。虹別の社会づくりにおいても、このことはいえる。⁷⁾ 昭和2年に釧網線が開設(東釧路―標茶間)された。(それ以前は主として河川を利用)。昭和4年標茶駅より人びとは虹別に1日がかかりで山道をこえて入植した。それより前、同3年には特別教授場(現虹別第1小学校)も設立され、入植が具体化する4年以降虹別一弟子屈間の殖民軌道も設置され、移住者世話所(職員3名)、共同居小屋、郵便局のほか、小学校二校、神社、説教所(寺院)等々が設立される。入植者層で農事小組合＝部落、また同県人で組織する郷友会も結成される。拓殖医、拓殖産婆(巡廻)も配置される。また農事指導として、移民指導嘱託員、さらにその下には指導農家も配置される。(虹別では3名)。同5年には共同作業場もつくられる。そして7年には標茶―虹別―中標津間の定期バスも運行され、9年には「酪農」集乳所、10年にはビート工場、さらに昭和12年には虹別―西春別間の軌道も設置されている。(現在はこれら軌道＝鉄道はすでにない。昭和28年に撤去されている)。昭和10年には、この虹別市街地は「原野の人達には唯一の物資供給所であり、慰安所」として「移民世話所、郵便局、駅通、寺院、神社、医院、学校、集乳所、雑貨店、飲食店等々の機関」⁸⁾があった。

この計画的に作られた地域社会は、当初1区～7区までの区にわけられ、区長がおかれその下部に農事小組合＝落部が作られた。落部は同県人で形成されるものが多く、神社・寺院とは別に、その信仰対象としての〈ほくら〉も作られている。

2) ところで、この計画そのものが、大きく挫折したことはすでに指摘したが、それは入植後、うちおそった凶作、冷害のそれ以前にすでに立ちあrawれていた。そしてそれが冷害以降有無をいわ

さず頭在化したということが出来る。次にひとつの事例を示そう。

「開墾事業は誰でもが夢見る様な華々しいものではなかった。……渡道の際の準備金も、入植補助金も忽ちの中に消えてしまい、後に残ったものは見渡す限りの荒原のみであった。毎日毎日精根の限りをつくして島田畝を振立てて、それでも墾し得たものは幾らもなかった。その中に前途に餘りにも苦難の多きをうれて嫁は内地へ去ってしまった。続いて孫は病死し、引続く不幸に確固不拔の筈の大忍耐力もともすればゆるぎ勝の事もあった。……その中にこれを見兼ねて東京に苦学中の次男が……苦難を共にすべく渡道し天塩に出稼ぎ中の三男も帰って、ここに真に一家水入らず、ほんとうのどん底より手をくみ合って、歩一步と希望に向って起上ったのである。……昭和7年の試練を経た原野民にはもう凶作は免疫性になって居る。60の老軀を擲げて出面取りをしたではないか、蓬を吸って煙草の代りをしたではないか、先進地方の移住者が体験した苦に我が耐えられぬ理由はない筈である。」⁹⁾これは虹別高橋要太郎氏の言葉であるが、昭和10年の経営の基礎条件は次のようなものであった。

家族構成 主人 64才 妻 61才
長男 33才 次女 26才

土地 ○15町歩（農耕利用地12町歩）
○耕地を9区に分ち、耕作休閒地を有する9カ年輪作様式を目指して居る。

家畜 ○農耕兼繁殖牝馬3頭、牝2才駒1頭（内2才牝馬は売却の予定）
○乳牛2頭、牡犏1頭（売却の予定）牝2頭生産の見込。
○飼料は栽培作物より自給す。
○堆肥、2万貫生産の予定。
○動力用脱穀器1台所有。
○耕地以外の土地、3町は薪炭備林とし内1町は昭和9年より5カ年計畫で落葉松の植樹を行う。ほかに耕地防風林を設置している。

「家」の危機をすくった次男・三男はこの段階ではすでに他出している。

以上、垣間みたように本州からの移民層が原野の開墾をはじめると、その生活源は移住補助金と開墾補助金及び立木販売であったが、移住補助金（1戸300円）はほとんど移住のさいの旅費に充当されたため、開墾補助金が大きな確定的現金収入源であったといつてよい。ところで、前述の凶作によって、自給作物収穫すら皆無という状況が訪れる。「冬来る根室原野に、食物無く寒さに戦く新移民生活は文字どおり<惨苦の茅屋>であった。」¹⁰⁾

「昭和7年は5月になってもシバレが強く、乾いたのは6月になってからであった。5月29日に始めて燕麦をまいだが、7月6日に霜が降った。7月14日にも霜がきた。冷たくて手袋をはめて作業した。夏は2〜3日だけ暑かった。8月15日頃から雨が続き、9月中はずっと曇天であった。1日だけ晴天の日があった。夏まきの小麦・エンドウはまだ良かったが、それもガスですべてダメになった。小麦は食べたものではなかった。9月28日にも霜が来た。イモは直径3cmのものが1カブに1個しかとれず反収5俵、ソバはすてた。2町歩のソバを作っていたがカマス1ばいもない。20メ以下の収穫であった。豆は反収2斗、燕麦反収3〜4俵、燕麦は皮ムキ機で皮をむいて主食化した」（実態調査より；昭和4年に入植した団）。

この段階で「まびき政策」が行なわれた。虹別地区の場合128戸が離村する。昭和8年の定住戸数160戸である。国及び道の政策でいうと「家」としての保有労働力の少ない「不良農家」から「まびき」されたということになる。しかし農民層の言葉によると、事態の捉え方は全く逆であった。家族数の少ない身軽に働けるものは、ほとんど「この地を去ることができた」ということになる。虹別地区には、福島・宮城、また徳島・高知からの入植者が多かったが、まびきされた層は道内の十勝・上川へさらに移動する。開墾地は、元来原始林としてあったが、虹別の場合、開拓当時造材ブローカーによって経済的価値のある樹木は伐採されていたし、この危機を乗り切るため農民層は救済土木工事の出面取り、すなわち公的な救済事業を含めての各種の雑業、また副業としては、

炭焼きよっての現金収入に依存せざるを得なかった。凶作は7年が一番ひどかったが、豊作といえる年は5年のみで、6年は中作、8～9年もまた凶作であった。

さらに大きな凶作が昭和10年にも襲った。

「本年ノ作況ハ昨年ノ比ニアラザル大冷害ヲ蒙リ、唯一ノ販売作物タル甜菜ハ虫害ヲ燕麦ハ風害ヲ受ケ共ニ五分作食用作物タル馬鈴薯サヘ三分作内外ニテ其他ハ殆ド皆無ト称セラル」¹¹⁾

「未嘗有ノ冷害凶作ト病虫害ニ遭遇セル虹別原野ノ農作物ノ作位概況ハ食用作物タル馬鈴薯が五分作ニテ反収(以下同ジ)百五十貫内外、其他ノ蕎麦稻黍豆菜豆大小豆玉蜀黍等ハ皆無、南瓜ハ一分作ノ五貫匁、蔬菜ハ三分作ノ六十貫匁位宛ニテ、販売作物ハ燕麦ハ五分ニテ約二俵、大小麦ハ七分ニテ一俵半、甜菜ハ六分作ニテ千五百斤位、飼料作物ハ五分作見当ナレド、折角自力更生ノ意気ニ燃エタル住民モ、特別ナル指導施設ト助成ヲ受ケテ居ル試作地担当農家以外ノ大部分ハ、全ク青息吐息ノ窮状」¹²⁾であった。

開拓地への入植直後の凶作は、337戸の入植者のうち昭和10年夏の時点において「其ノ住居戸数ニテ現存スルモノ僅カ二百三十一戸ノミニテ道庁ニ於テ指定転住セシメタルモノ百二十八戸、自由転出者ハ七十八戸ノ大多数ニ及ビ一時漸ク開拓ノ曙光ヲ認メタル当原野モ今ヤ荒蕪ヲ来シツムアリ」¹³⁾という状況を出現させた。この引用文にもみられるごとく、道庁は入植者の間引き策をとった。それを図は次のごとく述べる。

「虹別には380戸入植していたが、道庁は1戸抜きで半分にはらす計画をたてた。結局、世話所に入気のある人が残った。残る所と出る所がはっきりした。残りたい人がダメな場合もあった。トコタンへかなりの人が移った。道庁の指定で動い人には350円の補助金が出たが自由転出には、一銭も出ない。15年には130戸位になった。

他方、道庁は残留者に対して当面の救済策として道路工事を設定するとともに、穀菽農家の有畜農業への転換をはかった。救済工事は虹別一計根別間の刈分道路建設作業で、軌道工事のバラ取りが主な作業だった。長さ3尺×巾3尺×高さ1尺1寸の三倍分が1日の作業量で、賃金は普通1円から1円20銭だった。また炭焼も盛んに行なわれた。

ところで穀菽農業の有畜農業への転換は二つの柱をもっていた。一つは前にふれた主畜農業化であり、他は1戸当りの土地面積の増大許可である。後者はそれまで1戸当り貸付面積が10町歩であったのを、規定改正により15町歩貸付可能としたものであるが、「其ノ恩典に浴セルモノ僅カニ十六戸アルノミ」¹⁴⁾であった。

主畜農業化は、主として酪農化が考えられていた。道庁は混同農業を主畜農業に方針転換し、「八割補助ノ牛馬ヲ飼養セシメ、乳牛ニ於テ生活ノ改善且安定ヲ計画」¹⁵⁾したのである。そして後にみる如く、虹別中央、新生の両部落ともこの時期に乳牛を入れた「家」が多い。しかし、陸軍の軍馬補充部放牧地に隣接していた虹別は、根室の厚床とならん軍馬主畜地の一つであったため、必ずしも全戸が乳牛を入れたわけではない。当時の『釧路評論』虹別支局長の「虹別ノ現在及将来ニ就テ」における政策的提言を引用しておこう。

「酪農化セシムル為ノ八割補助牛が現在迄六十五頭購買セシメラレタリトハ言ヒ條有資其他特殊ノモノハ弐頭モ飼育スルニ比シテ末一頭モ与ヘラレヌモノモアル有様ナレバ宜シク実地ヲ精査ノ上移住民全般ニ対シ増貸付地モ二十町歩平均ニ乳牛モ尠クモ二頭平均位トシテ亦実地指導員モ醜聞ヲ起サシメザル人格者ヲ立タセ困苦精励今日迄開墾耕種飼畜農業ニ献身的苦闘ヲ継続セラレタル移民ニ対シ更正ノ途ヲ講ゼラレン事ヲ敢而当局ニ希望シ道庁告示ニヨリ十月三十一日限り廃止ノ運命トナリタル虹別世話所ノ存続ヲ希ヒ原野更新ノ実ヲ望ゲラレン事ヲ祈ルモノナリ」¹⁶⁾

次に、先にかかげた高橋要太郎家の、昭和5～9年に至る経営内容をかかげておこう。

なお参考までに述べるならば、高橋要太郎氏は、入植直後から虹別の「指導農家」としての地位にあり、

また昭和8年以降、混同経営確立のための「実地指導担当農家」となっている。したがってこの事例はかならずしも中・下層の農家一般の実情を反映するものではない。本州では福島県で果樹栽培を行っていた。また当時の虹別における賃労働の単価及び消費物資の単価については柳沢氏の次の言葉がある。

「入地2年目、砂利採取作業に出て働いたが、男出面1日40銭、馬追1日2円、米1俵8円50銭、木炭1俵20銭、薪五尺に十尺一裁2円50銭、卵10銭で7個から8個であった。」¹⁷⁾

表2-1-11 虹別T氏の経営内容

	5年	6年	7年	8年	9年
入地補助金	300円	—	—	—	—
住宅補助金	50円	—	—	—	—
開墾補助金	84.2円	61.8円	61.8円	—	—
渡道準備金	130円	—	—	—	—
出面	—	98円	85円	—	—
救済工金	—	—	104.6円	—	—
畑作物販売(燕麥)	—	33.6円	—	61.7円	230.8円
(小麥)	—	—	30円	—	—
(馬鈴薯)	—	—	11円	—	—
(甜菜)	—	—	—	—	54.2円
(その他計)	—	—	—	33.2円	90円
(小計)	(—)	(33.6)	(41)	(94.9)	(375)
牝馬1頭・牡駒2頭	—	—	—	160円	—
牝馬1頭・牡駒1頭	—	—	—	—	90円
その他	1.9円	70.1円	98.3円	367.7円	264.9円
計	566.1円	263.5円	390.6円	622.6円	729.9円
家族構成	主59才・妻 56才・長男 33・嫁・孫	主・妻・長男 男・嫁他出	主・妻・長男 男・孫死亡	主・妻・長男 男・二男	主・妻・長男 男・二男・三男
食料	178.2円	97.2円	68.5円	92.9円	139.9円
耕馬購入金	135円	—	—	—	—
肥料代	20円	25円	31.6円	50円	72.2円
建築費其他	210.6円	—	—	—	—
農具代	—	14.4円	37.7円	53.5円	48.7円
被服費	—	10円	9円	21.3円	82.4円
其他	—	77円	99.6円	124.1円	136.5円
牝馬2頭	—	—	—	270円	—
牛	—	—	—	40円	—
二才牝馬1頭其他	—	—	—	—	122.6円
諸負担	—	—	—	—	36円
計	554.9円	223.6円	246.4円	651.8円	638.3円
残金	11.2円	39.9円	144.2円	—29.1円	91.6円

『標茶記念誌』(昭和11年)より作成

表 2-1-12 虹別 T 氏の作付内容

	昭和 5 年		6 年		7 年		8 年		9 年	
ソバ	12 反	13 俵	1.95 反	43.5 斗	17 反	皆無	19 反	38 俵	8 反	18 俵
ビルマ	1.7	7 斗	5.7	8 斗	—	—	—	—	—	—
金時	1.5	2 斗	—	—	—	—	—	—	—	—
大豆	1.4	8.2 斗	2.5	13.8 斗	5	皆無	2	15.3 斗	6	2 俵
大南	1	400 貫	2.2	500 貫	3	150 貫	2	1,360 貫	—	—
黍	1	3.5 斗	—	—	—	—	—	—	—	—
燕麥	2	2.5 斗	8	30 俵	20	55 俵	45	110 俵	40	136 俵
馬鈴	2.6	700 貫	3.5	1,200 貫	4	1,050 貫	5	1,200 貫	6	2,880 貫
裸麥	—	—	2	2.6 斗	3	16 斗	2	8.1 斗	2	4 俵
稻	—	—	10	55.2 斗	12.2	皆無	10	25 俵	9	1.5 俵
小麥	—	—	2	21.5 斗	5	40 斗	8	12 俵	4	9.5 俵
青碗豆	—	—	—	—	3	12 斗	3	3 俵	—	—
裸燕麥	—	—	—	—	2	23 斗	5	5 俵	—	—
玉蜀黍	—	—	—	—	2	皆無	—	—	—	—
菜豆	—	—	—	—	8.3	皆無	11.7	18 俵	11	11 俵
大麥	—	—	—	—	2.5	400 貫	—	—	—	—
甜菜	—	—	—	—	—	—	2	7,000 斤	4	14,600 斤
ライ麦	—	—	—	—	—	—	2	6 俵	—	—
デントコーン	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1,500 貫
ルタバカ	—	—	—	—	—	—	—	—	4	5,200 貫
計	粗収入 23.2 反 ナン		粗収入 37.85 反 33.6 円		粗収入 87 反 41 円		粗収入 116.7 反 94.9 円		粗収入 97 反 375 円	
開墾面積	38.8 反 (うち手墾 20 反)		66.6 (31.8)		82.0 (45.4)		(112.4)		(120.0)	

『標茶記念誌』（昭和11年）より作成

3)以降、この地区は昭和18～20年にかけて集団帰農移民、戦後の緊急開拓移民、さらに26年からの実習生入植者（山形県から）を迎えるが、前二者は地域に根づかずほとんど離農する。虹別の農家数は264戸（7年）、160戸（8年）、134戸（10年）、185戸（23年）、233戸（25年）、307戸（28年）、311戸（35年）、210戸（40年）、197戸（45年）という推移をみせ、戦後一時増加した戸数は、35年以降急速に減少しはじめている。

この虹別における生業の時期区分はおおよそ次のごとく設定できる。

- 第1期 戦前期：雑業及び畜産、馬産段階
- 第2期 昭和20～35年：「有畜」農業段階
- 第3期 36年～40年：畑作＋酪農＋その他畜産段階
- 第4期 41年～：大規模乳牛主産地形成段階

虹別地区には、昭和41年、第1次構造改善業が導入され、そうして第2次構造改善事業は46年に指定をうけ、47年より実施せられている。ところでこの4期以降の段階に入ると、それ以前慣行として存していた馬頭観音まつり、また青年会が主催した盆踊り等が死滅し、わずかに校下地区単位

での運動会、学芸会、そして虹別全域の大運動会が地域社会の年間行事として酪農民の生活の中の憩いとなつてにすぎない。部落＝実行組合は、農協役員選出のさいの母体、また葬式、婚礼のさいの立振舞、新年会をその機能とするが、P T A、農協婦人会、道路協会等すべて校下地区で組織されている。地域の酪農專業化に伴い、あらたに設立された組織は、「酪農振興会」と「農民組合（全日農）」であるが、前者は校下地区、後者は虹別全域を最終的組織単位としている。しかしながら離農による農家戸数の減少の中で、校下地区も社会化の単位としての機能を喪失しようとしている。たとえば、中虹別小学校の場合、児童数27人となる等、学校統廃合の動きが現在急速にあらわれている。

<註>

- | | | |
|-----|--|-------------|
| 1) | 標茶町史編纂委員会『標茶町史考（前篇）』（昭和41年、札幌市・北書房） | 7 頁 |
| 2) | 〃 | 25 頁 |
| 3) | 〃 | 28 頁 |
| 4) | 高橋虎『開村五十年・製糖工場新設標茶記念誌』（昭和11年、釧路市・洗硯書院） | 5 頁 |
| 5) | 〃 | 315 ～ 331 頁 |
| 6) | 〃 | 327 頁 |
| 7) | 〃 | 4 頁 |
| 8) | 〃 | 176 頁 |
| 9) | 〃 | 192 ～ 197 頁 |
| 10) | 〃 | 28 頁 |
| 11) | 〃 | 191 頁 |
| 12) | 〃 | 198 頁 |
| 13) | 〃 | 191 頁 |
| 14) | 〃 | 192 頁 |
| 15) | 〃 | 131 頁 |
| 16) | 〃 | 192 頁 |
| 17) | 〃 | 11 頁 |

第2章 酪農民の階級・階層分化と家族協業 体としての「家」

次に私たちは、現段階（調査時点、昭和47年～51年）における虹別地区、I・S両部落の実態分析に入る。まず、私たちは第1節において昭和47年段階を基軸とした各階層ごとの「家」としての経済・経営的諸特徴を分析する。ついで第2節で「家」の構造分析を行った。つまり、ひらたくいうと、農業生産組織体、また農民生活組織として現に存する「家」の構造を、個々の農民層の労働-生活過程レベルにまで立ちおりて、その階層ごとの諸特徴を分析した。現在その「大規模化」の中で激しく階級・階層分化する酪農経営を、現実を支える個々の農民層の立場に立って、またその家族協業体としての分析から解析した。

第1節 酪農家諸階層の生産・経営構造の特徴と酪農経営の大規模化

第1項 調査対象農家の階層区分

標茶町虹別地区に乳牛が導入されたのは、昭和7年の大冷害のあと、同8年から10年にかけて北海道が貸付牛を入植者に飼育させたことにはじまる。その後、畑作を主体とした混合経営が30年代半ばまで続き、昭和41年から始まる農業構造改善事業を契機によりやうく、経営としての酪農が地域に定着し、酪農専業地帯として新たな歩みが開始されるようになった。

昭和41年以後の構造改善事業は、地域の酪農生産水準を飛躍的に引きあげたが、この間の農民層分解によって経営基盤の格差は一層拡大された。*

* 「第1次、第2次構造改善事業」については第3章第3～4節で詳細にあきらかにする。

調査対象地域の昭和47年現在の各農家の階層区分と経営の特徴を明らかにすると次のようになる。

表2-2-1にみるようにI部落・上層6戸、中層7戸、下層-①5戸、同-②1戸、S部落上層3戸、中層4戸、下層-①2戸、同-②2戸という区分である。この区分は農畜産物販売収入を基礎としている。すなわち上層農家は販売収入600万以上、同中層300万以上、下層-①100万以上、同-②60万以下という区分である。**

** ⑧については「村落社会研究第11集」に中層と区分した。この時の区分の指標の粗収入に前年度繰越分を含めていたが、今回は単年度農畜産物収入に限定したため下層に位置づけた。

第2項 諸階層の生産・経営の諸特徴

I・S両部落の9戸の上層は、農畜産物販売収入600万以上であるが、その収入のほとんどは牛乳販売によるものである。上層農家のうち、⑩・⑨は販売収入1,000万以上の農家で地域において最も先進的な農家である。これら上層農家は飼育総頭数概ね40頭以上、産乳量100トン以上の生産をあげ、なかでも⑩、⑨は70頭以上の飼育で産乳量は200トンを超えている。

これに対し、中層農家は300万～600万の販売額であるが、総頭数40頭以下、成牛15頭以上の飼育で年間産乳量50トン以上の経営であり、下層-①は総額概ね20頭以下、産乳量概ね50トン以下の農家群である。下層-②は販売金額60万以下、総頭数20頭、うち成牛10頭以下で、実質的に今日の段階で農家経営として成立していない農家と、さらには老人および未亡人世帯など最低生活者層も包含している。

表 2 - 2 - 1 調査対象農家の階層区分と基礎表

	農家No	換 算 勞 働 力	現 金 販 売 収 入	耕 地 面 積	乳牛頭数		産乳量	
					育 成	成		
I 部 落	上 層	⑥	4.15	7,402	51.5	17	46	157
		⑦	3.55	6,154	25.0	12	27	118
		⑩	6.20	11,011	59.0	30	45	219.6
		⑫	2.85	6,392	39.5	24	31	136.5
		⑭	3.65	8,334	41.0	25	35	157.6
		⑰	3.15	6,339	34.5	20	29	122.9
	中 層	③	2.60	3,738	36.5	6	24	79.0
		⑤	3.80	—	30.0	5	17	68.0
		⑨	3.00	3,398	21.2	12	15	66.2
		⑬	3.40	4,215	27.5	10	20	75.5
		⑮	2.80	—	20.0	5	16	(87.7)
		⑰	1.80	4,197	24.1	7	20	87.5
	下層-(1)	①	3.55	2,240	39.9	11	17	47.6
		②	1.80	1,901	21.0	3	18	40.0
		④	3.22	3,207	26.0	9	5	—
		⑧	3.60	2,479	41.0	2	17	51.4
		⑪	3.30	1,410	20.6	5	7	26.5
	下層-(2)	⑯	0.95	—	—	—	—	—
	S 部 落	上 層	⑤	3.75	6,033	37.2	15	33
⑥			2.75	7,854	40.5	20	44	154.6
⑨			3.90	12,186	45.5	27	51	246.5
中 層		①	2.60	—	31.8	12	22	(74.2)
		②	2.95	—	39.7	3	17	55.8
		③	4.25	4,287	29.5	7	26	90.6
		⑦	2.80	3,079	32.7	19	13	66.3
下層-(1)		④	3.00	2,076	26.6	10	14	41.4
		⑧	2.95	1,584	27.7	3	10	11.7
下層-(2)		⑩	1.60	—	—	3	1	—
		⑪	2.20	(563)	12.2	6	0	—

()は49年，労働力換算単位は農林省のものを使用。

35年以後の酪農専業地域への漸次的な移行と分解基軸の上昇によって多数の挙家離農を生みだしていったが、地域を離脱しきれない滞留層がこの下層-②である。

(補註) 昭和48～51年の補足調査の結果、この後④②が在村離農、また50年まで開協組合長であった⑤は開協の標茶農協への合併とともに離農している。また48年に⑬の後継者、⑲の世帯主がいずれもトラクター事故で死亡している。

各階層の農地所有の特徴は、上層農家は⑦をのぞいて、いずれも30ha以上、⑥、⑩は50ha以上の所有である。これに対し、中層農家群は、③、⑤、⑪、⑫、⑭が30ha以上、そのほかの6戸は20ha台である。

しかし、下層-①と比較すると農地所有では、中層と下層の差異は殆んどなく、下層も20～40ha所有の分布である。

さらに下層-②は農地の未所有、または20ha以下である。こうしてみると、農地所有の量的側面が今日までの階層分解を規定してきたものでは必ずしもないといえることができる。***

*** しかし今日、このような農地所有の全体的平均化は、上層農の新たな農地拡大を困難にさせている。山林、宅地等をのぞく耕地化率をみると第2-2-2表にみるように上層農では、いずれも90%以上であり、放牧地・原野等の未耕地がきわめて少く、いわば限界まで草地化せざるを得ない結果となっている。

図2-2-1は、土地所有と乳牛総頭数の関係を示したものである。これによると乳牛総頭数ではかなりのひらきがあるが、⑥、⑩をのぞいては、土地所有の格差が小さく、結果として土地所有と乳牛頭数の関係の不均衡が生じていることを示している。

このような土地所有の不均衡は、土地利用の内容の相違としてあらわれざるを得ない。試みに、各農家の牧草反収をみると表2-2-3のようになっている。

すなわち表2-2-3にみるように1番草では、上・中層の差はあまりみられないが、2番草を含めると上層農が明らかに高い反収をあげていることを示している。

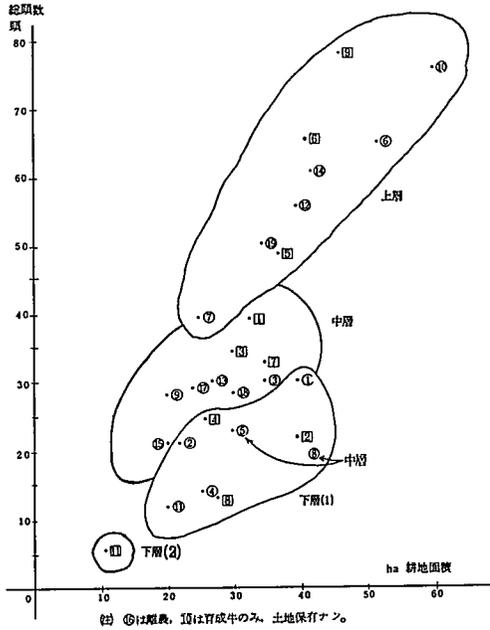
次に、各農家の労働力構成をみると表2-2-1のように上層農家の保有労働力は、相対的に高いことを明らかにしている。⑫、⑲、⑥以外は、⑩の6.2を最高にいずれの農家も3.5以上であり、しかもこれら上層農には表2-2-4のように長期の年雇労働力、さらに酪農実習生を中心とした短期雇傭の労働力が加わっている。年雇と短期雇傭の労働力が入っている農家に⑩、⑫、⑲、⑥、⑳、さらに㉑には100人工以上の短期雇傭者が入っており、上層農家の一部がかなりの雇傭労働力

表2-2-2 土地所有面積

		牧草地	畑	計 (A)	放牧地 原野(B)	A A+B
		ha	ha	ha	ha	%
上層	⑥	48.0	3.5	51.5	2.0	96.3
	⑦	23.0	2.0	25.0	2.0	92.6
	⑩	55.0	4.0	59.0	—	100.0
	⑫	37.5	2.0	39.5	—	100.0
	⑬	38.5	2.5	41.0	—	100.0
	⑲	32.0	2.5	34.5	2.5	93.2
	㉑	34.7	2.5	37.2	—	100.0
	㉒	34.0	6.5	40.5	—	100.0
	㉓	43.0	2.5	45.5	—	100.0
中層	③	36.5	0	36.5	—	100.0
	⑤	28.0	2.0	30.0	0.5	98.4
	⑨	19.0	2.2	21.2	2.5	89.5
	⑬	24.5	3.0	27.5	6.0	82.0
	⑮	15.5	4.5	20.0	2.5	88.9
	⑰	20.0	4.1	24.1	10.0	70.7
	⑱	14.5	13.4	27.9	1.0	96.5
	㉑	23.8	8.0	31.8	—	100.0
	㉒	24.7	15.0	39.7	2.0	95.2
下層 I	④	39.9	0	39.0	—	100.0
	②	21.0	0	21.0	—	100.0
	④	22.6	3.4	26.0	—	100.0
	⑧	39.5	1.5	41.0	—	100.0
	⑪	20.0	0.6	20.6	—	100.0
	㉑	25.5	1.1	26.6	5.0	84.2
	㉒	26.7	1.0	27.7	1.8	93.9
下層 II	㉑	—	—	—	—	—
	㉒	12.2	—	12.2	1.5	89.1

(註) ⑱は離農 農業基本調査より

図 2-2-1 乳牛頭数と土地所有の関係



を導入せざるを得ない一端がここに示されている。しかし、表 2-2-4 にみるように、年間の労働時間と比べるとそれは決して大きなウェイトを占めるものではない。

**** 短期の労働力は高校生、山形県の酪農実習生が「家の光」、農協などの斡旋で乾草作業期に導入されている。雇傭条件は実習生のうち日当、大学生 1,000 円、高校生 800 円、一般 2,000 円、長期雇用者 1,500 円である。

一方、中層農家の保有労働力は、③に 4.25、⑩ 3.90 という高い保有もみられるが、おおむね 3.5 以下であり、上層農家と比較して、明らかに低水準にある。しかし、中層農家にも、長期雇傭こそみられないが、20 日間前後の短期労働力の雇傭が⑨、⑬、⑰以外の農家にみられる。

下層(1)グループは、⑪ 3.3-⑭ 3.0 その他の農家は 3.0 以下で保有量はきわめて小さい。しかし、ここにも②、⑧には短期の雇傭労働力の導入がみられる。

下層(2)では⑮ 1.6、⑯ 2.2、⑰ 0.95

表 2-2-3 牧草反収と採草面積(階層別)

実態調査より作成
⑨は雌農 ⑩⑪不明

		1 番 草		2 番 草	
		反 収	採草面積	反 収	採草面積
		t	ha	t	ha
上 層	⑩	2.3	30	2.5	20
	⑬	—	—	—	—
	⑭	2	25	2	6
	⑦	3	20	3	15
	⑫	3	25	1	25
	⑮	2	20	2	5
	⑤	3.5	30	3.5	15
	⑧	—	—	—	—
中 層	⑬	1.3(乾)	12	0.45(乾)	5
	⑬	2.5	18	2.5	13
	⑨	2	27	2	5
	⑮	—	15	—	7
	⑤	3.8	17	1.9	17
	⑦	3	16	1.5~2	10
	③	0.45(乾)	18	0.15	6
	⑪	0.45(〃)	15	0.37	4
	⑫	2.6	7	1.1	3
	⑮	2	13	1	7~8
下 層	①	—	24	—	10
	②	—	9	—	5
	④	0.6(乾)	14	—	2~3
	⑪	0.3(乾)	8	0.94	2
	⑧	—	25	—	3
	④	0.37(乾)	5	0.3	3
	⑧	—	—	—	—
	⑦	2	20	1	10

表 2-2-4 雇傭労働の階層別導入の実態

農家	上 層		中 層			下 層		
	長 期	短 期	農家	長 期	短 期	農家	長 期	短 期
⑥	—	20人工	④	—	20	①	—	—
⑦	—	—	⑤	—	20	②	—	20
⑩	1人	20	⑨	—	25	④	—	20
⑫	1	30	⑬	—	(5)	⑧	—	25
⑭	—	100	⑮	—	—	⑪	—	—
⑮	1	—	⑰	—	(20)	④	—	—
⑤	—	40(30)	⑱	—	(18)	⑧	—	—
⑥	1	150(10)	⑲	—	20	⑯	—	—
⑧	1	30	⑳	—	20	⑩	—	—
			㉑	—	—	⑪	—	—
			㉒	—	—			

(註) ()内は労働力交換 農業基本調査(昭48.2.1)より

という実態である。

この労働力1人当の販売収入をあらわしてみると、上層グループ労働力単位当販売収入160万以上、中層では⑦が233万と高いが100～150万円、下層-①は、③、④をのぞき100万円以下と、ここにもはっきりとした差が生じている。

表2-2-5 1頭当産乳量および労働指数当販売収入

上層農			中層農			下層農		
農家番号	1頭当 生乳量	1人当 販売収入	農家番号	1頭当 生乳量	1人当 販売収入	農家番号	1頭当 生乳量	1人当 販売収入
	(t)	(千円)						
⑥	3.4	1,592	③	3.3	1,438	①	2.8	631
⑦	4.4	2,128	⑤	4.0	—	②	2.2	1,056
⑩	4.8	2,202	⑨	4.4	1,306	④	—	1,258
⑫	4.4	1,660	⑬	3.8	1,240	⑧	3.0	885
⑭	4.5	2,283	⑮	—	—	⑪	3.8	427
⑰	4.2	1,528	⑱	3.5	2,332	④	3.0	692
⑮	3.7	1,609	⑲	3.7	973	⑧	1.2	198
⑯	3.5	2,856	①	3.4	—	⑩	—	—
⑱	4.8	3,125	②	3.3	—	⑪	—	—
			③	3.5	1,009	⑫	—	—
			⑦	5.1	1,100			

組合勘定書および実態調査より

現状の各階層の機械設備の相違を次に明らかにすると、まず、動力としてのトラクター所有に関しては、47年度には、上、中層の差はあらわれていない。このことは、地域の生産力水準はトラクター段階に入っていることをあらわしている(表2-2-6)。

しかし、トラクター所有が上層と中層では時期の差があるため、⑥、⑩、⑱、⑨が個人と共同の複数所有、あるいは複数の共同所有であるのに対し、中層グループは46年からの第二次構造改善事業による導入が多数みられるのが特徴となっている(⑤、⑨、⑱、①、②、⑦)。しかし、③⑰はいまだトラクター所有を躊躇している。このような農家の存在もこの層にはある。

一方、下層-①には、①、④、⑪のようにテラー段階にとどまり、耕耘作業も賃耕に依存している農家と機械を所有している農家に分かれているのが現実である。このうち、②、④は「2次構」による共同所有である。

下層-②グループには、トラクター所有農家は殆んどいない。

次にトラクター付属機械についてみると「構改」による機械化体系が上層農家を先進部分として一貫してすすめられていることが明らかである。すなわちI部落の⑥、⑦、⑩、⑱、⑭、さらにS部落の⑮、⑯、⑨の上層農家には、耕耘、整地作業、牧草収穫機、乾燥、サイレージ作業機その他の補助機械などワンセットの付属機械が、ほぼ個人所有の形で備えられている。もちろん、これらの上層農も、2回にわたる「構改」を最大限利用する形で機械の導入をはかってきたので、一部に共同所有の付属機が残っている⑫は付属機を未だほとんど共同所有に依存している。

中層農グループをみるとセットの付属機の利用に入っているが、②、⑤に典型的にあらわれているように、ほとんどが利用組合の共同所有に依存しているのが特徴となっている。しかし③は賃

表 2-2-6 機械・設備の導入現状

		トラクター	プラウ	ハロー	モ ア	テッター	レーキ	ベラー	フォー レージ ハーベ スタチ ヨツバー	ヘイエ レベ ター (コン ベア)	プロア	ミルク	
												バケッ ト 型	パイプ ライン 型
上 層	⑩	○, △ 1/3	○	○	○	○	○	△ 1/3	△ 1/3	○	△ 1/3	—	6
	⑥	○, △ 1/5	○	○	△ 1/2	○	○	△ 1/2	○, △	○	—	—	5
	⑭	○, △ 1/1	○	△ 1/3	○	△ 1/3	○	△ 1/3	○	○	△	3	—
	⑦	○	○	△	○	○	○	△ 1/5	○	△	—	2	—
	⑫	○	○	○	○	○	○	△	△	△	—	1	—
	⑲	○, △ 6/11	○	○	○, △	△	○, △	△ 1/3	○, △	○	—	3	—
	⑮	○, △ 1/1	○	△	○	○	○, △	△	○, △	△	△	3	—
	⑮	○, ○	○	○	○, △	○	○, △	△	△	△	△	—	4
	⑨	○, ○	○	○	○, △ 1/2	○	○	△ 1/3	△ 1/2	△ 1/6	—	—	4
中 層	⑱	△ 1/1	—	—	△	△ 1/1	—	△ 1/3	△ 1/5	○	—	3	—
	⑨	△ 1/1	□	□	△	○	○	△ 1/3	△ 1/6	□	—	3	—
	⑮	○	—	—	○	○	○	—	○	—	—	2	—
	⑤	△	○, △	○, △	△	△	○, △	△	△	△	—	1	—
	⑰	□	—	—	○	—	○	—	△	—	—	2	—
	⑬	○, △ 1/1	—	—	○	○	○	△ 1/4	△ 1/4	△ 1/4	—	4	—
	③	□	—	—	—	—	○	—	—	—	—	1	—
	⑪	△	△	△	△	△	△	△	△	△	—	3	—
	⑲	△	○, △	△	△	△	△	△	△	△	—	2	—
下 層 (1)	④	△ 1/1	—	—	○	○	○	△ 1/4	△ 1/4	△ 1/4	—	1	—
	②	—	—	—	○	○	○	—	○	—	—	2	—
	④	—	—	—	○	○	○	—	○	—	—	1	—
	⑥	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—	2	—
	⑪	□	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
	④	□	△ 1/5	△ 1/5	△	△	△	△ 1/5	△	△	—	2	—
	⑧	□	○	○	—	—	—	—	△ (手割り)	—	—	1	—
下 層 (2)	⑩	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
	⑪	□	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	⑬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 実態調査による。ただしミルクは48年2月の農家基本調査のもの。
○：個人所有，△：共同所有，□：賃貸利用，空欄は不明

耕と畜力利用の経営，⑰も48年の「構改」で共同所有に入る予定であるが現在では賃耕に依存している経営である。さらに⑮は下層-1)の⑧と同じく「構改」に依存しないで自力で付属機をセットした経営である。

以上みたように中層グループは，上層にひきずられるような形で機械化体系に統一されつつも，共同所有および一部の賃耕によって，ようやくその水準に達しようとしているのが現段階の特徴である。

下層-1)では⑧を例外として，賃耕・畜力段階とみなすことができるが，S部落④は利用組合に加入している。

かようにみても個人所有，共同所有の区別があるものの上・中層は，ほぼトラクターを軸とした機械化体系に達し，中層の一部，下層-1)にテッター，畜力段階がみられるが，この層もトラクター賃借による利用が一般化している。最後に搾乳施設をみると各農家ともバケットミルクがほとんどであるが，上層農の⑥，⑩，⑮，⑨にパイプライン型が導入され，他の農家群より一段すすんでいることを示している。****

**** 昭和48年以後，虹別地区全域にバルククーラーが導入され，集乳もタンクローリー集乳

に切り替えた。さらに採草機械として自走式ハーベスターの導入も加わり、機械化体系も一応の完成をみている。

第3項 諸階層の経営内容の吟味

昭和47年の各戸の経営内容は表2-2-7に示した通りである。とりわけ注目しなければならないのは、大型化の中で各戸に累積している負債の多寡である。昭和47年現在の累積負債をみると、上層農の⑩、⑨の2戸が1,500万円をこす負債を背負っている。この2戸が、地域の中のトップクラスの経営であることは先に明らかにしたが、その内容は、ここに示す多額の負債に依存しているということである。上層農は⑥、⑦、⑤、⑧をのぞいて、負債が700万円をこえて、先の2戸に限らず大規模化による累積負債の拡大をみる事ができる。***** 中層農も上層より平均しては小さいが、同様に借入金に頼って現在の経営を維持している実態である。

***** 上層の⑥は、48年に負債額は12,998千円、⑨は6,999千円、⑩16,771千円に一举に拡大している。

これに比して下層農の負債は階層的にみる限り、たしかに相対的に少いといえることができる。

累積した負債に対する利子、元金の償還は各戸に重い負担となっているが、返済金の農業収入に対する比率を農家別に検討すると個別農家によってかなり異なる結果となっている。階層的には返済金の比率は上層よりも下層になるに従って平均して高くなっているが、各戸がもつ経営志向によって負債負担はかなり異っている。

返済金が25%以上の農家は、下層の①、②、④、⑧、中層の⑨、⑬、⑱、⑳、上層では⑩のみである。15~25%では下層の③、⑪、中層の③、⑬、⑰、上層の⑩、⑫、⑭、⑲、15%以下の負債の負担が比較的低い農家は下層の④、上層の⑥、⑦、⑤、⑧である(表2-2-7)。

以上の経営支出に対して、各戸の農業所得および経済余剰を算出し、単年度の農家経済を総括すると次のような階層的特徴と各戸の経営内容がみられる。

農業収入から直接的生産経費を差し引くと200万円以上の結果がでてくる農家は、⑭、⑩、⑥、⑦、⑱、⑲、⑧で、100~200万は、③、⑨、⑰、⑱、⑳の中層農家と④の下層農家、⑫の上層農家、100万円以下は①、②、③、④、⑧の下層農家と⑬、⑰の中層農家と⑤の上層農家である。つまり直接的経費を差し引いた限りでは、上層グループが相対的には有利になっているが、上・中層農家でも生産経費が80%をこえている。⑬、⑤のような直接的生産経費を差し引いただけで残りが100万以下という農家も存在している。

ここから、負債返済支出を差し引いた部分を一応「農業所得」とみなすと、100万円をこえる「農業所得」を得る経営は、⑥、⑦、⑩、⑭、⑧、⑲の上層農家と③(中層)、逆に「農業所得」がマイナスになってしまう経営は、⑬、⑪、①、③、⑦、⑧である。しかし、組合勘定支出の家計支出を仮定的にその農家の「家計費支出」と想定すると、いわゆる農業所得が家計費を上まわる経営は、⑲、⑥、⑦、⑩の上層と中層の③のみである。

最後に単年度収支での各戸の「余剰」(表2-2-7)をみると50万以上のプラスがでるのは上層農でみると⑦、⑭、⑲の3戸、⑥、⑩は僅少の黒字となり、⑫、⑤、⑧はマイナストとなっている。

中・下層農では②、③、④、③、④がプラスで、下層の3戸が中層を上まわっているのが特色としてあらわれている。

表 2-2-7 調査対象農家の経営内容 (47年)

△：マイナス (千円)

		(B)	(B')	B + B'	(C)	(D)	(D)	D ₁ + D ₂	農業機械	貯 金	A - (B + B')	A - (B + B' + D ₁ + D ₂)	A - (B + B' + D ₁ + D ₂ + C)	負 債
		生産 経費	その他 経費	A	(C)家計費	(D) 利息	(D) 返済	A						
上 層	㊸	6,796	1,021	(64.1)	1,568	1,210	650	(15.2)	1,367	1,080	4,369	2,509	941	15,285
	㊹	6,360	895	(65.8)	1,330	1,563	845	(21.9)	1,620	991	3,755	1,347	17	15,943
	㊺	4,151	682	(65.2)	1,440	745	258	(13.6)	530	704	2,569	1,566	126	4,773
	㊻	3,219	494	(60.3)	1,162	312	197	(8.3)	369	556	2,441	1,932	770	3,196
	㊼	4,588	553	(84.6)	1,178	493	306	(13.2)	474	568	932	133	△, 045	3,464
	㊽	4,997	591	(71.1)	1,402	737	435	(14.9)	1,186	714	2,266	1,094	△ 308	3,912
	㊾	3,540	651	(50.3)	1,540	863	860	(20.7)	3,021	726	4,142	2,419	879	8,269
	㊿	3,040	653	(58.3)	796	1,016	1,126	(33.8)	1,160	527	2,646	504	△ 292	7,476
中 層	㊸	4,427	702	(80.2)	1,276	646	591	(19.4)	416	630	1,263	26	△, 250	7,545
	㊹	2,834	430	(76.1)	922	602	1,045	(35.5)	224	434	1,023	△ 624	△, 546	6,422
	㊺	3,623	546	(83.3)	715	799	751	(36.8)	427	402	706	△ 844	△, 559	4,647
	㊻	2,497	492	(71.2)	628	529	428	(22.8)	197	384	1,208	251	△ 377	6,370
	㊼	2,328	261	(68.2)	961	474	602	(28.3)	224	360	1,204	128	△ 833	3,937
	㊽	1,724	395	(55.2)	754	256	337	(15.9)	0	384	1,619	1,026	272	4,357
	㊾	2,077	273	(69.1)	444	480	430	(26.8)	274	325	1,047	137	△ 307	5,231
	㊿	2,116	270	(77.5)	503	588	256	(27.4)	342	346	693	△ 151	△ 654	2,318
下 層 ₁	㊸	1,439	249	(68.1)	75	183	273	(18.4)	0	248	791	335	260	5,231
	㊹	1,462	374	(57.2)	556	201	180	(35.9)	0	306	1,371	990	434	2,318
	㊺	1,295	171	(65.4)	349	342	452	(35.4)	0	194	774	△ 20	△ 369	3,364
	㊻	1,098	211	(63.1)	518	146	87	(11.2)	30	191	767	534	16	9,390
	㊼	1,059	144	(63.4)	70	357	201	(29.3)	368	214	695	137	67	3,995
	㊽	1,156	153	(92.8)	43	220	76	(21.0)	197	149	102	△ 194	△ 237	2,461
下 層 ₂	㊸	373	70	(75.9)	41	312	292	(103.4)	0	81	141	△ 463	△ 504	2,759
	㊹	9		(0)	46	0		(0)	380	0		-	-	-
	㊺													

(註) Aは農業収入(次表2-2-8参照)。空欄は不明。資料出所：北海道農業基本調査

こうしてみると、現時点の大型経営農家が自己の力で発展的に経営を展開していく段階に
殆どの農家が達していないことが明らかとなる。

表2-2-8 調査農家の収入(47年)

		(千円)						
		生乳	その他畜産	農産物	(A)農業収入	農外収入	その他収入	(A)' 計
上層	⑨	11,297 (92.7)	348	541	12,186	0	3,795	15,981
	⑩	10,301 (93.6)	134	575	11,010	0	3,652	14,662
	⑥	7,402 (100)	0	0	7,402	0	1,804	9,206
	⑦	5,375 (87.3)	0	779	6,154	0	1,113	7,267
	⑤	5,741 (95.2)	2	290	6,033	0	3,901	9,934
	⑬	7,164 (91.2)	335	355	7,854	0	4,125	11,979
	⑭	7,640 (91.7)	561	132	8,333	0	3,462	11,795
	⑰	5,531 (87.3)	300	508	6,339	0	3,496	9,835
	⑫	6,138 (96.0)	254	0	6,392	0	3,222	9,614
中層	⑬	4,287 (100)	0	0	4,287	0	2,341	6,628
	⑬	3,571 (84.7)	0	644	4,215	0	3,204	7,419
	⑰	4,107 (97.9)	90	0	4,197	0	1,064	5,261
	⑱	3,491 (92.0)	54	248	3,793	0	2,014	5,807
	③	3,715 (99.4)	23	0	3,738	0	55	3,793
	⑨	3,076 (90.6)	38	283	3,397	0	431	3,828
	⑦	3,079 (100)	0	0	3,079	0	1,643	4,722
		①						
	②							
	⑮							
	⑤							
下層1	⑧	2,479 (100)	0	0	2,479	0	461	2,940
	④	2,947 (91.9)	30	230	3,207	0	1,762	4,969
	①	2,240 (100)	0	0	2,240	0	150	2,390
	④	1,989 (95.8)	87	0	2,076	0	231	2,307
	②	1,887 (99.3)	14	0	1,901	0	913	2,814
	⑪	1,284 (91.0)	0	127	1,441	0	597	2,008
下層2	⑧	568 (97.3)	16	0	584	0	1,390	1,974
	⑯	0	0	0	—	0	1,076	1,076
	⑩	—						
	⑪	—						

(註) 空欄は不明。 資料出所：北海道農業基本調査

第4項 要 約

以上述べた結果により、各階層の経営的特質をみると次のような類型を見出すことができる。

I 上層グループ

30頭以上の成牛のほか育成牛を含めれば40頭以上の飼育頭数を持ち、3.5人以上の保有労働力と一定の雇傭労働力とさらにトラクターを軸にした機械化体系がこの階層の経営を支えている。41年以後の「酪農近代化計画」が志向する典型的な大型経営のグループである。

経営内容では単年度収入でみても家計費をまかない得る所得を一応確保しているとみることが

できるが、経済的余剰を蓄積し、自己資本によって経営を展開していく可能性がある経営は一部である。つまり、大型多頭数飼育に達する過程が国・道の幾重にも重なる補助金によって進行してきたため、資金返済支出が農業収入の20%余を占めていることが大きい負担となっている。

上層グループ内にも、農業収入1,000万以上に特化した農家が生まれているが、この経営層が経済的余剰を生み出し、独自に経営展開できる農家層といきることはできない。

しかし、今日、これらの上層農家群は、政策的に「特権的」に育成されてきたため、経営の基礎的な力は相対的には有利な地位にある。

II 中層グループ

成牛15頭以上の飼育頭数で、労働力構成も上層グループより1人ちかく少い。トラクター段階には達しているが、おおむね「第二次構改」によって始めてトラクター所有に達した。この階層の多くの経営は、資金返済による負担が農業収入に対して高いため、農業所得で家計費をまかないきれぬまで達していない。つまり、上層農家の大型経営にひきつられる形で経営の拡大をはかろうとする農家群とみることができる。

共同所有を通して機械化の体系に達しつつあるが、経営実績のうえでは「余剰」を残すことはできず、経営的には上層グループ以上に困難な農家群とみることができる。

III 下層(1)グループ

成牛10頭以下、トラクター所有の農家とトラクター賃耕、耕耘機利用にとどまっている農家とに分かれている。土地所有は、中層なみであるが、経営内容は農業所得50万以下である。この層はいわば大型多頭数飼育に取り残された農家群で、農業収入で農家経済を賄いきれず、兼業、副業で生計費は賄われているものと考えられる。

この層の一部は上層農家への上昇可能性をもっているが、その多くは没落の可能性が強い。

IV 下層(2)グループ

農業収入自体が60万円以下で乳牛の育成、畑作・牧草販売、山林出かせぎなどで生計を支えている。下層(1)グループからさらに1段没落した農家群とみることができる。

以上の諸特徴のほかに、同一階層内にあっても経営志向に差があり、酪農の大型経営という全体社会の動向に触発されつつも、各戸独自の特徴をもった経営の展開を続けている。

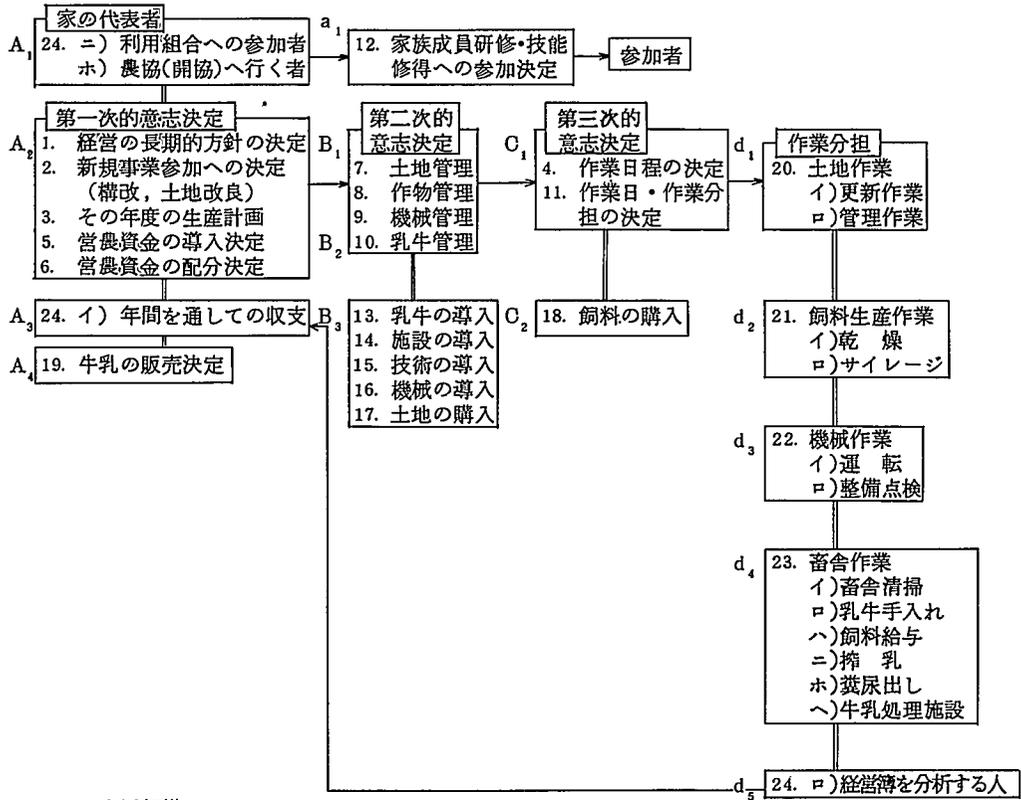
第2節 生産・生活組織体としての「家」の構造

第1項 分析の方法

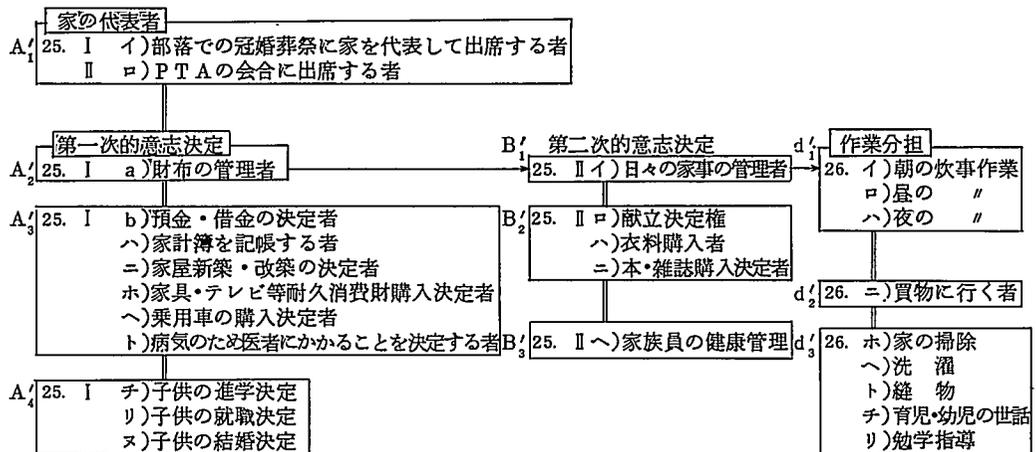
さて、以上私たちは、虹別I・S両部落における各農家の階層別経営状態をみてきたが、もとより、これら各階層に区分される農家は「家」としての構造をもっており、またそれを支える家内各成員の日々の営為がその基底にある。そこには、各成員の地位と役割の構造がある。私たちは以下、現段階における家族協業体としての「家」の構造を分析し、階層的にそのあり方が如何に異っているのか、その問題点を剔出する。当然にそのさい、私たちは個々の「家」の各成員の現実の生産・労働—生活過程レベルにまでおりて問題点をふかめる。

農民家族は生産と生活という二つの機能を担った組織体であるが、その構造は組織体としての行動を支える意志決定の過程及び作業分担のかたちから一応捉えることができる。ここでは、酪農の基本的な労働生活の構造を、経営管理（経営の長期・短期の方針、融資の導入、機械の更新等の決定）、飼料生産（土壌改良、乾草、サイレージ生産等、春から秋にかけての作業）、搾乳、畜舎

<生産組織> 図2-2-2 「家」の意志決定と作業分担からみた構造分析枠



<生活組織>



(布施鉄治他「資本主義の『高度成長』と『家』及び『村落社会』の構造変動の論理」『村落社会研究』11集 P195より転載。ただし、今回の分析では、a₁とd₅は用いなかった。

管理（育成牛の世話等も含む年間を通じての労働）の三部門から、生活組織体としての構造を耐久消費財の購入、「家」の財布の管理のあり方、日々の家の管理、及び具体的な家事労働の三点からをとらえ、図2-2-2に示す枠組を用いて分析した。ここでの基本的な仮説は、1)現実に作業に従事する成員が当然に組織体の意志決定に参加するという構造が、少なくとも家父長的「家」を克服した構造として想定しうること、2)そのことは特に、妻のあり方で問題とされねばならないこと、すなわち妻は現実に生産労働の主要なにない手であるのだから、当然に生活過程のみでなく、生産過程においても意志決定の役割を担っていないなければならないということである。*

本節では以上の仮説に従って、まず家族の各構成員の役割分担のあり方を分析し、次に妻の地位について分析を深めることにする。

* 布施鉄治他「資本主義の『高度成長』と『家』及び『村落社会』の構造変動の論理」『村落社会研究』1号参照

第2項 家族構成上の特徴

表2-2-9は、ここで分析の対象となる全農家の家族構成とその年齢を示したものであるが、夫婦家族形態（以下夫婦家族と呼ぶ）をとるのは全30ケース中18ケース、直系家族形態（以下直系家族と呼ぶ）をとるものは12ケースである。さらに詳しくみるならば、夫婦家族では（在宅の）長子が乳幼児段階にあるものはなく、小学生段階にあるものは②①⑦④の3ケース、中学生段階にあるのは③の1ケース、高校生段階にあるのは②①⑤⑥④⑦⑨⑫の8ケース、普通高校に在籍する①②を除いて全てが標茶の季節定時制の農業高校に在籍している。家業手伝の子のいるのは⑥、①の2ケースである。⑫は、長男は授精士の資格をとるために自宅を離れており、①は世帯主が急死したために戻って農協に勤める長男がおり、⑫は42才の脳軟化症の息子をかかえており、⑫はいったんは息子が後継するも離農し、とり残された老夫婦である。直系家族では④は後継者にまだ子の生まれない段階にあり、⑧③⑨⑤⑥は後継者の子が乳幼児段階にある。ただし④③では後継者の弟妹がまだ学業期にあって、世帯員となっているし、⑨では82才になる祖母が健在である。⑧⑨は小学生段階、⑦は中学生段階、③⑧⑩は後継者の子が家業を手伝う段階にある。全体的にみると労働力となりうる中、高生の子どもが多いのであるが、学校の統廃合の結果中学生はほとんどが、高校生は全て家を離れて下宿するか、寮に入らねばならなくなっている（中学生の場合、寮に入ると土・日曜日と春夏冬の休暇しか家に戻れない。高校生の場合、季節制の農業高校に通う者は農繁期の7・8・9月以外はほとんど家にはいない）。このため、農繁期と農閑期とは家族の労働力構成が大きく変化し、農閑期といえども、在宅の家族員の労働量が減少しなくなっていることに注意しなければならない。

以上の家族構成を階層ごとに整理すると（表-2-2-10）、上層では夫婦家族は⑥⑫の2ケース、残りの7ケース（④⑨⑩⑦⑥⑤⑨）は直系家族である。中層では直系家族が3ケース（⑧③③）、夫婦家族は8ケース（⑤⑦③⑤⑨②①⑦）、下層(1)では直系家族2ケース（⑥⑧）、5ケース（④②①④④）が夫婦家族である。下層(2)では夫婦家族2ケース（⑩⑫）、欠損家族1ケース（⑪）となっている。すなわち階層ごとに特徴づけるならば、上層では直系家族形態をとるものが多く、中層・下層(1)では夫婦家族形態をとるものが多い。下層(2)では⑪は欠損家族であり、⑩⑫が一応夫婦家族形態を示しているが、その内容を見ると、⑩は子どもが全て他出でてとり残された老夫婦家族であり、⑫は脳軟化症の子どもとともにとり残された老夫婦家族であることを考慮するならば、下層(2)には、家族形態に定型はないといえる。

表 2-2-9 家族構成

ケース 番号	年間通して同居している者								下宿又は寮にいる子	労 働 力 備			
	夫	母	夫	妻	子1	子2	子3	子4			子5	その他	
②下 ₁			出面	30	7	4							○
⑭中			出面	37	9	7							○
④下 ₁			出面	37	12	11							○
③中			出面	39	[15]	12					[15 中学生]		○
②中			出面	45	45	12					16 (トヨタ関連学校) 15 13 (中学生)		○
①中			出面	50	41						17 (普高) 12 (中学生)		○
⑤中			出面	47	43						17 (定高) 13 (中学生)		○
⑪下 ₁			出面	42	12						17 (定高) 15 (中学生)		○
④下 ₁			出面	68	47	11					17 (定高) 15 (中学生)		○
⑦中			出面	41	43						17 (定高) 15 (中学生)		○
⑨中			出面	43	42	[15]					17 (定高) [15 中学生]		○
⑥上			手伝	46	39	21	[13]	6			19 (定高) 15 (普高) [13 中学生]		○
⑫上			手伝	48	39	11					19 (定高)		○
⑮中			手伝	47	40						20 (受精師の勉強) 16 (普高) 14 (中学生)		○
①下 ₁			手伝	42	39	16	[15]	[13]	11	9	[15 中学生] [13 中学生]		○
⑪下 ₂			外勤	—	38	20		11			16 (普高) 14 (中学生)		○
⑯下 ₂			出面	71	68	42					(脳软化症)		○
⑩下 ₂			出面	53	48								○
⑭上	57	53	出面	27	22						弟 13 (中学生)		○
⑧下 ₁	61	62	出面	27	25	1							○
⑬中	—	49	出面	25	24	1					弟 (通信) 18 高校 祖母 82	妹 16 (普高)	○
⑨上	49	46		25	24	4	2	0					○
⑤上	59	61		32	25	3	2	0					○
⑥上	72	68		34	28	6	4	2					○
⑧下 ₁	62	—		32	33	10	9	6					○
⑯上	85	70		38	34	11	8						○
⑦上	71	71		47	47	15						13 (中学生)	○
③中	73	—		47	41	19	12					16 (習学) 15 (中学生) 13 (中学生)	○
⑮中	—	79		49	44	24	21	19	[13]	11		15 (定高) [13 中学生]	○
⑩上	75	73		45	45	22	20					15 (定高)	○

(註) ○印は農繁期に実習生又は雇人を入れる家、・印は男子、〔 〕内は通学か寄宿か不詳の者

表 2-2-10 家族の類型¹⁾

	上層	中層	下1層	下2	計
夫婦家族	⑥ ⑫	⑤③ ⑭⑮⑨②⑪⑦	②①⑬④④	⑩ ⑯	17
欠損家族				⑪	1
直系家族	⑭⑯⑩⑦⑥⑤⑨	⑮⑬③	⑧ ⑧		12
計	9	11	7	3	30

第3項 夫婦家族形態家族の生活組織の構造

表 2-2-11は夫婦家族の生産組織としての側面からその構造をみたものである。これをみる

と、第1次的意志決定を夫が独占している⑮⑰⑱の3ケースを除く12ケースは多少とも妻の参加がみられ、うち④⑤⑥⑩では子どもの参加もみられる。第2次的意志決定では13ケースで妻の参加がみられ、うち①④④⑤⑥では子どもの参加がみられる。第3次的意志決定では13ケースで妻の参加がみられ、そのうち⑨①④④⑤⑥⑩では子どもの参加がみられる。次に以上の意志決定のあり方と現実の作業分担のかたちとの関連を捉えるのであるが、先に述べた仮説に従うと、まず重要なのは、第2次、第3次的意志決定への参加と現実の作業分担のあり方との関連である。全15ケースで妻の参加がみられ、農業高校に通い作業を分担している男子、及び家業を手伝う子は全て意志決定に参加している。

表2-2-11 夫婦家族の生産組織の構造I

第一次的意志決定	第二次的意志決定	第三次的意志決定	ケース番号	飼料生産労働従事者 作業分担率				畜舎労働従事者 作業分担率			
				1番	2番	3番	4番	1番	2番	3番	4番
夫	夫婦	夫婦	⑮中 ⑰中 ⑱下 ₁	夫	妻			妻	夫		
夫	夫婦	夫婦	⑦中 ⑧中 ⑩下 ₂ ⑫上 ⑭下 ₁	夫	妻	*子(筒)	子(巾)	妻	夫		
夫婦	夫婦	(筒)・ 夫婦+子 夫婦	⑨中 ①下 ₁	夫	子	妻		妻	夫	子	
妻 夫	* (筒)・ 夫婦+子	* (筒)・ 夫婦+子	⑪下 ₁	妻	子			妻	子		
* (筒)・ 夫婦+子	* (筒)・ 夫婦+子	* (筒)・ 夫婦+子	④下 ₁ ⑤中	夫	子	子	子	妻	夫	子	子
・ (筒)* 夫婦 子	・ (筒)* 夫婦 子	・ (筒)* 夫婦 子	⑩中	夫	妻	子	子	夫	妻	子	子
(筒) (筒) 夫婦+子 子	(筒) (筒) 夫婦+子 子	(筒) (筒) 夫婦+子 子	⑥上	夫	子	妻	子	妻	夫		

(註) ・印は 男子 *印は 後継予定者 ⑮下₂ ③中 ⑩下₂ は不詳

以上⑬⑦②に家父長的な傾向が読みとれるのであるが、総じて民主的な構造をもっていると言える。なお、子どもの意志決定部門への参加について、小・中学生にはみられず、高校生、とりわけ農業高校生男子及び家事手伝い男女子にみられる点を事実として指摘できよう。

次に生活組織体としての構造をみると(表2-2-12)、第1次的意志決定では、9ケース(⑦⑬⑭⑨⑩⑫⑬④)で夫婦が共に参加しており、残りの6ケース(①⑤④①②⑥)では家族構成員全員が参加している。第2次的意志決定では、夫が主体となっているもの2ケース(⑦⑬)、妻が主体となっているもの11ケース(⑪⑨⑩⑫⑬④⑤④①②①⑩)、妻と家業手伝いの娘が主体となっているもの1ケース(⑥)、夫の死後婿養子を迎えるが、余り労働意欲がなく生産過程で妻が主体となって働かねばならない状況にある④では全成員で日々の生活を管理している。作業分担のかたちと意志決定との関連をみると、⑦は夫の全生活過程への関与が高く、⑬では家事は妻子にまかせるが常に夫が目配りするという形をとっているのを除くと、他は大きな事は夫婦で相談して決め、日々の家事は妻にまかされているという形が看取できる。なお、子どもの意志決定への参加であるが、だいたいの傾向として、下宿や寮に入って通常は家にいない⑦⑬⑭⑨⑩①では、日々の家事管理である第2次的意志決定には当然のことながら、第1次的意志決定にも参加がみられない。

以上の夫婦家族の生産・生活両過程の構造を家ごとに統一してとらえるならば、全て程度の差はあるとしても夫婦で意志決定がなされ、子どもの生産過程意志決定への参加は後継する可能性の強い農業高校生以上の男子にみられ、生活過程意志決定には、在宅の中学生以上の子どもはほとんどが多少なりとも参加していることが指摘できる。すなわち、ほとんどのケースの家族構成員は、生活組織の中の意志決定過程では年令的な要因には規制されるといっても参与の機会が与えられており、生産組織の中での意志決定過程では後継者として位置づけられている者は参与の機会を得ている。つまり、子どもに関して言えば、生活組織意志決定には家族構成員として参加しており、生産組織意志決定には後継者として参加が可能になっているということが言える。

ところで次に問題となるのは、夫と妻の意志決定過程参与の具体的内容である。表2-2-13・14は、第1図の分析枠の項目ごとの各農家の構造の一覧表である。各項を簡単に説明すると、A1：農協や利用組合に出席すること、A2：経営の長期的計画とその方法に関する決定、A3：年間収支の分析、A4：牛乳の販売決定、B1：土地・機械・作物管理、B2：乳牛管理、B3：生産手段の導入、C1：作業及び日程の計画、C2：飼料の購入、d1：土地

表2-2-12 夫婦家族の生活組織としての構造 I

第一次的意志決定	第二次的意志決定	ケース番号	家事労働者			家族構成
			1番	2番	3番	
夫婦	夫	⑦中 ⑬中	妻	働(働)子 子(働)子	働(働)子 子(働)子 夫(働)子 妻(働)子	
夫婦	妻	⑪下 ₁ ⑨中 ⑩下 ₂ ⑫中 ②下 ₁ ⑭中	妻 妻 妻 妻 妻		働(働)子 夫(働)子 子(働)子 夫(働)子 妻(働)子 夫(働)子 妻(働)子	
夫婦	ただし休みのとき 妻(働)子(働)	⑬上	妻	休みのとき 子(働)	働(働)子 夫(働)子	
夫婦	全成員	④下 ₁	妻		働(働)子 夫(働)子	
夫婦+全子	妻	⑤中 ④下 ₁ ①下 ₁ ②中	妻 妻 妻 妻	手伝子 子(働)子	働(働)子 夫(働)子 子(働)子 夫(働)子 妻(働)子 夫(働)子 妻(働)子	
夫婦+全子	手伝妻+子	⑥上	妻	手伝子	手伝(働)働(働)子 夫(働)子 妻(働)子 子(働)子	

(註) …線は寮か通学か不詳の者。・印は男子、一線は下宿又は寮に在る者。⑩下₂ ③下₁ ④下₂ は不詳

- ①_中：生産過程意志決定部門では夫の主導性が大きい、畜舎労働の大部分を担う妻は乳牛管理である程度の権限を持ち、自主性を持っている。生活過程では妻の主導性が認められる。
- ⑮_中：生産過程意志決定では夫の主導性が強いが、妻が畜舎労働を自立的に担い、乾草・サイレージ作業への参加が高く、生産手段の購入、作業日程の計画へ参加している。生活過程では夫の主導性が強い。
- ②_下：生産過程では夫が経営の方針をたて、具体的な経営上の諸問題は妻と相談する。妻は畜舎労働をほぼ自立的に行う。生活過程では大きな事は夫婦で相談し、日々の生活は妻が主導している。
- ⑰_中：生産過程では夫の主導性が強いが、妻は乾草・サイレージ作業に大きく参加し、土地・作物等の管理にも参加、さらに妻は自立性をもつて畜舎労働を行っている。生活過程では妻がリードしている。
- ⑳_中：生産過程では夫の主導性が強い。妻は夫と共に土地作業、飼料生産、畜舎労働を担うが、乳牛管理で多小の発言権がある。他は作業計画に参加するだけである。生活過程では妻がリードしている。
- ㉑_中：生産過程では夫の主導性が大であるが、妻は畜舎労働を自立的に行う。生活過程では夫の主導性が強い。
- ㉒_下：夫は昭和38年以来山仕事に出て生産労働にはほとんど加わっていない。経営は育成のみなので畜舎労働は比較的楽であるが、全て妻が行う。経営上の問題は夫婦で相談し、生活過程では妻の主導性がみられる。
- ④_下：この家では前夫が死亡して妻は再婚で入婿をとつた。夫に余り労働意欲がないこともあつて、生産過程では妻が主導している。妻が主要な労働力となっているので、生活過程では妻が財布を握っているが、日々の管理は残りの成員にまかされている。
- ⑫_上：過去に夫がでんぷん工場の共同経営に失敗しており、生産過程意志決定全般にわたつて妻の発言力が大きい。生活過程では妻の主導性が強い。
- ①_下：生産過程ではある程度の発言力を妻はもっている。畜舎労働は完全に妻が管理している。生活過程では妻が主導している。
- ⑨_中：妻が生産過程で一般的に発言力をもっている。生活過程では妻が主導している。なお、この家では過去に夫がブタの共同経営に失敗した経験をもっている。
- ⑪_下：生産・生活の両過程において妻の主導性が非常に強い。過去に養豚の共同経営に失敗して以来夫は林業関係で働いている。
- ⑥_上：生産過程意志決定で後継の決っている長男の参加がみられ、妻の参加も全般的にみられる。生活過程では妻が主導している。なお、夫は婿養子である。
- ④_下：生産過程では夫と息子の主導性が強いが、妻も発言権をもちまた畜舎部門をほぼ自立的に担っている。生活過程では夫の発言権が大きい。
- ⑤_中：生産過程では夫の主導性が認められるが、妻も広く発言権をもっている。なかでも、畜舎部門が強い。生活過程では妻が主導している。

以上、多様なかたちで存在する各農家の特徴を大雑把にみてきたが、全体的な特徴として次のことが言える。まず第1に、全く労働力の提供だけに終わっている妻はいないということ、妻は畜舎作業の主要な担い手であるが、これは多少とも自立的に行われているということ。第2に、妻の発言力あるいは主導性が大であるケースが少なからず認められたが、これらのケースのほとんどが夫が過去に経営方針上の失敗経験を持っているということ。第3に、生活過程では、車で行かねばならない買物を除くと、家事労働は全て妻の行うものとなっていること。しかし、⑮⑰にみられるように生産、生活両面に渡って夫の主導性の強い構造をもつ家が存在することは留意されねばならない。

ところで夫婦家族をその意志決定の構造から類型化すると、表2-2-15が得られる。I夫主導型：生産・生活の両過程において夫の主導性が強く認められるもの。II合議型：生活過程では妻の主導性があるが、生産過程では夫婦が相談して決定を下しているもの。III分担型：生産過程では

夫の主導性が強く、生活過程では妻の主導性が強いもの。IV妻主導型：生産、生活の両過程において妻の主導性が強いもの。⑮⑦はI型，②⑩①⑥③④はII型，①⑦②はIII型，④③⑨⑪はIV型となる。これを階層的に特徴づけると、中層はI型とIII型，下層はII型である。IV型は過去の生活史的要因が大きくからんでおり、階層的には位置づけることはできない。

表 2-2-15 夫婦家族の意志決定構造の類型

型 階層	I 夫 主 導 型	II 合 議 型	III 分 担 型	IV 妻 主 導 型
上 層		⑥		⑫
中 層	⑮ ⑦	⑤	① ⑦ ②	⑨
下 層		② ⑩ ① ④		④ ⑪

(註) ⑮_{下2} ③_上①_{下2} は不詳。

第4項 直系家族形態家族の生産・生活組織の構造

(1) 表 2-2-16は直系家族の生産組織体としての構造を示したものである。これをみると第1次的意志決定では⑧⑨⑭⑮⑯⑰⑱で親の参与がみられ⑲は後継の子，⑳は後継予定の子も参与している。⑭では父の参与が大きい。⑬⑭⑰⑱では夫の決定権が強く，⑧では妻の参与がみられる。第2次的意志決定では，⑧⑨⑭⑮⑯⑰⑱で親の参与がみられ（⑲は後継の子，⑳では後継予定の子も参与する），⑬⑭⑰⑱⑲⑳では夫婦が主体となっている。（⑲では後継の子も参与している）。第3次的意志決定で親の参与があるのは⑧⑭⑮⑯⑰⑱，夫婦で主体となっているものは⑲⑳⑱⑲⑳，夫が主体となっているのは⑰⑱である。なお⑲⑱では後継の子，⑳では後継予定の子が参与する。

次に，第2次，第3次的意志決定のかたちと作業分担との関連をみると，⑧⑨⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳では親が現実の作業を分担しており，⑲⑳⑱を除くと全てのケースで親の意志決定への参与がみられる。⑲⑳⑱では，親は農繁期に作業補助として労働力を提供するだけで，意志決定には全く参与がみられない。⑰⑱⑲では作業に親が参与しておらず，意志決定にも参与していない。

以上，ここでみる限り親の生産過程での意志決定への参与は現実の作業分担と対応して行われている事実を指摘することができる。また，妻の参与に関して言えば，全ケースで，第2次的意志決定への参与がみられ，第3次的意志決定においても⑧⑨⑰⑱を除くと全てに妻の参与がみられる。子供の参与については作業に従事する高校以上で後継予定にある男子は例外なく意志決定に参与している。なお，傍系卑属で家業手伝いの弟は作業に参与するが意志決定には参与がみられない。

(2) 次に，生活組織体としての構造であるが（表 2-2-17），第1次的意志決定で親の参与がみられるのは⑬⑭⑰⑱⑲⑳⑱⑲⑳の10ケースである。⑲⑱では親の参与はみられない。第2次的意志決定では，⑲⑱⑰⑱⑲⑳で親（母）の参与がみられ，特に⑲⑱⑰ではその比重が大である。⑲⑱⑰⑱⑲⑳では主体は息子夫婦となっており，⑲⑱⑰では子の参与がみられる。

作業分担と意志決定の関連をみると，現実の作業を分担して意志決定に参加しているのは⑲⑱⑰⑱⑲⑳⑱⑲⑳である。⑲⑱⑰では親は意志決定に参与しても家事には関わっていない（ただし⑲

表 2-2-16 直系家族の生産組織としての構造 I

第一次的意志決定	第二次的意志決定	第三次的意志決定	ケース番号	飼料生産労働従事者 作業分担率				畜舎労働従事者 作業分担率			
				1番	2番	3番	4番	1番	2番	3番	4番
				夫(父母)	夫妻(父母)	父母(夫)	⑧ _下	父=母			
夫(父)	夫妻(父母)	夫	⑨ _上	夫	妻=父=母			夫	妻		
夫父(母妻)	夫父(母妻)	夫(父母妻)	⑭ _上	夫	妻=父=母			妻	父	夫	
夫(父妻)	夫(父妻)	夫妻父母	⑤ _上	夫	妻	父		父	夫	妻	
夫妻(母子)	夫妻(母子)	夫妻(母子)	⑱ _中	夫	妻	母		妻	夫	子	
夫子(父母妻)	夫妻子(父母)	夫子(妻父母)	⑩ _上	子	父=母=夫=妻			子	妻=夫=父=母		
夫	夫妻	夫(妻)	⑬ _中	夫	妻	弟	母	妻	夫		
夫	夫妻(子)	夫(妻子)	⑬ _中	夫	子	妻	父	妻	子		
夫(妻父母)	夫妻	夫妻	⑥ _上	夫	妻=父=母			妻			
夫	夫妻	夫	⑦ _上	夫	妻			妻	夫	子	
夫妻	夫妻	夫妻	⑧ _下	夫	妻			夫	妻		
夫	夫妻	夫	⑱ _上	夫	妻			妻	夫		

⑧は両方とも父で母は死亡している)。生活過程が完全に息子夫婦のものになっているのは⑧だけである。なお、子どもの意志決定への参与についてみると、中学生以上で全ての参与がみられる。以上の直系家族の構造を親夫婦と息子夫婦との関係に焦点をあてて生産・生活両過程においてケースごとに統一的にとらえるならば、⑧では生産過程意志決定では息子夫婦が主導しているが、父母も参与し、父母が作業を中心的に担っているため具体的な決定に関しては父母の参与が大きい。生活過程は息子夫婦が主導している。⑨⑭⑮⑱⑩⑥では、生産・生活の両過程において親が全面的に関与している。⑬⑦⑱では、生産過程は息子夫婦が主導し、生活過程では母が関与している。⑧は生産・生活両過程で息子夫婦が主導している。

ところで、このような「家」の構造上の差異を理解するためには、各家ごとの周期段階を考慮しなければならない。第2-2-18表は、「家」の周期段階と「家」の構造の特徴を整理したものであるが、周期段階の移行と「家」の構造の変容に関して次のことが言える。

すなわち、後継者が結婚し、その子どもの学令期前頃には生産・生活の両面で親夫婦が関与し、後継者の子どもが後継し、結婚するまでの頃には生産過程では息子夫婦が主導し、親は生活過程にしか関与しなくなる。後継者の子どもが後継し結婚する段階では、ここで得た1例(⑨)では親(つまり祖母)は生産・生活両過程での参与がみられない。なお、これに当てはまらない④では、世帯主は山仕事に出ている兼業農家で、⑩⑪では現在の世帯主は婿養子である。

次に、家族構成員の参与をもう一步ふかめたレベルから分析する。第2-2-19表、2-2-20表は各家の役割分担の構造を第1図の項目ごとに整理したものである。以下、各家ごとにその特徴を簡単に説明する。

⑬中：生産過程では夫の主導性が強いが、経営簿の分析や生産手段の導入といった経済的な事に関しては皆で話し合う。妻は畜舎労働を自立的に行い、飼料生産作業も担う。生活過程は母が管理するが、大きな事は皆で話しあう。妻は車を運転して買物に行ったり乳児の世話をしている。

⑭上：生産過程では夫

表2-2-17 直系家族の生活組織としての構造 I

ケース番号	第一次的意志決定	第二次的意志決定	家事作業従事者 分担率			家族構成員
			1番	2番	3番	
⑬中	母夫(妻弟)	母	母	妻		一母夫妻子 ^{手伝} 弟 ^印 妹
⑬上	母父(夫妻)	母	母	妻		父 ^印 母夫妻 ^弟
⑰上	夫(妻父母子)	夫(母)	母	妻		父 ^印 母夫妻 ^子
⑭中	夫(妻父子)	夫(妻)	妻			父一 ^{手伝} 夫妻 ^子 子 ^印 子 ^印 子 ^印
⑭中	夫(妻母子)	手伝子	手伝子	妻		一 ^{手伝} 母 ^印 夫 ^印 妻 ^印 子 ^印 子 ^印 子 ^印
⑭下	夫(妻)	妻	妻			父 ^印 母夫妻 ^子
⑮上	夫妻(父母)	母(夫妻)	妻	母	父	父 ^印 母夫妻 ^子 子 ^子
⑮上	夫妻	妻(母)	妻	母	夫	父 ^印 母夫妻 ^子 子 ^子
⑮下	妻夫(父)	妻(夫)	妻			父一 ^印 夫妻 ^子 子 ^子
⑮上	妻夫(父母)	妻	母			父 ^印 母夫妻 ^子 子 ^子
⑯上	夫妻(父母子)	妻(子)	外勤子	妻	母	父 ^印 母夫妻 ^子 子 ^{手伝} 子 ^{外勤} 子 ^印
⑯上	妻母	妻	妻	母		父 ^印 母夫妻 ^子 子 ^子 子 ^印 祖母

(註) 一線は下宿又は寮にいる者 …線は通学か寝か不詳の者 ・印は男子

表2-2-18 直系家族の周期段階と「家」の構造

家族の周期段階	ケース	親夫婦と息子夫婦間にみる「家」の構造の特徴	備考
後継者が結婚しまだ子がない	⑭	生産・生活の両面で親の関与がある 生産過程では息子夫婦が主導、父母の参与も大きい。生活過程では息子夫婦が主導する	世帯主は婿養子であるが、経営のたて直しのために山仕事に出ている。
後継者の長子が6才以下	⑮ ⑮ ⑮		
後継者の長子が7~15才	⑮ ⑧		
後継者の長子が16才以上	⑮		
後継者が結婚し、後継者が他出(後継者の子はいない)	⑮ ⑮	生産過程では息子夫婦が主導し、生活過程では親の参与がある	世帯主は婿養子 世帯主は婿養子
後継者が結婚し、結婚する	⑮	生産・生活両過程に参与しなくなる	

表 2-2-19 直系家族の生産組織体としての構造 II

ヶ番 ス号	第 1 次的意志決定				第 2 次的意志決定			第 3 次的意志決定	
	A ₁	A ₂	A ₃	A ₄	B ₁	B ₂	B ₃	C ₁	C ₂
⑬中	夫	夫	夫妻母弟	夫	夫(妻)	妻(夫)	夫(妻母弟)	夫(妻)	夫
⑭上	父夫	夫父(母妻)	父夫(母妻)	—	夫	夫父(母妻)	夫父	夫(父母妻)	夫父
⑦上	夫	夫	夫	—	夫	夫妻	夫(妻)	夫	夫
⑬中	夫	夫	夫	夫	夫(子)	妻(夫)	夫(妻)	夫(妻子)	夫
⑱中	夫	夫妻(母子)	—	—	夫妻(母子)	夫妻(母子)	夫(妻)	夫妻母子	夫
⑮下 ₁	夫	夫父母	—	夫	夫父妻	妻	夫	父母夫	夫
⑮上	夫	夫父妻	夫	夫父妻	夫父妻	夫父妻	夫父妻	夫父妻(母)	夫父妻
⑲上	夫	夫	夫妻	夫	夫	妻(夫)	夫	夫	夫
⑧下 ₁	夫	夫妻	夫妻	—	夫妻	夫妻	夫妻	夫妻	夫妻
⑮上	夫	夫(妻父母)	—	夫	夫妻	夫妻	夫	夫妻	夫
⑩上	夫	夫子(妻父母)	夫(妻子女)	夫	夫子	妻夫(父母子)	夫(妻父母子)	子夫(妻父母)	夫(父母妻子)
⑩上	—	夫父	—	—	夫妻	妻(夫)	夫父(母妻)	夫	夫

ヶ番 ス号	作 業				備 考
	d ₁	d ₂	d ₃	d ₄	
⑬中	夫	夫妻弟(母)	夫弟	妻夫	父が養豚共同経営に失敗 息子は 2 年前に結婚, 弟は手伝い
⑭上	夫	夫(父母妻)	夫	妻父夫(母)	父が養豚共同経営に失敗 息子は 1 年前に結婚
⑦上	夫	夫妻	夫	妻(夫子)	
⑬中	夫(子)	子夫(妻父)	子(夫)	妻子	長男が後継
⑱中	夫	夫妻(母)	夫	妻(夫母子)	婚が養豚共同経営に失敗, 娘に婿養子をとつ た。娘が手伝い, 後継予定の子がいる。
⑮下 ₁	父母	父母	—	妻(父母)	娘に婿養子をとる。3 年前に結婚
⑮上	夫妻父	夫(妻父)	夫(妻父)	夫父妻	娘に婿養子をとる。
⑲上	夫	夫(妻)	夫	妻夫	息子が養豚の共同経営に失敗。
⑧下 ₁	夫妻	夫妻	夫	夫妻	父が入婿である。
⑮上	夫妻父母	夫妻父母	夫	妻	
⑩上	子	子(妻父母)	子(妻父母)	子(妻父母)	世帯主は婿養子, 長男が後継している。
⑩上	夫	夫(父母妻)	夫	夫妻	

表 2 - 2 - 20 直系家族の生活組織体としての構造 II

ヶ番 1 ス号	第 1 次的意志決定				第 2 次的意志決定			家 事 作 業		
	A'₁	A'₂	A'₃	A'₄	B'₁	B'₂	B'₃	d'₁	d'₂	d'₃
⑬中	母	母	夫(妻母弟)	本人の意志	母	夫母妻弟	母	母	母妻	母妻
⑭上	父夫	母	父母(夫妻)	本人	母	母	各自	母妻	母(父夫妻弟)	母妻
⑦上	夫	夫	全	本人	夫	母(各自)	一	母	夫	母妻
⑬中	夫父	夫	夫(全)	本人	夫	妻(各自)	妻	妻	父	妻
⑭中	夫子	夫	夫(全)	本人	子	子(各自)	妻	子妻	子	子
⑧下	母	夫	夫妻	本人	妻	妻(夫)	妻	妻	夫	妻
⑤上	父夫妻	夫妻	夫妻(父母)	一	母	夫妻母	母	妻	夫妻	母妻父
⑭上	妻父夫	妻	夫(妻)	本人	妻	妻(母)	妻	妻母	妻	妻夫母
⑧下	妻夫	妻	夫妻(父)	本人	妻(夫)	妻	妻	妻	妻	妻
⑥上	父母夫妻	妻	夫(妻父母)	本人	妻	妻(父母夫)	各自	母	母	母
⑩上	夫	妻	夫(妻子母)	本人	妻	子(各自)	各自	子妻	子	母妻子(父夫)
⑨上	父母	妻	母妻	一	妻	一	一	母妻	母妻	母妻

と父が主導しているが、経営上の大きな問題や具体的な作業日程に関しては、皆で話し合う。妻は畜舎作業を主に担うが自立性がうかがえる。生活過程は母が管理するが、大きな事は皆で話し合う。妻は母の行う家事作業を手伝う。

- ⑦上： 生産過程では夫が主導しているが、畜舎部門は妻が主体となつて管理する。生活過程では夫と母が管理し妻は洗濯などの家事をする。大きな事は皆で話し合う。
- ⑬中： 生産過程では夫が主導しているが、妻は畜舎労働を自立的に行う。後継の長男は作業の主要な担い手であり、土地・作物・機械管理の一端を担っている。生活過程では夫の主導性が強いが、日々の家事は妻が管理し、大きな事は皆で話し合う。
- ⑭中： 生産過程は夫婦で主導しているが、大きな事は皆で話し合う。生活過程では夫と娘が管理しているが、家族の健康管理は妻が行い、大きな事は皆で話し合う。
- ⑧下： 生産過程では夫が主導するが、山仕事に出ているために具体的な事柄に関しては作業の主要な担い手である父母が管理している。妻は畜舎管理を行う。生活過程は息子夫婦のものになっている。
- ⑤上： 生産過程では主要な作業分担者である父・夫・妻で話し合つて管理する。生活過程での日々の家事は母が管理するが、大きなことは皆で話しあい全体的には妻に主導性がみられる。
- ⑭上： 生産管理は夫が主に行うが、畜舎労働は妻が自立的に行う。生活管理は妻が行い、大きなことは夫婦で話し合う。母は炊事作業を手伝い、父は孫の守りをする。

- ⑧_下： 生産管理は夫婦で行う。生活過程では妻が家事作業を行い管理する。大きな事は皆で話し合う。
- ⑥_上： 生産管理は夫婦で行う。生活過程では、日々の家事作業は母が担い、妻が管理するが、大きな事は皆で話し合う。
- ⑩_上： 生活過程では後継の子どもが主要な労働力となっており、管理部門にも参与している。父母が全体的に関与するが夫の主導性がみられる。大きな事は皆で話し合う。生活管理は妻が行い、家事作業は娘が手伝う。大きな事は皆で話し合う。
- ⑨_上： 生産過程では大きな事は父と夫の主導で決められ、全体的にみれば夫の主導性が強い。妻は畜舎労働を自立的に行う。生活過程では家事作業は母と妻が行い、全体的な管理は妻が行う。

以上の各家の特徴をまとめて言えることは、第1に完全な形での「家父長型」の構造は存在しないこと（程度の差こそあれ、皆が発言権をもっている）。第2に「嫁」としての労働力の提供に終わる妻はいないことである（妻は畜舎部門において多少なりとも自立性をもっている）。

直系家族をその意志決定の構造から類型化すると表2-2-21の通りである。I夫（父）主導型：生産・生活の両過程での親の参与があり、夫の主導性が強いもの、II合議型：生産・生活の両過程ではば両夫婦間の、もしくは息子夫婦間の話し合いが行われているもの、⑭⑦⑬⑬はIに属し、⑤⑥⑩⑬⑧⑯⑱⑱はIIに属する。階層的に特徴づけると、I型は上・中層に、II型は上層に多いが、中・下層にもみられる。

最後に、ここで分析対象となった全農家の意志決定にみる構造を1つの表にまとめてみると第2-2-22表を得る。生活史的要因が大きく作用しているIV妻主導型を除くと、次のような階層の特徴が指摘できる。すなわちI夫（父）主導型は上層と中層に、II合議型は上層と下層に多くみられ、III分担型は中層にみられる。

表2-2-21 直系家族の意志決定構造の類型

階層 \ 型	I 夫(父)主導型	II 合議型
上 層	⑭ ⑦	⑤⑥⑩⑬⑱
中 層	⑬ ③	⑯
下 層		⑧⑱

表2-2-22 農業家族の意志決定構造の類型

階層 \ 型	I 夫(父)主導型	II 合議型	III 分担型	IV 妻主導型
上 層	⑦ ⑭	⑥ ⑩ ⑱ ⑤ ⑬ ⑱		⑫
中 層	③ ⑬ ⑮ ⑦	⑱ ⑤	① ⑰ ⑱	⑨
下 層		⑧ ② ① ⑩ ③ ④		④ ⑪

第3節 諸階層の労働—生活過程の特質

第1節でみたように、各農家はそれぞれ特徴をもった経営を行っているが、全般的に進行する経営の拡大は「家」内各成員の労働—生活過程に変化をもたらさずにはおかない。この節では、諸階層ごとの農家が機械化の進展の中でどのような労働・生活を展開しているのかを具体的に捉え、そのような労働・生活が家族の内部構造に如何なる変化をひき起しつつあるかをみてゆきたい。

第1項 機械化の進展と生産・生活手段

表2-2-23は生産過程—主として畜舎部門における機械化水準を示したものである。Aはトラクターとパイプライン式ミルカー、バンクリーナーを導入した段階（現時点では最新の設備である）、Bはトラクターとウォーターカップ導入の段階、Cはトラクターとスタンチオンの段階、Dはトラクターを所有せず、馬耕あるいはトラクター賃耕で畜舎ではスタンチオンの段階、Eはトラクターを所有せずミルカーのみの段階である。上層では⑥⑨⑩がA段階、残りはB段階である。中層ではA段階はなくほとんどがB段階であるが、⑮⑱はC段階、⑰③はD段階にある。下層(1)ではB段階は2ケース（④⑧）、C段階は②、D段階は④①⑧、E段階は⑪である。下層(2)では育成のⅡ、養豚の⑩を除くとⅩがD段階にある。すなわち、下層ほど機械化がはかばかしているが、ほとんどの農家はB段階に達している。次に生活過程における機械化進展状況であるが、(表2-2-24) aはプロパンガス、水道といった基本的な生活合理化手段の他に電気洗濯機・冷蔵庫・掃除機を導入し、当地域では最高の生活用具を導入している段階、bでは掃除機は導入されていない。cは洗

表2-2-23 生産過程—主として畜舎部門における機械化水準

機械化水準	階層	上層	中層	下層(1)	下層(2)
A	トラクター、バンクリーナー、パイプライン	⑥ ⑨ ⑩			
B	トラクター、ウォーターカップ	⑮⑦⑫⑭⑤⑬	②①⑦⑬③ ⑨⑤	④ ⑧	
C	トラクター、スタンチオン		⑮ ⑱ ⑰ ③	②	
D	馬耕（又はトラクター賃耕）スタンチオン			④ ① ⑧	Ⅹ
E	馬耕（ " ），ミルカーのみ その他（育成・養豚）			⑪	Ⅱ ⑩

注 この段階区分は布施鉄治他「資本主義の『高度成長』と『家』及び『村落社会』の構造変動の論理」『村落社会研究』第11集（1975）P198に従っている。

表2-2-24 生活過程における機械化水準

機械化水準	階層	上層	中層	下層(1)	下層(2)
a	プロパンガス・水道・洗濯機・冷蔵庫・電気掃除機	⑤⑫⑥⑭⑬⑦ ⑮⑩⑨	⑰①⑦⑮⑬⑱ ⑤	⑧ ⑪	Ⅱ
b	プロパンガス・水道・洗濯機・冷蔵庫		② ③	⑧	
c	プロパンガス・水道・冷蔵庫		③		
d	プロパン又は水道なし		⑨	④②④①	Ⅹ ⑩ ⑮

濯機がない。dでは基本的な生活合理化手段であるプロパンガス又は水道がない。表をみるとやはり下層ではd段階が多いが、ほとんどの農家はa段階に達している。

ところで、このような機械化は年間必要労働時間に対応して進められている。表2-2-25は各農家の機械化水準と年間総生産労働時間を整理したものである。これを見ると、経営の拡大は必要労働時間を増大させ、それに対応して機械化による合理化が進められていることがわかる。すなわち、年間総生産労働時間が8千時間前後で最高の設備が導入されている(⑨⑩⑥)。

表2-2-25 各農家の機械化水準と年間総生産労働時間(畜舎関係)

No.	総頭数(搾乳牛)	機械化水準	年間総生産労働時間	No.	総頭数(搾乳牛)	機械化水準	年間総生産労働時間
⑨上	78 (51)	A-a	8,635	⑬中	30 (20)	B-a	4,210
⑩上	75 (45)	A-a	8,205	①下 ₁	28 (17)	D-d	4,091
⑥上	63 (46)	A-a	7,253	⑱中	27 (20)	C-a	3,961
⑬上	64 (44)	B-a	7,248	④下 ₁	24 (14)	B-d	3,868
⑱上	49 (29)	B-a	6,561	⑨中	27 (15)	B-d	3,831
⑭上	60 (35)	B-a	6,520	②下 ₁	21 (18)	C-d	3,651
⑫上	55 (31)	B-a	5,929	⑤中	22 (17)	B-a	3,628
⑦上	39 (27)	B-a	5,559	⑫中	20 (17)	B-b	3,462
⑮上	48 (33)	B-a	5,436	⑮中	21 (16)	C-a	3,439
⑰中	32 (25)	D-a	4,805	⑧下 ₁	13 (10)	D-b	2,419
①中	34 (22)	B-a	4,670	⑪下 ₁	12 (7)	E-d	2,074
③中	30 (24)	D-b	4,554	④下 ₁	14 (5)	D-d	2,082
⑧下 ₁	37 (17)	B-b	4,873	⑩下 ₂	4 (1)	D-d	643
⑦中	32 (13)	B-a	3,568	⑪下 ₂	6 (0)	-a	498
⑬中	33 (26)	B-c	4,975	⑯下 ₂	0 (0)	-d	

(註) 労働時間は農林省北海道統計情報事務所発行「昭和47年度、北海道農畜産物生産費」にもとづいて換算した。

第2項 機械化と成員の労働-生活過程

しかし、この機械化は労働力の能率を高めこそすれ、決して労働量の削減にはつながらないことに注意しなければならない。機械による合理化というものを、その労働-生活過程にまで降りて、その人間にとっての意味にまで降りて捉える必要がある。このような観点から、両極に位置する事例としてA段階の⑩⑥、D段階の③⑰①を選び各事例の労働-生活過程を説明すると以下の如くである。*

⑩-上層農家

<家族の状況>

父 75才
 母 73才
 夫 45才 ギックリ腰
 妻 45才
 長男 22才 農業手伝い
 次女 20才 外勤(通い)
 3男 15才 定時制農業高校在学中

<経営状況>

育成牛 30頭
 搾乳牛 45頭
 年間総生産労働時間 8,205時間

(妻) 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24
 起牛搾牛 朝 牛の 昼く 片づ 休け 婦人 牛の 搾 食 自就
 の世乳舎 食 舎砂 の 食の づけ い 人会 世 乳 事 就
 話 掃 掃 わき した けい 席 話 事 寝
 話 掃 掃 わき した けい 席 話 事 寝

生産労働は、22才の長男が主力となり、これを15才の3男が補助する。ただし飼料生産や畜舎労働では、父母を含めた他の全成員の参与がみられる。家事は外に勤めに出ている娘が朝・夜の炊事をし、妻は昼の炊事を行う。そうじは母が行い、洗濯は妻が行う。

当家の妻は5時半に起床し、7時半ごろまで搾乳、畜舎掃除をする。これはたいてい、25才の長男と行う。8時には娘の用意した朝食を食べ一服するとこの日は長男と牛舎わきに砂をまく仕事を約3時間行う。11時半ごろになると昼食の準備のために家にもどり、食後は1時間ほど休けいをとる。この日はたまたま婦人会の会合があったので約2時間外出したが、いつもは農作業をしている。5時ごろから7時半まで牛の世話やら搾乳の仕事をする。8時ごろ娘の用意した夕食をとり、就寝までの2時間ほどはテレビをみたり入浴したりして過ごす。10時に床につく。

当家では畜舎機械について言えば、パイプライン式ミルクカーを導入し、1度に6頭の搾乳が可能であり、2人でミルクカー3台ずつ受け持って搾乳する。畜舎清掃もパンクリーナーを作動させて行う。人間がじかに行う作業はミルクカーの付け換えと、その際の牛の乳首の洗浄、飼料給与等である。妻はこのような機械化に対し、労働が軽くなり、労働時間が短くなったと全面的に評価している。そして今までは生産第一主義でやってきたが、これからは積極的に暇を作り、生活を充実させたいと考えている。たとえば、生活環境の整備はもちろんのこと、レクリエーションを心掛けたり、行動半径を広げて視野を広めるなど精神生活の充実をも目指している。しかし、現状では、妻は自由時間を横になって休みながらテレビをみるというふうに通っており、その志向との距離を感じさせる。妻の当面の願いは長男に早く嫁を迎え隠居することである（年内に挙式する）。

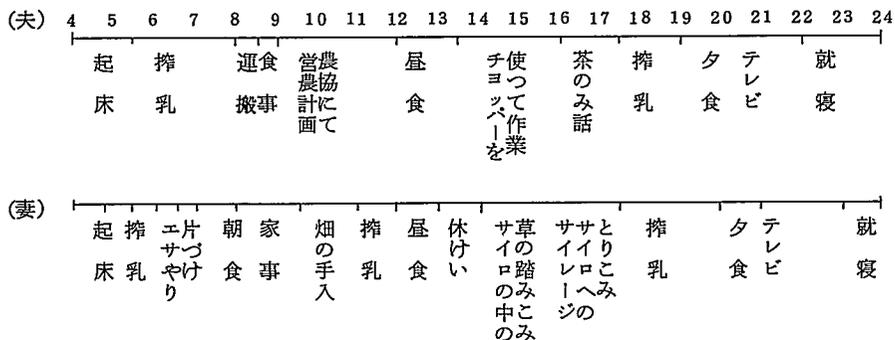
⑥一上層農家・

<家族の状況>

夫 46才
 妻 39才 胃がわるい
 長女 21才 家事手伝い（嫁入り直前）
 長男 19才 定時制農業高校在学中
 次男 15才 高校1年
 次女 13才 中学1年
 3男 6才

<経営の状況>

育成牛 17頭
 搾乳牛 46頭
 年間総生産労働時間 7,253時間



生産労働では土地作業・飼料生産作業は夫と長男・次男が主体となって行うのを妻が手伝う。機械作業は夫と長男が行うが妻も手伝う。畜舎労働は妻が主体となり、それを夫や子どもたちが手伝う。家事は主に長女が担い、炊事は時々妻が行うこともある。

当家の朝は5時に始まる。夫と妻はまず搾乳にとりかかるが、妻は1時間ほど搾乳をしてエサをやり、畜舎の雑用を済ませると夫より先に家に帰り朝食をとり1時間半ぐらい家の雑用をしてからタバコの畑の手入をし、息子と昼の搾乳をする。夫は8時半ごろに畜舎作業を終えて家にもどり朝食をとる。一服すると、営農計画のためにそのまま農協へ行く。12時には家に帰り昼食をとる。午後は妻よりひとあし先に作業場に行き機械等の準備をして、家族全員でサイレージ作業を行う。5時半ごろから夫と妻は搾乳にとりかかるが、夫は先に家に帰り夕食をとり10時に床につく。妻は8時ごろまで搾乳し、夕食後2時間ほど自由な時を過ぎて11時に床につく。

当家ではパイプ式ミルクカーを5台備えており、1度に5頭づつ搾乳できる。清掃はパーンクリーナーを作動させる。これまでの労働力については、夫婦2人でまに合わせるようにと思ってやってきたが、妻は今の労働量をこなすためにはどうしても生活面で手を抜かざるをえない。もっと時間をかけて家事を行い生活を充実させたいと思っている。それにはせめて夕方の搾乳時間を減らしたいと思う。しかし、これらの願いも息子に嫁を迎えるまではかなわないと思っている。当面はせめて電子レンジでも購入して家事時間を節約することだと考えている。

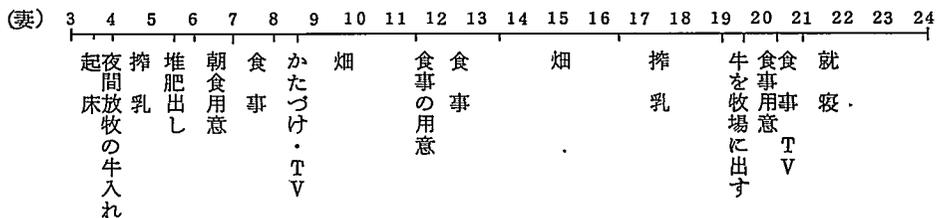
⑰ 一 中層農家

<家族の状況>

夫 38才
 妻 37才 低血圧・心臓が悪い
 長女 9才 小学生
 次女 7才 "

<経営の状況>

育成牛 7頭
 搾乳牛 25頭
 年間総生産労働時間 4,805時間



耕起作業は貸耕でしているが、ほかの土地作業は夫が担い、サイレージは妻と共に行う。牛舎関係は糞尿出しを主に夫が担い他は妻が行う。家事は全て妻が行う。

当家は部落の一番奥に位置しているので、集荷が早く、そのため3時半には起きねばならない。夜間放牧の牛を畜舎に入れると約1時間半で搾乳を済ませ堆肥出しをして食事の用意をする。7時になると朝食をとり片づけをし、8時半から畑へ。11時半に家に帰り昼食の用意をし昼食。午後は1時半から畑仕事をし、4時半から搾乳をする。7時ごろには牛を放牧し、夕食の用意をし小休をとると9時には床につく。

当家ではパケット式ミルクカーが2台とスタンチオンを備えるだけである。したがって牛関係の仕事を一手に担う妻は大変である。夫も妻の身体の弱いのを気にかけているが、人を雇うことは不

可能だという。妻は牛がいなければ、どんなに楽かといつも思う。せめてウォーターカップを導入して自動給水できたらと思う。しかし現実には家事時間を節約して労働をこなすより方法はないので、炊事を簡単にする電子レンジがほしいと思う。だがこれも2～3年後にしか実現の可能性はないと思う。

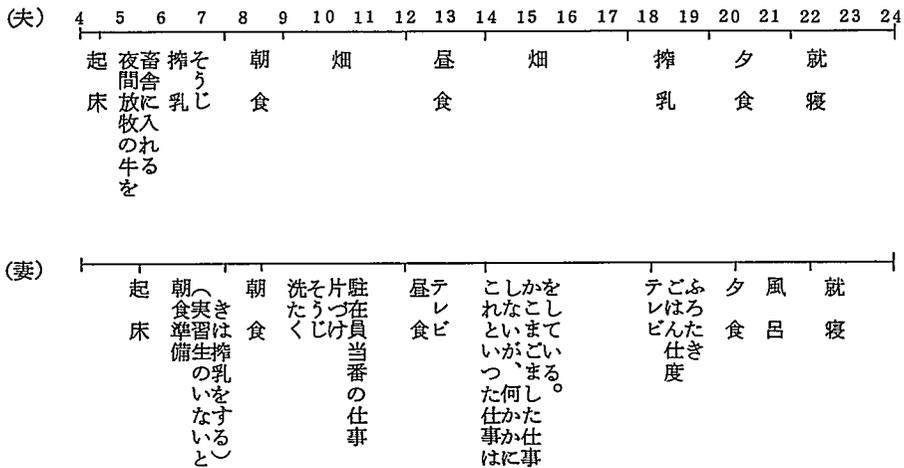
③—中層農家

<家族の状況>

夫 46才
 妻 39才 低血圧で病院通い
 長男 15才 中学生
 次男 12才 小学生

<経営の状況>

育成牛 6頭
 搾乳牛 24頭
 年間総生産労働時間 4,554時間



生産労働は土地作業は賃耕にだしている。管理作業は夫が行う。サイレージ等の作業は夫が主となり、妻がこれを手伝う。畜舎労働も主に夫が行い、妻は実習生のいないとき加わる。家事は妻が行う。

当家中では夫は妻より1時間早く4時半に起床し、夜間放牧してある牛を畜舎に入れ搾乳し、あとかたづけなどを済まして7時半に家に戻り、朝食をとる。9時から12時まで畑作業をする。妻は低血圧のため5時半に起き出し、実習生のいる今はゆっくり朝食のしたくをする。朝食を済ませると、洗たく、そうじなどの家事をし、この日は駐在員の当番の仕事で近所を廻った。午後、夫は2時から5時半まで畑仕事、7時半まで搾乳、8時ごろ夕食をとり9時半に就寝。妻はこれといったまとまった仕事はしていないが、家内ないし家のまわりの雑用をしてすごし、10時に就寝する。

当家中ではバケット式ミルカー3台を有しているが、ほとんどの作業は手作業である。このため搾乳牛頭数の割に所要時間が長い。妻は低血圧のため、生産労働にはほとんどかゝっていない。そのせいか家事の機械化には関心を示していない。なお、当家中では長男はまだ中学生であり、後継者になるまでにかかなりの時間があるため育成方針をたてゝいる。

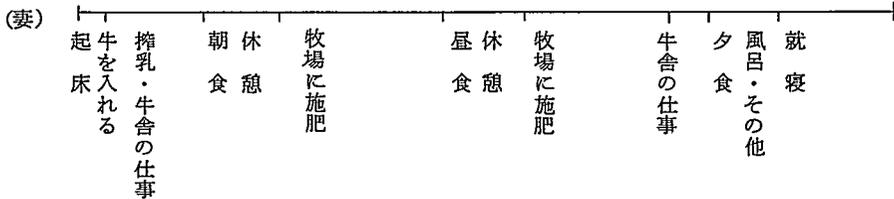
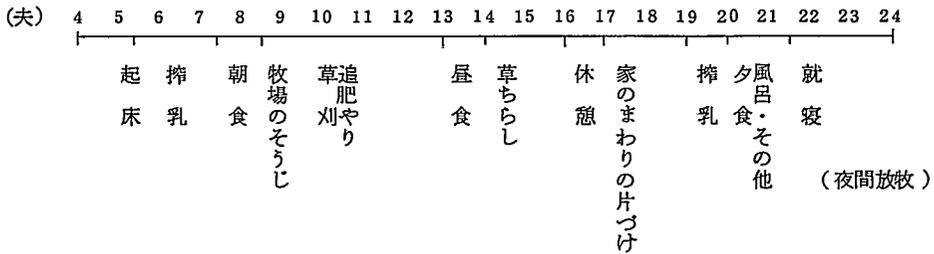
① 下層(1)農家

<家族の状況>

夫 42才
 妻 39才 肩から腕にかけてだるくなる。高血圧
 長女 16才 中学卒業して家の手伝
 長男 15才 中学3年生 } 通学か寮か不詳
 三女 13才 中学1年生 }
 四女 11才 小学5年生
 次男 9才 小学3年生

<経営の状況>

育成牛 11頭
 搾乳牛 17頭
 年間総生産労働時間 4,091 時間



生産作業では、土地作業は賃耕にだしてあり、中学3年の長男がそれを補い機械作業は夫が主担する。サイレージ作りは一家総出で行う。畜舎作業は妻が主担し夫と子どもたちが手伝っている。家事作業では妻が朝・夕の炊事をし、嫁が昼食をつくる。そうじ、洗たくなどは妻と子どもたちが、その時々で行う。買物はほとんど注文し配達してもらう。

当家では妻は4時半に起床し夜間放牧をしている牛を集めてくる。このころ夫が起床してきて、2人で搾乳する。妻はひと足先に家に戻って朝食の仕たくをし、7時半ごろ皆で朝食をとる。夫はひとあし先に牧場に行き、休み中の長男と草刈や追肥を施す。妻も娘と牧場に出て肥料を施す。12時に家に戻り、娘が用意した昼食をとり、妻はしばらく休けいする。午後は皆で草ちらし作業をしに行く。4時～5時のあいだ家にもどり休憩する。そのあと夫は家のまわりで、片付けなどをし、牧場の施肥作業からもどった妻と搾乳をする(搾乳作業には朝・夕長女も加わる。休み中は他の子どもも手伝う)。8時ごろ夕食をとり、風呂に入ったりして皆10時頃には床につく。

当家ではバケット式ミルクカーを1台のみ有する。畜舎労働を担う妻はそれでも機械が入ったのと、子供が手伝いはじめたので楽になったと言う。とはいえ、とにかく暇がない。そのため炊事が

簡単になり、料理らしいものはいつもつくらなくなっている。もっと家事に手をかけたいと思う。しかしそのための具体的な方法は考えていない。

以上5例をみてきたが、機械化進展度の相違にもかかわらずその労働・生活についてはそれほど大きな差異を見出すことはできない。機械化は人々と一緒に妻の労働削減に必ずしもつながっていない。むしろ共通しているのは、妻にとって現在の労働は家事を多少とも犠牲にしてはじめて可能になっていること。家事の合理化は生産労働を支えるためと考えられていることが指摘できる。しかし逆にみればそこには限られた時間内であってもできるだけ生活の質は落とさたくないという努力をみてとることはできるが……。

第3項 生産労働時間と家事時間と健康

表2-2-26は妻の生活時間を睡眠、家事、畜舎労働、食事・休けい・その他の4項に整理し

表2-2-26 各農家の主婦の生活時間みる生活構造

No.	家族 類型	畜舎総労働時間 (機械化水準)	妻				
			睡眠	家事	畜舎 労働	その他 労働	その他
⑥上	夫	6,675 (A-a)	6	2.5	5.5	5	5
			25	10	23	21	21
			29	18	13	26	13
⑩上	直	7,185 (A-a)	7.5	1.5	4.5	6	4.5
			31	6	19	25	19
			29	18	13	26	13
⑬上	直	6,568 (B-a)	8	0	5	5.5	5.5
			33	0	21	23	23
			30	17	14	26	10
⑰上	直	5,881 (B-a)	7.5	4.5	4.5	4.5	3
			31	19	19	19	13
			29	18	13	26	13
⑰上	直	5,151 (B-a)	7	0	6	7	4
			29	0	25	29	17
			29	18	13	26	13
⑳上	夫	5,113 (B-a)	7.5	2.5	3	7	4
			31	10	13	29	17
			29	18	13	26	13
㉑中	夫	3,269 (C-a)	6	2.5	5	6	4.5
			25	10	21	25	19
			29	18	13	26	13

(注)
 上段は一日平均の所要時間、聞きとり資料より作成
 中段は分母を二十四時間とした%
 下段は四十六年六、八月年令別平均生活時間比率(%)
 (銚路支庁発行「農家生活実態調査」47年3月による)

No.	家族 類型	畜舎総労働時間 (機械化水準)	妻				
			睡 眠	家 事	畜 舎 勞 働	その他 勞 働	その他
⑬中	直	3,870 (B-a)	8	1	6	5.5	4.5
			33	4	25	23	19
			30	17	14	26	10
⑤中	夫	3,458 (B-a)	7.5	5.5	0	6	5
			31	23	0	25	21
			29	18	13	26	13
②中	夫	3,360 (B-b)	7.5	3	7	3	3.5
			31	13	29	13	15
			29	18	13	26	13
③中	夫	4,350 (D-b)	7.5	5	0	6	5.5
			31	21	0	25	23
			29	18	13	26	13
⑰中	夫	3,943 (D-a)	6.5	3	6	6.5	2
			27	13	25	27	8
			29	18	13	26	13
③中	直	4,737 (B-c)	7.5	4	4.5	2	6
			31	17	19	8	25
			29	18	13	26	13
①中	夫	4,926 (B-a)	6.5	3	5	5	4.5
			27	13	21	21	19
			29	18	13	26	13
⑦中	夫	3,744 (B-a)	8	2	5	5	4
			33	8	21	21	17
			29	18	13	26	13
④下 ₁	夫	4,214 (B-d)	6	2	5	7	4
			25	8	21	29	17
			29	18	13	26	13
⑧下 ₁	直	4,183 (B-a)	7.5	3	4.5	6.5	2.5
			31	13	19	27	10
			29	18	13	26	13
②下 ₁	夫	3,549 (C-d)	8	3.5	3.5	7	2
			31	15	15	29	8
			29	18	13	26	13

No.	家族 類型	畜舎総労働時間 (機械化水準)	妻				
			睡眠	家事	畜舎 労働	その他 労働	その他
① _{F1}	夫	3,752 (D-d)	7	1.5	3.5	8	4
			29	4	13	33	17
			29	18	13	26	13
⑩ _{F2}	夫	541 (D-d)	8.5	4	2	—	9.5
			35	17	8	—	40
			29	18	13	26	13
⑪ _{F1}	夫	1,904 (E-d)	6	4.5	3	6.5	4
			25	19	13	27	17
			29	18	13	26	13
⑧ _{F1}	直	2,313 (D-b)	8	1.5	4	7	3.5
			33	6	17	29	15
			30	17	14	26	10
④ _{F1}	夫	1,776 (D-d)	7	3.5	2.5	5	6
			29	15	10	21	25
			29	18	13	26	13

⑨, ⑭, ⑮, ⑱, ⑲は不詳

たものであるが、これを釧路管内農家主婦の年齢別平均生活時間と比較すると、ほとんどのケースが畜舎労働、その他労働で平均を上回っている。そのような労働は比較的多めの睡眠時間と休けい時間を要求することになり、その全体のひずみが家事時間の短縮というかたちで解消されている。(⑩⑦⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲)。このような現状に対して農家主婦はどのような認識を持っているのだろうか。表2-2-27は、主婦の現在の生活に対する評価と希望を整理したものである。これをみると生産・生活両過程で最も機械化されているIでは、⑨⑩は機械化による効果を全面的に評価しているが、⑥ではなお生活の現状に満足していない。IIに属するケースの主婦の多くは睡眠時間の不足を訴え、家事時間の不足を訴える。生活を向上させるためには、収益をあげねばならず、そのための経営の拡大は機械化を余儀なくし、機械化は重労働は軽減しても逆に労働密度を高め、疲労感をつよめる。生活の改善のための家事の合理化も結局は生産活動のためのものであるという悪循環に、「しかたがない」としか言いようがない(⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲)。これはIII, IV, Vにもみうけられる。(経営の拡大など考えていないIVではのんびりとした生活を送っていると話す)。しかしこのような現実の中からも機械化のみで労働を減少させるというよりも家族の役割分担のあり方を改善しようとする要求が芽ばえてきている(⑱⑲、これについては、前述した最高の機械化水準にある⑨⑩と⑥の差にみるように、機械化による労働の削減もその家族内の役割分担のあり方を前提にしてはじめてその効果が発揮されるという事実を指摘できる。表2-2-7参照)。ともあれこのような労働・生活は農民の健康を害さずにはおかない。表2-2-28は農家家族成員の健康状態を示したものであるが、全般的に主婦の健康破壊が目だつ(⑮, ⑯, ⑰, ⑱, ⑲)。つまり、

表-2-2-27 農家主婦の現在の生活に対する評価と希望

	機械化水準	No.	家事の機械化	生活時間に関する希望	現状に対する評価
I	A	⑥上	a	もう少し睡眠時間と自由時間を増したい。	<p>営農のためには生活の犠牲も仕方ないが、機械化し、家事をゆつくりやる時間が欲しい。嫁が来れば楽になると思う。</p> <p>機械化・電化により農作業の時間は短くなっている。労働も軽くなり、生活面でも全般に楽になった。</p> <p>機械化で労働は楽になった。今後も労働の削減と食生活の改善をはかりたい。</p>
		⑩上	a	問題点は特にない。	
		⑫上	a	農繁期に自由時間がほしいが、無理だ。	
II	B	⑤中	a	睡眠時間を増やすこと、労働時間を減らすこと。	<p>仕方ないと思う。牛の数を増したら忙しい。減らしたら生活できなくなるが、できれば規模を小さくして気楽にやりたい。一般の主婦のように家事に専念したい。</p> <p>牛は生き物なので、酪農になってから忙しくなった。労働時間は長い、適当に休みをとったり、疲れるとゆつくり作業するのでそれほど無理していない。</p> <p>子供が専門になれば楽になるだろう。力仕事はなくなったが牛の数が増えたので時間がかかる。もっと機械化したい。家事はセットして仕事に出られるので楽だが、もっと合理化して短縮したい。教養・娯楽の時間が増えた。営農面で機械化され、重労働はなくなったが時間的余裕はない。生活面ではインスタント食品があるので楽。</p> <p>機械化され、家事労働も軽減されたが、機械稼動中に他の仕事が入り込むので結局は労働強化に終る。疲れすぎて余り物事を考えなくなった。</p> <p>雇い人を入れる方向を考えている。長男も働き、実習生も入り楽になった。生活用品と一緒に掃除機は忙しい時に役に立つのが機械化され楽になった。</p> <p>子供が大きくなるまで今のままで仕方ない。</p> <p>もっと外に出て人と話がしたい。酪農の勉強をして、経営・技術面を改善し、家庭内の仕事に専念したい。</p> <p>営農・家事の面で労働が楽になったが、家事は合理化により短縮されたが、その分を外で働くことになっている。</p> <p>労働は軽減された。</p> <p>機械化により重労働はなくなったが、忙しく何かまとまったことなどできない。針をもつ</p>
		⑦上	a	特になし	
		⑫上	a	睡眠時間と自由時間を増やしたい。	
		⑭上	a	睡眠時間を増やし、労働時間を減らしたい。	
		⑰上	a	食事のあと、もう少しゆつくり休みたいが現状維持がやっと。	
		⑮上	a	農作業をやめたい。5年後をメドに家事に専念したい。	
		⑯上	a	労働時間を短縮し、テレビをみたり本を読んだり子供と遊びたい。	
		⑲中	a	家事時間を増やしたいが今のところ方法なし。	
		⑰中	a	もっと眠りたい気もするが、今のままで仕方ない。	
		⑱中	b	今くらいでよい。	
		⑲中	c	家事時間を多くし、子供の好きなものを作ってやりたい。	

	機械化水準	No.	家事の機械化	生活時間に関する希望	現状に対する評価
II		⑦ _中	a	もっと眠りたい。	のもおっくうで製品を買ってしまう。便利にはなったが金がかかる。 全体的にみて仕事が楽になった一特にミルカー導入で仕事が楽。けれどもできたら朝・夕の搾乳だけにしたい。近くにマーケットができたら家事はずっと楽になるだろう。
		④ _{下1}	d	思ってもだめだからあきらめる。	機械を入れれば、もっと自由時間がふえるかもしれない。
		⑧ _{下1}	a	今はこれでよい。	労働時間が長すぎるので夕方にはイヤになる。しかし人を使ってまでして楽しようとは思わないが、時間的余裕がほしいと思う。
		⑨ _中	d	—	—
III	C	⑮ _中	a	農繁期にゆっくり炊事をした	機械を入れるともっと楽になるかもしれないが金がかかる。今は忙しくて客が来ても仕事を休めないのて相手をできない。
		⑯ _中	a	仕事をへらして、もっと眠りたいし、自由な時間がほしい	機械化されたが牛が増えるにつれ忙しくなった。機械に必ず1人がつかねばならないから、他の者はずっと働きつづめ。役割分担を改善すれば主婦は楽になる。
		② _{下1}	d	—	—
IV	D	③ _中	b	—	—
		⑰ _中	a	仕事をへらしてもつと眠りたい	牛がいなければ楽だと思う。
		④ _{下1}	d	—	—
		① _{下1}	d	外の仕事を減らして、家事に専念したい。	労働自体は機械化により楽になったが暇がない。炊事が簡単になり料理らしいものは何もつくらなくなった。
		⑧ _{下1}	b	せめて外の仕事を10時間くらいにして、もっと眠りたいし、自由な事もしたい。	今は夫が働きに出ているが、一家そろって酪農ができるようになりたい。現在自分は、1日に16～17時間働いているが、このままでは早死してしまう。役割分担をもっと民主化しなければ。
		⑩ _{下2}	d	今のままでよい。	社会を知りたい。
V	B	⑪ _{下1}	a	もう少し眠りたい、自由時間を1日に30分でもほしい。	重労働はなくなって仕事は楽になったが、気ぜわしく精神的に落着けない。家事は便利になったが金がかかる。
VI	その他	⑪ _{下2}	a	—	のんびりやっている
		⑯ _{下2}	d	—	機械が入って楽

これが現在の大型化酪農経営下の労働・生活がもたらした結果の一つであることは確かである。

しかし、このような経営上の矛盾はストレートにその家族構成員に影響を及ぼすというわけではなく、そこには各農家の「家」の生産・生活組織体としての構造上の問題が介在している。表2-2-29は各農家の畜舎労働を中心とした作業分担の構造と意志決定にみる「家」の構造を示したものであるが、主婦の健康との関連からみると、まず作業分担が最も分散されている⑧⑨⑬⑭⑯では妻の健康破壊は認められない(表2-2-28参照)。逆に家事と畜舎作業の二つを共に扱い、最も労働が加重されている18ケースでは⑫⑰⑱⑲以外の14ケースで妻の健康破壊が認められる(表2

表 2-2-28 農家々族成員の健康状態

階層	ケース番号	続柄	病 気 名	この2～3年の経験
上層	⑤	夫	胸の筋肉, 全体的に筋肉痛	時々心臓の発作がおこる 早期発見, 経過良好 弟子屈1年, 標茶に半年程, 入院した 父が肩と胸骨折(20日間入院)
	⑥	妻	腰痛	
	⑦	父	低血圧, 心臓(慢性的)	
	⑧	妻	胃	
	⑨	母	胃ガン	
	⑩	妻	高血圧	
	⑪	父	中風で寝ている。	
	⑫	母	高血圧(病院通い), 腰がいたい	
	⑬	母	ぜんそく	
	⑭	夫	ギックリ腰	
中層	⑮	夫	肩・腰・首筋の疲労, 血圧	
	⑯	夫	血圧が高い(無理がずっと前からたっている)	
	⑰	夫	腰, 胃	
	⑱	妻	"	
	⑲	父	白内障	
	⑳	母	血圧	
	㉑	妻	低血圧(月1, 2回病院通い)	
	㉒	妻	手足がしびれる, 肩こり	
	㉓	妻	高血圧(薬代 月3000円)	
	㉔	妻	胃の調子が悪い	
㉕	妻	婦人科の手術以来, 腰痛		
下層(1)	㉖	妻	原因不明, 妻3ヶ月病院に通ったが, わからない	中標津へ骨の治療
	㉗	夫	高血圧, 病院通い	
	㉘	夫	別になし	
	㉙	妻	低血圧, 心臓	
	㉚	妻	胃カイヨウ	
	㉛	母	血圧, 頭痛	
	㉜	妻	胃	
	㉝	夫	肩の筋肉バラバラ	
	㉞	母	胃, 低血圧	
	㉟	夫	良好	
㊱	妻	肩, 足, 腰		
下層(1)	㊲	妻	神経痛	
	㊳	妻	高血圧, つかれやすい, すぐ病院へ行く。	
	㊴	妻	最近アリナミンを飲んでいる。疲労, メマイする。	
	㊵	妻	肩からウデにかけてだるくなる(季節の変わり目, 雨の日) 血圧高い	

階層	ケース番号	続柄	病 気 名	この2～3年の経験
下層(1)	⑬	妻	低血圧, 貧血 栄養指導員から言われて注意している (月2回別海町の病院へ行く)	作業中時々倒れるようになって, 10年位になる。無理がかかっているが入院したことはない。今は息子が手伝ってくれるので少し楽, 1昨年迄は月5～6回倒れ, 体中傷あとがたえなかった
下層(2)	⑭ ⑯	母 妻 長男	肩がはる 心臓悪く, 標茶の病院に通ったがよくなりず, ニジベツの病院に行っている。 血圧高く, 時々標茶の病院へ行く	

表2-2-29 作業分担の構造と意志決定にみる「家」の構造

家事労働の型 畜舎労働の型	妻主担型	母主担型	娘主担型	意志決定の型			
				夫主導型	合 議 型	分担型	妻主導型
夫主担型	⑧ _{下1}	⑨ _上			⑧ _{下1} ⑨ _上		
夫婦型	⑬ _上 ⑭ _中	⑬ _中		⑬ _中	⑬ _上	⑭ _中	
全成員型	① _中 ① _{下1} ⑤ _中 ④ _{下1} ⑤ _上	⑬ _上	⑩ _上	⑭ _上	① _{下1} ⑤ _中 ⑤ _上 ⑩ _上	① _中	④ _{下1}
妻主担型	⑫ _上 ⑬ _中 ⑭ _中 ③ _中 ④ _{下1} ⑨ _中 ② _{下1} ⑧ _{下1} ⑪ _{下1} ⑩ _{下2} ⑮ _中	⑬ _上 ⑦ _上	⑮ _中 ⑥ _上	⑭ _中 ③ _中 ⑦ _上 ⑮ _中	④ _{下1} ② _{下1} ⑧ _{下1} ⑩ _{下2} ⑬ _上 ⑮ _中 ⑥ _上	⑬ _中	⑫ _上 ⑪ _{下1} ⑨ _中

—2-29参照)。⑬⑭⑮⑯をも含めて前者を分散型とし、後者を集中型とすると、主として分散型は上層に、集中型は中・下層に見い出される。

また意志決定にみる「家」の構造と作業分担の構造との関連をみると、分散型では⑭⑮⑯が夫主導型を示し、⑮⑯⑰⑱⑲⑳⑳は合議型である。集中型では⑭⑮⑯は夫主導型、⑲⑳㉑は分担型、⑳㉒㉓は妻主導型を示し、残りの⑳㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟は合議型である。さらに集中型のうち家事で畜舎労働も妻型をとるケースをみると妻主導型の⑳を除くと下層のケースは全て合議型を示している。すなわち、約半数が合議型を示すが、その役割分担のあり方は上層に分散された形をとるものが多く(⑲⑳㉔㉕)、下層ほど妻に集中された形をとるものが多い(⑳㉖㉗㉘㉙㉚)。

第4節 結 び

1) 私たちは、本章において、各農家の階層区分をまず農産物販売収入を基礎にして行なった。上層農は、販売収入 600 万円以上、中層農 600 ～ 300 万円、下層農(I) 300 ～ 100 万円、下層農(II) 60 万円以下層である。かような基準で分けると、上層 9 戸、中層 11 戸、下層 10 戸 (I - 7, II - 3) となる。私たちは下層(II)を農村プロレタリアート層として位置づけているが、かように I・S 両部落における農民層の階級・階層分化はきわめて激しい。もちろん各層においてその酪農経営の「多頭化」の段階は大巾に異なっている。上層農においては、成牛を 40～50 頭飼育、産乳量も 200 t をこえる層があらわれているのに対して、中層農はかなりばらつきがみられるが、成牛を 20 頭前後飼育し産乳量もほぼ 60～90 t 層として、下層農(I)は成牛 20 頭以下、産乳量も 50 t 以下、そして下層農(II)は基本的に乳牛飼育農家としては、もはや位置づけることはできない。耕地規模においても、上層農では 30～50ha、中層農では 20～30ha、また下層(I)では 20～40ha と、上層農と中・下層農との間にはあきらかにその格差があるが、土地所有の側面のみを限り、中層農と下層農(I)の間にはそれは認められず、むしろ酪農生産設備の相違、及び土地生産性の相違が看取される如くである。すなわち、第 1 節でみたように、上・中層農はほぼトラクター段階に到達しているのに対して、下層農は未だその段階には到達していない。さらにまた、上層農は 41 年の「第 1 次構改」によって、その生産設備を整備したのに対して、中層農の多くは「第 2 次構改」によってそれを整備したという相違がある。そのことは実質的なトラクター所有形態の相違、すなわち個人所有か共同所有かの相違となってあらわれ、同時にそのことはトラクター賃耕の「家」相互間の関係の相違となって立ちあらわれている。そして具体的な形での各「家」の生産・労働過程レベルでの生産諸設備の相違は、第 3 節の表 2-2-23 で示した如くだが、大宗としては「トラクター・ウォーターカップ」段階に到達している。そして上層農においては「トラクター・パーンクリーナ・パイプライン」段階に到達している層が存するにもかかわらず、中・下層農においてはかかる層は存せず、中・下層においては「トラクター・スタンチオン」、「馬耕・スタンチオン」、「馬耕・ミルクカー」層が存する。かかる層の比重は下層に多い。

ところで、こうした生産基盤の相違は、その基底に現時点における、「家」それ自身の「自家保有労働力」の相違をもっている。そうして、第 1 節の雇用労働に関する検討では上層農においてその比重が若干たかといえ、その雇用労働力の年間総労働力に対する比重はそれほど高くなく、「家族協業形態」としての「家」が現時点での酪農生産の支え手となっているということ、その意味で、所謂「富農層」は形成されていないということがあきらかにせられた。そして、雇傭労働力という側面に関していえば、下層農においてもその導入が存することにも私たちはふれた。そしてその上に立っての前述の生産諸手段の各階層における蓄積の相違は、牧草の反収において、また第 1 節表 2-2-5 でみたように、一頭当産乳量においてもあきらかに階梯的な相違をしめしていた。ところで、ここで私たちが問題としなければならぬことは、第 1 に上層農をふくめて、自力で発展してゆく条件をほとんどの経営が有していないということである。たとえば、上層農においても⑩は 1,500 万円をこす負債を有しており、巨額の負債（国からの財政投融資）の中で上層農そのものが「育成」されつつある。しかし第 2 に指摘しなければならぬことは、前年度における農業総収入に対する負債返済額の比率をみると、上層農においてよりも、中・下層農において、その比率が高いということ、また第 1 節でみたように、各種の指標をクロスしても上層農はあきらかに他層に

比して優位な立場にあり、経営内容では単年度収入でみても家計費をまかないうる所得を一応確保せる層が上層には存しているということ、かかる意味において、上・中層農の相違はたしかに存しているといわなければならない。しかしながら単年度収支での各戸の「余剰」をみると上層農においてもマイナスになる経営があり、全体として負債返済支出が農業粗収入の20%余をしめていることが大きな負担となっている。そうして、中層農においては負債返済比率が農業粗収入に対して高いため農業所得で家計費をまかないきれない経営が多い。

かように現在急速に「大規模化」をなしつつあるI・S両部落においては、中層農のみならず上層農においてもその経営はけっして安定しているとはいえない。

2) これら各層に分類される30戸の「家族協業経営」のうちの18戸までは現実の家族形態は「夫婦家族形態」である。そして上層で「直系家族形態」をとるものが多いのに対し、中・下層では「夫婦家族形態」が多い。ところで、家族構成員の「家」の生産及び生活両面にわたる意志決定過程への参与と、現実の作業分担との関連分析による私たちの考察によると、直系家族、夫婦家族形態をとる家族とも所謂「家父長」的構造をとる「家」はもはや少数事例となっている。30事例中、それは少なくとも6事例をしめすにすぎない。その大宗は私たちがここで「合議型」と呼ぶところの、家族成員の合議による内部構造を有している。妻または嫁がたんなる労働力提供に終っているという事例はない。その家族成員による合議形態であるが、夫婦家族の形態をとるところでは、「夫・妻の合議型」としてそれはただちに把握できるが、直系家族形態をとる「家」の場合、おおよそその一般的な傾向として、後継者が結婚し、その子供の学齢期前頃には生産・生活の両面で親夫婦が関係し、後継者の子どもが後継し、結婚するまでの頃には生産過程では息子夫婦が主導し、親は生活過程にしか関係しなくなり、後継者の子どもが後継し結婚する段階では、親（すなわち祖父母の世代）は、「家」の生産・生活両過程での参与がみられないということが看取できた。

ところで、第2節での分析を家族形態別、また階層別に整理すると、ここでおおよそ次の諸点の指摘が可能となる。第一は前述のような指摘、直系家族形態をとる「家」の世代的発展における一般的な傾向にもかかわらず、直系家族形態をとる「家」では、夫婦家族形態をとる「家」に比して所謂「家父長型」の占める割合が高いということ、そして直系家族形態をとる「家」では、かかる夫（父）主導型と合議型にそれが収斂されるのに対して、夫婦家族形態をとる「家」では、それ以外に分担型（夫は生産的側面を主担）、また妻主導型が立ちあらわれているということ。第二に、階層的に各類型を整理すると、夫（父）主導型は上層・中層に特徴的にみられ、合議型及び妻主導型は上・中・下の各階層にわたっているが、とりわけ下層においてその比重は高いということ、そして分担型は中層農のみにおいて特徴的にみられる型である。階層ごとにそれを整理しなおすと、下層は合議型を主として、それに妻主導型が加わる。つまり、一家の知恵をあつめ、さらに妻がそれを主導している。そして上層は合議型、夫（父）主導型、それに1ケース妻主導型も入る。ところで中層であるが、これは家族の内部構造からみる限り上記上層・下層と比して異ったパターンをしめし、夫（父）主導型、つまりここで私たちのいう「家父長型」をしめすものの割合がもっとも高く、ついで、分担型、合議型、妻主導型となる。総体としてみる場合、中層農の「家」の構造は、上層とも下層ともあきらかに異っているといわなければならない。

さて、以上は「家」の構造の階層ごとの諸特徴であるが、すでに(1)でみたように上・中・下の階層ごとにその経営のあり様は大きく異っている。その経営のあり方に規定されての各階層ごとの労働一生活の営為は当然のことながら異っている。すなわち第3節での私たちの分析結果から次

の諸点の指摘が可能である。

(イ) 上・中・下の酪農生産手段の相違は、すでに述べた如くだが、そうした階層的相違は第3節、表2-2-24にみる如く生活諸手段においても指摘しうる点である。I・S両部落の大宗としてはすでに水道・プロパンガス・洗濯機・冷蔵庫・電気洗濯機を備えているが、まず私たちが指摘しなければならぬことは、下層においてはプロパンガスあるいは水道を有していない「家」がそのほとんどであるという事実である。この事実はとりわけ妻の生産労働のみならず、家事労働において大きな負担を現実的にもたらしていることは指摘するまでもない。

(ロ) 酪農経営の「大規模化」はその生産諸手段の機械化を伴うならば、たしかに飼育乳牛1頭あたりの所要労働時間を軽減するものである。しかしながら「多頭数飼育」による経営の拡大は当然のことながら飼育頭数がふえるわけであるから、それに相応して必要労働時間の増大をもたらす。⑨⑩⑥等上層農は年間総生産労働時間は8,000時間前後となっているがここでは最高の設備が導入されている。そして幾つかの事例分析の結果、機械化はかならずしも家族員の労働の軽減に結びついていないということ、とりわけ共通しているのは妻が家事労働の手を抜いてそれに対応しているという事実であった。

(ハ) そうした現実の中で睡眠時間の不足、また家事時間の不足を訴える妻がでてくるわけだが、それはまた家族成員の健康破壊にも連がっていた。私たちは、上層農の夫にかなり健康を害しているものがあることと同時に、妻においてはとりわけ中・下層の妻に集中的に労働強化がおおいかぶさっているものがあることを指摘した。畜舎労働を一手にかかえた上でさらに家事労働も担う妻の場合、その労働強化からの健康破壊を指摘できるのである。しかし、階層的相違と家族成員の健康破壊がストレートに結びついているわけではない。そこには家族協業経営としての酪農経営の「生産-生活組織体」としてのあり方、すなわち各成員の現実の生産-生活過程での作業分担のあり方、すなわちその協働形態の相違がたしかに存しているのである。と同時にその「家」が現に直系家族形態をとるか夫婦家族形態をとるかの問題が、酪農生産が家族協業経営として存する限りきわめて大きな意味をもっているといわざるを得ない。直系家族形態をとる場合、妻が畜舎内労働を主担しても家事労働を母が主担する等の役割分化がそこに生ずる余裕が存することである。すでにみたように中・下層には夫婦家族形態をとる「家」が多かった。そしてそこでの妻は本章であきらかにしたように意志決定は夫との合議あるいは、妻主導型をとりつつ、しかも畜舎労働を主担すると同時にその上家事労働もひきうけている。かかる層に健康破壊が進展するのはけっして偶然ではないであろう。かかる点を私たちは直視しなければならない。そうして、その結果、なおかつ離農せざるをえない層もかかる層であるという点を看過してはならない。

第3章 酪農経営の「大規模化」とその成立 諸条件の分析

第1節 「家」の生業の展開と酪農生産の定着

第1項 階層的相違にもとづく生業の展開過程

さて、第2章でみたような現在の虹別地区における酪農民の「家」としての階級・階層分化が一体、如何なる要因によって生じたかに関して一定の分析をほどこすのが本章の課題である。

そのさい私たちがまず問題としなければならぬことは、戦前・戦後入植者の区分を土台において、その「家」としての「生業史」の文脈である。すでに第1章でみたように、この虹別地区の時期区分は、大きく分けて次の四期に区分される。

- 第1期 雑穀及び畜産・馬産段階（戦前）
- 第2期 「有畜」農業段階（20～35年）
- 第3期 畑作＋酪農＋その他畜産段階（36～40年）
- 第4期 大規模酪農主産地形成段階（41年～）

ところで、その「家」としての生業の展開過程をとおして、前章でみた、大規模酪農経営が、激しい農民層の階級・階層分化をとおして形成されてきたことは事実である。そして、その基底に「家」としての自家保有労働力の多寡、またその土地集積の段階的発展過程の相違、さらにとりわけ、昭和41年以降の第1～第2次におたる農業構造改善事業の影響が大きく作用を及ぼしていることは指摘するまでもない。

ここでは、まず構造改善事業実施以前段階までにおける生業の展開過程から問題としよう。

この間の、虹別I及びS部落における上・中・下₍₁₎・下₍₂₎の各戸の「家」としての生業の展開過程を昭和10年以降から整理すると、表2-3-1が得られる。ここにおいて酪農経営確立というプロセスからみて特徴的なことは次の諸点である。第一に指摘できる点は入植時期の相違、つまり何時の段階からこの地に「家」として定着したかが、現在の階層分化に大きな影響を与えているということである。すなわち、現在の upper 層はいずれも戦前入植者であり、中層の大半は戦後入植者が占めている。そして、下層は戦前入植者層と戦後入植者層にわかれる。しかしここでさらに私たちが注目しなければならぬことは、同じ戦前入植者層でありながら上、中各層にそれが現在分解しているのは一体如何なる要因によっているかということである。同様のことは戦後入植者層についてもいえる。第二に指摘できる点は現在、虹別I・S部落で上層農として存する「家」は戦前段階から畑作に乳牛をすでに導入していた「家」であるということ、そうして、その傾向は戦後段階においても、20年→40年をとおして、ほぼ一貫して看取されるということ（その中では、⑫がややパターンが異なって急上昇の「家」として位置づけられる）。第三に、私たちが指摘すべきは、現在、下層を構成している「家」においても、かねてよりかかる方向を志向しながらも、それが現実化していない「家」が多いということ。これに対して、現在、「中層」を形づくっている各家は⑩を除いては、おしなべて、かかるパターンには入らないということである。そこには「経営」の出発点の相違があきらかに看取できる。

第2項 日本資本主義の発展と酪農生産の定着過程

さて、かかる諸特徴をもう一步ふかめて分析すると、はやくから酪農経営志向をもちながら、

表 2 - 3 - 1 生業展開の主要な過程

	10 ~ 15 年	20 ~ 30 年	30 ~ 40 年	入植
上層	⑥ 馬産・畑	酪+畑	酪 専	戦前
	⑦ 畑+乳牛	畑+酪	酪 専	〃
	⑩ 炭焼+馬	畑+酪	酪 専	〃
	⑫	畑+雑	畑+酪	戦後
	⑭ 畑+乳牛	畑+酪	酪+畑	戦前
	⑰ 畑+乳牛+馬	畑	酪+畑	〃
	⑲ 畑+乳牛	酪+畑	酪 専	〃
	⑳ 畑+乳牛	畑+酪	酪 専	〃
中層	③	畑	畑+酪	戦後
	⑤	畑+雑	畑+酪	〃
	⑨	畑	畑+酪	〃
	⑬	畑+酪	酪+畑	〃
	⑮	畑+酪	酪+畑	〃
	⑰ 炭やき	畑+雑	酪+畑	戦前
	⑱ 畑+雑	畑+酪	酪+畑	〃
	㉑	畑+酪	酪+畑	戦後
	㉒	畑+酪	畑+酪	〃
	㉓ 畑+乳牛+炭やき	酪+畑	酪+畑	戦前
下層	①	畑	畑+酪	〃
	②		酪+雑	〃
	④	畑+酪	酪+畑	〃
	(1) ⑧ 畑+雑	畑+酪	酪 専	戦前
	⑪	畑	畑+酪	戦後
	⑬ 畑+乳牛	畑+酪	酪+畑	戦前
	⑱ 馬産・畑	畑	畑+酪	〃
	(2) 下層	⑯ 畑+乳牛	酪+畑	酪+育成
㉑ 畑+乳牛		酪+畑	酪 専	〃
㉒		畑+酪	酪+畑	戦後
㉓ 畑+乳牛		畑+酪	畑+酪	戦前
㉔		畑+酪	畑+酪	〃

現在、「下層」に位置する各戸、また、現在、上層に位置しながら酪農専業への史的蓄積のない各戸等々、その差が如何にして生じたか、ということが当然のことながら問題とならざるを得ない。

次に、私たちはひとまず、I・S部落におけるその生業の展開過程を史的にあとづけてみよう。

I 昭和10～20年段階

昭和10年段階において、有畜化の方向が政策的にうち出されたが、それによって、農民生活が副業収入にたよるを得なかつたという実情が解消されたわけではなかつたことは事実である。この期の乳牛飼育頭数はおおむね1～2頭である。馬産と炭焼きが生活源として大きな比重をしめていた。

戦中にかけて、⑥⑩⑧⑨などが積極的に馬産をおこなっていた。「戦中には、どこの家でも馬産をやっていた」(⑧)というように畜力利用と育成による馬産収入も兼ねて馬の飼育は一般化していった。

けれども、この間次表(表2-3-2)に示すように、産乳量は着実に増加していった。

表2-3-2 ⑧における月別産乳量および乳代 (昭12～13)

昭和15年の各戸の乳牛飼育総頭数は一部推定値含まれるが、既に⑩は5～7頭段階に④⑤⑧⑨⑩⑪は2～4頭段階に達し、更に戦時下で逆に牛乳の戦時的需要が高まり、労働力が兵役にとられる中で一部農家の中には乳牛頭数の増大がみられる。昭和20年になると、⑩は10頭以上になり、さらに8部落の③④⑤⑥⑨、I部落の⑥⑩⑪も5～7頭に達している。

戦前の虹別地域の生業は、おおむね炭焼、自給的耕種、畜産(馬産・乳牛)段階とみることができると。

II 昭和20～30年

戦後になると地域の生業の中心は、太平洋戦争中の耕地の疲弊、耕作放棄の続出を経て、ようやく畑作に定着するに至った。

この20～30年は、補助牛の導入以来、漸次的に拡大を続けてきた酪農が本格的に、地域に定着する時期である。昭和2年～25年の虹別地区の牛乳生産量は次のとおりである。

表2-3-3 牛乳生産量(組合員数263名)

昭和22年	2,826石 058
〃 23年	2,813石 750
〃 24年	3,475石 000
〃 25年	2,526石 000

(虹別主畜農協報『虹別原野30年の足どり』P.102より)

	産乳量	金額	脱脂乳	金額
昭12.2	80.6石	1687円	26.2石	045円
3	78.7	1633	49.4	063
4	73.6	1537	4.2	059
5	65.7	1416	0.5	053
6	84.1	2066	29.6	067
7	86.3	2205	0.7	046
8	3.8	1428	6.2	020
9	1.6	474	22.0	141
10	17.9	602	—	—
11	—	—	—	—
12	—	—	—	—
計	492.3	13048	138.8	494
昭13.1	23.0	631	11.0	044
2	95.0	2629	60.0	240
3	81.7	2241	97.0	388
4	78.6	2024	120.0	480
5	65.9	1664	60.0	240
6	92.5	2753	—	—
7	108.3	3832	—	—
8	31.0	1005	—	—
計	576.0	16779	348.0	1392

⑧の資料より

昭和24年の乳価の暴落により、25年の生産低下をひきおこすが、虹別地区に酪農が着実にすでに定着していることを示している。

この間I・S両部落の各戸乳牛飼育頭数段階を個別的にみると、昭和30年代に総頭数10頭以上になった農家として⑨⑩⑤③、5～10頭であったもの⑦⑬⑭④⑤⑥⑩、1～5頭層⑪⑧⑨⑧がある。現在の上層の⑤⑥⑨⑦④は、この期すでに5～10頭段階に達している。

また、昭和30年の各戸の乳牛飼育頭数段階は次のようになっている。

表2-3-4 乳牛飼育頭数別対象農家

1～5頭	①④⑤⑥⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲
5～10頭	④⑫⑱
10～20頭	⑥⑦⑧⑩⑪⑬⑭⑮⑯
20～	③⑤⑬⑱

(実態調査より作成)

Ⅲ 昭和30年～40年段階

昭和30年代になると虹別地域の生産は一層酪農への志向を強めていった。昭和29年から連続した冷害で地域の畑作は大打撃をうけ酪農への志向性を一層強めることとなる。政策的な挺子入れもあって、30年前半になるとその傾向はますます強くなり、昭和30～35年まで新たに酪農専業、あるいは経営の主体が酪農に移る農家は、⑦(30年に牛専業)⑩⑱であり、⑧④⑭も乳牛飼育の比重が高くなってくる。

表2-3-5はこの間の事情をみたものである。

表2-3-5 畜舎及び施設設備の導入 (昭30～昭40)

	乳牛総頭数			産乳量			施設・設備
	30年	35年	40年	30年	35年	40年	
⑩	—	—	—	—	—	—	(養豚) 29年 ジープトラクター 38年 畜舎 34年 畜舎 (34坪) (酪専)
③	20	25	—	—	—	—	29年 畜舎, スタンチオン 38年 ミルカー 31年 トラクター他一式 (酪専)
⑩	—	—	⑳	—	300石	—	32年 畜舎増(10坪) 34年 トラクター(貸) (酪専)
⑱	9	15	19	—	—	—	(養豚) 35年 畜舎
⑭	10	8	—	111石	57.3t	—	(養豚) 35年 (25坪) 40年 畜舎(50坪)
⑤	20	—	25	—	—	—	38年 タワー・畜舎新築 38年 酪専
⑥	10	17	30	70石	200石	300石	30年 畜舎増(35坪) 35年 スタンチオン, ミルカー
⑦	15	20	32	30t	50t	80t	(養豚) 30年 畜舎 スタンチオン・タワー 36年 畜舎改 38年 ミルカー
⑨	15	25	不明	100石	—	—	40年パイプライン, 畜舎(75坪) 34年ミルカー, 畜舎(35坪) トラ クター利用 39年畑作放棄 パイプライン, バンクリーナー 39年バンカー2. タワー2. 37年トラクター
⑥	20	26	40	—	—	—	30年 ミルカー 36年 畜舎(30坪) 畑作放棄
⑧	—	10	30	—	—	—	30年 尿溜, 34年 タワー 32年
④	8	10	14	18t	25t	30t	38年 畑作放棄
⑱	3	7	10	—	—	—	40年 ミルカー
⑰	—	8	18	100石	—	—	37年牛舎 40年ミルカー
⑧	—	—	—	—	—	—	牧草販売
⑫	—	—	14	—	—	40t	
⑬	—	—	—	—	—	—	

実態調査より作成

上表にみるように、30～35年に⑥⑧④⑤をのぞき、畜舎の新增築と畜舎設備の導入がはかられている。個々の家の酪農経営をみると飼育頭数の増大と土地拡大の動きが強まっている。

⑥(36年)、④(38年)、⑤⑨(39年)は、それぞれ畑作を放棄し、実質的に酪農専業にきりかわっていった。⑨にみるように、施設、設備のうえでも本格的な多頭化へ向う経営も出現する。⑥⑦⑧⑤⑥は、総頭数20頭以上の経営に達している。その逆に⑬は昭和38年に経営を縮小するに至った。

その他の戦前層では、⑦⑨が畑作を残しながら、酪農専業に転換を開始し、同時に⑧は、畑作から少数の乳牛飼育と牧草販売に切りかえていっている。更に、⑫が茶安別からI部落に移住し、畑作・酪農への定着の段階に達する。

これに対し、戦後分家層では、②が⑩より独立して牛3頭をもって一戸を構える。①⑬は、昭和35年以後、乳牛飼育頭数が自然増として拡大してくるが、10頭段階に達していない。

さらに、戦後入植者層をみると、35年以前で5頭以上飼育は、⑬のみで、ほかは⑤(9頭-32年)、④(6頭-36年)、②(6頭-35年)と、いずれも昭和35年以後である。この層にも⑦(37年)が酪農専業にふみ切るが、それ以外は5～10頭段階の畑作・酪農混同経営で、戦前入植者に比較して一段遅れた経営内容であった。また、②(⑩のトラクター運転手)、②(造林作業)にみるように、昭和30年後半まで兼業によって生計を支えている農家も存在している。

以上みるように、昭和30年代の地域の生業段階は、畜産・耕種段階とみることができる。なお35年～41年にかけての各階層の乳牛頭数をみると次表の如くである。

表2-3-6(1) 乳牛頭数の増加 (上層)

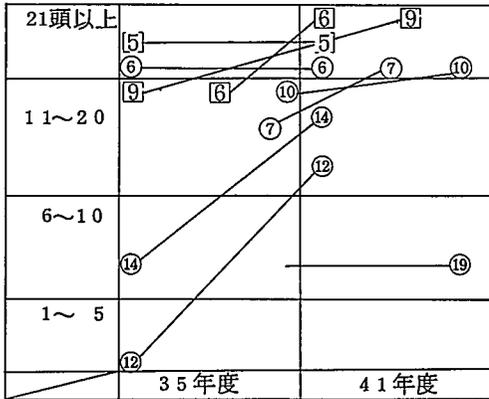


表2-3-6(2)同 (中層)

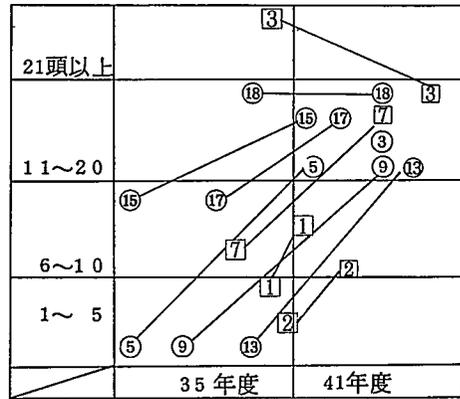
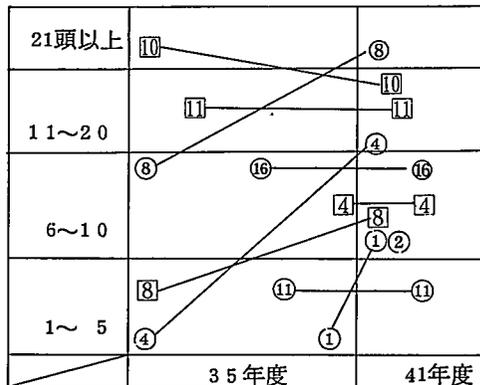


表2-3-6(3)同 (下層)



<補 説>

なお、ここで私たちが述べておかなければならぬことは、とりわけ昭和30年以降、畑作専門の「危機」が問題とせられてから、しかも酪農専門の方向が確立せられぬ段階において、多くの試行錯誤が、この虹龍地区においても、存したということである。その動きは、この地区においては昭和36年の所謂「養豚共同経営」の動きにおいてあらわれた。

共同の養豚経営は、昭和36年から国の推奨ではじめられた。参加農家は⑩(組合長)⑬⑭⑨⑰⑦⑱⑲⑳㉑㉒の11戸。このうち㉑及㉒の夫は専業、㉓は3ヶ月使用人になる。

経費は近代化資金の限度までそれぞれが借りて(30~150万円)総資本1,500万円であった。

内容は繁殖・肉ブタの両方をやって年間1,000頭を目標にした。しかしこの養豚経営は失敗する。

失敗の原因は、湿度が高く換気の悪い豚舎になり、雪がおちて南側の窓がふさがり、陽が入らず結核にかかるものが200頭もいたうち半分にもなった。そして豚も売る時には暴落してもうけはなかった。肉用牛もおいたがそれも失敗した。

結局、昭和42年に1人180万円の借金をそれぞれ8戸(㉑㉒㉓)は途中で手をひく)で背負って解散した。

第2節 土地集積と自家保有労働力の変遷

第1項 生業の展開と土地集積過程

以上みてきたように、酪農経営確立へのその「生業」確立過程において、各階層の志向性は、史的にたしかに異っている。現在の所謂大規模酪農経営志向の上層は、はやくより「酪農経営」そのものを志向していた。しかし前述したように、そのことのみですべてを律することはできない。それ故、次に私たちは、現在の各階層の土地集積のプロセスをみてみよう。表2-3-7はこれを20年、35年、41年、47年を指標にとってみたものであるが、これによってあきらかなように、大宗

表2-3-7 入植時別土地集積の過程

	20年		35年		41年		47年			20年		35年		41年		47年	
	戦前 入植	戦後 入植	戦前 入植	戦後 入植	戦前 入植	戦後 入植	戦前 入植	戦後 入植		戦前 入植	戦後 入植	戦前 入植	戦後 入植	戦前 入植	戦後 入植	戦前 入植	戦後 入植
⑥	B		C		E		F		⑱	A		B		C		D	
⑦	B		B		C		C		①	(B)		B		C		C	
⑩	B		D		D		F		②	(B)		B		C		E	
⑫	(B)		B		C		E		③	C		C		D		D	
⑭	B		B		C		E		⑦	(B)		B		C		E	
⑰	B		B		B		D		①	(B)		B		C		D	
[5]	B		E		E		E		②	(C)		(C)		C		D	
[6]	C		E		E		E		④	(B)		C		C		C	
[9]	A		D		D		F		⑧	(B)		D		D		E	
③		(B)		B		C		D	⑩	(C)		C		C		D	
⑤		(B)		B		B		D	④	C		C		D		D	
⑨		(B)		B		B		E	⑧	A		C		C		E	
⑬		(C)		C		C		E	⑯	A		B		D		×(0)	
⑮		(B)		B		B		C	⑩	B		D		D		D	
⑰	(B)		B		C		D		⑰	(B)		B		C		C	

A~10ha B~20 C~30 D~40 E~50 F 50以上

註()は入植時の土地所有

としては、たしかに現在の上層・中層・下層を比較すると、上層ははやくより土地集積を行なっていることがあきらかとなる。しかしながら、現在の中層、下層に関しては、このことはあてはまらない。昭和35年、41年段階まではあきらかに、現在の中層に比して下層の土地集積量が多い「家」の比率が高い。そしてそれが逆転するのは、昭和41年以降のことである。

いま、各戸の土地集積過程を、現在の上・中・下層ごとに、さらに戦前入植者、戦後入植者ごとにみると次図のごとくなる。ここでただちにあきらかなことは、第1に、現存せる上・中・下層農はおしなべて昭和35年段階において、そのほとんどが20町以上層となっているということ。しかしながら第2に、35年段階において、30町前後層をみると、それは未だきわめて限られているということである。それは戦前入植の⑥⑤(上層)、③(中層)、⑩④⑧(下層)である。この35年段階戦後の入植者層は、いずれも20町前後層として位置づけられる。*

*なお、ここでふれておかなければならぬことは、本州都府県とは、異なったこの虹別地区における土地集積の型である。すなわち、戦後の農地改革は、土地集積の面からは、この原野に何らの変動ももたらしていない。ここでは、戦前離農者と戦中の耕作放棄によって、多くの未利用地が放棄されていた。

昭和22年、虹別地区にも農民組合が結成される。しかし組合運動は農地改革による「土地問題」が課題ではなく、占領軍による食糧の強制供出の軽減を目的として作られたもようであり、活動は立ち消えとなっている。(『虹別原野30年の歩み』より)。

そのことは、表2-3-7にみるように、戦後30年代から土地集積が激しく展開せられていることにも示されている。

図2-3-1(1) 戦前入植 土地所有の変遷(上層)

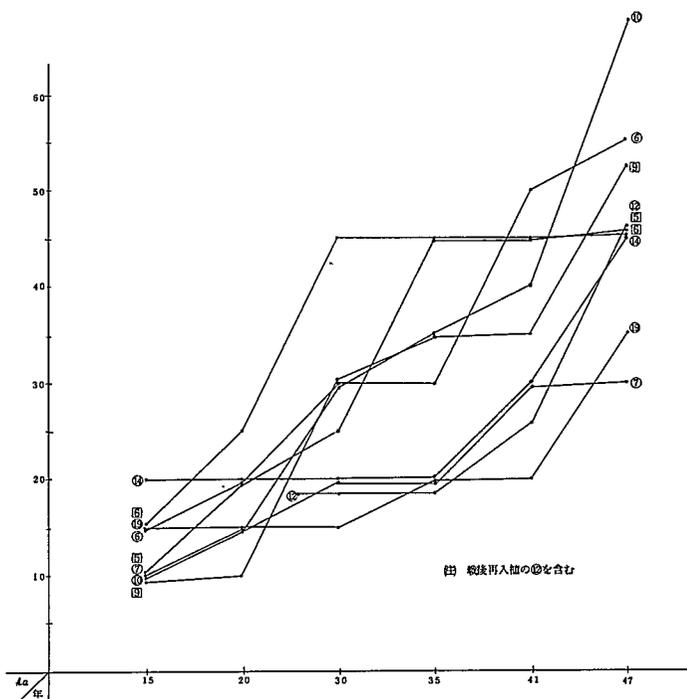


図 2 - 3 - 1 (2) 戦前入植 土地所有の変遷 (中層)

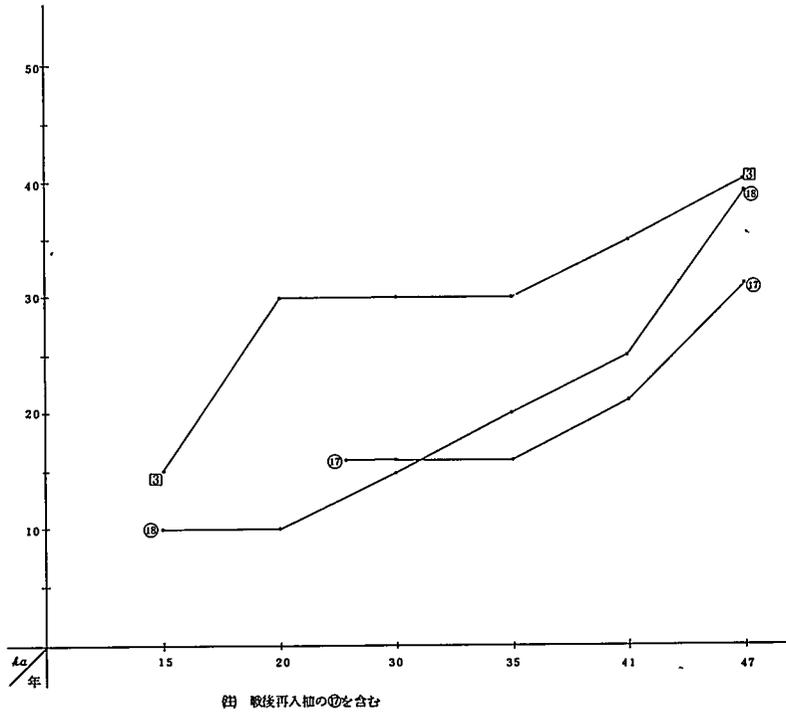


図 2 - 3 - 1 (3) 戦前入植 土地所有の変遷 (下層)

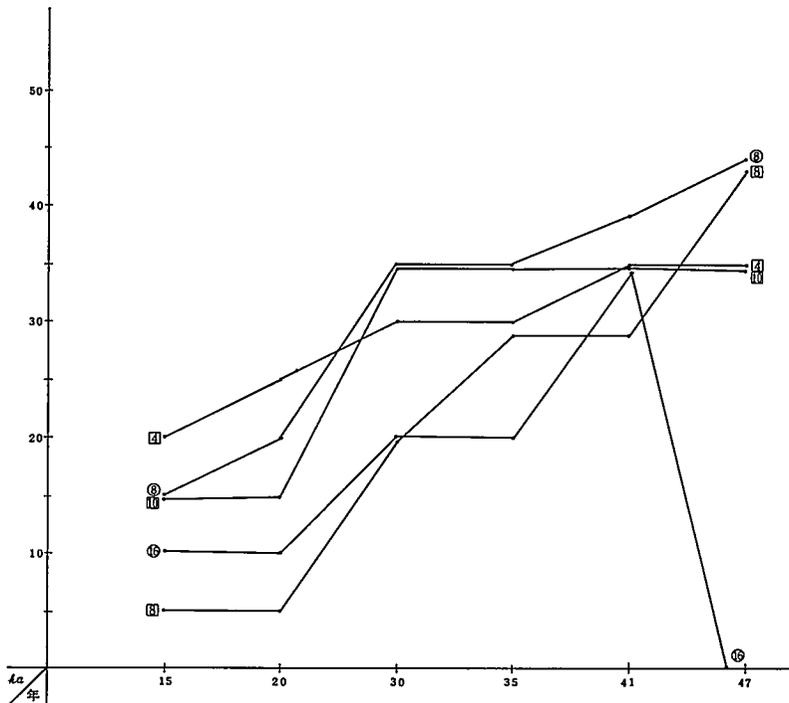


図 2-3-1(4) 戦後入植 土地所有の変遷 (中層)

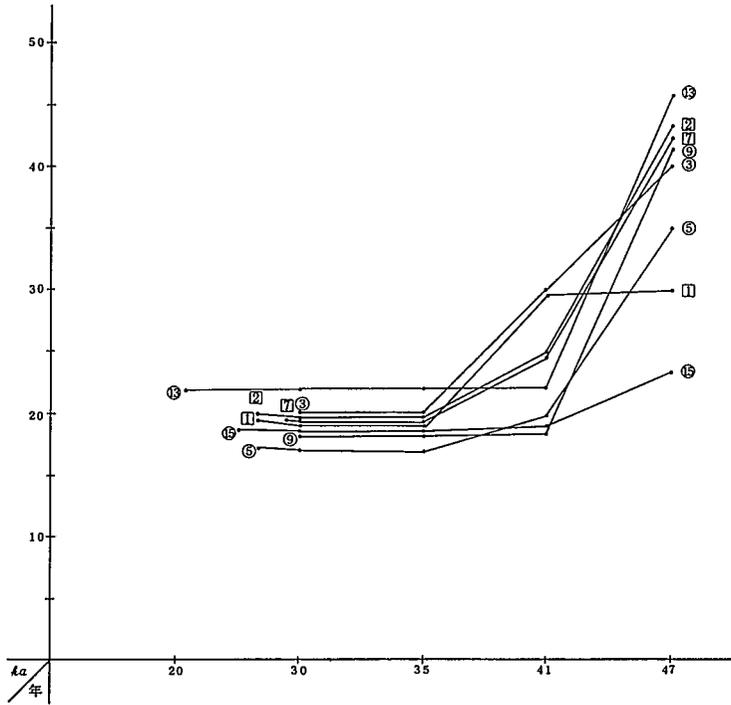
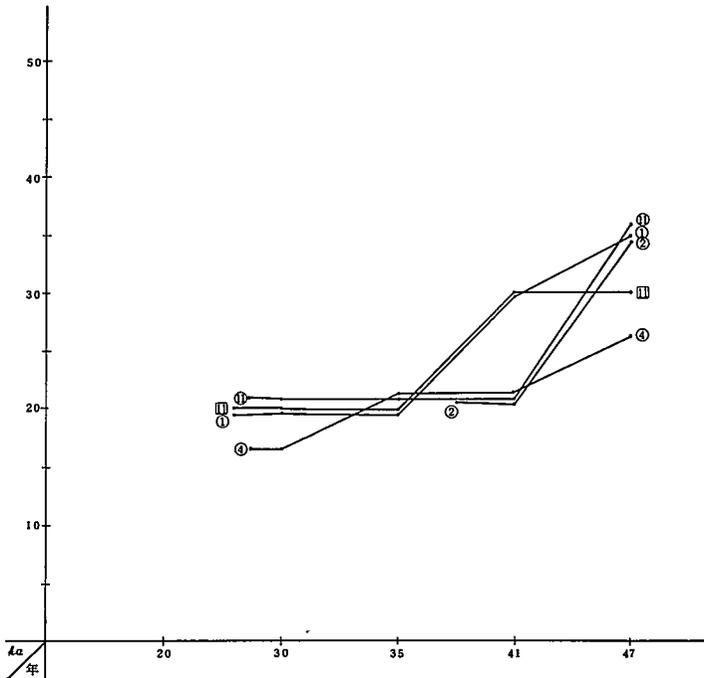


図 2-3-1(5) 戦後入植 土地所有の変遷 (下層)



ここには、あきらかに、戦前入植者層と戦後入植者層の「家」としての蓄積の相違が立ちあらわれているといわざるを得ない。なおこの段階まで積極的に土地を集積した層の、酪農志向か、畑作志向か、という経営形態の相違と、この土地集積との間の相違はみられない。

さて第2に、ここで指摘しなければならないことは、図2-3-1にみるように、それ以降、41年、そして47年にかけて現存せる各階層とも急速なる土地集積を行っているということである。

この土地集積が離農跡地を買いとつての、「酪農専業化」のためのそれであること、とりわけ草地造成のそれであることはいうまでもないが、35年以降47年にかけての各層の土地集積のパターンはあきらかに異なっている。戦前入植の上層はその大宗が40～50町の土地を集積しているのに対して戦前入植の中層、下層は40町前後を境界として、それ以下層に、また戦後入植の中層も同様のパターンをしめすのに対して、戦後入植の下層は、あきらかにそれより一階梯ひくいレベルを構成している。

第2項 自家保有労働力と土地集積及び酪農の定着過程

ところで、かような形で土地集積過程の相違は、酪農経営それ自身が、「家」を基底としての「家族協業形態」として営まれている以上、現在の階層分化した各家の自家保有労働力のあり方が、そこでは大きなウェイトをしめていたと考えられる。

まず第1に、私たちがここでふれなければならぬことは、戦前入植者と戦後入植者との自家保有労働力の相違である。

入植時から47年に至る自家保有労働力のちがいをⅠ～Ⅴ段階にわけてみた表2-3-8であきらかなように、戦前入植者層が労働力指数Ⅱ段階以上、つまり「家族もち」入植であったのに対して、戦後入植者層では「単身」入植者がその半数をしめていたという相違があきらかとなる。すなわち、その指数Ⅰ段階である。かような相違は戦前入植者層と戦後入植者層との「家」のもつ生活の歴史をかけた蓄積の相違のほか、その出発点における両層の相違を物語る。

第2に、指摘すべきは表2-3-8にみるように、とりわけ各層の土地集積が激しく行われた35年段階以降のその自家保有労働力階梯の相違である。戦前入植上層は、Ⅳ段階、Ⅴ段階を経過している家が多いのに対し、戦前入植の中、下層の場合、Ⅳ・Ⅴ階梯のみではなしに、Ⅱ・Ⅲにひろく分散する。そして同様の点は、戦後入植中層に関しても看取しうる点である。これに対して戦後入植下層においては、35年段階以降においてもⅡ階梯のしめる比重がたかい。47年段階においても図2-3-2であきらかなように、戦前入植者上層には労働力換算4以上の自家保有労働力を有する家が存するのに対して、戦前入植者中層ではかかる家は1戸、戦前入植下層および戦後入植者層ではかかる家は1戸も存しない。とくに、戦前人植下層、戦後入植中層に労働力換算3以下の家が多いことが注目される。ここには、同じく戦前入植者層でありながら、一方が上層へ、他方が下層へと転落した相違の一端が何よりも端的に示めされているといわなければならない。と同時に、戦後入植者層の上層とは異なった、その条件の相違が看取される。

かようにみてくるならば、「家」として世代的に保有せる自家保有労働力の多寡が、現在の階層差に少なからぬ影響を与えているということができよう。*

表 2-3-8 入植時別・階層別自家保有労働力の変遷

		前 期 間					35 年 以 降							前 期 間					35 年 以 降														
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V			I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V										
戦前入植(上)	⑥		2	1	3	1					2	1	戦後入植(中)	①	1	1	2								1	2							
	⑭			1		6						3		②	1	2		1					2		1								
	⑨			4	1	2					1	2		⑦	1	1	1	1					1	1	1								
	⑩			3		4						3		⑤		1	1		2					1		2							
	⑦	1			3	3						1		2	⑨		2	1	1					1	1	1							
	⑱	2	2	3								3		⑬		1		2	1						2	1							
	⑧	1			6							3		3	⑮	1	1	1	1					1	1		1						
	⑮			2	1	4									③	1	2	1						2	1								
戦入植前(中)	⑬		3	2	2					1	3	戦後入植(下)	⑩	1	1	1	1					1	1	1									
	⑬		4	2	1			1	2		2		1	④	1	2		1					1	1	1								
	⑬		4			3		1			2			①	1	2		1					2		1								
戦前入植(下)	⑯	1	4	2			1	1	1			指 数	②		4								1	2		1	2						
	⑧		2		2	3					1		2	I	0~1.0	II	1.0~1.8	III	1.8~2.6														
	④		1	3	3				1	2			IV	2.7~3.5	V	3.6~																	
	⑩		2	2	1	2		1			2		注 1.	実態調査より作成																			
⑧		2	2	2	3				1	2	注 2.	戦後再入植も含まれる。																					

図 2-3-2(1) 戦前入植者層の労働力指数の変遷(上層)

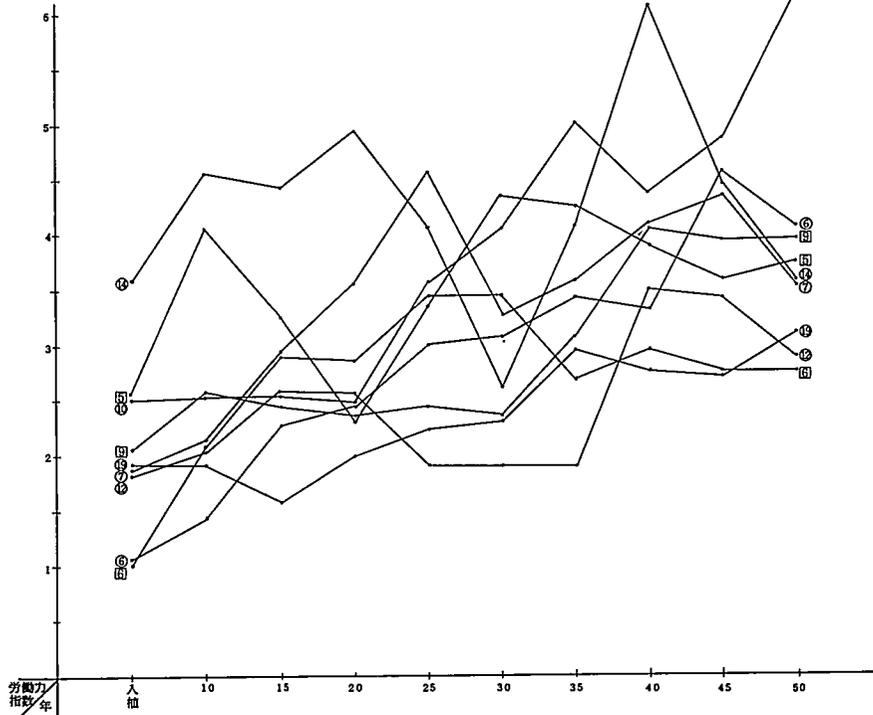


図 2 - 3 - 2 (2) 戦前入植者層の労働力指数の変遷（中層）

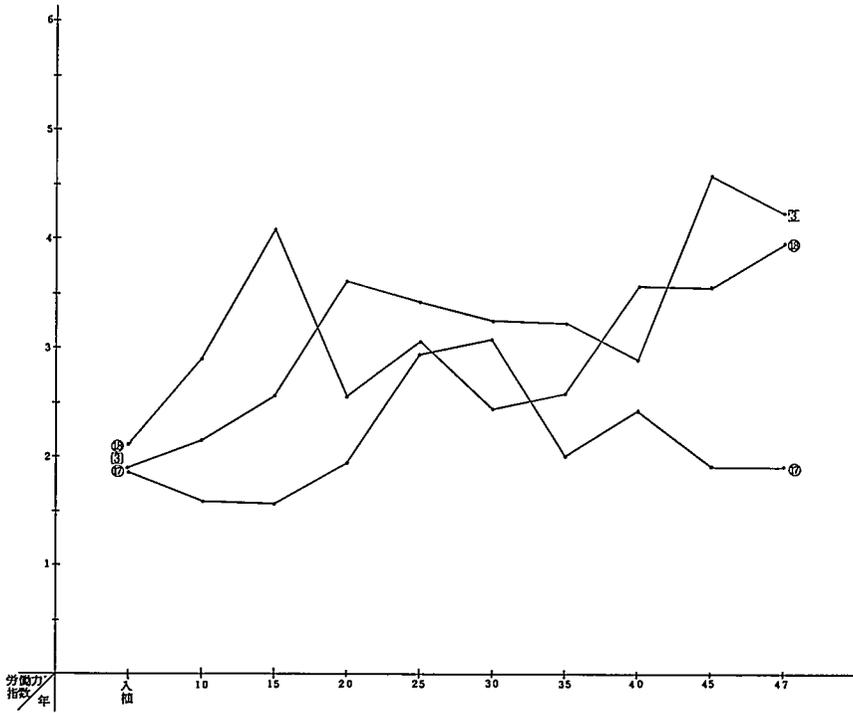


図 2 - 3 - 2 (3) 戦前入植者層の労働力指数の変遷（下層）

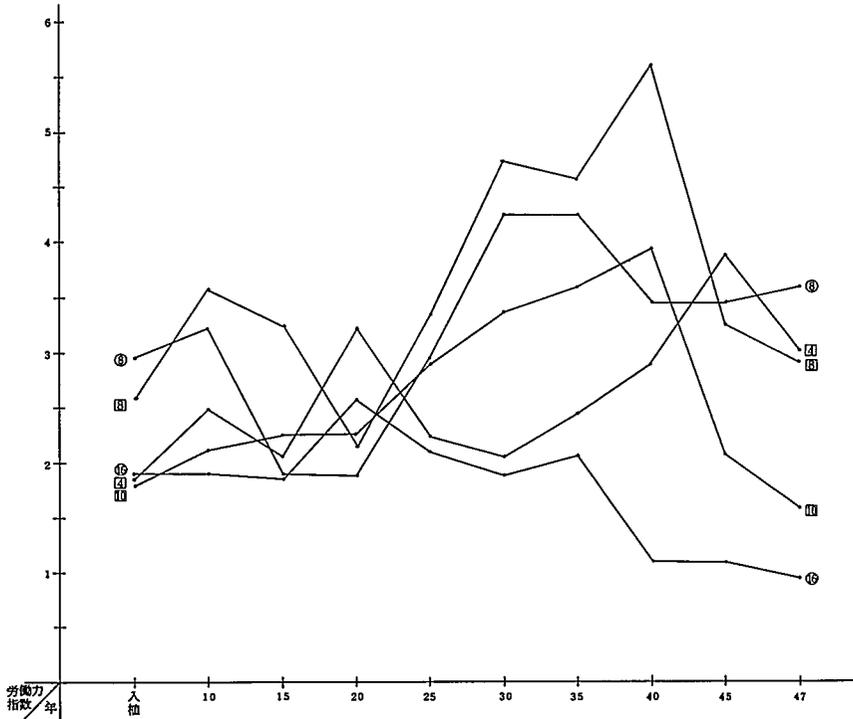


図 2 - 3 - 2 (4) 戦後入植者層の労働力指数の変遷 (中層)

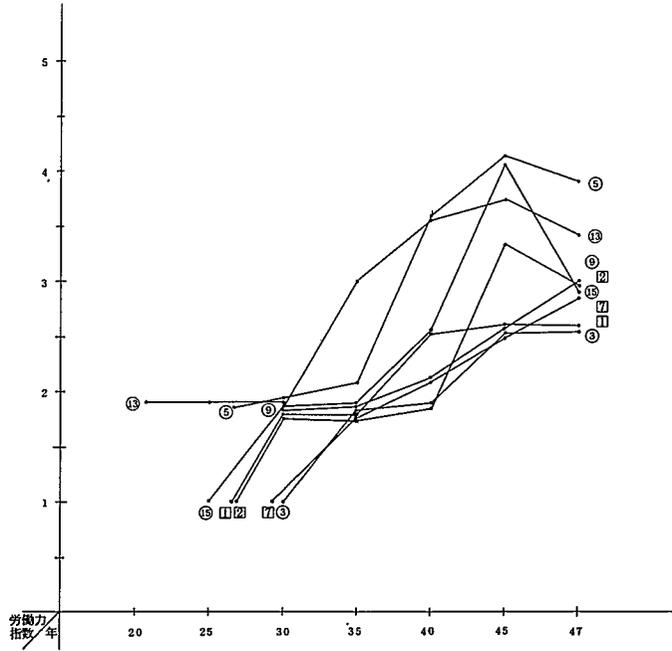
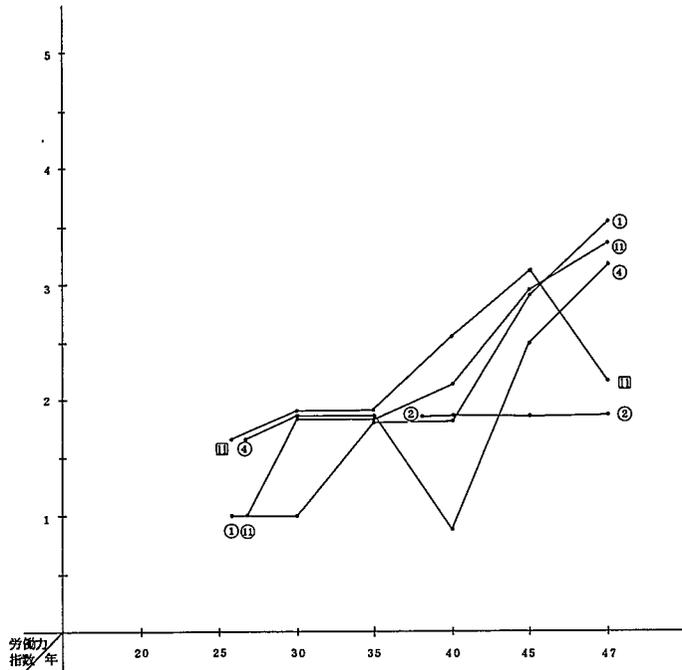


図 2 - 3 - 2 (5) 戦後入植者層の労働力指数の変遷 (下層)



* 以下、事例的に若干付記しよう。まず上層においては⑥に典型的にあらわれているように、入植時 1.15 (Ⅱ段階)、昭和15年 2.25 (Ⅲ段階)、同20年 2.45 (Ⅲ)、同30年 3.15 (Ⅳ)、同35年 3.4 (Ⅳ)、同40年 3.35 (Ⅳ)、同47年 4.15 (Ⅴ) ときわめて順調に労働力の蓄積がなされている。このように、昭和10年代Ⅱ又はⅢ段階、20年～35年までⅢ～Ⅳ段階、同35年以後Ⅴ段階という蓄積過程をとる農家として、⑥のほかに⑩⑪などがみられる。また⑦⑧⑨にみられるように、双山型の蓄積過程、つまり⑭は、入植～25年Ⅴ段階、昭和30年Ⅲ段階、同35年以降再びⅤ段階という変容過程を辿る。世代交代が若干遅れるが、保有労働力が豊富なため、再び回復するという変容がこれである。上層部分は、さらに⑫をのぞいて、昭和35年にⅣ段階以上、40年にもⅣ段階以上の労働力を携え酪農専業体制に入っていたことを示している。

これに対し、中層部分は、上層農に比較して蓄積全体が弱く、⑰では入植から昭和20年(Ⅱ)、同30年(Ⅲ)同35年(Ⅳ)、同40年(Ⅲ)、同47年(Ⅱ)という過程をとり、⑱も入植～昭和15年(Ⅲ)、同20年(Ⅴ)、同30年～40年(Ⅳ)、同47年(Ⅴ)という変容過程である。⑲⑳がⅤ段階に達するのは45年以後であり、全体としての蓄積過程が遅れている。

一方、下層農をみると、㉑㉒をのぞく㉓㉔㉕は、昭和40年までは、蓄積と世代交代が順調にすすんできた。例えば、㉒の場合、入植時(Ⅱ)、同15年(Ⅲ)、同20～30年(Ⅳ)、同35年(Ⅲ)、同40～47年(Ⅳ)という過程であり、㉕も入植時(Ⅱ)、昭和15年～20年(Ⅲ)、同30年(Ⅳ)、同35年～40年(Ⅴ)、同47年(Ⅱ)で明らかに世代交代の失敗である。この点では㉑も同じである。

以上が戦前入植者の労働力保有過程であるのに対して、戦後分家、新入植者を見てみよう。単身又はⅡ段階入植であることから、労働力段階はきわめて低い。例えば、㉖の場合をみると入植時(Ⅰ)、昭和35年(Ⅱ)、同40年(Ⅲ)、同47年(Ⅳ)と5年単位の増加を示し、㉗もⅠ－Ⅱ－Ⅳ－Ⅳという過程を変動している。しかし、昭和47年段階で第Ⅴ段階は⑤のみであり、昭和40年以降の酪農専業体制を第Ⅱ段階、すなわち労働力指数 1.9～2.5 の段階で迎えている。

さて、かようにみえてくると、ここではひとまず入植の時差、それが「家」としての自家保有労働力の相違となって、現在の階層差にきわめて大きな影響を与えているということが、次のような論理の中に整理されよう。

1) 現在の上層は、いずれも戦前入植者層によってしめられ、中層、下層の中には、戦前入植者層も含まれるが、中層はとりわけ戦後入植者層として位置づけることが可能であるということ。戦前入植者層に関していえば上層と下層への激しい階層分化が現に展開せられているということ。このことは、現在下層を構成している戦前入植者層が、これまで「酪農」経営への志向性をもたなかったということではけっしてなく、彼らも、現在上層を構成する各戸と同様に、「酪農専業」経営を志向し、その土地集積過程をみても、少なくとも昭和35年段階まで、現在、上層を構成している層と同様の土地集積を積極的に行なっている。すでにみたように35年段階で、30町以上の土地を集積している層は、㉘㉙(上)、㉚(中)、㉛㉜㉝(下)となっている。戦後入植者層は、この段階においてあきらかに、その酪農化のプロセスにおいて、戦前層に比して一階梯おくれていた。土地集積においても然りであった。中層と下層の関係が逆転するのは、農業構造改善事業が導入せられた昭和41年以降である。そうして41年以降、現在の上層の土地集積はとくにいちじるしい。かかる意味においても「構改」導入以前の「酪農専業」と、それ以降のそれとは異なっているといわなければならない。ところでかかる相違をもたらしたひとつの要因として、私たちは、各家の自家保有労働力の多寡をあげることができた。現在の上層農は、あきらかにその自家保有労働力という側面において優位に立っている。

2) さて、私たちはこの自家保有労働力の多寡の問題を、たんに量的な意味での「労働力」として把握しているわけではない。何よりも質的なそれとして把握している。戦前入植者下層と、戦後入植者中層との自家保有労働力にはそれほどの差があるわけではない。しかし、そこには、現実の

問題として、階層差それ自身が立ちあらわれている。それ故、私たちは第6章において、この質の側面に関する問題をその酪農の多頭化にともなう技術変革と関連して、農民の学習、教育の問題と関連して、さらにふかめることにした。

さらに、この自家保有労働力の多寡の問題、とりわけ、現段階においてはその後継者確保の問題を含めて、家族協業様式下における「家」の動的発展にかかわる諸問題を提起することになる。そこには家の生活史の問題がある。そして、この問題を考える場合、とりわけ太平洋戦争のもたらした諸影響を私たちは看過することはできない。かようなレベルにまで立ちかえっての問題分析を第4章及び第5章で私たちは行なうが、本章での主題に立ちかえるならば、41年以降の第1～第2次にわたる構造改善事業の与えた諸影響についてふれなければならない。次節はそのために用意されたが、本節で次にふれなければならないのは次の点である。

3) すなわち、「構改」を受け入れる「受皿」は、上述の分析であきらかなように、上層農家によって用意せられていたということ、たとえば、飼育頭数のうへでは、⑩が昭和15年から10頭以上飼育経営にあったが、昭和20年代になるとさらにS部落の③⑤④⑥⑨、I部落の⑥⑦⑩⑥が10頭以上飼育になり、30-40年には⑭⑯⑧⑫⑰、さらに戦後分家入植層の③⑤⑨⑬⑭④⑰なども10頭以上飼育経営に達し、⑥⑦⑩⑤⑥⑨(はいずれも47年の上層農)が20頭以上飼育経営に達している。酪農の技術内容では、③⑥⑨⑩は30年代ですでにトラクター利用段階に達し(所有は⑩のみ)、さらに③⑥⑨⑥⑦はスタンション、ミルクカーの使用をはじめている。

以上のように「構改事業」が始まるまでの時期に、I・S両部落ではS部落の③⑤⑥⑨、I部落⑥⑦⑩など土地・労働力、さらには酪農技術のうへでも先進的農家が生れていた。これらの農家のうち、⑩⑤⑥⑨が「構改」を契機に大型酪農経営の中心的な役割をになっていくことになる。

表2-3-9 昭和40年の農業粗収入(47年の階層別) 単位 千円

(上層)		(中層)		(下層)	
⑥	2,616	③	1,048	①	922
⑦	—	⑤	—	②	279
⑩	4,820	⑨	956	④	1,214
⑫	1,641	⑬	1,100	⑧	191
⑭	2,684	⑮	—	⑪	6
⑯	1,059	⑰	1,163	④	888
⑤	1,842	⑱	1,366	⑧	191
⑥	1,477	①	—	⑬	1,603
⑨	2,686	②	—	⑩	—
		③	967	⑫	1,259
		⑦	339		

昭和40年の農業粗収入は表2-3-9に示すとおりである。⑥⑩⑭⑨などすでに酪農専業型経営層の一部が他の農家との格差を生みだしている。

第3節 農業構造改善事業と酪農経営の「大規模化」

第1項 農業構造改善事業の進展

虹別地区の生業は、昭和40年に入ると地域全体が酪農専業に移行していく。農業基本法の制定

による“ 選択的拡大 ”の方針に沿っての構造改善事業の導入が、すでに昭和37年から検討が始められ、39年には指定地域に指定された。酪農化への方向は多少の政策的挺子入れはあったものの、農民の主体的選択ですすめられてきたものであったが、この段階での国家レベルによる生業の転換は、酪農民の社会的な生活過程全体を変容させる重要な契機であった。

(1) 標茶町の農業構造改善事業

標茶町の農業構造改善事業（以下「構改」と呼ぶ）と関連する諸事業はすでに第1章に記した（表2-1-5～表2-1-10）。ここで特徴的なことは、構造改善事業を中心に、地域の特定農家に対して、二重、三重に諸施策がすすめられ、地域農民が主体的に対応する道筋をきわめて狭い枠の中にとじこめてしまうという構造的な変容の過程がはじまったことであった。

標茶町の農業構造改善の目標は標茶町資料によれば次のようである。すなわち農業構造改善事業の基本構想としては、「農業就業者一人当りの所得の増大が基本目標の骨幹」（『標茶町農業構造改善の概略』）として、昭和40年の一戸当たり40万円、農業就業者一人当たり20万円を「最終年次（7年～10年後）における農業者一戸当平均農業所得概算100万円、農業者一人当たり農業所得が概算40万円」（前掲資料）とするといっている。

そのための具体的な施策として、第一には「現在農用地においては、現況農家一戸当たり7haを農家一戸当たり平均17haに、乳牛にあっては現況農家1戸当たり81頭を30頭に拡大したい」（前掲資料）としている。当時の飼育目標は30頭経営であった。

さらに第2には、「本町には改良を必要とする特殊土壌が多く、その生産力は極めて低いので地力の維持増進、土壌保全、草地改良、土地条件の整備」（前掲資料）をおこなうとし、さらに農業者1人当りの農業所得を上げるため、労働生産性の増大をはかるため機械化農業体系の確立を期する。ただし、「導入にあたって過剰投資にならないよう農業協同組合と連携の上、農業機械センターの設置を計画」（前掲資料）するとし、「協業組織等」を育成するとしている。

つまり、協業による機械化が一つの柱として考えられていたことになる。

(2) 虹別地区における「構改」事業と酪農専業化への移行

① 第一次構改

昭和41年から始まった第一次構造改善事業には、⑩⑪⑫⑬⑭⑮の6戸が参加し「Nトラクター利用組合」を作った。いずれも上層農である。6戸の参加農家に対し4台のトラクター共同利用を構想したものであった。事業計画は別表のとおりである。（表2-3-10）

第一次構では、当初共同利用、共同所有の方針を厳密に実行するつもりで「最初にきびしい取り決めをして、共同所有の機械を一切個人では使わない。やる時は全員で事業計画をきちんとたてる」（⑮）という原則を作ったが、地域性を無視して上層農家群を点で結んだ利用組合であったため、2年目で解散してしまっただ。トラクターは4台しか入らないため、2台をさらに共同で買い、「構改」参加の全戸がトラクターを所有するようにしている。結果的には、個別所有の機械を「構改」を利用して導入したことになる。しかし、この「第一次構改」の施行は、地域の生産力段階を一挙に馬耕・テラー段階からトラクター段階に引きあげる契機となり、トラクターの利用、個人導入の農家が増加し、多頭数飼育の志向が一般化する。

② 第二次構改

昭和46年から第二次構改が開始される。ここで事業規模はさらに拡大され、中虹別地区に三つの利用組合が作られた。表2-3-11にみるように、I・S両部落30事例中22の農家は、これらの

表 2-3-10 第一次構造改善事業による各戸の事業内容 (事業費/補助額 単位千円)

	⑭	⑩	⑫	⑮	⑯	⑰
トラクター	1520/ 670	1690/ 749		1590/ 705	1590/ 705	
フィールド チョッパー		1040/ 439				1040/ 440
フオーレージ プロアーター		780/ 330				780/ 330
プロント ローダー						351/ 148
テツターレーキ		160/ 68				
トラクター 付属装備品	1590/ 670	トラクターに含		トラクターに含	トラクターに含	
ロータリー ハロー	364/ 153	364/ 153				
サイドレーキ	169/ 71					
尿散布機	350/ 147					
モーター	216/ 96					
ワゴン	470/ 198			570/ 241	570/ 241	
ブロード キャスター	130/ 55					
ルーズペラー	866/ 364					870/ 361
修理工具	50/ 21					
移植機						330/ 137
ブラウ	159/ 67			167/ 75		

注) 標茶農協「第一次構造改善事業個人別償還内訳」より

表 2-3-11 トラクター利用組合別参加農家

	第1次	第2次N	K	KN		第1次	第2次N	K	KN
⑥		○			①				○
⑦			○		②				○
⑩	○	○			③		○		
⑫	○	○			⑦				○
⑭	○	○			①				
⑯		○			②			○	
⑮	○	○			④				
⑯	○	○			⑧				
⑰	○	○			⑩			⊗	
③					⑪				
⑤				○	⑫				⊗
⑨		○			⑬				
⑬			○		⑭				
⑮			○		⑮				
⑰		○			⑰				
⑱					⑱				

注 ⊗は名目だけ

表 2-3-12 第 2 次構造改善事業による事業内容（中央利用組合）と各利用組合の構成農家

（千円）

	⑫	⑥	⑩	⑱	⑭	⑨	⑲	③	⑤	⑧	⑨
トラクター		2170	2170	1900		1900	1900	1900			
ブロードキャスター	75 3/6	75 3/6	0	75 3/6	75 3/6	75 3/6	0	75 3/6			
デスクモア	255 5/9	255 5/9	0	255 5/9	255 5/9	255 5/9		255 5/9	255 5/9	510 5/9	255 5/9
テッターレーキ	370 0	370 0		370 0		370 0	370 0	370 0			
ヘーベラー	483 4/11	483 4/11	725 4/11	725 4/11	483 4/11						
修理工具	20 1/11										
自走式	1178 1/7		1178 1/7		1178 1/7			1178 1/7	1178 1/7	1178 1/7	1178 1/7
ハーベスター	955 1/7		955 1/7		955 1/7			955 1/7	955 1/7	955 1/7	955 1/7
銅料運搬車	40 1/7		40 1/7		40 1/7			40 1/7	40 1/7	40 1/7	40 1/7
ヘーレーキ	200 1/11										
車庫負担		52 1/5		52 1/5		52 1/5	52 1/5	52 1/5			
ローラー		93 1/5		93 1/5		93 1/5	93 1/5	93 1/5			
パキユームカー				610 0		610 0	610 0	610 0			
ワゴン		800 1/?	800		800		800		800		800
クローラー型 トラクター											
事業費計	3576	4518	6088	4300	4006	4058	4528	5621	3931	3386	3931

⑫ A/B : Aは台数, Bは戸数
(融資単独事業)

ミルカー 300/240
サイロ 2000/1600 1250/10000
バルクローラー(全戸) 1,000ℓ 1,200 80%補助
1,200ℓ 1,300 "
2,000ℓ 2,000 "
タンクローラー3台 14,160 40%

N 利用組合 ⑥⑨⑩⑫⑬⑭⑱⑲⑳㉑㉒㉓
K 利用組合 ②⑦⑮⑯⑰⑱ (㉑は名義貸)
KN 利用組合 ⑤⑪⑲㉔㉕㉖ (㉔は名義貸)

(注) 標茶町「第二次構造改善資料」より

表 2-3-13 トラクター・畜舎導入・新增設状況

	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年
⑥ ⑩ ⑫ ⑭ ⑰ ⑱ ⑲ ⑵ ⑶ ⑷	b(50)	a(▲)	a(△) a(▲) b(50)	a a(△) b(66)	b(53) b(70) b(50頭用)		a(△)-64	a(△) a(▲) a(▲) a(△) b(75)
③ ⑤ ⑨ ⑬ ⑮ ⑰ ⑱ ⑴ ⑵ ⑶ ⑷	b	b	b(50) b(25増) b(50)	b(11,5増)	b(60) a(△)	a(△) b		a(▲) a(▲)-61 a(△) a(▲) a(▲)-61 a(▲)-62 b(50) a(▲) a(▲)
① ② ④ ⑥ ⑧ ⑪ ⑬ ⑱			b(64) b(54) a(△)	b(30) b(55.5) b(225)	b(35)	b(55)	a(△)	a(▲) a(▲) a(▲)
⑩ ⑪			b					

註 a : トラクター導入 (△:個人, ▲:共同) 一馬力 b : 畜舎建築 (坪)

利用組合に組織されることになる。ここで注目しなければならぬことは、「第1次構」の指定をうけた上層6戸の農家が再指定をうけていること、また第一次構には参加しなかった上層2戸もこの段階ですべて構改事業に参加していること、さらに中層も③⑤の2戸を除いてすべて参加していること、つまりI・S両部落の上、中層農はこの二構によってほとんど組織されることになる。下層(1)実質参加2戸、名目参加2戸があるが、下層(II)は当然のことながら1戸も参加していない。

この二構では、トラクターの持分は一次構参加6戸を避けて、トラクター所有のない⑨⑬⑯⑳に配分し、その他は、それぞれ持分のない付属機を所有する配分方法をとっている。さらに一次構参加農と③が自走ハーベスターを共同で所有する配分をしている。つまり、これらの上層農は既に次の段階の機械利用の意志を表明しているということになる。

第2項 酪農機械・設備の増強と乳牛頭数の増加

各農家についての昭和40年以後の施設・設備の強化の実態をトラクターと畜舎についてみたのが表2-3-13である。各経営の畜力段階から機械段階への移行をみると、上層農は全戸が昭和43年の「第一次構改」またはそれ以前の時期になっている。もっとも早いのは⑩の昭和29年になる。

これに対して中層以下のグループの動きをみると⑬⑯⑳⑳の4戸を除いて、いずれも昭和47年の「第二次構改」が導入のきっかけとなっている。このうち③は、昭和31年の導入であるが、完全な機械化体系を確立することができず、昭和40年から「賃耕」に逆転している。同様の傾向は昭和34年に⑫⑭の開拓農協のトラクター利用にもみることができる。⑬⑯⑰は明らかに上層グループに連動した導入とみることができる。③は昭和47年では未だ畜力、トラクターの賃耕にとどまっていたが、同48年に「構改」のトラクターが入る予定であった。下層グループでは④②が「構改」の利用組合に加入し、⑧は個人導入である。その他は畜力・テラー利用と「賃耕」の段階である。

* トラクターの賃耕の経営をたどってみると⑤⑬⑳の中層農と②④⑦が40年以後、上層農所有のトラクターを利用し、①②⑭は、40年に開拓農協のトラクターによる賃耕に依存している。

図2-3-3(1). 乳牛頭数の変化(上層)

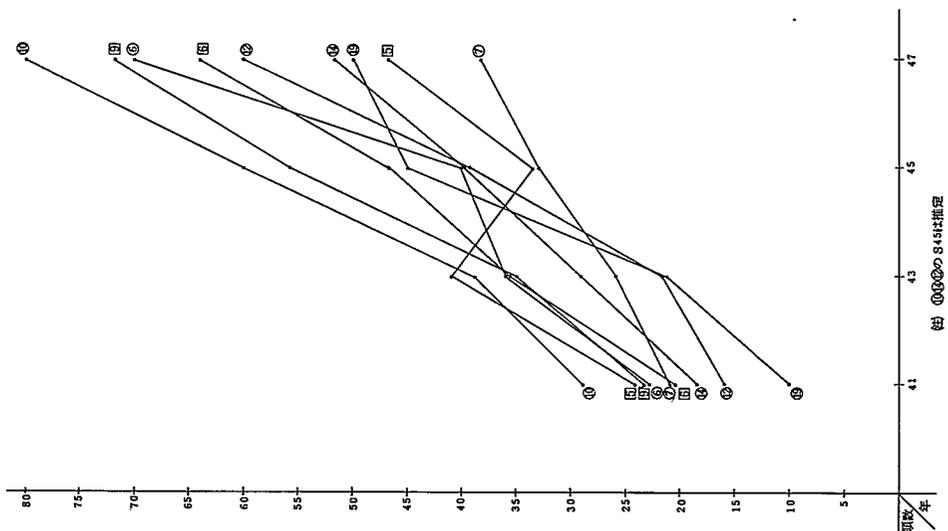


図2-1-3-3(2)乳牛頭数の変化(中層)

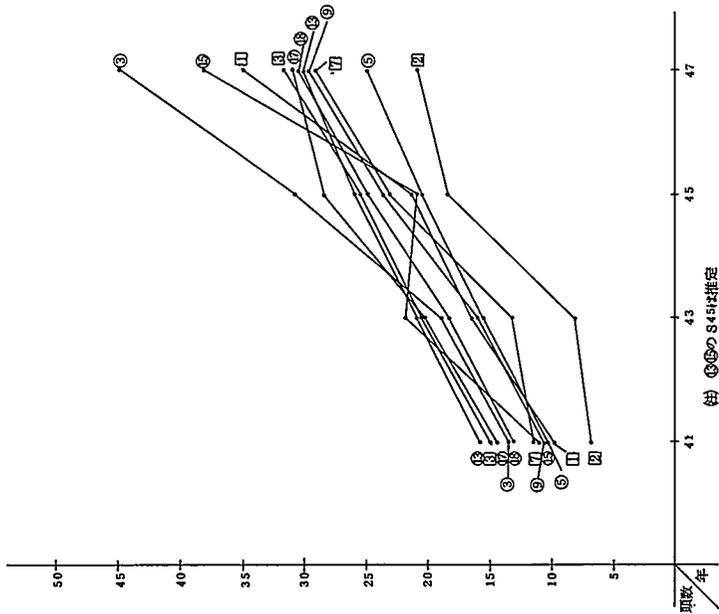
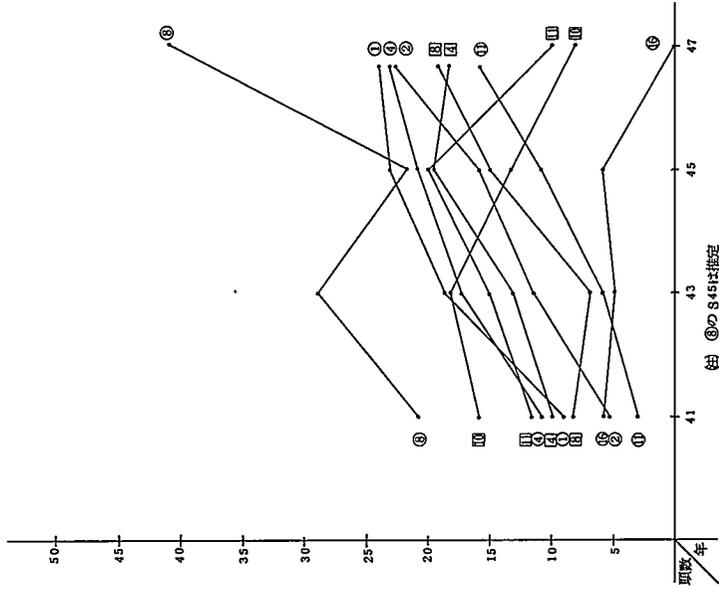


図2-1-3-3(3)乳牛頭数の変化(下層)



次に畜舎の新增築をみると、とりわけ42年以後、階層的な相違をこえて新增築がみとめられ、酪農専業体制が施設・設備のうえからも準備されていったことが明らかである。

こうした「構造改善」を挺子とした機械、設備の改革を前提として各戸は次のように乳牛飼育頭数を増大させてゆく。とりわけ上層の多頭数化が顕著であるのに対して、下層はまったく伸びなやみ、中層は着実にその飼育頭数を伸ばしている。別の言葉でいうならば、なによりも昭和41年の第1次構、また46年以降の第2次構を契機としての激しい階層分化がこうして開始されたといえることができる。

表 2-3-14 各年度長期借入金総額の推移

(単位千円)

	40	41	42	43	44	45	46	47	計
⑥	—	—	200	50	4,994	60	7,010	1,190	13,504
⑦	—	—	1,510	465	35	—	—	450	2,460
⑩	—	1,955	1,165	3,745	98	10,000	2,970	2,960	23,893
⑫	116	1,858	393	1,673	2,158	1,406	1,110	2,250	10,964
⑭	400	1,492	300	2,810	2,572	1,300	260	5,230	14,364
⑰	200	1,037	40	3,950	139	1,490	1,590	2,530	10,976
⑮	229	943	210	1,111	184	990	750	3,090	7,507
⑯	634	36	1,300	1,050	—	1,000	300	6,970	11,290
⑱	178	2,721	2,130	3,600	980	9,500	50	2,520	21,679
③	—	50	—	980	90	3,296	324	—	4,740
⑤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨	—	441	2,610	800	49	1,034	1,129	—	6,063
⑬	—	1,697	670	1,800	49	202	1,366	2,800	8,584
⑮	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑰	—	220	280	1,425	32	2,709	1,940	870	7,476
⑱	—	663	1,660	1,938	25	—	—	1,390	5,676
①	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②	—	—	—	—	—	—	—	—	—
④	88	202	2,550	1,591	—	1,800	300	1,780	8,311
⑥	55	250	1,156	1,450	3,320	2,245	1,475	130	10,081
①	—	—	3,100	700	12	227	456	610	5,105
②	—	55	320	—	70	2,270	1,500	380	4,595
④	—	34	—	50	1,500	590	340	70	2,584
⑧	20	—	350	1,850	550	500	250	1,080	4,600
⑫	—	—	200	450	12	1,008	1,094	890	3,654
⑭	34	—	50	1,500	590	340	700	—	3,214
⑱	20	350	—	1,850	550	500	250	1,080	4,600
⑩	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪	357	—	410	—	1,800	263	100	—	2,930

注) 合計は40～47年の貸付金合計で表2-2-7の負債とは一致しない。

図 2-3-4 (2) 農業粗収入の変化(中層)

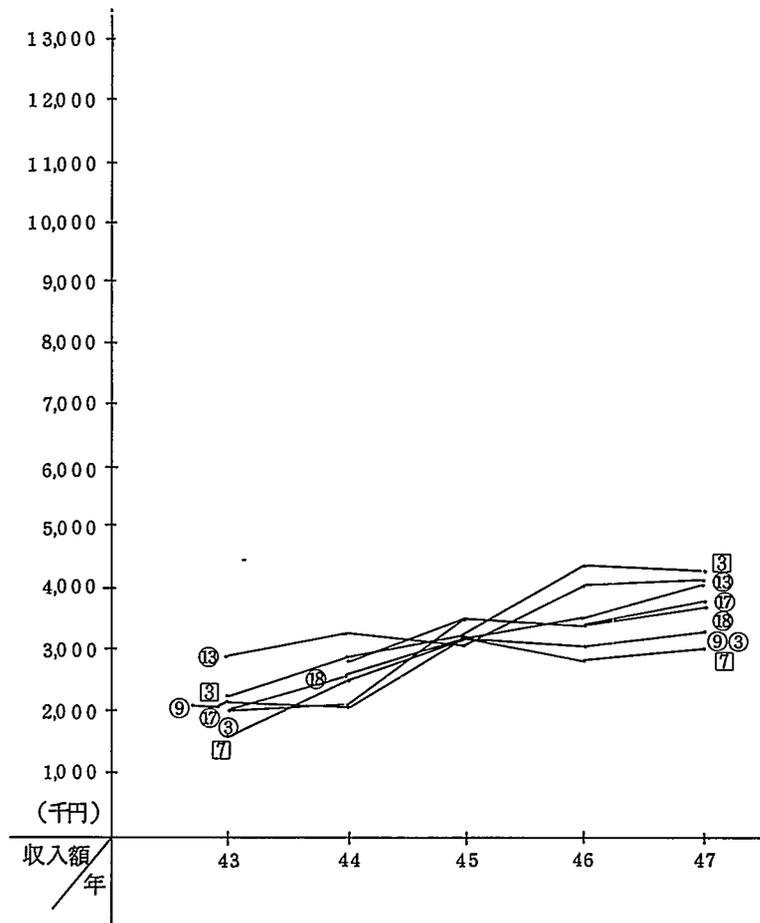


図 2-3-4 (3) 農業粗収入の変化(下層)

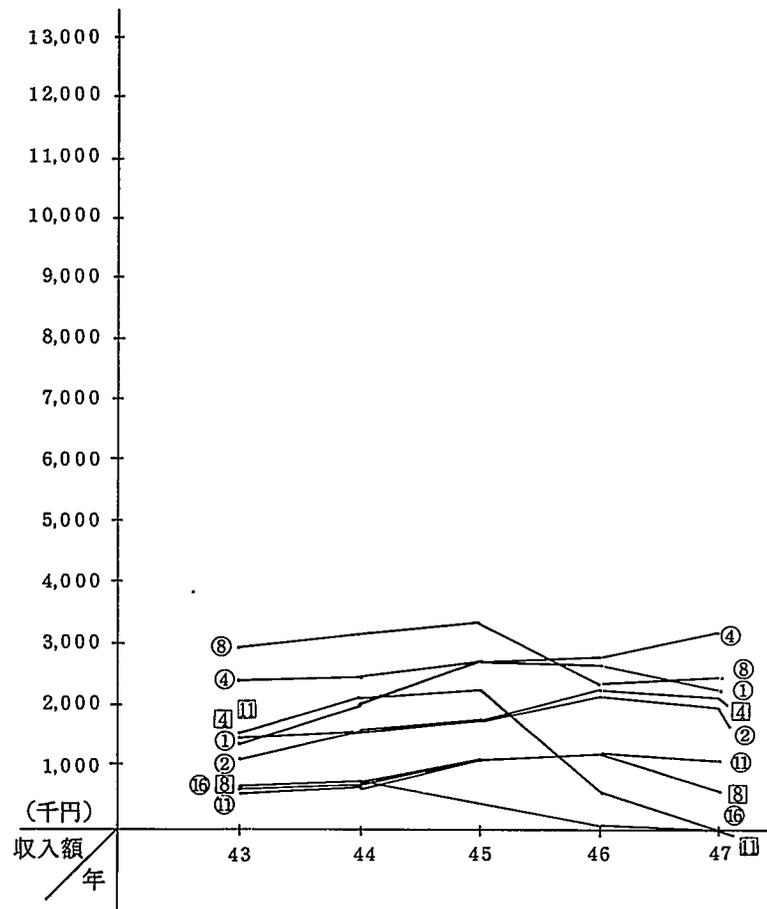


図 2-3-5 (1) 農業所得の変化(単位千円)
(上層)

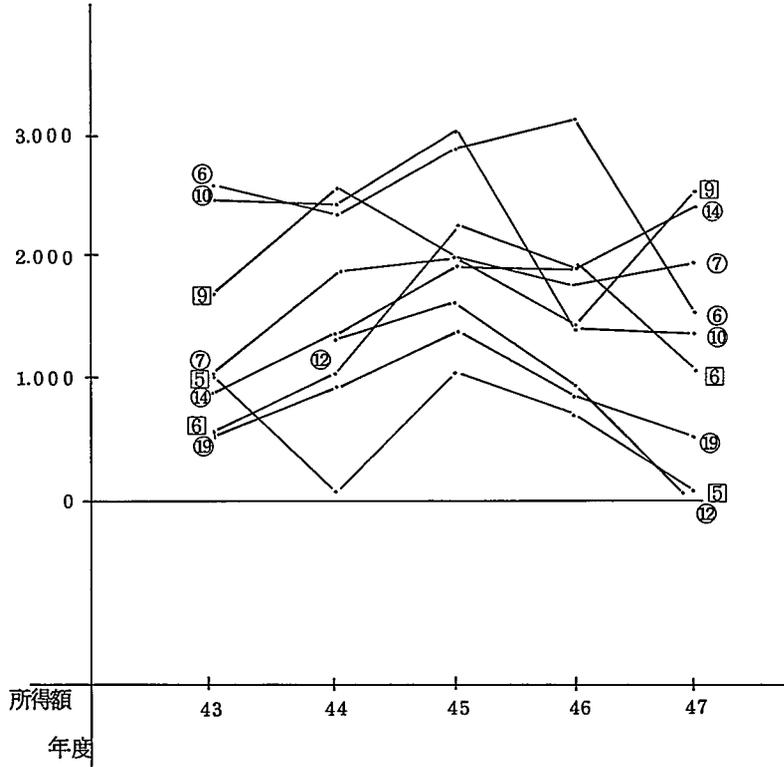


図 2-3-5 (2) 農業所得の変化(単位千円)
(中層)

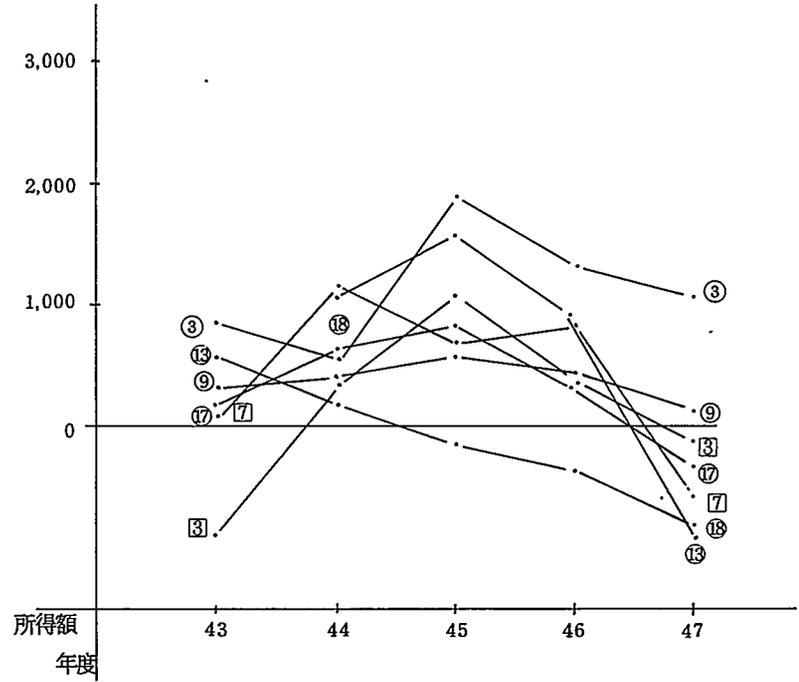
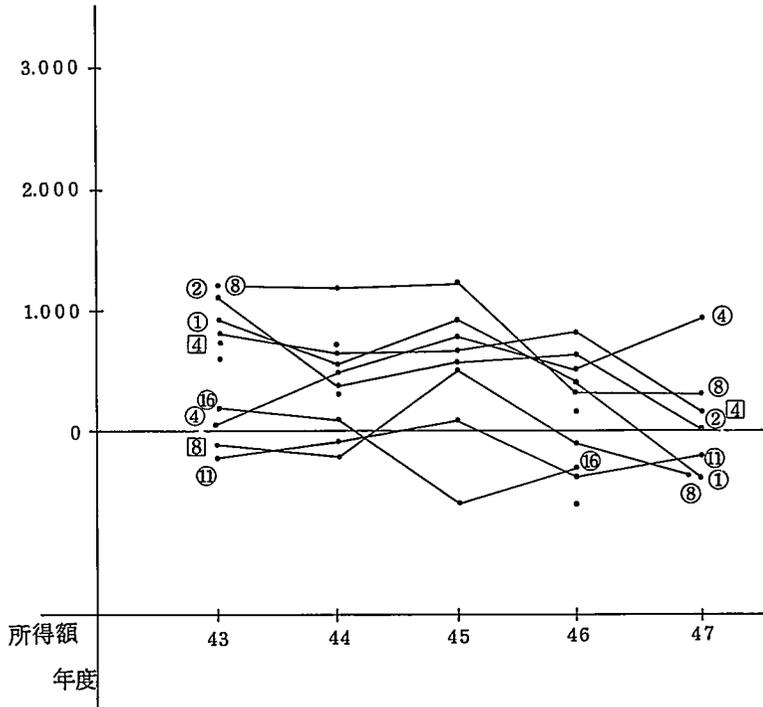


図 2-3-5 (3) 農業所得の変化(単位千円)
(下層)



への対応がはやかった上層農の45年までの100万円をこえる所得額は、中・下層とは一段のひらきがみられる。⑬⑮をのぞき、44年以降、上層農は100万円をくだっていない。一方、中層農をみると③⑩が45年までは、所得額の増大がみられたが、上層に比して総額そのものは小さく、さらに下層は、43年以来全体として100万円以下の所得である*。

* 「農業所得」は、第2章と同じく、単年度の農産物販売収入から生産経費を引き、さらに負債の利子、元金返済部分を差し引いて、算出した。

しかし、ここで何よりも私たちが指摘しなければならぬことは、下層は43年以降、その所得額が伸びぬまま、46年、47年とそれがさらに低下しているということ、中層においては45年までの所得額の増大にもかかわらず、46年段階でそれは低下し、47年においてはさらにそれが低下しているということ、さらに上層においても46年段階以降、一階梯その所得額が低下しているという事実である。たしかに前述のように農業粗収入でみるかぎり、上層農は他層と比して43年以降たしかに急速にその総額を増加させていた。しかし、その所得額レベルにおいて問題をふかめると、この上層農自体もきわめてきびしい状況におかれていることがこうしてあきらかとなる。

このことは、少なくとも今日問題とせられている所謂「酪農生産」の危機が、下層、中層のみならず、上層農にもふかく及んでいることを物語る。事実、自民党系町会議員である上層農⑩は、私たちの調査にさいしても、さらなる体制的挺子入れがなければ、形成しつつある多頭数酪農経営そのものが「解体」してしまうその危機を切実に訴えていた。そして私たちは、すでに第2章においてかかる危機そのものが家族構成員の現実の労働一生活過程に如何に立ちあらわれているかを分

析してきている。

ところで、こうした形での体制的挺子入れによる「大規模酪農経営」の形成の対極において、離農せざるを得なくなった農家層、また現在、下層(Ⅲ)として私たちが位置づけた所謂、農村プロレタリアート層としての農民層が輩出されているという事実について、次に若干の事例を示めておこう。

まず⑩⑪⑫が43年から45年にかけて在村離農、および経営縮小に追いこまれている。⑬は後継者がなく昭和38年から育成牛の飼育に転じ、45年には一切の営農を取りやめ、46年には土地も手ばなして、現在、わずかに豚5頭を飼育している。

⑭は、戦前から酪農を主体とした経営であったが、42年後継者が他出し、育成牛飼育にかわり、世帯主も山仕事にでている。

⑮は、46年に夫死亡により主幹労働力を失い、乳牛を手ばなしてしまう。現在育成牛4頭、シイタケ栽培で農協職員の息子と生活を続けている。

つまり三戸とも、労働力・後継者問題で経営を放棄ないし縮小にいたるのが特徴的である。

I・S両部落にも昭和40～47年にかけてI部落4戸、S部落7戸の離農者が見られた。その個々ケースについての詳細は定かでないが、⑯は養豚経営の失敗のあと離農し、⑰の本家⑱は47年にはヤマベの養殖をしている。

第4節 農業構造改善事業の進展と農民層の対応形態

さて、以上みてきた農業構造改善事業についての農民の対応形態についてここではふれておこう。第1次構改には上層農が参加し、第2次構改には中農層があらたに加わったが、その参加態度はけっして一様ではない。その対応及び評価について見ていくと、いくつかのタイプに分かれる。その第1は、積極的な受け入れ型であり、第2は、不安をもちながら受入れた型、第3は、まったく受け入れない型にわかれる。

第1のタイプに属する農家は第1次構造改善事業に参加した上層農家に多く、第2のタイプに属する農家は中層の農家に多く、大部分第2次構造改善事業に入っている。第3の型は下層及び中層の1部の農家で、この中層の農家の構改への対応は独自な問題を提起している。

第1のタイプに多い第1次構造改善事業への参加農家は、上層の⑩⑪⑫⑬⑭の6戸であるが⑩は「経営規模がうまい具合に(機械化する段階に)到達しているの、こちらから出て出た。構改は農民にとって当然だ」とし、⑪は「(構改の導入に際しては、)最も積極的な役割をうけもった」と構改の導入に先頭に立ったことを自負している。また⑫は第一次構改導入時点で搾乳牛10頭程度の規模であったが、「(参加するために)自発的であったし、第一次構改でははったりをきかした」と、規模拡大へのステップとして、第一次構改参加を積極的に位置づけ対応している。しかしながら⑬や⑭のように「うまくゆかかどうか不安があった」、「機械のことがよくわからなかった」、また⑮も「ただ当時の規模(総24・搾15)で利息の返済が不安であった」と述べている様に、全く不安がなかったわけではない。しかしながらこの第一次構改に参加した6戸は第2次構改へも全戸加入しているが、第2次構改のときには殆んど抵抗なく参加している。

第2次構改では新たに14戸が参加する。そこでは様々な不安と躊躇が交錯している。

N利用組合に入った⑯は「個人でやるという考えでやってきたので不安があった。しかし、子供があとからやりたいといっちは困るので入った。大きな機械への補助も魅力であった」とし、不安をもちつつも後継者対策と、補助の魅力によって加入している。⑰は、「機械の高度化への不安

があった。今もって不安は解消されていない」とし、虹別N利用組合が3年後に予定している自走式ハーベスタの導入を懸念している。同じ利用組合に参加した中層の③と⑩は「第二構改がなくてもトラクターを入れなくてはならなかったので喜んだ」。「構改はすすんでやりたかった。前から共同作業でやりたかった」とし、トラクターの導入と共同作業の必要性から第二構改を積極的に受け入れている。⑨は「豚の共同（虹別養豚組合）での失敗があり迷ったが、何とかかなと思って行きあたりばったりで入った。機械を入れないと子供がやらない」と以前の共同経営の失敗から来る不安と後継者対策の板ばさみの中で加入している。

K利用組合の⑦は「トラクターがあったので必要なかった。ベレーは余乾が必要だが、天候の問題でだいぶ問題になった。しかし構改に入らないと今後金をかさないという。」①は「入りたくなかった。共同だと機械を自由に使えない」、②は「収入があがるかどうか不安だった。赤字をださないようにしようと言うが」、④は「後継者が小さいので迷った。⑤（親戚）と組みたかった、労働の融通がきかない」。と5戸中4戸までが構改に対し強い不満をもっていながら参加している。③は「機械化が必要である。5割補助が魅力」とし、4戸に対し一定の積極性を示している。

このK利用組合の場合、⑤①②が開協組合員であり、④⑦が農協組合員である。このことは当初の組み方から問題となり、また開協と農協の両機関での金の貸借の調整が必要であったが、普及所の強い働きかけでようやく結成されている。

KN利用組合の⑦は「乳価の値上げが期待できないから、採算がとれるかどうか不安」とし、⑩は「（構改に入ることによって）上からの酪農が押しつけられて一つの型にはまるのではないか」⑨は「幼稚園の段階にあるものに対し、（構改）はむずかしい。」②は「自分のとこの経営が事業を入れるのに適当な時期であるかどうか」として、採算、経営形態の拘束、導入段階の適否などの不安もっていた。

これに対して、第3のタイプの不参加の農家は、中層の③⑤と下層の⑧⑩⑧⑩①④⑥とで計10戸になる。③は「後継者がいない」ために不参加、⑤は「あんなに借金をすると利子だけでつぶれてしまう。2次構がおわたあと融資＝3次構がなければつぶれてしまう」、⑧は「借金をするのはきらい。なるべくなら経営は小さくてももうかるようにやりたい」。①は「負債をするのがイヤで入らなかった」。⑩は「組合勘定を黒字にして共同組合に入っていく」。⑧は「名目で加入している。名目参加は（小さい経営でも参加する）権利の拡大と（トラクターによる）請負作業の保障」。⑩は「借金をしてまでやるのは好まない。こじんまりとやっていきたいから」。④は「第1に後継ぎの問題。第2に息子がやるとき負債がなければ現金ぶつめる。現金だと安くなる。第3に共同利用だと機械の破損多くなる」。⑩は搾乳をやっていないため、⑥は離農のための理由による。

以上見てきた事例だけでも、構改への参加に関してはほとんどが不安をもって対応してきている。その内容は、借金をして機械化をして生産を上げても利子や元金返済に追いつけず、採算がとれるのかどうかという不安であり、機械を導入しても更なる大型機械が必要になり、機械そのものも共同利用であるかぎり、自由に使用できないし破損の度が高く、修理費がかさみ赤字になるのではないかと、ひいては共同作業自体がうまくゆくのかどうかという不安であり、更に負債をすれば後継者にまで係わる問題で、後継者がやってくれるかどうか、という不安である。

この不安は一面では、機械化するなら5割補助が魅力であるし、労働力の不足から共同作業は必要になってきている、また後継者確保のためにも機械化をする必要があるという論理で構改へ参加することにもなる。この背景には多頭化の波が農民を包囲し、酪農全体が多頭化の時代に至ると

いう認識が存在しており、その波に乗り遅れまいとする対応である。この様な動きの中で構改に対し明確な観点から批判的な農家も生まれている。⑮⑯がそうであり、共に借金をして経営拡大することに対して明確な批判的態度をとっていることである。⑮⑯は既に見て来た様に構改には入らないが、機械化は自ら進めており、他の非参加農家とはこの点で異なっている。他の非参加の農家は構改へ入る経営規模段階にあるかどうかで境界線上にあり、⑩の如く構改への参加を希望しているが、現状はその段階でないためとりやめている「家」もある。（なお、第5章参照）。

第5節 総括

さて、以上私たちは本章において、現在の各農家の階層差が如何なる史的文脈の中で生じてきたのかを、その生業史のレベルにまで立ちかえって問題としてきた。そうしてさらに、各層の農業構造改善事業への対応もみてきた。すでに第1節第2項で一応の総括をしたように、入植における時差、それにもとづく「家」の代代的発展過程における自家保有労働力の差は、現在の「家」のあり方におおきな相違をもたらしている。少なくとも昭和35年段階までにおいては、その土地集積のプロセスをみても、戦前入植者層において、現在の上層を構成する層と、下層を構成する層とでは大きな相違はなく、むしろ現在の下層農の中に、当時の段階で30町以上集積層の比率はたかい。また、さらに「酪農」志向か、「畑作」志向かという経営志向の差も、土地集積の側面からみる限り左程おおきな規定要因とはなっていない。

このことは、ひとつには所謂わが国経済の「高度経済成長期」以降における、とりわけ虹別地区においては、農業構造改善事業導入以降の「酪農」のあり方が、それまでこの地域が伝統的に培ってきたものとは大きく異なっていたということを物語る。

そうして、第一次構改が導入される昭和41年の段階において、あらたなる段階での「酪農」への受け皿をすでに用意していた層が、積極政策によって急速に上層農として伸長したといえる。この土台に国策にそうたその経営志向と同時に自家保有労働力の多寡の問題が存したことはいうまでもない。

さて、「自家保有労働力」を問題とする場合、すでにみてきたように、戦前入植者層と、戦後入植者層の相違が基底的なものであったことを無視することはできない。前者が「家族もち」入植であったのに対して、後者の半数は「単身」入植であった。このことはその後の自家保有労働力のあり方に大きな規定を与えたばかりではなく、戦後入植者層にとってその「経営の存在形態」そのものを、戦前層と同様に酪農化への志向性をもちながらも段階的に、一段階ひくいものとして規定してきた。そうして46年以降の第2次構造改善事業が、これらの層をも包摂する。

ところで、ここで私たちが考えねばならぬことは次の諸点である。第一は、たしかに戦後入植者層は戦前入植者層とは異なって、現在上層を構成する農家は1戸もない。けれどもこの層は「家」として孤立した存在ではなく、それ自体が戦前入植者層の血縁分家、または奉公人分家、実習生分家として入植した層が、現段階において、中、下層を構成しているという事実である（その他は離農した）。つまり、これら戦後入植者層は、それ自体血縁あるいは擬似血縁のネットワークの中に社会的に存するものとして位置づけられる。かかる点を第7章において私たちは村落社会構造それ自体の変動過程として分析する。第二に私たちがふれなければならぬ点は、すでに第1章第2項にみた如く、この代代的に確保した自家保有労働力の多寡の問題はたんにその量の問題ではなく、すぐれてその質の問題として、すなわち農民層自体が有する主体的力能の問題として、さらにその力

能を形成する社会過程，そのネットワークの問題として解析されなければならないということである。（第6章参照）また「家」それ自体の世代的発展の問題として，それは解析されなければならない（第4章，第5章参照）。

第三に，ここで指摘しなければならぬことは，本章第2節の分析であきらかなように，そうしてまた第2章第2節の分析であきらかなように，現在形成されつつある上層農においてすら，そこでの階級的諸矛盾がきわめて激化しているということである。急速な「大規模化」の中での矛盾はいくつかの側面において立ちあらわれてきている。第1に，前述のように農業所得そのものの低下としてそれは現象している。また第2に，急速なる「大規模化」と「家族協業経営」の矛盾としてそれはあらわれている。端的には，その過重労働時間にもとづく健康破壊の問題にそれは垣間みられた。

第四にそれ故，さらなる体制的挺子入れによって設備・技術のより一層の高度化の方向が志向せられるわけだが，それは一方では負債のより一層の累重となって現象せざるを得ず，こうした矛盾を短絡的に解消する手だてとはただちにならぬことは事実である。

それ故，第五に私たちが指摘しなければならぬことは「家をこたえた社会的協業様式の確立過程における諸問題がここにどうしても提起されざるを得ないということである。（かかる点は第7章において問題とする）。

第4章 家の生活史・ライフステージと日本資本主義発展への「家族協業体」の対応の史的分析

「家」を単位とする「家族協業体」は、日本資本主義社会の展開過程の中で、入植、戦争、そして「高度経済成長」下の大規模酪農専業化といった諸困難に遭遇してきた。そのさい、それぞれの困難な時期に対応する時の「家」の発展段階の差異が、その困難をのりこえた時点での個別農家の蓄積の差異となつて現われ、新たな基盤の上でさらなる困難期との対応をはかるといふ形で「家族協業体」はその史的展開をとげてきたのである。かかる「家族協業形態」の累重的発展のもたらした生業そのものの創造と生業基盤の差異の形成、そして困難期に対応するさいの「家」の発展段階の局面、とりわけライフ・ステージによって示される自家保有労働力及び生活過程上の差異とに着目しながら、現段階における階層区分が生み出されてくるプロセスについて考察し、「家族協業形態」の史的展開とその位置づけを行うことが本章の課題である。

かかる意味で、本章は家族社会学的観点からの、とりわけ現段階においては、その研究事例の極めて少ない農村家族の「家」としての世代的発展に関する事例分析¹⁾ということになるが、そのさい私達は北海道という事例対象に即して、入植農家の入植前の職歴分析を行うなど、現段階に相応した各種の分析視角を設定している（なお、現段階における「農村家族の構造分析」はすでに第2章で行っている）。

第1節 虹別入植者の二つの層及び本章での分析視角

本節では虹別入植の時期を異にする二つの層のアウトラインを把握し、そのあとで本章全体の分析視角を述べる。

まず前者からみていくと、現在、虹別I・S両部落は、昭和4～6年入植の戦前入植者層、その戦後分家層、及び実習生入植者を主体とする戦後入植者層よりなっている。I部落は戦前入植者9戸、戦後分家4戸、戦後入植者8戸の計21戸であり、S部落はそれぞれ7戸、1戸、3戸の計11戸である。そして「家」としての虹別入植という面からみると、後に分家層を出す「家」を含む戦前入植者層と、戦後入植者層に大別できる。

これより詳細にみると次のごとくである。戦前入植者層を構成するのは、I部落の⑭⑮⑯、S部落の⑵⑶⑷（以上昭和4年入植）、昭和5年に入植した⑥⑦⑧⑩⑪⑫⑬、昭和6年に入植した⑳㉑でI部落9戸、S部落7戸の計16戸である。そして戦後分家層は⑬と⑰がそれぞれ昭和21年、30年とに⑭より分家し、①と⑲は昭和26年にそれぞれ⑳及び㉑から分家している。②は養い子分家の形で昭和38年に⑩から分家した。これに対し戦後の実習生入植は昭和25年から30年までで、⑱（25年）、⑤④①①②（27年）、⑦（29年）、③⑨（30年）の計9戸である。また⑰は再入植者、⑲は町内移住者である。

これら二つのグループは次にみるごとく、出身地、入植前の生業、入植時の家族構成、そして入植理由のそれぞれにおいて、異なつた特徴をもっている。以下、最初に戦前入植者の特質を分析し、ついで戦後入植者のそれについて考察する。

第1項 戦前入植者層の「家」の歴史と虹別入植

戦後入植者層に比べての戦前入植者層の特質は、表2-4-1にみるごとく、家族を引きつれ

での入植という点にある。すなわち最高53才、最低27才の世帯主が、入植以前にそれぞれ分家その他の形で「家」を形成しており、一家入植をしてくるのである。あるいはかかる一家入植者がその後の凶作などの困難の中で容易に他へ移る事ができず、虹別の開拓の中にしか活路を見出しえなかつたということもできよう。

さて、表4-2-1にもとづき、出身地、入植者の生業、入植時の家族構成についてより詳しくみてみよう。出身地については16ケース中、福島県7、岩手県1と東北で5割を占めるが、関東出身が5、関東以西出身が3というごとく、全国的な広がりがみられる。生家は1ケース(⑤)をのぞき農業で、入植者は⑥と⑩が長男である以外はみな二男以下である(⑥⑨⑩不明)。そして入植前の生業としては農業である者が多いが、畑作は⑩のみで、他は零細水田農家(⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳)か、兼業水田農家(⑥⑩)である。しかし注目すべきは農業以外の職業に従事していた者が4割弱を占めることである。⑲(建築業)、⑳(大工)、㉑(木工場)、㉒(牛馬商)、㉓(炭鉱夫)、㉔(常盤炭鉱坑内員)がそれである。

入植時における入植者の年齢をみると、50才台2人、40才台7人、30才台5人、20才台2人で(最高53才、最低27才)、平均で39~40才となる。このように現在残っている戦前入植者層は非常に高い年齢で入植したことが特徴的である。このことは全ケースとも一家入植であることと関連する。入植時において直系家族形態をとっていたのは、昭和5年の入植から8年の死亡まで母がいた⑩のみであるが、夫婦家族形態をとる「家」においても多数の家族(平均4.4人)がいたことは明らかである。

ところで戦前入植者はいかなる理由で、多数の妻子をひきつれ、虹別の地にまでやってきたのだろうか。入植理由を大別すると傍系男子で土地を取得し独立して生業基盤を確保したいとするもの(土地取得-独立型)、すでに何がしかの土地を所有していてもそれぞれでは食えず、みじめな生活の転換をはかろうとするもの(農業生活転換型)、すでに生業基盤を一応持つており、開拓で一旗あげてそれをさらに確かなものにしようとするもの(開拓-一旗型)、事業に失敗し入植したもの(事業失敗-入植型)、生業の転換として入植したもの(生業転換型)の5つに分かれる。

〔土地取得-独立型〕

⑥⑦⑧⑨の4ケース。いずれも農家の二男以下の者で農業生産基盤を持たないか、または農業より流出して大工・建築業などにたずさわりながら、土地を取得して農家として独立することを望んだ、世帯主の年齢が若い(⑥27才、⑦30才、⑧31才、⑨は42才だが妻が27才)人たちであったことが特徴的である。

⑥(入植時の入植者の年齢=27才)岩手県九戸部村出身、「夫は二番オジだし、何もない同志と一緒にだったので土地も牛もない、こちらへ来たなら10町もらえるというので来た。冬は寒くてびつくりしたが来た以上どこへ行くことも出来ずここにいた」(妻)。

⑨(42才)三重県伊勢市出身、「父は農家の二男でいずれは口べらし、独身の時に北海道で実習生としてすごしたので、北海道を知っていた。物いぬ動物たちを相手にのんびりやりたいという気持で、県の移民募集PRにのつて来た。入植補助金350円をもらった」。入植前は名古屋で建築業をしていた(二代目)。

〔農業生活転換型〕⑩⑪⑫⑬⑭

これら5ケースはたとえ三反百姓であっても土地を所有していたが、それ以上の拡大は望めず北海道移民PRにのつて「みじめな生活からの転換」をもとめて入植して来た人たちである。世帯主の年齢は〔土地取得-独立型〕の人たちより10~15才高い。

表-2-4-1 戦前入植者の入植前の生業と入植時の家族構成

ケース番号	入植年	出身地	生家の生業	本人続柄	入植前の生業	入植者の年齢	一緒に入植した家族員
⑭	昭和4年	山口県	農業	二男	山間の水田農業	48才	妻39才・長女20才・二女17才・長男14才・次男13才・三男6才
⑮	"	"	"	不明	水田農業	36才	妻34才・長女10才・長男8才・二女1才
⑯	"	三重県	"	二男	建築業(名古屋)	42才	妻27才・(子供不明)
⑰	"	千葉県	"	二男以下	水田農業	46才	妻42才・長女12才・長男6才
⑱	"	"	不明	"	牛馬商	48才	妻40才・三男9才
⑲	"	栃木県	農業	"	水田農業	43才	妻45才・長女17才・二女14才
⑳	5年	"	"	"	水田農業	53才	長男26才・二男20才・四男17才・長女7才・二女5才(妻は昭和2年死亡)
㉑	"	東京都	木工場	長男	木工場(深川)	28才	妻22才・長女6才・二女2才
㉒	"	岩手県	農業	三男	畑作農業	27才	妻24才・長男1才
㉓	"	福島県	"	二男以下	水田農業	31才	妻30才・長男5才・長女3才・二男1才
㉔	"	"	"	不明	水田農業と製粉業	52才	娘18才くらい(妻は昭和15年来住)
㉕	"	"	"	二男以下	大工	30才	妻30才・長男5才・長女3才・二女1才
㉖	"	"	"	"	水田農業	42才	妻37才・長女16才・二女13才
㉗	"	"	"	長男	水田と馬車追い	33才	母64才・妻30才・長女9才・二女7才・長男5才・二男2才(母は8年に死亡)
㉘	6年	"	"	二男以下	水田及び炭鉱夫	30才前後	妻25才前後・長男4才・二男2才
㉙	"	"	"	"	常盤炭鉱坑内員	45才前後	妻40才前後・娘20才

資料出所；実態調査による。以下特に明記しない場合は同じ。

㉔(43才)栃木県那須郡出身「栃木では兄弟が多かった。先に網走の佐呂間などに入植した友人の話をきっかけに移ることにした」(二代目)。

㉕(46才)「父は千葉県君津郡で分家の三反百姓だった。これではとつてもやつていけないので、県の募集にのつてやつてきた。Mさん(S部落㉔)は当時一緒にやつた組だ」(二代目)。

㉖(53才)栃木県上都賀郡真名子村出身、「昭和2年に母が亡くなった。母がいないので小さな弟妹の子もりなどを自分〔入植時26才〕はしていた。知らないところへ行つたら弟妹にみじめな生活をみせないですむということで来た。父には朝鮮移住を志願するなど異国地へのあこがれが強かった。昭和4年11月、移民募集の新聞広告をみ、同郷人が天塩や十勝へ入植していたので、その近くに申し込んだが、いづまいでだめだった。それでここに来た。土地300円、家が50円の補助金をもらった」(二代目)。

〔開拓一旗型〕

このタイプは北海道開拓移民の根底に共通しているものであろうが、次にみるケースにおいてこの性格が端的にあらわれている。

㉗(36才)山口県玖珂郡出身、「土地がほしかつたので入植した。5年間の予定だったが成功せず、そのまま残っているうちに戦争になった。山口に20町ほど土地、山林があつたがこちらに長くいたので農地改革でとられた」(入植者の妻)。

㉘(48才)山口県吉敷郡の山間の農家。「台風による山くずれで田畑が流されてしまった。山口県庁が北海道移民をつのつていたのでそれにつて来たが、長兄は入植せず山口に残った。開拓で入つたが軍馬と監獄の標茶町に永住する気はなかつた。2～3年いるうちに酪農が入り、またその後戦争になった。いううちに動かれなくなつた」(現世帯主=二代目)。

一旗あげて故郷へ錦をかざる予定が、入植後の困難にあい、故郷へ逃げ帰った人達が数多かつただらうことは想像に難くない。そして残つた人達は戦争により動けなくなつたという特徴をみる事ができる。この型の場合年令が高いか家族数が多いという人達である。以上の三つのタイプは大工などをやっていた者を含めて、農業を生業としていたかまたはそれを志向していた者の入植理由であるが、次にみる三ケースにおいては農業以外からの農業への転換がみられた。

〔事業失敗一入植型〕

㉙(28才)「東京深川で木工場、40人位いた。関東大震災で家を焼かれた。その後も不況のため事業に失敗した。読売新聞で移住民を募集していたのを見て、家内と相談の上、区役所開拓係へ行つた。『宗谷と虹別がある。一応申し込みなさい』といわれたが宗谷はいづまいだつた。移住法で350円の補助金をもらつて入植した」(入植者)。

㉚(48才)千葉県香取郡出身、「千葉で牛馬商をしていたがその事業に失敗したのでここに入った。長男(18才)・二男(15才)・長女(12才)は入植せず三男(9才=現在世帯主)が父母と一緒に入植した。入植当時より牛馬の飼育を行つた」(現世帯主)。

〔生業転換一入植型〕

㉛(45才)「父は常盤炭鉱の坑内夫、母と自分は選炭婦をしていたが、炭塵がいやで晴耕雨読をしたいということで虹別へ来た。当時映画などを見せながら移住民を募集していた。それにのせられた。」(娘=現在世帯主の母)

㉜㉝は自己の経営していた事業の失敗から、㉞そして㉟は炭鉱社会からの離脱の場を求めて、虹別の地へやってきたのである。

以上みてきたごとく、戦前入植者の入植理由のタイプは、土地取得一独立型4ケース、農業生活転換型5ケース、開拓一旗型3ケース、事業失敗一入植型2ケース、生業転換一入植型2ケースとなる。世界恐慌に直面し、自らの生業と生活の防衛一展開の場を北海道開拓地に求めて来住した人たちのうち、その後の困難にたえて残つた人たちが虹別I・S両部落の戦前入植者層の中軸を占めている。

第2項 戦後入植者層の虹別入植と「家」の形成
 戦前入植者層に比しての戦後入植者層の特質は、分家入植者層を含めて、一家入植者がほとんどないところにある。表2-4-2によれば、妻子をともなつての入植は⑤⑩⑫の3ケースのみである。

表2-4-2 戦後入植者の入植前の生業と入植時の家族構成

	ケース番号	入植年	出身地	生家の生業	入植者の続柄	入植前の生業	入植者年齢	結婚年	第一子出生年	入植時の子供
戦後分家層	⑬	昭和21年	(山口県)	(農業)	三男	畑作・酪農家族従事者	29才	昭和21年	昭和21年	ナ シ
	①	26年	(福島県)	(")	二男	"	21才	31年	31年	"
	Ⅱ	"	(")	(")	"	"	22才	26年	30年	"
	⑭	30年	(山口県)	(")	五男	"	24才	31年	32年	"
	②	38年	(福島県)	(")	二男	"	25才	38年	41年	"
再入植者	⑰	26年	山形県	農業	二男以下	4年入植、7年から町内で炭焼	44才	3年	9年	長男16才・長女13才・二女6才
実習生入植者	⑮	25年	長野県	"	"	水田農業→兵役→満州抑留	27才	26年	27年	ナ シ
	⑤	27年	東京都	農業以外	"	警視庁巡查	28才	24年	25年	長女3才・長男1才
	④	"	山形県	農業	"	水田農業家族従事者	21才	27年	31年	ナ シ
	⑪	"	"	"	四男	満州開拓義勇軍→抑留	23才	29年	30年	"
	Ⅰ	"	"	"	二男以下	"	30才	28年	29年	"
	Ⅱ	"	"	"	五男	水田農業家族従事者	25才	27年	31年	"
	Ⅶ	29年	"	"	二男以下	水田農業家族従事者及県内の炭鉱・銅山労働者	24才	28年	30年	"
	③	30年	"	"	三男	満州開拓義勇軍→水田農業	30才	31年	32年	"
	⑨	"	"	"	二男	水田農業家族従事者	26才	30年	31年	"
町内移住者	⑫	38年	"	"	長男	⑫町内入植(4年)→満州開拓団(15年)本人町内再入植(21年)	40才	22年	23年	長女15才・二女13才 三女11才・長男9才 四女1才

⑰は再入植者である。すなわち昭和4年に山形県から虹別I部落に入植(今の⑩のあたり)、2~3年やつたがうまく行かず、冷害もあつて離農し、町内の多和地区で炭焼を生業としていた。しかし、戦後、炭焼が成り立たなくなり、50才で再入植したがその時、長男16才、長女13才、二女6才であつた。

⑱は町内移住者であるが、昭和5年、6才の時、父とともに町内茶安別に山形県から入植した。その後16才になつた時、一家で満州開拓団指導農家として渡満、戦後昭和21年再び茶安別に入植し、本人は翌年結婚、37年までそこで畑作をいろいろ試みたが、酪農に転換するため38年に虹別I部落に一家入植=町内移住を行つた。その時妻36才、長女15才、二女13才、三女11才、長男9才、四女1才であつた。

この2ケースに比べ⑤はより特異である。

⑤は昭和21年から、警視庁巡査をしていたが思想問題が動機で農民になつた。すなわち昭和23年~26年頃「早大事件」など頻発していて、戦前の特高の復活として警備二課が新設され、お前はそちらにまわれといわれたが、自分は当時、中央大学の学生であつたのでいやになつた。それに、人に使われるのが、苦痛だつた。それで中大は中退して農業に専念する気になつた。27才に道庁の開拓部長の紹介で(虹別)I部落へ入植した。実習はやつた」というのが⑤の入植経緯である。結婚は24年で入植時には妻と長女3才、長男1才がいた。

つまり戦後入植者で一家入植の型をとつたのは再入植者の⑰、町内移住者の⑱、及び特別な生活史体験から生業転換を急激に行つた⑤というごとく、現在定住している戦後入植者の中では少数事例に属するものである。

次に、戦後入植者層の3割強を分家層が占めていることは注目に値する。そのうち⑬以外は農地改革後であり、②の分家は昭和38年と新しい。

いま、私たちのつかんだ限りでの分家入植の事情についてみると⑭は⑬と⑳に分家させているが、⑬の時は入植者65才、後継者31才で、戦争から復員してきたばかりの⑬に搾乳牛2頭を与え分家させた。土地は離農者の跡地と考えることができる。その後、⑭の家では昭和28年ごろ(入植者72才、後継者38才)から現在地を開拓しはじめ、昭和30年にもとの家と土地を⑳に譲り、隠居分家の形で弟を分家・独立させている。

昭和26年に①を分家させた⑱、及び④を分家させた⑳の場合、それぞれ入植者50才、後継者24才；入植者31才、後継者26才の時に分家を出している。このとき④は乳牛1~2頭を本家からもらつているが、①はもらつていず、分家後1人で入植-開拓に従事した。また②は「養子」分家形式であると考えられる。すなわち②は福島県安達郡の農家に男4人、女4人の8人兄弟の二男として生まれた。昭和26年小学校6年のとき、父の姉夫婦(虹別I部落の⑩)のところへあずけられ、中学校卒業より結婚までそこで手伝をしていた。昭和28年結婚と同時に「30万円の土地代と3頭のハラミ牛」をもらい現在地に入植した。「Sさん(⑩)には世話になつたがそれはお互い様だと思ふ。主人はあまり口数も多くなく朝から晩まで働く人だつた。Sさんのところもウチの人がいた時は姉さんにムコが来たけれど子供が小さくて、もしいなけりばずいぶん困つたはずだ。これぐらいのことはあたりまえ」というのが②の妻の弁である。

以上みてきたごとく、分家入植のさい本家が譲渡したものは土地購入資金又はその支払いと、せいぜい乳牛2~3頭である。⑨のごとく隠居分家といったところも、本家が酪農への移行を念頭においてより条件の有利なところへ転住し、跡地を末弟に譲渡したものである。虹別地域においては戦後緊急開拓者や25~6年からの実習生入植者を受け入れるが、それは未開拓の土地が存在していたということと同時に、厳しい自然的・社会的条件(冷害や後継者の戦死など)のもとで離農者が後を断たなかつたという事情が存していた。戦後の緊急開拓にしても「虹別には40~50戸入つてきて、32~3年頃まで頑張つていたが、事故が多く、失敗してやめていく者が出てきた」(④の言葉)という状態であつた。従つて少なくとも分家を出す場合の土地の制約は本州や道内の先進開拓地に比べ、比較的少なかつたといえる。

しかし、昭和30年代に入ると酪農専業体制への移行にともなう土地の激しい集積が行われ出すので、分家を出す余地が逆にせばまりますが、昭和21年から32~3年頃までは、本人達がその気に

なれば、そして土地購入資金を何らかの形で用意できれば分家を出しえた。

昭和35年当時で20才以上、つまり昭和15年以前に出生し生存していた、後継者ではない男子をとり出してみると、上記の⑬、⑭、⑮を除き、⑦の二男（昭和11年生まれ）、⑱の四男（大正12年生れ）、⑲の二男（昭和7年生まれ）、⑳の長男（昭和10年生れ）の5人である。このうち⑦の二男は27年に町内ルルランへ分家し、⑱の四男と⑲の二男はそれぞれ23年、21年に農家の養子となっており、他出したものは⑳の長男が大学進学、その弟が就職で町を出ているだけである。

このように昭和21年から32～3年ごろまでの虹別I・S両部落においては、男子は後継者又は養子後継者や分家として町内にとどまっているという労働力移動の構造があったのである。このことと対応して女子の方も昭和21年から33年までに成人した者25名中、婿取り4名、部落内嫁入り6名と10名の者が同じ部落にとどまり、その他の者も町内嫁入り9名、別海村4名、阿寒町1名と近隣接町村へ結婚他出している。そして㉑の長女及び二女がそれぞれ大学進学、教員との結婚で釧路市へ出ているが、これも同一管内ではある（部落における血縁のネットワーク形成の問題の詳細は第4節でとりあげる）。

戦後入植者層のうちの実習生入植者をつぎにみてみよう。⑤を含め9戸が昭和25年から30年の間に虹別地域又はその周辺へ来住し、実習生をへて入植している。実習生入植者で特徴的なことは、前述の⑥及び長野県出身の⑦をのぞく他の7戸はいずれも山形県出身であるということである。これら山形県出身の7戸の入植理由とその事情は次のごとくである。

㉒（24才）山形県東置賜郡出身。「学校卒業後、家の農家の手伝い。18才で山形県内にあつた炭鉱に入つた。その後、農業をやりながら近くの銅山などに通つたりした。昭和28年に山形で結婚。それと同時に人に使われるのがいやだつたので、開発青年隊に入り渡道した。開発青年隊（200人）は国・県の二・三男対策で、学校と実習との二部制だつた。昭和35年まで弟子屈に実習場があり、そのほか委託農家制度をとつていた。開発青年隊員では宗谷に入植した人が多い。自分はKさん（S部落の㉓）のところで委託実習生をし、翌29年現在地に入植した。翌年、妻を山形から呼んだ」（入植者）。

この㉒にみられるごとく、山形県は二・三男対策の一つとして開発青年隊員をつのり、北海道弟子屈町の拓殖実習場及び委託農家での実習を経て開拓地へ入植させるという制度をとつていた。そしてこの制度にのつて多くの二・三男が戦後入植者として渡道している。㉓⑨及び④の前夫の3ケースもその一員であつた。

ところで戦前山形県は、関東軍及び拓務省主唱の満蒙開拓青少年義勇軍へ小学校高等科を卒業したばかりの青少年を送り出していた府県の一つであつた。そして虹別への入植者の中にもその体験をもっている者が3名含まれている（㉔③⑩）。彼等もまた開発青年隊のルートを通し入植した。⑩の場合をみてみよう。

⑩（23才）山形県南村山郡出身。「昭和18年、高等科を出て満州へ渡る。開拓青少年義勇軍だつた。終戦後抑留生活を送つた。復員して家にしばらくいて開拓地を探していた。26年山形県の募集でHさん（I部落⑪）のところへ実習生として委託され、27年に入植した」（入植者）。

以上みてきた山形県出身の実習生入植者の特徴は、全員が二男以下であるため家族従事者として「コセコセ仕事」（⑨）に従事したり、兼業の形で炭鉱、銅山などに勤めて家計を助けつつも、それでは「暮せなかつた」ため、県庁の募集にのつて北海道開拓に土地と独立を求めてやつて来たということになる。そうして戦前に満州開拓義勇軍に入つて渡満した人も、「五族協和」といつたスローガンにおどらされたところがなかつたとはいえないが、主たる牽引力は土地と独立にあつた。その意味では満州開拓義勇軍に加わつた人たちの虹別入植の動機は接続しているといえよう。

戦後入植者層の中には「満州帰り」が多い。上記の㉔③⑩、前にみた㉕と共に⑬もまた同じで

ある。

⑮(27才)長野県上水内郡出身、「昭和14年に小学校高等科を出て実家の農業を手伝っていたが、19年21才の時に兵隊で満州へ渡る。20年から24年までソ連に抑留されていた。25年に虹別Ⅰ部落へ入植した(入植者)。

この⑮,そして山形県出身の実習生入植者は、結婚した年に単身で渡道した⑦を除き、入植した年か1～2年後に結婚し、自からの「家」を形成している。「家」形成時の生業基盤は④のみが牛1頭、馬1頭をもっていたが、他は17～20町の土地を所有していただけであり、分家層や再入植者の⑯と比べてもその基盤は脆弱であった。このことは彼らが生業を確立するため、夫婦二人の多大な努力を行わねばならないことを物語っているものである。⑦が「まわりに自分と一緒に7戸入植したが、全部離農して自分だけ残った」と述べているごとく、自然的・社会的「淘汰」の波は彼らをおそった。現在残っている戦後入植者はその「淘汰」の過程を生きぬいた人達である。

第3項 入植時期区分と階層との関係

戦前入植者層と戦後入植者層とにおいて前者は一家入植形態をとつたのに対し、後者のほとんどは単身入植か入植と同時に結婚したかであった。そして前者は入植以来、昭和47年時点で41～43年経過しており、後者は約20年でしかない。これらのことは、前者においては既に二代目又は三代目の者が継いでいるのに対し、後者にとって後継者が出来るか否かは今後の問題として残されていることを意味している。このことは階層区分とも関係する。いま営農の中心を何代目になっているか(「家」の代表ということではなく)ということと、現段階における階層区分とをクロスさせてみると、表2-4-3のごとくなる。すなわち上層を構成しているのは戦前入植層3代目3戸(⑥⑤⑨)と2代目5戸(⑦⑩⑬⑭⑯⑮)が主で、戦後入植者層では町内移住者の⑫のみである。中層は逆に11戸中9戸まで戦後入植者層である。とりわけ実習生入植者層は9戸のうち7戸までが中層に位置している。これらに対し下層の様相は複雑である。下層(1)においては、戦前入植者層3代目の⑧⑩と2代目の④、戦後分家層1代目の①②と実習生入植者層の⑪④で、入植時期区分とはそ

表2-4-3 入植時期区分と階層との関係

		上層	中層	下層(1)	下層(2)	計
戦前入植者層	3代目	⑥⑤⑨		⑧ ⑩		5
	2代目	⑦ ⑩ ⑬ ⑭ ⑯ ⑮	⑬ ⑭	④	⑳ ㉑	10
	1代目				⑯	1
戦後分家層	2代目		⑬			1
	1代目			① ②	②① ㉑	4
実習生入植者層 再入植者 町内移住者	1代目		③⑤⑨⑬⑭⑮⑰	⑪ ④		9
	2代目		⑰			1
	1代目	⑫				1
計		9	11	7	5	32

れほど強い関係はない。しかし下層(2)では戦前入植者層の②③④及び戦後分家層⑤⑥から構成されている。つまり在村離農者は虹別でその大半の生活史を送った人が滞留しているとみることができ。このことは実習生入植者層の入植終了後からはじまった日本資本主義の高度蓄積過程の中で、虹別地域社会との血縁・地縁のネットの薄い層は、挙家離農の形で他出していったことを物語っている。

第4項 「家」の世代的発展とライフ・ステージ

しかしながら、以上の分析は入植時期区分と現段階の階層区分とがストレートに相関しているのではないことをも示していた。とりわけ戦前入植者層の2代目の「家」は各階層にまたがって存在している。かかる点から私たちは「家」の世代的発展の問題を生業史の展開との関係で分析しなければならない。鈴木栄太郎が既に指摘しているごとく、²⁾ 同じ天災に遭遇したとしてもその打撃の程度は「家」の発展段階によって異なる。とりわけ私達の調査対象地のごとき自然的条件の厳しい地帯において急激に大型酪農専業体制をつくりあげてきたところではこのことのもつ意味は大きい。

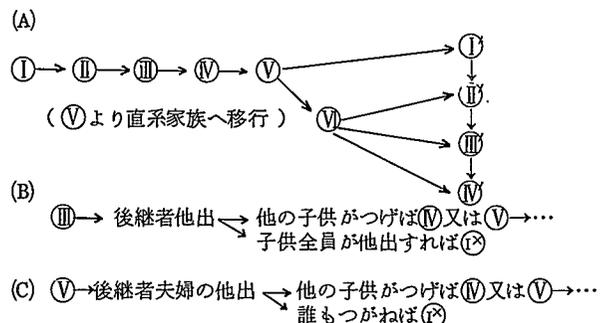
さて以下の各節で虹別地域における生業史の展開過程を、特定の世代的発展段階にある個々の「家」がどのようにうけとめ、対応したか、そしてそれが次の生業の展開にとっていかなる生業基盤蓄積として作用したかという点を分析し、それらを通じて「家族協業形態」の史的展開と現段階におけるその矛盾について検討していくことが次の課題である。そのさい、ライフ・ステージについては直系家族を念頭において次のごとき段階区分を用いた。³⁾

- 第Ⅰステージ 夫婦二人のみでまだ子供のない段階
- 第Ⅱステージ 第1子が乳幼児（小学校入学以前）までの段階
- 第Ⅲステージ 第1子が小学校入学から旧制高等科又は新制中学卒業（ほぼ15才）までの段階
- 第Ⅳステージ 第1子が旧制高等科又は新制中学を卒業した段階
- 第Ⅴステージ 後継者が結婚してまだ子供のない段階。このステージで直系家族へ移行する
- 第Ⅵステージ 後継者に子供が生まれてから、二・三男や娘が全部他出してしまふまでの段階

そして直系家族の世代的発展は図2-4-1の(A)のごとくⅠ～ⅣステージをへてⅤ→Ⅵ→Ⅱ'又はⅢ'あるいはⅤ→Ⅰ'という形で次世代へ継承されているのであり、虹別地域の戦前入植者層の多くはかかるプロセスをへて現在2代目もしくは3代目へと受けつがれている。(Ⅰ'→Ⅱ'→Ⅲ'……は直系家族形態に移行したあとのステージの展開を示す)。戦後入植者層では③及び⑦がかかるプロセスをたどっているが、多くはⅢステージもしくはⅣステージであり、Ⅴステージ以上はない。②のみはⅡステージである。

しかし世代的発展はまた断絶の可能性をはらんでいる。後継者が結婚前に他出してしまった場合は図2-4-1の(B)のごとく、後継者夫婦が他出してしまえば、図の(C)のごとく、他の子供だけで「家」が世代的に発展する場合もあるが、Ⅰ'Xステージ、つまり夫婦のみではあるがやがて死滅してしまう形態におちこみうる。後継者に嫁（又は婿）が来な

図2-4-1 「家」の世代的発展とライフ・ステージ



ければⅣステージから先へは進めないわけで、「家」にとって重大事であることはいうまでもない。なお、各ステージごとの「家」の生産－生活過程上の特質については、すでに第2章で分析されている。本章はそれを前提としている。また、虹別地域社会の生業の展開過程については第3章で分析しているところである。以下本章ではそこでの生業展開の節をうけて、それぞれの節に対する「家」としての対応を、ライフ・ステージとの関連で分析することが課題となる。

(註)

- (1) 「家」の世代的発展の諸問題についての整理は、森岡清美氏が『家族周期論』(培風館、昭和48年)でなされている。農村家族についての森岡氏の論稿「農村家族における児童養育費の研究」(『社会保障研究』昭和43年3月号)は、家族周期からみた農村家族の生活構造の変化と児童養育費との関係を、数量的にみたものである。また、農民の労働－生活と農村家族の世代的発展の問題については、鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』(昭和15年、未来社著作集第Ⅰ・Ⅱ巻、昭和43年)、同「日本人家族の世代的発展に於ける周期的律動性について」(昭和17年、未来社著作集第Ⅲ巻、昭和44年)、杉山茂「開拓地における家族構成の変化と農業生産」(『農業総合研究』第8巻1号、昭和29年)、小林和正「農村相続世帯における家族サイクルの諸段階」(『人口問題研究』64号、昭和31年)、布施鉄治「現代日本農村における家の変容過程」(『教育社会学研究』17号、昭和37年)がある。
- (2) 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』著作集第1巻、PP 282～6 参照。
- (3) ライフステージの区分については、前掲小林和正論文参照。ただし私たちは夫婦家族から直系家族へのライフステージの展開を念頭においたため、本文中のごとき区分とその展開プロセスを設定した。

第2節 「家」の生活史、ライフステージと酪農導入期における生業・生活の創造

小 序

すでに第3章でみたごとく、虹別地域の生業の形成過程は、大きく四期にわけられるが、これを「家」それ自体の立場から捉えなおすと次のように整理できる。

- 第一期 入植及びその直後の大凶作とそれの克服過程(昭和4～15年)
- 第二期 太平洋戦争下における生業と生活の困難期(16～20年)
- 第三期 戦後段階での「家」と生業の再形成期(21～34年)
- 第四期 大規模酪農専業体制への移行期(35～40年)
- 第五期 構造改善事業下の大規模酪農専業体制形成期(41～47年)

すなわち、第一期は昭和4～6年における戦前入植者層の定住と7～11年にわたる大凶作期、その後ほぼ15年までの間の凶作克服－生業定着によって特色づけられる。この期においては各「家」とも北海道庁第二期拓殖計画遂行の最末端機構である世話所の援助－指導と不可分の関係にあった。世界恐慌下の農村及び都市から虹別に入植した人々は、未だ「家」を単位とした「家族協業形態」、そのもとの確たる生業基盤を形成せぬうちに大凶作に襲われ、世話所などの行政機構の援助をうけない限り、「家」として自立しえなかつたのである。そして入植者の三分の一が「淘汰」されている。

第二期は大凶作を克服しえた「家」が一応の生業基盤をそれぞれの形で定着させ、その展開をとげようとしたところで太平洋戦争にくみこまれ、生業の面でも生活の面でも厳しい事態に直面した時期である。とりわけ「適令期」の男子を召集された「家」は世代的発展の断絶の危機に、そし

てそれ以外の「冢」も生業と生活の荒廃に追いこまれた。昭和18～9年頃に本州から「援農」が来るが、「冢」を単位とした「家族協業体」が直面していた事態の深刻さを解消するものとはなりえなかつた。第二の社会的「淘汰」が広汎に惹起した時期である。

第三期はかかる戦時下の荒廃から「家族協業体制」、そして生業そのものを再形成するところから出発した。戦中期までの馬産。また炭焼は衰微の一途をたどり、各「冢」は酪酪混同経営を志向するようになり、虹別主畜農協が形成される。そしてその中心を担ったのは戦後期に世代交替により、「家族協業体制」のリーダーとなった若い層であつた。彼らは34～5年ごろまでに大型酪農専業の基盤を徐々に形成した。

同時に、この期には戦後入植者が入ってくる。彼らの大半はこの地で「冢」を新たに形成するが、後発者が負わざるをえない困難を背負つて出発し、入植直後の凶作(29～31年)、また酪農化への負担に耐ええなかつた「冢」は35年以前にも「淘汰」されている。

そうして第四期は農基法体制下、虹別地域においてとりわけI部落で共同化の試行錯誤がなされ、S部落でもかかる胎動が存していた。生業の側面においても酪農以外に養豚、肉牛が試みられる。しかし共同化は挫折し、豚・肉牛も失敗した。その後第五期が来る。

第五期は国・道の政策的誘導のもとに第一次・第二次構造改善事業を通して大規模酪農専業体制が形成されて来た時期であり、現段階での階層区分はこの期にその基礎をおいている。構造改善事業への「冢」の対応は、それ以前までの「冢」としての蓄積により、また「家族協業形態」内部の事情により当然にも異っている。しかし、それにもかかわらずこの期の端的な特徴は、「家族協業体制」では地域社会の保有せる生産諸力を十全に我が物としえないという矛盾が顕在化し、何らかの形で「社会的協業形態」が提起されざるを得なくなっているところにある。さらにこれ以上の社会的「淘汰」は地域社会自体の存立基盤をおびやかすという事態に直面していることである。現段階は入植後の凶作期、太平洋戦争期に匹敵する社会構造変動期であり、それだけ「冢」を単位とする「家族協業形態」にとつての矛盾が深刻な時期である。しかし、自作小農としての営農が「家族協業形態」を通して形成—展開されてきたという生活史を農民層が保有しているのであるから、一口で「社会的協業体制」といってもそれへの移行は容易なものではない。他方、「冢」に固執するかぎり生産者自身の人間的・自然的破壊、そして後継者他出による「冢」の世代的発展の断絶という事態が不可避である。かかる点に現段階の矛盾の焦点がある。

さて、私たちは地域社会の生業の展開、すなわち地域社会自体が有する生産諸力の累重的発展との関係で「冢」を単位とした「家族協業体制」展開の大筋を以上のごとくとらえることができる。しかし問題はここから始まる。すなわち「家族協業形態」を問題とする限り、「冢」が如何なる世代的発展段階で生業転換または社会構造変動に直面し、それをどのように克服してきたか、という点についてさらにつつこんだ分析をしなければならぬからである。たとえば、第五期の大型酪農専業化段階形成期は他方で離農者を析出する過程でもあつたということを看過してはならない。そして酪農専業体制への移行は二側面をもっているのである。第一は入植以来の開拓の苦闘の歴史が培つた生業と生活に対する「冢」としての認識にもとづき、それぞれの「冢」は酪農専業体制を志向したのであつて、「外庄」に強いられた結果としてのみみることはできないということ。しかし第二に酪農専業体制への移行はそれ以前までの生業基盤の蓄積、とりわけライフ・ステージの差異——それは当然自家保有労働力及び消費力の相違をもたらす——との関連で考察されねばならないということである。農民層はそれぞれの「冢」の蓄積及びライフ・ステージとの関係におい

て構改導入を判断しているのであるが、かかる対応の実相がつかまなければならない。

以下の各節において私たちは「家族協業体制」下における「家」の生業と生活の創造、それを土台においての「社会的協業体制」の問題について分析していくことにする。すなわち、第2節「酪農導入期における『家』の生業・その後の創造」においては、(1)入植後の大凶作期と「家」の対応(2)太平洋戦争期における「家」の生業と生活、(3)戦後段階における戦前入植者層の「家」の再建と大型酪農專業化への準備過程、(4)戦後入植者層の虹別来住と生業・生活の形成、をみる。かかる「家」を単位とした農民の生活史は虹別地域における酪農の創造過程である。次いで第3節「酪農專業化段階における『家族協業形態』」では、(1)大規模酪農專業体制への移行期における「家」の対応、(2)大規模酪農專業体制形成—確立期における「家族協業形態」をみる。さらにこの段階における諸矛盾はとりわけ後継者問題と関連しているので、私たちは第5章を用意した。

第1項 入植直後の大凶作期と「家」の対応

さて、まず第一に、入植直後の昭和7年から10年に及ぶ大凶作期における各「家」のそれへの対応の問題からみていくが（ここでは再入植者の㉗を含めて分析する）、戦前入植者層がすべて一家入植であつたとしても、ライフ・ステージの段階において、そして自家保有労働力において異なっており、その差異によって大凶作への対応の仕方も違っていることに注目しよう。

すなわち表2-4-4にみるごとく昭和7年から12年に至るライフ・ステージの変容と自家保有労働力消費力との関係をみると、(Ⅰ→Ⅱ)ステージの「家」は自家保有労働力は夫婦のみで1.8であるが自家保有消費力も1.9ないし2.3と低い。(Ⅱ→Ⅲ)ステージにおいても自家保有労働力は同じく1.8であり、消費力においても㉘がやや高いが、このステージの「家」は(Ⅰ→Ⅱ)ステージと大差はない。(Ⅲ→Ⅳ)ステージでは9～10年項から労働力が増大するが、消費力指数が高い。とりわけ㉙の場合が顕著である。また(Ⅲ→Ⅳ)ステージの「家」のうち、㉚は長男・二男・長女を千葉県において三男のみをつれて来たので、入植者の年齢に比しステージの移行が遅い。この「家」は労働力指数は(Ⅲ→Ⅲ)ステージと大差はないが消費力指数も低い。これに対し同じステージの㉛と㉜は10才以上の子供が何人かいたため労働力指数はそれ以前のステージの「家」より高く出るが、基幹労働力は夫婦二人のみで、子供が15才以上となるのは7～10年凶作後の11年である。その上、消費力指数はそれ以前のステージより高い。(Ⅳ→Ⅳ)ステージの3戸、とりわけ㉝と㉞は基幹労働力が豊富であつた。他出者がいるため途中で労働力をへらす、それでも3.5～3.8と(Ⅲ→Ⅳ)ステージまでの「家」よりも大きい。㉟は労働力指数においては(Ⅲ→Ⅲ)ステージと大差はないが、消費力指数も低く、(Ⅲ→Ⅳ)ステージの㉟と同様の性格の「家」である。最後に(Ⅳ→Ⅵ)ステージ及び(Ⅳ→Ⅱ)ステージではいずれも娘婿をとることによって自家保有労働を増大させている。

このようにみえてくると、大凶作期中ずっと義務教育段階の子供をかかえていた(Ⅲ→Ⅳ)ステージの㉛と㉜、(Ⅲ→Ⅲ)ステージの㉙㉚㉛にとつて凶作克服過程は深刻であつたと考えることができる。同時に、(Ⅱ→Ⅲ)ステージの㉘㉙は長子の小学校入学がそれぞれ10年、12年であるから(Ⅰ→Ⅱ)ステージの㉗㉘とともに、農作業のほかには乳幼児の保育という仕事をかかえこんでいたのである。以上の「家」と比べるならば、(Ⅳ→Ⅳ)・(Ⅳ→Ⅵ)・(Ⅳ→Ⅱ')そして(Ⅲ→Ⅳ)ステージの㉟は凶作克服過程をよりスムーズに行いえた「家」であつた。つまり、自家保有労働力・消費力という面からみるならば、(Ⅲ→Ⅳ)ステージまでの「家」とそれ以後の「家」とでは明らかに差異があり、そのことが大凶作期のうけとめ方において相違をもたらしているであろうことは想像に難くない。以下、各ステージとの関連において、それぞれの「家」の大凶作期における生業と生活のみてみよう(表2-4-4, 5 参照)。

(Ⅰ→Ⅱ)・(Ⅱ→Ⅲ)ステージ

このステージに属する㉗㉘は凶作開始時は夫婦2人のみであり、㉗は9年、12年に、㉘は8年

表2-4-4 大凶作期におけるライフステージと労働力

ライフ・ステージ (7年→12年)	ケース 番号	昭和7年における15才以上の者	自家保有労働力指数						自家保有消費力指数						
			7年	8年	9年	10年	11年	12年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	
I → II	⑰ ⑱	入植者25才・妻23才 入植者45才・妻30才	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	2.3	2.3	
			1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9	2.3	2.3	2.3	2.3	
II → III	⑮ ⑳	入植者29才・妻26才 入植者31才・妻26才	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	
			1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	2.2	2.7	2.7	2.7	3.1	3.1	3.1	
III → III	⑦ ⑧ ⑨	入植者32才・妻32才 入植者33才・妻32才 入植者30才・妻24才	1.8	1.8	1.8	2.2	2.2	2.55	3.1	3.5	3.9	4.3	4.3	5.1	
			1.8	1.8	1.8	2.2	2.2	2.55	3.1	3.5	3.5	3.9	3.9	3.9	
			1.8	1.8	2.15	2.15	2.15	3.1	3.1	3.1	3.5	3.5	3.5	3.9	
III → IV	⑬ ⑭ ⑯	入植者39才・妻37才(長女9年,長男11年に15才) 入植者51才・妻43才(息子10年に15才) 入植者35才・妻32才・母66才(8年に死亡)(長女11年に15才)	2.55	2.55	2.55	2.85	2.85	3.25	5.1	5.1	4.8	5.2	5.7	5.7	
			2.2	2.2	2.2	2.2	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.9	2.9	2.9	
			2.8	2.15	2.55	2.55	2.9	3.6	4.3	4.3	4.7	5.1	5.2	5.2	
IV → IV	⑭ ⑮ ⑯	入植者51才・妻42才・長女23才・二女20才・長男17才・二男16才 入植者47才・妻45才・長女15才 入植者55才・長男28才・二男22才・四男17才	3.65	4.25	4.25	4.6	3.8	3.8	6.4	6.8	6.8	6.8	5.5	5.1	
			2.55	2.85	2.85	2.85	2.85	2.2	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	2.7	2.7
			3.8	4.15	4.15	3.5	3.5	3.5	5.2	5.6	5.6	4.6	4.6	4.6	4.6
IV → VI IV → II'	⑤ ⑥ ⑦ ⑧	入植者45才・妻47才・長女19才・二女16才 入植者44才・妻39才・長女18才 入植者46才・妻41才・長女21才 入植者54才・娘20才	2.6	3.05	3.05	4.05	3.45	2.45	3.7	3.7	2.7	4.7	3.7	3.1	
			2.8	3.1	3.1	3.25	4.25	3.6	3.7	3.7	3.7	3.7	5.1	5.1	
			2.6	2.6	2.6	3.6	3.6	3.4	2.8	2.8	2.8	4.2	4.2	4.6	4.6
			1.45	2.45	2.45	2.45	2.6	2.6	1.9	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3

自家保有労働力指数,消費力指数の算出においては,農林省の換算方式にもとづいた。

表2-4-5 大凶作期における家族構成と生業基盤

ライフ・ステージ (7年→12年)	ケース 番号	世帯員数 (7年→12年)	世帯員数変化の理由	生業形態 (12年)	土地集積				
					6年	12年	増減	15年	増減
I → II	⑰ ⑱	2人 → 4人	子供出生2 子供出生1	離農 → 炭焼 馬産と畑,牛(1)	町	0	-10	-	-
		2 → 3			10	15	+5	15	-
II → III	⑮ ⑳	4 → 4	子供出生2(2人ともすぐ死亡) -	畑作と牛(2) 不明	10	10	-	10	-
		4 → 4			10	10	-	10	-
III → III	⑦ ⑧ ⑨	5 → 7	子供出生2 - 子供出生1	畑作と牛(2) 炭焼と畑作 畑作と牛(1)	10	10	-	10	-
		5 → 5			10	15	+5	15	-
		4 → 5			10	15	+5	15	-
III → IV	⑬ ⑭ ⑯	7 → 8	子供出生2,子供死亡(9才)1 - 老人死亡1	畑作と牛(1) 畑作と牛(3) 炭焼と馬産	10	10	-	10	-
		3 → 3			10	10	-	15	+5
		7 → 6			10	10	-	10	-
IV → IV	⑭ ⑮ ⑯	8 → 6	結婚他出1,子供死亡(7才)1 結婚他出1 婿養子他出1	畑作と牛(2) 畑作と牛(3) 畑作と牛(2)	10	15	+5	20	+5
		4 → 3			10	不明	不明	不明	不明
		6 → 5			10	15	+5	20	+5
IV → VI IV → II'	⑤ ⑥ ⑦ ⑧	4 → 5	婿取り,世帯主死亡1,子供出生1 婿取り1,子供出生2,結婚他出1 婿取り1,子供出生2 婿取り1,子供出生1	畑作と牛(2) 畑作と牛(1) 馬産 畑作と馬産	10	10	-	10	-
		4 → 6			10	15	+5	15	-
		3 → 6			5	5	-	5	-
3 → 5	10	15	+5	15	-				

に子供が出生するが、それでも家族数は4人と3人であった。また⑩は8年と10年に2人の子供が生まれたがすぐ死なせてしまい、⑩と同じく家族数は4人であった。このステージの「冢」の凶作のうけとめ方は次のごとくである。

⑭（7年当時入植者，25才）「入植後2～3年開拓に従事したがうまくなく昭和7年から離農して多和〔標茶市街と虹別との中間〕で炭焼をした」（本人）。

⑮（29才）「はじめは出面取，土方をした。イナキビ，ソバ，イモを作つたが何も取れず苦勞した。しかも来た以上どこへ行くこともできずここにいた」（妻）。「昭和8年に牛1頭入れ，それ以後酪農に力を入れた」（本人）。

すなわち，（Ⅰ→Ⅱ）ステージ及び（Ⅱ→Ⅲ）ステージの未だ家族数も少なく年令の若い層では，⑭のごとく離農して他の生業を求めて移動していった「冢」が他にもかなりあったろうと考えられる。第1章にもみたごとく，337戸入植したうち道庁指定転出128戸，自由転出78戸であったが，⑭はこの自由転出の一例である。しかし「どこへ行くこともできずここにいた」⑯や⑰が無為にすごしたわけではない。⑯は出面や土方をしながら乳牛を導入し，以後酪農経営に力を入れて，この地域へ酪農を定着させる役割の一担を果たした。また⑰は救済工事などで当面の窮乏を切りぬけ，自給的農業を継続して土地も5町ふやし，馬と畑の組み合わせの経営形態をつくつた。それを基礎として15年には搾乳をも開始するに至っている。

（Ⅲ→Ⅲ）・（Ⅲ→Ⅳ）ステージ

大凶作に直面した時「貧乏の峠」におかれつつあったのがこの両ステージの「冢」である。

⑱（32才）「昭和7年の凶作の時は世話所に離農を申し出たがはねられ，救済の道路工事や昔していた大工仕事などいろいろの仕事に出た。8年から10年まで炭焼をし，10年には畑と牛でやつていけるようになった。牛は15年には4頭になった」（二代目）。

⑲（39才）「5年の予定だったが成功せず，そのまま残つた。7年の冷害には，多くの離農者が出た。つらかつた。9年に子供を急性肺炎で死なした」（妻）。「10年から畑作と牛になった」（婿）。

入植者が30才台の働き盛りのこれらの「冢」においても，⑱のごとく⑰と同じように離農を志向した「冢」もあった。これらの「冢」が少ない労働力の中で凶作克服のための生業としたのは土方や炭焼であった。土地は⑳と㉑が7年にそれぞれ5町づつ貸付地をふやすが，畑作が定着するのはほぼ昭和10年以降であり，それも牛との組み合わせか，炭焼との組み合わせで可能となつたのである。

しかしながら，「貧乏の峠」において大凶作をむかえた端的な例は㉒である。

㉒（35才）「入植当時はソバもとれなかつた。7年の凶作のころは，現金がなかつたので何も買えなかつた。ランプの油も買えなかつた。夜はガンベの皮をむいて燃やした。ごはんこぼしてもしぼれるくらい寒いところで4cmの萩がしげつていた。熊も出ていた。本当にひどい目にあつた。腰巻もかえないのでリツクをほどいてつないだ。豚よりもひどいものを食べていた。子供が皆小さいうちにここに来たが満足なものは食べさせられず，小さいうちから仕事もやらせた。イモやソバばかりでなくヒエ，アワときにはエンパクも食べた。クモの巣がはりゴミをかぶつたようになった御飯もみつければ食べた」（妻）。昭和12年から17年まで子供が大きくなってきてから「じいさんと子供2人，長男と二男が炭焼に入つた。虹別の月山というところで，親方から山を借りて焼子を7～8戸使つた。その間ばあさんが家をやつていた。主に馬だつた」（婿）。昭和15年に長男が16才で死亡した。それまでは「病氣をしても医者がない，病氣にもならなかつた」（入植者）。

ここには「貧乏の峠」で凶作をむかえた「冢」の貧困が生々しく語られている。㉒の「冢」は昭和7年当時，夫（35才）妻（32才）母（66才）長女（11才）二女（9才）長男（7才）二男（5

才)という家族構成であり、12年においても夫(40才)妻(38才)長女(17才)二女(15才)長男(13才)二男(11才)であった。そして入植者と13才の長男、11才の二男の炭焼きが生業基盤の基礎を形成したのである。これに対し同じ(Ⅲ→Ⅳ)ステージであっても子供1人の㊸の場合、凶作克服過程はより容易であった。

㊸(51才)「入植時何もないところでとまとつた。馬鈴薯・燕麦を作っていた。凶作の時には父が馬で商店の荷を運搬する出稼ぎをした。10年頃には耕地が4町ありビートを作っていた。11年に牛を入れた」(二代目)。

㊸は千葉で牛馬商をやっていた関係で牛に力を入れ、15年には7～8頭飼っていて、牛5分畑5分というところまでに至っている。この地域における酪農草分けの一人であった。

以上みてきたごとく、(Ⅲ→Ⅲ)・(Ⅲ→Ⅳ)ステージにおいては、㊸に端的にみられるように凶作の影響は家族員を飢餓線上にまで落したが、その生活を支え生業基盤形成に寄与したのは炭焼であり、基幹労働力の「病気にもならない」身体であった。この期にあつては世帯主が死亡し後継者がいないまま在村するということは考えられなかった。それはすぐに挙家離農につながつたのである。開拓当初で、血縁のネットもないこれらの人々は、「冢」として大人も子供も総働きをしてやつと7～10年の大凶作をのりこえることができたのである。

(Ⅳ→Ⅳ)ステージ

このステージで労働力の多い㊹と㊺はそれぞれ10年と12年に土地を5町づつ拡大している。すなわち凶作を乗りこえる過程で土地集積を行いうる余地があつた。また㊻は15年に搾乳牛5頭を所有するに至る基盤をこの期の克服の中で作りあげている。そして㊼は11年に二女を(長女は6年)㊽は12年に長女を嫁に出し、㊾は10年に四男を婿に出している。

㊹(51才)「入植して苦労したことは言葉がわからなくて精神的に苦労したこと、山口の農家の出だから教育がない。それから慣れない仕事と冷害だ。昭和7年頃は転住した人が多い。三軒に一軒は離農した。気候が悪かつた。ソバ・馬鈴薯・燕麦は三年に一回の収穫しかなかつた。10年ごろまで、このへんに救済工事として道庁が道づくりをした。男はほとんど道路工事に出て、女が木切りのあとの種まきをした。父としてみれば年をとつていすぎたので出ようにも出られなかつた。父は畑のほか木を切つて炭を焼いたりした。牛も入れた」(二代目)。

㊺(49才)「未開の地だつたここには一番早くやつてきた方だが、当時標茶から虹別まで歩いて1日ばかりで来た。入植して開墾をはじめても、まさかりで木を切り、抜根するという作業だつたので仲々すすまず、2～3反程度しかできなかつた。1～2年して馬を入れて作業するようになり、1～1.5町にまですすんだ。3年ほど開墾しながら、いも・燕麦・豆類などの畑作をしていたが、7～8年の冷害にあつた。虹別より帰郷者・転住者が流出した。この時道庁からの補助牛(80%補助)が1頭入つた。9年、10年にも入つた。しかしこれだけでは生活できないこともあつて、父は12年から20年までの間、自分の土地にはえている立木を切つて炭焼きをしたり、近くの製糖工場や牧草の圧搾などの出稼ぎをした。牛は15年で搾乳牛5頭ぐらいになつた」(二代目)。

これらの3ケースにおいて特徴的なことは、畑作の基盤がとまかく出来たところで凶作にみまわれるが畑作は放棄していないということ、つまり㊹や㊺のごとく炭焼をやつたとしてもそれは兼業としてあつたのであり、(Ⅲ→Ⅲ)ステージまでの人々のごとく半専門的形態で行われたのではないということである。前者では炭焼が第一種兼業であるのに対し、後者は第二種兼業であつた。第二に特徴的なことは、生業基盤の拡大が行われていることで、㊹と㊺は12年までにプラス5町、15年までにもプラス5町と、土地を20町まで拡大している。㊻の土地集積過程は不明だが、15年に搾乳牛5頭を擁するまでになつている。このように(Ⅳ→Ⅳ)段階で大凶作をむかえたこれら3戸の

「冢」では娘または息子を他家に縁づかせ、なおかつ自らの「冢」の基盤拡大に成功した。しかしそれにもかかわらず⑤にみられるように、何らかの出稼ぎが必要であったことを忘れてはならない。生業基盤はまだ完全には確立されてはいなかったのである。

(Ⅳ→Ⅵ)・(Ⅳ→Ⅱ')ステージ

このステージに属する4戸の「冢」は大凶作期に夫婦家族形態から直系家族形態に移行した「冢」である。すなわち、⑤⑧⑩⑥とも娘に婿をとり、若夫婦に子供が生まれている。婿の出は⑥は不明だが、⑤⑧は同じ部落、⑩は他(北見)から流れてきた者である。これらの「冢」の凶作期のうけとめ方は次のごとくである。

⑩(46才)「凶作で救済工事のメンタキに出た。そこで今の夫と知りあい婿に来てもらった。9～10年ごろからずっと馬産をしていて、12～3年頃は馬が20頭いた」(妻)。

⑥(50才)「5年に入植。馬2頭で耕地5町つくる。畑作は豆とトキビ、翌年、馬は5～6頭になった。7～8年の凶作ではちょっといいのだけ残った。自分のところは借金しないでやっと、8年に道庁からはらみ牛1頭を入れた。この年婿をとつた。10年には部落に集乳所ができたが、この年耕地10町になり馬12頭がいた」(現世帯主の妻=孫)。

婿取りによって労働力をふやし、さらに土地を拓けていることが特徴的だが、その婿が戦争にとられてしまうと事情は異ってくる。⑤の場合がそれである。

⑤(45才)「豆・燕麦・いも・ソバ・種キビなどの畑作をやっていたが、凶作の時には牛を1～2頭入れた。10年に婿をとつたが翌11年父が50才で死亡、さらに12年から夫が軍隊に行つて留守だつたので、女手3人(母・自分・妹)で農業をした。ほとんど畑作と呼べない状況で自分らの食べるものを確保するのにやつとであつた」(妻)。

このように7～10年の凶作期に直系家族形態となつた「冢」においては、馬産一本の⑩を除き⑥⑧は婿取りをした後に土地拡大を行つた。そして世帯主死亡、後継者の婿が兵役というダメージをうけた⑤においても、ともかく女手3人で切り抜けていくことが出来たのである。

以上私たちはライフ・ステージのそれぞれの発展段階にある「冢」が、その保有労働力・消費力との関係の中で7～10年の凶作期をいかにうけとめ、対応してきたかということ进行分析した。若干の総括を行うと次のごとくである。

第一に、(Ⅰ→Ⅱ)及び(Ⅱ→Ⅲ)ステージ、とりわけ前者のごとき若い夫婦2人と子供1～2人というステージの者の中には離農一生業転換者が多数いたであろうということである。逆にいえば現存している「冢」は容易に動きえなかつたか、動かなくても何とかやつていけた「冢」であつた。しかし第二に、動きえなかつた「冢」はとりわけ(Ⅲ→Ⅲ)・(Ⅲ→Ⅳ)ステージの「冢」に多く、これらの「冢」は炭焼きを専門的に行つて生計を確保し、その余力を畑作などの生業基盤の確立にむけざるをえなかつた。これに対し(Ⅳ→Ⅳ)・(Ⅳ→Ⅵ)そして(Ⅳ→Ⅱ')ステージの「冢」の多くはその自家保有労働力により、また婿取りによる労働力増大によって土地を拡大し、畑作・馬・そして酪農と形はちがつても、それ以外の「冢」よりも確かな生業基盤を作り出している。

第三に、酪農にしぼってみると、酪農の導入者の役割を果たしていた「冢」は千葉で牛馬商をしていた⑩、⑩と一緒に入植し隣家に住んで影響をうけた⑨、それに⑦と⑭である。とりわけ⑩は15年当時ですでに7頭入れており、虹別地域の「指導農家」に指定されたY部落のO氏に匹敵するほどであつた。しかし地域社会全体が未だ酪農化の方向へむかつていない段階であり、また10頭未満段階でもあつたので、「冢」の代的発展との直接的なかわり合いはない。

第四に、土地所有の面では12年に、5町1戸(⑧)、10町7戸、15町7戸でありすでに土地集積の大小があらわれている。この差は15年には更に拡大し、5町1戸(⑧)、10町6戸、15町6戸、20町2戸(⑭・④)となっている。最後に、12年段階の「家」での生業基盤の到達水準をみると図2-4-2のごとくなる。大凶作期を克服した過程で、土地10町(⑩のみ5町)と乳牛0という同一条件で開拓をはじめたにもかかわらず、すでに生業基盤の格差が生じている。これには⑥⑩のごとく自己資金がそれなりに豊富で、入植の年から馬を2~3頭所有し、賃耕を頼みえた「家」があつたことも作用しているが、主なる要因は自家保有労働力の多寡と関係した「家」の世代的発展段階の差にある。図2-4-2において、生業基盤を一番大きく発展させたのはライフ・ステージ(Ⅳ→Ⅳ)の④④⑨、(Ⅳ→Ⅵ)・(Ⅳ→Ⅱ′)ステージ⑥⑧(⑧は馬10頭以上)、それに(Ⅲ→Ⅳ)ステージであつても子供が息子1人という⑩である。これに対し(Ⅲ→Ⅲ)・(Ⅲ→Ⅳ)ステージの中でとりわけ「貧乏の峠」にあつた⑩は生業基盤を拡大しえず、⑬と⑭も⑩と同様であつた。そして(Ⅳ→Ⅵ)ステージの⑫⑬、(Ⅰ→Ⅲ)(Ⅱ→Ⅲ)ステージの⑮⑯は上記の二グループの中間に位置しており、(Ⅲ→Ⅲ)ステージの⑫⑬もこのグループに属している。このように12年段階において、戦前入植者間に既に分化の傾向があらわれている。この傾向は次の太平洋戦争期において拡大するが、同時に新しく飛躍する「家」も出現してくるのである。

図2-4-2 昭和12年の土地と乳牛頭数

15町	③ β	⑮ ⑥ ⑧ α β γ	④ ⑭ r r		⑥ δ
10町	⑩ β	⑬ β	⑫ ⑦ ⑤ α β δ	⑪ ⑨ β α	
5町					⑧ δ
	乳牛0	1頭	2頭	3頭	馬産

(注)

α = (Ⅰ→Ⅱ)・(Ⅱ→Ⅲ)ステージ

β = (Ⅲ→Ⅲ)・(Ⅲ→Ⅳ)ステージ

r = (Ⅳ→Ⅳ)ステージ

δ = (Ⅳ→Ⅵ)・(Ⅳ→Ⅱ′)ステージ

第2項 太平洋戦争期における「家」の生業と生活

入植直後の大凶作期を克服した段階には、昭和6年の満州事変以後の所謂15年戦争が虹別地域にもすでに及んでいた。⑤の婿が12年の日中戦争に応召されたのがその嚆矢であったが、太平洋戦争の開始と共に開拓民は新たな困難に直面することになった。すなわち、凶作などの自然との闘いにおいて根幹となった青壮年層が徴兵され、その結果として「家」の生業と生活に深刻な問題を惹起させたところに、この期の特質があつた。私たちの調査対象地域において徴兵されたのは次の10戸の「家」である。

⑮世帯主(35才)

⑦後継者(20才)

⑩後継者(18才)→ 戦死

⑨後継者(20才)

⑬後継者(21才)→ 戦死

⑭後継者(25才)

⑫後継者(婿)(25才)

④後継者の弟(30才)→ 戦死

⑧後継者(婿)(32才)

⑭後継者の弟(24才)・弟(21才)

11人出征したうち3人が戦死し、2戸ではそのため後継者を失っている。

ところでこのような徴兵者を出した「家」は当然のことながら（Ⅳ→Ⅳ）ステージ及び直系家族形態に移行した「家」に多かった。そして、出征者を出さなかった「家」と出した「家」とでは、戦争のもたらした影響に若干の違いがある。後者の場合、入植者は既に老令化しており、営農の中心であった青壮年が奪われていったのである。同時に、「貧乏の峠」で戦争に直面した「家」もあつた。このようなライフ・ステージの違いと戦争のうけとめ方との関係について、以下で分析してみよう（表2-4-6、7）。

表2-4-6 太平洋戦争期における家族構成と生業基盤

ライフ・ステージ (16年→20年)	ケース 番号	世帯員数 (16→20年)	世帯員数変化の 理由	徴兵された者	生業形態 (20年)	土地集積				
						15年	20年	増減	25年	増減
Ⅲ→Ⅲ	⑰ ⑱	5人→6人	子供出生1	世帯主35才	炭焼専業 畑作・牛(搾2)・馬	—	—	—	—	—
		3→3	—	ナシ		15町	15	—	15	—
Ⅲ→Ⅳ	⑯ ⑳	5→5	—	ナシ	畑作と牛(5くらい) 不明	10	10	—	10	—
		4→4	—	ナシ		不明	不明	—	不明	—
Ⅳ→Ⅳ	⑩	4→3	戦死1	後継者18才	畑作と馬と牛(1)	10	15	+5	15	—
	⑱	5→4	戦死1	後継者21才	畑作と牛(3)	10	10	—	10	—
	㉑	5→5	—	ナシ	畑作と牛(10,成牛7)	15	30	+15	30	—
	㉒	5→4	戦死1	弟30才	畑作と牛(7~8)	20	25	+5	30	+5
	㉓	6→7	結婚他出1, 子供出生2	ナシ	畑7分牛3分(牛8,成牛3)	15	25	+10	45	+20
	㉔	8→7	結婚他出1	後継者20才	畑作,牛(4~5)	10	15	+5	20	+5
	㉕	3→3	—	後継者20才	搾乳牛5と畑作	10	不明	—	不明	—
Ⅴ→Ⅵ	⑭	7→8	子供出生1	三男24才 四男21才	畑作と牛(7~8)	20	20	—	20	—
Ⅳ→Ⅰ'	⑩	3→4	嫁取り1	後継者25才	牛(15~16)と畑	15	15	—	35	+20
Ⅵ→Ⅱ'	⑮	6→7	結婚他出1, 子供出生2	後継者(備)25才	畑作と牛(3~4)	10	20	+10	25	+5
Ⅱ'→Ⅲ'	⑧	5→6	子供出生1	後継者(備)32才	畑作主で牛(2~3)	15	20	+5	35	+15
Ⅲ'→Ⅲ'	⑧	6→9	子供出生3	ナシ	馬産と畑	5	5	—	15	+10
	⑥	4→4	—	ナシ	畑作と牛(7~8)	10	20	+10	30	+10

表2-4-7 太平洋戦争期におけるライフ・ステージと労働力

ライフ・ステージ (16年→21年)	ケース 番号	昭和16年における15才以上の者	自家保有労働力指数						自家保有消費力指数					
			16年	17年	18年	19年	20年	21年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
Ⅲ → Ⅲ	⑰ ⑱	入植者39才・妻32才	1.8	1.8	1.8	0.8	0.85	1.85	2.7	3.1	3.5	2.5	2.8	4.2
		入植者54才・妻39才	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	2.0	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
Ⅲ → Ⅳ	⑲ ⑳	入植者38才・妻34才	1.8	2.2	2.2	2.2	2.6	1.8	3.1	3.1	3.1	3.1	4.1	3.1
		入植者40才・妻35才	2.6	2.6	3.0	3.0	3.0	3.4	3.5	3.7	3.7	3.7	3.9	3.9
Ⅳ → Ⅳ	⑩ ⑱ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘	入植者44才・妻41才・長女20才・二女18才	2.55	2.85	3.25	3.25	2.45	2.45	3.6	3.8	3.8	2.8	2.8	2.8
		入植者48才・妻46才・長男20才	3.3	2.55	2.5	2.8	2.6	2.6	4.4	4.5	4.6	3.6	3.6	3.7
		入植者42才・妻41才・長男16才	3.35	3.35	3.65	3.65	3.65	3.85	4.5	4.6	4.6	4.6	4.6	4.8
		入植者64才・長男37才・二男30才・長女18才・二女16才	3.95	2.95	2.95	3.1	3.1	3.25	4.5	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
		入植者39才・妻33才長女15才	2.85	2.85	2.25	2.65	2.8	2.8	4.4	4.8	4.3	4.4	4.4	4.8
		入植者41才・妻41才・長男16才	3.7	3.7	3.95	3.95	3.6	4.6	6.2	6.3	6.3	6.7	5.8	7.1
入植者58才・妻52才・後継者18才	2.45	2.45	1.45	1.45	2.45	2.45	2.9	2.9	1.9	1.9	2.9	2.1		
Ⅴ → Ⅵ	⑭	入植者60才・妻51才・後継者26才・弟24才・弟18才・後継者の妻22才	5.45	4.3	3.5	3.5	3.5	4.5	6.6	5.6	4.6	5.0	5.0	5.9
Ⅳ → Ⅰ'	㉒	入植者60才・妻52才・後継者22才(嫁18年)	2.6	2.45	3.45	2.45	2.45	3.45	2.9	2.8	3.8	2.8	2.8	3.8
Ⅵ → Ⅱ'	⑮	入植者妻57才・後継者(婦)28才・その妻29才・妹24才	2.25	2.25	2.25	2.25	2.1	2.3	3.5	3.5	3.9	3.9	4.7	5.7
Ⅱ' → Ⅲ'	⑧ ⑨	入植者53才・妻48才・後継者(婦)30才・その妻27才	3.4	3.4	2.4	2.25	3.25	3.6	5.6	5.6	4.6	5.0	6.2	6.2
		入植者55才・妻50才・後継者(婦)34才・その妻30才	3.4	3.4	3.4	3.4	3.85	3.85	5.0	5.4	5.8	6.2	7.0	3.0
Ⅲ' → Ⅲ'	⑥	入植者63才・58才・長女26才	2.1	2.1	2.45	2.45	2.45	1.8	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	2.6

(Ⅲ→Ⅲ)・(Ⅲ→Ⅳ)ステージ

昭和7～10年時において(Ⅰ→Ⅱ)及び(Ⅱ→Ⅲ)ステージであった⑬⑭と⑮⑯は、それぞれ(Ⅲ→Ⅲ)ステージ及び(Ⅳ→Ⅳ)ステージに移行し、「貧乏の峠」をむかえつつあった。基幹労働力は相変わらず夫婦2人のみであり、自家保有労働力指数も1.8～2.2で、息子二人がいる⑯においても3.0であった。その上、物資欠乏時代に食べ盛りの子供をかかえていた。この間の事情を⑯は次のごとく語っている。

⑯(昭和16年当時38才)「戦争には誰もいかなかったが長男が小学生の頃の苦労は話にならない。フキヤイモばかり食べた。ソバを作つてもできず、わずかにとれたものを食べた。食べるもので苦労した。戦後は作物がとれなくとも買って食べられる。それに戦争中衣類がなくて困つた」(妻)。

このように(Ⅲ→Ⅲ)・(Ⅲ→Ⅳ)ステージの「冢」では少ない労働力で戦中の食糧難に逢着していた。かかる「冢」は⑮⑯とも土地・牛の拡大を行っていない。

(Ⅳ→Ⅳ)ステージ

しかし食べるものでの苦労」は(Ⅳ→Ⅳ)ステージにも共通していた。とりわけ後継者を兵隊に出した⑮⑯⑰⑱は、たとえば⑰が語っているごとく「牛がふえはじめ生活が楽になったナアと思うと、戦争で苦しくなった」(本人)のであり、そこから⑱が述べているごとき戦中の苦しみを共通に体験した。

⑱(44才)「戦争中苦しかつた。食べられるものは全部食べてきた。身体がよく続いた。いま考えると子供がかわいそう。子供でも小さい頃からイモホリとか草けずりとか何んでもさせてきた。米は正月とお盆の年2回くらい。二番目の男の子〔長男15年に死亡のため後継者であつた〕は沖繩で死なせた」(入植者の妻)。

これに対し同じ(Ⅳ→Ⅳ)ステージであつても、戦争に誰もいつていない「冢」の自家保有労働力はより豊かであつた。⑲⑳㉑㉒が跡取りを兵役に出すことによつて自家保有労働力をそれぞれ3.25→2.45, 3.3→2.5, 3.95→3.6, 2.45→1.45と減少させるのに対し、㉓は3.35→3.85とふやし、また娘を結婚他出させた㉔も2.25→2.8であり後継者の弟を兵役に出した㉕でさえ3.05→2.45→3.25という労働力を保持していたのであつた。そこから㉖(42才)は「戦争中はものがなくお金があまつて困まつた」といい、また㉗(39才)は「戦後5年位衣類に困つた」というが、このことは⑯や⑰とはまさに対照的である。そして重要なことは、かかる㉘㉙㉚は戦争中にともに土地を増大させていることである。すなわち、㉘は15→30町、㉙は15町→25町、㉚は20→25町というごとく戦前の段階において25～30町の土地を集積するに至っている。その上乳牛頭数においても㉘は1頭→10頭、㉙は2→7～8頭、㉚は1→8頭とし、㉛におけるごとく畑7分牛3分という経営を形成しえた。

しかし前に述べたごとく「耕作放棄、耕付面積の減退、耕地利用度の低下」という状態の中で生業基盤を拡大するチャンスは前者の⑯⑰にも存していた。これらの「冢」では後継者が兵役にとられる前に拡大を行っている。すなわち⑰は昭和17年に5町ふやし、牛も4→7～8頭にふやしている。⑯は昭和18年に「炭焼きをして得た資金でいまのところ(⑯の離農跡地)15町を購入」し、翌19年に引越し「入植した土地(10町)は別の人に売つた」のである。それにもかかわらず、⑰⑱が生業を大きく飛躍させるのは戦後のことであつた。

(Ⅴ→Ⅵ)～(Ⅲ→Ⅲ)ステージ

直系家族形態に移行した「冢」のうち、婿が12年から軍隊に行つていた㉜と婿が出奔した㉝の

労働力指数が2.1～2.43であるのをのぞき、労働力指数は3.4～5.45と高かった。このうち⑧は後継者の婿が「目が悪く戦争には行かなかった」が、他の⑩⑥は⑤と同じく後継者を、⑭は後継者以外の二人の息子を兵役に出している。このため労働力指数はそれぞれ、5.45→3.5（⑭）、3.45→2.45（⑩）、3.4→2.25（⑧）と減少させている。他方、消費力指数においては、家族数の少い⑩⑥を除き、高い水準にある。これらのデータは、このステージの「家」の戦争中の困難をうかがわせるもので、⑭の妻と嫁が述べているごとき状況は共通の事態であった。

⑭（入植者＝60才）「戦争中は年寄りしか残らなかった。若い者がいなくて労働力がなかったので、労働がきつかった」（妻）。「割当はあつたが、食糧や衣類に困つた」（嫁）。

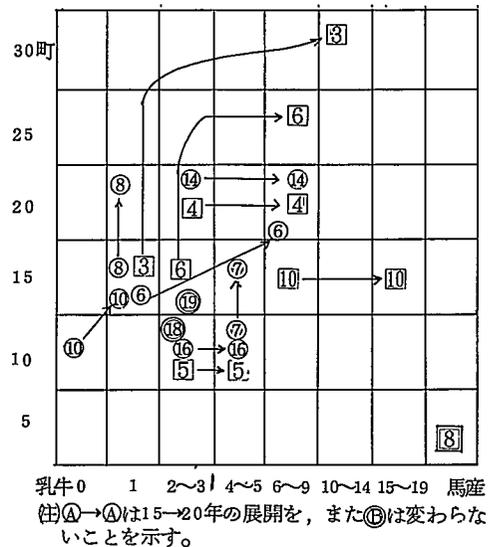
そして⑤のごとく女手のみによるか、老人と女手によるかは別としても自給的農業に終始した「家」が多かったのである。他方、⑧の婿は戦争には行かず、軍馬を多いときで20頭（終戦時で5頭）飼育していたが、彼が「この戦争は敗けると公言したため何度か警察が来た」という状況が地域社会の中に支配的であった。かかる状況の中で、（Ⅴ→Ⅵ）～（Ⅱ'→Ⅱ'）ステージの中では、すなわち、直系家族形態に移行した「家」の中では、土地及び乳牛頭数において、後継者夫婦が残っていた⑭、入植者の手腕が高かった⑥、それに酪農家のイノベーターで18年に嫁をとり19年息子が兵役に出た⑩の三つの「家」が優位に立つに至った。

さて、以上の分析を総括すると、第一に図2-4-3に明らかなごとく、昭和15年段階の生業基盤を敗戦までに大きく発展させた「家」は、（Ⅳ→Ⅳ）ステージで後継者を軍隊にとられなかった③⑥④、（Ⅴ→Ⅵ）ステージで同じく後継者が兵役に出なかった⑭、（Ⅳ→Ⅰ'）ステージで18年に嫁をとり19年に後継者が兵役に出た⑩、それに（Ⅲ'→Ⅲ'）ステージで馬産から酪農へ切りかえがうまくいった農事組合長の⑥の6戸であった。とりわけ③⑥の発展はめざましく、そこから「戦争前後はお金が余って困った」という③の「自負」もおきてくる。これに対し（Ⅲ→Ⅲ）・（Ⅲ→Ⅳ）ステージの⑭⑥、そして（Ⅳ→Ⅳ）ステージであっても後継者を軍隊にとられた⑩⑦、（Ⅵ→Ⅱ'）ステージでも世帯主を亡くし後継者の婿が12年から軍隊へ行っていた⑤の6戸は、15年段階の生業基盤を拡大しえないか、あるいは低位の展開しなげなかつたのである。

第二に、かかる土地及び乳牛頭数の増大を可能にさせた原因として「耕作放棄」の取得又は「町から貸与」があつたし、乳牛については自然繁殖のほか「他家の幼牛を預かり、手間賃をとる」（⑤）こと、そして応召者の牛を買収するという事柄も存していた。しかしそのような条件を自己のものとしたのは上述の世代的展開における優位な条件にあつた「家」である。

第三に、以上の分析から明らかなごとく、太平洋戦争期における「家」の生業基盤の展開、そのもとでの家族員の労働と生活は「家」の世代的展開段階の要因と共に、そのステージがもたらした徴兵適令年令者の有無、徴兵自体の有無が作用していた。とりわけ後継者が戦病死あるいは戦傷者になつた「家」は世代的

図2-4-3 昭和15→20年の生産基盤の展開



発展がそこで断絶してしまう危機をはらんでいた。そして虹別地域社会においてもかかる理由によつて離農せざるを得なかつた「家」も多数あつたのである。

第3項 戦後段階における戦前入植者層の「家」の再建と「大規模酪農」専業化への準備過程

戦後の21～2年から34～5年ころの段階の前半、すなわち21～2年から25～6年ころは生業の再形成を行い、かつそれをささえる「家」の基盤の再建として婿取り・嫁とり・養子縁組が行われ、また⑭⑮⑯では分家を出した時期である。こうした戦前入植者層がその生業と生活を社会構造変動に一応適応させ終つたあとで、25～6年から戦後入植者層、なかんづく実習生入植者が来住し、35年ころまでに現在の部落を構成している「家」が顔をそろえることになる。このようにこの期は大きく二期に区分しうる。従つて本項では、まず25～6年期までにおける戦前入植者層の敗戦にともなう「家」としての対応を分析し、そのあとで35年までに至る生業と生活の再形成——その展開過程について分析していこう。そのさい、戦後分家層のうちの⑰(21年分家)を含め、26年再入植の⑱は除外して考察する(表2-4-8, 9参照)。

表2-4-8 戦前入植者の戦後直後期におけるライフステージと労働力

ライフ ステージ 20年→26年	ケース 番号	21年で15才以上の者	自家保有労働力指数			自家保有消費力指数		
			21年	23年	26年	21年	23年	26年
Ⅲ → Ⅳ Ⅳ → Ⅳ	⑭ ⑮ ⑯ ⑰	入植者(59才)・妻(39才)	2.0	1.85	2.25	2.7	2.6	2.8
		入植者(43才)・妻(40才)・長男(17才)	1.8	1.8	2.15	3.3	3.7	3.7
		入植者(47才)・妻(46才)・後継者(21才)・弟(17才)	4.4	3.6	3.05	4.8	3.9	3.9
		入植者(44才)・妻(38才)・二女(17才)	2.8	3.2	3.45	4.8	5.3	5.7
Ⅳ → Ⅵ Ⅳ → Ⅰ' Ⅳ → Ⅱ'	⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓	入植者(46才)・妻(46才)・後継者(21才)・妻(21才)・二女(17才)	4.6	4.6	3.95	7.1	7.2	6.0
		入植者(45才)・妻(40才)・後継者(19才)・弟(15才)・(22年嫁25才)	3.4	4.4	3.6	3.9	4.8	3.8
		入植者(49才)・妻(46才)・二女(24才)・(22年嫁21才)	3.25	3.6	4.0	3.8	3.8	5.0
		入植者(51才)・妻(51才)・二女(18才)・三女(13才)・(23年嫁25才)	2.6	3.25	2.6	3.7	3.7	3.6
		入植者(69才)・後継者(42才)・妹(23才)・妹(21才)・(22年嫁30才)	3.25	3.05	2.45	3.7	3.6	3.1
		後継者(23才)・妻(21才)・母(57才)	2.45	2.45	2.3	2.8	3.2	3.4
Ⅵ → Ⅵ Ⅰ' → Ⅲ'	⑳ ㉔	入植者(65才)・妻(56才)・後継者(31才)・妻(27才)・弟(23才)・弟(15才)	5.9	4.9	4.1	7.1	6.9	6.7
		入植者(65才)・妻(57才)・後継者(26才)・妻(22才)	3.25	3.1	2.95	3.8	3.7	5.5
Ⅲ' → Ⅲ'	㉕ ㉖	後継者(婦)(33才)・妻(34才)・母(62才)・妹(30才)	2.3	2.95	3.35	4.6	5.0	6.2
		入植者(58才)・妻(53才)・長女(32才)・婿(35才)	2.15	2.5	2.9	4.3	4.7	5.2
Ⅲ' → Ⅳ' Ⅲ' → Ⅱ'	㉗ ㉘	入植者(55才)・妻(50才)・長女(30才)・婿(34才)	2.0	2.8	4.6	5.5	6.3	7.3
		入植者(68才)・妻(31才)・(25年孫娘17才)・婿23才)	1.8	1.6	3.0	2.6	1.8	4.0
Ⅱ → Ⅱ	㉙	入植者(29才)・妻(23才)	1.8	1.8	1.8	1.9	2.3	3.1

(1) 戦後直後における「家」の再建

さて、戦前入植者層は昭和20年までの段階において、15戸中6戸までがすでに二代目の代に入っている。

このうち、すでにみたごとく、⑥⑧⑮⑱の婿取りは大凶作期であつて、それぞれ7, 10, 10, 11年であり、⑭と⑰は太平洋戦争期の16, 18年に嫁を取つた。

そして20年に第Ⅳステージにあつた「家」8戸のうち、長男が8才だつた⑮をのぞく他の7戸は21～27年までの間に二代目の若夫婦が生まれる。さらに⑥は25年に孫娘に婿をとるので三代目の若夫婦が現われることになる。

以上の8戸のうち、⑩⑮⑥は婿をとつたのだが、⑩⑮の場合は後継者が戦死し、ほかに男子がい

表 2 - 4 - 9 戦前入植者の戦後直後期における家族構成と生業基盤

ライフ ステージ	「家」	(21年→26年)	家族数変化の理由 (21年→26年)	土地集積			生業形態 (26年頃)
				20年	26年	増減	
III → IV	⑬	3人 → 3人	—	15町	15町	—	畑作と牛
	⑭	5 → 4	養子他出1	10	20	+10	酪農と畑作
IV → IV	⑮	5 → 3	結婚他出1, 分家1, (嫁とり27年)	30	30	—	酪農と畑作
	⑯	7 → 7	—	25	45	+20	畑7分牛3分
IV → VI	⑰	7 → 7	嫁とり, 子供出生2, 結婚他出1, 就職他出1	15	20	+5	畑作と酪農
IV → I'	⑱	4 → 4	嫁とり, 分家1	不明	不明	—	不明
IV → II'	⑩	3 → 7	婿とり, 子供出生2, 甥をひきとる(1人)	15	不明	—	畑作と酪農
	⑲	4 → 6	入植者死亡, 婿とり, 子供出生3, 結婚他出1	10	15	+5	畑作と酪農
	㉑	4 → 5	嫁とり, 子供出生2, 結婚他出2	25	30	+5	畑作と酪農
	㉒	3 → 5	入植者死亡, 嫁とり, 子供出生2	不明	不明	—	酪農と畑作
VI → VI	⑬	8 → 10	分家1, 婿養子他出1, 子供出生4	20	20	—	畑作と酪農
I' → III'	⑩	3 → 8	兄の子供ひきとり3, 子供出生1	15	35	+20	酪農専業
III' → III'	⑮	8 → 9	結婚他出1, 子供出生2	20	25	+5	畑作・酪農混同
	⑳	6 → 6	—	20	35	+15	畑が主で酪農も
III' → IV'	⑱	9 → 9	子供出生1, 入植者死亡	5	15	+10	畑作専業
III' → II'	⑯	4 → 5	入植者の妻死亡, 孫娘に婿, 子供出生1	20	30	+10	畑作と酪農
II → III	⑬	3 → 6	子供出生3	22	22	—	畑作と酪農

ず、⑩は隣接部落の有力農家O家から、⑲は同じ山口県出身で隣家であった⑭から婿をとった。⑯は娘婿が出奔し、入植者の妻が死亡したため、68才の入植者と31才の娘しか労働力がなく、孫娘が17才になった時に婿をむかえている。このように後継者を戦死などの理由で失なった「家」は上記以外にも当然存していたであろう。そうしてそれらの「家」の離農した跡地が、大凶作期に離農した「家」の跡地とともに、戦前入植者層が土地を拡大し、また分家を出すさいの対象となり、さらに実習生入植者層がそこへ入って来たのであった。

他方、⑨⑰⑱④⑬は後継者に嫁をむかえ(③のみ27年, 他は21~2年), また⑭の三男は21年に、③の二男は26年に結婚して分家し、それぞれ⑩⑱の「家」をおこした。そのさい嫁の出身は⑦④⑱が同一部落、⑨⑱⑬が近くの部落、そして③のみが弟子屈町である。このことは戦前に嫁をむかえた⑩⑱がともに同一部落であり、また⑤③の婿も同一部落出身で⑧の婿のみが北見出身(⑥の婿は不明)と比較するとき、この段階の姻族関係は同一部落を中心としながら近隣部落まででほとんど完結していたことを物語っている。ともあれこの段階で戦前入植者層16戸のうち13戸までが直系家族形態となっており、結婚の遅かった⑩と長男が遅く生まれた④, そして長男が結婚適令期にはぼ達しながら精神的疾患を負っていた⑯の3戸だけが夫婦家族形態をとっていた。

直系家族形態を大半の「家」がとるようになったということは、自家保有労働力がそれだけ多くなったということを意味する。娘を嫁に出したり弟分家を出したりしたあとの26年における保有労働力指数をみると(表2-5-11), 当然にも第Ⅶステージの⑭⑰が4.1, 3.95と成人男子4人に相当する労働力を擁し高い水準にある。しかしこれに匹敵する労働力は第Ⅱ'ステージの⑩, 第Ⅳ'ステージの⑧でも保有している。もちろんこれらの「家」では自家保有消費力が高いことも事実であるが、稼ぎ手が多いということは農業生産においては第一の強味である。夫婦家族形態におけるⅣステージは、たとえば表2-5-8の16年段階での7戸の「家」をみてもわかるとおり、2.5~3.5の労働力を所有していた。このことは26年段階においても、特別の事情にある⑯⑱をのぞくと、

㉓が3.05, ㉔が3.45 となって同様である。しかし直系家族のⅢ' ステージにある㉒⑤㉑がこれと同じ労働力を保有しているし, Ⅱ' ステージの「家」でさえ, ㉑を除くとしても2.3~2.6の労働力を保有しえている。

このように26年段階ではⅦステージとⅡ' ステージの㉑, Ⅳ' ステージの㉒が一番多い自家保有労働力指数を示し, ついでⅣステージの㉓⑥, Ⅰ' ステージの㉒②, Ⅱ' ステージの㉑⑥, Ⅲ' ステージの3戸が続き, 最後にⅣステージの㉒⑨とⅡ' ステージの㉑④⑨が位置していた。戦後分家層のⅡステージの㉑と比較するまでもなく, 自家保有労働力という側面からは直系家族の優位性は明らかである。

ところで, 表2-5-12に明らかなごとく, 20~24年の間に不明を除く14戸中10戸までが土地を拡大している。拡大しえなかった4戸のうち㉑と㉒は弟分家を出しており㉑はその分家の一つである。Ⅰ及びⅡ部落についてみるかぎりでは, 土地拡大はいつでも行なわれたのではなく, 多くの「家」が集中して拡大する時期が存在している。戦中, 34~5年, 40~3年, 45~7年, そして今みている21~4年の5期である。このうち35年以降は酪農専業体制にともなう各種制度資金の導入と関連した土地の激しい拡大戦であったが, 21~4年においては, 戦中を生きぬいた「家」がそれまでの離農者の跡地を手中に収めるという形であった。もちろんそこには行政の手が及んでいたのであって, そのことを㉑は次のごとく述べている。

「戦争中に10町稗茶町より貸付され, 土地は20町になっていた。しかし21~2年になって開拓者が流入してきたため貸与された10町は取上げられ, かわりに5町を無償貸与してもらった。のち20町歩行政方針で10町の無償貸与をうけた」(入植者の娘=二代目の嫁)。

土地を大きく拡大したのは㉑及び㉒の20町増, ㉑の15町増で, これらの「家」はそれぞれ45, 35, 30町歩の土地をこの段階で集積している。ほかに㉒⑥が30町歩に達し, また㉑㉒④は弟分家地をそれぞれ20, 20, 22町歩取得しえている。これらの「家」は後継者=婿が復員して土地を拡大した㉑を除くと, いずれも表2-4-7でみた戦中段階において他の「家」よりも有利な労働力構成のもとにあった「家」であり, それらが戦後初期においても引きつづき有利な地位を保持していたのである。

(2) 戦後段階の生業の再形成と酪農専業化への準備

つぎに戦前入植者層の戦後段階における生業の再形成の問題をみてみよう。表2-4-10にお

表2-4-10 戦前入植者の戦後直後期における生業の再形成

	20~1年	25~6年	34~5年	34年の土地
㉑	畑作・牛(搾牛2)・馬	畑作と牛(1~2)・馬(1~2)	酪農と畑(牛7うち搾牛5)	15町
㉒	畑作と牛(5くらい)	酪農と畑作(牛15~6)	酪農中心(搾乳牛10くらい)	20
㉓	畑作と牛(10頭, うち成牛7)	酪農と畑作(牛12~3くらい)	酪農専業(牛25)	30
㉔	畑7分牛3分(牛8頭うち成牛3)	畑7分牛3分(牛7~8)	酪農と畑(牛17うち成牛10)	45
㉕	畑作と牛(4~5頭)	酪農(牛10くらい)畑作	酪農専業(牛20頭うち搾乳15)	20
㉖	畑作と馬・牛は1頭	畑作と牛(7)・馬(7)	酪農専業(20頭)	30
㉗	畑作と牛(3)	畑作と酪農(牛4~5くらい)	酪農中心(牛15, 成牛12)	15
㉘	畑作と牛(7~8)	畑作と牛(7~8)	酪農中心(牛10, うち成牛8)	30
㉙	搾乳牛5頭と畑作	酪農(15~6)と畑作	酪農(20~25頭)と畑少し	30
㉚	畑作と牛(7~8)	畑作と酪農(牛8~9)	畑作と酪農(成牛5仔牛2~3)	20
㉛	牛(15~6くらい)と畑	酪農専業(牛18~9)	酪農専業(牛20~25頭)	35
㉜	畑作と牛(3~4)	酪農畑作混同(牛15~6くらい)	酪農と畑少し(牛20~25頭)	45(+20)
㉝	畑作主で牛(2~3)	畑が主で酪農も(牛3~4くらい)	酪農中心(牛10, うち搾牛7)	35
㉞	馬産と畑	畑作専業	畑作と牧草販売	28(+13)
㉟	畑作と牛(7~8)	酪農(14頭)と畑作	酪農専業(牛26, 搾乳牛14)	30
㊱	畑作と牛(2)	畑作と酪農(牛3~4くらい)	酪農と畑(牛6~7くらい)	22

けるごとく、21年段階にあっては馬産專業の⑧と炭焼から馬一畑作に轉換した⑩を除く各戸に酪農が小規模ながら定着しつつあるが、26年段階においてそれはさらに前進し、⑩のごとく酪農專業に轉換したものを筆頭として、⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿が酪農混同、㉠㉡㉢㉣㉤㉥㉦㉧㉨㉩㉪㉫㉬㉭㉮㉯㉰㉱㉲㉳㉴㉵㉶㉷㉸㉹㉺㉻㉼㉽㉾㉿が畑酪混同経営を展開している。馬産專業だった⑧のみが畑作專業経営であった。このような酪農定着化過程は29～30年に根釧原野を襲った凶作により一層促進され、26年に酪農経営だった㉠㉡㉢㉣㉤㉥㉦は全戸ともほぼ酪農專業体制に移行したほか、畑酪経営だった㉧㉨㉩㉪㉫㉬㉭㉮㉯も酪農中心の経営、または酪農混同経営にまで経営内容をかえている。そして畑作專業の⑧もビート・アマなどのほかに牧草販売を行なうようになっていた。かかる地域社会における既存農家層の酪農專業体制への移行がはじまり出している中で、㉬のみは畑酪経営を変えていない。そこに「家」の世代的発展の問題とかがわっている従来の農業経営方法の継承の問題が伏在していると考えることができる。同時に酪農化を押し進めた「家」にあっても、入植者から二代目への世代交替が多く行なわれているのであるから、同様の問題に逢着していたのであった。

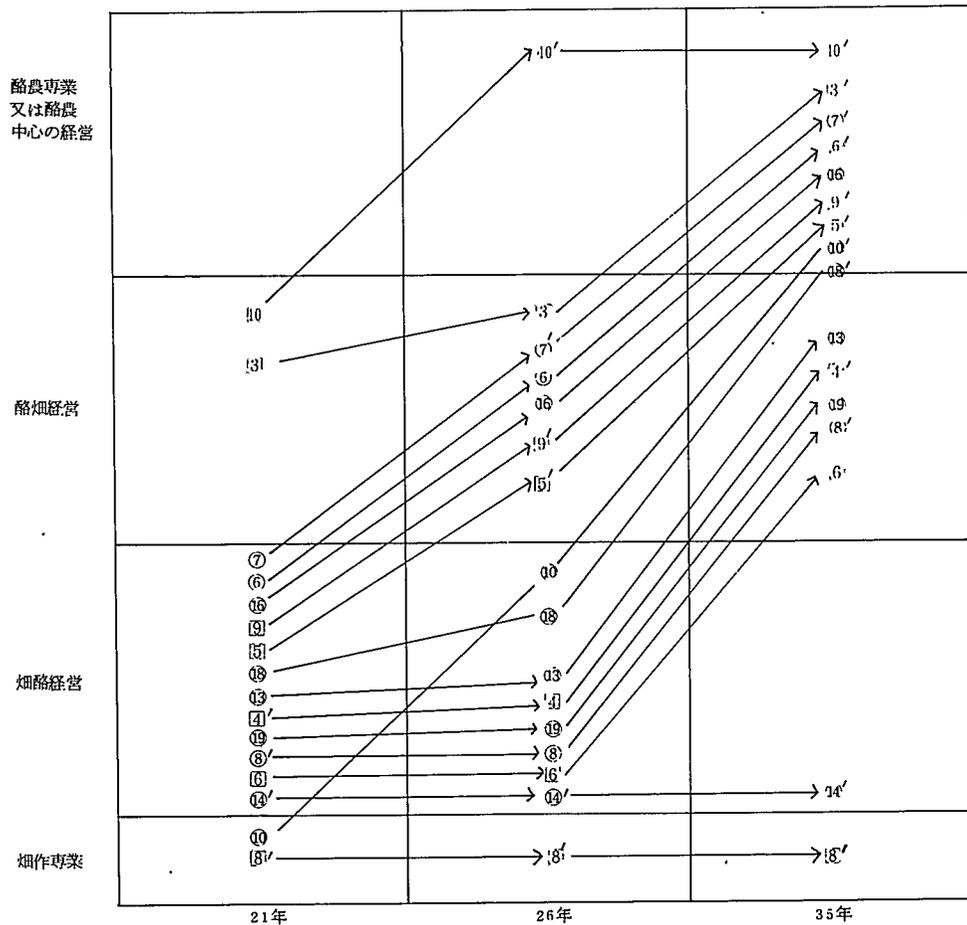
すなわち表2-4-11のごとく、㉠は27年に婿に経営権がわたっている。㉡は結婚の年に(21年)、㉢は入籍の年(23年)に入植者が死亡し、㉣は20年の復員以前に入植者が死亡していたので、それぞれ結婚又は復員の年に世帯主になっている。また㉤は22年に43才で結婚しているが、年令からみてそれ以前から農業経営上の中心を担っていたとみることができる。それ以外の㉥㉦㉧㉨㉩㉪㉫においては、後継者の結婚年令と入植者の年令からみて、結婚後4～5年の間に後継者に経営の実権が移行したとみてよいであろう。そうすると㉬は31年、㉭は26年、㉮は20年、㉯は26年、㉰は24年、㉱は30年頃までにそれぞれ後継者に経営の実権が委譲されていたということになる。

世代交替との関係で酪農経営の進展をみてみると、図2-4-4に示したごとくなる。すなわち㉠は千葉県で牛馬商をしていた経験をもつ入植者が酪農を志向し一定の基盤を形成していたが、後継者夫婦がそれを継承し26年段階までに酪農專業経営に移行している。このケースは世代交替をスムーズに行った例であるが、35年段階で酪農專業経営に移行していた㉡㉢㉣㉤㉥㉦も後継者が積極的に酪農化を推進した。㉧は後継者たるべき長男に精神疾患がある不幸な「家」であるが、㉨自身旧I上・下両部落の実行組合畜産部長として酪農化を推進した人物であり、28～30年頃は一時長男

表2-4-11 戦前入植者層の世代交替

ライフ・ステージ (26→35年)	ケース番号	世代交替または後継者の結婚	兄弟姉妹または子供の他出(26→35年)
III → III	㉠	—	—
IV → IV	㉡	—	姉結婚(27年 31年), 弟就職他出(33年)
	㉢	—	—
IV → I'	㉣	35年(後継者結婚, 入植者73才→後継者27才)	—
VI → II'	㉤	21年(同, 入植者47才→21才)	弟分家(26年)
II' → II'	㉥	27年(同, 入植者52才→26才)	弟分家(26年)
II' → III'	㉦	21年(同, 入植者46才→21才)	弟分家(27年)
	㉧	23年(入植者55才死亡→25才)	妹結婚(26年), 妹就職他出(29年)
III' → III'	㉨	27年(入植者55才→婿26才)	—
	㉩	21年(後継者結婚, 入植者63才死亡→25才)	—
	㉪	22年(同, 入植者70才→43才)	—
	㉫	16年(同, 入植者60才→26才)	弟分家(30年)
III' → IV'	㉬	21年(後継者復員, 入植者65才→26才)	長女就職他出(35年)
IV' → IV'	㉭	20年(同, 入植者既に死亡→33才)	二男就職他出(34年), 長女結婚他出(35年)
	㉮	20年(同, 入植者57才→34才)	長女結婚他出(35年)
	㉯	—	長男大学進学(29年)二男就職他出(31年)長女大学進学(33年)
II' → III'	㉰	25年(孫娘婿取り, 入植者72才→23才)	—

図 2-4-4 戦前入植層の酪農経営の進展と世代交替



(注) ○'又は□'は後継者の代を示す。

にも家業を手伝わせている。

ところで酪畑経営から酪農専業経営への移行の背後には、この地域は酪農でなければやっていけないという認識、そして酪畑混同という経営がもつ内在的矛盾の認識とがあった。いまそれを、前者に関しては⑩⑬の、後者に関しては④⑥の言葉で示してみよう。

⑬「戦後の21～22年頃、牛が10頭、うち成牛7頭となつて、畑作よりも酪農の比重が高くなつた。それでも25～6年頃までは麦・イモ・ビートも相当作つていた」(二代目)。「27年の結婚当時、作物もあまりとれず、家畜も多くはなく、家計費が少なかつた。販売作物もあまりなかつたし、食料も少なかつた。それからどうしても牛ということになつて来ている」(二代目の妻)。

⑩「戦中は畑と馬だったが、21年に牛を入れた。後継者戦死のため22年に婿を迎えた。「翌年牛で行くことに決め8頭入れたが全部死んでしまった時は立ち直る気もなかつた」(二代目の妻)。「このじいさまは牛飼の経験がない。自分の実家〔近くの部落の〇家、近辺の指導的農家の一つ〕では昭和7年から4～

5頭の牛を入れ、ずっと牛を飼っていた。27年に全面的に経営をまかされたが、畑作に対しては疑問があった。自分も畑作は3年やって、12〜3種類のものを作ってみた。馬とプラウだけだったので29年にジブトラクターを入れたが、畑作は労力がかかるし収益が少ない。それで30年に畑をやめた。27年についた時は牛7頭(成牛4)と馬7頭がいた。馬を売って牛をふやすようにした(二代目=籍)、35年には20頭段階に入っている。

この⑬及び⑭もある段階までは酪畑混同経営であったが、畑作ではやっていけないということのほかに、次にみるごとく酪畑経営では労働が非常に過大だったのである。

⑭38年に畑作をやめたが、「畑作をしていた時は、日中労働のほかに夜なべの畑仕事があり、夜10時までやっていた(二代目の妻)。

⑯25年に結婚し婿が後継者となり、34年までに5人の子供が生まれた。「子供の小さい頃は苦しかった。それに37年頃までは手搾りで、畑もあってせつなかった。朝3時半頃起き、畑が終わるのが晩の8時頃で、そのあと暗い中を手さぐりで搾乳した。フロに入ってねるのは11〜12時で、4時間くらいしか寝なかった。搾乳しながらイネムリをしたこともあった。また、ソバ、デントコーンなどを月の光で刈ったり、ビートの草刈りが8月ごろまでかかったこともある(二代目の妻)。「35〜6年に畑作をなくしたが、畑をやめる方向に対しては年寄りが反対した(二代目=婿)。

すなわち、酪畑経営は二兎を追うことになりやすく、そのため1日15〜6時間の肉体労働を日々こなさなければならぬことが上の⑭⑯の言葉で語られている。かかる肉体摩擦的労働、しかもそれにもかかわらず畑作ではあまり収益が上らなくなれば、酪農専業を志向するのは当然であった。当時の酪農の収益については、戦後〜30年くらいまで搾乳牛10頭・総頭数15〜6頭の規模でやっていた⑮は、「このころまでは支出は少なく乳価も良かったので、生活はわりと楽であった」と語っている如くである。

しかし他方、すでにみた⑯の場合もそうであったように、「畑をなくす方向については年寄りが反対した」という事態も存していた。先の図2-4-4にたちかえて分析してみると、35年段階で畑作を未だかなりやっている「家」は7戸あった。このうち戦後分家層の⑰は「搾乳牛2頭を実家からもらいうけて入植」し、「最初から酪農を志向」していたが、蓄積が不足していて未だ畑作に依拠せざるをえなかった「家」であった。しかし⑱⑲⑳そして㉑、また㉒は㉓とは事情が異なる。これら6戸に共通していることは、㉒㉓のごとく入植者が未だ経営の中心となっているか、二代目が「家」の経営の中心となったのが、⑱⑲㉓の如く戦後段階以前であり、三代目の後継者が経営の方向性について考えるまでには大きくなってはいなかった「家」だということである。すなわちこれらの「家」では世代交替にともなう新しい方向への転換という可能性に乏しく従来の経営方向の保持という傾向が強かったと考えることができる。

なお㉔の場合、さらに次の事情が加わる。「28年ごろから末弟を分家させるため、自分たち夫婦は男と一緒に今の土地を開拓し始めた」。そして30年に隠居分家の形で「前の土地は大部分末弟が継ぎ、自分たちは今の所へ移った(二代目)」。また「姑は28年からネタキリとなり、労働・家事・育児のほかに看病が私の肩にかかってきた(二代目の妻)」。その上、㉔のライフステージはⅦ→Ⅲ'(26→35才)という「貧乏の峠」にあった。

このようにみえてくれば、戦後の酪農経営の展開期において、29〜30年の冷害やその前後からの国・道の酪農政策の進展などがあったもとはあれ、新しく後継者となった層の役割は大きかったという点を指摘することができる。彼らは長男(㉕㉖)かそれと同じ地位=役割構造のもとに位置していた(㉗は三男だが入植したのは彼だけ、㉘㉙㉚は婿養子)。そして家業の継承のさい。新たな経営の方向性を追求しようとしたのであり、「家」と部落に新しい息吹きがちこま

れたことは確かである。

第4項 戦後入植者層の虹別来住と生業—生活の形成

戦前入植者層が「家」の再建を終えたあとの25～6年から戦後入植者層の虹別入植がはじまるすなわち、戦前入植者層の多くが酪農専業又は酪畑混同経営に移行して行く中で、戦後入植者層がいかに自己の生業と生活とを形成して来たかが、この項での分析課題である(表2-4-12, 13参照)。

25年から35年までの間にI・Sの両部落に入植して来た。あるいは分家入植したのは、①⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓の13戸であり、このうち①⑪⑫は分家入植、⑰は再入植である。これら13戸に特徴的なことは、前にもみたとおり⑱⑲以外、8戸は単身で入植し、3戸は入植時に結婚したというごとく極めて少ない労働力で入植していることである。しかし、分家入植者の①⑪⑫、再入植者の⑰、妻が⑮の出である⑱、妻が虹別K部落出身の⑲、そしてそれぞれ⑱⑲⑳で実習生をしていた①⑱⑲の9戸は部落内にそれなりのネットワークを有していた。かかる関係を持たない⑤④⑲⑳のうち、夫婦とも山形県の⑲⑳、夫が山形県出身の④は同郷人のつながりを部落内にもち、とりわけ③は⑱と同じ〔山形県〕東置賜郡の出身であった。さらにこの③は①⑪⑮と同じく「満州帰り」であり、とくに①⑱とは加藤完治の「日輪兵舎」〔満蒙開拓青少年義勇軍内地訓練所〕の生活体験を共有していた。結局、開協という組織を通してのフォーマルなネットワークしか所有しえなかった⑤—彼は東京警視庁巡査という経歴、中央大学中退、妻も高女卒業後、青年師範中退というごとく「毛色」が違っていた—を除く戦後入植者層は部落内に何らかのネットワークを所有しており、そのことがほとんど夫婦2人の労働力しか持たない彼らの生活と生業を内側から支えた要因の一つ

表2-4-12 戦後入植者層の入職直後のライフ・ステージと家族構成

ケース番号	入植年	ライフ・ステージ(入植年→35年)	入植時の家族構成	結婚年と妻の年齢	出身地(夫—妻)	実習生として委託された「家」	所属組合
① ⑪ ⑫	26年 " 30年	O → II I → III O → II	入植者21才 入植者22才, 妻18才 入植者24才	31年(23才) 26年(18才) 31年(22才)	⑳—虹別 ㉑—虹別 ㉒—㉓	— — —	開協 農協 "
⑰	26年	IV → IV	入植者44才, 妻42才, 長男17才, 長女14才, 二女11才, 三女6才	3年(19才)	山形—山形	—	"
⑤ ⑮ ④ ⑪ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓	27年 25年 27年 " " " 29年 30年 "	II → III O → III I → II O → II O → II O → II I → II O → II I → II	入植者27才, 妻23才, 長女2才, 長男0才 入植者25才 入植者20才, 妻17才 入植者23才 入植者30才 入植者25才 入植者24才(妻は翌年来住) 入植者30才 入植者26才, 妻25才	24年(20才) 26年(19才) 27年(17才) 29年(24才) 28年(24才) 28年(25才) 28年(25才) 31年(23才) 30年(25才)	東京—関東 長野—虹別 山形—別海 山形—山形 山形—㉓ 山形—山形 山形—山形 山形—山形 山形—山形	不・明 不・明 虹別・Q部落 ⑬ 虹・別 不・明 ⑨ ⑩	開協 三協 農協 " 開協 " 農協 " "

(注) ライフ・ステージ「O」とは、単独世帯を示す。

表 2-4-13 戦後入植者層の入植直後のライフ・ステージと労働力

ライフ・ステージ (入植年 →35年)	ケース 番号	自家保有労働力指数					自家保有消費力指数					土地集積			生業形態		
		26年	28年	30年	32年	35年	26年	28年	30年	32年	35年	入植時	34年	増減	入植後 2～3年	34～5年	牛を入 れた年
IV → IV	⑦	2.95	2.95	3.15	3.3	2.0						16.6	16.6	—	畑作と牛(1)	畑作と牛	26年
II → III	⑤	—	1.8	1.8	1.8	2.15	—	2.7	3.1	3.9	4.7	17	17	—	畑作	畑作と牛	30年
I → III	⑪	1.65	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	2.3	2.7	3.1	3.9	20	20	—	畑作と牛	酪農と畑作	26年
O → III	⑮	1.65	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9	2.3	2.7	3.1	3.9	19	19	—	畑作と牛(3)	酪農と畑作	26年
I → II	④	—	1.65	1.8	1.8	1.8	—	1.9	2.3	2.3	2.7	16.7	21.7	+5	畑作と牛(1)	畑作と牛	27年
O → II	⑦	—	—	1.8	1.8	1.8	—	—	1.9	2.3	2.7	20	20	—	畑作と牛(1)	酪農と畑作	30年
	⑨	—	—	1.8	1.8	1.8	—	—	1.9	2.3	2.7	18	18	—	畑作	畑作	34年 —死亡
	①	1.0	1.0	1.0	1.8	1.8	1.0	1.0	1.0	2.3	3.1	20	20	—	畑作と牛(1)	畑作と牛	29年
	⑫	—	—	1.0	1.8	1.8	—	—	1.0	1.9	2.7	不明	不明	—	不明	不明	不明
	⑬	—	1.0	1.8	1.8	1.8	—	1.0	1.9	2.3	3.1	21	21	—	畑作	畑作と牛	32年
	⑭	—	1.8	1.8	1.8	1.8	—	1.9	2.3	2.7	2.7	20	20	—	畑作と牛(1)	酪農と畑	30年
	⑱	—	1.8	1.8	1.8	1.8	—	1.9	1.9	2.3	3.1	20	20	—	畑作と牛(1)	畑作と牛	30年
	⑳	—	—	1.0	1.8	1.8	—	—	1.0	1.9	2.3	20	20	—	畑作	畑作	36年

であった。しかしながら、入植から34～5年までの時期にあって、これらの「家」では表2-4-13のごとく、少ない自家保有労働力と増大する自家保有消費力のもとで、しかも⑩以外の12戸は35年時のライフ・ステージがⅡないしⅢステージという乳幼児をかかえての入植—開墾であったためその生業と生活の維持—拡大は厳しい条件のもとにおかれていた。35年までの間に土地を拡大したのは④の5町のみである。

昭和29年、冷害がこの地を襲い33年も冷害だった。それは戦前入植者層にとっては酪農専門化への一つの契機となったものだが、入植直後の戦後入植者層にとっては当面の生業と生活の維持に直接かかわってきた。そのことを実習生入植者層の⑦の言葉でみてみよう。

⑦29年6月入植、20町。「この年、木を切り抜根して6町おこした。1町につき2万円の開拓資金が出たが、開拓は人に頼まず、自分で馬とプラウを使ってやったので、開拓資金はわずかながら収入となった。畑にはソバをまいた。しかし8月25日に霜が降りた。秋に(中標津町)泉川のマル通に出稼ぎに出た(夫)。翌年、妻が山形県から来住し、家族は2人となり「ナタネ、ソバ、ビート、燕麦」をつくった。「子供を育てながら畑をやらなきゃならないので、子供の手のかかる間が一番つらかった。それでも内地の田んぼより楽だと思っていた。しかし生活費は少なかった。入植してずっと収入が少なく乳を搾るまでは大変だった。ナタネ・ソバは少し売っていたが、あまり収入にならなかった」(妻)。

このように入植直後の冷害で生活は困窮したが、それは食生活のみではない。30年から31年まで「開墾補助をうけて生活した」③の妻は次のように語っている。

31年2月に結婚して山形県から来た当時、「自分はまだ実家から着物などを持って来たから良かったが、近所の人々の着ているものは大げさにいえば、腰に縄をしばった程度だった」。そして未だ「ランブ生活」(②)だったのである。

しかし困難は実習生入植者層にだけあったのではない。戦後分家層(①⑩⑪⑫)もまた等しく冷害にたたられている。それでも⑩の如く入植時に本家から牛をもらって入植した家では、「入植後の伐木・抜根作業はきつかったが、食糧に事欠くことはなかった」(妻)のであり、32年には畜舎を新築しえている。しかし子供の保育となると直系家族ではないための苦労は実習生入植者層と同様であった。

①「26年に1人で入植一営農、19町8反。販売作物や燕麦・ソバ・ナタネなどを作り、2～3年後に貸付牛1頭を入れた」(夫)。31年に結婚。「畑をいろいろやっていたが、畑はヒマな時はヒマ、しかし年寄りがいないので子供の世話もしなければならなかった。子供をおぶって畑に出たり、家においても玄関あけて出て来たりした。寒い時、火をたいている時、子供をおいて出るのが一番大変だった。もっともこの辺ではあたりまえだった」(妻)。

以上みて来たごとく、少ない労働力とⅡ～Ⅲステージという段階、そして冷害という状況の中で、戦後入植者層は開墾から始めなければならなかった。しかもすでにみたごとく26～35年段階において戦前入植者層は酪農専門ないし酪畑混同経営段階になっていたのである。このため、炭焼をしていた⑩のごとく、Ⅳステージで馬1、牛1をもって入植した家が「馬で抜根作業をすすめる一方、道路補修・植林・農手伝いなど」家族員の多就業構造のもとで暮らしていたのを除くと、酪農化への志向を強めて来る。34～5年当時の生業形態は表2-4-13に示したが、それをまとめると図2-4-5のごとくなる。

すなわち、34～5年段階で酪畑経営という形態に移行した「家」は26年以降に入植した戦後入植者層の中にも存していた(⑩⑪⑫⑬)。そして特徴的なことは、これら4戸は酪農経営方法と技術を導入しうる血縁(及び擬血縁)的ネットワークを持っていたことである。つまり、⑩の本家である③は⑩の分家当時すでに酪畑混同であり、35年には酪農専門であった。⑭及び⑮の妻の実家である虹別K部落のN家及び⑯は35年当時酪畑混同、そうして⑰が入植前1年間委託された⑱は⑰が実習生分家する当時、酪畑混同から酪農専門への移行期にあったのである。このように以上の4戸は他の実習生入植者層に比して有利な条件のもとにあった。⑱が酪農化を推進させた事情をその言葉でみてみよう。

⑱「昭和25年に8年に離農した人の跡地へ入植した。翌年結婚。開墾・草刈りなどをしてソバ・燕麦・イモなどいろいろ植えた。ソバは自家用、燕麦は馬用、イモはデンプンにした。結婚の時、妻の実家から補助耕馬と2オのメス牛をもらった。27年から搾りはじめ28年には3頭(搾乳牛2頭)となり、29年に30坪の牛舎をたてた。29年の凶作の時、食糧には困らなかったが、開墾補助だけでは生活は苦しかった」(夫)。「入植当時は子供が小さかったので、育児と仕事で忙がしかった」(妻)が、30年にはトラクター、スタンチオンを入れ、32年には牛7頭(搾乳牛5頭)35年には牛10頭となり、牛舎20坪増築するに至る。

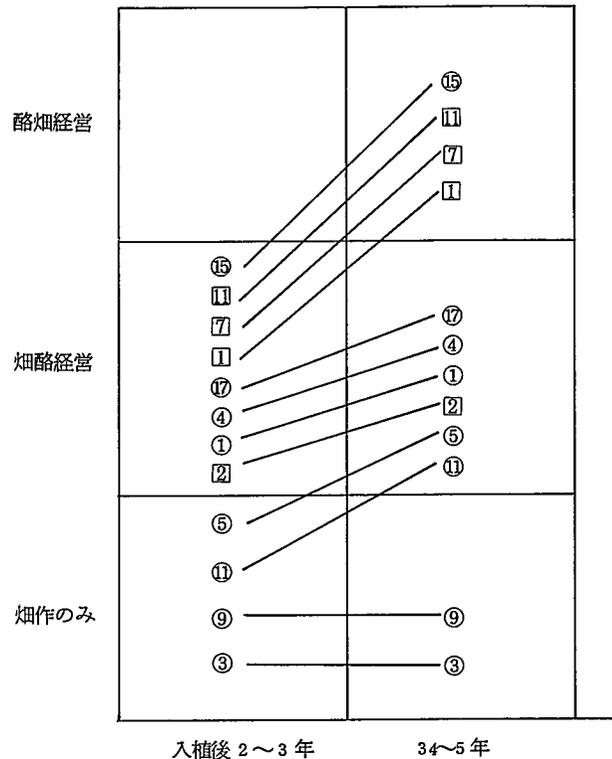
このように戦後入植者層にとっても酪農化の方向はそれぞれの「家」の生業と生活にとって必要であった。そして35年段階で畑作のみであった⑩と③はそれなりの理由がある。すなわち、⑩の場合は畑作と炭焼をしながら生活を支え、34年に乳牛2頭(うち1頭は道の貸付牛)を入れるが、35年に2頭ともガスにかかって死んでしまったのであって、虹別I部落で酪農化を積極的に推進した⑩の「家」の実習生分家である⑩は決して酪農化の方向を否定していたわけではない。それに対し③の場合は異っている。妻の酪農への拒否反応があった。

③「酪農は嫌だ、北海道に来た時は畑作でやれると思って来たのにだまされた。ここへ来た当時は実家が恋しくて夜月をみて泣いていた。山形にいた時は、隣近所の青年達が一緒になって、祭の季節になると、近くのあちこちの村に祭があるたびに遊びに行っていた。あちこちの祭をあわせるで一週間ほど続いた。妹

が近くの酪農家(部落外)に嫁に来ている。妹の2人目の息子が生まれるとき手伝いに来て、その時今の主人と知り合い、嫁に来た。妹は酪農家になんか来るなといって反対したが、とうとう来てしまった」(妻)。

ここにみるとおり、③の妻は文化変容についていけなかったのであるが、同時に酪農家の妻としての妹の厳しい労働と生活を見ることによって、それは強められたといえよう。すでに第2章でみたごとく酪農はとりわけ妻に労働強化を強い肉体的消耗も激しいものであった。しかしこの③の「家」といえども36年に子返して牛1頭を入れるようになる。そこに地域社会全体の酪農化への大きなうねりが存していた。35年以降に大規模酪農専業体制が形成されていくのであるが、そのさい私たちは、その出発点としての35年当時、戦前入植者層間また戦後入植者層間に各「家」の格差が生じていたということに注意しなければならない。大規模酪農専業体制への移行は決して同じスタートラインから行われたのではないし、また本章で強調しているごとく「家」の世代的発展段階も異っていたのである。

図2-4-5 戦後入植者層の酪農経営の進展



第3節 酪農専業化段階における「家族協業形態」

虹別地域社会は昭和35年~40年を前段階として、とりわけ41年以降大規模酪農専業体制に移行した。すなわち、35~40年段階では農業基本法下の政策的誘導もあったが、下から地域の「家」と「家」の連合として、共同化が試行された。生業の面においても養豚・肉牛が追求されるが、それら経営面・生業面での試行錯誤の上に、41年以降段階における「家族協業形態」にもとづく、大規模酪農専業化が遂行されたのである。

第1項 「大規模酪農」専業体制への移行期における「家」の対応

昭和35~40年段階の特質は次の二点にある。すなわち、第一は共同化が試行されたことであるが、その経緯はすでに第3章で述べられているので、ここでは「家」と「家」の結びつきの面のみを明らかにしておこう。

I. 部落においては⑮の提唱で④⑬⑮⑳の兄弟4戸で酪農共同を当初考えたが、それがうまくまとまらな

いときに、⑩が豚の共同経営をいい出し、⑩と⑩の実習生分家の⑨、⑭⑬⑮⑯の4兄弟、⑰の実習生分家の⑱、それに⑶⑷⑸⑹が加わって、36年から42年までI養豚組合が形成された。しかしこれは無惨にも失敗し、そのため現在下層の⑳㉑はばかりでなく、⑨⑩⑪もまた大きなダメージをうけた。

S部落においてはI部落のブタ共同の頃、⑫が共同化を志向していた。彼は当時農協理事で、また㉒⑳①と姻戚関係、㉓㉔㉕とは強い地縁関係にあり、共同経営を熱心に説いて「明るい農村」を作るという意欲に燃えたが、これもまとまるまでには至らなかった。

第二はこの段階を通して、それ以前の蓄積の差がライフ・ステージにおける優位差によって増幅され、「家」のさらなる蓄積の差がもたらされたことである。すなわち、34～5年までの「家」としての蓄積を根底におき、35～40年における自家保有労働力、及び共同化への対応とによって、生業基盤拡大の差異が生じている。以下、このことを実証する形で論述を進めよう（表2-4-14、15参照）。

（Ⅱ→Ⅲ）ステージ

（Ⅱ→Ⅲ）ステージの①②③④⑦⑧⑩⑯の9戸はすべて戦後入植者で、夫婦二人のみの自家保有労働力しかない上に乳幼児をかかえており、入植時の苦勞が継続していた。生業面では②を除き酪農混同から出発し、②③⑧以外は酪農混同経営に移行した。

③は妻の酪農に対する拒否反応により、⑧は購入した乳牛の死亡により、②は入植者が38年から42年まで中標津町のY林業会社の出稼ぎに出ているため、酪農化が遅れた。

しかし戦後入植者として蓄積が少ない上での酪農化は過重労働をもたらし、とりわけ④のごとく火事の打撃をうけた「家」では無理が集中した。④の入植者が心臓マヒのため33才で死亡する一因もそこにあったといえよう。他方、このステージで養豚共同化に加わった「家」のダメージも大きい。とくに⑩⑯は離農して養豚共同組合の管理人となったのでなおさらであった。⑩の妻は次のごとくいう。

⑩「養豚の共同経営をやった時、牛は12頭いたが、組合長が勝手に売ってしまった。共同経営の管理人となって父さんは養豚に賭けたが、私は反対だった。養豚経営が失敗してから父さんは日雇人夫に出たが、私は何がなんでも酪農経営をやっていかなければならないと思ったので、女手一人ではあったけれど、酪農経営を行なっていく決意をした。このときくらい強い意志があったら、父さんに養豚の共同経営をやらせなくてすんだかも知れない。豚の管理人にならなければもっと良くなっていた」。

ライフ・ステージ（Ⅱ→Ⅲ）では、上記の養豚共同経営に加わった⑩⑯そして⑧ばかりでなく、土地を集積しえた「家」は少ない。本家（㉖）の借金の肩がわりをした①が10町ふやしているほかは、⑦⑧が5町集積しているだけである。そうして①は肉牛を試みて失敗している。

（Ⅰ'→Ⅱ'）・（Ⅱ'→Ⅲ'）

直系家族形態で乳幼児がいたのが㉗㉘であり、一方で乳幼児をかかえ、他方で老人の高令化又は死亡という「老人問題」に遭遇していた。

すなわち、㉗の入植者はこの間に73→78才、その妻58→63才となり、また㉘の入植者は38年に62才で、その妻は39年に58才で死亡した。

そのため自家保有労働力は前者は2.95→2.75、後者は3.25→2.2と減り、㉗は養豚共同経営に参加したことも重なって、土地・酪農基盤とも拡大しえず、㉘は40年より経営を縮少し山仕事に出るようになった。すなわち㉗㉘の2戸には乳幼児問題に老人問題が重なってあらわれているのである。夫婦家族形態の（Ⅱ→Ⅲ）ステージにはみられない問題に逢着していたのである。

（Ⅲ→Ⅲ）・（Ⅲ→Ⅳ）ステージ

「貧乏の峠」である（Ⅲ→Ⅲ）ステージの⑤⑥⑬、（Ⅲ→Ⅳ）ステージの⑰では、夫婦2人の

労働力に子供が加わり、労働力指数にして2.5～3.0の自家保有労働力を所有したが、自家保有消費力も4.5～5.5と大きい。

⑬の場合、労働力指数は3.0→3.6と比較的大きい、36年に入植者が事故死したため、入植者の妻と長男～5男の労働力の総和としてあるのであって、脆弱である。

これら4戸において生業の変化はなく、土地集積しえたのは⑤⑩の3町、10町のみで、⑬及びトラクターを導入するなど酪農の内実を充実させる努力を行っていた⑮においては無い。

表2-4-14 「大規模酪農」 専業体制への移行期におけるライフ・ステージと労働力

ライフ・ステージ (35 → 40)	ケース 番号	35才で15才以上の者	自家保有労働力指数			自家保有消費力指数			家族数変化の理由 (35 → 40年)	
			35年	38年	40年	35年	38年	40年		
I → I II → III	②	② 38年入植 入植者(24才),妻(21才)	—	1.8	1.8	—	1.9	1.9	2人→2人	—
	①	入植者(30才),妻(26才)	1.8	1.8	1.8	3.1	3.5	4.7	5 → 7	子供出生2,
	II	入植者(38才),妻(31才)	1.8	1.8	2.55	2.7	3.9	3.9	4 → 5	子供出生1,
	III	入植者(33才),妻(32才)	1.8	1.8	1.8	3.1	3.5	4.3	6 → 6	—
	③	入植者(36才),妻(28才)	1.8	1.8	1.8	2.3	2.7	3.1	3 → 4	子供出生1,
	④	入植者(28才),妻(25才)	1.8	1.8	0.8	1.8	3.5	2.5	4 → 4	子供出生2,子供死亡1
	IV	入植者(29才),妻(32才)	1.8	1.8	2.15	2.7	3.1	3.5	4 → 4	入植者死亡
	⑤	入植者(31才),妻(30才)	1.8	1.8	2.2	2.7	3.1	3.1	4 → 4	—
	⑥	入植者(31才),妻(30才)	1.8	1.8	2.2	3.1	3.9	4.3	4 → 6	子供出生2,
	⑦	入植者(29才),妻(27才)	1.8	1.8	2.2	2.7	3.1	3.5	4 → 5	子供出生2,子供死亡1
	III → III III → IV	⑧	入植者(35才),妻(31才)	2.15	2.55	3.65	4.7	5.5	5.6	7 → 7
⑨		入植者(31才),妻(27才)	1.8	2.2	2.55	3.9	4.7	5.1	6 → 7	子供出生1,
⑩		入植者(36才),妻(28才)	1.8	2.2	2.6	3.9	4.3	4.7	6 → 6	—
⑪		入植者(43才),妻(37才)	3.0	3.2	3.6	5.9	5.7	6.3	8 → 7	入植者死亡
IV → V IV → VI IV → I'	⑫	入植者(57才),妻(54才),長男(31才), 長女(22才)	2.1	2.1	3.1	3.8	3.6	2.6	4 → 5	婿とり
	⑬	入植者(53才),後継者(26才),二女(21才) 三女(15才)	2.95	3.25	3.25	2.6	2.8	3.2	4 → 6	結婚他出1, 嫁とり, 子供出生2
	⑭	入植者(58才),妻(52才),後継者(22才)	2.85	2.3	2.95	3.6	2.8	3.9	4 → 4	結婚他出1, 嫁とり
I' → II' II' → III'	⑮	入植者(73才),妻(58才),二代目(27才) 妻(23才)	2.9	2.75	2.75	3.6	3.8	4.2	3 → 6	嫁とり, 子供出生2
	⑯	入植者(59才),妻(54才),二代目(33才) 妻(37才)	3.25	2.45	2.2	4.6	4.4	3.9	5 → 5	子供出生1,老人死亡1
III' → III' III' → IV'	⑰	② 38年町内移住, 入植者(36才),妻(30才)	2.5	2.85	3.5	5.5	5.5	5.7	6 → 7	子供出生1,
	⑱	入植者(61才),二代目(35才),妻(28才)	3.25	2.85	4.4	4.8	5.2	6.4	8 → 8	老人死亡1,子供出生1
	⑲	入植者(60才),妻(60才),二代目(35才), 妻(35才)	3.6	3.7	4.05	6.6	6.7	7.2	9 → 9	—
	⑳	入植者(63才),妻(59才),二代目(34才), 妻(37才),甥(22才)	5.0	4.2	4.35	7.6	6.6	7.0	9 → 8	分家1
	㉑	入植者の妻(65才),二代目(37才),妻(32才)	2.6	3.3	3.6	5.4	6.2	6.8	8 → 9	子供出生1,
	㉒	入植者の妻(71才),二代目(39才),妻(37才)	3.1	3.65	4.05	5.0	5.1	5.3	6 → 6	—
	㉓	入植者(83才),二代目(56才),妻(43才)	2.4	2.75	2.85	5.5	6.4	5.8	8 → 8	老人死亡1,子供出生1
IV' → IV' IV' → II'	㉔	入植者(79才),妻(70才),二代目(45才) 妻(41才),長男(15才)	4.1	5.5	6.1	9.2	9.7	10.0	12 → 10	就職他出1,老人死亡1
	㉕	入植者の妻(76才),二代目(48才),妻 妻(47才),後継者(21才)	4.25	4.35	3.8	6.5	6.0	6.2	9 → 7	結婚他出1,就職他出1
	㉖	入植者の妻(71才),二代目(40才) 妻(36才),後継者(17才)	3.65	4.15	6.3	3.9	6.0	5.1	9 → 6	就職他出2,進学他出2
	㉗	二代目(53才),妻(49才),三男(15才)	4.65	5.45	5.65	7.7	8.1	7.3	9 → 8	就職他出1,
IV' → II'	㉘	二代目(49才),後継者(21才),二女(23才) 三女(18才)	4.25	4.05	3.4	4.7	5.1	4.6	5 → 6	結婚他出2, 嫁とり, 子供出生2
III' → III'	㉙	入植者(82才),二代目妻(45才),三代目 (33才),妻(27才)	3.05	3.35	3.35	5.1	5.2	5.7	8 → 7	老人死亡1,

表 2-4-15 「大規模酪農専業体制への移行期における生産＝経営基盤

ライフステージ (35→40年)	ケース 番号	土地集積		乳牛頭数 35→40年	生業＝経営形態		養豚共 同組合	そ の 他
		35→40年	増 減		35 年	40 年		
I → I	②	21 → 21	—	3 → 6	畑＋酪	畑＋酪		出稼ぎ
II → III	①	20 → 30	+10	4 → 9	〃	酪＋畑		兼 業 (36年)火事 (40年)世帯主 死亡
	①	20 → 20	—	12 → 15	酪＋畑	〃		
	②	20 → 25	+5	4 → 13	畑＋酪	畑＋酪		
	③	20 → 20	—	1 → 10	〃	〃		
	④	21.7→21.7	—	5 → 15	〃	酪＋畑		
	⑦	20 → 25	+5	6 → 14	〃	〃		
	⑨	18 → 18	—	2 → 6	〃	畑＋酪	○	
	⑪	21 → 21	—	1 → 3	〃	養豚管理人	◎	
	⑫	不明	—	4 → 0	〃	〃	◎	
III → III	⑤	17 → 20	+3	4 → 15	畑＋酪	畑＋酪		
	⑪	20 → 30	+10	14 → 12	酪＋畑	酪＋畑		
	⑮	19 → 19	—	10 → 12	〃	〃		
III → IV	⑬	22 → 22	—	10 → 16	〃	〃	○	(36年) 世帯主死亡
IV → V	⑯	20 → 35	+15	15 → 15	酪 専	酪＋育成		1 構
IV → VI	⑰	16.6→21.6	+5	8 → 18	畑＋酪	酪＋畑		
IV → I'	⑱	45 → 45	—	17 → 20	酪＋畑	酪 専		
I' → II'	⑲	20 → 20	—	7 → 10	〃	酪＋畑	○	
II' → III'	⑳	不明	—	不明→3	畑＋酪	畑＋酪		
III' → III'	⑫	18 → 21	+3	1 → 16	畑 作	酪 専		1 構
III' → IV'	⑬	30 → 30	—	25 → 15	酪 専	〃		○ ○ ○
	⑦	20 → 20	—	20 → 32	〃	〃		
	⑩	30 → 40	+10	20 → 28	〃	〃		
	⑮	20 → 20	—	15 → 19	〃	酪＋畑		
	⑱	30 → 35	+5	20 → 23	〃	酪 専		
	㉑	30 → 35	+5	10 → 10	酪＋畑	酪＋畑		1 構
IV' → IV'	⑭	20 → 30	+10	8 → 18	畑＋酪	〃	○	1 構 1 構 出稼ぎ
	⑮	45 → 45	—	25 → 25	酪 専	酪 専		
	⑩	35 → 35	—	20 → 24	〃	〃		
	⑱	28 → 28	—	1 → 8	畑 作	畑＋酪	△	
IV' → II''	⑧	35 → 40	+5	10 → 10	酪＋畑	酪 専		
III' → III''	⑥	30 → 30	—	26 → 23	酪 専	〃		

(注) 養豚共同組合の◎は管理人, ○は共同出資者, △は牧夫を示す。

(Ⅲ'→Ⅲ)・(Ⅲ'→Ⅲ')・(Ⅲ'→Ⅳ) ステージ

同じ「貧乏の峠」にあっても直系家族形態では成人男子3～4人分の自家保有労働力を総体としては確保しており、しかも入植者の妻の病気-死亡の③, 分家(②)を出した⑩以外は、着実に労働力指数を増大させている。自家保有消費力指数は5～7と高い。

生業の面では、甥を引取っていた⑩, 酪農化志向で町内移住した⑫が土地、乳牛頭数とも拡大しているのを除くと、両者ともに蓄積しえた「家」はない。他方、対極には③のごとく「子供が多かったし、ビートも作っていた。ミルカーもなかったので大変だった。その上、あい間に祖母の病気の看病をした」(妻)のような「家」では経営規模を若干縮小させている。この両者の間に⑨⑥④⑦⑩が位置する。

すなわち、⑩もまた「子供が学校へ入っている時は手は不足だし、資金を入れなくてはならず、苦しい時があった」。そして「酪農はどうしても稼働力の確保がなくてはならぬ」とする⑩は、その手不足を雇傭労働力に、また機械化に求め、この段階で酪農化の内実を高めた。37年のトラクター導入、40年のパイプライン導入がそれで、⑩のそれまでの蓄積がこれを可能にした。⑥もまた「年寄の反対」をふりきって酪農専業にし、その内実の充実に努めた。これに対し⑩は2代目の結婚が遅く(第1子は44才の時)、「家」の世代的発展の面での不利を有していた。土地は10町ふやすが酪農では現状維持であり、その上未だ畑を捨ててはいないため「夜なべの畑仕事を夜10時までした」(妻)という無理を重ねていた。

他方、Ⅰ部落の⑦⑩そして⑩は養豚共同化との関係をも含めてみなくてはならない。

すなわち前にもふれた⑩は「家」としての蓄積もあり、労働力の面でも有利であったので、養豚共同経営失敗後も土地(10町)乳牛頭数とも増大させている。しかし⑦⑩では土地集積おなしえていないし、とりわけ⑩は乳牛頭数の面でも生業基盤を拡大しえていない。酪農のイノベーターの1人でもあった⑦は乳牛頭数を増大させる。

同じく養豚共同化に失敗した「家」で同じライフ・ステージにあっても、「家」としての蓄積また「家族協業形態」のリーダーたる世帯主の「才覚」によってダメージの違いがあらわれて来ているのである。

全体として(Ⅲ'→Ⅲ)・(Ⅲ'→Ⅲ')・(Ⅲ'→Ⅳ)ステージでは生業基盤を拡大しえていないが、それ以前の蓄積があり、労働力確保の面でも甥又は雇傭労働力を使用しえた⑩⑨, そして酪農専業を志向して町内移住を行った⑫の3戸が、かかるステージにありながらも、41年からの「一構」を導入する基盤をこの期に形成していた。

(Ⅳ'→Ⅳ) ステージ

このステージの自家保有労働力指数は豊富であり、とりわけ⑭⑩⑧は成人男子4～6人に相当する労働力を保持していた。しかし、かかる「家」にあつて生業基盤を拡大しえたのは⑭のみで、⑭は養豚共同失敗にもかかわらず土地(10町)と乳牛頭数を増大させている。このことは、自家保有労働力指数の内実の検討を要請する。

すなわち、⑭は兄の子である長男を中学卒業後家業に従事させて来たが、長男が20才の38年から長男に経営を自主的にやらせ、⑭自身は出稼ぎに出るようにした。しかし長男はついに酪農になじまなかった。

他方、⑧は長男、長女、二男と進学、就職他出し、15才の三男が家業を助けていたが、他の子供も次々と学校へ上がり、「大学生1人、高校生2人、他も小中学生だった頃が1番苦しかった」(夫)のである。

つまり、労働力指数で示される数値の背後にかかる家族社会学的要因が存していることを看過してはならない。「家族協業体」としての統一がとりえなければ、基盤拡大も容易には行われえないということを示している。家族の「協働形態」の問題がそこにある。

他方、このステージで後継の長男以外の子供が次々と他出して行く⑤のごとき「家」では、自家保有労働力が減少する中で、土地・乳牛頭数増などの基盤拡大は行っていない。しかしすでに土地45町、乳牛25頭を所有しえていた⑤は、少ない労働力を補完する意味で一構に加入し、トラクターを導入していくことになる。

(IV→V)・(IV→VI)・(IV→I') ステージ

昭和35～40年段階において⑩⑪⑫は直系家族形態に移行した。(IV→IV)よりは少ないがそれぞれ成人男子3人に相当する自家保有労働力を持ち、⑩⑪は土地集積を行ない、すでに45町所有していた⑫は酪農専業体制に移行している。

しかし⑫に比すると、⑩の娘婿夫婦は酪農になじまず41年に他出するし、⑪は第1次構造改善事業導入を志向するが、そのことをめぐって世代間の葛藤があった。

⑪の後継者は結婚後、酪農化に力点を置き、資金を積極的に導入しようとしたが、「借金をすることで父と意見の対立があった」(二代目)。

こうして世代交替における矛盾がなく、「家」としての蓄積もあった⑫のみが大規模化への準備(一構加入)をなしえ、「苦しいながらもまあまあ」という生業=生活を創出した。

(IV→II') ステージ

直系家族形態での世代交替をこの段階で行ったのは⑨のみである。⑨は⑤と同じく妹の他出により自家保有労働力を減少させているが、それでも若い世帯主を中心に酪農経営を酪農専業へと転換していく。彼は「父が基盤を作っておいてくれたので、36年に継いで以来、苦しいことはなかった」と語っている。

以上のごとく見て来るならば、第一に、大型化への準備期である35～40年段階においても、夫婦家族形態と直系家族形態の違いをもちながらも、ライフ・ステージごとに生業基盤拡大の差異が存していることがわかる。それを表示すると図2-4-6のごとくなる。

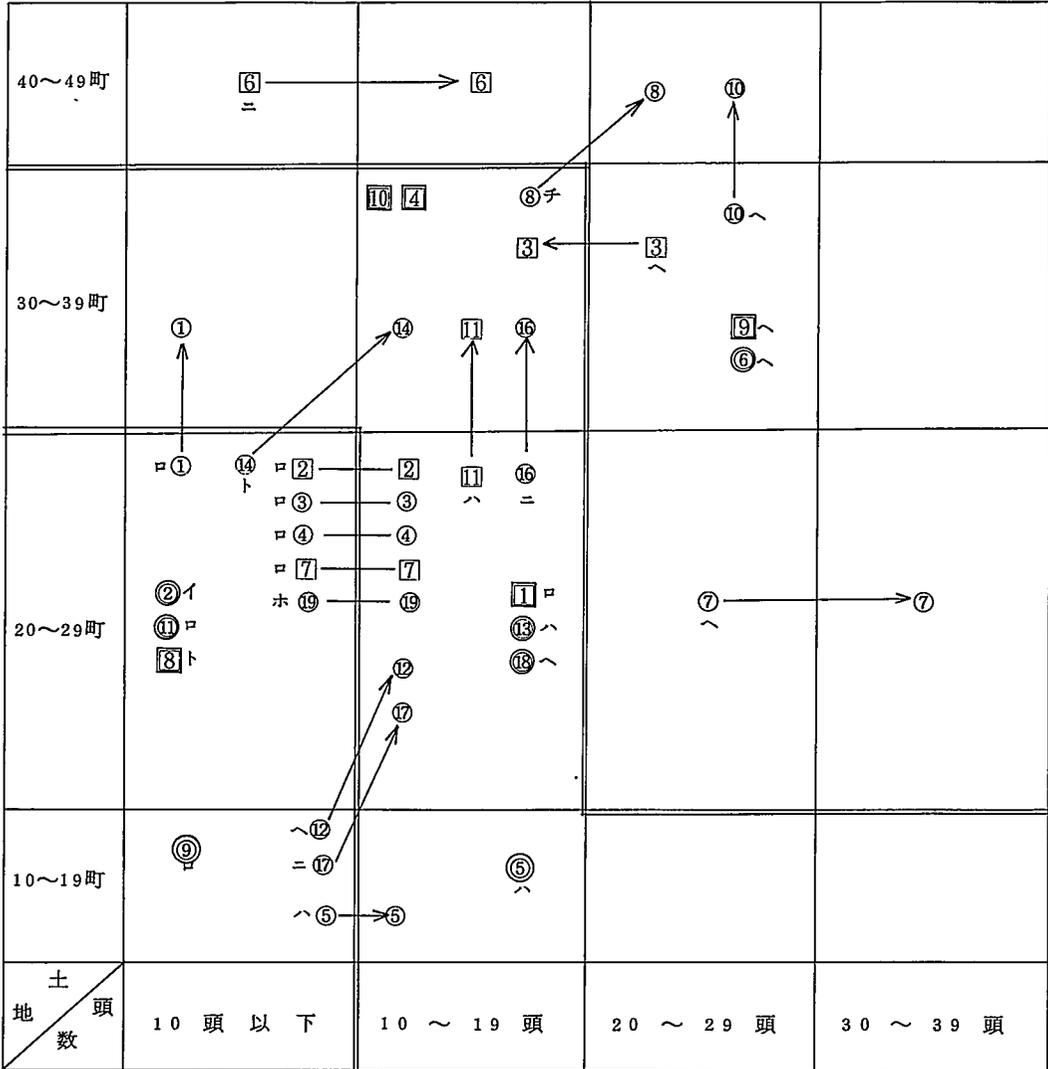
すなわち、(I→I)・(II→III)・(II'→III')ステージでは生業基盤を拡大しえないか、乳牛頭数を10頭段階にのせた「家」であり、(III→III)・(III→IV)ステージもほとんど拡大していない。直系家族に移行したステージでは⑬⑭⑮の3戸とも土地・乳牛のどちらか又は両方とも拡大している。(III'→III')・(III'→IV')ステージでは⑯が縮小、⑰が現状維持なのをのぞくと、いずれも土地又は乳牛を拡大するか、酪農の内的充実を行っている。そして⑱を除く(IV'→IV')、また(IV'→II')ステージも同様で、より優位である。

第二に、「家」としての蓄積を増大又は充実させたのは(III'→IV)ステージの⑩⑪⑫、(III'→III')ステージの⑯、(IV'→IV)ステージの⑰、(IV→VI)ステージの⑱で、⑲は現状維持である。

第三に、蓄積が少ない「家」で養豚共同経営に加わった「家」のダメージは大きく、⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱の6戸は生業基盤を拡大しえないか低位の拡大しかなしえていない。

このように、戦後入植者に比しての戦前入植者の優位が全体として確立してゆく中で、戦前入植者の中での差異もまた大きくなっていく。すなわち、この期になると、それ以前までの「家」としての蓄積、自家保有労働力の質を規定するライフ・ステージという要因のほかに、「大規模化」ともなる経営力の問題が大きく表面化して来る。そして次の「大規模化」形成一確立期においては、「家族協業体」は生業=生活組織体としての性格と同時に、「経営体」としての性格を、上層農を起点により一層明確にして行くのである。

図 2-4-6 昭和 35～40 年における土地と乳牛頭数の拡大



- | | | |
|----------------------|--------------------|---------------------|
| (イ) (I→I)ステージ | (ロ) (II→III)ステージ | (ハ) (III→III)ステージ |
| (ニ) (IV→VI)ステージ | (ヘ) (IV→V)ステージ | (ニ) (IV→II')ステージ |
| (ホ) (I'→II')ステージ | (ヘ) (II'→III')ステージ | (ハ) (III'→III')ステージ |
| (ニ) (III'→III'')ステージ | (ト) (III'→IV')ステージ | (ト) (IV'→IV')ステージ |
| (チ) (IV'→II'')ステージ | | |

第2項 「大規模酪農」專業体制形成 — 確立期における「家族協業形態」

すでに前項でみたごとく、虹別地域で第一次構造改善事業による機械化、「大規模化」の選択的導入の対象となったのは⑩⑪⑫⑬⑭⑮の6戸であった。しかしながら、一構導入は地域社会自体の生産諸力を飛躍的に高めた。そうして、たとえば①が利用組合のトラクターで賃耕を行ったように、かかる生産諸力は一構導入を行わなかった「家」にも影響を与えた。かかる地域社会としての生産諸力の累重性の上に、第二次構改がもたらされる。

同時に、41年以降のこの段階において留意すべきことは、日本資本主義社会の展開過程の中で、とりわけ所謂「高度経済成長」と農業基本法体制のもとで、若年労働力の流出が後継者ないし後継期待者にまで及んで来たことである。

これらのことは、第1期の入植—大凶作期、第2期の太平洋戦争期とは異なった社会構造変動の中に個々の「家族協業体」を置き、第3の困難期が現に展開されていることを物語る。

さて、以上のごとき文脈において、41年以降の「大規模」酪農專業化過程を、ライフ・ステージの発展段階と「家」としての蓄積を異にする「家族協業体」がいかにかうけとめたかを、各ステージごとに見て行こう（表2-4-16、17参照）。

（Ⅰ→Ⅱ）ステージ

38年入植の②は未だ（Ⅰ→Ⅱ）ステージで、労働力は1.8と極めて少なく、そのうえ夫は入植後ずっと兼業に出ており、妻が主に酪農を担って来た。それでも土地（14町）、乳牛頭数（6→21頭）とも増大させたが、それは夫の外働きで生活を支え、乳代を基盤拡大にまわすという形でなされて来た。しかし二構によるトラクターの導入は、それまでの生業—生活のバランスをくずして来ている。

（Ⅲ→Ⅲ）・（Ⅲ→Ⅳ）ステージ

昭和30年代までは（Ⅲ→Ⅲ）ステージの長子の就職他出は皆無であったが、この段階においてはそれが出現してくることが特徴的である。すなわち、⑪（長男44年）、⑫（長男46年）、⑬（長女47年）、⑭（長男47年）と、（Ⅲ→Ⅲ）ステージの全4戸がそうである。このためこれらの「家」においては（Ⅲ→Ⅳ）ステージに移行しえないでいる。

しかし（Ⅲ→Ⅳ）ステージにおいても長子の就職他出はある。⑮（長女41年・長男47年）、⑯（長女43年）、⑰（長男46年）の3戸がそれで、（Ⅲ→Ⅲ）・（Ⅲ→Ⅳ）12戸中7戸で長子、とりわけ長男が就職他出していることは看過しえない事実である（現段階の後継者問題については次章で詳しく分析する）。他方、長子が他出していない（Ⅲ→Ⅳ）ステージの①③⑦⑨⑫の5戸のうち、中後「家」を手伝っているのは①の長女のみで、③⑨⑫の長男、⑦の長女は高校に通学している。

以上の3つの区分は自家保有労働力の若干の差異をもたらしている。つまり（Ⅲ→Ⅲ）ステージの長子が他出した「家」は2.0～2.5であり、（Ⅲ→Ⅳ）ステージで長子他出の「家」は2.5～3.5、そして長子が他出していない「家」は2.5～3.0となる。そして前2者は長子他出時点で労働力を減少させるのに対し、後者はそれを漸増させてきている。

そして、これらの区分と土地集積との間には一定の相関がある。土地を大きく集積したのは⑫の18町、①⑤の10、15町、③⑦⑨⑫の20、17.5、24、15町であり、以上の3つの区分の中では第三の（Ⅲ→Ⅳ）ステージで長子が他出していない家→（Ⅲ→Ⅳ）ステージで長子が他出した「家」→（Ⅲ→Ⅲ）ステージで長子が他出した「家」の順で、10町以上の土地集積をなした「家」の比率がさがる。

表 2-4-16 「大規模酪農」専門体制形成—確立期におけるライフ・ステージと労働力

ライフ・ステージ	番号	41年で15才以上の者	家族数変化の理由 (41→17年)	自家保有労働力指数			自家保有消費力指数			
				41年	44年	47年	41年	44年	47年	
I → II	㉒	入植者(27才)・妻(24才)	2人→4人 子供出生2	1.8	1.8	1.8	2.3	2.7	2.7	
III → III	㉓	入植者(39才)・妻(38才)	6→5 就職他出1	2.2	3.0	2.95	4.3	5.1	4.5	
	㉔	入植者の妻(31才)・婿(41才)	4→4 再婚(婿とり)就職他出1	2.15	2.15	2.55	3.5	4.4	3.5	
	㉕	入植者(37才)・妻(33才)	7→4 就職他出1. 進学他出1. 入植者死亡	2.9	2.85	2.2	5.5	5.2	3.4	
III → IV	㉖	入植者(35才)・妻(33才)	5→4 就職他出1	1.8	2.6	2.6	3.9	4.3	3.5	
	㉗	入植者(36才)・妻(32才)	7→7 —	2.15	2.9	3.55	4.7	5.5	6.2	
	㉘	入植者(44才)・妻(37才)	5→4 就職他出1	2.55	2.55	2.6	3.9	4.4	3.7	
III → IV	㉙	入植者(40才)・妻(34才)	4→4 —	1.8	2.2	2.6	3.1	3.5	3.7	
	㉚	入植者(41才)・妻(37才)	7→5 就職他出2	2.95	3.8	3.4	4.7	5.5	4.7	
	㉛	入植者(35才)・妻(38才)	4→4 —	2.15	2.5	2.8	3.5	3.5	3.7	
	㉜	入植者(37才)・妻(36才)	4→4 —	2.2	2.6	3.0	3.5	3.5	3.7	
	㉝	入植者(37才)・妻(36才)	6→5 子供死亡1	2.2	2.9	3.3	4.3	5.1	4.6	
	㉞	入植者(42才)・妻(34才)	6→3 就職他出2 進学他出1	2.95	3.7	2.8	5.1	5.5	3.6	
	IV → VI	㉟	入植者の妻(43才)・後継者(19才)・二男(17才)	7→6 就職他出3, 進学他出1 嫁とり, 子供出生2	4.35	4.75	3.4	6.5	5.7	4.2
	VI' → III' II' → III'	㊱	入植者(59才)・二代目(32才)・嫁(31才)	6→4 老人死亡1, 結婚他出1	2.45	1.8	1.8	3.2	2.7	3.1
		㊲	入植者(64才)・妻(58才)・二代目(27才)妻(23才)	4→7 子供出生3	2.95	2.95	2.75	3.9	4.3	4.6
		㊳	入植者(79才)・妻(64才)・二代目(33才)妻(29才)	6→6 —	2.75	2.75	3.15	4.2	4.6	5.0
III' → III' IV' → IV'	㊴	二代目(39才)・妻(43才)	5→4 就職他出1	2.2	2.55	2.5	3.9	4.5	3.6	
	㊵	入植者(67才)・二代目(41才)・妻(34才)	8→7 進学他出1	3.2	4.4	4.25	6.4	7.0	6.3	
IV' → IV'	㊶	入植者(42才)・妻(36才)・長女(18才)・二女(16才)	7→4 結婚他出1, 就職他出2	3.5	3.45	2.85	5.7	5.2	3.6	
	㊷	二代目(61才)・妻(49才)・長女(18才)・二女(15才)	8→6 結婚他出1, 就職他出1	2.85	3.4	3.0	6.4	6.1	4.3	
	㊸	入植者の妻(67才)・二代目(43才)妻(38才)長女(18才)・三女(15才)	9→7 就職他出2	3.6	3.55	3.9	6.8	5.8	6.0	
IV' → V'	㊹	入植者(69才)・妻(65才)・二代目(40才)妻(43才)・長女(18才)・後継者(15才)	8→8 結婚他出1, 嫁とり	5.15	5.6	6.2	7.0	7.1	7.3	
	㊺	二代目(51才)・妻(47才)・後継者(21才)長女(19才)・三女(16才)	10→5 老人死亡1, 結婚他出1 就職他出1, 嫁とり	6.15	4.2	3.65	9.0	5.4	4.6	
	㊻	二代目(59才)・妻(55才)・三男(21才)	8→6 就職他出5, 四男夫婦帰宅 子供出生1	5.65	4.45	2.95	7.3	5.8	3.9	
IV' → II'	㊼	入植者の妻(82才)・二代目(54才)妻(53才)後継者(27才)・二女(18才)	7→7 嫁とり, 子供出生3, 老人死亡1, 結婚他出1, 進学他出1, 就職他出1	3.75	3.6	3.75	5.2	5.0	5.9	
	㊽	入植者の妻(77才)・二代目(45才)妻(43才)後継者(19才)・二男(17才)	6→8 嫁とり, 子供出生3, 就職他出2	4.05	4.7	3.9	5.3	5.8	5.6	
II' → III' III' → IV'	㊾	二代目(55才)・三代目(27才)・嫁(28才)	6→6 老人死亡1, 子供出生1	3.4	3.4	3.6	4.6	5.0	5.7	
	㊿	二代目の妻(51才)・三代目(39才)・妻(33才)・長女(15才)	7→6 子供出生1, 進学他出1 結婚他出1	3.5	4.65	4.15	5.7	6.7	5.9	
V → I' IV' → I'	㊿	入植者(63才)・妻(60才)・[長男(37才)]	5→3 娘婿夫婦他出	1.15	1.15	0.95	2.6	2.6	2.5	
	㊿	入植者の妻(79才)・二代目(48才)妻(44才)	6→2 後継者他出1, 就職他出3	3.9	2.1	1.6	5.1	3.3	1.9	
IV' → III'	㊿	入植者(66才)・妻(66才)・二代目(41才)長女(16才)	9→6 就職他出2, 進学他出1	4.35	4.9	3.55	7.2	7.0	6.0	

しかしより詳細にみると、以上の7戸のうち㉓を除く6戸は第二次構造改善事業に加わっている。つまり「家」の世代的発展の要因とともに、構改にともなう「外圧」的拡大化の中におかれている構造がある。かかる事態が惹起していることが、この段階の特徴である。もちろん次章で考察するごとく、構改導入自体は後継者問題をも含め、「家」の世代的発展に対する一定の評価の上でなされているのであるが、「家」のライフ・ステージによって示される自家保有労働力の多寡がストレートに生業＝経営基盤拡大の有無に直結していないということが現段階的特質としてある。

「大規模化」の過程をこのステージの戦後入植者達は10頭→30頭前後に乳牛頭数をふやすという形で歩んだが、その結果としての生業と生活にも「貧乏の峠」というライフ・ステージの特質以外

表 2 - 4 - 17 「大規模酪農」体制形成 - 確立期における生業 = 経営基盤

ライフ・ ステージ	番 号	土地集積		乳牛頭数 (41→47年)	生業 = 経営 形態 (47年)	第 二 次 構造改善
		41→47年	増 減			
I → II	②	21町 → 35町	+14町	6 → 21頭	酪 + 兼業	○
III → III	②	25 → 43	+18	7 → 20	酪 専	○
	④	21.7 → 26.7	+ 5	11 → 14	// (離農直前)	-
	⑪	30 → 30	-	12 → 6	離 農	-
	⑳	不 明	-	不 明	"	-
III → IV	①	30 → 35	+ 5	9 → 28	酪 専	×
	①	20 → 30	+10	10 → 34	"	○
	③	20 → 40	+20	13 → 30	"	×
	⑤	20 → 35	+15	11 → 22	"	○
	⑦	25 → 42.5	+17.5	12 → 32	"	○
	⑨	18 → 42	+24	11 → 27	"	○
	⑪	21 → 36	+15	3 → 12	兼業 + 酪	△
	⑮	19 → 23	+ 4	12 → 21	酪 専	×
IV → VI	⑬	22 → 44	+22	16 → 30	"	○
VI → III'	⑰	21.6 → 31.6	+10	14 → 27	"	○
	⑱	45 → 45	-	21 → 64	"	○
	⑲	20 → 35	+15	10 → 49	"	○
III' → III'	⑳	不 明	-	3 → 0	離 農	-
III' → IV'	㉑	30 → 40	+10	15 → 33	酪 専	○
IV' → IV'	⑳	21 → 46	+25	16 → 55	"	○
	㉒	35 → 35	-	10 → 24	"	○
	⑳	20 → 39	+19	13 → 27	"	○
IV' → V'	⑩	40 → 68	+28	28 → 75	"	○
	⑭	30 → 45	+15	18 → 60	"	○
IV' → VI'	㉓	28 → 43	+15	8 → 13	畑 + 酪	△
IV' → II''	⑤	45 → 45	-	24 → 48	酪 専	○
	㉔	35 → 52.5	+17.5	23 → 78	"	○
II'' → III''	⑧	39 → 44.5	+ 5.5	21 → 19	"	×
III'' → IV''	⑥	30 → 50	+20	23 → 63	"	○
V → I'	⑮	35 → 0	-35	6 → 0	離 農	-
	㉕	35 → 35	-	16 → 4	"	-
	⑦	20 → 30	+10	21 → 39	酪 専	×

(注) 第二次構造改善の項の○印は参加, △は名目的参加, ×は不参加,
-は対象外を示す。

の要因が加わっている。たとえば①の妻は次のごとく語っている。

①「今は子供たちが大きくなったし、機械も入ったので労働は軽くなったが、ヒマはない。牛が増えたので冬も休めない。料理らしいものは全然作らなくなりました。炊事が簡単になった。何かしたいと思うが疲れて面倒だ」。

そして、この①自体は中卒の長女が妻を手伝っているので、後継者又は後継期待者が他出した「家」において、かかる矛盾はより深刻に惹起していると考えることができる。

(Ⅵ→Ⅲ)・(Ⅱ'→Ⅲ)・(Ⅱ'→Ⅲ')・(Ⅲ'→Ⅲ') ステージ

「家」の世代的発展において、入植後二代目(又は三代目)に移行している⑬⑭⑮⑯⑰の5戸の中で、⑰⑱そして⑲は老人が死亡し夫婦家族形態にもどっている。これら3戸においては自家保有労働力が少なく、乳幼児をかかえている。

⑲は後継者結婚後も二女がいたが、39年に他出、その後二代目も死亡して41年には夫婦2人のみの労働力となり、規模拡大はひかえている。

⑰は後継者の結婚後も41年まで三女がいたが、42年には父も死亡し、夫婦2人の労働力のみとなった。そのもとで土地を10町ふやし、乳牛も14→27頭としたが、身体の弱い妻に無理がかかっている。「仕事は草の仕事がつらく、血圧が低いので、そのときにめまいがする。心臓も悪い。牛乳の集荷が早いので1年中朝3時半におきなければならないのがつらい」と妻は語る。

⑱は子供が大きいため労働力は2.5あるが、長男が他出したため(Ⅲ'→Ⅲ')ステージから移行できず、40年から縮少していた経営を47年にはストップした。

このように(Ⅱ'→Ⅲ)・(Ⅱ'→Ⅲ')・(Ⅲ'→Ⅲ')ステージであっても老人が死亡した「家」では、戦後入植者の(Ⅱ→Ⅲ)・(Ⅲ→Ⅲ)ステージとライフ・ステージでは同じである。従って現に「貧乏の峠」を歩んでいるのであり、急激な規模拡大を行えないか、無理をすればとりわけ妻の負担が増大するという構造下におかれている。

他方、直系家族形態を持続させている「家」で(Ⅱ'→Ⅲ')ステージの⑫⑬では、ともに自家保有労働力指数が3前後で、(Ⅲ→Ⅳ)ステージと大きな差はない。しかし後者の戦後入植者に比し、「家」としての蓄積のある⑫⑬は土地又は乳牛頭数を大きく増大させた。

すなわち⑫は30年代にすでに45町所有しており、41~47年の間には乳牛を21→64頭にふやす。また⑬は土地を15町、乳牛を10→49頭に増大させた。

つまり、戦後入植者が、そして⑫に比しての⑬が土地拡大と乳牛頭数増の両面の拡大をなさねばならなかったのに対し、⑫は酪農経営内容の充実に力を注ぎえたのである。

(Ⅲ'→Ⅳ)・(Ⅲ'→Ⅳ') ステージ

⑬⑭の2ケースはともに三世代家族で、進学他出、結婚他出などで家族員を他出させるが、それでも成人男子4人に担当する労働力を保持しえていた。そして⑬は土地を30→40町に、乳牛を15→33頭にするが、⑭は前者を30→50町に、後者を23→63頭に増大させた。この差は「家」としての蓄積の差であり(⑬は35→40年段階で一時縮少している)、また経営方向に対する差異にもとづくものと考えることができる。

(Ⅳ'→Ⅳ) ステージ

このステージの3戸、⑮⑯⑰のうち、⑮⑰は夫婦家族形態にもどっており、また3戸とも就職他出、結婚他出で2~3人の家族員を他出させるが、それでも自家保有労働力3~3.5を保有しえている。土地集積は30年代に35町を所有していた⑰を除き、⑮⑯はともに20前後で、乳牛ではそれ

ぞれ10頭段階から⑫は55頭，⑭⑮は24，27頭に高める。

このように同じライフ・ステージでも⑫と⑭⑮の間には差異があるが，それは⑫が酪農専門化を明確に志向して町内移住し，一構の上に二構を重ねる形で急激な拡大をはかったこと。他方⑮は35→40年段階での養豚共同の痛手を負っていたこと，そして⑭は二代目が47年で67才になるにもかかわらず後継期待者の長男がやっと18才という「家」の世代的発展における不利な条件のもとにあったことにもとづくものであろう。

(IV→VI) ステージ

夫婦家族から直系家族に移行したのは⑬である。入植者は36年に事故死しているが，40年に高校をおえた長男が後継し，45年に嫁をとる。そして二男～五男が入れかわりに手伝ったので労働力は豊富であった。乳牛を16→30頭にふやすほか，土地も42年，46年と2町拡大した。乳児がいるが，入植者の妻がもっぱら家事，育児にあたり，嫁にとつての負担は相対的に少ない。

(IV→V)・(IV→VI)・(IV→II') ステージ

これらのステージの5戸は，二代目から三代目へと移行した「家」で，⑨は四世代家族，⑩⑪⑫は三世家族，そして⑬は二世家族（後継者は結婚直後）である。これら5戸のうち，⑭⑮⑯⑰は後継者夫婦以外の子供を他出させ終っており，⑩は今がその過程である。従って自家保有労働力指数において前者は減少させているが，⑩はピークへと向かっている。

しかし⑯の場合，昭和31～43年の間，家業を助けていた三男が他出し，かわつて山仕事をしていた四男が妻とともに「家」にもどつた。かかる後継者の不安定性のため，⑯の酪農化過程は著るしく遅れている。しかしこの間，土地，乳牛とも増大させている。

この⑯を除く4戸では乳牛頭数を急激に増大させたことが特徴的である。⑨23→78頭，⑩28→75頭，⑪18→60頭，⑫24→48頭と，増加のテンポはきわだっている。そして土地集積の面でも，30年代に45町に達していた⑮以外は，⑩の28町増を最高に，⑭⑯とも15～17.5町の拡大をとげている。後継者に嫁をむかえ，「家」の世代的発展を一步前進させたこれらの「家」は，二構のみでなく総合資金，パイロット事業など様々な資金導入を行い，一気に50～70頭規模にまで到達したのである。

(V→I')・(IV→I')・(IV→III') ステージ

これに対し，47年段階ではライフ・ステージを逆行させる「家」が出てくることも，その特質の一側面をなしている。このことは後継者の他出問題がからんでいるので，詳細は次章に譲るが，(V→I')の⑱，(IV→I')の⑲の労働力は47年で0.95，1.6でしかない。そして⑱は乳牛のほか35町歩の土地を手離し，⑲も16頭の乳牛を4頭にせざるをえなかった。

これに対し (IV→III') の⑳はまだ世代的発展の可能性があり，土地・乳牛頭数とも拡大しているが，今後の拡大は望まず，二構にも加入していない。

以上，41年以降段階における大規模酪農化過程に対するライフ・ステージを異にする「家」の対応をみてきた。ここでは次の三点を指摘しうる。第一は「家」のライフ・ステージの段階と生業基盤拡大との相関が相対的に低まっていることである（図2-4-7）。このことは機械化が少ない労働力を補完する意味で導入されようとしていること，そしてその機械化導入を構造改善事業でやろうとするかぎり，多頭化ならびに土地拡大が必至であることと関連している。しかしながら構改の導入自体，すでに「家」の世代的発展の展望，すなわち後継者問題との関係で評量されている。この点は次章で扱う。

えることができる。この点は次章で詳しく分析する。

第三に、41年以降段階になると、ライフ・ステージの逆行または停滞がおきてくる。これは日本資本主義社会のとりのわけ若年労働力市場が虹別地域社会にまで及んで来たことと同時に、かかる大規模化自体がもたらした生産-生活上の諸矛盾の顕在化がその基底にあることを看過してはならない。

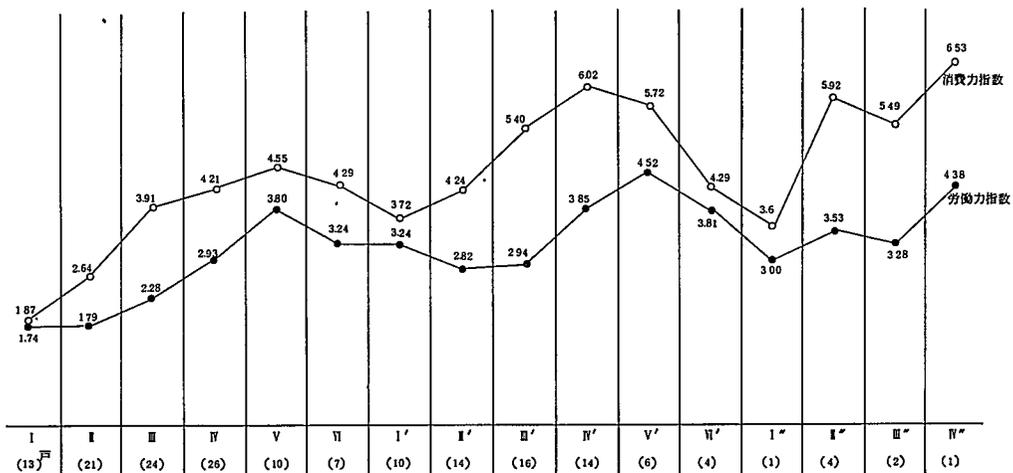
第4節 虹別地域における「家族協業形態」展開の特質

第1～3節において私達は、地域社会における生業の展開との関連で、それぞれその発展過程を異にしている個々の「家」の対応の問題を、事例にもとづき検討して来た。以下、(1)「家族協業形態」におけるライフ・ステージの意味、(2)家族生活史展開の特質の二点から若干の総括を行なおう。

第1項 「家族協業形態」におけるライフ・ステージのもつ意味

私たちは第1節においてライフ・ステージを6期に区分した。そうして2～3節でみたごとく「家」を中心とした家族協業体制下にあつては、ライフ・ステージで示される「家」の発展段階ごとに、生業転換ないし社会構造変動への対応のあり様が異なつていた。このことは第一に「家」の保有する労働力が各ステージごとに異なつてゐることを意味している。図2-4-8は各ステージごとの自家保有労働力、自家保有消費力の平均値を示したもののだが、これによつても鈴木栄太郎によつて「貧乏の峠」と指摘された第III・III'・III''ステージ及びその前段階である第II, II', II''ステージにおいては、自家保有労働力に比して自家保有消費力が大きく、上記の指摘を裏づけることができる。もちろん常雇等の雇傭労働力を主体とする農業経営を行いうる「富農」にあつては構造は異なるが、かかる「家」は虹別においては未だ出現してゐず、わずかに⑨にその可能性がみられるのみである。

図2-4-8 ライフ・ステージごとの自家保有労働力・消費力の平均値



(注) それぞれのライフ・ステージを経過した「家」(その数はカッコ内に示した)の自家保有労働力が消費力の平均を国示したもの。

しかし第二に、虹別地域社会のごとき開拓の歴史の未だ浅い地域においては、その「家」が直系家族形態に移行しているかどうかでステージの内実が異なってくる。たとえば同じII, II', II''ステージであっても、IIステージが自家保有労働力が1.79であるのに対し、II', II''ステージはそれぞれ2.82, 3.53と高く、夫婦家族形態のIVステージの2.93に匹敵する。しかも前者においては年寄りがいないため保育・家事などでハンディキャップを負わざるをえない。逆に鈴木という「栄華の峠」は第V・V'ステージで示されるが、その場合においても、VステージよりV'ステージの方が自家保有労働力が高くあらわれ、II~IIIステージの2~2.5倍の労働力を「家」として保有しているのである。

このように直系家族形態という家族協業体制へ移行しえた「家」の優位性は明らかであるが、その移行のプロセスは図2-4-9のごとくである。すなわち直系家族に移行した「家」は17戸、このうち⑥⑧⑩⑫⑭は三代目を出現させており、移行回数は全部で23回になるが、第Vステージへの移行のさい兄弟がすでに他出している(V=I')の形態が10で一番多い。これに対して第VIステージを経由している形態は(VI→II')6、(VI→III')2の計8である。つまり後継者結婚のさい、その兄弟姉妹がいる場合といない場合は半々となる。しかもこのことは戦前、戦後、現在という時代的背景とは関係していない(表2-4-18)。後継者結婚後も小舅が「家」にいるという場合には⑮⑯の

図2-4-9 直系家族への移行形態

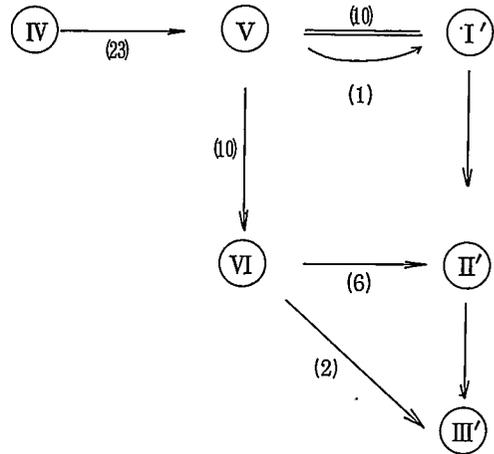


表2-4-18 直系家族への移行時におけるライフステージ

V=I'	⑥	7年 養子	V→VI→II'	⑧	10年→13年	
	⑧	10年 養子		⑦	21年→29年	
	⑩	18年 1人子		⑭	22年→24年	
	⑫	21年 妹結婚他出後		⑮'	37年→39年	
	⑭	22年 養子		⑰	37年→41年	
	⑯	23年 養子		⑱'	42年→47年	
	⑰'	25年 養子		V→VI→III'	⑮	10年→20年
	⑱	27年 弟分家他出後			⑲	16年→30年
	⑲	35年 1人子			V→VI	⑲'
⑲	40年 姉妹弟他出後	⑲	45年→46年			
V→I'	⑳	23年→26年				
IV→V	⑱'	46年				
	⑲'	47年				

ごとく15年戦争期をはさむ「家」が10年、14年と長期にわたっている。これに対し（V=I'）という形態にあっては、兄弟数が少ないか、後継者の出生順位が遅かった「家」のほか、半数が養子であることが特徴的であり、その場合、戦前又は戦後直後に限られている。つまり開拓直後及び敗戦直後の時期にあたってはたとえ男子の後継者がいなくても、また後継者を戦死などで失なっても、婿養子により「家」の世代的発展を継続させる余地が存していた。しかし現段階にあっては、子供が娘ばかりの「家」では婿取りは嫁取り以上に深刻な問題となっているのである。

第2項 「家」の世代的発展と階層区分

ライフ・ステージの「家」としての展開過程は「家」の世代的発展を形成するものだが、そのプロセス自体、現時点における「家」の階層差を形成して来たものである。すなわち、表2-4-19にみるごとく、上層を構成している「家」は、それ以前の世代的発展の蓄積の上に、とりわけ大規模酪農専業化への移行期において世代交替を行いえたのに対し、下(2)層においてはその期に世代的発展が断絶するというように、「家」の階層的規定性は「家」の世代的発展の構造と極めて密接に関連している（表2-4-19）。

すなわち、上層は昭和16年から26年の敗戦前後の社会変動期に、二代目又は三代目に嫁（婿）が来た「家」（⑨⑩⑬⑭⑰⑱）と、婿が12年から兵役にとられ20年に復員した⑮であり、子供が未だ小さかった⑯を除く9戸中7戸までが世代の前進的発展をしている。さらに、それからほぼ20年たった35～47年の間をみると、⑨⑩⑬⑭⑰⑱の二代目又は三代目に嫁が来ており、⑥も後継者は確定している。このように上層においては戦争前後及び35年以後の大規模化の時期に「家」の世代的展開がなされているという特徴がある。しかし⑦⑱、とりわけ⑦のごとく35年以降においてライス・ステージを（IV→III'）と逆行、すなわち後継期待者が他出した「家」においては、今後その世代的発展の断絶も考えられる。

中層においては、⑬⑱の2戸が21～27年の間に二代目に移行するが、35～47年の間では未だ三代目に嫁をとるところまではいっていない。また⑰⑱はこの時期に二代目に移行するが、⑰は26年に炭焼がダメになって再入植した「家」で蓄積に乏しく、戦後分家層の⑲は36年に入植者を事故死させるというハンディキャップを負っていた。そして上述4戸以外の7戸はいずれも実習生入植者層であって、①を除く6戸では後継期待者が他出しており、息子が受精士の勉強に行っている⑮は後継者が確定しているが、他の③⑤⑨⑦そして⑫は不在か未確定である。こうした事情に加えて、これらの「家」は急速な経営拡大という無理も加わっており、⑥⑨は48～50年時点で離農を余儀なくされている。

下(1)層では、戦前入植の3戸（④⑧⑩）は上層と類以のライフ・サイクルを示すが、その内実には差がある。すなわち、④は結婚が47才と遅く後継期待者である長男の年令もずっと小さかったということ。⑧は昭和10年から44年に至る間（二代目が60才になるまで）、後継者が確定しえなかったという事情が存していた。⑩は10年に二代目、36年に三代目に嫁（又は婿）が来ており、上層と同様の世代的発展の相を強く示しているが、この「家」（及び上にみた中層で後継者が確定している⑮）は自力主義的経営方針をとっている「家」である。以上の戦前入植の3戸に対し、戦後分家層の①は後継者不足、②は入植後わずか10年であり、実習生入植者層の⑪はブタの共同で1度離農したのを現在再建しているところである。そして調査時点において下(1)層であった④は40年に入植者死亡、その後再婚するがうまくいかず、調査終了後数カ月で離婚一離農し、下(2)層となった。

下(2)層の⑮⑱は昭和16～26年の間に二代目に移行し、それぞれ35～47年の間に後継者を得るが、その他出のため離農、また長男が精神疾患の⑯は39年に長女に婿をとるが41年婿夫婦の他出のため離農している。そして⑮は46年の世帯主死亡による離農であり、②はブタ共同の時、⑩と同じくその管理人となって離農したままである。

このようにみえてくるならば、上層は戦争前後、また大規模酪農化の時期を世代的発展の前進的移行期でむかえた戦前入植の蓄積のある「家」から構成されていること。中層は戦前入植（又は再入植）で世代的展開が上層よりは劣る「家」と、戦後入植の後継者を十分に確定しえない「家」か

表 2-4-19 階層別にみた各「家」のライフサイクル

	7年	16年	29年	26年	35年	41年	44年	47年
上層	㉔	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ'	VⅥ' Ⅱ''
	㉕	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ'	VⅥ' Ⅱ''
	㉖	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ' Ⅳ''
	㉗	Ⅳ	ⅡⅢ	Ⅳ	VⅥ	Ⅲ'	Ⅳ'	VⅥ' Ⅱ''
	㉘	Ⅳ	ⅡⅢ	Ⅳ	Ⅲ'	Ⅳ'	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'
	㉙	Ⅳ	ⅡⅢ	Ⅳ	VⅥ	Ⅱ'Ⅲ'	Ⅳ' Ⅳ''	Ⅲ'
	㉚	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	VⅥ	Ⅱ'Ⅲ'	Ⅳ' Ⅳ''
	㉛	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'
	㉜	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ'
	㉝	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ'
中層	㉞	ⅡⅢ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ'	Ⅳ'
	㉟	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	VⅥ	Ⅱ'Ⅲ'	Ⅲ'	Ⅳ'
	㊱	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ	VⅥ Ⅲ'
	㊲	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	○ⅠⅡ	Ⅲ	Ⅳ
	㊳	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	○ⅠⅡ	Ⅲ	Ⅳ
	㊴	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	○ⅠⅡ	Ⅲ	Ⅳ
	㊵	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	○ⅠⅡ	Ⅲ	Ⅳ
	㊶	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	○ⅠⅡ	Ⅲ	Ⅳ
	㊷	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	○ⅠⅡ	Ⅲ	Ⅳ
	㊸	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	○ⅠⅡ	Ⅲ	Ⅳ
下層(1)	㊹	Ⅳ	VⅥⅡ'	Ⅲ'	Ⅳ'	Ⅳ'	VⅥⅡ'	Ⅲ'
	㊺	Ⅳ	VⅥⅡ'	Ⅲ'	Ⅳ'	Ⅳ'	VⅥⅡ'	Ⅲ'
	㊻	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ	Ⅳ'	Ⅳ'Ⅴ'Ⅵ'	Ⅲ'
	㊼	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ	Ⅳ'	Ⅳ'Ⅴ'Ⅵ'	Ⅲ'
	㊽	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ	Ⅳ'	Ⅳ'Ⅴ'Ⅵ'	Ⅲ'
	㊾	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ	Ⅳ'	Ⅳ'Ⅴ'Ⅵ'	Ⅲ'
下層(2)	㊿	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ'	Ⅳ'Ⅴ'Ⅵ'
	㉀	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ'	Ⅳ'Ⅴ'Ⅵ'
	㉁	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ'	Ⅳ'Ⅴ'Ⅵ'
	㉂	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ'	Ⅳ'Ⅴ'Ⅵ'
	㉃	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ'	Ⅳ'Ⅴ'Ⅵ'
	㉄	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅰ'Ⅱ'	Ⅲ'	Ⅳ'	Ⅳ'Ⅴ'Ⅵ'

(注) O, I, II, III, IV, V, VIはライフ・ステージを示す。

らなっていること。下(1)層は「家」の世代的発展の長く続いた難点を克服しつつある「家」と、逆にそのため停滞又は下降を示している「家」からなっていること。下(2)層では「家」の世代的発展が断絶しており、戦前入植又はその戦後分家という虹別地域社会での生活史の長い人々が、在村離農者として滞留していること、以上の諸点を指摘することができる。

他方、「家」の世代的発展の問題は個々の「家」の自然成長性にゆだねられるべき問題ではなく、地域社会のそれ自体としての発展との関係でとらえられるべき問題である。そして人々はそれを血縁のネットを基底におき、地縁、学縁のネットを重層させる形で展開させて来た。開拓後高々50年の虹別地域社会においても然りであるが、次に血縁のネットにしばらくみてみよう。

第3項 血縁のネットの形成とその特質

「家」の世代的発展のプロセスは、他面では婚姻等を媒介とする「家」と「家」の結びつきの展開過程、すなわち血縁のネットワークの形成過程でもある。表2-4-40はI, S両部落の分家、婚姻関係の形成時点をみたものだが、わかっているだけでも19組の血縁の分化又は新たな結合が行われている。時期区分ごとにみると、入植から大凶作期終了までの時期及び太平洋戦争期においては、故郷を同一にし、かつ隣家同志の間での結合である。

㉔とA家はともに福島出身で、A家から㉔に婿入りする。㉕と㉖は栃木県出身で、㉕の4男が㉖に婿入りした。大凶作期の婚姻は2ケースとも婿入りである。太平洋戦争期では㉑と㉒は山口県出身、㉓と㉔は千

表 2-4-20 分家，婚姻関係の形成

部 落 \ 年 度	4～12年	13～20年	21～34年	35～40年	41～47年
I 部 落 内	⑧=A (11年)	⑭=⑮ (16年)	⑭→⑬ (21年) ⑳→① (26年) ⑭→㉑ (30年) ⑱=⑭ (23年)	⑧=A (37年) ⑩→② (38年)	⑬=⑩ (45年) ⑭=⑬ (46年) ⑩=⑥ (47年)
I・S 兩部落間			⑳=㉑ (23年) ㉑=⑤ (31年)		
S 部 落 内	⑤=④ (10年)	⑩=⑥ (18年)	③→① (26年) ④=⑤ (22年) ①=⑥ (28年)		⑤=B=⑨

(注) →印は分家，=印の左が右から嫁(又は婿)をとった。

葉県と東京で，ともに後者から前者へ嫁入りが行われた。

「家」の分化は戦後31年ごろまでの時期に4戸が分家しているが，この時期はまた「家」と「家」の結合も5ケースある。そしてI部落とS部落にまたがったの結合が2ケースでなされる。

分家層は⑭が2戸，⑳が1戸，③が1戸出している。さらに⑭は後継者が戦死した嫁の実家の⑮の「家」に婿を出した。I，S 兩部落にまたがったのは⑭の分家の㉑のところへ⑥から嫁が来，また分家①を出した⑳のところへ④から嫁が来ている。S部落では④が⑤から嫁をとり，⑥が実習生入植者の①へ嫁を出した。

これらの「結合」又は「分化」にはもちろんライフ・ステージが関係しているが，ここで注目すべきは，以上の動きの中心をなした⑭⑳④⑥③の5戸は戦中期をIVステージでむかえ，後継者を兵役に出さないですんだため，土地集積又は乳牛頭数増などで生業基盤を大きく拡大しえた「家」であったことである。この期になるともはやかつての故郷の同一性ということは問われなくなる。

35～40年の大規模化移行期においては部落内での血縁のネットの拡がりは少なく，I部落に2ケースあるのみで，⑧は父の実家から嫁をとり，⑩は②を分家させた。

ところが大規模化が相当進行した45年以降になると，上層農間での新たな結合がはじまることが極めて特徴的である。すなわち⑭=⑮，⑩=⑥，⑤=B=⑨のごとくであり，また⑬=⑩の⑬は中層だが，夫と妻が高校での同窓生という関係のほか，⑬は⑭の分家で父親が死亡したため一時期経営の拡大はなしえなかったが，⑬の父自身は農協理事などをやっていた「家」であるという事情が加わっている。

このように血縁のネットワークは累積され兩部落内，兩部落間にはりめぐらされて来ているが，その分析は第7章に譲る。ここで注意されなければならないのは，第一に現時点での新しい結合は上層農家間でとりおこなわれているということ，第二に血縁のネットは戦前入植者層(及びその分家層)の間で行われ，実習生入植者層では①のみだということである。つまり実習生入植者層を中心とする中層は矛盾が集中しているにもかかわらず，部落内に血縁のネットを持ちえていず，そこから中層のトラクター利用組合への期待が生ずる構造がある。

第5節 生活史からみた「社会的協業形態」への展望

以上の事実から農民層分解を十全にみるためには、「家」を単位とした家族協業体制下にあるかぎり、「家」それ自身の世代的発展過程との関連での資本主義的分解過程の考察が不可避であることがわかる。土地集積であれ飼養乳牛頭数増であれ、それらは単に物量としてあるのではなく、「家」を中心とした家族員がそれぞれの地位＝役割に応じて生業－生活の諸過程を分担する中でこそ、「家」の生産力として生きているのであり、しかも生産＝生活組織体としての「家」は世代的に発展していったこそ、それらの生産力を保持－上昇させうるのである。

他面、現在上層を構成している「家」が虹別Ⅰ、Ⅱ両部落32戸中わずか9戸であるという事実は、「家」にもとづく家族協業体制ではかかる生産力の保持－展開が個々の「家」にまかされるため自然成長性にゆだねられ、変動期をライフ・ステージの不利な段階や、家族員に病人、怪我人、また不和などをもつ「家」は「淘汰」されざるをえない、ということを示しているものである。さらに、かつて有力であった「家」がその後離農又は停滞していることを考えるなら、現在上層である「家」も家族内の要因や経営上のまずさから中層以下へ転落することも十分ありうることであり、「家」にもとづく家族協業体制はかかる不安定な構造を内包している。とりわけ後継者問題はその主要な環をなしており、この問題は決して個々の「家」の自然成長性にゆだねておいてはならないことを物語る。

現在、上層の⑦をも含め中層の5戸、下(Ⅰ)層の1戸の計7戸は15才以上の子供がいながら後継者未確定であり、しかもこれ以上「家」が減ると部落社会が成り立ちえないところに来ていることを考えるならば、何らかの社会的協業体制をとり入れ、「家」の世代的発展を社会的に保障していかなければなるまい。入植直後の大凶作期、そして太平洋戦争期に多くの「家」が「淘汰」され、とりわけ大規模酪農専業段階では、多額の設備投資と土地取得の必要から、それ以前の蓄積の少ない「家」や労働力確保をなしえない「家」は「淘汰」を迫られて来ている。また農業それ自体に見切りをつける「家」も生じている。

表2-4-21は昭和41年以降のⅠ、Ⅱ両部落の離農農家を示したもののだが、Ⅲステージでの離農5戸、Ⅳ及Ⅳ'ステージ5戸、Ⅴステージ1戸、Ⅰステージ3戸である。ここから戦前の大凶作期における離農とは異なつたパターンが、「高度経済成長」下の大規模酪農専業化過程のもとでつくり出されていることが看取できる。

このような「淘汰」は一種の間引き政策であり、一見大規模化をますます可能ならしめる土壌を一方で用意しているように見えながら、人の住む地域社会を空洞化させ、牛と住む事態を惹起しつつある。このこと自体、若い後継者の問題、嫁の問題等、「家」の世代的発展にとっての阻害要因となっていることは否めない事実である。

以上、私達が虹別地域の農民の生活史を通して明らかにしえたことは、まず第一に農民の「家」を中心とする生活史は自らの生業と生活の防衛－発展のための努力の歴史であったことである。第二に彼らの生活史が「家」という家族協業体制を離れないならば、社会的淘汰に直面する「家」が必ず生じ、それが血縁のネットまた地縁＝部落の相互扶助機能によって支えられないときは離農を余儀なくされて来たということである。しかしながら、第三にかかるゆえに虹別地域の農民たちは、一面、政策的誘導にそう形をとりながら、共同化をはじめとする何らかの社会的協働形態を志向して来た。虹別においてはその挫折体験が未だに残存しているが、「同じ釜の飯を食うぐらいの気持

表 2-4-30 昭和41年以降の離農農家

	年次	家族構成	子供の他出	乳牛頭数	土地	備考		ライフ ステージ
S部落	K・M	42年 主41才, 妻36, 父75, 母76, 長女16才, 15才 未満男2人, 女4人	ナン	14(8)	20町		他出	IV
"	I・M	42年 主53才, 妻48才, 長男 21才, 二男15才未満	ナン	9(6)	30町		"	IV'
"	S・M	43年 主36才, 妻35才, 15才 以下男2人, 女3人	ナン	11(9)	41.7町	兼業(主)	戦後分家	III
"	I・K	44年 主32才, 妻28才 15才以下2人	ナン	8(5)	35町		"	III
I部落	O・I	45年 主28才, 妻25才, 母60才	ナン	28(20)	33.5町		戦前入植 (4年)	V
"	⑬	45年 主67才, 妻64才, 長男40才	41年, 娘婿夫婦他出, 長男は精神疾患	12(1)	43町		在部落	I
"	K・K	46年 主65才, 妻64才, 二女34才, 孫16才	不明	17(8)	36町	兼業 (養子)	他出	IV
"	⑭	46年 主50才, 妻52才	長男(16才)(45年)	5(2)	39町	兼業(主; 長男)	戦前入植	III
S部落	I・H	47年 主50才, 妻44才	2男3女他出, 二男(16才)(45年)	7(2)	40町		戦前入植 (6年)	I
"	⑮	47年 主52才, 妻48才	後継者(42年)	8(8)	30町	兼業(主)	戦前入植	I
"	⑯	47年 主(妻)38才, 15才未満 男1人, 女2人	長男(45年)長女 (45年)世帯主46年に 死亡	15(5)	30町		戦後分家	III
I部落	⑰	48年 主37才, 婿46才	長女他出(47年)	14(9)※	26.7町※		戦後入植	III
"	⑱	48年 主44才, 妻43才	ナン	27(15)※	42町※		"	IV
"	⑲	50年 主49才, 妻45才	長男他出(46年)	22(17)※	35町※		他出	IV

(注) 乳牛頭数, 土地の※印はS47年当時の数値である。また乳牛頭数の()内は成牛を示す。

でやらなければだめだ」と①が述べているごとく, 社会的協働形態への志向は決してなくなっていない。しかし現実にかかえている借金が協同化への道をはばんでいる。第四に, このことはいわゆる「マイペース離農」——虹別でいえば⑭や⑯がそれに該当すると思われる——が多くの農民にとって直ちにうけいれることのできないものとして存していることを示している。また後継者対策として機械化=多頭化を導入せざるをえない「家」も現にある(詳しくは次章参照)。

以上のことは, 虹別地域社会においても, 「家」を単位とした「家族協業形態」から「社会的協業形態」への移行が必然的であることを物語っている。「家」と農協などの機関との関係, また血縁や利用組合などの「家」と「家」との関係自体が, 農基法以降, とりわけ41年以降の大規模離農専業への移行の中で変容してきており, 「家族協業形態」の矛盾止揚の方向もまた村落構造変動の中で準備されつつある。しかしこのことは第7章の課題である。

第5章 酪農経営の「大規模化」と後継者問題

前章において私たちは、各「家」の世代的発展の系列を、日本資本主義発展のそれぞれの節との関連の中に位置づけ、さらに、それぞれの段階における「家」のライフ・ステージの発展段階を基軸として、その「家」の生活史の文脈にまでおいて問題を解析してきた。

本章で、私たちは、所謂「高度経済成長」期以降における、酪農経営の発展によって、きわめて重要な意味をもっている後継者問題を、とりわけ「家」の「資本主義的分解過程」と「世代的発展過程」の射程の中に位置づけ、酪農経営における後継者問題のもつ意味を個々の家の生活史の文脈にまで立ちかえって深めたい。

第1節 酪農経営の「大規模化」と後継者問題

35年以降における酪農経営の「大規模化」は、表2-5-1のように整理できるが、現在上層を構成している9戸のうち半数は35年段階において、乳牛頭数という側面からみればかなり有力な農家ではなかった。それを乳牛頭数のレベルから、発展階梯的なパターンとして把握すると、表2-5-2が得られる。

表2-5-1 現在の階層区分と乳牛飼養頭数の推移

		X	A'	A	B	C	D
上層 (9戸)	35年		333	111	55.6		
	41年			222	77.8		
	44年				222	77.8	
	47年					44.4	55.6
中層 (11戸)	35年		72.9	18.2	9.1		
	41年		9.1	90.9			
	44年			36.4	63.6		
下(1)層 (7戸)	35年	14.2	42.9	42.9			
	41年		57.1	28.6	14.3		
	44年		28.6	14.3	57.1		
	47年		14.3	28.6	57.1		
下(2)層 (5戸)	35年		60.0	20.0	20.0		
	41年	20.0	40.0	20.0	20.0		
	44年	40.0	20.0		40.0		
	47年	80.0	20.0				
計 (32戸)	35年		56.3	21.9	21.9		
	41年	3.1	21.9	46.9	28.1		
	44年	6.3	9.4	15.6	46.9	21.9	
	47年	12.5	6.3	6.3	46.9	12.5	15.6

(注) A' 乳牛 10 頭未満

A 乳牛 10 頭以上

B 乳牛 18 ~ 20 頭以上 (搾乳牛 12 ~ 3 頭以上)

C 乳牛 35 ~ 40 頭以上 (搾乳牛 25 ~ 6 頭以上)

D 乳牛 60 頭以上 (搾乳牛 40 ~ 45 頭以上)

X 離農者

表2-5-2 酪農経営の発展階梯と階層区分

		上層	中層	下(1)層	下(2)層	計
上昇・発展型	B→B→C→D	9⑩⑥				3
	B→B→C→C	7⑤				2
	A→B→C→D	6④				2
	A→A→B→C	19⑫				2
上昇・停滞型	B→A→B→B		3			1
	A→A→B→B		13⑭③ 1⑯⑮	1③④		9
	A→A→A→B		9⑤⑦ 2	②		5
下降・停滞型	A→A→A→A			1⑧		2
	下降型			④	2①⑥②⑦ 1⑪⑩	6
計		9	11	7	5	32

(注) A及びA'を一括している。またA→B→C→Dはそれぞれ35年→41年→44年→47年時点の乳牛飼養頭数を示す。

すなわち、酪農発展階梯において、(B→B→C→D)、(B→B→C→C)、(A→B→C→D)、(A→A→B→C)のごとく急速に大規模酪農化過程を歩んだ9戸は現段階で上層を構成している。これを「上層一発展型」と呼ぼう。これに対し(A→A→B→B)、(B→A→B→B)、(A→A→A→B)の15戸は中層11戸、下(1)層4戸よりなる。これらはA階梯からB階梯へと上昇したが、その階梯にとどまっている。これを「上昇一停滞型」と名付ける。そして下(2)層全5戸及び下(1)層の4戸は酪農発展階梯を下降させるか10頭階段以下に停滞している。これを「下降一停滞型」と呼ぼう。大規模酪農家への対応が現階層区分を形成してきたことは、この表からも明らかである。

かかる個別農家の経済的浮沈は、農業生産が「家」にもとづく家族協業形態で行われているのであるから、当然にも「家」の世代的発展の様相と関連している。もちろん35年までの「家」としての蓄積が現在の階層規定の大きな要因としてあることは、先の表2-5-1からもわかる。しかし事態はまさに動的に進行しているのであり、上昇また下降が厳然と存している。以下、(1)上層を構成するに至る酪農発展をたどった「家」(「上昇一発展型」)、(2)下(2)層全戸及び下(1)層の一部からなる軌跡の「家」(「下降一停滞型」)、(3)そして現段階における分解基軸をなす(「上昇一停滞型」)の基軸を描く中層全戸及び下(1)層の一部からなる「家」の区分により、世代的発展との関連における上昇又は下降の要因分析を行う中で、大規模酪農化過程のもとにおける後継者問題を考察しよう。

第1項 「上昇一発展型」の「家」の「大規模酪農」専業化過程

現に上層を構成している⑨⑩⑥⑦⑤⑧⑭⑱⑲の9戸が「上昇一発展型」に属する。しかしこれを仔細にみると、安定的上昇をとげた⑨⑩⑥、急上昇型の⑧⑭⑱⑲、そして上層停滞型の⑦⑤の違いが存する。

(イ) 安定的上昇型

⑨⑩⑥は(B→B→C→D)という軌跡で示されるごとく最も安定的に上昇発展した「家」である。これらのうち⑨、⑩はそれぞれS及びI部落のリーダー層であるばかりではなく、町の農政においても発言力を有している。これらの「家」では、出発点における蓄積と同時に、後継者が明確に定まった時点での大幅な規模拡大が行われたことが特徴的である。⑨は40年に長男が標茶農高酪農科を出て江別市の酪農短大に進学し、⑩⑥はそれぞれ40年、43年に長男が標茶農高酪農科を選択し、長男の後継は明確になっていた。そして⑨⑩は一構、二構で、⑥は一構には入らなかったが、この間に土地を30町から50町にし、その上に二構を導入する形で、規模拡大を行なった。

(ロ) 急上昇型及び上層停滞型

上昇発展型の中においても「急上昇型」を示すのは(A→B→C→D)という軌跡を描いた⑭⑱⑲であり、またそれを一階梯低く追った⑩⑲⑳である。これら4戸のライフ・ステージの移行(35→41年)はそれぞれ(Ⅲ→Ⅴ)、(Ⅳ→Ⅲ)、(Ⅰ→Ⅲ)、(Ⅲ→Ⅳ)であり、⑲を除く3戸はいずれも後継者夫婦が確定するか世代交替が行われている。

すなわち⑭は6人兄弟の4番目の長男が、他の兄弟がすべて他出したあとの40年に27歳で妻を迎えて(入植者63歳)、翌年一構を導入した。また⑱は35年に後継者の長男が27歳で結婚(入植者73歳)し、翌年から養豚共同組合に加わり、これが失敗したあと大型酪農化に切りかえる。⑲も35年にブタの共同化に加わるが、長男が38年に標茶農高を卒業し後継者となることがはつきりとしたあと、41年の第一次構改を導入した。

つまり、急上昇型の⑧⑱⑲は安定的上昇型の⑨⑩⑥と同じく、後継者が確定した段階か又は新しい世代によって経営が担われ出した時点で、構造改善事業による大規模化の動きがあらわれたのであり、その動向を主体的に受容しえたのである。このことは上層停滞型の⑤においても同様であ

る。しかし後継者不在の⑦になると構改事業は一次、二次とも受容していない。

このように、その後継者の「家」継承の意味のあり様が経営の方向性に極めて大きなウェイトをもっていることが、以上の「上昇-発展型」においても明らかとなる。しかしながら、このことは「上昇-発展型」がまったく矛盾をもたないということでは決してない。

a) 第一に、現に上層である「家」の中にあっても、⑦のごとくこれ以上拡大を望めないし望んでいない「家」、また⑨⑩のごとく少ない労働力で急激に多頭化した「家」ではその「ひずみ」が生じて来ている。この点を⑦と⑨の妻の言葉でみてみよう。

⑦「牛が増え、生き物なので、昔より忙しいし労働はきつい。労働時間は長い、休みをとつたり、つかれるとゆつくり作業をするので、それほど無理はしていない。それでも過労で高血圧になっている」(妻)。

⑨「機械化されたため、機械稼働中、他の雑事が入り込み、労働強化になってきた。もっと(家事などをする)時間がほしい」(妻)。

つまり、上層農においても、とりわけ主婦の労働は限度まで来ており、⑦は後継者他出のため、⑨⑩は短期間の激しい急上昇のため、それが倍化されている。39歳の⑨、48歳の⑩の長男はまだ10歳で「家」をつぐかどうかは未知数である。

b) 第二に、このように多頭化が妻にいかなる労働強化をもたらしたかはすでに第2章2～3節でみたところであるが、その経営の大規模化・機械化の方向に関して、後継者の問題を含めて、現世帯主にも矛盾は立ちあらわれている。⑭の言葉によれば、

⑭「第二次構造改善では成牛40、若牛25頭飼わなくてはならない。機械でやると経営方針は全然ちがう。やめるか大きくするかしかない。一生懸命働けば金は残るが、機械を入れるのは若い対策である。機械に乗ってやると、地面に立ってやるとでは違い、若い人が嫌がらない。機械を入れたから楽だというのはまちがいだ。かえって機械を入れたら忙しい、労働の強度は強くなった。しかし運転する人の作業は強度だが、その他の家族の者は他のことができる。だが、本当に腹があるなら共同経営の方が楽になる。無駄がはぶけるし、日曜日ができる。体に余裕もできる。ただし腹がわかればだが、実際には無理だと思う」(夫=世帯主)。

ここにみられるごとく、構改事業導入は後継者対策の意味をもっている。そして「家」をこえた協働形態が何らかの形で考えられなければならないにもかかわらず、それに対して否定的な発言の裏には、個々の農家の借金の問題とともに、とりわけ35～42年頃までの時期における「共同化」の挫折という体験が存していた。そしてこの⑭はそれに深入りしていたのである。

このように共同化失敗の経験、そして大規模化以後に増大した借金は、個人経営の限界を自覚させながらも、上層農たちを社会的協業形態確立の方向へとむかわせていない。⑭⑮と「三友会」というインフォーマルな集団を形成し赤字経営を排してきた⑥も後継者対策で二構に入るが、彼は「個人での限界はある」としながら、「完全共同にはふみきれない、今までの借金を棒引きにしてくれるならば別だ」と述べている。このような上層農の動きはI部落のみでなく、S部落においてもいえるのだが、S部落において現在特徴的なことは、Ⅳの後継者にみられるごとき方向である。38年に「家」を継いだ彼は、共同経営の方向を否定し、「自由競争を重んじ、雇傭労働を入れ、ゆとりある生活」、すなわち彼の従弟のⅣの「家」がとろうとしているごとき方向、いうならば「富農化」の方向を志向している。もちろんそれが可能かどうかは別の問題である。

c) ところでⅣは少ない自家保有労働力を年雇導入により、また繁忙期の短期的雇傭者導入により解決して来た。そして現段階において一応の規模拡大を達成し、今後その内実をいかに高めていくかというところに来ている。「富農」化の可能性のある「家」であるが、そこにも次のごとき形で矛盾があらわれている。

「現在の酪農経営は省力化—機械化されて、身体は楽になったが、資金導入のやりくりの困難など、経済的にむずかしくなってきた。……もとかかるわりにはもうからず、魅力の少ないものになっている。」その上「経営においては、生き物に対し細心の注意を払っていくという考えで臨んでいるということもあつて、家族中でどこかえ出かけるということではできない。」(後継者＝三代目)

第2項 「下降—停滞型」の「家」の出現とそのプロセス

ところで、以上みた「上昇発展型」の対極にある「下降—停滞型」には表2-5-2のように8戸の「家」が属する。そして前述のブタ共同の⑩⑪を除く6戸は、後継者問題のため下降ないし停滞せざるを得なかった「家」として位置づけられる。しかし、そのことのもつ意味は、以下みるように単純には割り切れない、現段階での酪農の大規模化のもつ意味として、如実に反映されているといわなければならない。すなわち、地域社会自体の酪農大規模化過程の進行の中で、「家族協業形態」での地域社会の生産諸力の受容のためには、後継者確保、家族員の健康と意志の統一などの「家」としての内部条件が不可欠であった。かかる側面における弱点は、大規模化の過程においては離農を不可避とせざるをえなくしている。「下降型」はそれを端的に示している。

すなわち「下降型」6戸のうち、⑩⑪は一度は後継者を得ながらその他出により下降したケース、④⑤は入植者の死亡により離農に追い込まれてゆくケース、そうした⑩⑪は、「私は反対だった」(⑪の妻)とする家族の意見をふりきって養豚経営管理人になるという「家」の経営志向の変更をし、それに失敗したケースである。これらの要因は、以下その詳細を分析するが、決して下(2)層に固有なものではなく、他の農民層にも内在しているものである点を看過してはならない。

以下、私たちは下(2)層の下降のプロセスを事例にとりながら分析していくことにする。まず、一度は後継者を得ながら、後継者との協働に失敗した⑩⑪からみていこう。

⑩(入植者71歳、妻68歳＝47年)戦前より酪農化に力を注ぎ、戦後の28～30年頃は搾乳牛10頭段階に到達する。しかし長男が精神疾患であつたことが⑩夫婦にとつての負担であつた。昭和39年に27歳の三女に婿をとるが、婿は酪農になじまず、婿夫婦は42年に他出し、中標津で工員となつた。現在、35町の土地を手離し、借金、買掛はきれいにしてあるが、今後の明確な展望はない。妻の言葉によれば、「ここでは農業以外することはない。町なら拾い仕事があるだろうが、子供がこんだから恥づかしいんで町へは出たくないとじいさんがいう。ニワトリでも飼おうかとも考えている。ブタは今年の春から飼っている。炊いて食べさせなければならぬから手間がかかるが、主にじいさんが世話している。娘は時々やつてくる。イモや大根がほしいといつて、春はワラビ、コブシなんかを取りに来る。息子も山菜なんかを取つて来るが、よくないのまで取つてくる」。子供への期待は「何もない」状態におかれ、現在は生活保護を受給している。

⑪もまた年齢の高い夫婦のみの世帯だが、71歳の⑩に対し55歳と若い⑪の場合は外働きが可能である。

⑪は22年ころからすでにほぼ酪農専業に移行した、この地域における酪農化の先覚者の一人であつた。しかし、22年に兄夫婦が死亡したため、その子供を3人ひきとり(6歳、3歳、2歳)、その年から生まれ自分の子供とともに6人の子供を養育してきたという点に、「家」の代的発展における困難が胚胎していた。⑪では兄の子の長男が31年に中学校卒業後家を手伝い出し、32年には畜舎再増築、34年にはトラクター(42HP)と生産基盤を充実させた。37年には兄の2番目の男の子を札幌の短大に進ませ、また、翌38年には長男に経営をやらせ、本人は中標津の林業会社に出るようにした。当時耕地はまだ14～5町あつたが、牛が24～5頭いて、収入の8～9割が酪農であつた。こうして世代交替はうまくいくかのように見えたが、42年になつて長男は他出し、中標津で飲み屋の自営をやるようになり、⑪は酪農をやめて育成専門にかわつた。その後、44年、45年に三男、四男とも他出し、現在では土地作業、飼料生産作業は妻の弟(⑫)が隣にいて、土地代金のかわりしてくれている。⑪自身は中標津の林業会社の山仕事(植林)に出ている。

以上みてきた2ケースにあっては、ともに「大規模化」以前に虹別における酪農化のイノベー

ターを構成していた。しかし家族協業形態にもとづく経営である以上、後継者との協働の失敗は、「家」の世代的発展を断絶させ、老人夫婦を滞留させるという結果をもたらしたのである。このことは次にみる2ケースのごとく世帯主の若死の場合にも指摘しうるところで、④⑤の世帯主はそれぞれ42歳、33歳の若さで死亡している。それぞれのケースをみてみよう。

④は、分家を興した夫の努力で酪農は少しずつ定着してきていて、44年には(B)階梯にまで進んでいた。しかし、46年12月夫が死亡し、現在経営休止状態で、妻が育成牛4頭、シイタケ栽培をやつてわずかに家計を支えている。このように世帯主の死亡がこの「家」にダメージを与えたのであるが、しかし妻はそれ以前に後継者問題は生じていた。すなわち長男は43年の中卒後しばらく「家」を手伝っていたが、44年には旭川の自動車学校へ入り、翌年鉦路で自動車整備士となった。長女もまた44年の中卒後美容学校に行つて、45年から鉦路で美容師をしている。夫の死亡後も次女を鉦路商業学校に入学させる。このように妻の子供の教育に対する関心は高いが、その理由としては妻の父が虹別で小学校の校長をしていたことがあると考えられる。しかし経営単位としての「家」という側面では、夫の死後、長男は家にもどるが虹別農協へ勤務し、結局「家」の世代的発展はここで断絶した。そのことは④の妻も容認していることで「子供の将来の見通しがつけば離農してもよい」と彼女は考えている。

⑤は夫を心臓マヒで失ったあとも再婚して何とか「家」を支えようとしたが結局うまく行かず、私たちの調査時点の数カ月後には23頭いた牛の大半を売り払い、翌年、離婚—離農してしまった。

④「昭和40年に前の夫が心臓マヒで亡くなった。丁度牛舎を建てて、酪農化の基礎がかたまり出した頃だった。1年間1人でやり、出面をやとつたが、月1.5万円で大変だった。そのころ家計費は3万円。エサさえつくつてあつたら出来るが、乾草上げるのが大変。三女なども四〜五歳の頃より牛追いをやらせた。」翌41年、今の夫をムコにしたが、「名義変更については農協組合長が親身になつて相談のってくれた。アチコチ渡り歩いてきた人間なので、名義変更は当分様子をみてからの方がよいと忠告された」。今の夫は農業はほとんど素人で意欲もあまりなく、草刈り以外はほとんど役に立たない。しかし妻が何でも決めてしまうと夫は面白くなく、酒を飲んでほくほく文句をいう。それで最近夫を一応たてるようにしている。妻は最近疲労でめまいがする。毎日アリナミンを飲んでいる(月に2,000円)が、草上げなどやるとひどくめまいがする。後継者については次のごとく述べる。「息子には継いでほしい。しかし夫は酪農に対する意欲が足りず、反対している。子供が自分の思うようになってほしいが、父が違つたかなかなかうまくいかない。父さんがもつと気を使つてくれればいいのだが……」。この点から彼女の子供への期待が生まれる。「勉強して一人前になつてほしい。Sさん(I部落⑩)のところは、みんな言いたいことを言つて笑いあつて暮らしている、あんなふうならよいと思う」(妻)。

しかし離農は後継者問題や基幹労働力の死亡といった非常事態によってのみおきるのではない。次にみる⑥⑦の場合がそれである。この2戸は35年当時のブタ共同化のとき、それぞれ離農してその管理人となったが、その失敗のため⑥は大工や山仕事を、⑦は山仕事をずっとしている。そして⑦の妻は酪農の再形成を主張し、彼女の努力で⑦の「家」は下2層ではなく下(1)層たりえている。しかし女手一人での酪農経営は妻の健康破壊をもたらしているのである。

⑦「低血圧、貧血で月に2回病院へ行く。もう10年くらいになる。無理がたたつているのだと思う。今は息子が手伝ってくれるので少しは楽になつたが、1昨年までは月に5〜6回は倒れた。身体中、あちこち傷あとがたえなかつた」(妻)。

このような無理を⑦の妻があえて行なうのは、現在季節定時制の農業高校へ通っている長男の後継意志がはっきりしており、彼女はそこに希望を見出ししているのである。

また、⑥と同じく下(1)層の⑧も養豚共同のときに、そこで「牧夫」をしていた。ただ⑧の場合は共同出資者でもなかったし、畑作専業をずっと続けてきていたので⑥や⑦のごときダメージはない。しかし⑧の妻が下(1)層を維持するために肉体破壊的労働を続けているごとく、⑧においてもそ

の矛盾は全て妻に集中している。

戦前は馬、戦後は畑作専門の⑧では長男、長女は大学進学し他出、二男も就職他出し、三男が中卒後、10年ほど家を手伝っていたが43年に他出した。そうして⑧が60歳をこえたので44年から四男が造林の飯場歩きをやめ、後継者としてもどつた。そしてそのときから「酪農に主体を置くように経営規模の拡大をはじめたが、乳牛の数が少ないため負債にみあう生産量がなく」後継者の四男は再び造林、伏採に出ている。また⑧夫婦はいまだ畑作を続けている。そのため後継者の妻に負担がかかってくるが、彼女は釧路の看護婦出身で酪農の経験がない。矛盾が集中している彼女は「今がづらい、借金を返すためにただ働いているみたいだ」という。夫が日農に入っているせいか、彼女も非常に勉強熱心で現在の酪農政策に問題意識をもっている。しかし「いろいろやりたいと思つて農家に嫁いできたころはフアイトがあつたが、今の生活はただ生きるために働いているようで、その気持ちもなくなりそう。一日も早く夫婦で一緒に働きたい」（妻）。

私たちの補足調査によれば⑧の若夫婦は「金稼ぎ」のため50年から中標津へ他出している。後継の意志はなくしてはいないが、「家」としての蓄積の低さ、急激な資金導入の矛盾を賃労働により解決していこうとしているのである。

以上、下(2)層及び下(1)層の中で酪農が定着しえていない2戸の下降転落及び停滞のプロセスを明らかにするため、詳しく事例をみてきた。そこからわかることは、養豚共同化の失敗はかかる層の「家」に最も集中的にあらわれているが、離農自体はそのことよりもむしろ後継者の他出というところに第一の原因がある。前述でふれなかった⑩——後継者問題で離農し、現在は虹別のふ化場の付近でヤマベの養殖をして生活をたてている——をも含め、後継者又は後継期待者は大規模化が進みはじめた35年、とりわけ41年以降に他出している。虹別地域での大規模酪農化のプロセスは、わが国社会の所謂「高度経済成長」過程の中で行われたので、若年労働力の流出しやすい構造が形成されており、農工間格差もまた増大していた。かかる状況のもとで、休日もない酪農経営に対しての疑問あるいは不安が親自身の中にも内在しており、それを子供が増幅させたと考えることもできる。そうして、重要なことは、かかる離農は、ここでみた層だけが特別な条件のもとにあったため生じたということではなく、前にみた上層の⑦もそうであるごとく、「家族協業形態」自体の内在的矛盾としてあるということである。従って次にみる「上昇—停滞型」の中にもその可能性、そして現実性が存している。

第二に指摘しておくべきことは、これらの下(2)層を中心とする8戸は部落の中で孤立しているのではないということである。これら8戸のうち④以外は戦前入植者又はその戦後分家層であり、その上、⑩⑪は同じ山仕事に出ており、日常的交流も盛んである。⑧は部落内外の日農組織のネットを、⑩⑪⑬は部落内に親族のネット又は疑似血縁のネットをもっている。そして④は何ごと隣家の⑩に相談し、また妻の母が部落内で唯一の商店である駄菓子屋をしている。つまり息子が精神疾患の⑬のみが様々なネットから稀薄になっているだけであり、ここに虹別における在村離農者の一特質がある。

第3項 分解基軸をなす「上昇—停滞型」と「家」の世代的発展

次に問題となるのは上述の二つの型の間にある所謂、現在の酪農経営の急速な大規模化の中で、その分解基軸をまさに構成している層である。これを私たちは「上昇—停滞型」と一応名付けたが、この層は酪農経営の大規模化の進行のプロセスからみると、次の三つの型にさらに細分せられる(表2-5-3)。

第一は「二構」に加わらないで漸進的に自力で酪農経営の大規模化を志向する層、これを「漸進型」と名付けた。第二は「二構」によって、これまで急テンポに上昇してきた経営をさらに一階

梯引きあげること志向する層、「急進継続型」と名付けた。第三は「二構」の導入によって、無理せずとにかく経営の充実と「大規模」化を志向する層である。それを私たちは「高増型」と名付けた。

次に、「上昇—停滞型」に属する15戸がかように区分せられる論拠について多少ふれよう。すなわち、中層の全戸と下(1)層の一部とからなる(A→A→B→B)、(B→A→B→B)、(A→A→A→B)という軌跡をえがいた15戸のうち、「二構」に参加していない「家」が4戸ある。それは(A→A→B→B)型の⑮③⑧①で、44年段階で(B)に到達していたところである。これらの「家」の5年後の経営志向をみると、③のごとく(B)階梯にとどまるか、⑮⑧①のごとく(C)階梯を展望するのみで、それ以上の「拡大」は望んでいない。これに対し35年段階を(A')で出発した(A→A→A→B)型の②④⑥⑦⑨は、44年段階で(A)に、そして47年段階で(B)、さらに現在とりいれている「二構」により5年後は(C)階梯をめざしている。これら二者に対し、44年段階で(B)に達していたグループのうち(A→A→B→B)の④⑮⑬⑰⑱、及び(B→A→B→B)の⑩は5年後を、(D)階梯(③⑮)、又はその直前(④⑮⑰⑱)を志向しているのである。私たちはこれら性格の異なる三者をそれぞれ「漸進型」、「急進継続型」、「高増型」と名付けた。

ところで、ここで私たちが注目しなければならないことは、分析結果を先どりしてい

うならば、少なくとも本章での主題にそうて現状分析をする限り、この「上昇—停滞型」の三つの区分は後継者の有無にかかわっての、鋭い問題を提起しているという事実である。すなわち「急進継続型」においては、その後継者が未だ確定しておらず、いわば後継者対策としてこの事業を導入しているということ。その対極にある自力によって経営それ自体の伸長を志向する「漸進型」はさらに二つの型にわかれるということ。すなわち、後継者がすでに存し、所謂「マイペース」酪農の道を歩むものと、もうひとつは後継者との協働そのもの見通しがたたぬ故に、かかる道を歩むものである。しかし後継者との協働はまだ全体として確定的ではない。そうして、いわばこれらの中間にある「高増型」においては、世帯主の自覚、また後継者との協働体制が確立されているというパターンであることが特徴的である。このようにみえてくるならば、とりわけ「急進継続型」が問題とならざるを得ないことは自づと明らかになるが、以下、私たちはそれを実証することから作業をはじめよう。

(イ) 高増型 ③④⑮⑬⑰⑱(④のみ下(1)層、他は中層)

これら6戸のうち戦後再入植者の⑰と戦後分家層の⑬はそれぞれ37年、45年に直系家族形態に移行している。しかしこれらの「家」が経営の大規模化、機械化を遅らざるを得ない条件として、⑰は労働力上の理由、⑬は世帯主の事故死ということがあった。

⑰は父の代に再入植し、⑰が41年に結婚してからは外働きに出ていた。⑰自身は機械化を志向し、「第一

表 2-5-3 分解基軸の「上昇—停滞型」の「大規模化」志向

	5年後の頭数	二構	備考
A→A→B→B (漸進型)	⑮→40(20)C ⑧→45(30)C ①→32(25)C ③→現状維持B	× × × ×	実習生入植 戦前入植 戦後分家 実習生入植
B→A→B→B A→A→B→B (高増型)	③→50(40)D ①→40(30)C ⑰→50(30)C ⑮→60(40)D ④→40(30)C ⑬→50(35)C	○ ○ ○ ○ ○ ○	戦前入植 実習生入植 戦後再入植 戦前入植 " 戦後分家
A→A→A→B (急進継続型)	②→45(35)C ⑨→40(20)C ⑤→40(35)C ⑦→45(30)C ②→40(20)C	○ ○ ○ ○ ○	実習生入植 " " " 戦後分家

(注) A及びA'を一括している。

次構改に入りたいと思つたがヘネられた。収入が不足で、夫婦2人で労働力が不足という理由で、大きい経営の人だけに農協でしぼつた」(夫)。45年頃になると投資＝借入のこともあつてバランスがくずれてきて、借金の割に牛乳がふえていないという問題に逢着している。また労力面でも「妻の体が弱いので不安、人を頼むわけにはいかない」(夫)という問題がある。

このように⑩は労働力面での不安があるため、余計に機械化を強く志向し、「二構」による利用組合に大きな期待をよせるのである。

⑪「二次構は入りたい人も入れないということもあつた。常識的判断という枠(出資金、預金、保険)があつた。構改に入つて良かったと思う。入るについては毎日のように話し合いをしたものだが、4人で1,600万円、この半分が自己負担で800万円、一人当たり200万円になり、一体これを4人で負担してやつていけるのか不安があつた。積極的にやりたい、ついていけないなど様々な意見が出てまともにくかつた。その理由は機械だけを入れるのではなく、これに附属して畜舎、サイロ、土地などの投資も関連して出てこなくてはならず、これにとどまらないということだつた。しかし機関からのヤレのかけ声が大きく、それに押された。自走式ハーベスターを入れよの話が強く出ていたが、我々のところでは入れないことにした」(夫)。

ここには構造改善事業を農民の側から主体的にうけとめようとする営為がある。⑪の属している利用組合は⑬⑦②そして⑭が名義的に加入しているものだが、そこでの自分たちの生産と生活を土台においての話し合いの中から、単純に構造改善を否定するのではない、地域社会の生産諸力を我が物にしようとする志向が形成されている。

しかしながら「二構」自体、⑪の言葉にもあるごとく多額の連鎖的投資を迫られるものであることは事実なので、そこに次の⑬のごとき批判が成立する。

⑬ 36年に世帯主事故死、長男が40年高校を出るまでは母が中心となつていた。40年から「今の形態、酪農とビート3町にした。生産を集中して規模を拡大しようと思つた。政策の影響のためで、農家自身が変わるようとして変つたわけではない。余り大きくなることは賛成できない。生活と密着しなくなる。30頭ぐらゐがさかい目だ。構改によつて上からの酪農を押しつけられて、一つの型に組みこまれ、生産と生活とが密着しなくなつている。労働時間は長くなつた」(夫)。

つまり「ゴールなき拡大」ではなく、生活の安定と労働力にみあった形での規模拡大とが志向されている。そのことを「生産と生活の密着」という表現で示しているのだが、この⑬及び先の⑪の両者の言葉を総合すると、日農組合員としての彼らの構造改善への受けとめ方が総体としてたちあられる。それは構改全面否定論ではなく、地域の生産諸力を自らの生産とりわけ生活を土台において我が物としていこうとする方向である。そこから融資の金利や償還期間、また乳価、飼料費等への要求が出てくるのである。

他方、「高増型」の他の4戸は、戦前入植型の⑬④⑬と妻が⑮の出である⑰でライフ・ステージⅣ'又はⅣ段階で(B)階梯に到達し、それで何とかやつていけると考えていたのだが、後継者が大きくなってきて、ほぼ「家」を継ぐことが明確になった46～7年の時点で、構改をとり入れ営農基盤の一層の拡大を志向するようになった。たとえば⑮は次のごとく語る。

⑮「規模拡大については、オレはもうこれでいいと思つているが、息子のいうことを聞いてやる」。つまり⑮は黒字体制でやつてきたのだが、後継者ができてから考え方が変わり、積極赤字型になつた。「機械が入ると楽になる。負債はふえるが機械を入れて楽した方がいい。収入の裏付けがあるから、どこからでも金が入る。基盤ができれば、あとはいくらでも伸ばしていける」(夫)。

しかし、いわば後継者対策として「二構」に加わつたものの、構改への不安は各戸に共通して存在している。⑰をみてみよう。

⑰は「第二次構改に加入せよという指導でいざ加入してみると、機械を入れてくれない、本当は入りたくなかつた。機械の共同といつても、機械が少ないので、自由に使えない。こういう共同ならやるべきでない。本当

の共同生産上の、同じカマの飯を食う共同でなければダメだ。導入した資金で食つたり飲んだりしている人がいるが、そういう人たちは借金が多いし酪農が多い」（夫）。

かかる不安又は不満にもかかわらず、5年後に（D）階梯又はそれに近い水準を志向しようとしている背後には、「家」の世代的発展の見通しがある。後継者確保はかかる不安をも払拭してしまふほどの重みをもっているということができる。もっとも「ゆれ」がないわけではなく、たとえば⑩は子供につがせたものかどうかという危惧を表明しているのである。

（ロ）漸進型 ⑧⑬①③（⑬③が中層、他は下(1)層）

「漸進型」の4戸は、戦前入植者層の⑧、戦後分家層の①、実習生入植者層の⑬③で、44→47年と（B）階梯、5年後もそれを徐々にふやして（C）階梯に移行するか、（B）階梯のまま地道と志向しており、41年ライフ・ステージは⑩がⅢ[〃]、他はⅣステージである。これら4戸のうち⑧⑬は所謂「マイペース」酪農の道を歩んでいる。

⑧は37年に三代目が嫁を迎え、42年、46年と個人でトラクターを導入している。一耕、二耕とも入つておらず、「完全共同の方が楽かも知れないが、家族や経営内容などいろいろと問題が多い」。⑧の3代目は「借金をして経営をするのが嫌いだ。なるべくなら、経営が小さくても地道にもうかるようにやりたい」と語る。彼は自己の経営の問題点及び今後の方向性について、次のように見通している。「経営の問題点は第一に牛の数の不足、第二に土地更新の必要性（年に3町ぐらいやるが不足）、第三に夫婦2人で人手不足（デイリーマン、家の光などに連絡して実習生を入れている）。とにかく採算のあう経営をしたい。しかし22～3年ころの1年間の乳量を今は1日で生産しているので、余ってくるんじゃないかという不安がある。勉強したいので青年団OBで同志会を作っている」（夫）。

ここから自力主義型経営方向をみるることができる。つまり所謂「マイペース」酪農は借金をしないで黒字をめざすのであって、決して機械化、多頭化を否定しているものではない。しかしそのことを「家族協業形態」の枠の中で志向しているところに特質がある。その意味では「マイ」ペースであり、借金のないことがそれを可能にしている。そして第一次構改以前にあってはかかる経営方向をとる「家」はかなり存して、現に⑧は次にみる⑬が⑭や⑥と一緒に作っていた「三友会」というインフォーマルな組織に加わっていたことがある。また彼は44年に結成された日農支部に関心を寄せており、マイ「ペース」を掴むための努力を続けている。

⑬の場合も同じく自力主義型経営方針をとっているが、⑧よりは経営内容が良く、中層に位置していて、「二次構が終るまでに二次構と同じだけの整備を自力で整えるつもりでいる」（夫）が、しかし「マイペース」だからといって労働が楽なのではない。そのことを⑬の妻は息子の嫁のことにことよせながら次のように述べている。

⑬「子供は好きな道を進んだらよい。跡をつぐようになってから規模拡大をしたい。嫁さんは、健康でないと身体もたないし、酪農家に来る人はあまりないと思う」（妻）。

そこから「共同購入・共同作業は一切しない」（妻）方針であっても、「昔の三友会の仲間と二人で共同作業をはじめようかとも考え」（夫）ざるを得なくなっている。つまりいくらマイペースであっても、たとえば乳価問題が解決されない限り、頭数増が不可避となってくる。政府の酪農政策を離れての「マイペース」はもはやありえず、押しつけの借金はほしくないという点にこそ「マイペース」酪農の特質を端的にみることができる。

他方、「漸進型」の他の2戸（①③）は後継者がいないことによる規模拡大の現状維持又はわずかな増加を考えているのみである。ライフ・ステージ（Ⅲ→Ⅳ）段階という「貧乏の峠」へむかいつつある中で（B）段階へ到達したのだが、後継者が固定していないという不安は機械化をためら

わせている。このことは次の③の言葉に端的である。

③「現在、後継者問題がある。機械を導入しない最も大きな原因は後継者が固定して（長男15歳、二男12歳）、もし将来、酪農をつがないということになったら、離農するにしても無一文で出ていかなければならない。もし息子が継ぐというなら、その時は息子にまかすし、そうなれば自分のところも機械化しなければならないだろう」（夫）。

同時に①③においては、自力主義型経営を意図的に志向している⑩⑧とことなり、その妻が「二構」に加わらなかったことに対する「負い目」を感じていることが特徴的である。

①「二次構に参加しなかつたら、今年になつてから急にロウるさくなつた。以前は気軽に話していたのに、言いもしないことを言つたようにいわれる。何か切らした時でも気軽に借りられない。隣の家（③）も二次構に参加しなかつたので同じような目に合ったが、となりの奥さんは発展家なので苦しめていないようだ。この人と仲良くしても悪く話しが伝わるだけだ」（妻）。

③二次構に加わらなかつたため、「他の酪農家からとりのこされたような気持ちと大規模酪農経営農家に対する劣等感がある。近所の人と話す内容も仕事や経営以外のことで、仕事の話が出るとついていけないので面白くない」（妻）。

「二構」参加へのファナティシズムが農協の指導ともあいまって部落に支配的であったことがここからわかるが、「バスに乗り遅れるな」という発想、また上層の⑩が述べている「トラクターなどを入れない部落の上の方の人たちとは話し合わない」とする発想も、地域社会の真の再編にとってはプラスとは決してならない。

このように、漸進型を表面的に示す「家」には、一方に自力主義型経営をとる、「家」の世代的発展の目途のついている「家」と、後継者不安定のため二構に参加せず、そのことを負い目にしてしまう「家」とが存している。そして後者は規模拡大をみあわせているが、次にみる急進継続型はこの漸進型と同じような後継者問題をかかえながらも、二構へふみきっていった。

(ハ) 急進継続型⑨⑦②⑤②（②のみ下(1)層、他は中層）

この型に属する5戸は後継者が確定しえていない。たとえば⑨の妻は、

⑨「長男（17歳、農業高校定時制2年生）には卒業後酪農を継がせたい。二男（14歳、中学2年）は卒業後、町の（自動車）整備士にでもしたい」

と親の側では考えていても未確定なのであり、また⑦は17歳の長女に婿が来るかどうかかわからないという問題をかかえている。そうして②⑤は子供に期待することをあきらめている。

②「長男は他出。次男、三男、長女の誰が後継者になるか考えていない。子供に期待はしない」（妻）。

⑤「長男は継がない。二男ははっきりしない。自分の好きなことを責任をもつてやつてほしい。職業には関与しないが、妻子を養つていけるようになってほしい。老後のことは長男が考えてくれるだろう」（妻）。

それにもかかわらずなぜ二構にふみきったのであろうか。⑦⑨は次のごとくいう。

⑦「機械化は国の押しつけたが、まわりが機械化されればやる。共同経営は現状ではムリだ。しかし土地に根づく限り、もつと生活を豊かにしてゆきたい」（夫）。

⑨「経営拡大のくぎりが無い。次々とやらねばならないことが多い。トラクター買わないで賃払いでやつていつた方が楽だが、もはや機械でやつていかなければならない段階に来ている。これから返済がはじまるので一番苦しい時だ」（夫）。

つまり、地域の保有せる生産諸力の高まりのため、「家」を単位とする「家族協業形態」にあっても、かかる生産諸力を領有してない限り、「家族協業形態」自身がたちゆかなくなってきたという認識が存しているのであり、そこへ、次の②が語るごとき農協の指導があった。

②は38年に分家入植し、「独立してからこの方、農業だけでは生活できないので絶えず外仕事をしていて、

乳牛は妻が一人でやつて来た」のであるが、「二次構改は、これが最後の構改で、今後機械などの導入は自己負担だけでなくてはならぬといわれ、仕方なしに入った。トラクターを入れたことで従来出なかつた赤字が出るようになった。今が一番苦しい時だ」(夫)。

すなわち、⑨⑦②⑤②は、結局外から押しつけられて二次構に入った。各人は二構による多頭化、借金の増大に危惧をもちながらも、機械化しなければやっていけない地域の生産力構造のもとで、「仕方なしに」導入したのである。しかし急激な拡大の連続という軌跡を描いて来た無理は、たとえば⑤の妻のごとき不満をいwashめる。

⑤「機械の共同は反対、規模を拡大しても苦しくなるだけで、とくに女が苦しむ。経営を小さくして気楽にやりたい。大きくしても苦しむのは嫁だ」(妻)。

後継者がはつきりしないまま急激な大規模化を進めて来た⑨⑦②⑤はその結果として一応は中層を構成しているが、そこには累積された無理があり、48～50年の時点で⑨と⑤は離農を余儀なくされた。そして⑦②は後継者を得て新しい活力を「家」の中にもちこむか、それともある程度のところまでやったあとで離農にふみきるか、の両方の可能性が残されている。また入植後わずか10年しかたっていない、その間、夫がずっと外仕事に出ていて、少なくとも舎内労働は妻に全負担がかかっている②は、経営基盤としてもまだトラクターが必然的ではない段階で、トラクターを導入しており、また47年のライフ・ステージがⅡステージであるため、なおしばらくは夫婦二人の自家保有労働力しかない。②が多額の負債に耐えぬき、これから来る「貧乏の峠」をいかに乗り切っていくかは全く今後の問題なのである。

さて、以上みてきたところで明らかのように、現段階における虹別地域の農民層の分解基軸を形成する「上昇-停滞型」は、「家」の世代的発展という観点からみると、「漸進型」をその中軸において、おそらく、後継者との協働が実現しなければ急激に「分解」するであろう「急進継続型」、そうしてその対極にすでに後継者との協働関係が成立している「高増型」が存することの指摘がここで可能であろう。このことは次表2-5-4で実証されよう。

そうして、以上の(1)～(3)の分析は次のごとく要約することができる。

昭和35年、とりわけ41年以降の大規模酪農専業形成期においては、35～41年における共同化の試行とその失敗、そして大規模化に対する評価への疑問が底流として存しつつも、全体的にみるならば、後継者との家族協働が確立しえた「家」において、すなわち41～47年のライフ・ステージの移行が(Ⅳ'→Ⅱ')、(Ⅳ'→Ⅴ')、(Ⅲ'→Ⅳ'')、(Ⅰ'→Ⅲ')という直系家族形態の「家」が「上昇-発展型」を構成している。

しかし後継者が他出した「家」は大きな拡大をしていず、また、それ以前の蓄積の相対的に少ない「家」には急上昇の無理が蓄積している。

他方、後継者の他出、世帯主の死亡などの「家族協業形態」崩壊の「家」は、大規模化のプロセスにおいて、地域社会自体の生産諸力を領有しえず、離農を余儀なくされるに至っている。

しかし、このことは単にⅡ層のみの特徴としてあるのではなく、大規模化過程を「家族協業形態」を通して遂行するという自体のもつ内在的矛盾としてある。

すなわち、現段階での分解基軸をなす「上昇-停滞型」の中にかかるとの矛盾が露呈してきている。「上昇-停滞型」は後継者をも含む「家族協業形態」のあり様によって、また大規模化自体への「家」の蓄積との関係における評価によって、「漸進型」・「高増型」・「急進継続型」に区分し

えたが、「高増型」は後継者との協業の見通しが現時点でつきつつある「家」で、「漸進型」の中の自力主義経営型も同じである。従って矛盾は「漸進型」の中の後継者不在層、とりわけ後継者未確定か不在のまま急激な上昇を連続的にこなって来た「急進継続型」にあり、これら戦後実習生入植者層の中からは48～50年時点で離農者を出すに至っている。

このように、「家」を単位とした「家族協業形態」の展開は、後述するごとく日本資本主義社会の構造変動の中になされてきたのであるが、それがあくまでも「家」を単位としてなされてきた以上、「家」のライフ・ステージ、そこでの自家保有労働力、しかも家族成員が生産＝生活組織体としての「家」において統合されていたか否か、さらに「病気にもならない」肉体の力をいかほどもちえていたか、ということによりその経済的浮沈が左右されて来た歴史であった。逆にいえば、かかる諸点において弱点を有した「家」の社会的淘汰のプロセスであったということをここで指摘しうる。

しかしながら、とりわけ41年以降の大規模酪農専業体制下にあっては、下(1)(2)層のみではなく、また中層にも後継者または後継期待者の流出がみられ、後継者との協働にもとづく「家族協業形態」の維持自体が困難となって来ている。それは一方では、第4章で述べたごとく何らかの「社会的協業形態」への移行を必然化させているものだが、次にかかる事態を、「高度経済成長」期の日本資本主義社会との関連で考察し、本章のまとめとしよう。

第2節 「家」の世代的発展と子弟・後継者問題

「家」の世代的発展はその内実として世代交替とともに、家族員の成長－他出の過程を含んでいるものである。後継者以外の子弟が労働－生活過程において一定の役割を果たしていることはすでに第2章で見たところだが、「家」の生活史においても、ライフ・ステージのV～VIステージを有した「家」ばかりでなく、「家」を単位とした家族協業形態においては他出するまで家業に従事して一家総働きする構造が長く存していた。しかしいわゆる「高度経済成長」期以降、かかる構造の変容が惹起していることは虹別地域社会でもいえることである。

表2-5-5は現世帯主の子供の他出状況をみたものであるが、ここから(1)昭和39年までの女子の他出はおおむね結婚他出であること、(2)そのさい31年までは部落内婚姻があり、またそれは45年以降も復活するが、いずれも上層に限られていること、(3)男子は44年までは下(1)層の

表 2-5-4 分解基軸となる「上昇停滞型」のライフ・ステージと後継者

		ライフ・ステージ 35年→47年	後継者
高増型	⑬	Ⅲ → Ⅵ	二代目に移行(45年)
	⑰	Ⅳ → Ⅲ'	二代目に移行(37年)
	③	Ⅲ' → Ⅳ'	あり(高卒後家業従事)
	④	Ⅲ' → Ⅳ'	あり(高校4年生)
	⑱	Ⅲ' → Ⅳ'	あり(高校2年生)
	①	Ⅱ → Ⅳ	あり(高校2年生)
漸進型	⑧	Ⅳ' → Ⅲ''	三代目に移行(37年)
	⑮	Ⅲ → Ⅳ	現在他出中の長男がもどる
	③	Ⅱ → Ⅳ	固定せず不安
	①	Ⅱ → Ⅳ	長女手伝うが確定せず
急進継続型	⑤	Ⅲ → Ⅳ	長男・長女他出, 他は不定
	②	Ⅱ → Ⅲ	長男他出, 他は不定
	⑨	Ⅱ → Ⅳ	長男についてはしいが未定
	⑦	Ⅱ → Ⅳ	長女に婿が来るかどうか
	②	I(38年)→Ⅱ	(娘2人とも6才未満)

⑧, 下(2)層の⑩を除き, 二男以下の者の他出であったこと, (4)しかし45年以後は上層の④, 中層の⑤⑬⑭, 下(2)層の⑪⑫にみるごとく長男も他出しははじめていること, (5)就業先でとりわけ有意な差はないこと, 以上の5点を指摘することができる。

表2-5-5 現世帯主の子供の他出状況

(不明者は除外)

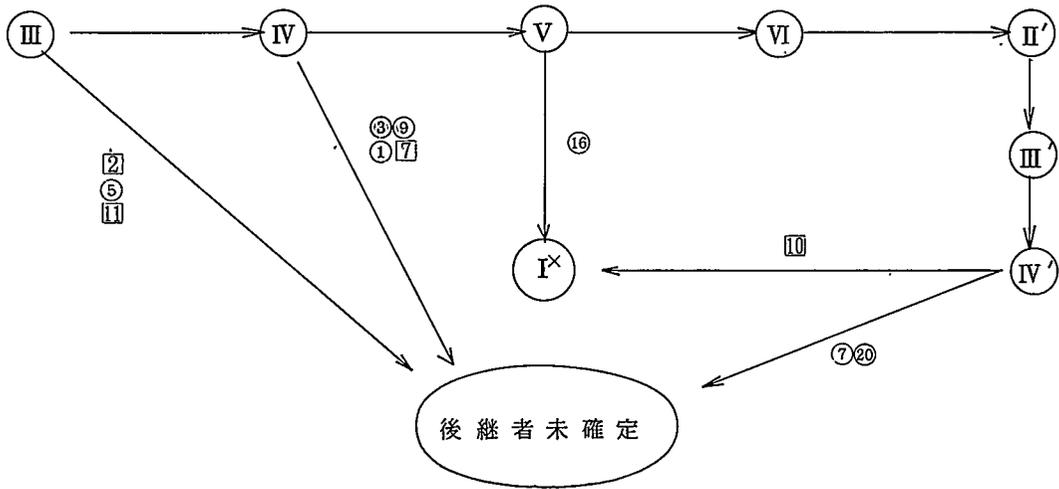
	上 層	中 層	下 (1) 層	下 (2) 層
戦前	⑧1女・結婚(S⑧)(S18)			
昭和25 34年	⑧2女・結婚(S⑧)(S27) ⑧3女・結婚(I⑧)(S31) ⑧2男・白樺・就職(S32) ⑧2男・名古屋・溶接工(S33) ⑧3男・釧路大染毛・製紙工場(S34)		⑧1男・教員(S32)	
35 39年	⑧1女・結婚・(町内)(S35) ⑧2女・札幌・会社事務員(S37) ⑧3男・八雲・雪印(S38) ⑧4女・標茶・開協職員(S39)		⑧1女・結婚・(別海)(S35) ⑧2女・結婚・(別海)(S37) ⑧3女・結婚・(釧路)(S39)	
40 44年	⑧2男・釧路・日産セールス(S42) ⑧2男・東京薬品会社(S42) ⑧3男・名古屋・フジサツシ(S42) ⑧3女・標茶・開協職員(S43) ⑦1女・釧路・就職(S43) ⑧2女・結婚(中標茶)(S44)	⑧1女・標茶・農協職員(S41) ⑧2女・標茶・店員(S41) ⑧2男・白樺・ベニヤ工場(S42) (⑧3女・家事手伝い(S43)) ⑧3男・標茶・農協職員(S44) ⑧1女・大阪・繊維会社(S44)		⑧2男・札幌・お茶屋(S41) ⑧1男・中標津・飲食店自営(S42) ⑧3男・釧路・就職(S44)
45 47年	⑧4男・釧路・鉄工所(S45) ⑦1男・川崎・製鉄会社(S45) ⑧1女・結婚(I⑧)(S45) ⑧1女・釧路・看護婦(S45) ⑧2女・標茶・建設会社(S46) ⑧1女・結婚(I⑧)(S46) ⑧1女・結婚(I⑧)(S47)	⑧3男・東京印刷会社(S45) ⑤1男・釧路・就職(S46) ⑤1男・中標津・受精士の勉強(S46) ②1男・豊田市・自動車会社(S46) ⑧1女・栃木・看護学校(S46) ⑤2男・中標津・会社づとめ(S47) (⑤5男・家の手伝い(S47))	(④1女・家事手伝い(S46)) ④1女・結婚・(別海)(S47) ④2女・厚岸・美容院(S47) ④2男・釧路・建具店(S47) ④1女・四日市・紡績会社(S47)	⑧1男・釧路・自動車整備工(S45)→標茶・農協職員(S47) ⑧1女・釧路・美容師(S45) ⑧4男・札幌・就職(S45) ②1男・札幌・就職(S45)

すなわち、「高度成長」の波は若干のタイム・ラグをもって虹別地域社会に伝播し, 二・三男の他出という構造に女子の就職他出が加わり, さらに大規模酪農化がかなり進んだ45年以降になると長男もまた他出しははじめるのである。ここにはいわゆる「高度成長」下における大規模酪農化の結果に対する, 虹別地域の後継者を含む青年達の進路志向の一端が示されている。とりわけ中層以下の「家」にあっては, 学卒者のみでなく, 現に標茶農高に在学している者の中にも家業継承に対する「ためらい」があることは, 第3節にみたところからも明らかであり, この点上層の後継者とは大きな差異がある。

後継者不在又は未確定の状況をライフ・ステージとの関係で整理すると次の図2-5-1のごとくなる。

すなわち, ⑩のごとく娘婿夫婦他出のため第Vステージから, ⑪のごとく第Ⅳ'ステージから老人夫婦のみのⅩステージへ転落するケースがあるが, これは虹別では32戸中2戸と比較的少ない。多くを占めるのは第Ⅳ, Ⅳステージ, つまり15歳以上の後継期待者が他出するか(⑦⑫), 主に高

図 2-5-1 ライフステージごとの後継者未確定状況



校在学中で意志未決定という「家」(③④①⑦)である。しかし第Ⅲステージから、つまり中学校卒業と同時に他出するケース(②⑤⑪)があることを注目したい。第Ⅳステージからの他出の⑦は高卒後川崎の製鉄会社へ、⑫は中卒後しばらく家業に従事したのち札幌へ他出しており、第Ⅲステージからの②は豊田市の自動車会社へ、⑪は釧路の自動車整備士、⑤も釧路へそれぞれ「金の卵」として他出している。

このように、後継期待者が中卒後又は高卒後直ちに他出してしまう事態の背後には、大規模酪農専業化への急速な移行にともなう矛盾を後継期待者がみていたということと同時に、現に生産・労働にたずさわっている親自体の中に、とりわけ中層以下の階層の親の中に、迷いがあることを示している。第3章でみたごとき借金の増大、また第2章でみたごとき機械化にともなう労働密度の増大、といった生業と生活の両側面からの矛盾の累積構造が存在している。そして表2-5-6にみるごとく上層を含め、基幹労働力の健康破壊が進行しているし、49年中にトラクター事故で2人の世帯主の死亡事故さえおきているのである。

つまり、後継者の問題は個々の「家」の中心の「しつけ」に還元することはできず、とりわけ戦後入植者に多くみられる急速な機械化=多頭化を「家」のみに基盤をおいて遂行しようとした家族協業体制の矛盾として実在しているものである。すなわち、構造改善自体は地域社会の生業基盤及び生活基盤を大幅に引き上げたことは事実であるが、その遂行主体が個々の「家」であるかぎり、利用組合自体が協働形態としての機能を十分に発揮しえていない以上、すべての矛盾は「家」にふりかかってくることになる。もちろん個々の「家」はその世代的発展の段階、また後継者を含む近い将来の見通しから、それぞれ構造改善事業に対応してはいる。そこに農民の願望=地域社会自体の保有せる水準の生産諸力の受容期待がある。しかしそれがあくまでも個別経営の枠内でなされる以上、すでにみたごとき「家」の自然成長的な世代的発展にともなう「淘汰」がより大規模な形で行われることは不可避である。しかも前表で明らかのように、その「自然成長性」は階層的特質を有していることが看過されてはならない。

表 2-5-6 階層ごとの健康状況と後継者

上層	⑨	Ⅳ' → Ⅱ''	○	(夫)ギックリ腰 (夫)高血圧 (妻)腰痛 (妻)高血圧 (夫・妻)腰痛 (夫)高血圧	49年(夫)トラクター事故死
	⑩	Ⅳ' → Ⅴ'	○		
	⑥	Ⅲ'' → Ⅰ''	□		
	⑬	Ⅱ' → Ⅲ'	○		
	⑭	Ⅳ' → Ⅴ'	○		
	⑮	Ⅳ' → Ⅱ'	○		
	⑦	Ⅳ' → Ⅲ'	△		
	⑲	Ⅱ' → Ⅲ'	—		
	⑫	Ⅳ' → Ⅳ'	—		
中層	③	Ⅲ' → Ⅳ'	□	(妻)胃かいよう (夫)高血圧 (妻)低血圧・心臓病 (妻)低血圧 (妻)原因不明の病気 (妻)婦人科・腰痛	49年(夫)トラクター事故死 48年 離農(在部落) 50年 離農(神奈川に他出)
	⑱	Ⅲ' → Ⅳ'	□		
	⑮	Ⅳ → Ⅳ	□		
	⑬	Ⅳ → Ⅵ	—		
	⑰	Ⅱ' → Ⅲ'	—		
	①	Ⅲ → Ⅳ	□		
	③	Ⅲ → Ⅳ	△		
	⑨	Ⅲ → Ⅳ	△		
	⑤	Ⅲ → Ⅳ	△		
	⑦	Ⅲ → Ⅳ	△		
	⑫	Ⅲ → Ⅲ	△		
下(1)層	⑧	Ⅱ'' → Ⅲ''	—	(夫)腰痛(妻)神経痛 (妻)高血圧 (妻)高血圧 (妻)低血圧・貧血 (妻)めまい	48年 離婚・離農(在部落)
	④	Ⅳ' → Ⅳ'	□		
	①	Ⅲ → Ⅳ	△		
	②	Ⅱ → Ⅱ	—		
	⑪	Ⅲ → Ⅳ	□		
	⑧	Ⅳ' → Ⅴ'	□		
	④	Ⅲ → Ⅲ	—		
下(2)層	⑩	Ⅳ' → Ⅰ×	●	(夫)心臓マヒ死亡(46年) 不 明 (妻)心臓病 不 明	35年離農
	⑪	Ⅲ → Ⅲ	●		
	⑳	Ⅲ' → Ⅲ'	●		
	⑯	Ⅴ → Ⅰ×	●		
	⑫	Ⅲ → Ⅲ	●		

(注) ○=後継済み □=後継者確定 △=後継者未確定
—=後継者15歳未満 ●=後継者他出

すなわち、上層9戸のうち6戸は若い後継者が確定しており、39歳の⑲、48歳の⑫はともに長男が10歳であるので、三代目については未だ未定であるが、親は後継を希望している。しかし、⑲は49年にトラクター事故死しており、きわめて深刻な事態にたちいたつていないことは間違いない。全体として、47年時点においての上層は、⑦を除いて、後継者問題を前進的に解決しえている。

これに対し、資本主義的分解基軸をなすところの中層では、後継者が確定しているのは、11戸中の4戸、二代目が38歳の⑰、26歳の⑬を加えても高々半数である。つまり、後継者問題からみても中層に矛盾が集中していることがわかる。なお、⑬は49年にトラクター事故死し、妻は⑬の弟と再婚して「家」をまもっている。

下層においては、下(2)層は後継者がすべて他出しているが、下(1)層はむしろ中層より後継者確定の割合が高い。すなわち7戸中3戸で若い後継者が確定しており、33歳の⑧②を加えると7戸中5戸で、後継者問題を解決している。

なお、階層別の後継者問題においては、表2-5-7にみるごとく、上、中、下(1)、下(2)の各層ごとに学歴差が存することに注目しておかなければならない。大規模酪農専業はいうまでもなく、高度な技術習得を必要としている。そうして、地域社会の保有せる生産諸力を受容する主体的能力自体に階層差が存するということが、「淘汰」の一要因ともなりうるものである。

表2-5-7 入植者～現営農中心者の学歴

階層	ケース番号	入植者	2代目	3代目	4代目	
上層	戦前入植者層	⑨	小学校(千葉)	高等小学校(虹別)	(標茶農高→酪農短大→ニュージーランド留学)	(幼小)
		⑩	小学校(福島)	高等小学校(虹別)	標茶農高卒	—
		⑥	小学校(福島)	不明	高等小学校(富山)	(標茶農高4年生)
		⑭	小学校(東京)	新制中学(虹別)	(幼小)	—
		⑮	小学校(山口)	小学校(山口)	標茶農高卒	—
		⑰	小学校(栃木)	小学校(栃木)	標茶農高卒	(幼小)
		⑦	小学校(福島)	高等小学校(虹別)	(長男・高卒他出)	—
		⑲	小学校(三重)	新制中学(虹別)	(幼小)	—
	⑫	小学校(山形)	高等小学校(標茶)	(幼小)	—	
中層	戦前入植者層	⑳	小学校(福島)	高等小学校(虹別) (通教で高校酪農科卒)	標茶農高卒	—
		㉑	小学校(山口)	高等小学校(虹別)	(標茶農高2年生)	—
	戦後入植者層	⑰	小学校(山形)	新制中学(紋別)	(幼小)	—
		⑬	高等小学校(虹別)	標茶農高卒	(幼小)	—
		⑮	高等小学校(長野)	(標茶農高卒・他出) (後継予定である)	—	—
		㉒	高等小学校(山形)	(標茶農高2年生)	—	—
		③	高等小学校(山形)	(虹別中学3年生)	—	—
		⑨	高等小学校(山形)	(標茶農高3年生)	—	—
		⑤	中央大学中退	(長男・高卒他出)	—	—
		㉓	高等小学校(山形)	(長女・標茶農高3年生)	—	—
㉔	高等小学校(山形)	(長男・中卒他出)	—	—		
下層(1)	戦前入植者層	⑧	小学校(福島)	小学校(福島)	新制中学(虹別)	(幼小)
		㉒	小学校(栃木)	小学校(栃木)	(標茶農高4年生)	—
		㉑	小学校(福島)	小学校(北見)	標茶農高卒	(幼小)
	戦後入植者層	①	高等小学校(虹別)	(虹別中学3年生)	—	—
		②	新制中学校(虹別)	(幼小)	—	—
	⑪	高等小学校(山形)	(標茶農高2年生)	—	—	

(注) ・印は、現在営農の中心となっている者

私たちは次章において、酪農技術習得過程の問題、また後継者を含む経営の将来志向の問題について考察を深める。

第6章 酪農「大規模化」に伴う技術習得過程とコミュニケーション・ネットワーク及び経営志向に関する分析

第1節 酪農大規模化と「家」の技術水準

第1項 多頭化過程の再吟味

虹別地区における酪農の大規模化は、昭和35年を起点としていることは既に見てきたが、ここでは、かかる酪農の大規模化に伴う技術がどのように変化してきたのかを、各々の家のレベルにまでおいてみることをそのねらいとする。その際、酪農の大規模化はなによりも乳牛頭数の増大として現われるわけであるが、虹別地区の多頭化はより仔細にみると、昭和35年以降、四期にわかれているとみることができる。第Ⅰ期は酪農専業への移行期である昭和35年以降昭和40年までの時期であり、この期に畑作から酪農への切り換えが行われ、乳牛頭数の漸次的増大がみられるのである。第Ⅱ期は第一次構造改善事業が始まる昭和41年からその三カ年計画が終る昭和43年までの時期である。この期は上層を中心として機械化が進み、本格的な多頭数飼育の志向性が顕著となる時期である。第Ⅲ期は昭和44年から46年までの時期で、第二次構造改善事業が準備されると共に、階層間の格差が拡がり、上層においては更なる設備・機械投資が必要となり、下層は停滞・衰退を余儀なくされることになる。第Ⅳ期は第二次構造改善事業が実施され、機械化が中・下層をも含めて広汎に拡がると共に、経営のあり方、多頭化の方向が検討を要する問題をはらみつつ展開される昭和47年以降の時期である。

各期ごとに、「家」における多頭化は、各々の特徴をもちつつ進展してきているが、昭和47年時点での階層別にその変化を見ておくことにする。図2-6-1はそれを見たものであるが、上層はすでに見てきたように、乳牛頭数規模では、C階梯以上に達している点が特徴的であり、中層はB階梯に集中している点が特徴的となっている。しかしながら、下層においては、B、A、A'の階梯に亘って散在してB階梯にありながらも、下層であること等の特徴をもっている。*

* 私たちは次のごとく階梯区分を行なった。(A)階梯—総頭数10頭以上16~7頭、搾乳牛12~3頭くらいまでの手搾りと馬耕の階梯。(B)階梯—18~20頭以上(搾乳牛12~3頭以上)で手搾りは限界にきてミルクラーをつけなければならない階梯。トラクターはまだ必要ではない。(C)階梯—総頭数35~40頭(搾乳牛25~6頭以上)でミルクラーが2台必要となり、飼料生産などにトラクターが必然的となる階梯。

表2-6-1 酪農発展階梯別農家区分

(D)階梯—総頭数60頭以上(搾乳牛40~45頭以上)でミルクラーにかわりパイプラインが必要となり畜舎関係ではさらにバルククーラー、バンクリーナー、マニユアローダーなどの施設、飼料生産関係ではトラクター2台にペーラーやハーベスターなどを連結して能率をあげなければならない階梯である。

虹別をふくむ根釧原野にあっては、29、30、31年の冷害の被害の中で、酪農大規模化が政策的にも志向された。たとえば35年から着手されはじめた別海のパイロット・ファームにおいては、20頭段階、すなわちここでいう(B)階梯の酪農家

上昇発展型	安定的上昇型 急上昇型 上層停滞型	㉑上 ㉒上 ㉓上 ㉔上 ㉕上 ㉖上 ㉗上 ㉘上 ㉙上
上昇停滞型	漸進型 急進継続型 高増型	㉚中 ㉛ _{F1} ㉜ _{F1} ㉝中 ㉞中 ㉟中 ㊱中 ㊲中 ㉠ _{F1} ㉡中 ㉢中 ㉣中 ㉤中 ㉥ _{F1} ㉦中
下降停滞型	下降型 停滞型	㉧ _{F2} ㉨ _{F2} ㉩ _{F2} ㉪ _{F2} ㉫ _{F2} ㉬ _{F1→2} ㉭ _{F1} ㉮ _{F1}

創設がめざされたのである。そして40～42年ころには（C）階梯、45～46年以降は（D）階梯が政策的に目標とされて来たのである。

なお、私達は下層酪農家層の動態を明確にするため、（A）階梯のうちの総頭数4頭以下を（A'）階梯として区分した。

現時点での頭数規模の相違はもとより、多頭化の過程においても、各層ではあきらかにことなつた過程を経ていること、しかも各層内でも「家」ごとに異なつた過程をへていることが、この図からも垣間みることができる。すなわち上層では、⑨、⑩、⑦、⑮はすでに第Ⅰ期でB階梯にあり、中層と比較して10年あまりのギャップを有している。しかしながら、中層の④や下層の⑩の様にⅠ期でB階梯にありながらその後停滞、後退している「家」もある。

こうした相違は、すでに第5章第1節に示したように、次の諸類型に整理できる。

すなわち上層農は「上昇－発展型」として整理され、中層農は、おおむね上昇－停滞型として、そして下層農は下降－停滞型となる（表2-6-1参照）。

第2項 多頭化に伴う設備・技術水準の変容

ところで、こうした「多頭化」のプロセスと設備、技術水準の発展は、大きくは相即するが、各戸が必ずしも階層ごとに同一の型をとっているわけではない。

それをみたのが図2-6-2である。

虹別地区のおよその技術の水準は、第Ⅰ期は馬耕を主とし、搾乳は手搾りの段階にあり、搾乳牛12～3頭以上の農家にミルカーが導入されている時期である。第Ⅱ期は第一次構造改善と共にトラクターの導入が一部の農家に見られると共にミルカーが広汎に普及する。しかしながら動力としては馬がまだ主力を占めている。第Ⅲ期になると上層はトラクターをほとんど所有し、中層、下層では上層または農協の所有するトラクターによる賃耕がひろがってくる。この過程の中で第Ⅳ期の第二次構造改善事業の導入に至り、中層の大部分がトラクターを所有し、上層はトラクター2台を所有、あるいはパイプライン、バンクリーナーの設備を備えるに至る。

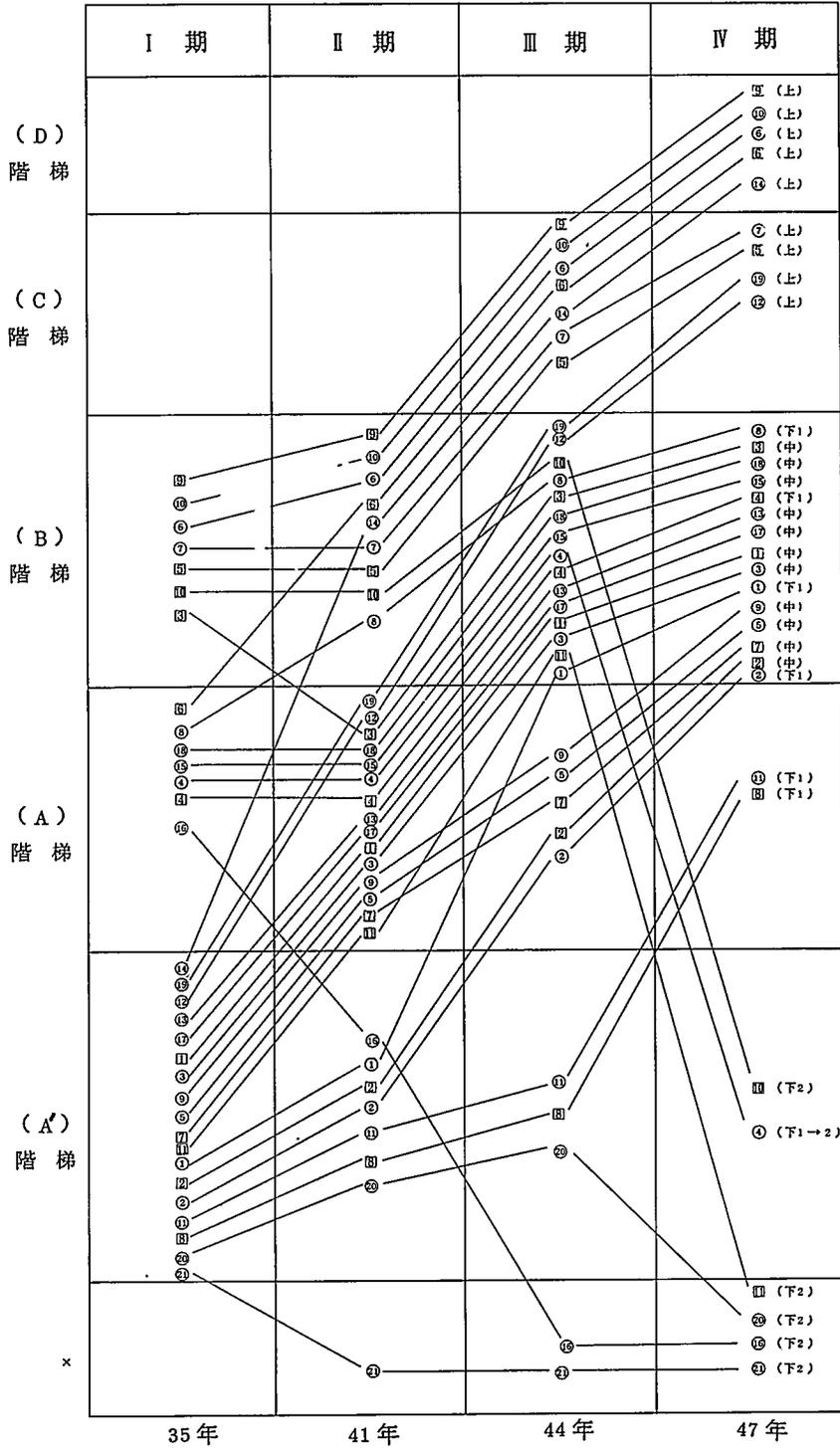
図2-6-2は技術水準を示す基本的な動力として馬とトラクター、畜舎内機器としてミルカー、ウォーターカップ、スタンチオン、パイプライン、バンクリーナーの組み立てから技術水準の指標としたものである。

上層においては、第Ⅰ期においてM段階、N段階ともに4戸づつで、他階層と比較してミルカーの導入が早いがトラクターは⑩のみとなっている。ところでミルカーをこの期に導入している⑩、⑨、⑥、⑦、⑮は、⑥を除き先でみた頭数規模でB階梯にあった先進的農家であり、「夫婦2人による手搾りは12～3頭が限度である」とする聞き取りを裏づけている。このことはさらに、第Ⅱ期において⑩、⑨を除き全戸がB階梯に至ると同時にミルカーが上層の全部に導入されていることから、聞きとりの事実が裏づけられる。さらに、ミルカーが効率的に導入されていることを知ることが出来る。第Ⅲ期では全戸が馬耕段階からトラクター段階に至っているが既に⑨の如くパイプライン、バンクリーナーを設置し、畜舎内設備を完備した「家」も現れている。第Ⅳ期の現時点では、上層はパイプライン、バンクリーナーを設置したQ段階の⑨、⑩、⑥とウォーターカップによる自動給水のP段階までの④、⑮、⑦、⑭、⑯、⑰にわかれており、PからQへの発展が一つの画期をなしている。しかしながら、同じ⑨、⑩、⑥のQ段階にある3戸も全く異なつたパターンを経過しており、とくに⑨、⑩は多頭化のパターンでは同じであるが、技術のあり方ではまったく異なつた型であることが注目される。こうした観点から見れば、多頭化の型と技術水準の型が同じである「家」は⑩と⑨のみである。このように多頭化のたどる型も多様である。

正 誤 表

ページ	行	誤	正
9	下から12	農民の生活意欲	農民の生産意欲
57	下から12	少なくなった	少なくなかった
74	下から6	⑨, ⑬, ⑰	⑬, ⑬, ⑰
74	下から4~5	⑩ 3.3-④ 3.0その他の農家は3.0以下で	① 3.5 ⑤ ③.6以外の農家は 3.5以下で
74	下から3	②, ⑧	②, ④, ⑧
75	上から3	③, ④	②, ④
75	下から14	(⑤, ⑨, ⑬, ⑰, ⑲, ⑳)	(⑤, ⑨, ⑬, ⑰, ⑲, ㉑)
77	上から18	⑨, ⑬, ⑰, ㉒	⑨, ⑬, ⑰, ㉒, ㉓
77	上から19	③, ⑬, ㉓	③, ㉓
77	下から13	①, ②, ⑥, ④, ㉔	①, ②, ⑥, ④, ㉔, ㉕
77	下から5	㉖, ⑥, ⑦, ⑩	㉖, ⑥, ⑦, ⑩, ㉗, ㉘
77	下から3	⑫, ⑮, ⑱	⑫, ⑮, ⑱, ㉙
77	下から2	下層の3戸が中層を上まわっている	下層の方に黒字農家が多い
84	表2-2-11 3段目	夫	夫(妻)
85	上から4	9ケース	10ケース
85	上から5	(⑰⑮①⑨⑲②⑳⑳)	(⑰⑮①⑨⑲②⑳⑳⑲)
85	上から5	残りの6ケース (⑰⑮④①⑲⑥)	残りの5ケース (⑤④①⑲⑥)
88	上から14~15	⑬③⑱	⑬③
102	下から7	IVではのんびり	VIではのんびり
135	下から16	③⑬	③⑬
183	図2-4-8(注)	自家保有労働が消費力の	自家保有労働力及び消費力の
221	下から10	パイプライン	パイプライン
250	図2-7-7表の欄	⑮ NB 上 → ㉚	⑮ NB 上 → ㉚

図 2 - 6 - 1 乳牛飼養規模段階の推移



※「x」は離農を示す。() は 47 年の階層。

中層においてもほぼ同様なことが言えるが、中層の特徴点は⑬、⑰を除く全戸が第Ⅱ期からⅢ期にかけて賃耕を経験していることである。したがってトラクターの導入は第Ⅳ期になってその大勢となるが、その前段で既にトラクターの利用は行なわれており、地域における生産力の上昇がかかる形で反映し、第Ⅳ期の第二次構造改善の導入を準備している。畜舎内の機器としてのミルクアの導入は、上層と同じく第Ⅱ期にほとんど行われているが、この期の中層の乳牛規模がA階梯であることを考えると、上層のミルクア導入が労働力の限度と乳牛頭数との相関で効率的に導入されているのに対し、段階的には一段階前に導入されていることを知ることができる。

それでは下層においてはどうか。⑯を除き、技術水準を指標としてみた限りでは、技術水準はM-N-Pと上がってきており、乳牛規模でみた様な停滞、衰退現象はさほどさだかではない。このことは生産手段の導入が即生産と直接結びつくものではないことをもっとも顕著に示している。つまり、㊦や④、㊧は技術水準を示す指標では漸次上昇しているのに対し、乳牛頭数は減少させるという相反する状況が進行している。このことは中層がトラクターを導入する前段でトラクターの賃耕を行ない、それを梃子にして機械化へ移行するのに対し、下層における賃耕は自ら生産にたずさわることから離脱する形で進行している点とあわせて特徴となっている。

第2節 「大規模化」に伴う段階的問題点と諸情報のネットワーク

第1項 酪農民が体験した乳牛飼養頭数別の資金 設備・技術的諸問題

以上の如く、とりわけ戦後の構造改善事業の導入に伴う多頭化への歩みは、当然にもその酪農経営のあり方、生活のしくみ等を大きく変化させてきた。そこで、そういった面に関し本節では第一に、乳牛頭数規模段階の推移に伴って生じてきた経営上の諸問題の剔出、第二に、そうした過程を経て、現段階における問題所在とそれへの対応に関する面を、とくに過去から現在にいたる知識、技術の情報とその習得の様態を中心に分析していこう。

(1) 10頭未満段階

まず、表2-6-2をみてみよう。これは現在に至る乳牛頭数規模段階の推移に伴う経営上の各側面にみられる変化をまとめたものである。ここで特徴的なことをあげると、第一に少なくとも10頭未満段階においては、酪農自体としての経営は成立せず(㊥)、畑作物等を組み合わせ(㊦)、専ら動力は運搬、耕作等で畜力(⑩、⑰)を使い、搾乳も手搾り(⑩、⑰)が主という特色を有している。したがってこの段階では、酪農専業でないために飼料や乳牛管理面での質的未熟があるとはいえ、余剰がみられる程度の飼料の量的確保はなされており(⑤、㊦、⑩)、およそ機械、施設、土地、飼料に「金はかけられない」(⑤)段階を特徴としている。

(2) 10～19頭段階

ところが第二に、10～19頭段階になると、部分的にミルクアのような機械、設備の導入のための資金調達がそろそろ問題になりはじめる(⑤、㊦)。そして飼料確保のための土地拡大の必要性は、従来の畑作部分を減少あるいは廃止する形で草地化への転換をはかるようになり(⑬、㊦㊧)、牧草刈りも1番から2番刈りを可能にさせるような条件づくりが志向されるようになる。だが反面、頭数が増えたことにより、とくに乳牛管理面での問題として「雑牛が多くなる」(④、⑤⑦)傾向がみられだし、また、保有労働力に加えて「出面」の必要性も部分的にあらわれてくる(⑤)。そしてそろそろ畜舎の有効利用の仕方が、経営のあり方と関わって自覚化されてくる(㊦㊧)。すなわちこの段階は、資金導入に伴う機械化体系が本格化する前段階としてあり、相対

的に土地拡大、飼料確保、畜舎改造といった面では、その量的拡大が他方で志向されている段階だといえる。しかし、それがためには、一定の他人資金への依存を強めねばならないという点で、第一の段階とはとりわけ、資金内容での質的な差異をもたらしはじめている点に注目したい。

(3) 20～29 頭段階

そして次の第三の 20 頭～29 頭段階となると、機械設備面での装備を高めるために、資金も「総合資金」的要素が必要となりはじめ(⑤)増地、サイロ建設、畜舎増築が進行する段階に入る(⑱)。そして一面では、土地、飼料、乳牛の各管理面における相互関連性がより明確化してくるが(⑥)、労働力面における常雇者の必要性といった労働力問題がより明確に現出しはじめ、全体的に資金導入に基づく規模拡大の結果、「投資―借金で経営バランスがくずれる」というように、その経営内容は資金運用面で、かなりの困難につきあたりはじめている農家があらわれる(⑲、⑳)。この意味でこの 20 頭前後の段階を劃期として、重くのしかかる資金運用の仕方自体その農家の自家保有労働力の資質や生産技術上の有機的関連性に対する習熟といった経営のあり方と深く関わらざるをえない問題を提起する。そしてこのことは経営に関するさまざまな知識、技術といった情報の取得・学習・適用・点検の一貫した教育活動の体験的積み重ねの問題と関連することでもある。因みに、この段階において、かような資金上の困難を訴えている二戸の場合(⑲、⑳)；次表でみる如く同一部落内で各経営側面に分化、あるいは特定化した農家、機関を有していず、また現状での問題事項をも明確に表明していない事実が看取できる。これに対し、各段階毎の問題指摘を明らかに示している⑤の場合、その経営に関する農家、機関への積極的な関わりとその多様性は対照的な様相を呈することになる。

このように、拡大化に伴う第一のクライシスはこの段階前後を境として顕在化し、農民におけるそれへの対応過程にとって、まさに知識・技術習得の体系化が必須の条件たりうるものということが判明した。そしてこの段階をいかにのりこえるかによって、次の段階での新たな展開が見通されることになる。

(4) 30 頭以上段階

最後に第四段階の 30 頭以上の場合、表 2-6-2 では⑲、⑳以外、全て上層農である。まずこの段階になると、機械導入・体系的装置 → そのフル稼働の必要性 → 多頭化は必然化 → より以上の大型化といった「ゴールなき拡大」論理が基底に据えられてくる(㉔)。それを基底に有しつつ大きな特徴は、飼料の量質的確保の重要性として土地の更新的利用(⑲、③、⑩)とそれに対応した個体の更新(㉕)が、かなり自覚的に目ざされるようになってくる点である。すなわち、土地―飼料―個体といった循環としての有機的体系性を経営内容面で企画しなくてはならない段階に到達してきた事実を物語るといえよう。そしてこの段階を代表するものは前述の上層農に典型としてあらわれている。そこにはすでに前段階においてほぼ、その構図として描かれた経営内容を構成する各局面の有機的体系性の自覚化は、もう一歩進んで個別局面での内容検討とその高度化(例えば⑳の作物、飼料管理にみる如く)を図り、さらなる体系化を志向しようとする動きにまで達するのである。マクロな体系づくりはよりミクロな局面での再検討を問題視する段階にいたってきたものといえよう(この㉔の農家は当地区において最有力の上層農である)。そうした過程を経ることによって、更なる経営のシステム化を志向せざるをえない動きがあらわれてきたのである。

かように、その大型化に伴う各段階毎の諸問題が現出してきた過程は、まさに農民において個々の課題が分離した形でなく、一連の系としての諸課題が累積されてきた過程でもある。そして

その過程は現局面における経営上の問題という形で、結果として集約的にあらわれてくるのである。

第2項 酪農民の多頭化への主体的対応とそこにおける諸矛盾

(1) 労働 — 生活過程での問題点

次に、そうした現状での問題所在を明らかにし、それへの対応として農民自身、現在までいかなる知識、技術の習得を行ってきたかについて分析をすすめよう。まず表2-6-3をみていただきたい。すでに基幹労働力を失なったか、あるいは後継者難から、今後の見通しをもてない3戸(⑩, ⑪, ⑫)を除く計27戸を分析の対象とする。まず現状における問題の所在をみるならば、第一に、労働力の問題が大きくクローズアップされる。労働力に関することでは、大きく三つの側面が指摘しうる。その一は所謂、一般的な労働力不足を訴えるケース(⑦, ⑮, ⑱, ⑳, ㉑の4戸)、その二は後継者に対する不安(③, ⑬, ⑭の3戸)、そして三番目は全て妻が訴える労働強度の高まり(⑯, ⑲, ⑳, ㉑の5戸)というように全体で12戸(44.4%)が、労働力を最大のネックとして指摘している事実である。この場合、妻が訴える労働のきつさに関していえば、殆んどが労働の軽減を強く訴え、とにかく「休みがほしい」(⑥)、「一般の主婦のようにになりたい」(⑤)といった卒直な訴えやまた、生産・生活の両面での機械化は「異種作業を同時に行なわなくてはならなくなった——例えば、洗濯と仔牛の世話——」(⑰)といったその作業密度の高まりを指摘しており、とにかくもっと楽になれないものかという切実な要求となって表明されている。そのことは規模拡大に逆行して「頭数をもっと減らし、小さく気楽にやりたい」(⑤)という淡い期待の表明にまで至らせる。そして注目すべきはこれら5戸のうち⑤を除き、他の4戸は全て上層農である点である。その急速な大規模化、機械化の進展は、過重な労働負担を妻、母といった女子労働力に課してきており、このことは家事・育児機能の低下、健康破壊等の問題といった深刻な事態を予想させる。「住宅の新築、改造」「台所改善」「食生活の改善」「近くに診療所を」「余暇」(⑱, ⑲, ㉑, ㉒)といった訴えがS部落の中層農を中心に強くみられる。そこにはともすると犠牲になりがちな衣食住、医療、余暇といった生活の基本的側面を何んとかしなくてはという事実が語られているのである。だがそのためにもまづ「経済的安定によって、もっと生活費をふやす」⑬以外になく、そうなるとやはり一定以上の規模拡大を志向せざるを得ないという悪循環が表面化してきており、現象的に問題を指摘しているとはいえ、まさに妻の声には、現状の酪農経営の労働・生活過程全般における矛盾の深まりが端的に示されているといえよう。

そこでこういった妻への労働過重の打開のために、畜舎労働の合理化が関連してくる。何んらかの形で畜舎改造を訴える者は、労働力、資金問題について、7ケースある(⑩, ⑲, ㉑, ㉒, ㉓, ㉔, ㉕)。しかもそのうち4戸(⑩, ㉑, ㉒, ㉓)は自らの労働過重との関連で、もう少し畜舎内作業が軽減できないものかという妻の声である。数少ない自家労働力のもとで、一定の作業分担をする場合、一貫した作業体系の一翼を自らの労働責任に於て遂行しなければならぬという、とりわけ妻の場合、自らの責任範囲における労働の量・質の内実を直視せざるを得ず、そのことは端的に畜舎内労働の合理化を強く求めさせているのである。そこには確かに具体的な作業を通しての労働の自己評価がみられるが、その負担軽減を施設拡充へと短絡させている点は注目したい。即ち、個別施設への短絡化のみでは経営の体系性を特質とする酪農の場合、基本的な打開策はみえてこないのである。

(2) 資金に関する問題点

第二として労働力について大きな問題となっている資金運用の側面に目を転じてみよう。全体で10戸(37.0%)の農家がこの問題を指摘している。そして特徴的なことは、上層2戸(⑫, ⑬), 下層2戸(④, ⑤)以外の6戸は全て中層農である(①, ②, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨)。しかも、上層2戸と中層1戸(①)がどちらかという「金利が高い」問題や、全体としての「資金のやりくり」といった点を指摘しているのに対し、他の中下層農全てにおいては「負債の返済に追われる」といった即物的・直接的な声で占められることである。このことは前述の如く(第3章第4節)、構造改善事業受入れの時の対応の差として端的にみられることと関連する。即ち、中層農の殆んどは構改に対しては主導的・積極的な態度でなくいわば「不安をもちながら受入れた」タイプである。むしろ上層農に主導された形でのスタートであった。そのことは事前に予想される負債返済の事実を少なくとも上層農の場合はかなりリアルに認識しえていたのに対し、その時間的展望観におけるそういったリアリティの欠如を有していた中層農の一面を示すことになる。したがって、「返済」の現実感、展望の中で潜在的にあったとはいえ、それは歴史的継起を通して体験されてきたというより、「返済」という事実を直接の契機としてむしろ時間的側面において現出してこざるをえず、その限りでは時間的に分断されたリアリティが凝縮した形で、現実にも重くのしかかっている事実を物語るといえよう。その面をみる限り、資金運用に対する姿勢では、上層と中下層間においてはかなりの格差をみせている。だが、このことはより大きな負債をかかえている上層農がこの面で優位であるということではなく、ここではその問題の現実認識の質的差異を指摘しているのみである。因みに、国等への要望をみると、現在の資金融資制度のあり方に対し「長期低利融資」を強く要求している層は、少なくとも上層農より中層農に強くみられる(11戸のうち8戸がそれを表明)。しかもその他、「国の資金では利子をとるべきでない」といった声や(⑩)中間経費の引き下げ、減税といった声(⑭, ⑮)までこの中層農では要求としてかかげているのである。

さて、いままで述べてきた如く、現状におけるとりわけ経営上の問題は大きく労働力、資金の二点につきる。(畜舎問題も労働力と深く関わる問題であることに留意)。そして双方のいずれかあるいはいずれをも指摘している農家は27戸のうち18戸(66.7%)にも達する事実が判明した。そしてこのことは、特に妻の地位と役割のあり方からみた生活上の諸問題(とりわけ、衣食住、医療、余暇)に大きく作用し、障害をもたらしている事実も同時に明らかにした。

(3) 自然・社会的環境における問題点

かような大きな問題の他に、もう一つ虹別地区の場合、ふれておかねばならないことは、例えば夏季が短かく、低温の日が続くことによる牧草育成の不安定性(①, ④, ⑧)といった自然条件における劣位性である。このことは、また冬期の除雪対策に対する要望が、関連として「道路整備」を強く要求させていることにもうかがいしれる(27戸のうち15戸までが、その要求に示ばられている)。とくに道路に関していえば、単に冬期の除雪だけでなく、大型機械導入に伴う機械操作上の危険(例えばトラクター運行にとって幅員が狭く、デコボコのためによる事故発生の危険のような)が、日々生産作業においてかなり深刻化していることにも看取できるのである。土地拡大、頭数増加、機械の大型化はそれ自体の中では有機的に連鎖しえても、共同作業による機械の作動あるいは牛乳搬送上等で共同的生産・生活手段たる道路体系が、それらとの関連で十分確立されていないことが如実にあらわれている。したがってこのことは単なる自然的条件の劣位性の次元の問題ではなく、すぐれて社会的・経済的次元の問題として位置づくものといえる。

表 2-6-2 乳牛頭数規模別にみた経営の様態変化

現有規模 各段階 規模	頭 ～ 9	10 ～ 19	20 ～ 29	30 ～ 39
9 頭		土地改良もできない—労働力不足—(土地)⑧ _下	施設・飼料に金がかけれない(経営・資金)⑤ _中 , おざなりになる—畑作のため—(乳牛)⑤ _中 堆肥不足(土地)⑤ _中 管理不十分(作物)⑤ _中 , サイレージ調整不十分(飼料)⑤ _中 , 技術未熟(乳牛)⑦ _中 , 余るほどある(飼料)⑦ _中 ,	種付けは自分でやる(乳牛)⑦ _上 手刈りが主体(土地)⑦ _上 , 馬で運搬(飼料)⑦ _上 , 手搾り(畜舎)⑦ _上 , 他の作物生産をする必要(経営)⑦ _中 , 管理は大変でない, いろいろなことを知る(乳牛)⑦ _中 , 十分まにあう(畜舎)⑦ _中
10 15		負債多く, 生産上がらず, (経営)⑧ _下	雑牛多くなる(乳牛)① _下 人に頼むため管理あいまい(飼料・土地)① _下 , 資金かかる(経営・資金)⑤ _中 , 管理よいが雑牛も残る(乳牛)⑤ _中 , 畑なくなりよくなる(土地)⑤ _中 , 出入入れる必要(作物)⑤ _中	管理雑になる(乳牛)⑦ _上 , 2番刈り可能(飼料)⑦ _上 , 戦前からの牛ふやし, 借金せず, 仕事きついが家くらし楽(経営)⑧ _中 借金の必要が生まれる(資金)⑦ _中 他の作物は作らなくなる(作物)⑦ _中
16 19			機械の消化で労働きつい(機械)⑦ _中 , 狭い所の有効利用(畜舎)⑦ _中	本格的なものが必要(畜舎)⑦ _中
20 29			畜舎増築・堆肥だしにキャリア必要(畜舎)② _下 ; 機械装備必要(機械)⑤ _中 , 総合資金必要(資金)⑤ _中 , おざなりになるが優良牛のこる(乳牛)⑤ _中 , よくなる(土地・飼料)⑤ _中 , 常雇必要(作物)⑤ _中	毎年赤字, 離農考えつつける(経営)⑧ _中 , 投資—借入で経営のバランスくずれる(経営)⑦ _中 , 借金のわりに収支よくなる(資金)⑦ _中 , 増地・道路整備必要(土地)⑦ _中 , 大型サイロ必要(資料)⑦ _中 さらなる増築(畜舎)⑦ _中
30 39				更新の順序, 肥料の給与に気をつかう(土地)⑧ _中 放牧の仕方(ロープ→囲い)(乳牛)⑧ _中 飼料が作物として作られるに至る(作物)⑧ _中 産乳量ふえ機械化・多頭化の道歩む(経営)⑧ _中
40				

(註) ⑭_上のみ, 10～15, 16～19と頭数規模を細かくしているが, 他のケースでは, 10～19, 20～29の区分となる。

40 ~ 49	50 ~ 59	60 ~
<p>経営にならない(経営)⑤上 手刈り(土地)⑤上</p>		<p>手搾りが主(畜舎)⑩上 草ふみつけるので老令化早い(土地)⑩上, サイレージの調整難一つゆ時一(飼料)⑩上, 畜力作業が主(土地)⑥上, 天候に左右され易い(飼料) 改造のための指導ない(畜舎)⑥上</p>
<p>新規購入・自己増殖(乳牛)⑤上 草地拡大(土地)⑤上 畜耕・畜刈り(飼料)⑤上</p>	<p>手搾り可能(畜舎)⑭上</p>	
	<p>ミルクカー2頭用1台必要(畜舎)⑭上</p>	
	<p>ミルクカー3頭用1台必要(畜舎)⑭上</p>	
<p>更新に気をつかう(乳牛)⑤上 畑やめる・共同作業あるか時間かかかりすぎ・草のびすぎる(土地)⑤上</p>	<p>畜舎内主要施設が必要ーパイプライン・バンクリーナー(畜舎)⑭上</p>	
<p>堆肥管理に気をつかう(土地)③中 ミルクカー・パイプラインで策, しかし採算とれない(畜舎)③上 買うより賃借した方が得(機械)③中</p>	<p>労働強度つよまる(土地)⑭上 牧草多量にとれる(作物)⑭上 運搬楽になる(飼料)⑭上 機械導入→フル稼働→多頭化は必然となる(経営)⑭上 簿記技術の必要(経営)⑰上 動力の効率化の向上(機械)⑰上</p>	<p>大幅な機械化(パイプライン・バンクリーナー)(機械)⑩上, 更新早める堆肥・石灰・肥料の管理に気をつかう(土地)⑩上, 禾本科類導入(作物)⑩上サイレージの時, 米ぬか, 糖みつ入れる(飼料)⑩上 畜舎の衛生面(畜舎)⑩上</p>

表2-6-3 現状の経営等の問題と相談相手

		現状における経営ならびに生活上の問題	経営上参考		
			経営	資金	乳牛
I 部 落	(上層)	⑬ 資金のやりくり(夫) 飼料給与,機械化されて異種作業を同時にする(妻)	他部落農家 (とくにないが全体)		
		⑭ これよりどうにもならない(夫) 休みがほしい(妻)	他部落農家		他部落農家 ⑩上
		⑮ 労働力不足→機械でカバーするしかない	(人まねしようとは考えない)		
		⑯ 畜舎の衛生管理,良質な牧草反収をあげる→企業センスが必要	(夫の実家に相談する)		
		⑰ 金利の問題(夫) 時間の短縮	⑨上	⑩上	獣医,雪印
		⑱ 特にないが,農政はいき当たりばったりが問題	農協	普及所	
		(中層)	① 息子が継いでくれるかどうか不安	(ナ)	
	② 借入金の負債の返済(夫) 頭数へらし小さく気楽にやりたい,一般の主婦のように(妻)		⑨上,⑩上,他部落農家 開協	他部落農家 普及所	他部落農家 共済,雪印
	③ 施肥に人手がかかる→ブロードキャスターで解消		⑩上,他部落農家	⑩上	
	④ 負債におわれる,制度資金を一本化したい(夫) 経済的安定,生活費を多くすること(妻)			⑩上	
	⑤ 借入金の返済で離農がふえ,人口減になることが心配		他町村		視察
	⑥ (ナシ)		他部落	(その他種々の相談は⑩下, (特定の人,機関はなし)	
	⑦ (ナシ)				
	(下層)	① 牧草の成育に夏短かい	先進地視察	農協	共済 他部落農家
		② 牛の改良(夫) 離農ふえるのが心配(妻)			⑫上
		③ 息子の後継不安,天候による牧草成育の不安定	⑩上		
④ 土地の更新が不十分,労働力不足→実習生にたよるしかない		⑬中,視察他 町	他町村		
⑤ 融資の償還早すぎる,畜舎の増築をしたい		⑬中			
(下層I)	⑥ (ナシ)			他町村	
S 部 落	(上層)	① 長期雇用労働力の必要性	⑨上,農協		⑨上他部落 農家,農協
		② 乳価安い	⑨上,⑩上,普及所	農協	雪印
		③ 部落意識希薄,経済的結びつきのみ(夫) 労働力の軽減,食生活の改善(妻)	(個々の技術では他にくらべひけを)		
	(中層)	④ 借入金の利子高い,もう少し農業を楽にしたい(夫) 牛舎の改造,当該地区に診療所を(妻)	他部落農家	他部落農家	他部落農家
		⑤ 負債の返済(夫),家の新築(妻) 労働力不足(夫),作物,飼料は天候(夫)	開協	開協	雪印
		⑥ 牛舎の完備,後継者の不安(夫) 冬期の住宅設備(妻)	他部落農家 ⑨上		
		⑦ 負債の返済(夫),堆肥出し(妻) 余暇ほしい(夫・妻),台所改善(妻)	⑨上,農協		
	(下層)	⑧ 借入金の負債の返済(夫) 畜舎の改造(妻)	⑨上,⑩上		⑫上
		⑨ 資質のよい牛,レクリエーションをもっとしたい(妻)			(種々の相談は⑥上,⑧下,
		⑩ (ナシ)			(ナ
		⑪ 仔牛導入資金の問題			(種々の相談は本家)

(註) 他部落農家は同地区内近接部落の有力農家〇氏

第3項 諸矛盾の主體的解決のための諸情報のネットワーク

以上、現状における問題所在に關し労働力、資金、低温、雪害、道路といった諸条件が大きくクローズアップされた。そしてこれらが問題として顕在化してきたのは構造改善事業導入に伴う急速な大規模化の進展に、その起因を求めうることが判明しえた。そしてそれへの対処は農民自身にとって、日々の営農活動過程を通しての問題解決努力のための道程でもあった。その点、具体的には経営に關する知識・技術などの情報資源を農民がいかに蓄積し、有効に利用しえてきたかという側面と關わる。以下、その点の分析に進もう。前表の「経営上参考、相談するところ」をみると、まず第一に同地区内の最有力上層農3戸(⑩、⑨と近接部落の〇氏)の経営的な主導性が看取できる。とりわけ、⑩、⑨の場合、当該部落にとどまらず、兩部落を中心にかなり広汎な主導的位置にある。⑨は当該部落内では「経営一般」に關するといったその全般性においてモデル農家となっており、他部落からはむしろ特定の局面(畜舎、機械)で参考とされておりその影響力はきわめて高い。これに対し、⑩では、むしろ全般的な面より、資金運用、土地管理、畜舎管理といった個々の局面に分化・多様化した形でその影響力を有している。その包括と分化の両面がこの2戸を中心として、二部落内農家の参考対象となっており、それ故、情報源のネットはかなり固定性・安定性を有するという特徴がみられる。このことは、⑩をして「企業センスの必要性」を語らしめ、⑨においては「個々の技術では他に比べ、ひけをとらないだけのものはある。経営方針を自分は利潤追求、人をつかう、人間形成の3本柱で考えてきた」そのリーダーシップのあり方と深く關わる。そこには自らの経営を客観化し、経済合理性をまさに「企業的」に追求してきた姿勢が強くうかがえる。それ故、個別経営では内容を異にする他の農家が参考にするとしても、その経営面での完結的実体を直接的に受容することは困難なわけで、やはり構改受入れ時の意志決定に關わる総合的理念的判断を参考とするか、他は経営内容の個別的な局面を機能的に摂取しようとする形になる。そのことは、⑨をして農家相互では「経済的結びつきのみ強くなり、自己中心的になってきた。したがって、みんなの部落意識も希薄化してきている」と嘆かせることになる。だが少なくとも、構改受入れ時の意志決定において、これら有力上層農の主導的役割は大きいわけで、中下層農への影響は無視しえない。そのことが、前述の如く現状の問題の中で、中下層農における「負債返済」の重圧からくるリアリティの表明は、あらためて構改当初の受容の仕方を自己に問いかせさせ、単なる経営局面の個別的参考適用のみでは必ずしも現状の矛盾を打開しえない条件を客観的につくりだす可能性を伏在している声といえる。

次に第二として、かように⑩、⑨の主導性が大きいといっても、酪農経営にとって大事な面としてある作物、飼料については全く参考相談の対象とされていず、また乳牛個体面では、むしろ他部落農家の〇氏か、他町村視察あるいは共済、乳業メーカー(雪印)等といった諸機関のウエイトが高いことである(しかも、この面では⑥が⑩を、⑤が⑨を選ぶというように(②→⑩はあるが)、ごく限定された上層農家間での關連がみられるのみである)。

また、確かに上層農間では、相互に参考にしあうウエイトは相対的に高いとはいえ、もはや中下層農の半数の農家では(⑬、⑭、⑮、①、⑧、⑪、⑫、⑬)、これら有力上層農は経営上の参考・相談対象となり得ていず、むしろ他部落、他町村の農家や諸機関を対象とする特徴がみられ、今までの特定上層農主導からの離脱・疎遠化がみてとれる。その意味では自らの経営内容に適合した選択的關連の意向がとりわけ中下層農であらわれているといえる。そしてこのことは、生産・生活上の社会關係の諸相と深く關わる問題である(後述の第7章参照)。おそらくそこには少なくと

も上層農や一部の中層農の場合、経営、生産を媒介とした形でのより機能的な情報源利用の様態がモデル農家や諸機関との関係としてあらわれるのに対し、その他中下層農では、自らの経営内容との適応から、それら一部有力上層農が機能的にも特定化しえず、かえって、他部落や他町村にそうした源を求めるか、あるいは打算ぬきの血縁等の社会関係を介したルートに依拠するか、ないしは一般的な形で諸機関を利用する形をとるといえると思われる。その限りでは後者の方が、情報源のネットワークは当該地区内にとどまりえずかえって拡大し、多様化せざるをえない側面を結果的にはもたらすともいえる。と同時に、もはや今後の経済見通しがたてなくなっている下層農の場合(⑩、⑪、⑫)、そうした情報源利用への積極性は喪失し、そのこととあいまって社会諸関係自体も希薄化せざるをえないという特徴が看取できる点は見逃しえない。

かくして、そこには明らかに、A)⑩、⑪といったトップ層のグループ、B)そして、それらを直接の対象目標とするその他上層農と一部の中層農のグループ、C)並びにもはや当該地区に必ずしも対象目標をもちえない他の中層農と一部下層農のグループ、D)そして最後に今後の経営見通しをもちえずいずれは離農を志向せざるをえない下層農のグループといった大きく四つの群が、少くとも経営に関わる情報源利用の関係態様からみてとれた。そしてその場合、A)、B)は少くとも現状打開のための対象を、当該地区内で相対的に多く有し、そこでの交流関係に身を置いているのに対し、C)では、前二者ほどそういった関係に恵まれていず、自己防衛上、他に参考源を求めざるをえない事態に直面してくる農家がみられるようになり、D)は当該地区での疎遠、孤立化を深めるといったことになる。かように現状における問題所在を知識・技術といった情報資源の習得のあり様との関係に関する分析は、当然にも現在までにいたる経営内容の量質的变化に対応したそれら相互関係の変容をより細かく分析する必要を物語る。以下、次節でその問題をケース分析によって明らかにしよう。

第3節 経営の「大規模化」と諸情報のネットワークに関する事例分析

第1項 上層農における事例

さて、以上みてきた諸点を本節では、上層、中層、下層の中から若干の事例をとりあげ、よりインテンシブに、経営の発展に相応した形で内在的に問題とする。

(1) 事例にそつた問題解析

事例 ⑩

① 入植から酪農専業まで

⑩は昭和4年に千葉県君津郡より県の募集で移住してきた。家族は父(46歳)、母(42歳)、姉(13歳)、本人(7歳)の4人で、千葉では3反百姓でとてもやっていけなかったので移住してきたのである。入植してはじめた開墾はまさかきで木を切り、抜根しながらの畑作(いも、燕麦、豆類など)のためなかなかすまず、初年には2~3反程度の開墾に終わった。開墾4年目で昭和7、8年の冷害にあい、この時道庁から補助牛(80%補助)が入り、牛を飼うようになるが、しかしこれだけでは生活できず、父は昭和12年から20年までの8年間自分の土地の立木を炭に焼いたり、磯分内の製糖工場や牧草の圧縮作業などの出稼ぎをしてきた。現世帯主は昭和18年に出征し20年に復員した。結婚したのは翌21年である。

酪農は戦後まもなくから搾乳牛10頭を飼い総頭数で15~16頭の規模であった。当時は経費も安く、乳価もよかったので生活は割と楽であった。この規模が昭和30年ころまで続き、昭和31年の産乳量が100石であった。それが34年には搾乳牛15頭、総頭数20~25頭になり、この年にミルクカーをいれる。手搾りでは12~3頭が限度である。ミルクカーをいれてから15年近く3回搾乳を続けている。牛も増えてきたため、同年35坪の牛舎を建築したが、子供が学校へ行っている時でもあり、労働力不足と資金の導入などで苦しかった。このとき以来酪農は稼働力の確保がなによりも必要なことを痛感する。当時の土地面積は27.5haであった。

㊦ トラクター導入と酪専化

昭和 35 年以降の第 I 期に入っても畑作はまた続けていたが、標茶農高に通学していた長男が永年牧草の更新のためトラクターを導入するように意見を出したので昭和37年に180万円で本機及び附属機械を購入する。長男はその後、標茶農高を昭和40年に卒業し野幌にある酪農短大に入学したが、大学で学ぶことにあきたらず、中退するとニュージーランドへ酪農研修に半年間行ってくる。そこで、日本と全く異なる小作地農場のあり方と粗放な放牧による酪農をみ、日本でいくら頑張っても立ちうち出来ないことを身をもって感じるが、利潤をあげることを今後の課題としてもちかえった。

㊦の場合は、この期に畑作をやめ酪農専業へ踏み出すが、それと同時にトラクターによる牧草の組作業体系が出来上がる。そして頭数の増加にみあう75坪の畜舎を建築し、糞尿出しの省力化を企図するためマニユアキャリアを設置する。

㊧ 第一次構への参加

第 II 期に至ると、搾乳牛も30頭になり、経済的効率があがってきた。ちょうど開始された第一次構を積極的に受入れ、トラクターを導入する。翌42年に長男が20歳で結婚し、労働力は主人夫婦、息子夫婦、次男(18歳)の5人になるが、第 II 期の初めはバケツミルクカーとマニユアキャリアがあれば2人の労働力で搾乳可能であったが、次第に頭数が多くなり、早期からパイプラインを設置し、多頭化にそなえる。畜舎も35坪と75坪の両方に搾乳牛を入れて対応する。この期の㊦の特徴は土地を15町、10町と二度にわたって合計25町拡大し、27.5町から52.5町へ拡大し牧草の確保の準備をすることにある。粗収入も600万から800万に上昇し、収益はそのうちの4割で、粗収入の増加と収益が比較的順調に結びあっていた時期でもある。

㊨ 総合資金の導入

第 III 期には C 階段に至り、畜舎建築が必要となる。ここで㊦は総合資金1,000万円を借入れ、150坪の畜舎を新築すると共に、省力化のためのバンクリーナーをも導入する。この時期では主人は農協監事の役職などで農作業では補助的になり、妻も家事労働に専念し、農作業から次第にひきあげ、中心は息子夫婦に移行していく。しかし、この期に息子夫婦の子供が2人になり、嫁の子育てのため労働力不足を生じ、年雇を1人入れる。飼料部門では前期に拡大した土地の反収をあげることで充足を図る。しかし昭和46年春先にはじめてサイレージが10日分不足し、隣近所から乾草を購入して間に合わせるという事態が生じた。このため敷ワラをオガクズに替え、乾草の節約をはかるなどの対応をする。

さらに、第二次構改ではトラクター1台を追加し、共同作業へは実習生と息子が2台のトラクターで出向いている。「共同作業は、肉体的疲労が少ないのでよい。」とし、共同作業でも出向時間の半減をはかるなど、労働の軽減を行なっている。しかしながら経営の面では、粗収入が1,100万円に上昇しながらも、収益は32%と低下しており、機械・建物の投資のため収益率が落ちること等が問題となってきている。

昭和45年には18頭、46年には15頭の育成牛を町営の育成牧場に預けているが、育成牧場に対しては「余りかんばしくない。個々の牛をみて(育成牧場に)むくかむかないかを判断して出さないと(育成の点で)ダメだ」としている。技術的には自分の所での高さを誇るが、他面では多頭化で育成牛を自分の所で管理出来ず、町営の育成牧場に委託しなければならない。

これまでの問題として、㊦は投資がムダな形で行なわれてきたことをあげている。いままで規模拡大の路線にのってやってきたが、そうしないとやれない面もあった。しかし機械、建物の投資のための収益がおちてきている。これを克服するには、現状のものを活用して、内実を高めていく方向が考えられる。その一つは乳牛の個体販売である。現在個体販売は200万円あるが今後牛質を改善していくことが課題となる。また、これまでの規模拡大の過程で、乳検組合は実質動いてこなかったが、乳検組合の活動は今後の課題となる。また牛質の改善のための素牛の導入も考えられ、4頭位入れるかも知れない。牛質改善は飼料の改善も必要である。自走式ハーベスタの導入などで適期にサイレージを確保することも必要であろう。

さらに乳価の低いこととあわせて、金利負担が問題となっており、さらに今後大きくなることも考えられる。金利を定率にし、資金を一本化し、利子を3分位に下げてほしい。しかも総合資金は経営の完成だから、今後借りれないという建前になっているが、今後も資金が必要な場合もあり、枠をとりはずしてほしい。

利潤の追求は、稼働力の確保が必要条件としてあり、今後は人を使うことが課題であり、そのために人間形成が課題となる。

これまでの諸技術の導入や経営のあり方については、トラクターの導入の際には、前の年に実際に利用してみたり、メーカーの話の聞いたり、また、実際やっているところへ見にいったりして決定したが、こうした世帯主の実際の経験の重視の上に、長男は酪青研の研究や、乳質改良同志会での話し合い、高校の先生に直接尋ねて話をしたりして情報のネットを広げ、雪印の酪農指導課や獣医、普及員、農協指導員の指導を受け、雑誌類でも“ディリーマン”、“ディリージャパン”、“ホルスタイン”等を購読している。しかし同世代の酪農家と話し合う酪青研等での考え方と、40代以降の人たちとはだいぶ考え方が違っており、農協監事の世帯主とも意見の相違がある。この世代間のズレは部落の地域社会の問題ともなっており、部落意識の希薄さを生み出し、孤立の人間をつくっている。

人間形成は人を使うと同時に、酪農振興のために地域社会のまとまりをもった面も課題とされなければならない。これは長男が酪青研の会長や農業青年代表者会議の議長をやっているところである。

事例 ⑩

① 入植から昭和35年まで

⑩は福島県伊達郡出身で水田と馬追いを生業としていたが、昭和4年に入植した。その後冷害で食えなくなり、昭和12年から6年間炭焼きをする一方、畑作と馬産をやる。しかし長男、二男が戦前に死亡したため、昭和22年に二女に養子をもらう。これが現在の世帯主である。世帯主は生家で牛を飼っていたため、酪農へ転換を試みるが、馬を売却して購入した牛8頭を病気で全部死なしてしまう。そこで3年間畑作をやるが、労力がかかる割に収益が少ないので昭和27年再び馬を売って牛にきりかえる。この年全面的に経営を移譲され、牛舎も建築する。このときから酪農専業を決意する。昭和29年にはジープトラクターを導入し、このトラクターによる賃収入も相当あった。

② 昭和35年から40年まで

この期にはB階梯に到達し、12〜3種の畑作物も次第に縮小し、昭和35年には酪農専業になる。畜舎も27坪(27年)30坪(34年)40坪(38年)と増築し、15頭までは手搾りでやっていたが、15頭からはバケットミルカーを導入して3回搾乳を行なうようになる。最初に牛8頭を全部死なしてしまったことは乳牛管理の点で非常に気をつける様になり、夜中でも牛が鳴くと見廻りに行ったし、朝は寝巻き姿のまま、まず牛舎に行った。飼料確保の面では一貫して土地拡大に努力してきた。昭和36年には、牧草の収穫体制の確立のためジープトラクターから50馬力のトラクターにかえ、更新を早くするなどの処置をとった。この時期、牛に切りかえる時点で“研修会”には多く出、従来慣性でやってきたが企業的センスが必要なことを学ぶ。ここでは、生産の上昇がどう所得を上げるのか、再生産にはどうまわすのか、土地、家畜、人間の調和をどうとるのか、といった点が講習された。また、かぎられた土地で生産をあげるために、虹別養豚組合を作る。これは昭和36年に発足、農協、普及所、のあとおして、11戸の共同出資でやったが、豚舎の構造から病気が多発した。結局、病気や肉の暴落で40年に豚をやめ、肉牛にきりかえたが昭和42年で解散する。

③ 第一次構造改善の導入

第Ⅱ期になると、30頭の搾乳規模になったが、30頭のときは飼料給与、搾乳、放牧の点で苦労する。多頭化の時期にトラクターの運転などに寄与していた②が奉公人分家したため労働力不足をきたし、年雇をおいて補充したがおいつかず、牛の給水を井戸から汲み進んでいたのを、ウォーターカップの導入で省力化する。しかし、結局3回搾乳を2回搾乳にする対応をとらざるをえなかった。さらに搾乳の省力化をはかるためバイブラインの導入も余儀なくされた。飼料生産部門では第1次構が入り機械化・共同作業化が進み合理化される。

④ 総合資金の導入

第Ⅲ期になるとC階梯に至り、牛舎の増築が必要となり、総合資金を借入れ昭和45年に142坪の牛舎を新築、同時にバンクリーナーを導入し多頭化にそなえた。この牛舎を建てるときは、いろいろとモデル牛舎を見てまわった。スタンチオン式の牛舎の場合、対面式と対尾式があるが、対面式は飼料給与の点などで合理的であるが、乳牛管理の面で病気の発見がおくれるなどの欠点がある。結局頭数が多いときほど疾病に注意しなければならず、対尾式の方式をとることにする。また、搾乳のときの時間ロスを少なくするため尾をつるすこともした。この時期になると長男も高校を卒業して家業を継ぎ、年雇はおかず臨時雇や実習生をたのむ。延人員280人工位である。飼料生産部門では、土地が68.3町になり、うち飼料畑が55haになった。

しかし、更新したときには牧草が不足し、そのときは青田で購入している。またビート2町を作付してそのトップを利用しているがそれでも不足している。飼料不足に関しては、牧草の反収がよいところで7t程度であり、9t位の反収をあげている農家もあるので、改良の余地がある。また、当面の対応として敷ワラをマットレスにして牧草の節約をはかっているが、マットレスは冷気が牛に直接伝わらず乳牛管理の点でも有効である。牧草確保の点では、地力をおとさないことを主眼としており、尿を春と秋に2回撒布しており、堆肥も畑で1年ねかして、70t程度撒布している。とくに放牧地は草が踏みつけられるので早く老齢化するため、堆肥、石灰管理が必要である。放牧に際しては、牛舎のまわりがきたなくなり、牛が足の病気にかかりやすくなる。このため、砂を牛舎のまわりにまくなどして、牛舎の周囲の環境整備にも気をつけている。

㊦ 第二次構改の導入

昭和47年時点でD階段に至る。前年は197tの産乳量であったが47年は230tを見込んでいる。負債は1,430万円あり、いまの時点では負債償還で経営の収支はおちると思うが、長い目でみればのびると思う。しかし、これまでは規模拡大一本槍できたが、家に来た実習生が手紙をよこして、なぜそんなにまでして働くのか理解できないといってきた。これからは生活中心に考えてゆかなければならない。あと3年後に300tの産乳量になれば生活にも余裕ができてくる。来年は長男も結婚し稼働力もふえ後継者も自立するが、経営ができるようになるには10年位かかるだろう。第2次構改でトラクター2台目が導入され機械化も完全になったが、さらに自走式ハーベスタの導入が3年後に予定されている。これが入れば一戸に一台のトラクターは必要なくなるだろう。

これまで牛にきりかえる時点で、研修会には多く出てきたが転換期にあたって多く出た人が成功している。研修会は農協、町、メーカーが一体となって冬期にやるが、世帯主、妻、長男が出る。雑誌類は“デリーマン”、“北方農業”、“農業新聞”、“家の光”、“釧路農業”を購読しているが、本は記憶に残らない。牛舎をつくるときはいろいろみてまわったが、新しい情報は日常的な紙面で知る。また、普及員に聞いたり、メーカーに直接電話をしたりして、自分の経営に生かしている。視察は酪振会等で行くが、別海、中標津の大型酪農は参考になる点が多い。ただ根室ではかなり大きくなって肉牛(20～30頭)を入れている点でちがう。バルククレーターの導入では十勝の大樹町も視察に行った。

事例 ⑥

① 入植から昭和35年まで

⑥の初代は福島県安達郡の出身で、生業は水田と製粉業であったが土地がもらえると聞き、一旗あげて故郷へということで昭和5年虹別に入植する。祖母はその際福島にのこり水田と製粉業を続け、10年後に虹別に来ている。昭和7～8年の冷害では、なんとか借金しないで切り抜け、昭和8年に道庁からはらみ牛が入る。

現在の当主は養子で、昭和25年に入籍している。当時の経営は土地面積が30町、牛14頭、うち搾乳牛7頭、畑作は馬鈴薯、甜菜、ソバ、菜種、燕麦、亜麻、デントコーンをつくっていた。昭和30年には、牛20頭、搾乳牛10頭になり、翌々年には牛舎を新築した。この頃子供が小さく苦しかった。それに昭和35年頃までは手搾りで畑もあってせつなかった。朝3時頃起き、畑が終わるのが晩の8時頃で、そのあと暗い中を手さぐりで搾乳した。風呂に入ってぬるのが11～12時。4時間位しか寝ず搾乳しながら居眠りしたこともある。ソバ、デントコーンなどを月の光で刈ったり、ビートの草刈りが8月頃をかかった事もある。

② 昭和35年～40年

この期に入り、昭和36年に畑作をやめる。畑をやめる方向に対しては、年寄が反対した。この年30坪の牛舎を増築し、翌年には手搾りをやめミルクを導入し、さらに40年に再び60.5坪の畜舎を自己資金で建築する。⑥の場合、この期が規模拡大への基盤づくりの第一のステップとして重要な時期になる。というのは、畑作→酪農転換・牛舎増築・ミルク導入と共に土地の20町購入、抜根の開始、エンジンモアの導入さらにテラーの導入が行われるなど、重要な転換がみられる。牧草の刈り取りはエンジンモアでやるが、牧草や冬の牧草運搬が依然として困難であった。

③ 昭和41年～43年

こうした努力によって、この期A階段からB階段に至るが、畜舎の建設がひびき昭和41年は苦しい年で

あった。労働力は二人で臨時雇40人工を入れた程度では、牛も土地もふえた段階では人手が足りず、また、耕運機では体がもたなくなり、昭和42年には個人で45馬力のトラクターを156万円で導入せざるを得なくなる。この頃から30頭規模になり一頭平均の産乳量も3,500Kg～4,000Kgだったものが5,000Kg程度に上り100万円の黒字を出す程になった。しかし、第一次構改には個人でやるという考えで入らない。この期の後半になると40頭規模になるが、この40～50頭規模が一つのカベになって、一番苦しい時期となる。個人のトラクターが入って冬の運搬等楽になっては来たが、反面資金の面で苦しくまた牛の頭数がふえるので肉体的にも苦勞する。

㊦ 昭和44年～46年

頭数増による肉体的な苦勞の解消を図るため、この期バンクリーナー、パイプライン、ウォーターカブを107.5坪の畜舎建築と同時に導入し、糞尿出し、搾乳、給水を合理化する。この設備の導入によって、50頭のカベをようやく乗り越えることが出来たが、この過程は今迄個人で借金をせずにやるという考えを一方でかえざるを得なかった。産乳量も117.5t(昭44)、149.9t(昭45)、160t(昭46)と増加して第二次構造改善事業にも参加する。飼料生産の面では昭38年から続けていた抜根作業が昭45年に共同で入れたプラトナーによってその年に完了する。反取も平均2tから5～6tに上昇して来たが、多頭化によって放牧地の草が6月に不足するという事態が生じている。対応としては午前だけ放牧し、午後は舎外運動場に置くというようにしてまにあわせている。機械は第二次構改のトラクター導入で2台目所有になり、作業機もほぼ揃い機械も設備も入ったため50頭段階の方が肉体的面では今が一番楽になった。

後継者も今年標茶農高の定時制4年で、来年には本格的に後をやってくれる。後継者のためにも機械を入れたが、今後は基礎ができたからどんどん大きく出来る。しかし今後は、長男のいうことを聞いてやるつもりである。

技術の習得は、トラクター導入の際には先に使っている人のをみたりして決め、付属機等はトラクターに合うものをトラクター会社にまかせて導入し、飼料給与では乳業会社、乳検組合、酪農振興会の講習会に出席し、搾乳はミルカーのメーカーの講習を受けたりする。情報は主にトラクター利用集団、視察、雑誌、「デリーマン」家の光「テレビ、ラジオ等から得るが、どれをとるかは総合的に自分で判断する。土地利用の点では改良普及所がまわってくればよいがなかなかこない。

事例 ⑫

㊧ 入植から昭和35年まで

⑫は戦後入植であるが、父は山形県出身で昭和5年茶安別に入植しているが、⑫は昭和15年(15歳)で満州開拓におもむき、昭和21年に引き揚げ茶安別に再入植した。翌22年結婚し、畑作(雑穀、豆、苜蓿、馬鈴薯)をやるが食えず、昭和25年から冬期は木材の流送に従事する。昭和30年からは澱粉工場の共同経営をやるが、一緒にやる人がいなくなって失敗、野菜を作り三輪車で釧路、厚岸へ売りに行くが、市場変動が激しく不安定であった。冬は木材の流送やら茶安別の造材仕事につき、これを昭和38年まで続ける。

㊨ 昭和35年～40年

酪農をはじめるのは、昭和34年に道の貸付牛を1頭入れてからであるが、茶安別は酪農に適さず、土地もせまかった。そこで昭和38年に現在の離農跡地に農協の紹介で入植する。土地は21町であったが荒廃していた。この期には4haの草地改良事業を行なう。酪農をするにも素人であったので基礎牛には良いものを入れた。これがさいわいして今でも体型がよい。入植したときは馬と三輪車しかなく年間14～15万円出して、ほとんど㊩、⑩のトラクターによる賃耕にたよった。

㊩ 昭和41年～43年

⑫が戦後入植で酪農をはじめたのも遅く、第一次構改がはじまる3年前に開始したのにもかかわらず、現在上層に位置しているのは第一次構改で積極的に機械を入れ、資金を入れたことを契機としている。この期はまだA階梯であるが、昭和42年に50坪の畜舎を入れると共に、ウォーターカブを導入、土地も昭和41年に5町、さらに昭和43年に10町を購入し、構改によって昭和43年にはトラクターも導入する。第一次構改に参加したのは賃耕では思うように出来ず、生産ものびてきたためとするが、何よりも強引に規模拡大しようとする志向性があった。それは自らをして「第一次構改ではハタリもきかした。第一次構改をやらなかったらできないこともあった。個人でできないことができた」と述べている。この期の労働力は夫婦と16歳の長女で、長女も主要な労働力であった。そしてこの期にはほぼ40tから100tへの産乳量の増加を見ている。

㊦ 昭和44年～46年

この期にB階梯に至るが、頭数増にあわせてさらに50坪の畜舎を増築、サイロ、ミルクカーを入れ施設・設備の拡充をはかる。前期の土地拡大に引き続き、この期もさらに5町(昭45)5町(昭46)と10町の土地を購入しており、乳牛、施設、設備、土地等の強蓄積を休む間もなくつづけている。このため畑作当時にはなかった負債が現在では1,000万円程度になっているが返還は可能であると考えている。しかし多頭化にもなると乳牛管理が不十分となり、昭和46年には7頭の牛を死亡させ、1頭当たり平均6,000Kgの水準を維持してきた産乳量も冷害と日照、牛の病気で5,000Kgに下がり、100万円の赤字を出している。また後継者は長男が小学5年で小さく、重要な役割をはたしていた長女も嫁ぎ、労働力不足となってきたため、昭和47年から実習生を1年間入れている。しかし実習生は乳房炎の発見が出来ないなど、搾乳はまかせきれず、妻は機械が入って力仕事は少なくなったが頭数がふえたので朝晩の時間がふえたこと、労働の強化を訴えている。

いろんな知識や情報は、乳牛管理の面では獣医、雪印の指導員が主で、作物の肥料はメーカーから得る。また乳牛の更新は家畜商にたのんでいる。日常的には共同作業をやっている人と話すことが多いが、㊦の後継者とはよく話す。また㊦の主人が農協にいたので経営全体のことも相談する。資金導入では㊦と話す。最近では雪印の検査がやかましくなってきたので、牛の管理の面で清潔にすること、牛乳の冷却、病気、乳房炎の防止に注意している。

(2) 上層農における特徴点

上層農における4事例をこれまで見て来たが、簡単にその特徴点をおさえると、第1に指摘できることは、各期毎に経営の規模拡大に積極的に対応して来たことである。対応の内容は㊦の場合は初期から畜舎内施設を機械化し、労働の省力化をはかるとともに畜舎の増築とその活用を図ってきたし、機械も早期に導入している。また㊦は畜舎、土地、機械ともに積極的に導入し、整備しつつも乳牛を多く死亡させた経験を生かし、乳牛管理にはとくに注意をはらってきた。そして労働力の不足の際は、3回搾乳を2回搾乳にするなど規模拡大のためにある程度の手抜きを行なってもいる。また以上の2事例よりも一段下の段階から出発した㊦は、多頭化をすすめる中で自家労働のぎりぎりの線まで頑張って機械化、施設の導入という形で一段一段を昇りつめてきており、一段を昇る際の壁と苦渋を身にしみて体験している。㊦は殆んどゼロの状態から一気に機械化拡大を行なうため、第一次構改を跳躍台にし強蓄積を進めて来た。

この様に積極的な対応の内容は異っているが、ここでいう積極的な対応とは、今日問題になっているような事柄への対応、つまり㊦㊦が牧草の不足を敷ワラを節約してオガクズ・マットレスで代替するという様な対応の延長線上として考えられる。それでも対応しきれなくなったとき次にどうするのが問われるわけで、ここに個々の技術的対応と経営全体との関連で規模を拡大するのか、別の方向をとるのが、判断されなければならない。

こうしたことから第2に指摘できることは、上層が部落社会をこえる直接的な情報のネットをはりめぐらしているということである。㊦㊦の世帯主が共に農協の役職についていることとあわせ、㊦の後継者はニュージールランドまで研修に行き、現在酪青研、農業青年代表者会議の議長をしていると共に高校の先生、メーカー、雪印等の話しを直接聞きに行っている。㊦㊦の場合も講習会を重視しトラクターの導入の際は実地見学をし、また㊦は㊦や㊦との結びつきを強めて情報を得ている。

第2項 中層農における事例分析

(1) 事例にそつた問題解析

事例 ㊦

㊦ 入植から昭和35年まで

☉は福島県田村郡の出身で、昭和5年4月に入植したが食えず、6月から阿寒方面に土方に出る。畑はソバ、イモ、ビート、燕麦をつくるが定着せず、昭和9年頃から炭焼きをし、昭和14～15年まで続ける。この頃に牛を現金で買い入れたのが酪農の初めである。戦後酪農の比重が高まり、総頭数10頭、成牛7頭規模になる。昭和27年に現世帯主が結婚するが、イモ、麦、ビートを畑作していたがとれず、家畜も少なく食糧も少なかったのもそれからどうしても牛ということになった。昭和29年に22.5坪の畜舎を建設、翌年に牛20頭になる。31年に13馬力のトラクターを購入し酪農に力を入れてやるようになる。昭和35年には牛25頭規模になり酪農が定着する。土地は入植時10町であったが、戦前に20町購入し、30町になっていた。

㊤ 昭和35年～40年まで

この時ミルクカーを導入し、原野を3町土地改良するなどして未利用地の耕地化をすすめるなどして、反収0.5t程度の牧草収量を2t台にあげる。これまで使用していたトラクターがこわれ、その後は馬やトラクターを借りて間にあわせる。

㊦ 昭和41年から43年まで

第一次構改が始まるが、労働力が二人しかおらず労働力がないのにトラクターを入れてもしかたがないと判断し、第一次構改には名目参加。ただ、畜舎の建設では構改に入り、30坪を180万円増築をする。しかしながら産乳量は47t（昭42）52t（昭43）と横ばいをつづける。

㊧ 昭和44年から昭和46年まで

この期に、A階梯に一度低下したものが再びB階梯に回復し、昭和45年に50坪の畜舎を220万円の近代化資金を入れて建築する。さらに土地も45年に国営パイロット事業で規模拡大をする。昭和46年には長男が高校を卒業して家業につくが、このことで☉は方向転換を行なう。「労働力が3人になった。ことしは第二次構改がなくてもトラクターを入れなければならなかった。機械を入れれば体が楽になる。政策にのらないともうやれない。また若い人はそうでないとやらない。」こうして☉はいままでの方向から「借金を苦しめてはだめだ。借金はあっても使う金があればよい。企業的に大きくとって大きく使う。収入が多い方が経営は楽だ。」として第二次構改へ入り大規模化への方向をとるが、前期は組勘で黒字だったものが赤字にかわり、昭和46年には組勘の赤字処理に100万円の組勘証書をきっている。

しかし規模拡大の方向は40頭搾乳が目標でそれ以上にしようとは考えていないし、後継者である長男もこれからは現在のものを有効に使って内実を高める方向だと学校で教えられており、世帯主もこれからは長男の意見を尊重してやる考えである。

これからは機械の経費がかかるだろうし、負債を全部返済してしまうことはできないだろう。さらに拡大ともなると飼料の問題もおこってくる。ただ、今まで2年ばかり牛を舎外に出さないでいたら、2年目で牛が乳を出さなくなってしまったが、これからは息子もいるし機械も入るので大丈夫だ。

これまで、農協の営農指導員などがいるにはいるが来たことがない。牛舎を建てるときは、いろいろ見てまわって牛舎の建て方や内容を参考にした。身近な人では、Aが経営全体では参考になるし☉もむだな経費をかけない点で参考になる。息子は酪青研に入っているが入ってやっている人は進歩している。

事例 ㊨

㊩ 入植から昭和35年まで

㊩は戦後入植者で、昭和30年に入植している。出身は山形の農家の二男である。コセコセした仕事がいやになり、24歳の時弟子屈にある農業実習場に入り、その後委託実習生として㊩のところへ来ている。その後離農者の跡地をゆずり受け入植、㊩のジープトラクターで耕起して5町おこす。入植と同時に結婚する。

最初は畑でソバ、ナタネ、ジャガイモ、ビートなどを作付し、炭焼きもした。酪農の初めは、昭和34年に乳牛2頭入れた時からである（うち1頭は道の貸付牛）。ところが翌年2頭ともガスにかかって死亡してしまう。

㊪ 昭和35年から40年

そこで昭和36年に牛を購入するがこの3年間に7頭を導入している。翌年豚の共同経営に出資するが、この失敗で酪農化がおくれ結局、牛がふえはじめるのは昭和40年頃からである。

㊦ 昭和41年から43年

牛がふえはじめてから、畑を縮少し、5頭以上の搾乳になってからは、ルタバカ、ビートを作付し、また牧草を業者に年30万円位売っていた。昭和42年に50坪の畜舎をたて、ミルクカー、スタンション、ウォーターカップを入れるが、これは畜舎だけの第一次構改参加で、子供が小さいためトラクター利用組合には入らなかった。牧草刈りだけは⑩にたのみあとは馬でやっていた。

㊧ 昭和44年から46年

昭和43年の産乳量は50tで、46年は66tに若干ふえてはいるが横ばい状態で、1頭当り平均産乳量4,300Kgで、これを5,000Kgにのぼしたい。それにはサイレージを1日に1回しかやってこなかったのを、2回にし冬の乳量を上げる。

これまで土地は20町購入して、現在は42町になっているが、施設がまにあわずに余った牧草は売ってきている。拡大は、きりがなく次々とやらねばならないことが多く、トラクターを買わないで賃払いでやっていた方が楽だが、機械でやっていかななくてはならない段階に来ている。一番苦しい時だ。

こうして昭和47年にトラクターを導入し、48年には60坪の畜舎とバンカーサイロを建設する予定になっている。しかし今後とも金のかからぬ酪農を目標に収入を多くすることを目ざしている。

こうした過程で、他の参考になる農家を見ないのはいやまやまだけれども、戦前入植者と戦後入植者とは同じにならないだろうと考えている。

ただ、後継者である長男が17歳になり、現在標準農高定時制に通っていることから経営の志向性がこれまでとは異なってきているようにみえる。

事例 ⑮

① 入植から昭和35年まで

⑮は戦後入植者である。昭和25年に山形から入植している。翌年虹別K部落出身の妻と結婚する。そのとき妻の実家から補助耕馬と2歳のメス牛をもらい、27年から搾乳を開始する。入植したのは昭和8年に離農した人の離農跡地で19町1反あった。29年の凶作の時は特に食べものには困らなかったが、開墾補助金だけでは生活が苦しかった。このとき30坪の畜舎を建て、翌年には畜舎を建てて残った農林漁業資金と開墾補助金で10～20馬力のトラクターを買い、残金は月賦で支払う。

㊦ 昭和35年から40年

昭和35～6年頃から牛が徐々にふえはじめ酪農が定着してくる。酪専になったのは昭和37年からである。畜舎もさらに20坪(昭35)12.5坪(昭37)と増築し、昭和28年にはミルクカーを導入する。

㊧ 昭和41年から43年

この期にAからB階梯に移行するが、昭和42年にはさらに2頭、個体導入している。昭和43年には町有地の4町4反(8万)を購入し、23町になる。土地は現在も同じ規模である。飼料生産の面でも、更にモア、ブラウ、レーキ、デスクを整備し牧草も作物として生産するようになる。また更新の順序、肥料の給与の仕方改善がおこなわれる。

㊨ 昭和44年から46年

更新は町のブルドーザーで4町づつ更新して所有面積の半分が牧草地になるが、トラクターの大型化が必要となりこれまでのトラクターを破棄して、昭和45年に65馬力のトラクターを個人で導入する。さらにトレーラー、チョツパー、サイドレーキ、ワゴン、タボア、ハーフトラクター、ハイドポン、コンベア等も導入整備を図る。産乳量は一時空胎が3頭でて、1頭当り平均が3,900Kgにおち込んだが再び4,500Kgに回復してきている。

これまで構改へは参加せず、個人で機械の導入等をやってきているが、それは開協の借金を背負いこんで借金するのは嫌いなためで、第一次構改や第二次構改で借金をしている人を見ると借金での利子だけでつぶれるのではないかと危惧している。第二次構改が終わってそのあとの融資が必要になってくるのではないかと。現在も第一次構改の借金を第二次構改でふりかえている。第三次構改も必要になるだろう。

今後は、中標準で働き受精師の免許をとるため頑張っている長男が来年かえって家を継ぐと思うが、2人で搾乳していける20頭搾乳規模でやる。また育成牛を半分以上にしたいと思っている。

情報や知識の習得に関しては、これまで“ディリーマン”をとっていたが今は“酪農新聞”だけである。

息子はいろいろ読んでいるが、主に雪印の獣医から技術等を得ている。また、バンカー、スタックサイロの実施農家を視察しその利点などを、積極的に吸収してきた。視察にいったのは北見、札幌、早来、千歳、根室のパイロット、畜産試験場などである。

(2) 中層農における特徴点

三事例のうち③は戦前入植者で畜産経験も戦前からあるが、⑨、⑭は戦後入植者で経験の蓄積も浅い。しかし上層と比較しても明らかな如く、③、⑨、⑭とも本格的に機械化を行ない多頭化の方向に向うのは昭和44年以降のことである。この点は先にみた上層の事例と比して明確な相異となっている。上層の⑫は⑨、⑭よりも遅く入植し、蓄積も少ないがそれにもかかわらず一気に多頭化を歩んでいる。かかる志向性のちがいが技術の導入にも影響を与え、情報のネットも上層と比較して小さいことがわかる。例えば⑭は以前は“ディリーマン”を購読していたが、現在はとらないなど規模拡大の波の中で酪農専門雑誌の内容が自らの経営内容、規模とそぐわなくなり、情報そのものが役立たなくなってきたという面からも、情報の幅は縮小されざるを得ない。こうした点は他の家で、視察では大きいところばかり行き、自分達の小さい経営にはマッチしない、参考にしようにも参考に出来ないなど、中層の農家にみあう情報を得ることが困難になってきている。こうした中で後継者らの、内実を高めていくという高校での教育が親にも受け入れられていく素地をもっている。

しかし技術的に、③が牛を2年間外に出さなかったとか、⑨がサイレージを1日1回しかやらなかったというように、上層と比較しても多頭化の中で問題点をかかえており、その原因が労働力不足であったり、サイロ等の施設が不備であったりするという経営全体にかかわる問題として存在している。

第3項 下層農における事例分析

(1) 事例にそつた問題解析

事例 ④

① 入植から昭和35年まで

④は栃木県上都賀郡の農家の生まれである。母を昭和2年になくし、父は知らない土地へ行ったらみじめな生活をしながらもすむということに昭和5年来住した。父が53歳、現世帯主は26歳であった。昭和7年の冷害はひどく、今でも霜や雨が降った日のことをはっきりと覚えている。この時補助牛が道庁から入り、最初に申し込む。しかし奇型児で増えず、昭和12～13年に2頭目の補助牛を入れて増殖する。畑はイモ、燕麦、ソバ、亜麻、ビートであるが、昭和16年ころからビートが主体となり、亜麻をやめる。戦後に7～8頭になり、土地も戦前から漸次増え30町になった。④の世帯主が結婚したのは昭和22年(43歳)であった。戦後は畑酪混同経営が続くが、昭和30年には牛8頭(搾乳牛6、若2)、昭和35年には牛10頭(成牛8、若2)ではば横ばいの状態をつづけてきた。

② 昭和35年から40年

この期、畑作をやめて酪農へ転換し、土地を⑧から5町購入し、規模を大きくしていこうという矢先に成牛4頭が死亡する。2～3頭導入するが牛の飼養技術の習得が課題となる。

③ 昭和41年から43年

昭和43年にはじめて55坪の牛舎を新築し、スタンチオン、ミルクカーを導入するが、200万円の負債となる。昭和42年100tのサイロをつくり、さらに、設備の配置をどうするかが問題になっているが、結局資金問題につきる。昭和43年からは④の息子から賃耕してもらい年10万円位支払っていた。

④ 昭和44年から46年

この期ようやくAからB階梯に移行し、1頭当り平均産乳量が3,300Kgだったものが3,500Kgに上っているが、平均水準が4,500～5,000Kgであるのとくらべてかなり水準が低い。最高で3,800Kgであるから、飼料給与等に問題があるのではないかと思われる。産乳量も昭和30年の30tから45年36t、46年の42tと上昇のテンポが極めて緩慢であった。今まで借金は出来るだけひかえ、堅実にやってきた

が第二次構改の時、構改に加入しないとパイロット事業に対するメリットがないといわれ、また子供の強い要望もあって入る。しかし資金を導入してもそれだけの生産量があがるかどうか、また子供がまだ小さいことなどで迷ったし、今までも子供が卒業するまで不安は消えない。利用組合の組み方でも⑩と組みたかった。

事例⑩

① 入植から昭和35年まで

①は山形県南村山郡出身で、農家の4男として生まれるが、昭和18年(14歳)で満州へ渡る。戦後満州からかえって開拓地を探していたが、昭和26年に山形県の募集に応じ⑨に委託実習生として入った。そして、翌年入植する。結婚したのは昭和29年でその年に冷害にあい、33年頃まで苦しかった。入植当時は、抜根しながらの畑作だったが隣近所に行く余裕もあったし、手作業で肉体的にはきつかったが、精神的には楽だった。牛を飼いはじめたのは昭和32年である。しかしこの年入れた基礎牛が馬にけられて流産し、仕方なく牛馬共に馬喰に売って牛を入替えたらふえはじめた。このとき共済が証明を出してくれず、共済には加盟しているが、現在は疾病、種付などは、雪印の獣医に主にたのんでいる。

② 昭和35年から40年

この期ようやく増えはじめた牛と馬を売却し、昭和37年からはじまった養豚組合の管理人になる。結局2年半やるが失敗し、200万円の借金を背負いこむ。このとき夫は酪農をやめるとい出すが妻が酪農でやるんだと頑張り、夫は山仕事の人夫日雇をやる様になる。現在も牛舎はこの期に改造した牛舎で、牛舎の態をなしていない。牛を再開したのは昭和40年である。このとき牛3頭を導入する。

③ 昭和41年から43年

翌々年の昭和42年にオス1頭が生まれ、翌年メス1頭が生まれる。この年ミルクカーを導入しさらに土地を5町購入して、26町になる。生活費は夫の兼業収入をあて、乳代等は農協に預けて負債返済にあてている。

④ 昭和44年から46年

昭和45年に搾乳牛5頭になるが、産乳量は年間18tである。これはいままでサイロをつくらず乾草と配合飼料だけでまにあわせていたため、昭和46年にスタックサイロをとり入れる。しかしこの年水につけて失敗してしまう。昭和46年にはさらに土地を5町買い、3頭の仔牛を導入する。施設、機械の整備・導入も妻は毎年のようにやろうというが、夫がふみきらない。夫は借金をしてやるのが嫌で、2年後、息子が高校を卒業して跡をつぐ時まで組勘を黒字にして構改に入っていくという考えである。昭和47年には5町のパイロットを買って36町になるが、ふえた15町分はまだ耕地化されていない。ビート畑を作るも農協がトラクターで耕やしに来てくれるので2年間で耕地化しようと考えている。第二次構改にも迷い、名目参加で共同利用の機械を使い作業をしてもらっている。

今後畜舎(50坪)と尿溜、バンカーサイロを建設する予定であるが、償還が早すぎると、配合飼料代がかさむのが問題となる。これまでは参考となるようなものは殆んどなく、まったく自分でやってきた。

(2) 下層農における特徴点

事例は2ケースであるが、④は戦前入植者であり、⑩は戦後入植者である。④は戦前から飼育経験があり戦後10頭規模になっていくが、酪農に転換した時点で牛を4頭殺してしまう。このことが後継者の年齢が幼少であることとからんで、④の経営のあり方を慎重にし、ようやく後継者の見通しがついた時点で第二次構へも参加するが、それには息子の意向も強く反映している。

これに対し⑩は、入植後まもなくやはり牛を殺してしまう。しかし順調にのびはじめた時、養豚組合の管理人となり牛馬を全部売りはらってしまうが、妻は反対している。しかもこの養豚組合の失敗で、⑩は酪農への見通しを失い自ら外へ出る仕事を選び、酪農は妻によって支えられている。⑩のこのような体験と志向は施設や設備投資への消極的態度となり、妻との間の志向を異にしている。下層のかかる問題克服過程は苦しさをのり越える方向を積極的に探求することよりも、消極的対応ともいべき方向でじっと耐えていくという志向性がみえ、そのため技術習得も目だったものがなく、上層が各段階での問題を明確に自覚しながら一つ一つ解

決していく姿勢とは、大きくことなっている。それが④のごとく、後継者への期待と彼の意向によって大きく転換をみせる場合もあるが、それによって見通しがどれほどもてるかという点は定かではない。

第4節 階層分化と各層の経営志向

第3節の事例でも若干ふれてきたが、将来に対する経営志向は現状の問題をどう解くのかにかかっている。したがって将来に対する志向性を見たとき指摘出来ることは第1に、規模拡大には殆んどが不安と懸念を抱いているということであり、第2には、しかしながら現在の負債状態から脱するためにはもう一段の規模が必要であるという計算をしていることである。したがってこのことから志向そのものに相矛盾する面をふくんでいることが指摘されるし、またそのことが現実を反映しているともいえる。

いま、表2-6-4で規模拡大に対する志向を見ると、上層では④以外の全てが今後とも規模拡大をするとはしていない。しかし注意しなければならないのは、外延的拡大は望まないが内包的拡大を志向している点にある。たとえば、

- ⑨ 現状のものを活用して内実を高める。乳牛の質を高める。
- ⑩ 当面は現状を維持し、これを強化していく。育成牛をふやす。
- ⑭ 手ごろな働き加減で規模拡大はやめる。40頭でストップする。

このような点は中層以下にも見られる。

- ⑬ (世帯主は)大型化をすすめる。(後継者は)内実を高める。
- ⑮ 30頭位(搾乳牛)が限度。
- ⑯ 機械を入れた限り30～40頭にしなければ、
- ⑰ 30頭(搾乳牛)が限度。

以上のごとく、一方では限度を明確に自覚しながら限度までは少なくとも拡大をしていくという志向性がうかがえるのであり、②、⑤の如く借金するのは嫌だとする農家も頭数増は考えている。この乳牛頭数の増加は殆んど全部が自家生産の自然増にまかすとしているが、下層の場合は①、④の如く家計費補充のため雌の牛まで売らざるを得ないという状況も出ており、更に⑫や⑬の如く多頭化の中で病気による事故で成牛が死亡したり、空胎で予定の仔牛が期待できないといった事態も生じている。

一方、乳牛頭数の増加は飼料確保を要求するが、現時点の土地面積の拡大に関する志向性をみると、上層においては9戸中7戸が10～15haの拡大を希望しており、とくに現状で30haないし40ha台の⑦、⑥、⑭、⑯、⑰はすでに牧草の不足をきたしており、草地拡大が急務となっている。中層においては11戸中7戸までが拡大を希望しているが、その規模の水準は35～50haになっている。この点で上層は50ha水準をおおむね志向しているのに対し、中層は一段下廻っている。下層においては、①、④、⑩だけが拡大を志向しているが、⑪はふやせたらふやしたいという限定つきである。

その土地拡大の方法と見通しはどのようなものであろうか。表2-6-5を見ると、その方法は離農跡地の買収と町有地・国有地の払い下げが考えられている。町有地・国有地の払い下げを拡大の方法としている農家は⑭、⑯、⑱、⑲、⑰、⑱、⑮であり、離農跡地の地価と比して町有地の払い下げが数倍安価であることから、町有地・国有地の払い下げ運動が起こっている。それに対し⑩、⑥は当面必ず必要だというのではなくチャンスがあれば土地集積を行なうという考えであり、

表 2 - 6 - 4 将来の経営志向と目標

	経営形態	規模拡大に対する志向	土地	乳牛総頭数 成牛/仔牛	産乳量	機 械	設 備
上	⑨ 酪 専	現状のものを活用して内実高める	+10 (625)	85 $\frac{60}{25}$	300 t	自走式ハーベスタ	
	⑩ "	これからは生活中心	± 0 (683)	100 $\frac{60}{40}$	300 t	自走式ハーベスタ	
	⑪ "	多頭化はこの辺でおさえる	+10 ($\frac{65}{70}$)	80 $\frac{50}{30}$	250 t	自走式ハーベスタ	サイロ 100 t
	⑫ "	後継者がいないので規模拡大考えていない	+10 (40)	45 $\frac{30}{15}$	150 t		バンクリーナー 畜舎 30 坪, サイロ
	⑬ "	当面は現状強化	± 0 (45)	70 $\frac{30}{40}$	不明	自走式ハーベスタ, ペーラー, プルトーザー	パイプライン, バンカーサイロ
	⑭ "	拡大して一日も早く部落皆が同じようになりたい	+10 (55)	50/	"		バンクリーナー 畜舎 230 坪
	⑮ "	手ごろな働き加減で 40 頭でストップ	+5 ($\frac{50}{55}$)	60 $\frac{40}{20}$	200 t		パイプライン, バルククーラー バンクリーナー, 牛舎の増築
	⑯ "	機械の高度化への不安	+15 (50)	60 $\frac{40}{20}$	150 t	自走式ハーベスタ (検討中)	サイロ 600 t
	⑰ "		+15 (60)	80 $\frac{60}{90}$ 20 ~30	200 t	自走式ハーベスタ	畜舎 50 坪, バンカー 200 t
中	⑱ 酪 専	(主人)大型化をすすめる (息子)内実を高める	± 0 (40)	40/	170~180 t		バルククーラー
	⑲ "	30 頭位が限度	+ 6 (50)	50 $\frac{35}{15}$	150 t		バンクリーナー, 畜舎 50 坪 パイプライン, サイロ 200 t
	⑳ "		+10 (41.6)	50 $\frac{30}{20}$	150 t		バルククーラー
	㉑ "	このままではどうしようもないが, 今のままでやっていく, 機械を入れた限り 30~40 頭にはしなれば	+11 (50)	60 $\frac{40}{20}$	200 t		畜舎 50 坪, バルククーラー サイロ, 車庫
	㉒ "	金をかけずにやる	± 0 (40)	38 $\frac{28}{10}$	不明		
	㉓ 酪 専		± 0 (42)	35 $\frac{20}{40}$ 20 ~15 20	100 t		パイプライン, 畜舎 60 坪 キャリヤー
	㉔ "	(樟) 30 頭が限度。これを目標に	+17.5 (50)	45 $\frac{30}{15}$	150 t		畜舎 30 坪, 収納庫 25 坪 バケットミルカー
	㉕ "		+10 (40)	40 $\frac{30}{10}$	150 t		
	㉖ "	現在の経営をもってこれ以上借金しない	+17 (50位)	45 $\frac{35}{10}$	150 t		バンカー 380 t
下	㉗ 酪 専	借金をするのはきらい 小さくてももうかるように	± 0 (44.5)	45 $\frac{30}{50}$ 15 20	不明	ペーラー (個人)	パイプライン, 畜舎 200 坪
	㉘ "	搾乳ふやし, 5 年先は搾乳 10 頭 あと育成やって小さくやる	± 0 (26.7)	30 $\frac{20}{10}$	75 t		
	㉙ "		+15 (50)	32 $\frac{25}{6}$	150 t	トラクター—式	
	㉚ "		+ 5 (40)	38 $\frac{28}{10}$	90 t		
	㉛ 酪 専		± 0	35 $\frac{40}{40}$ 20 ~15 20	100 t	ワゴン, デスクブロー	畜舎増築, サイロ
	㉜ 兼業+酪	借金して牛をふやすのはイヤだ	ふやせたらふやしたい(36)	30 $\frac{20}{10}$	70~80t		畜舎 50 坪, バンカーサイロ
	㉝ "		± 0 (43)	32 $\frac{22}{20}$			牛舎 70 坪
	㉞ 離 農	展望なし					
	㉟	未 定					

(注) 空欄は不明

また下層の①, ④は, 拡大は必要だが見通しは余りもっていない。

表2-6-5 土地拡大の方法及び見通し

上層	⑨	+10 ha	チャンスがあれば
	⑥	+10~15	どうしてもというわけではない。離農者あって2~3 Km以内なら
	⑦	+10	国営パイロット
	⑤	+10	買う
	⑭	+5~10	離農者があればそこから買う。町有林の払下げ
	⑰	+15	見通しつかず, 町有林払下げ, 離農者に依るしかない
	⑫	+15	国有地・町有林払下げ運動, 交換分合による団地化
中層	⑬	+6	付近に国有地払下げるとい話がある
	⑰	+10	国営パイロット, 離農地, 農協及び町有地
	⑱	+11	購入, 町有地との地続きなく, 国有地あるが防風林になってしまっている
	⑦	+17.5	
	①	+10	7町買う
	②	+17	
	⑮	+12	町有地の払下げ
下層	①	+15	離農者がいれば
	④	+5	
	⑪	ふやせたら	余り展望ない

(注) 土地拡大を希望する農家のみをみた。

更に, 機械・設備では上層が第二次構改の三年目に自走式ハーベスタを導入し, 複合的機械化を考えている。この自走式ハーベスタは従来の2~3倍の能率でサイレージ作業を行なうが, 運搬手段としてトラック3台が必要となってくる。この計画は虹別中央組合で進められ, 組合が一応単位となっているが全戸がこの導入に加わるのではなく, 上層の農家のみが入っている。しかし, 上層でも⑨の如く検討中とこれに難色を示している農家もある。さらに第二次構改に参加した農家には第二年目, 第三年目計画で入るトラクター, 附属機が予定されている。また⑮や⑧のように個人でペーラを導入しようと考えている農家もある。

こうした固定資本投資で注意しなければならないのは, 畜舎及び畜舎内の施設・設備である。畜舎の増築が上層で4戸, 中層で5戸, 下層で4戸計画され, バンカーサイロを主体としたサイロ建設が上層で4戸, 中層で6戸, 下層で2戸の計12戸, さらに上層では4戸がバンクリーナー, パイプラインの設置が計画されているし, 中層でも2戸, 下層で1戸がこれを計画している。こうした施設・設備は規模にもよるが200~300万円の投資を要する。しかも集乳の合理化はバルククーラーの全戸導入をおしすすめ, リース制ではあるが三相線などの引込み等の負担を余儀なくされている。

かかる中で, 各階層とも共通の要求として出しているのは, 各制度資金の一本化と利子の低率化であり, それとともに返還期間の長期化である。いま5年後の収入目標と経常費にせめる費目のうち, 今後増大すると考えているものをあげてもらったのが表2-6-6である。粗収入に対して, 6割~7割の経費がかかるとし, なかには8割5分の経常費を見込むものもある。そのなかで, 今後増大と思われる費目は機械の修理・維持費であり, 肥料・飼料代であるが利子・資金返済も含まれてくる。

総合資金を入れた⑨、⑩、⑥は、総合資金が近代化政策の完成資金として考えられており、今後制度資金の枠がこないといった制度上の矛盾を指摘し、今後一層の資金導入が必要になる場合もあるとし、制度資金のあり方の改善を求めている。また構造改善で資金を導入した多くが、これから据置期間が終り返済がはじまるので、これからが大変になると負債返済の前途を憂慮している。

表2-6-6 5年後の粗収入の目標と経費

		農業粗収入	経費の割合	今後増加と思われる経費
上層	⑨	1,800万円	65%以下	
	⑩			
	⑥	1,300万		
	⑦	675万	70%	利子・肥料・飼料
	⑤	1,000万	65%	機械維持費・税金
	⑥	800万 (乳代のみ)	85%	
	⑭			機械の修繕・油代・部品代
	⑰	1,000万	70%	資金返済
中層	⑫	1,200万	60~70%	機械の更新・修理費
	③	1,000万		
	⑬	1,200万	75%	機械の償却・肥料・飼料
	⑱	750万	63%	
	⑱	1,000万	70%	飼料・肥料
	③	440万	60%	飼料・肥料
	⑨	400万	70%	
	⑦	1,000万	70%	借金返済
	①	300万	66%	負債償還
	②	800万	55%	飼料
下層	⑮	500万	60%	
	⑤	950万	70~80%	負債償還・機械維持費
	⑧			
	④	450~500万	50%	肥料・飼料・牧草種子
	①	560万	60%	肥料・飼料・牧草種子
	④			
	②			
	⑪		60%	飼料
	⑧			
	⑯			

(注) 空欄は不明

このような中で、上層のとりわけトップグループである⑨、⑩は、これ以上の拡大をするには経営形態をかえていかなければ出来ないと考えており、システム農業の構想も身近な問題と考えている。⑩はサイレージ作業や乾草作業の請負制・ヘイキューブ工場による飼料生産・分業体

制等も今後ありうるとし、さらに労働の通年化解消のためヘルパー制度の導入が必要であるとしている。また⑨は、これまでの畜舎形態では搾乳が限界にきており、フリーストール、ルーズバーン式の畜舎も考えられるが、ただこの場合、乳牛管理の面で不安があるし北海道の気候にむくかどうか懸念している。当面の対応としては、乳牛頭数増の限界を今後は個体販売で打開しなければならないと考えている。

今後の問題として、とりわけクローズアップされるのは、労働力不足である。これまでの夏季における労働力不足の対策は、農協、普及所が実施している高校、大学の実習生の受け入れであるが、かかる季節雇いでは追いつかぬ上層農家は、通年雇用を求めている。しかし、通年の賃金を支払いうる能力はなく、酪農専門雑誌である“ディリーマン”等に広告を出し、ようやく通年の実習生を確保している状態であり、実習生の報酬は月2万円程度になっている。しかも、このような通年の実習生を入れている農家は⑨、⑩、⑫、⑬の4戸である。

第5節 要 約

以上、本章においてI・S両部落における酪農「大規模化」に伴う技術習得過程とコミュニケーション・ネットワーク及び個々の農家の経営志向をみてきたが、ここで次の諸点の要約が可能であろう。

1) 第2節でみたように飼養頭数20～29頭以上になると、それ以下の段階とはあきらかに異なった飼育及び経営技術、知識が必要とせられる。それは「土地、飼料、乳牛の各管理面における相互関連性」がより明確化してこざるを得ない段階で、労働力、草地面積、機械、施設また運用資金の面において、それ以前とは質的に段階を劃するといつてよい。それ以前のいわば自主的な形で育んできた技術、知識がそれ自身有効性を失う段階であるといえる。そうして、かかる意味で10～19頭段階は、資金導入に伴う機械化体系が本格化する前段階として位置づけることができる。事実、搾乳牛12～13頭以上になると手搾りは無理でミルクカー導入がどうしても必要となる。

ところで第1節で分析したように、現在の上層農は乳牛頭数でC・D階梯、すなわち搾乳牛でみて35～40頭、40頭以上層に到達しているが、中層農はB階梯すなわち階梯的にそれより一段階下の12～13頭以上段階である。そして、このB階梯は現在の上層農が35～41年段階で、経過していた段階である。そこには約10年のタイムラグがある。しかし図2-6-1と図2-6-2を見比べてあきらかなように各戸の飼育乳牛規模と技術水準はかならずしも相関してはいない。たしかに上層のトップクラス⑨⑩⑬はその技術水準においてQ段階、すなわちトラクター+バンクリーナー、パイプライン段階に到達しているが残余の上層及び中層の多くはP段階、すなわちトラクター+ウォーターカップ、ミルクカー段階である。第1節で指摘したように舎内の機器としてのミルクカーは、上層の場合、労働力の限度と乳牛頭数との関係において効果的に導入されていたが、中層の場合、乳牛規模A階梯でこれが導入されており、さらに下層をみると階梯的におくれているが技術水準はたしかに向上している。しかしそれに相応した個体数は確保されていない。このことは少なくとも中、下層にとっての機械、設備の先行投資、すなわち政策誘導のものと地域全体の多頭数飼育化の波に有無をいわずのみこまれている姿をしめしている。

2) このことは経済効率からいっても経営の跛行的形成を物語るものだが、とりわけ中・下層農に「負債の返済に追われている」という声がでていっていることにも反映されている。かような形での階層差を伴った「大規模化」の中で彼らが現実的に解決をせまられている問題は第2節でみたように

大きくは資金の問題、労働力問題、道路問題に収斂されようが、そしてそれらはたしかに酪農経営の「大規模化」に伴って顕在化した諸矛盾として位置づけられるが、もう少し仔細にみると次の諸点が指摘できる。すなわち当面の解決課題として彼らが抱えている問題は、資金にかかわる問題、労働強化にかかわる問題、生活条件にかかわる問題、また経営の生産部門での諸問題に分類可能だが、中層に資金問題をあげる層の比重が上層に比して遙かにたかいこと、また労働強化にかかわる問題は、それ自体“もっと休みがほしい”という声をふくめて生活のあり方にかかわる領域を構成するが、ここにおいては上層農のしめる比重が増大する。そうして住居、その他生活の物質的条件確立に関しては中層農にその声ができる。生産部門での課題としては、中・下層に畜舎の増改築の要求があるが上層にはそれはなく、また中・下層では、夏が短かく牧草の生育期間が短いことがネック、施肥に時間がかかるという声が出ているのに対して、上層では畜舎の衛生管理、また良質の牧草生産、飼料給与の方法等、その解決課題の質が異なっている。

それは、国、道、町に対する要望の相違ともなっておりあらわれている。すなわち、それは大きくわけて道路条件の整備（冬期間の除雪を含めて）、長期低利資金の創設、乳価の安定に集約できるが、階層別にみると上層に道路問題をあげる者の比重がたかいのに対して、長期低利資金及び乳価に関しては中層にそれをあげる者の比重が圧倒的に高い。

3) 現在の中層農の飼育頭数規模が上層農に比して10年のタイムラグがあること、それにもかかわらず機械、施設の「近代化」が急速にすすんでいる結果のひずみについてはすでにふれたが、そのことはまた上層農に比しての中層農の経営「大規模化」に対応するところの主体的諸力形成の社会的過程の相違をも物語るものでもある。

第一に指摘できる点は上層農が経験的に永い年月をかけた試行錯誤の過程を、中層農は自らの体験としてきわめて短期間で埋めなければならぬということ。第二には、上層農それ自体は、この地域社会が自主的に育んだ伝統の中から従前とは異なった多頭化段階の技術、知識を創出したというより地域社会をこえる全体社会における生産諸力を自ら修得することをとおして、いわば移植的にそれを創造しているということ、このことは地域の農業高校卒業後、ニュージーランドに実習にでた⑨の息子の例にあきらかだが、⑩においても各種の講習会、先進地視察等々それを垣間みることができる。そして⑨⑩とも地域農協の役員であるという点を看過してはならない。第3節の事例分析であきらかにしたように急速に多頭化した⑩の場合、その諸情報のメディアはきわめてせまいし、中層、下層になるにつれてその目先性と同時に、その技術における問題点も数多く存していることがあきらかである。その意味において、上、中、下の階層差は、たんに物質的レベルにおける差だけではなしに現実的には「多頭数飼育」経営をこなされる主体的力能の相違となって立ちあらわれている点を看過してはならない。ここにはあきらかに⑨⑩といった「多頭数飼育」の先進農家をリレーポイントとして、その技術、知識の地域社会内への定着化過程がみられる。とくに酪青研等を重視してそれを地域に定着させようとしている⑨の子息の役割は大きいといわなければならない。

そのことの中で「企業的センスが必要」⑩、「利潤追及、人を使う……」⑨といった形での「大型化」志向が上層農に顕著にみられはじめ、その将来への展望においても上層農間での自走式ハーベスターの導入、また集乳の合理化のためバルククーラーの全戸導入、さらには⑩の如くサイレージ作業、乾草作業を請負制に、ヘイクューブ工場による飼料の生産等の分業体制、すなわちシステム農業を展望する層もあらわれている。

いうまでもないことだが、酪農経営の「大型化」は、たんなる生産技術、知識、機械施設の間

題ではなく、酪農生産そのものを「経営内各要素を有機的に統一」して合理的にそれを自らのものとするという経営主体者の機能の発展を前提としている。ここに資本の「偉大な文明化作用」があるといわなければならない。そして、彼らのおかれた客観的な現状をみるならば、酪農生産における富農形成すらもきわめて困難な状況にあるということを知らなければならない。第4節でみたように5年後の展望において上層農それ自身も外延的拡大ではなしに経営の内包的充実を志向する。そのためにも飼料確保のために土地の拡大は必要となる。雇傭労働力を“デイリーマン”等の雑誌に広告をだすことによって安価な「実習生」（月2万円）として導入するという方法にも当然限度があるであろうし、⑩が述べているように「実習生は乳房炎の発見ができない」等々の問題もある。家族員の労働強化は限度にきており、そのためにもホームヘルパー制は切なる希望であるし、施設のさらなる合理化のための資金もさらに必要とならざるを得ない。「……乳価の低いこととあわせて、金利負担が問題となっている。……金利を定率にし、資金を一本化し、利子を三分位に下げてほしい。しかも総合資金は経営の完成だから今後はかりれないという建前になっているが、今後も資金が必要な場合もあり枠をとりはずしてほしい」⑪という状況下に上層農それ自身もおかれていることを知らなければならない。

ところで、現在多額の負債をかかえて急速に「大規模化」しつつある中層農にとっては、現在その多頭化がさらに進行している上層農の生産、経営技術そのものは、ただちに自らの「生活の糧」となるものではない。経営そのものがおかれている発展階梯が現実的に異なっているし、先発ランナー自体の中にも疲労の色は濃い。そこから第2節でみたように中層農の参考例をすすんで村落社会外へもとめる行為すなわち、全体社会レベルで培った生産諸力を内在化させようとする行動がひとつの現実的根拠をもって立ちあらわれることになる。さらに、ここで看過してはならぬことは中層農また下層農において、後継者の有無が構改にふみ切ったきめ手であったとしても、その後継者自身が農業高校卒以上の学力を自らの中に有していることであきらかなように、後継者に対する期待は「家」として機械化酪農をこなしうるその力能に対する期待となって立ちあらわれているということであろう。

かようにみえてくるならば、上、中、下層を含めて、彼らがこの地にふみとどまって酪農生産を志向するかぎり、体制的な農民層の選択的育成の中で、まさに構造的に農民層の保有せる力能それ自体がたかまらざるを得ない形での変容が現に客観的にもたらされているということの指摘は可能であろう。次章では、彼らが現に構成する村落社会レベルに問題をうつして、分析をふかめよう。

第7章 村落社会構造とその変革・変動過程の分析

小 序

これまでの各章でみたきたように、虹別地区I，S部落における各家は、階層的に異なるその生活史、及びその家族協業様式をもっていた。しかし、いうまでもなく、各家は、それ自体孤立した「家」として存在しているわけではない。上層、中層、下層という形で区分されうる家相互間においても、あきらかに階層的にその生活圏が異なるというのではなく、彼ら自身が形成する共同社会として、その中の一員として彼らの生活は現に営まれている。

そうして、現時における激しい農民層分解の中で、その共同社会のあり方も大きく変容・変革されざるを得ないものとして現に運動している。その諸相は、一口でいうならば、酪農生産そのものの、家族協業から社会的協業様式への移行の過渡期として、その第一歩をふみ出した段階として位置づけられることが可能なものであろうが、しかし現状は、すでに前章までの分析にあきらかなように、政策的に数次にわたる「構改」が、大型機械・施設の集団としての「利用組合」方式をとっているにもかかわらず、その内実は、あきらかに「家」としての家族協業様式がその基底となっている。しかし、このことは、彼らにとっての社会が消滅してゆくということではけっしてない。過渡期として、「家」を単位とした村落社会のあり様そのものを彼らが自ら変容していく過程がここに垣間みられるものとして私たちは問題を把握する。

そのさいの変動しつつある村落社会構造、すなわち農民層が現に形成しつつある農業生産における社会的協業様式の把握の方法であるが、すでに第一部でみたように、私たちは次の諸点に注目して、それを解析する。

第一は、「家」を基底的単位におくことはいうまでもないが、そのさい家族成員のレベルまで必要なかぎりおける。(すでに第2章及び第4～5章の分析において、「家」内成員の現実の全生活の社会的再生産レベルまで立ちかえっての家族協業様式としての「家」の分析はほどこしてある。)

第二に、村落社会を閉鎖的な「閉された社会」として把握しない。とりわけ注目するのは、それ自体、全体社会へのネットを有する諸機関との関連を抜きにしては、現段階の村落社会構造は、もはや語るができないという事実である。

第三に、そのことに深くかかわるが、地域諸機関との関連において、村落社会は、それ自体フォーマルな意味での組織として体制的に指定されている。かかる意味において、戦後日本農村社会学が培ってきたタームでいうならば、それは権力機構の末端としての「支配組織」として把握されるべきものとなる。

第四に、しかし、ここではもう一步分析レベルを深めて問題を捉えている。すなわち、村落社会レベルにおけるフォーマルな組織のあり様、とりわけその役職構造を短絡的に支配の組織ときめつけてしまうことはひとまずさけて、そうしたフォーマルな組織を支えるインフォーマルに構成されている社会構造レベルまで分析レベルを深めたい。

そのさい、すでに前章までの分析であきらかなように、地域社会形成過程の中で、敢然として生きている——つまり「家」の世代的発展過程をとおして形成されている——「家」相互間の血縁のネットワークの存在に、何よりも着目する。

第五に、ところで、本一分家関係のネットが生きているからといって、また姻戚関係のネットが構造として存在しているからといって、そのことからただちに、一つの「結論」を導くということとは避けて、そうしたネットが、個々の農民の当然に「家」の全生活の社会的再生産過程—その生産及び生活過程—にとっていかなる機能を果しているかという点にまで分析レベルを深める。このレベルの分析は、言葉をかえるならば、農民層にとって生産及び生活過程における「村落社会」の機能の吟味ということになる。そこで生きている諸機能を地縁の諸関係において洗いなおすということでもある。当然に階層的諸関係が、ここには介在する。

第六に、かかるレベルにまで立ちかえって問題を把握するという事は、村落社会そのものは、たゆまず更新され、運動しつつあるものである故、個々の「家」の経済・社会的再生産過程をとおした諸矛盾の止揚過程をとおして、村落社会のあり様そのものが、さらにそのインフォーマルな構造自体がたえず変容されつつあるという、その諸相にまでおいて問題を把握するということを意味する。そのあり方は、当然に曰て述べた「フォーマルな支配構造」といわれるものの再吟味を意味することになる。すなわち、インフォーマルなレベルにまで立ちかえって問題を把握することを通して、村落の社会構造の変動・変革過程をすすんで機構レベルに接合して、その共同社会の再建として、たとえ萌芽的な要素であってもそれが如何に立ちあらわれているかという点を、酪農生産様式自体の家族協業様式→社会的協業様式への文脈の中に位置づけたいと考えている。

第1節 村落社会の役職構造の変遷

はじめに、この虹別地区におけるフォーマルな役職者が如何なる「家」によって担われてきたかをみてみよう。このさい私たちは、町段階の役職との接点を重視する。

第1項 戦前段階における虹別地区役職構造とI, S部落

この虹別地区における戦前段階のあり様については、すでに第一章でふれた如くであるが、昭和10年段階の村落社会レベルでの公職としては、区長、農事実行組合長、農会評議員、統計調査委員等があった。そのレベルをこえた村会議員はこのI, S両部落ではまだ出していない。当時虹別地区から選出された村会議員、及び有力者は、次のような属性をもった人々であった。

M：千葉県出身（明治16年生れ）、昭和4年渡道、入植、日露戦争時の軍人、現在村職（昭和8年より）。

T：埼玉県出身（明治20年生れ）、昭和4年より市街にて雑貨商、新聞販売店を兼ねる。虹別児童会長、防火組長。

K：標茶町出身（明治31年生れ）、大正10年より虹別で駅遞をかねて畜産業を営む（馬15頭、牛6頭所有委託馬200頭、）現在畜産組合評議員、学務委員、村会議員（昭和8年より）。

O：福島県出身（明治32年生れ）、東京錦城中学を出て鉄道隊へ入隊、昭和5年入植、現在村会議員、北海道囀託方面委員、納税組長。

T：福島県出身、昭和5年入植、現在村農会評議員。*

* 以上『標茶記念誌』（昭和11年）PP177～180。

第2項 戦後段階における諸変容

(1) 戦後初期段階

農会の解散と農業協同組合の創設、在郷軍人会の解散、そうして農業委員会の創設と農地改革等々、戦後民主化の波の中で、虹別地区では、はやくも昭和22年冷害のなかで供出に対する軽減の要求の声が農民の間からおこり、農協創設に動いていたリーダー層が農民組合の結成をおこなった。*

*[昭和22年度は、ソバの収穫悪く当時供出制度で凡て米換算にて二斗三升であり、虹別地区としては到底消化し切れる数字ではなかった。軽減運動の効果的推進を図るため、農民組合を結成、部落毎に幹事二名選出、その内八人だけ供出割軽減陳情委員として会長K宅に集合、12月4日標茶町役場で行われる食糧調達委員会（虹別地区柳沼翁）に出席、食料事務所釧路支庁に米に換算して根室支庁並の九升五合に変更するよう打合せした」（『虹別原野三十年の足どり-虹別主畜農協十年の歩み』昭和35年0月、P77）。

農協の建設はH部落のI、村議O等、戦前からのリーダーが中心となり、22年12月にI、S部落からも⑩の父、④、⑩の父、⑨の父、⑭らが参加し「定款作成委員会」を作り、23年2月「主畜農業協同組合」として発足した。初代役員には先のI、O、K、⑤が選出されている。

(2) 昭和35年段階までの変遷

I、S両部落の17～35年までの役職をみると、20年代においては町レベルにおける公職についていたものはない。30年代に入って、34年にはじめて④が村議に当選した。この時点までの両部落の町レベルでの指導者はO氏（Y部落）であった。

ところで、虹別地区全体の組織として、もつとも軸となる農協の歴代の理事及び幹事、さらに農協設立のさいの定款委員、また農地委員、農業調整委員そして農業委員を如何なる「家」が担ったかをみると、第一に「家」自体として、二世帯にわたってこれら役職を担っている「家」が意外

に少なく、わずかに⑩⑨のみであることに気付く。すなわち⑩、⑨、⑬は先代がこれら役職についているが、当代はそれを担っていない。④、⑤、⑭は当代がそれを担っているが、先代はそれを担っていない。その中で⑩、⑨のみが二代にわたってかかる役職のいずれかを担っていることがあきらかとなる。また村議に当選した④は、農協関係の役職についているわけではない。かようにI、S両部落に関してみる限り、特定の「家」に制度化するという形で、これら役職が担われているわけではなく、ある意味において、きわめて機能的にそれが担われているといえる。また第二に、若い頃、青年会の会長の任を担っていた者が、かかる役職についているかといふとかならずしもそうではない。事態はむしろ逆である。表2-7-1にみる如く、青年会長の任につ

表2-7-1 歴代青年会会長

第5代	昭和12年	④（のち⑤の養子）
7	17 #	⑬（戦死）
8	18 #	⑩
9	19 #	⑭
11	21 #	⑤
12	22 #	⑭（のち⑬の養子）
13	22 #	⑦
14	23 #	③
16	24 #	⑩
19	26 #	⑫（⑭からのち分家した）
20	27 #	⑬
23	31 #	⑰
24	33 #	⑥の長男
虹別青年団体連絡協議会々長		
第4代	昭和29年	⑩
7	32 #	⑬
10	35 #	⑤の長男

いていたものは12名いるが、そのうち農協にかかわる役職についたものは⑨、⑭の2名のみである。第三に、これら9戸の現在の階層区分をみると、そのうち、⑩、⑬、⑤、⑨、⑭の5戸が上層農である。

(3) 酪農専業段階以降

昭和47年におけるI、S両部落の主要な役職をみると表2-7-2のようになる。それは大き

表 2-7-2 地域社会役職者

	町 レ ベ ル	地 区 レ ベ ル
町 議 農業委員	町 議 ⑩ 農業委員 ⑩	—
農業協同 組 合	開拓農協代表幹事⑤ 三協組合理事 ⑮	支部農協理事⑩ // 監事⑨
審 議 会	総合計画審議委員⑤	—
酪農振興 団 体	釧路地区家畜共済 総 代⑥ 酪農青年研究会 会 長 ⑨* 乳牛改良同志会 副 会 長 ⑨*	酪農振興会会長⑩ // 副会長⑭
社会福祉 団 体	精薄児童相談員 ⑤	民生委員 ⑤ // ⑤ 社会福祉協議会 会長⑤ // 副会長⑤
農業青年 団 体	農業青年代表者 会 議 々 長 ⑨*	農協青年部幹事⑨
農民組合	農民組合支部 副 部 長 ⑮	農民組合虹別班 班 長 ⑬
P T A ス ポー ツ		P T A 会 長 ⑦ P T A 幹 事 ⑨⑬⑭④ ス ポー ツ 振 興 会 会 長 ⑮
そ の 他		善光寺役員 ④ 部 落 長 ④
元 役 員	共済組合理事⑨	酪農振興会々長⑨ 農協総代 ⑥

(註) ⑨ は後継者を示す (実態調査より)

* ⑤は、大学中退で知的水準もたかい。46年町議選に革新系として立候補したが落選し、50年、開協の農協への合併とともに離農した。また、⑥は町レベルを越えての役職を担い、⑮は全日農町支部長としての地位にある。

第三の特徴点としてあげなければならぬことは、47年段階における階層別にみると、上層農9戸中、5戸が町レベルの役職、3戸が地区レベルの役職を担っているということ、かかる意味において、ここで一応、上層農が現在のI、S部落におけるフォーマルなリーダーシップを把握している

くわけて地区レベルのそれと町レベルのそれにわかるが、ここで第一に特徴的なことは、「家」として、町レベルの役職を担う層の大宗は同時に地区レベルのそれも担い、それとは別に、地区レベルの役職を担う層が存するという。第二に特徴的なことは、前述の35年段階までのそれと比較すると、それが継続しているのは⑩、⑨の両家であり、⑩は町議、また町農業委員の地位にある。⑨は町共済組合理事である。しかし⑨の場合、その後継者の果たす役割は看過することはできない。(現在酪農青年研究会々長、乳牛改良同志会副会長、農業青年代表者会議議長)。しかし、ほかは大巾な交替が存するという、まず戦後35年段階まで大きな役割についていた⑤⑬⑭④は、地区段階の役職を主担するものとなっている。またあらたに、⑥、⑨そして⑤等々が町レベルの役職を担う層として抬頭してきている。(⑮の三協組合理事は、組合員12名一他部落多しーで選挙の事実はない。)*

ということは可能であろう。しかしながら、中層農、また、④の如き下層農も役職を担っており、上層農による中下層農の支配の構造として、I、S両部落における社会の構造をただちに規定づけてしまうわけにはいかない。

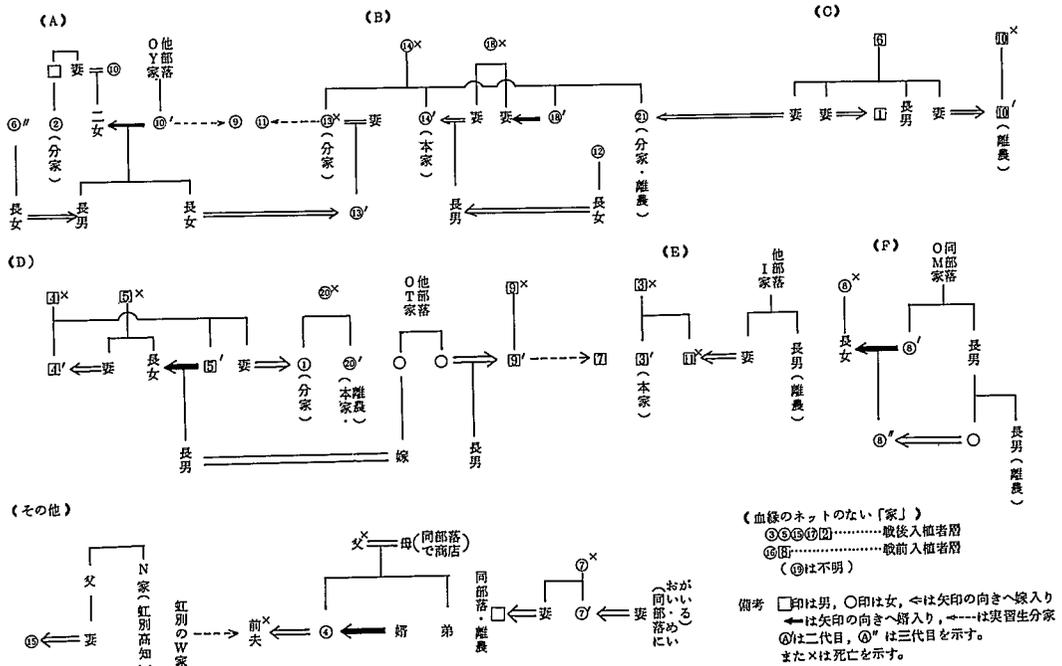
私たちは、次節以下で、問題をさらにふかめよう。

第2節 村落社会構造を支える血縁のネットワークと農民層の生産・労働—生活諸関連

小 序

ところでこの両部落の村落社会の構造の諸特徴を第1節でみた如く、役職構造から短絡的に上層農の下層農支配の構造という形で結論づけることはできない。すでに第4章、第5章で詳細に分析してきたように、現在I、S両部落で生きぬく各戸は、「家」の世代的発展の中で相互に血縁のネットワークを地域の中に根づかせ、それらが彼らにとっての生活防衛のもっとも確かなネットとして、地域をすすんで人間にとっての地域社会、すなわち、彼らにとっての共同社会として培ってきたという事実を私たちは看過することはできない。いま、現に虹別地区I、S両部落構成戸の中で形成されている血縁のネットワークを図示すると図2-7-1のようになる。

図2-7-1 I・S両部落における血縁のネットワーク



さらに③-⑩という中層一下層(2)の本・分家関係、消滅したが⑧も血縁の関係をもっていた。

すなわち、(イ)上層9戸中7戸までは中層または下層を含めた血縁群をなしており、⑦⑩はそれを有していないということ。(ロ)ところで血縁のネットワークを有していない層は、とりわけ中層にその比率が高いということ、11戸中約半数にわたる5戸はそれを有していない。いずれも戦後入植者層である。(ハ)下層においてかかる関係を有していないのは2戸のみである。かようにみえると、ここでひとまず、血縁のネットに関して中層農が特異な地位をしめていることがあきらかとなる。

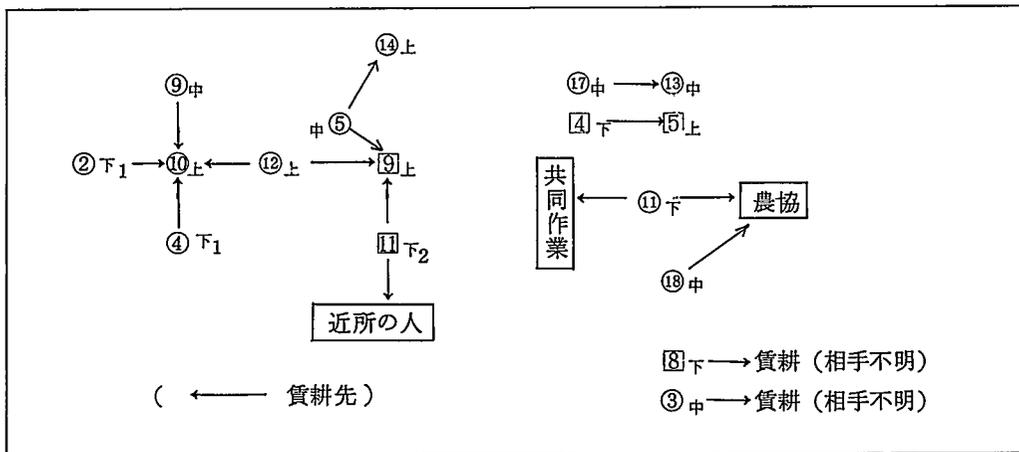
第2項 酪農民の生産・労働-生活過程における社会諸関係

次に、上述の血縁のネットワーク自体が現実に如何に機能しているかという問題を分析しなければならない。

(1) 生産過程における「家」結合

「構改」事業によって、この部落の上層農にトラクターが導入されたのは41年以降であったが、そのさいトラクター導入農家とテラー・畜力段階にある中、下層農との間に次のような賃耕関係が結ばれた。

図 2-7-3 トラクター賃耕関係 (昭和40年以降)



この関係をみてただちに分ることは、かかるトラクター賃耕関係においては上述のA~Eに至るそれぞれの血縁内関係として、それぞれが完結するものではなく、あきらかにそれとは異った原理がそこには働いているということである。

血縁関係は⑩を中心とした②④の關係、また⑧に対する④の關係のみである。トラクターをすでに導入しえた上層農と他階層との關係がここにおける主要なる關係というる。

(2) トラクター利用組合とサイレージ作業集団

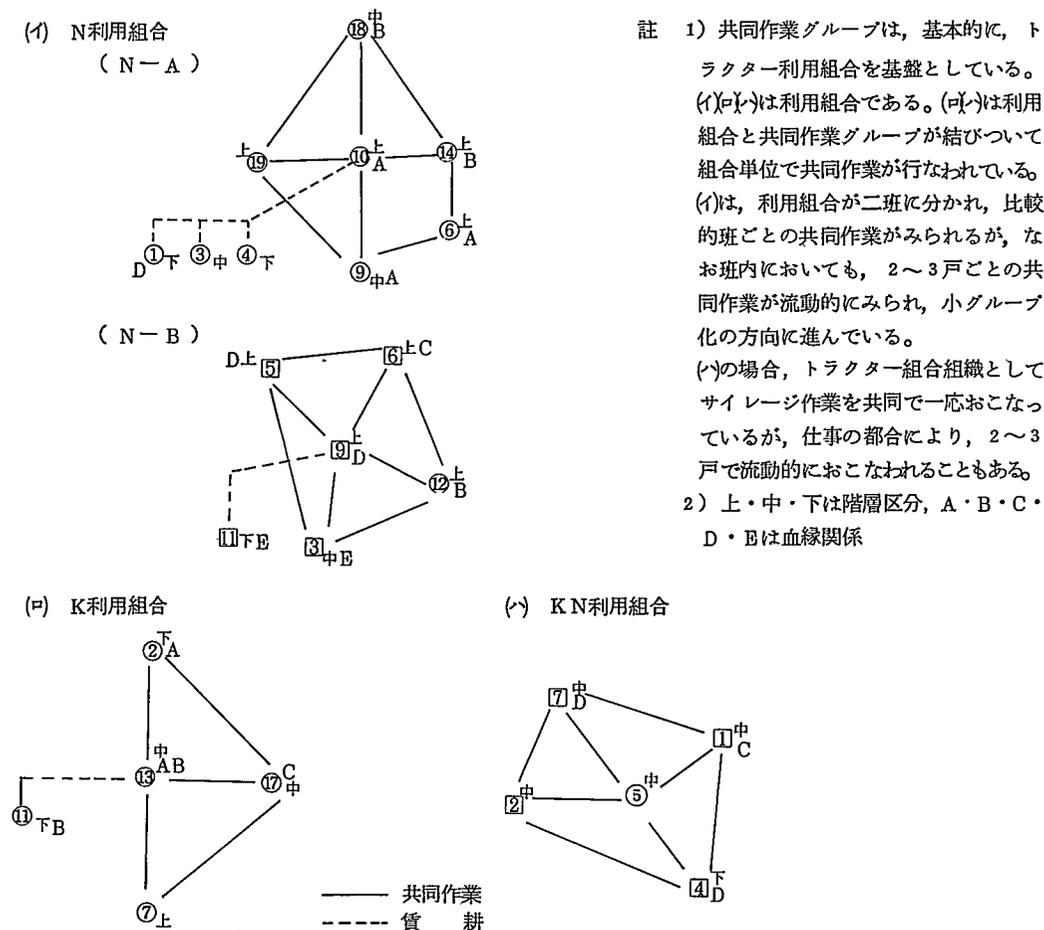
第2次「構改」は、「一構」と異なつて、「利用組合」を実質化するため地縁を重視した「面」の政策をとつた。共同作業集団をその上に重ねる方式である。

これによつて、両部落には、N、K、KNの三利用組合が組織された。

「一構」においては上層農、「二構」においてはその上層農にさらに追加指定をするともに

中層農を大巾にまきこんで、その事業が実施せられたということは、すでに第3章においてふれたところであるが、現に組織せられた三利用組合をみると、上中下の階層にわたって組織せられたのはKN利用組合のみであり、K利用組合は中層農、N利用組合は上層農を中心として、それが組織されていることがあきらかとなる。すなわち、上中層農、さらに一部下層農をまきこんでの各階層を組織しての利用組合ではなく、利用組合ごとにそれが分化せられているというところにその特徴がある。たとえば、その内部を二班にわけたN利用組合の場合、⑦を除くすべての上層農が含まれているが、⑩にみる如く、中下層農に対するトラクター賃耕を、この利用組合は積極的におこなっている。しかし、これは利用組合自体として行なっているものではない。これら利用組合の内実をみると、導入されたトラクターと付属機は実質的に個別所有に帰している。利用組合はトラクター利用を軸にした意味での社会的協業組織としては機能せず、サイレージ、あるいは堆肥撒布作業の共同作業グループとして機能している。しかも図2-7-4の註で記したように、利用組合それ自

図2-7-4 トラクター利用組合におけるサイレージ作業の共同作業グループ



体がひとつの組織として、共同作業集団として機能しているというのではなしに、その中で少数戸のインフォーマルな「手間替え」にそれは分化しようとしている。

すでにみたように、この「第二構」によって組織された「利用組合」は、たしかに階層的に組織されている。たとえば④（下層）は次のように述べている。

「④と組みたかつたが、KN利用組合に入れられた。この組合は遠い人たちだし、労働力の融通もきかない」。

しかし、その背後に所謂、これまで地域農民層が培った生活連関としての歴史が、この「利用組合」の中に何らかの形で反映されているのではないか、という点の吟味は、ここで不可欠に必要であると考ええる。

ここで私たちが問題とするのは次の二点である。第一は、前述の血縁のネットがこれに如何にかかわっているかという問題。第二は、後述するが、ここには全日農の組織が形成せられている。それがかかる利用組合の形成と如何にかかわっているか、という問題である。

(a) まず血縁関係とクロスしてみると、大きくいって、前図であきらかなように、同一血縁グループが、ひとつの利用組合を形成するというような血縁による「閉された関係」は、もはやみられないということがあきらかとなる。A血縁の中核部はN利用組合に入っているが、それはさらにK利用組合にも入っており、B血縁も両利用組合に分化する等々の事実がこれを実証する。とりわけ、N利用組合の場合、A、B、C、D、Eの血縁グループ、また非血縁を含めて、血縁の側面からみた全階層がこれに属していることが特徴的である。

(b) 農民組合（全日農）関係をもても、その構成員がひとつの「利用組合」を構成しているということ、あるいは「構改」の導入それ自体を全員が拒否しているという事実はない。全日農のメンバーは、そのリーダーを含む2名はN利用組合に、そうして他はK利用組合に加入している。

さて、かようにみえてくると、ある意味において経営階層差による区分けがもっとも当を得ているということもあきらかになろう。しかし、経営階層差だけを一義的に私たちは問題とするわけにはいかない。彼らの現実の酪農生産・労働—生活過程の土台には、血縁のネットが、そうしてまた農民組合の関係が存することは事実であるからである。*

* これらの作業集団とは別に、⑤が三友会のメンバーで「共同作業」の志向性をもっている。

三友会とは、年令的に近い⑥⑭⑮ でつくられた親睦会であり、⑧ものちに加わった。

(3) 酪農生産におけるインフォーマルリーダー

さて、私たちは、かような利用組合と作業集団をとおした地域の直接的な生産連関だけに農民層の現に形成している社会を特化して捉え、一定の結論をほどこすことはしない。いま酪農生産に関する側面に限定しても、そこには両部落の各戸が、それぞれ主体的に存する人々の交流のなかで経営全体、また経営のそれぞれの課題に関して、相互に情報をフォーマル、またインフォーマル形で交流・交換しあっている関係があきらかに存する。そして、その中でとくに、他成員に対して、大きな影響力を及ぼす「家」が存する。

私たちは、次にかかる側面からの社会分析を行なった。それをみたのが図2-7-5である。

すなわち、農業経営全体・資金・乳牛管理・土地・作物・飼料・畜舎・農業機械などについて、いわゆるゲスフーテクニックによる分析結果によると、ここでは、大きく⑩、⑱の二つの被選択農家（インフォーマルリーダー）が存在していることがあきらかとなる。この2戸は、それぞれの所属部落農家内のみの評価ではなく、I、S両部落の共通の評価を土台として、かように位置づけら

れる。兩部落をこえた範域では隣接部落のOが経営全体についての評価をうけている。*

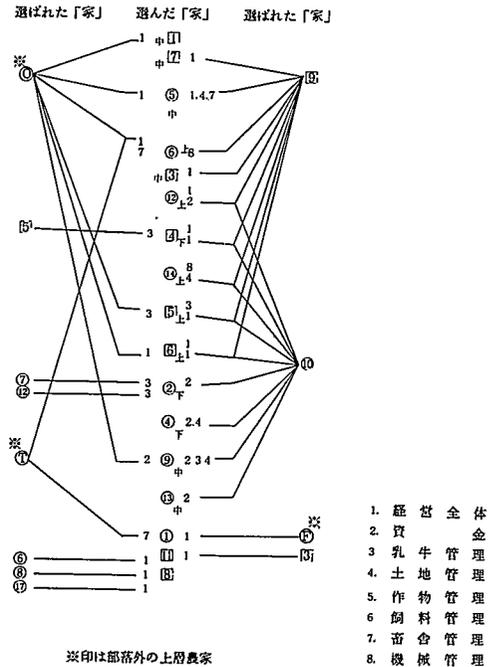
** O氏の産乳量200トン以上のトップクラスの内容をもっている。さらにOは入植以来の地域のリーダーで町内で兄弟が土建会社を営んでいる。

⑩を選択したものは、上層農⑤・⑫・⑭・⑯、中層農⑨・⑬、下層農④・②・④。⑨を選択したものは上層農の⑥・⑫・⑭・⑯・⑰、中層農の⑦・⑤・③、下層農の④であるが、⑩に対する選択内容と、⑨に対する選択内容とはあきらかに異なっている。同右図にみるように⑩は、とりわけ「資金ぐり」に関して、その評価をうけているのに対して、⑨の場合、経営全体、また経営の個々の部門についてのその内容に関する評価がでてくる。I、S兩部落外の①・②に対する評価においても、⑨と同様の点が指摘できる。かようにみえてくると、I、S兩部落でのインフォーマルリーダーとしての⑩と⑨を比較した場合、実質的な意味での酪農経営の内実に関しては、⑩と比較して、⑨の存在がきわめて重要な意味をもっているといえる。

ところで次に、以上みてきたところを前述の血縁関係とクロスすると、A血縁及びD血縁とも血縁集団として、あるいは血縁集団連合として、⑩及び⑨を選択する構造は存しないことがまずあきらかとなる。⑩及び⑨とも、各血縁グループ成員からひろく選択されている。そして⑨がA～Eすべてを網羅しているのに対して、⑩にはE血縁からの選択はない。ついで、利用組合と作業集団の関係をクロスすると、次の事実があきらかとなる。すなわち、⑩、⑨ともN利用組合に属し、⑩を中心としてのA班と、⑨を中心としてのB班とにそれが分れているということ。K利用組合の中心⑬、及びKN利用組合の中心⑤に対するインフォーマルリーダーとしての選択は、そのそれぞれの利用組合成員からもみられないということ。そして、⑩は、N-Aと共に、N-Bグループからの選択を受け、⑨はN-Bを中心として、N-A、しかしさらにKN利用組合成員の選択をひろくうけているということ。こうした意味において、⑩に対する選択構造と、⑨に対する選択構造とはあきらかに異なる。⑨の場合、それはひろくKN利用組合にまで及んでいる。しかし、次に私たちがふれなければならないことは、K利用組合成員は、⑩及び⑨のいずれをも選択していないという事実である。かかる意味において、⑩及び⑨に対するI、S兩部落成員の選択構造は、利用組合のあり方と少なからぬ関連があることがあきらかとなる。

血縁のネットよりも利用組合及び共同作業グループのあり方がかかるインフォーマルリーダーの選択に作用しているといえる。しかし、かかる事実は言葉を替えていうならば、それは利用組合の組織化の相違をしめすものであって、血縁にもとづく諸関係ではなしに、あきらかに特定の「家」それ自身が現に保有しているところの「力能」及びその裏づけとしての「経営基盤」

図2-7-5 ゲス・フー・テクニックによる選択農家



の相違が、ここではたしかにインフォーマルな意味でのリーダーの素質として存していることがあきらかとなる。

後述する全日農組員相互に関しては⑧→⑰の関係があるのみである。

(4) 生活をとおしての「家」相互の諸関連

さて、次に私たちは各戸の生活過程での諸関連について分析しよう。

前項でみた生産上の「家」と「家」との諸関連に対して、日常生活上の「家」がもつ諸関係は当然のことながら異なった構造を有している。

日常、気軽に出かける家をI部落とS部落に分けてみたのが表2-7-3(イ)、(ロ)であるが、まず第一に指摘できるのは、夫と妻をふくめての「家」として、その選択がI部落においては⑩に、またS部落においては⑨にあつまることは事実であるとしても、その意味において上述のインフォーマルリーダーとしての⑩、⑨は生活諸関係における裏づけをもっているということができ、かかる生活諸関連になると、それはけっして前記2戸にとどまるものではないということである。I部落ではそれは⑭に、また⑰・⑱に、そしてS部落では④・⑤・③・②が1戸以上の農家において選択される。⑩・⑨はいうまでもなく上層農であるが、ここで選択された⑬・⑬・⑬は上層農、⑰・⑱・③・②は中層農である。下層農に対する選択はない。ところで、ここでひとつふれておかなければならぬことは、中層農の⑰・⑱は、後述する全日農の組員であり、同じく中層農の③はその息子が全日農の組員であるという事実である。

第二に指摘すべき点は、I部落またS部落においても、日常気軽にでかける家はほぼ部落内に限定されており、それをこえる「家」間の関係は、O、F、T等の有力家を除くと、その大宗は親戚関係となるということ、さらにI部落においては、S部落各戸を選択する家が少ないにもかかわらず、S部落においてはI部落の「家」を選択するもの、しかも、親戚関係にある家を選択するものが少なからずみられるということ（図において親戚と表示したものはI、S部落外の他部落の親戚である）。つまり、ここで指摘しうる点は、地縁関係をとおした交際は、血縁のネットにこだわらずに行なわれており、また、部落をこえる範囲での“つきあい”は地域有力者、そうして血縁のネットがある各戸に限定されているという事実である。ここで付言しなければならぬことは、この虹別地区において、農繁期においては、いうまでもなく「気軽にでかける」という余裕が各戸において存しないということ、また農閑期においては舎内労働は当然続くわけだが、雪のふきだまりのため、道路が途絶するばかりでなく、母屋と畜舎の往復においても、除雪の必要があるという事実である。しかし、いずれにしても、日常の生活諸関連のレベルに立ちかえると血縁のネットが少なからぬウエイトをしめていることがあきらかとなる。

ところで、第三に、これらの諸関係を、上層農、中層農、下層農の階層別に、そうしてさらに利用組合、またサイレージ共同作業グループとの関連とクロスすると次の事実があきらかとなる。(イ) まず、ふれなければならぬことは、下層農が下層農とのみ行ききする、また中層農が中層農とのみ行ききするというケースがないわけではないが、下層は中層、また中層は上層農を選択するというケースが多くみられるということ、その意味において、日常のつきあいは特定階層間で行なわれるのではなしに、一般的には階層間にわたって、下→中、中→上という流れをとおして行なわれていることがあきらかとなる。(ロ) 次に利用組合、サイレージ作業集団とクロスすると、ひとつの利用組合あるいはサイレージ作業集団の全員が日常気軽に行ききしているという構造はみられないが、選択はその範囲内にとどまる傾向がよい。たとえばN利用組合A班のものは、同じA班のものを、またK利用組合のものは同じK利用組合のものを、といった選択傾向が看取される。図2-

表 2-7-3 (イ) 気軽に出かける家 (I 部落, 夫・妻別)

左=妻 ▲は親戚関係のつきあい
 ※は部落外の上層農民 右=夫 △は " 以外のつきあい

被選者 選者	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	㉑	※O	※F	同級 生	同県 人	親戚	友人	選択 数		
①																										0		
②																											0	
③																								△△	▲		3	
④										△																	1	
⑤																											0	
⑥								△		▲▲			▲▲	△													6	
⑦																									▲		1	
⑧																	△						△				2	
⑨						△				△△			△														6	
⑩																					△						1	
⑪			△				△										△							△			4	
⑫										△										△					▲		3	
⑬										▲▲													△		▲▲	△	6	
⑭												▲▲	△△												▲		5	
⑮						△								△											▲▲		4	
⑯	△							△																	▲▲		4	
⑰											△											△					2	
⑱														△											▲		2	
⑲				△					△△	△△			△					△	△								8	
被選者数	1	0	1	1	0	2	1	2	2	10	1	2	2	6	1	0	3	3	1	1	1	1	1	2	3	10	1	58

注) 実態調査より作成

表-2-7-3(甲) 気軽にでかける家 (S部落, 夫・妻別)

左=妻 ▲は親戚関係にあるもの
 右=夫 △は " 以外にあるもの ※は部落外の農家

被選者 選者	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑬	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	親戚	※F	※O	※T	同級生	友人	選択数	
①						▲																▲	▲				△				4	
②							△△														△							△			4	
③											▲														▲▲						3	
④		△	△		▲				△					△																	5	
⑤									▲																▲				△		3	
⑥	▲	△	△	△	△			△	△	▲▲				▲	▲	△				△	▲	▲	▲	▲		△	△				19	
⑦									△																						1	
⑧		△				△			△																						3	
⑨					▲																			▲	△			△	△		5	
⑩						▲▲						△												▲				△			5	
⑪			▲																												1	
被選者数	1	3	3	1	3	4	2	1	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	6	1	2	2	2	2	53

注) 実態調査より作成

図 2-7-6 日常気楽にでかける家と利用組合・サイレージ共同作業グループとの関係 (I 部落)

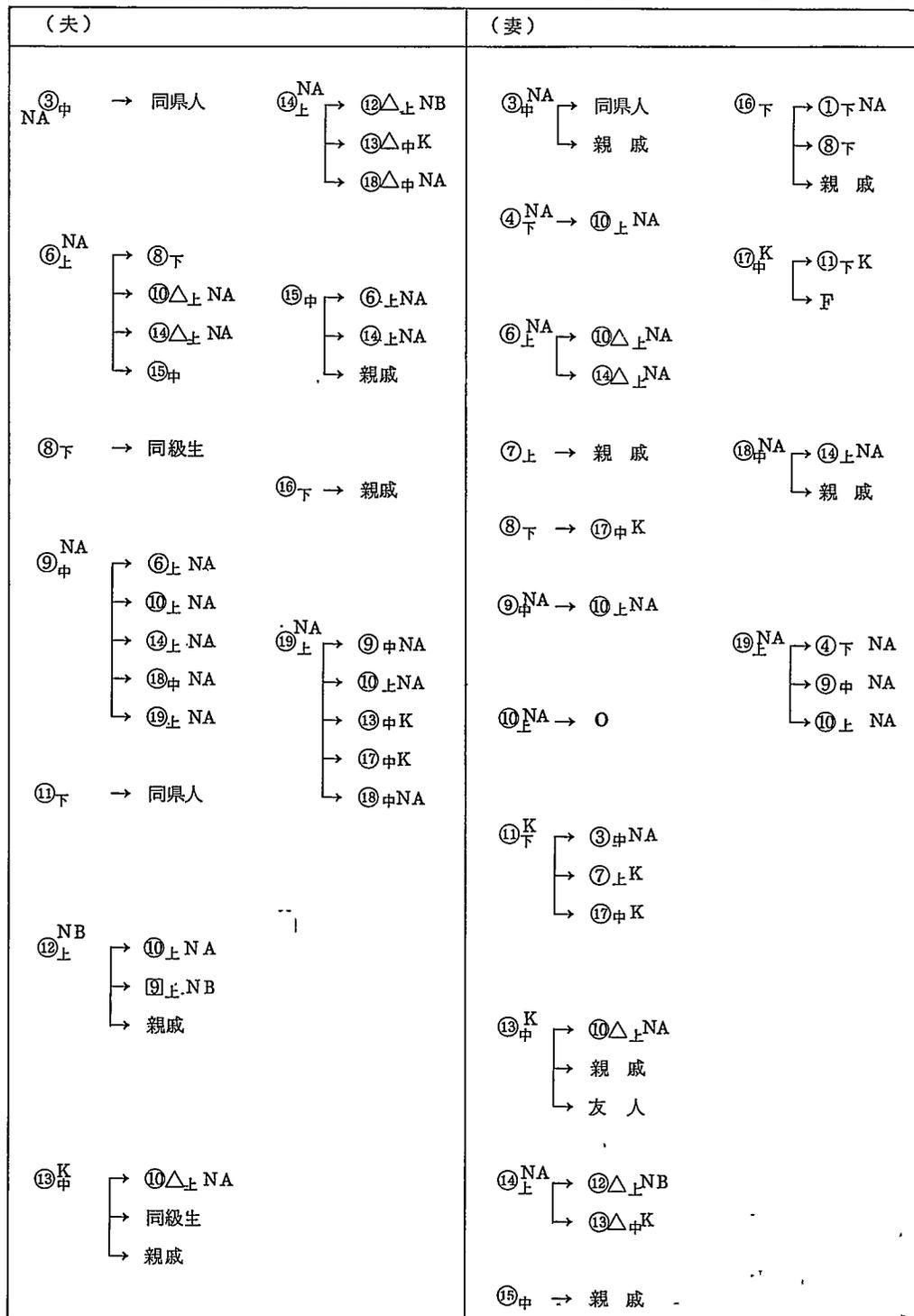
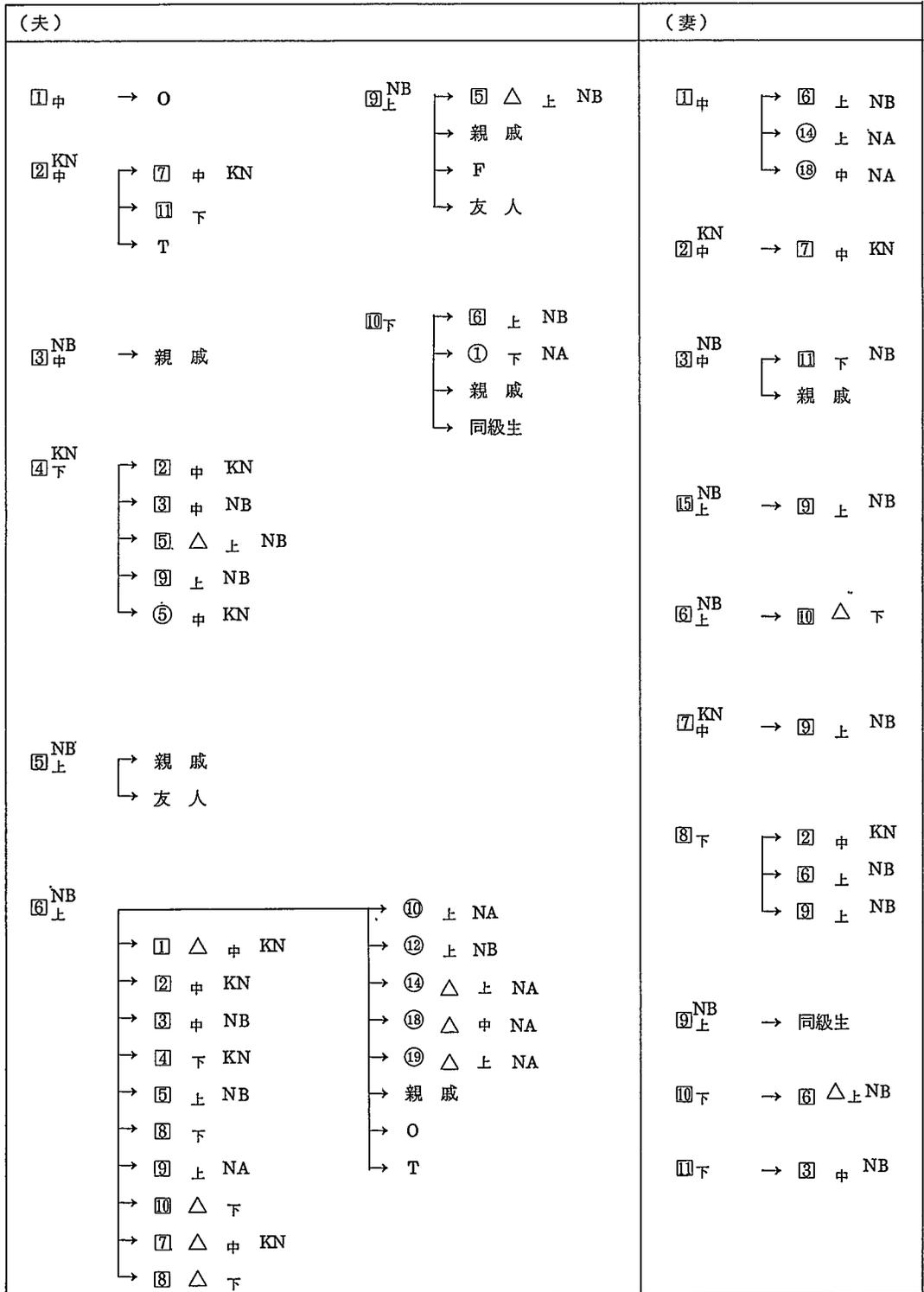


図 2-7-7 日常気楽にでかける家と利用組合・サイレージ共同作業グループとの関係 (S 部落)



7-6, 7にみるように、NA共同作業グループの成員は同じくNAグループでのものを選択する傾向がみられるし、またNBにしてもKにしてもKNにしてもそうした傾向が看取できる。生産過程での共同作業が生活上の結びつきに一定程度反映しているといえる。もちろん前ページの図にみるように、全く同一利用組合内にその選択農家が固定しているわけではないし、サイレージ共同関係がなくても、日常的に気軽にゆく農家は存する。しかしI部落では、共同作業グループに属さない成員は、その成員同志を選択する志向性がつよい。

ところで、ここで、最後にA～Eにいたる血縁のネットについて夫・妻別に再吟味するならば、夫妻とも、I部落では、A・B両血縁に、S部落ではC・D・E血縁にそれぞれが集中する傾向が看取されるが、このことは、地縁と血縁関係が部落という限られた生活圏の中に累積せられていることを意味すると共に、とりわけI部落において、I、S両部落をこえる親戚関係が少なからずみられるということにあきらかなように、血縁のネットは、部落をこえるものとして機能していることも看取される。さて表2-7-4は、I、S両部落別に、また妻・夫別に彼らが現に選択した日頃気軽にゆく家と選択したマトリックスの中に血縁のネットを位置づけたものであるが、(イ) I部落の妻においては、A血縁では、A及びB、そして「親戚」にそれが限定されるのに対して、B血縁では、B・A血縁と共に、I、S両部落での血縁をもたぬ「家」との関係がでてくることが特徴的である。また、I部落において、血縁のネットをもたぬ層においては、A・B両血縁の「家」との関係のほか、同様に血縁関係のない「家」との関係、さらにI、S両部落をこえる「親戚」との関係があきらかに看取される。これに対して夫においては、A血縁では、I部落において血縁関係をもた

表2-7-4 日常気楽にでかける家と利用組合及び血縁との関係

(イ) 利用組合

	選択者の所属	被選択者の所属					
		NA	NB	K	KN	その他	
(I部落) 妻	NA	8	8	1	1	4	
	NB						
	K	3	2		3	3	
	KN						
	その他	4	1		1	4	
夫	NA	5	11	1	3	3	
	NB	1	1	1		1	
	K	1	1			2	
	KN						
	その他	4	2			4	
(S部落) 妻	NA					2	
	NB	4		2			
	K						
	KN	2		1		1	
	その他	4	2	5		1	
夫	NA						
	NB	2	5	4	4	9	
	K						
	KN	2		3	3	2	
	その他	1				1	

註) 「その他」は「二村」未加入農家

(ロ) 血縁

	選択者の所属	被選択者の所属										
		A	B	C	D	E	X	親戚	同県人	同級生	その他	
(I部落) 妻	A	3	2	1				1				
	B	4	1	2			4	2			1	
	X	8	3	1			4	4			1	
夫	A	2	3	3				3				
	B	4	2	3		1		2	1	1		
	X	5	3	3			1	2	1	1		
(S部落) 妻	C	3		2	3							
	E	2					2		1			
	D	3				2				1		
	X	2			1	2		1				
夫	C	3	1	2	4	4	1	4	2		1	3
	E	1							1			
	D	3				3	1	2	1			3
	X	1			1			1				1

- 註) 1) A～Eは血縁
 2) Xは、血縁関係のないもの
 3) その他は近隣部落の有力者、O、F、T等
 親戚～その他は、I・S両部落をこえるもの

ない層との関係がたちあらわれる。夫と妻との相違がここに傾向性として指摘できる。しかし、部落をこえる範域でのそれは垣間みられない。そうしてインフォーマルリーダーとしての⑩は、このA血縁に属している。しかし、B血縁では妻と異なって、X層との関係は差程立ちあらわれない。しかし、同県人、同級生の関係を加味すると、B及びXとも、妻と同様の関係圏をもっているということができる。ところで、S部落であるが、その妻をみると、E血縁はEに、D血縁はDに、そうして、C血縁はCとBにそれが集中し、X層は、D、C血縁にその選択があつまる。これに対して夫においては、概して、D血縁にそれがあつまる傾向にあるが、D、C、Eを中心として、A、B、またX、そして「親戚」「その他」と、それがひろく拡大していることが特徴的となる。前述のインフォーマルリーダーとしての⑩は、D血縁に属する。かように、S部落においても、夫と妻の相違はあきらかに看取される。と同時に、ここで指摘しなければならぬことは、インフォーマルリーダーとしての⑩及び⑨を擁するA及びD血縁のその相違であろう。

第3項 要 約

さて、以上、第1項、第2項での分析結果は次のように要約されよう。

第1項で指摘したように、I、S両部落の分析対象32戸のうち24戸までは、非農家を含めて、I、S両部落に血縁のネットを有しており、A～F血縁を私たちは確認しえた。そして、その中でとくに有力な血縁としてA、B、Dを指摘したが、これらの血縁は、特定の階層によって構成されているものではなく、その中に、上、中、下の各階層を包摂しているということ、そして、かかる血縁をもたない層として、とりわけ中層があげられるということ、中層農11戸中5戸まではかかる血縁のネットをもたず、しかもそれは戦後入植者として特徴づけられた。

ところで、第2項で私たちは、この血縁のネットが現実の生産・労働—生活過程において如何に機能しているかについての吟味を行なったが、そこで、私たちは、トラクター利用組合及びサイレージ共同作業集団とも、血縁グループとは異なった原理で組織されているということ、さらにトラクターの貸耕関係において、このことはより端的にあらわれ、後述する全日農組織においても、このことは妥当することに言及した。さらに酪農生産におけるインフォーマルリーダーの別出を試みたが、ここでA血縁の⑩、D血縁の⑨の存在があきらかにされた。しかし、それはもはや同一血縁、また血縁集団連合による支持ではあり得ず、それぞれの「家」がもつ「力能」に裏づけられたものであるということ、そのことは⑩に対する評価、⑨に対する評価の相違となつてあらわれていること、をあきらかにした。そして、日常、気軽に行く家の選択において、この⑩・⑨とも生活的な裏づけをもっているということにもふれた。しかしこの日常気軽に行く家の選択においては、さらに上層農の⑭・⑮・⑯のほか、中層農の⑰・⑱・⑲・⑳が選ばれるということ、そしてそれは、血縁関係でみると、A・B・C・Dとなり、また、利用組合、サイレージ作業集団でみると、NA、NB、KNとなる。さらに中層農の⑰・⑱及び⑲の息子は全日農の組合員である。ところで、この日常気軽に行く家の選択においては、下→中、中→上層農という形での階層間の選択が大宗をしめ、また、サイレージ作業共同集団での選択がみられる一方、地縁的に、それが限られると共に、血縁のネットが、とりわけ妻の場合顕著に垣間みられた。かようにみえてくると、血縁のネットが蔽然として存しているからといふて、そのことをもって、血縁のネットの累重によつての村落社会構造の特徴づけは、けつして当を得ていないことがあきらかとならう。

ところで、I、S両部落の各成員のもつ生産・労働—生活諸関連は、上述のレベルにとどまっているわけではけつしてない。地域におけるフォーマルな諸機関の存在構造、及びその現実的な機

能と不可分の諸関係をもつことによって、彼らの生産・労働—生活の全過程は、はじめて完結しうる。現段階の村落社会はけっして「閉ざれた社会」ではないのである。そうして、それら諸機関との関連をもつことによって、彼らの生活の営みは、はじめて、全体としての日本の国民社会、そうして国家のあり方とも連鎖することができ、その意味で、言葉の正しい意味での日本国民としての営為にそれは結びつくのである。

第3節 酪農民の生産・労働—生活過程と諸機関

第1項 酪農専業体制と諸機関との関連

酪農経営の大規模化は、国家レベルの施策のもとに実施され、国・道・市町村及び農業生産機関が一体となって押しすすめてきた。35年当時の経営をふりかえって、農民自身「(あの当時は)どこも何もいってこなかったので自分でやってきた。」(⑬)と述べているのに対し、現在は「指導方針が全て(金を)借りなくては出来ないもの」(⑭)になっていると述べているように、国の政策のもとに「家」の経営がまきこまれて、その通り進まざるを得ない構造ができあがっている。

すでに述べたように、現段階における酪農民の全生産・労働—生活過程は、いわゆる部落内にとどまっていることはできない。いわゆる「閉ざれた社会」の中ではなく、すすんで「開かれた社会」の中に、自らの生活そのものを外在的にも、また、内在的にも位置づけざるを得ないことは、いわば歴史的な必然である。現段階での村落構造の変動分析には、当然のことながら、かかる射呈が必要とせられる。

(1) 生産計画・経営計画と諸機関

虹別地区の酪農民は、現在毎年1月に年間の生産計画を作り、6月に「農協」の中間点検を受ける。その点検の基本は営農指導であるが、年間の収入に対する計画的な支出の指導が農協の眼目となっている。

とりわけ、長期計画に対しては、資金導入との関係から、必らず農協を通さなくてはできない仕組みとなっている。表2-7-5にみるように、経営計画・年間計画に対しての農協との関係は、このことを示している。上・中・下各層とも総じて経営計画・生産計画については農協の指導下に作成していることを示している。しかし、⑯のみは、生産計画では、技術的關係を含んで普及所とのつながりを示しているのは注目される。

資金導入・配分でみる限り、下層農の農協との関係がみえるのは、②・⑨の二戸で、逆に、中・上層とりわけ上層が関係の深さを示している。つまり、資金的なつながりでは、やはり上層農が厚く資金的導入をとり入れていることと関連していると考えられる。

また③は、「利用組合」を資金配分での関係機関として位置づけている。大型機械の導入で「利用組合」の内部での討議の過程が③にかかる反応を起こさせていると考えられる。

(2) 乳牛飼育・飼料生産と諸機関

ところで技術指導では、乳牛飼育が普及所と獣医、共済組合(疾病)、飼料生産が普及所という機関としての役割の分化が存在しているが、⑧が「普及所は来たことがない」と述べているように、普及所の利用頻度が著しく低いのが全体としての傾向とみることができる。しかし、共済組合は「保険」との関係から利用頻度はきわめて高い。全体的に技術指導では、やはり⑨⑩⑬⑭⑯⑰⑱にみるように農協の利用がみられ、普及所利用が少ないのは普及所が合併によって広域化され、集合指導が多くなっていることとの関連があり、さらに、とくに飼料生産に関しては、自立的とみることができる。

表 2 - 7 - 5 機関利用とその内容

部落 農家 機関	S 部 落											I 部 落																				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
農 協					1 2 3 4 29 30	1 2 3 4 23	1 2 3 4 9 10 11	1 2 3 4 9 10 11	4 11			1 2 30	3 23				3 7 29 30	1 2 4		4		1 2 3 6 11 12 20	1 2 10 13	1 4	1 2 3 4	1 2 3 4 7 8 23 30				2 3 4 11 14 15	1 2 3 4 11 13	23
利 用 組 合	18 19 20 21	3 18 19 20 21	14 15 16 17 18 19 20 21	18 19 20 21 23	18 19 20 21 21	17 19 20 21	13 15 16 17 18 19 20 21 22 23	1 2 18 19 20 21 22 23																							18 21	
開 協	2	1 2 3 4 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 19																														
普 及 所																	7 8 13					1 2		13								
共 済 組 合	5 6	5 6			5 6		5 6	5 6			5 6	5 6		5 6									5 6		5 6		5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6

(注) 利用内容①経営の長期方針 ②年度の生産計画 ③営農資金の配分 ④資金導入 ⑤種付 ⑥牛の疾病
 ⑦飼料給与 ⑧牛の更新 ⑨牧草畑の更新 ⑩施肥 ⑪土地利用 ⑫利用方法 ⑬作物管理
 ⑭刈取(乾草) ⑮調整(乾草) ⑯運搬(乾草) ⑰収穫(乾草) ⑱刈取(サイレージ)
 ⑲調整(サイレージ) ⑺運搬(サイレージ) ⑳収穫(サイレージ) ㉑機械運転 ㉒機械整備
 ㉓畜舎整備 ㉔乳牛牛入 ㉕飼料給与 ㉖搾乳 ㉗糞出し ㉘牛乳処理 ㉙販売

しかし、飼料生産でも、乾草、サイレージ作業では、とくにS部落で「利用組合」がとりあげられているのは、注目される事実である。つまり、二つの部落の利用組合の機能のありよう、つまりNA・NBの両作業集団のありようが、ここでは如実に示されている。

(3) 機械導入・畜舎整備と諸機関

大型の機械導入は、いうまでもなく多くの酪農民にとって新しい対応であるが、ここでは、機械をめぐる機関関係は、7⑭が農協利用、8⑲が利用組合をとりあげているほかは、きわだった特徴はみえない。ただし、表にはあらわれていないが、「メーカー」との関係が生じていることは、見逃さない事実である。しかし、畜舎整備では、全く自己完結的に作業を営んでいる。

以上にみるように、酪農民と諸機関との関連は、農協に生産計画、資金、技術指導さらには牛乳販売にいたるまで一元的に集約される傾向が強く、さらに乳牛の種付け及び疾病を通じての共済組合が農協に続いている。しかし、農協の関係も、内容の上では、経営指導に傾いている傾向も見

逃せない。また、多頭数飼育のなかでは、乳牛管理のうえて、獣医・共済組合などの専門家とのコ
ンタクトが欠せない事実であることも新たな機関関係の一つとみななければならない。

このようななかで、S部落に集中しているが利用組合が一つの組織として一定の役割をもつに
いたっていることは、新しい関係として位置づけることができる。

乳牛飼育以外の飼料生産・作物管理などでは、機関利用の域にまで達していないことも軽視で
きない事実とみることができる。

第2項 諸機関利用の階層的特徴

酪農民の諸機関との関連は、たしかに機械化をめぐる資金導入→経営指導の強化という側面と
多頭数飼育による技術指導という側面との二つの側面が柱となっている。それ故、個々の「家」の
経営の発展段階に則して、必ずしも同一の機関利用とはなり得ないとみることができる。そこで、
本項では、段階的に、機関利用が如何に異なっているかを検討課題としたい。

農協との関係では、「家」としての関連の深さでは⑤⑩⑬、さらに⑧⑪⑭があげられるが、⑧
をのぞいては、上・中層に傾斜しているとみることができる。とりわけ、上層農では、農協、普
及所も含めての一体となった経営拡大の指導が多くの場合顕著にみられる傾向である。その間の事
情を、例えば⑨は「農協では部長クラスしか相手にしない」と述べている。

現実には、下層農では、⑪④にみられるケースであるが、資金的に農協を利用しようにもでき
ない農家が存在している*。

- * ④⑪では負債償還のため生活費の引き出しを実質とめられて、④は牧草を直接販売し、⑪は
「借金を減らさなくては『構改』に入れない」と述べている。

資金利用に絞ってみれば、先に述べたように上層農の優位性は、否定し難い事実である。つま
り階層的に、利用頻度、ならびに内容での相違は、農協の場合顕著にみることができる。

また、普及所の利用からみる限りの「技術指導」が、⑫⑩⑦⑥の上層農家に限定されているのも
もう一つの特徴として注目される。

中・下層農では、とりわけ下層農に顕著にみられるが、いわば、経営・営農技術のいずれも積
極的に「機関利用」を意図する水準をもち得ていないことも、結果としてこのような階層差を生み
出すこととなっているとみることができる。

このことは、中・下層農が、諸機関と関連なく存在していることを、勿論、意味するものではな
い。現実には、経営内容一切は、農協の管理のもとにあることを考えるならば、また、営農技術の向
上によって、技術的に「家」では対応しきれなくなればなるほど、直接、間接に個々の「家」は、
諸機関との関連を深めざるを得ないのが、国レベルで押しすすめてきた酪農専業体制下の酪農民の姿
とみることができよう。

第4節 酪農民の生活と部落外社会との関連

以上、虹別地区I、S両部落の農民層がとり結んでいる所謂フォーマルな地域諸機関との関連
を垣間みてきた。

ところで現実の酪農民の生活をみると、その生活圏は、あきらかに「開かれた社会」として、
部落、また虹別地区の領域をこえるものとして展開している。表2-7-6は、昭和46~47年にかけての

表2-7-6(a) 專業酪農民の行動領域(I 部落)46~47年

階層	農家	虹別	標茶	中標津	弟子屈	釧路市	管内 その他	道内	本州
上層	⑥ 夫妻	Ⓔ 12	Ⓔ 4	Ⓔ				Ⓐ Ⓐ	●
	⑦ 夫妻	ⒺⒻ	Ⓕ 2 Ⓖ 2	ⒺⒻⒼ Ⓔ			Ⓐ		
	⑩ 夫妻	Ⓒ 10 Ⓔ 1	Ⓒしほば ⒸⒹ 5	Ⓐ Ⓐ		Ⓒ		Ⓒ	
	⑫ 夫妻	Ⓕ 15 Ⓖ 5	Ⓕ 3	Ⓔ ⒶⒺ	Ⓐ	Ⓕ	ⒶⒻⒶ		
	⑭ 夫妻	Ⓕ 16 ○	Ⓐ			ⒶⒻ	Ⓐ	Ⓑ	
	⑲ 夫妻	Ⓕ 30 Ⓕ 30	Ⓓ 3			Ⓑ	Ⓐ Ⓐ		
中層	③ 夫妻	Ⓕ 4	Ⓓ 2			Ⓑ			●
	⑤ 夫妻	Ⓕ 15 Ⓕ 15	ⒻⒼⒸ 2 ⒻⒼ 2				ⒶⒶ	Ⓒ 2	×
	⑨ 夫妻	Ⓕ 30 Ⓕ 12	Ⓒ 5 Ⓒ 1	Ⓐ			Ⓐ 2		×
	⑬ 長男 母	Ⓕ 6 Ⓕ 6	Ⓖ 4 Ⓒ 4	Ⓕ		Ⓐ○		Ⓒ	
	⑮ 夫妻	Ⓕ 30 ⒻⒼ 4	Ⓕ 3 Ⓕ 1	Ⓕ			ⒶⒶ		
	⑰ 夫妻	Ⓕ 15	Ⓓ				Ⓓ		
	⑱ 夫妻	ⒻⒼ 10 Ⓖ 1	Ⓕ 2 Ⓖ 4	Ⓕ				Ⓐ	●2度目
下層(1)	① 夫妻	Ⓕ 3	Ⓓ 2						
	② 夫妻		Ⓓ					Ⓕ Ⓑ	×
	④ 夫妻	○ Ⓕ 1	Ⓒ 3 Ⓕ 4			●Ⓒ Ⓐ			
	⑧ 夫妻	Ⓕ 12	○		Ⓐ		Ⓐ	Ⓐ	●
下層(2)	⑪ 夫妻	ⒻⒼ 2	Ⓓ 1		×				●
	⑯ 夫妻	Ⓕ 3							

表2-7-6(b) 專業酪農民の行動領域(S部落)46~47年(S部落)

階層	農家	虹別	標茶	中標津	弟子屈	釧路市	管内 その他	道内	本州
上層	⑤ 夫妻 母	④ ●	① × ①/年	① ●●●	●	●	●	① ①	
	⑥ 父母 夫妻 長男	① ●	① ●●●			●●	① ①		●● ●●
	⑨ 夫妻 父母	● ●	① ●●●	● ●●●	●		①		
中層	① 夫妻	③ ●	① ● ①/年		● ●	●		①	
	② 夫妻 長男	① ●	③ ● ③		●	●	●		
	③ 夫妻	①② ●	② ●●			×			●
	⑦ 夫妻	①② ●	②③ ● ①/年			×		①	
	④ 夫妻 息子	① ●	① ●			● ●	● ①	①②	
下層(1)	⑧								
下層(2)	⑩ 夫妻	● ●	②~③ ●				①	①①	
	⑪ 妻 長男	○ ○	②~③ ●	① ●		●			

註1) ○ 個人行動 □ 団体行動 ● 親戚訪問

註2) A遊び, B研修・視察, C公務, D病院, E買物, F仕事, Gその他 ×行きたかったところ

註3) 数字は特にことわりのないのは1カ月に行った回数

酪農民の行動領域を示したものである。

まず日常の行動圏、つまり買物、仕事上の行動が虹別市街地に集中していること。その頻度は一週に数度にわたっている。しかし家族成員の役割分担から、⑩の妻、④の妻にみるように地区市街地に対しても月単位にしか出かけない妻もみられる。夫の場合は、おおむね仕事上から週に数度の頻度で地区市街地には出かけている。このなかで、⑩⑨（父）が役職上から地区市街地へ出むいているのが注目される。

標茶本町は、役場、病院など虹別地区にないサービス機関の所在地であるが、虹別地区から5 Km以上の距離があり、その間の交通機関が運行回数が少いバスしかないなどの理由から、行動領域としてはおのずから限定されている。このようなことから本町へ出かける頻度は、月に数度という月単位になっている。しかも、出かける目的のなかでは病院への通院がもっとも多い。とりわけ、通院では妻が多く、I 部落の⑦⑩⑨⑤⑬①②⑪、S 部落の①②⑦⑫と12ケースにおよんでいる。③⑤⑬⑭などの夫の行動にも病院通いはみられている。

そのほかの用件では、買物、仕事上の目的が多い。また、⑩が本町に対しても、公務の目的でしばしばでかけているのがみえるのは、地域リーダーとしての性格をあらわしている。

I、S 両部落のなかで、本町へ出かける頻度が高いのは、⑩⑥⑨⑫のそれぞれの夫、⑬の長男、④の妻で、⑬④も実質経営の中心である。行動頻度の高いのは家族成員のなかで世帯主、またはそれに準ずる地位にあるものであることが示されている。

日常行動では、町外ではあるが、中標津へ一定数の農民が出かけている。中標津への行動目的は、慰安、遊び（温泉地をもっている）とその他の目的になっているが、⑦⑩などは、機械メーカーの出張所へ出かけていっているのが一つの特徴である。そのほか、同じ隣町の弟子屈町へは、遊びのために①②⑬⑧の4戸の農家が出かけている。

さて一般的に町外行動になると酪農民の行動頻度は一層小さくなっている。

町外行動の領域は、前述の隣町の中標津、弟子屈をのぞけば、釧路市及び釧路・根室支庁管内、道内各市町村、本州都府県に及んでいるが、その多くは釧路市並びに根室・釧路管内である。本州都府県へ出かけるのは、そのほとんどは里帰りである。里帰りは、I 部落の⑥（妻）、①（妻）、夫では③⑧⑩、S 部落では、⑬夫妻と長男の8ケースである。私的には、⑬の夫と⑭の長男の二件のみである。府県への交流は、きわめて少ない。*

* 栃木県の看護学校に娘を送っていつて東京の慰霊祭に参加した⑬は「終戦後始めて（東京を）みたので第二の横井さんといわれた」と述べているし、山形県の実家に帰った⑧の妻（昭和31年結婚、42才）は「二度目の里帰りである」と言っている。

北海道内の行動では、表2-7-6で明らかのように、行動の多くが団体による遊び、研修、視察によるものであることが示されている。個人的なものでは、S 部落で⑭の妻、I 部落では、⑥の妻、さらに⑤②の世帯主と⑬の長男のみである。このうち、②は兼業の仕事、⑬は農民組合の大会への出席、⑤はいずれも公務を目的としていて、私的に出かけたのは⑭⑥の妻の2ケースのみである。

釧路市、釧路・根室支庁管内の行動では私的行動の頻度がかなり加わるが、団体行動が多いのも同様の傾向である。但し、ここでは、行動目的が多様になり、たびたび公務で釧路市に出かける⑭（夫）から、姻戚訪問（⑭）、遊び、研修などに及んでいる。団体行動は、虹別地区の酪農振興

会、婦人会、老人団体の「寿会」などの年間行事によるものである。

先の本州都府県の姻戚訪問のほか、近隣の町村、町内でも姻戚交流が私的交流の一つの特色となっている。これは、⑮⑨④⑩④などにみられる。

以上のように、酪農民の行動領域は、決して村落社会に限定されているわけではなく、道内市町村に、特殊的には、それ以上に拡張しているが、個人的行動領域としては、おおむね根室・釧路支庁管内、釧路市に限られている。現下の酪農経営の下では、個人的行動はきわめて制限され、例えば「自分でクルマを運転できないので一人で出られない」と⑩の妻が弟子屈の教師の奥さんを訪ねたいと思っているが、出かけられない事情を語っているようなケースもある。

酪農民の行動領域を階層別にみると、標茶町内、近隣町村への行動は階層的に相違はみられないが、上級都市および根室・釧路支庁管内には上層・中層が高い。しかし、このことは下層農が村落に閉ざされていることを意味するのではなく、④⑩⑧①②⑧などにも道内各都市への行動がみられ、全体として階層的な相違は、それほど大きくない。

さらに⑮⑩⑤⑬など、上・中層にわたるリーダー層が公務をもって釧路市又は、管外への行動がみられるのも一つの特徴である。

以上、私たちは、現下の酪農民の行動をみてきたわけであるが、団体行動に比重が高いとはいえず、現実の酪農民の行動領域は、おおむね、根室・釧路管内にひろがっている。

ここで特徴的なことは、酪農民の生活そのものが、「生きもの」を取扱っているということの結果、しかもホームヘルパー制のない現在、遠出することが不可能であることを示している。事実として、宿泊をともなった行動のほとんどは、団体旅行、研修などの機会を利用したものである。この点では、地域の酪農団体、婦人会、老人団体などによる年間行事としての研修、視察、慰安会などは大きな役割を果しているといえることができる。

また個人行動では、そのほとんどは町内行動に限定され、さらに町外行動では「日帰り行動」であり、わずかに公務と姻戚訪問に宿泊をともなった行動がみられるのみである。

現実の酪農民の行動領域は、所謂「レジャー時代」におけるそれと比較すれば、きわめて限られた範域しか有していないが、部落、地区の範域をこえた行動領域を有していることをみる事ができる。

第5節 現段階における村落社会構造の変動・変革にかかわる諸問題

小 序

現下の虹別地区の酪農民は、現に進行しつつある酪農生産を「家」を中心とした家族協業体制の枠内にととまらず、すすんで自らそれを社会的生産組織として再編し、さらには生産関連諸機関との関係を強化しながら、酪農生産を営んでいる。

本節では、こうした酪農民自体が、自らの生産・生活過程の諸矛盾を家族協業体から、地域協業体制の確立をもって克服しようとする村落社会の再編の問題としてとらえ分析することとした。

ここでは、まず第一に生活防衛組織としての部落のありようの変化をとらえ、地域社会の基礎組織を如何に再編成しようとするかを明らかにする。第二に、それらの地域社会のリーダー層が現下の酪農専業体制のもとで如何なる変容をとげているかを明らかにし、第三に、こうした変容過程のもとで、自ら地域社会に「社会的協業」体制の確立をめざす生産組織と農民組合等の自主的酪農民組織の問題、第四に、こうしたなかでの酪農民の政治的態度的問題の明らかにする。

第1項 專業酪農体制への移行と部落社会の変容

昭和35年以来の酪農專業化への移行と前後して、地域社会の構造も漸次的に変化せざるを得なくなった。

最も基本的な変化は、部落が次第に人々の寄り集う場所としての機能を失ってきていることにある。「昔にくらべて、皆いそがしくて集まらない、昔は2回も祭りがあった」(⑩)。「今は、電話で話しをして、回覧まわすだけ」(⑤⑦)というように人々の接触の頻度が少なくなっていることを示している。しかし、行政単位としての機能は、いまでも生きていて、「行政機関としての集まりという点では、(昔は)今ほど盛んでなかった」とし、現在では、「農協、普及所の呼びかけで集まって、その点での結びつきが強くなっている。……無用な会合が多くなった」(⑤)として、いわば、人々の接触の性質が変化していることを示している。

* I 部落は入植～戦後30年代前半まで、(上)(下)にわかれていた。しかし昭和20年代に、(上)(下)は一つの部落となった。「形だけだけれど、両部落の神社の統合もやつた」(⑧)。

こうした部落の変容にともない、人々の地域集団は、次第に部落から校下地区に移行しつつある。勿論、こうした背景には、離農者の増大にともない、部落の機能が維持できなくなってきたことも見逃すことのできない現実である。

* 昭和32年の I 部落の戸数は32戸、S 部落17戸であるのに対し、同47年では I 部落21戸、S 部落11戸である。

現在、地域組織としての部落・校区・虹別地区の三つの集団がもつ、それぞれの機能の分担は表2-7-7のようになっている。

部落は、行政単位のほか、実

表2-7-7 地域組織の機能

行組合の単位として生きている。また校下地区の各種役員の選出単位としての機能は残っている。部落内の機能としては、結婚式の立振舞として部落の人々に「被露」するが、結婚式は、すでに「会費制」であり、部落・校下とも直接的には関係ない。ただし、葬式は、部落の仕事として残っている。参集の範囲は、子供の場合は、部落の人々のみ、大人になると校下の人々が集ってくる。

校下地区は、現在 I・S・H の三つの部落の非農家を含む40戸で構成されている。ここでは、か

って部落が果していた機能の一部である道路管理、学校関係、酪農振興などの農事関係の一部、さらには運動会、祭礼などの行事が担われている。

さらに、いくつかの校下地区が集まった虹別地区全体は、農協支所の単位としてあるほか、行事としては、地区全体の住民運動会が実施されている。

	行 事	機 能
部 落	新 年 会 忘 年 会 実行組合の総会 (年1回)	<ul style="list-style-type: none"> 行政連絡 地区・校下組織の役員選出母体 農協の「懇談会」 結婚式の立振舞 葬式の手伝 子供の葬式の参集範囲
校下地区	運 動 会 祭 礼	<ul style="list-style-type: none"> 酪農振興会 道路組合 P T A 総会 「寿会(老人組織)以上の単位 大人の葬式の参集範囲
虹別地区	住 民 運 動 会	<ul style="list-style-type: none"> 農協支所の単位

第2項 地域リーダー層の変容過程

さて、かような地域社会のあり方の質的な変容は、当然にも村落社会におけるリーダーシップのあり方の変容を土台にもっている。昭和20～35年のリーダー層に比して、47年のリーダー層には一定の変化があらわれている。

まず、20～35年代のリーダーのうち、④⑩は、自らの経営の停滞、縮少の結果、地域リーダーとしての地位を失い、⑤も地区内にとどまるにいたった。⑨は、地域のフォーマルな役職としての継承ではなく、農民組合の指導者としての新たな役割を担っている。つまり、先に示した20→35年のリーダーとしては、⑩⑨の二戸が残っているにすぎない。

現下の虹別地域のリーダー層をみると地域の「公認」のリーダーとしては、経営の一定の蓄積を前提条件として「家」としての継承性が順調にすすみ、役職の世代交代をとおして、リーダーとしてはじめて地域的公認が得られるものと思われる。

⑨は昭和20年青年会長、同29年農協理事（役職の世代交代）以後、役職を継承し、現在後継者が再び青年層のリーダーとして成長しつつある。⑩は昭和26年から役職の世代交代をしているが、その背景には、一段上の地域のトップリーダーとして「O」（Y部落、⑩の実家）の存在があったと考えられる。

これに対して、⑩④の如く、役職の世代交代もできない「家」は、地域リーダーとしての資格を失っていく結果となる。一方、青年層のリーダーとして⑨が存在しているが、農民組合の活動をとおしての⑩のリーダーとしての存在も否定できない。

第3項 地域農民組合組織の形成と農民の政治的態度

農民組合は、昭和40年の専業酪農体制の移行に対し、自立的な「家」としての経営の確立をめざし結成された。初期の活動をみると「構改」に否定的な立場を明確にし、自主的・自立的な営農の確保を強調する立場をとっていた。そうして「『構改』には反対であったので入らなかった」（⑧—農民組合員）と述べているように、地域全体が「構改」による大型化へまきこまれていく中で農民組合は学習・情報活動を通し酪農民に一定の影響を与えてきた。

現下の組合員は、⑨をリーダーに、⑬⑭⑮⑯⑰及び⑱（息子）と他部落の2名を加えて、N班を構成している。さらに、⑥⑪①は、賛同者、支持者として組合の学習会に参加している。農民組合の活動目標は、「本組合は農民生活に関係のある全ての問題について、農民の地位と利益を守ることを目的とする」（全日農標茶支部規約第二条より）と記されているが、とりわけ大規模化のなかで、地域の諸社会機構が行政の枠にそって経営・営農指導をすすめようとするのに対し、農民の「家」の経営を、主体的、自立的に確立しようとする運動を地域の農民の賛同を得、さらに労働者の協力を得ながらすすめてきている。乳価引上げの運動も大きな課題であるが、とりわけ「営利機構化」しつつある農協を、農民の協業性の枠の中にひきもどそうと役員選出に自らの代表者を選出する運動をくりひろげてきた。こうした活動は、⑧などの「自立的営農志向」の農家に、明らかに一定の影響を与えている。

これらの農民組合員を階層別にみると、⑬⑭の上層農と⑯⑰⑱及び⑱（息子）の中層農、⑧の下層、さらに賛同者3戸は、いずれも下層であり、上層農をリーダーにもちつつも、経営の格差をこえた組織として存在している。農民組合は、以上みるように、いまだ萌芽的ではあるが、「家」の経営を地域の協業体制の中で確立しようとする動きを示している。

つぎに、以上述べた階層的相違をこえて構成される農民組合と血縁のネットワークが如何なる関係にあるか、さらに、酪農民の政治的態度との関係も含めて検討しよう。

農民組合を構成する各戸の血縁のネットワークをみると、ここには⑩-⑬のB-⑩血縁があるほかは、血縁関係は存在していない。こうしてみると、農民組合は、血縁の枠をこえた組織として存在しているということになる。

この地区では、昭和46年に、町長選挙と町議会選挙が行なわれた。この選挙にさいして、両部落は、⑭(全日農)を中心とする革新系グループと、⑩を頂点として代議士N支持層と関係をもつ保守系グループにわかれた。保守系グループの中心は⑩⑨⑬で、上述のこの部落におけるインフォーマルリーダーが、それを構成し、さらに支持層として⑥⑬⑨④を擁している。血縁的には、A・B・D・E血縁の結びつきと、実習生(⑨←⑩)という関係がみられ、革新系グループよりはるかに血縁関係が強い。ところで、選挙にさいしての態度表明、とりわけ支持政党に対する態度は、このI,S両部落においても、血縁として、また個々の家においても、夫と妻、さらに後継者と、それぞれの個人によって、すでに異なっている。私たちの調査結果によると、(イ)まず、「家」内の夫妻間の相違は、表2-7-8のように整理される。ここで特徴的なことは、第一に、夫妻とも保守を支持するものが、夫妻とも革新を支持するものより遙かに多いということ。そして、夫妻とも革新支持はすべて共産党支持であるということ。第二に、夫妻間で保守と革新の支持に分裂している家が多いということ。その内実をみると、夫が革新、妻が保守というものが多く、妻の保守的傾向が看取されるが、この場合の革新は社会党支持で、共産、公明、民社は存しないということ。第三に、夫妻いずれか、あるいは両方とも支持なしが比較的多いということ、である。

表2-7-8 夫妻間の支持政党の型と階層

	政党支持(保守系・革新系)	上層	中層	下層
保守合意型	世帯主、妻とも保守支持	⑨⑩⑬	③⑦⑨	④⑩⑬(夫死亡)
保革分裂型Ⅰ	世帯主は保守支持、妻は支持なし	⑥'		
	世帯主はなし、妻は保守支持	⑬	⑮	②(主不明)
保革分裂型Ⅱ	世帯主は保守、妻は革新支持	⑬'		④
	世帯主は革新、妻は保守支持	⑦⑮'	⑤⑮'	⑧⑫
革新合意型	世帯主は革新、妻は支持なし	⑮'	⑮'(妻わからない)	⑪(妻不明)
	世帯主、妻とも革新支持		⑬'	⑧''
支持なし型	世帯主、妻とも支持なし		③	①⑬(両方とも不明) ⑪(主不明、妻人物)

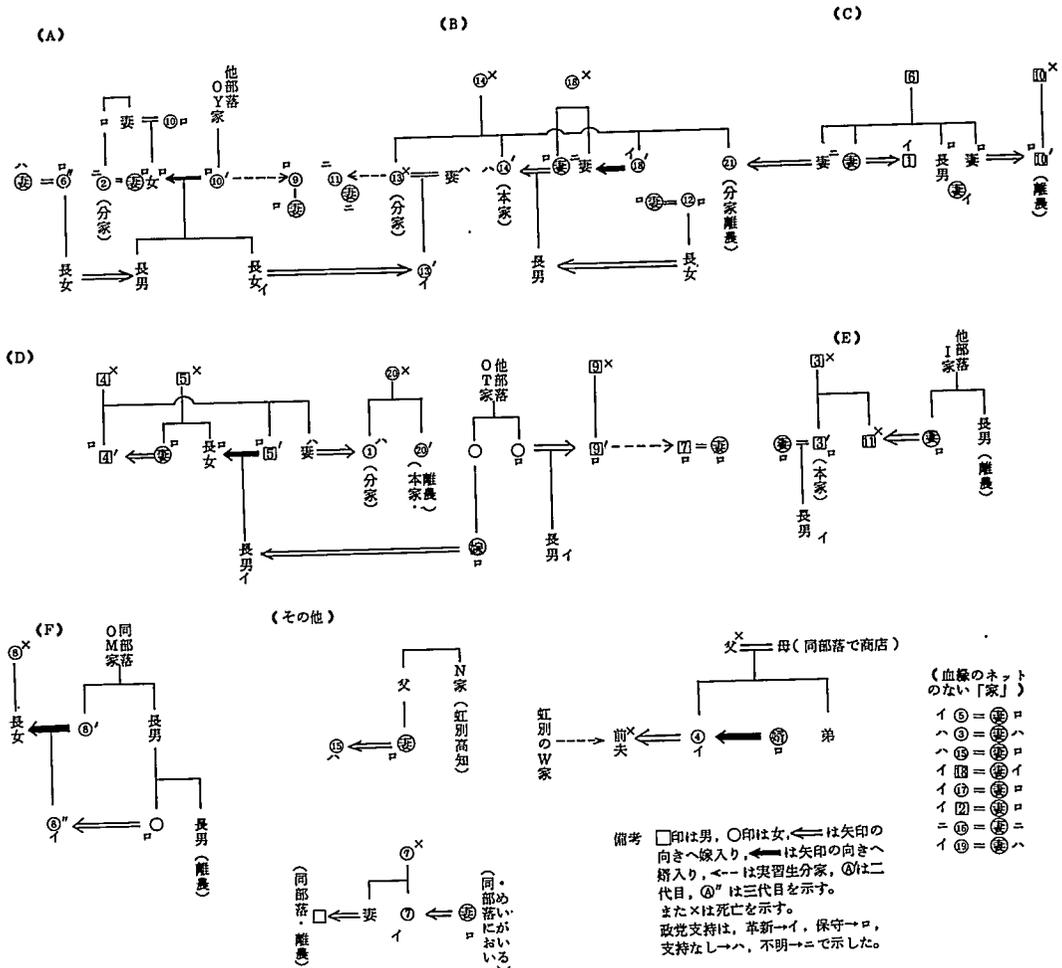
註) ④は2代目、⑧は3代目を示す。

(ロ) ところで、次にA~Fの血縁のネット、またI,S両部落に、血縁のネットをもたない層にわけて、かかる諸関係を見ると、次の事実があきらかとなる(図2-7-8)。すなわち、第一に、A~Fにいたる各血縁また、その他血縁においても、いずれも、3代目、すなわち後継者層に革新系を支持するものが立ちあらわれているということ、かかる意味において、親子間において、国・道等々のフォーマルな形での酪農政策そのものに対する意見の相違が存しているということ、そして、と

りわけ、私たちは、後継者層に革新支持が多いという事実に注目せざるを得ない。第2に指摘すべきは、血縁のネットをI・S両部落にもたぬ層、とりわけ、それは中層農に多かったが、かかる層において革新系が多いということである。

さて以上みてきたように、「家」内部の夫妻間において、また親子間において、そして血縁集団内部において、その成員間の支持政党がことなっているということは、少なくとも過渡期における酪農村落の変容・変革過程の現実を何よりも端的に物語っていると受けとることができる。ここでは、すでに血縁のネットによる、団結しての特定政党支持はみられなくなっている。とりわけ、若い後継者層と親世代との相違が特徴的であるが、同時に、すでにこれまでの各章でみてきた、いわば酪農生産における矛盾の集中点としての妻層の保守政党支持の態度が根づよく存していることもここで指摘しておく必要がある。

図2-7-8 I, S両部落の親族関係と支持政党



ところで、このことと関連して第一にのべておかなければならないことは、前述のように、農民組合（ここでは全日農）を中心として、革新政党支持が生じているわけであるが、「家」内における夫妻の構造として、これを捉えなおすと、あきらかに夫が革新支持の形で、それが構成されているということである。これを示めたのが図2-7-9である。夫主導の形で「家」としての全日農加入がなされている。第二に、前述の利用組合及びサイレージ共同作業グループと、各成員の政党支持をクロスすると次図が得られる。すなわち、K利用組合またKN利用組合に、革新支持者が多く、そして、NAグループにも、またNBグループではとりわけ後継者層に革新支持者が存することがあきらかとなる。いま、夫の政党支持を一応「家」の政党支持と指定して、革新系支持グループと保守系支持グループを農民組合関係、血縁関係、実習生関係、賃耕関係別に図示すると図2

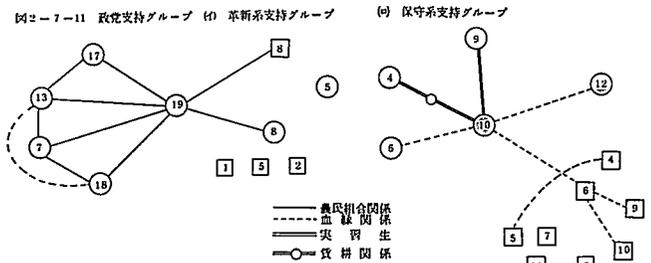
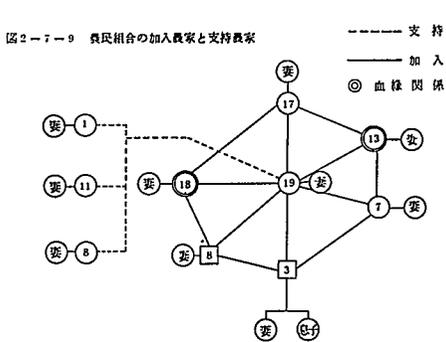


図2-7-10 利用組合集団と政党支持 (a) N利用組合

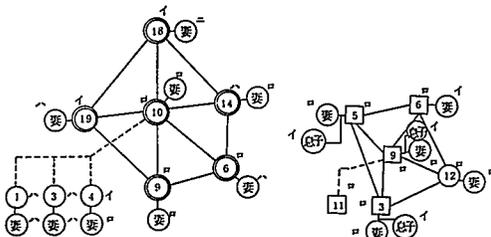


図2-7-10 (b) K利用組合

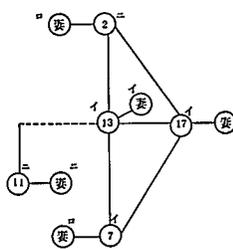
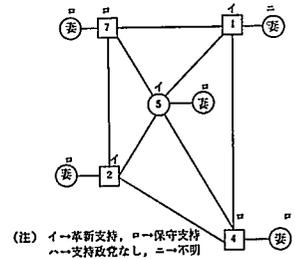


図2-7-10 (c) KN利用組合



ー7ー9及び10, 11が得られる。しかし前述のように、利用組合そしてサイレージ共同集団がそれぞれ保守系、革新系という形で2分されているわけではけっしてないということ、生産・労働諸関連の中では、総体として、保守系支持層の中に革新系支持層が立ちあわられているという形で、構造的にそれが変容してきているという事実には着目しなければならないと考える。ここに私たちは村落社会構造の具体的変容・変革のそのプロセスを政党支持との関連において、垣間みることができる。

第6節 結 び

以上、本章において私たちは、I・S両部落における、変動しつつある村落社会の構造を、いくつかの指標にもとづいてあきらかにしてきた。

ここであきらかにされた諸関係構造は、本来ならば、第2部・標茶町虹別地区分析の第1章から第6章までの諸事実をふまえて、もう一度吟味すべきものであるし、またそうしてこそもっと生き生きとその実相があきらかにされると考えられるが、そうした吟味は第3部での大樹町尾田地区の分析をまっして、第4部で両地区の比較分析として展開される予定なので、ここでは本章であきらかにされた諸事実を要約し、一応の結びとしよう。

(1) すでにみたように、昭和の初年に開拓されたこの地区は、たしかにフォーマルには部落としてのまとまりの歴史をもっている。しかし、そのフォーマルな部落の構造そのものが、地域の範疇においても校下地区単位に再編されようとしているし、個々の農家が現に織りなす社会関係の構造は、生産・労働一生活諸関連の契機ごとに、かなり機能的に分化している。したがって当然のことながら、個々の「家」レベルに立ちかえっての社会の構造分析が必要となる。役職の構造をみても、その変遷は、かなり激しく特定の「家」にそれが固定化しているという構造は、これまではみられなかった。その基底に第4章で分析した「家」の世代的発展の構造が、個々の「家」が保有する主体的力能の問題と共に横たわっていることはいうまでもない。第6章でふれたように⑨の後継者は、ニュージーランドにおける、多頭数飼育経営を体得していることもここで想起しなければならない。その中で、2代にわたって役職を主担する層が、上層農の⑩として現時この地区によりやく立ちあわられてきている。そしてそれは部落を最小の単位として、そこでの役職者のあるものが地区段階の役職者へ、そうしてその中のあるものが町段階の役職につくという形ではなく、部落構成戸の中で、部落段階、地区段階、そうして町段階の役職も主担するものの役割分担があらわれ、その意味において多段的にその構造は形成されている。当然そこにはその役割に応じた各家の社会的評価が存しているものとみなければならない。

(2) 現在の酪農経営が、その急速な「大規模化」にもかかわらず、家族協業経営として営まれて以上、その生産・労働一生活過程の最末端の基本的単位は「家」である。ところで、第2節で分析したように、I, S両部落では、32戸中24戸は、すでに何らかの関係での「家」相互間の血縁（及び擬似血縁）のネットを有するに至っている。A～Fにいたる血縁グループを私たちは別出できたが、そこでとくに有力な血縁としてA₁, B, D血縁があり、また階層的にみた場合、その血縁集団は特定階層、たとえば、上層農は上層農という形でまとまるのではなく、そのネット内の上・中・下の各階層をふくんでいるということ。かかる意味において上・中・下の各階層はそれぞれ自体血縁のネットによって連鎖されており、I, S両部落の場合中層農においてかかる血縁をもたぬ層が多いということ、そうして第4章～5章での分析を加味するならば、かかる層に、現時、問題とされている「マイペース経営」層が含まれるということも指摘できる。問題は、この血縁のネットが

現実的に如何に機能しているか、という点である。すなわち、「家族協業経営」からすすんで「社会的協業経営」を確立するために、それが如何に機能しているかという問題であるが、本章第2節の分析にあきらかなように、トラクター利用組合、及びサイレージ共同作業集団とも、血縁関係とは異なった原理で組織されており、トラクター賃耕関係においても然りである。ここにおいては、たとえば、N利用組合が上層農によって組織されているという事実が示すように、そうして、トラクター賃耕関係が上層農、下層農の間にとり結ばれているという事実を示されるように各家の階層差にもとづく、結合契機がより強く機能している。ところで、生活上の諸関連を、「日常気軽にゆく家」の選択でみると、ここにおいては、血縁のネットが機能していることがあきらかにされた。そこには、もちろん、利用組合及びサイレージ共同作業集団の関係、また近隣関係も存するが、そして利用組合に属さない者は同じく利用組合に属さないものを選択する傾向がみられるが、部落をこえる「家」の選択においてはあきらかに親戚が選択される。そうして、夫に対して妻の場合、より血縁関係の中に埋没している傾向が看取された。さらに、ここでふれておかなければならないのはかかる生活上の選択においては、同一階層の選択ではなしに、下→中、中→上、上→上という上位階層への選択がみられるということである。そしてこのことは、血縁グループがそれ自体、上、中、下の各階層を包摂して構成されているということの、その内部での「家」間の関係構造をしめすものといえる。かようにみえてくると、血縁のネットをその基底にふくみつつ、そこでは同一血縁においても、また各血縁を貫ぬいてそこに経営差にもとづく、すなわち、あらたなる結合原理が、とりわけ「家」相互間の生産・労働過程において立ちあらわれてきていることがあきらかとなる。そして、第4章でみたように、各家の婚姻においてもその初期の段階の同郷人という結合原理から、現時においては、上層農←→上層農という形で同一階層間のそれにかわつてきていることにもかかる点は示されている。さて生産・労働諸関連において、また生活上の諸関連において、各家はいわば小农户の結合として存しているという構造が第2節であきらかにされた。部落の全員が一堂に集う機会は年間に数回の機会があるのみである。しかし、何処の村落社会もそうであるように、直接的なコンタクトをもたなくとも、その社会の中で、この場合でいうと、酪農生産・経営に関して自他共に認めるインフォーマルなリーダーが存するものである。そのパーソナルなインフルエンスはたしかに存するとみなければならない。I、S部落の場合、かかるインフォーマルなリーダーとして⑩と⑨が検出された。両家ともこの場合上層農である。そして特に⑨の場合、酪農生産・経営の全般にわたっての評価がたかく、このことはN利用組合内のサイレージ作業集団、NAグループとNBグループの現実的な機能の相違ともなっておりあらわれていた。

かようにみえてくると、血縁のネットがA～Fに至る血縁として存しているといっても、それが部落内における現実の各戸の生産・労働による結合契機としては機能していないということが、こうしてあきらかになろう。

(3) ここで私たちが注目しなければならぬのは、かような現実の社会諸関係にひとつの体制的な枠をはめるものとしての、各種諸機関の存在とその機能である。そもそも構改によるトラクター利用組合それ自体が、酪農経営「大規模化」の基礎条件を設定するために、国策にそういわず上からの社会的枠として設定されたものであり、そこに加入しなかった層に少なからぬ社会的諸関係の変化が生じていることは第4～5章でふれた。また、本章で垣間みたように、好むと好まざるにかかわらず、個々の農家は農協にその生活のもっとも基底である「経済」を掌握されている。そこには、農協および普及所等の機関による個々の農家の選択的育成の過程があきらかに看取される。

そうして、それと裏はらの関係だが、下層農「淘汰」の現象が垣間みられる。かかる意味において、現在、上層農として位置づけられる層は、それ自体地域諸機関をとおして、育成されつつあるものとして位置づけることができる。かかる意味において、階層的な各家の結合による村落社会の変容の方向は、地域諸機関のあり方、また国及び道、市町村の各階梯レベルにおける農業政策、そしてまたその裏づけとしての財政投融资政策との関連を抜きにして語ることはできない。事実、第3節でみたように、現在の酪農経営にとっては、農協、また共済（とりわけ獣医）、さらにメーカー（とりわけ獣医）等々の諸機関との関連を不可欠にもたざるをえなくなっている。この中で普及所は、その「合理化施策」として広域行政をとって以降、あきらかに個々の農家にとっては、“なじみのうすいもの”となりつつある。しかしいうまでもなく、諸機関利用の形態において、階層差ははっきりとあらわれている。というのは、第6章でみたように、急速に「多頭化」の道を歩むこのI、S部落においては、自生的な酪農生産技術、また経営技術はそれ自体、役に立たなくなっており、そのさい、あらたなる酪農生産の「大規模化」に相応した、生産・経営に関する諸技術・知識等々、その「家」としての主體的な力量を培う教育は、いわば自生的な形でなされており、ここに私たちは、現段階における組織的な「教育」機能の立ちおくれを— その問題点を指摘せざるを得ないわけだが、このさい、各種諸機関がもつその技術・知識の一定の水準は、とりわけその生産技術、知識に関しては、あきらかに各種機関が、いわばわが国における全体としての生産力水準の発展を反映するその諸結果を、個々の農民にもたらしているとみることができる。かかる観点からみると、第3節では十全にふれられていないが、共済・メーカーという機関の果たす役割が私たちの調査したかぎり、かなり重要な意味をもっている。そうして、上層農においては、財政投融资に関する諸側面のみならずかかる意味での機関利用が、中・下層農とはあきらかに異なっているということもここで指摘しなければならない。

ところで諸機関とのコンタクトからきりはなされた下層農においては、牛馬商等々いわゆる民間ブローカーとの関係が現に生じている。農協からの“経済”査定によって、年間の生活費そのものが数カ月に限定されているという事態の中で、窮迫的にその主要な生産手段であるところの乳牛、また牧草すらも「農協」にかくれて販売せざるをえないという現実は、すでに生じている。階層格差は有無をいわずひろがらざるをえない。そうして、かかる意味での上層農が、すでに本章でみてきたように、地域各機関の役職を、とりわけ町レベルにおいて、掌握しているという構造があきらかに看取された。さて、それが問題とせられる場合、現段階における上層農の中・下層農への支配構造としての村落構造のあり様は、かかるレベルにまでおりて問題とせられなければならない、と私たちは考えている。

(4) ところで、ここでかかる意味での上層農を中心とした部落の支配構造を問題とする場合、さらに次の諸点を問題とせざるをえない。

(1) 第一は、この場合の上層農であるが、彼らをいちがいに「地域権力」を掌握した特定農家層、すなわち勝手気ままに、いわば地域諸機構をアーティフィシャルに操作できるものとして位置づけることはできぬということである。すでに第4章・第5章で分析したように、日本資本主義の発展過程の中で、現に個々の農家が体験した「家」の世代的発展のあり方、そうして、何よりもその後継者の有無の問題、そうした意味での現実の酪農生産そのものが「家族協業経営」として営なまれているということを土台として、そこには上層農を上層農として位置づける客観的根拠がある。酪農民が自他ともに認めるところの階層分化の中には、上層農を上層農として位置づけるその「家」

に対する一定の評価がある。その評価の中にはその「家」が保有する力能に対する評価がある点を看過してはならない。

(d) しかしながら、そうした上層農自体が体制的に、「構改」事業に端的に示される国策によって育成されつつあるものであるということはたしかである。「マイベース」中層農とはあきらかに異なっている。けれども、すでにこれまでの分析であきらかなように、私たちはもう一步ふみこんだレベルにおいて問題を解析した。すなわち第2章の分析であきらかなように、育成されつつある上層農においても、その酪農経営の「大規模化」は、けっして順風の形でなされているわけではないということ、そこにはその「大規模化」にともなう極めて大きな矛盾が存していた。ひとつは、家族構成員における「労働強化」であり、別にのべたように⑩の言葉に端的に示される「大規模化」酪農経営の確立のためには、さらなる国家レベルでの財政投融资に対する要望である。上層農において示されるかかる諸矛盾は、当然のことながら、中層、そしてより深く下層農に及んでいるということは指摘するまでもない。

(e) ところで、血縁のネットを含めて、また上・中・下の各階層を含めて、部落社会自体として、その階級的諸矛盾を地域社会それ自体として止揚する構造は、I、S両部落において、私たちの調査時点においては形成されていない。すでに前述の如く、階層差にもとづく各家の結合契機が、たしかにそこには生じつつあることが看取された。I、S両部落形成過程における、渡道前における同郷・同友、またそこから生じた血縁のネットとは異なった階層差にもとづく諸関係、そうして、それにもとづく「あらたなる」段階での血縁のネットが生じつつあることがあきらかに看取される。

しかしそうした中で、現に形成されつつある構造として、すでにあきらかにした如く、全日農系の農民組織がフォーマルな組織として、それ自体全国的なレベルで確立されている機構に連鎖する組織として、I、S両部落を含む虹別地区においては形成されている。この組織はすでに指摘した如く、血縁のネットとは関係がない。しかも下層農のみによって組織されているものではない。上・中・下層農を含めて、その影響力は部落の中に、たしかに一定程度及んでいる。そうして、全日農に属する諸成員は、トラクター利用組合組織においても、それぞれの利用組合の構成メンバーとなっている。しかし、そのリーダーである⑩をはじめ、その構成員は未だI、S両部落におけるインフォーマルリーダーたりえていない。しかしながら、ここで私たちが注目しなければならない事実は、階層的な相違として、すなわち上層農対全日農組合員という形で、現時点の村落構造の変容がなされているわけではなく、いわば全階層にわたっての構造変化として、かかる変容・変革がなされているという事実である。それは本章第5節でみた如く、各「家」を構成する構成員ごとに、その地域社会レベルにおいての各種選挙における、いわゆる「政党支持」の態度をみても実証せられる。それは「家」内においても、また同一血縁内においても、たしかに、各「家」また成員ごとに分化されるに至っている。その中で、これからの「家」の生産・労働—生活の経済・社会的再生産過程を担わなければならない若い後継者ほど革新支持が多く、また現にその生産・労働—生活過程を担っている層においては、夫に比べてその階級的矛盾がより集中的にあらわれている妻において、むしろ保守政党支持の態度があらわれているという構造が看取せられた。

(f) ところで、ここで最後に指摘しなければならないのは次の二点である。⑪第一は、農民組合自体が、何よりも農協、また自治体組織のあり方の変革、すなわち地域諸機関の存在形態、その機能に関する変革に射星をあわせて、その機能のあり方の変革を志し、すでに一定の成果をおさめているということ。すなわち、地域諸機関のあり方の変革をすでに展開しているということ、そして

標茶町においてすでに「革新自治体」を建設しているということである。

⑥第二には、かように現段階における標茶町虹別地区における酪農生産のあり方、そうしてその展望・展開に関しては、地域諸機関のあり方に、その村落社会のあり方そのものが深く連動していることは認識されながらも、そうして、上層農を含めての階級的諸矛盾は顕在化しながらも、その大宗は地縁・血縁をとおした、地域各層の連帯の中での志向性、それに支えられた農協をはじめとする諸機関のあり方がここにおいて確立せられておらず、すでにみたように階層差にもとづく結合の構造が現段階においては主流をしめているということ、かかる意味において、現段階における国策にそうした上層農育成の方向にそうての村落社会形成がすどくすすめられているということであろう。

しかし、すでにみた如く、上層農といえども大きな矛盾をかかえており、また農民組合そのものも所謂たんなる体制外的批判集団ではなしに、上・中・下の各階層を包摂しながら、全構造的にそのあり方を顕在化しつつあるということ。また血縁のネットそのものが各階層にわたっているということを見るならば、この村落における社会構造を短絡的に上層農による下層農支配の構造として措定してしまうことはできないことはあきらかであろう。

私たちはむしろ逆に、現局面においては表層的にかかる形相を呈しながらも、あくまでもそれはひとつの過渡期のあり方として、それを把握すべきだと考えている。

第1編 執筆 者 紹 介

氏 名	(所属・職名)
布 施 鉄 治	(北大教育学部・教授)
岩 城 完 之	(北大教育学部・助教授)
小 林 甫	(北大教育学部・助手)
白 檉 久	(北見工業大学・助教授)
安 部 恒 雄	(北大大学院教育学研究科・修士課程)
鎌 田 明 子	(北大大学院教育学研究科・修士課程)

産業教育計画研究施設 研究報告第12号

昭和52年 3 月22日 印刷

昭和52年 3 月25日 発行

発行機関 北海道大学教育学部 札幌市北区北11条西7丁目
産業教育計画研究施設

発 行 者 美土路 達雄

印 刷 所 (株)北海道共同印刷所 札幌市中央区北2条東5丁目
